国連開発計画（UNDP）

人間開発報告書 2004

HUMAN DEVELOPMENT REPORT

—— この多様な世界で文化の自由を ——

Cultural Liberty in Today's Diverse World

Accommodating people's growing demands for their inclusion in society, for respect of their ethnicity, religion, and language, takes more than democracy and equitable growth. Also needed are multicultural policies that recognize differences, champion diversity and promote cultural freedoms, so that all people can choose to speak their language, practice their religion, and participate in shaping their culture— so that all people can choose to be who they are.



UNDP

この多様な世界で文化の自由を

社会の一員として受け入れられたい、自らの民族、宗教、言語を尊重してほしい、という人々の要求はますます強くなっているが、その要求を満たすのは民主主義や公平な成長よりも大変なことである。また、あらゆる人が選択肢として、母語を話し、宗教を信じ、文化の育成に参加することができるように――つまり、あらゆる人が自らの在りようを選ぶことのできるように――互いの相違を認め、多様性を守り、文化的自由を促進する多様な文化を育てる政策もまた必要とされている。



手形。それは、はるか時空を超えた、さまざまな文化のメッセージ。
そのメッセージとは：「私は....である」

「私」は有史前のアーチスト。「ジブラルタルからタスマニアにいたる多くの洞窟に手形を残した。
「ボク」は５歳の子ども。2005年からは学校に通い自分の言葉で学びたい。
「私」は都市の労働者だが、それと同時に一族の長でもあり、
われわれの信条や習慣の指導者であり世話人でもある。

文化は、人間の創り出した最も耐久性のある財である。人類はおもに文化を通して地球上で、
家族、部族、長を中心とした集団、国民国家として栄えてきた。
「私」は私の母語、象徴、信条そのものである。
そして、「私は、私たちは.....である」

国連開発計画（UNDP）



人間開発報告書 2004

―この多様な世界で文化の自由を―

国際協力出版会

UNDP「人間開発報告書2004」の原本は、国連開発計画（UNDP）が
Oxford University Pressから英語で発行した*Human Development Report 2004* である。

著作権©2004年　国連開発計画（UNDP）

UNDP『人間開発報告書 2004』（日本語版）

監修：横田　洋三（中央大学法学部教授）
　　秋月　弘子（亜細亜大学国際関係学部教授）

発行：国際協力出版会
　　〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1
　　Tel：03-3372-6771　Fax：03-3372-6840
　　http://www.jicp.co.jp/

発売：古今書院
　　〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-10
　　Tel：03-3291-2757　Fax：03-3233-0303
　　http://www.kokon.co.jp/
　　2004年10月20日　初版発行
　　ISBN 4-906352-51-0 C1033 ￥3800E

この出版物は再生紙を利用しています。

はじめに

地球規模の「文化の衝突」という概念が、強烈な衝撃をもって世界中を駆けめぐっている時代にあって、言語、宗教、文化、民族性をめぐる対立を上手に管理し和らげる最善の方法は何であろうか、という古くからの問題に対する解答を探ることが、改めて重要になってきている。開発の現場に携わる者にとって、これは抽象的な問題ではない。もし世界がミレニアム開発目標（MDGs）を達成し、ついには貧困を撲滅することになれば、何よりも最初に世界が立ち向かわなければならないのは、包括的（inclusive）で文化的に多様な社会をいかにして建設するかという課題である。これは、そうした社会の建設が、国民すべてのためになる経済成長や保健医療や教育に確実かつ重点的に取り組む、という各国の優先課題の前提条件であるからというばかりでなく、人々が十分に文化的な表現ができるということそれ自体が、重要な開発目標の１つであるからである。

人間開発とは、まず何よりも人々が自ら選択する生活を送ることができるようにすること、そして人々にそうした選択を行う手段と機会を与えるためのものである。近年の『人間開発報告書』では、人間開発は、経済の問題であると同時に、人権の擁護から民主主義の深化に至るまで、政治の問題であると強く主張してきた。貧困層や疎外された人々の大半が宗教的あるいは民族的少数者（マイノリティ）および移住者であるが、これらの人々が地域や国家の政策に影響を持つことができなければ、彼らが仕事、学校、病院、裁判、安全、その他の基本的なサービスを、公平に得られるようになるとは考えにくい。

本年の報告書はこの点の分析にもとづいてまとめられており、文化的な相違は社会的、経済的、政治的な対立を必然的に生じるという主張、あるいは、固有の文化的権利が政治的および経済的権利に取って代わるべきだという主張を注意深く検証し、否定している。そのかわりデズモンド・ツツ大司教が述べたように「相違を楽しむ」方法を見いだすための説得力のある議論を展開している。さらに、人間開発の根本原則と矛盾しない形で独自性と文化を尊重する政治を構築し運営するということは実際にはどういうことなのかについて具体的な考えを述べている。

文化の問題の中には解決が比較的容易なものもある。たとえば、父親が宗教上の理由などで娘の学校教育を禁じる文化的権利を主張しても、最終的には娘が教育を受ける権利が勝るのが常であろう。しかし問題はそう単純ではない。母語による教育を考えてみよう。子どもは母語で学ぶほうが成果が上がるということについては、説得力のある証拠がある。しかし、人生のある時点において利点であったことや、実際に一生を通じたかけがえのないアイデンティの基盤となり得るものが、別の場面では不利益になりかねない。たとえばより広く使われているその国の公用語や国際語に習熟していないことで、雇用機会がひどく狭められる可能性がある。本報告書が明らかにしているように、積極的是正措置（アファーマティブ・アクション）から報道機関の役割にいたるまで、実際に機能する多文化社会を構築するための最善の方法について、簡単であらゆるケースに適用できるような法則はない。

しかしたとえそうだとしても、最も重要な教訓が何かは明らかである。法律や政策の変更は必要だが、それだけでうまくいくといった単純な問題ではないということである。少数者や先住民などの集団に保護と保障を与える憲法や法律は、より広範な自由を実現するために欠かせない重要な基盤である。しかし、政治風土もまた変わらなければ、そして市民が他人のニーズや願望を真摯に受け止めて考え、感じ、行動するようにならなければ、本当の変化は起こらないだろう。

政治風土に変化がなければ、懸念される結果を生むことは明らかである。政府に不信感を抱くラテンアメリカの先住民からアフリカやアジアの恵まれない少数者、そして先進各国に広がる新しい移民まで、疎外さ

れた集団の不満を解消しなければ、単に不公平を生み出すだけではない。職もなく不満を抱き、現状にいら立ち、変化を求めしばしば暴力に訴える若者の出現という、本当に深刻な問題を将来に向けて作り出すことになる。

これは難題である。しかし同時に真の機会でもある。本報告書の最も重要なメッセージは、文化の問題を開発の思想と実践の主流に据えることで、より平和的で、繁栄した世界を構築できる大きな可能性を浮き彫りにすることである。従来からの優先課題の解決がわれわれにとっての基本的な問題であることには今後も変わりはない。文化の問題はこれらの課題に取って代わるのではなく、補完し強化するのである。

開発格差は逆説的に言うならば、途上国のほうが、言語、美術、音楽、その他の形態のどれを取り上げても、多くの場合、北の先進諸国よりも豊かで多様な文化的伝統のもとに生活していると言える。書籍、映画、テレビなどの大衆文化のグローバリゼーションは、明らかにこうした伝統文化への重大な脅威となっている。しかしまた、グローバリゼーションにより、多くの機会が開かれている。具体的には、オーストラリアのアボリジニや北極のイヌイットなど恵まれない境遇にある集団が、世界の美術市場に参加することもでき、また広くは、より活気に満ち、創造的で刺激的な社会を作り出すこともできるのである。

これまでの報告書と同様、本書は重要なテーマをめぐる議論の進展を意図し、独立した立場での分析を行ったものであり、国連やUNDPの公式の政策を表明したものではない。しかしながら、開発経済学者がこれまでしばしば無視してきた問題を取り上げ、それをよりよい、より満たされた生活を構築するうえでの優先課題としてしっかりと位置づけることで、本書はUNDPおよびUNDPのパートナーが、広範な業務の中で考え、行動するための土台となる重要な議論を提示している。本年は、これまでの10年間我が人間開発報告書事務局を率い、今回を最後に任を辞するサキコ・フクダ・バーに改めて特別の賛辞を呈したい。また人間開発の生みの親の１人であり、第１章を寄稿してくれただけでなく、今回の重要テーマに関しわれわれの考え方を形成するうえで多大な影響を与えてくれたアマルティア・センに特別の謝意を表したい。

Mark Malloch Brown

国連開発計画（UNDP）総裁
マーク・マロックブラウン

本報告書に示されている分析ならびに政策提言は、必ずしも国連開発計画（UNDP）やUNDP執行理事会、あるいは加盟国の見解を反映しているわけではない。本報告書はUNDPの委託を受けて作成された独立した刊行物であり、著名なコンサルタント、顧問および人間開発報告書作成チームが力を結集して行った作業の成果である。人間開発報告書室長のサキコ・フクダ・バーが、この作業を主導した。

謝　辞

本報告書は、大勢の方々や機関の惜しみない貢献がなければ、完成を見なかったであろう。

報告書作成チームは、第１章の筆者として、本報告書に概念的な枠組みを提供してくださった、Amartya Sen教授に心からの謝意を表明する。

寄稿者

作成チームは協力いただいた松浦晃一郎ユネスコ事務局長とスタッフの皆様、とくに次の方々に感謝する。Ann-Belinda Preis, Katarina Stenou and Rene Zapata.

たくさんの背景調査資料、論文、文書が、アイデンティティ、文化的多様性、文化的自由に関するテーマ別課題について作成された。寄稿してくださったのは次の方々である。Lourdes Arizpe, Robert Bach, Rajeev Bhargava, Elie Cohen, Emanuel De Kadt, Carolyn Deere, Nicholas Dirks, K.S. Jomo, Will Kymlicka, Valentine Moghadam, Joy Moncrieffe, Sam Moyo, Brendan O' Leary, Kwesi Kwaa Prah, Barnett R. Rubin, Daniel Sabbagh, Amartya Sen, D.L. Sheth, Rodolfo Stavenhagen, Alfred Stepan, Deborah Yashar and Aristide Zolberg. 第２章では、UNDP危機予防・復興局が提供している紛争に関する国別地図および関連情報、とくにMeegan Murray, Preveen Pardeshi, Pablo Ruizの研究が役立った。

下記の機関からはデータその他の調査資料を惜しみなく提供していただいた。二酸化炭素情報分析センター、カリブ共同体事務局、ペンシルバニア大学国際比較センター、国連アジア太平洋経済社会委員会、国連食糧農業機関、国際戦略研究所、国際労働機関、国際通貨基金、国際移住機関、国際電気通信連合、列国議会同盟、国連エイズ合同計画、ルクセンブルク所得研究所、経済協力開発機構、ストックホルム国際平和研究所、ユニセフ（国連児童基金）、国連貿易開発会議、国連ラテンアメリカ・カリブ経済社会委員会、ユネスコ（国連教育科学文化機関）統計研究所、国連難民高等弁務官事務所、国連薬物犯罪オフィス、事務総長に寄託された国連の多国間条約、国連人口部、国連統計部、世界銀行、世界保健機関、世界知的所有権機関。

作成チームはまた、ロックフェラー財団、特にRam Manikkalingam, Janet Maughan, Joan Shigekawa, Lynn Szwaja, Tomas Ybarro-Fraustoおよび同財団ベラジオ研究・会議センターのGianni Celli, Nadia Giladroniから受けたご支援に感謝する。

諮問委員会

本書は、次の著名な専門家によって構成される諮問委員会から大変有意義な知的助言や指導をいただいた。Arjun Appadurai, Robert Bach, Seyla Benhabib, Nancy Birdsall, Jody Narandran Kollapen, Mahmood Mamdani, Sonia Picado, Surin Pitsuwan, Jorge F. Quiroga, Paul Streeten, Victoria Tauli-Corpus, Ngaire Woods, Rene Zapata, Antonina Zhelyazkova. 統計に関する諮問委員会のSudhir Anand, Paul Cheung, Willem DeVries, Lamine Diop, Carmen Feijo, Andrew Flatt, Paolo Garonna, Robert Johnston, Irena Krizman, Nora Lustig, Marion McEwin, Ian Macredie, Wolf Scott, Tim Smeeding, Michael Ward.

助言

本書を作成するにあたり、多くの方々から貴重なアドバイスや情報、そして資料の提供を受けた。作成チームは以下の方々に感謝する。Carla Abouzahr, Yasmin Ahmad, Patricia Alexander, Serge Allegrezza, Anna Alvazzi del Frate, Shaida Badiee, Yusuf Bangura, Nefise Bazoglu, Grace Bediako, Matt Benjamin, Yonas Biru, Ties Boerma, Eduard Bos, Thomas Buettner, Tony Burton, Rosario Garcia Calderon, Joe Chamie, Shaohua Chen, Paul Cheung, Martin Chungong, David Cieslikowski, Lee Cokorinos, Patrick R.

Cornu, Kim Cragin, Trevor Croft, Gaurav Datt, Ian Dennis, Yuri Dikhanov, Dennis Drescher, Asghar Ali Engineer, Hubert Escaith, Kareen Fabre, Yousef Falah, Richard Fix, Karl Franklin, Nancy Fraser, Rodolfo Roque Fuentes, Enrique Ganuza, Erlinda Go, Rui Gomes, Ray Gordon, Marilyn Gregerson, Ted Robert Gurr, Brian Hammond, Philomen Harrison, Sabinne Henning, Alan Heston, Misako Hiraga, Frederick W.H. Ho, Joop van Holsteyn, Béla Hovy, Piero Ignazi, Chandika Indikadahena, Jens Johansen, Lawrence Jeff Johnson, Robert Johnston, Vasantha Kandiah, Alison Kennedy, Sio Suat Kheng, Elizabeth Kielman, Taro Komatsu, Karoly Kovacs, Olivier Labe, Frank Laczko, Henrik Larsen, Georges Lemaitre, Denise Lievesley, Rolf Luyendijk, Nyein Nyein Lwin, Doug Lynd, Esperanza C. Magpantay, Mary Mahy, Heikki S. Mattila, Clare Menozzi, Jorge Mernies, Michael Minges, Anjali Mody, Catherine Monagle, Bruno Moro, Ron Morren, Philip Mukungu, Angela Ferriol Muruaga, Jack Nagel, Keiko Osaki, Jude Padyachy, Sonia Palmieri, Rosario Pardo, Amy Pate, Sulekha Patel, François Pelletier, Bob Pember, Indira Persaud, Lakshmi Puri, Francesca Perucci, Rudolphe Petras, Spyridon Pilos, Lionel Pintopontes, William Prince, Agnés Puymoyen, Hantamalala Rafalimanana, Markandey Rai, Vijayendra Rao, Luca Renda, Clinton Robinson, David Roodman, Ricardo Sibrián, Shaguni Singh, Armin Sirco, Carl Skau, Petter Stalenheim, Elsa Stamatopoulou, Mark Stoker, Diane Stukel, Ilpo Survo, Eric Swanson, Tony Taubman, Benedicte Terryn, Michel Thieren, Anne Thomas, Barbara Trudell, Elisa Tsakiri, Rafael Tuts, Erica Usher, Said Voffal, Rick Wacek, Neff Walker, Steve Walter, Tessa Wardlaw, Jayashree Watal, Glenys Waters, Catherine Watt, Wendy Wendland, Patrick Werquin, Siemon Wezeman, Anders Widfeldt, Boris Wijkström, Jonathan Wilkenfeld, Diane Wroge, A. Sylvester Young, Elizabeth Zaniewski and Hania Zlotnik.

国連機関との非公式の協議からも作成チームに有益な意見と提案がもたらされた。報告書作成チームは、次の諸機関に感謝する。国連食糧農業機関、国際農業開発基金、国際労働機関、国際通貨基金、国連エイズ合同計画、ユニセフ（国連児童基金）、国連貿易開発会議、国連経済社会局、ユネスコ（国連教育科学文化機関）、国連環境計画、国連人権高等弁務官事務所、国連難民高等弁務官事務所、国連人間居住計画、国連訓練調査研究所、国連人口基金、世界保健機関、世界知的所有権機関、世界銀行。

UNDP 内部校閲者

UNDPの同僚からなる内部校閲者グループから、原稿作成にあたって非常に有益な意見、示唆、および情報の提供を受けた。作成チームはとくに次の方々に感謝する。Randa Aboul-Hosn, Fernando Calderon, Moez Doraid, Gilbert Fossoun Houngbo, Andrey Ivanov, Selim Jahan, Bruce Jenks, Freddy Justiniano, Inge Kaul、Douglas Keh, Thierry Lemaresquier, Lamin Manneh, Saraswathi Menon, Kalman Mizsei, Balasubramaniam Murali, Shoji Nishimoto, Omar Noman, William Orme, Eugenio Ortega, Hilda Paqui, Ravi Rajan, Ramaswamy Sudarshan, Mark Suzman, Julia V. Taft, Gulden Turkoz-Cosslett, Louisa Vinton, Mourad Wahba and Gita Welch.

編集、製作、翻訳

昨年までと同様、本書はCommunications Development Incorporatedの次の編集者にお世話になった。Meta de Coquereaumont, Elizabeth McCrocklin, Thomas Roncoli, Bruce Ross-Larson and Christopher Trott. 表紙を含む本書のデザインはGerald Quinn, レイアウトはElaine Wilson、本書中の統計情報のデザインはGrundy & Northedgeにお願いした。

製作、翻訳、流通、広報では総裁広報室（Communications Office of the Administrator）の次の方々のお世話になった。Djibril Diallo, Maureen Lynch, Trygve Olfarnes, Bill Orme, Hilda Paqui, Elizabeth Scott Andrews. 翻訳の校閲は Helene Castel, Cielo Morales, Vladimir Scherbov, Fayiz Suyyaghにお願いした。

また、次の実習生の献身的な協力があった。Valentina Azzarello, Alexandra Lopoukhine, Rachel Sorrentino, Rati Tripathi. Emmanuel BoudardとJessica Lopatkaは統計チームに貴重な貢献をしてくれた。

国連プロジェクトサービス機関のLiliana IzquierdoとGerardo Nunezからは非常に重要な管理上の支援と運営上の協力を受けた。

● ● ●

報告書作成チームは、相互査読者として原稿を注意深く読み、自らの専門知識と識見をかしてくれたWill Kymlickaに心からの謝意を表したい。また本書で扱われているデータを、統計の専門知識を生かして精査してくれた統計の相互査読者、Ian Macredie, Lene Mikkelsen, David Pearceにも感謝したい。

最後に、執筆者一同は、優れた指導力と視点をわれわれに示してくれたMark Malloch Brown UNDP総裁に対して格別の謝意を表したい。支援してくださったすべての方々に感謝申し上げる一方、本報告書で表明された意見についての全責任は執筆者が負うものである。

S. Fukuda-Parr

『人間開発報告書2004』ディレクター
サキコ・フクダ・パー

『人間開発報告書2004』作成チーム

ディレクター・主執筆者
Sakiko Fukuda-Parr

コアチーム
Carla De Gregorio, Haishan Fu (Chief of Statistics), Ricardo Fuentes, Arunabha Ghosh, Claes Johansson, Christopher Kuonqui, Santosh Mehrotra, Tanni Mukhopadhyay, Stefano Pettinato, David Stewart and Emily White

統計顧問：Tom Griffin

編集：Cait Murphy and Bruce Ross-Larson

表紙・レイアウトデザイン：Gerald Quinn

主要諮問委員
Amartya Sen (Chapter 1), Lourdes Arizpe, Robert Bach, Rajeev Bhargava, Elic Cohen, Emmanuel de Kadt, Nicholas Dirks, K. S. Jomo, Will Kymlicka, Valentine Moghadam, Joy Moncrieffe, Sam Moyo, Brendan O'Leary, Kwesi Kwaa Prah, Barnett R. Rubin, Daniel Sabbagh, D. L. Sheth, Rodolfo Stavenhagen, Alfred Stepan, Deborah Yashar and Aristide Zolberg

情報デザイン：Grundy & Northedge

人間開発事務局の同僚にむけて：
貴重な支援と貢献を人間開発報告書事務局（HDRO）の同僚たちから受けたことに対し、チーム一同は心から感謝申し上げる。管理上の支援を、Oscar Bernal, Renuka Corea-Lloyd, Mamaye Gebretsadikから受けた。報告書の啓発広報活動は、Nena Terrell を中心にMaria Kristina Dominguez、Anne-Louise Winslovも担当した。人間開発報告書事務局の運営は、Yves Sassenrathが中心になり、Marie Suzenne Ndawにもお世話になった。また、作成チームは国別人間開発報告書（NHDR）のスタッフ、Sarah Burd-Sharps（HDRO副ディレクター・NHDRユニットチーフディレクター）, Marcia de Castro, Sharmila Kurukulasuriya, Juan Pablo Mejia, Mary Ann Mwangi等の協力も得た。

日本語版監修：Yozo Yokota and Hiroko Akizuki
翻訳：Junko Yoneda, Kumiko Hamada, Takao Yamamoto, Yasuhiko Sato and Eiko Tomita

目　次

概要
この多様な世界で文化の自由を　1

第1章
文化的自由と人間開発　18
参加と認識　19
自由、人権、そして多様性の役割　21
アイデンティティ、地域社会、そして自由　23
グローバリゼーション、非対称性、そして民主主義　27
結論　31

第2章
文化的自由への課題　35
文化的自由―人間開発における未開拓の側面　36
文化的自由を推進するためにはアイデンティティの違いを認めることが重要である　48
文化的自由と開発をめぐる3つの神話　51
文化的自由のための今日の課題　59

第3章
多文化民主主義国家の建設　62
文化の相違を認めることで国家のジレンマを解決する　62
多様な文化的集団に対し政治参加を保障する政策　63
宗教および宗教上の慣行に関する政策　73
慣習法および多元的法体制に関する政策　76
多言語の使用に関する政策　79
社会経済的な排除是正のための政策　86

第4章
文化的支配の動きに立ち向かう　98
文化的支配を求める動き―今日の課題　99
民主主義のジレンマ―規制措置か適応措置か？　104

第5章
グローバリゼーションと文化的選択　115

グローバリゼーションと多文化主義　118
投資と知識の流れ—先住民族をグローバルな世界に包含する　123
文化財の流れ—創造性と多様性を通じて選択肢を拡大する　130
人の流れ—世界市民のための複数のアイデンティティ　134

注釈　144
文献注　147
文献一覧　149

特別寄稿

人権こそが人類の文明の根本的な価値を体現している／シリン・エバディ　33
多様性—分裂から包含へ／ネルソン・マンデラ　60
アフガニスタンの憲法における言語的多様性の認識／ハミド・カルザイ　87
相違は脅威ではなく力の源である／ジョン・ヒューム　114
先住民族と開発／オーレ・ヘンリック・マッガ　123

囲み記事（BOX）

2.1　文化的排除の2つの側面　36
2.2　文化的権利の定義は市民的、政治的、経済的、社会的権利よりも遅れている—なぜだろうか？　37
2.3　文化的自由を測定する　41
2.4　人間開発指数：集団間の不平等の実態をとらえる　47
2.5　文化政策—文化遺産を保護し、文化的自由を推進する　50
2.6　集団間の不平等が紛争や緊張を引き起こすことがある　56
2.7　ソロモン諸島における紛争の原因は民族の違いではない　57
3.1　連邦制度への簡単な手引き　66
3.2　連邦制度の課題：ナイジェリアの困難に満ちた政治的軌跡と展望　68
3.3　比例代表制か、勝者がすべてを得る制度か。ニュージーランドの転換　72
3.4　世俗国家と宗教国家のさまざまな形態とその宗教的自由に及ぼす影響　74
3.5　ヒンドゥー教とイスラム教の身分法：一元的な民法典をめぐる進行中の論争　77
3.6　グアテマラにおける司法アクセスと文化の承認　79
3.7　パプアニューギニアの多言語教育　81
3.8　アフリカにはいくつの言語があるのだろうか。アフリカ人の85%は15の主要な言語を話している　84
3.9　フィリピンにおける土地に関する権利　92
3.10　マレーシアと南アフリカにおける積極的是正措置の実践例　94
4.1　リーダーシップ、イデオロギー操作、支持者集め　103
4.2　中央アジア—政治的・文化的自由の規制に潜む危険性　105
4.3　エジプト—穏健派と過激派との識別　108
4.4　アルジェリア—不満、民主化、暴力　111
4.5　米国—不寛容と憎悪に照準を合わせる　113
5.1　文化—人類学におけるパラダイムシフト（認識の変化）　120
5.2　グローバル倫理のもとになるもの　121
5.3　民間企業と先住民族は開発のために力を合わせることができる　127
5.4　伝統的知識を保護するため知的所有権を行使する　129
5.5　文化財をめぐる議論と多国間投資協定の惨憺たる結末　131
5.6　国内の文化産業支援におけるフランスの成功　134
5.7　イスラム教スカーフ問題に揺れるフランス　136
5.8　臨時契約—労働者歓迎、ただし働かない人はお断り　140
5.9　ベルリンはいかにして文化的差異の尊重を推進してきたか　141

表

2.1　OECD諸国の一部における、議会内の少数者代表数と割合　46
2.2　人間開発戦略に多文化主義政策を組み込む　49
3.1　ブルキナファソにおける従来型の学校と2言語併用の学校の実績と費用に関する指標　82
4.1　パキスタンでの宗派対立による死傷者数　100
5.1　ラテンアメリカの先住民人口　124
5.2　国内映画および視聴覚産業の促進に向けた政策選択—市場と産業の規模は重要　132
5.3　外国で生まれた人の割合、上位10都市　134

図

2.1　大半の国は文化的に多様である　38
2.2　先住民の寿命は短い　39
2.3　欧州の非欧州人移住者の人口は大幅に増加している　40
2.4　多くの児童が母語で初等教育を受けられない　45
2.5　国民の祝祭日は文化的アイデンティティを承認、または無視する手段として重要である　45
3.1　ラテンアメリカでは、先住民族はそれ以外の人々よりも貧困である可能性が高い　88
3.2　南アフリカでは、非白人は白人ほど、保健医療公共支出の恩恵を受けていない　89
3.3　マレーシアでは集団間の不平等は減少したが、個人間の不平等は減少していない　95
3.4　米国における積極的是正措置の結果はさまざまである　95
4.1　文化的支配を求める動き—すべての原理主義者またはすべての暴力的集団が文化的支配を求めているというわけではない　99
4.2　欧州には選挙で着実に得票率を伸ばしている極右政党がある　100
4.3　民主的参加は極右政党の過激な訴えの正体を暴くことができる　112
5.1　国際映画市場（米国以外）において、総興行収入で歴代上位を占めたのはアメリカ映画だった　131
5.2　欧州、北米、オーストラリア、ニュージーランドへの移住者はかつてないほど増加したが、難民の割合は依然として少ない　135
5.3　ますます多くの政府（貧富を問わず）が、移民を抑制したがっている　135

地図

2.1　グアテマラでは言語コミュニティと社会的排除が大きく重なり合っている　48
5.1　開発途上国における採取およびインフラ関連活動の多くは先住民居住地域で行われている　124

特別資料

2.1　「危機にある少数者」資料—文化的排除を数量化する　43
図1　文化的に結び付いた集団が受ける差別や不利益は文化的、政治的、経済的なものである可能性があり、かなりの部分はそれらが重なり合っている　43
図2　政治的排除と経済的排除の原因はさまざまである　43
3.1　国家統一か、民族・文化的なアイデンティティか？どちらかを選ぶ必要はない　64
図1　複数の相互補完的な国民のアイデンティティ　65
図2　信頼、支持、一体感：貧しく多様性に富んだ国々は多文化政策で成功する可能性がある　65
5.1　グローバリゼーションがアイデンティティ政治に与える新たな影響とは　116
表1　移民人口の割合上位10カ国　117
図1　開発途上国の採取産業に対する投資の急増　116
図2　国産映画の減少、アメリカ映画の増加：映画観客動員数の推移　117
統計特別資料1　人間開発の状況　166
表1　HDI、HPI-1、HPI-2、GDI—同じ構成要素だが測り方は違う　166
表2　貧困を取り除く：大きな剥奪状況がまだ残っている　169
表3　前進と後退：乳幼児死亡率　170
表4　前進と後退：初等教育　170
表5　前進と後退：所得貧困　170

表6　人間開発指数（HDI）が低下している国、1980年代と1990年代　170
図1　HDIは同水準でも異なる所得　167
図2　所得は同水準でも異なるIIDI　167
図3　ミレニアム開発目標（MDGs）への進展は十分でない　171
図4　対照年表：進歩が加速しなければ、ミレニアム開発目標はいつ達成されるだろうか？　173
図5　人間開発指数（IIDI）の世界格差　174
図6　最優先国および上位優先国　174
人間開発指標表に掲載のミレニアム開発目標（MDGs）をモニタリングするための指標　176
統計特別資料2　人間開発指標表1についての注釈：今年の人間開発指数（HDI）について　178

人間開発指標表

人間開発をモニタリングする―人々の選択肢の拡大

1　人間開発指数（HDI）　181
2　人間開発指数（HDI）の動向　185
3　人間貧困と所得貧困：開発途上国　189
4　人間貧困と所得貧困：OECD、中東欧・CIS諸国　192

健康で長生きするために

5　人口動態　194
6　保健医療の状況：資金、アクセス、サービス　198
7　水、衛生設備、栄養状況　202
8　地球規模の保健医療の主な危機と課題　206
9　生存状況：前進と後退　210

知識を得るために

10　教育への取り組み：公的支出　214
11　識字と就学　218
12　技術の普及と創造　222

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

13　経済実績　226
14　所得または消費の不平等　230
15　貿易構造　234
16　富裕国の責任：援助　238
17　富裕国の責任：債務救済と貿易　239
18　援助、民間資本、債務の流れ　240
19　公的支出の優先分野　244
20　OECD諸国の失業　248

次世代のために

21　エネルギーと環境　249

人間の安全保障を図る

22　難民と兵器　253
23　犯罪被害者　257

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

24　ジェンダー開発指数（GDI）　259
25　ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）　263
26　教育のジェンダー不平等　267
27　経済活動のジェンダー不平等　271
28　ジェンダー、労働量と時間配分　275
29　女性の政治参加　276

人権と労働に関する国際協定

30　主要な国際人権協定の現状　280
31　基本的労働条約の現状　284

32　人間開発に関する指数：地域別状況　288
33　その他の国連加盟国の基本指標　292

『人間開発報告書』の統計資料について　293

テクニカルノート
1：人間開発に関する指数を計算する　303
2：ミレニアム開発目標の達成に向けて最優先国と上位優先国を定める　310

指標項目の定義　313
統計資料　321
各国の分類　323
指標項目一覧　327
各国の人間開発順位　330

概要

この多様な世界で文化の自由を

文化的自由は人間開発の不可欠な一部である。

これから起草されるイラクの新憲法は、シーア派とクルド人を公平に代表するものでなければならないという要求をいかにして満たすのだろうか。アフガニスタンの新憲法は、同国で話される言語のどれを、そしていくつの言語を公用語として容認するべきなのだろうか。ナイジェリアの連邦裁判所は、婚外交渉に死罪を規定するシャリーア（イスラム法）にどのような対応をするのだろうか。フランス議会は、公立学校におけるスカーフ、その他の宗教的に意味のあるものの着用を禁止する法律案を承認するのだろうか。米国のヒスパニック系住民は、米国文化への同化に抵抗を示すのだろうか。コートジボワールに停戦をもたらす和平合意はできるのだろうか。先住民族からの抗議の高まりを受けて、ボリビア大統領は辞任するのだろうか。 スリランカのタミル人とシンハラ人の紛争に終止符を打つための和平交渉が決着することはあるのだろうか。これらは、過去数カ月間に注目された世界の出来事の一部にすぎない。文化的多様性の実現は、われわれの時代における中心的課題の１つである。

長年にわたり社会的調和を乱す脅威であると考えられてきた上記のような選択、つまり多様な民族、宗教、言語、価値を認め、順応しようとする選択は、21世紀の政治の分野において避けては通れない主要な論点である。あらゆる信条の政治的指導者や論者が、民族、宗教、言語、人種などの文化的アイデンティティをはっきりと認識することに異を唱えてきた。その結果、文化的アイデンティティは、たびたび抑圧され、それも時には国の政策による残虐な弾圧を受けてきた。それは、宗教的迫害や民族浄化のほか、日常的な迫害や、経済的、社会的、政治的差別を通じて行われてきたのである。

今日の新しい潮流は、アイデンティティを重視する政治（アイデンティティ政治）の台頭である。ラテンアメリカの先住民族から、南アジアの宗教的少数派、バルカン諸国やアフリカの少数民族、さらには西欧における移民にいたるまで、情況はまったく異なるが、人々はさまざまな方法で、民族、宗教、人種、文化にまつわる旧来からの不満を核として改めて集結し、自分たちのアイデンティティが社会により広く認知され、理解され、受け入れられることを求めている。社会的、経済的、政治的機会において差別され、疎外されているそれらの人々は、社会的正義をも求めている。さらに、今日の新しい動きとして、文化的自由を脅かす強圧的な運動の台頭もある。このグローバリゼーションの時代において、自分たちの文化が押し流されてしまうと感じている個人や地域社会や国々から、新しい種類の政治的主張と要求が出されている。彼らは、グローバル化された世界においても、自分たちの多様性を維持することを望んでいるのである。

なぜ今日、こうした運動が起きているのだろうか。これらの運動は、個々に独立したものではない。社会の変容、文化的自由に向けた闘争、人間の自由と民主主義の進展における新しい地平にかかわる歴史的過程の一部である。そしてこれを推進し、形成しているのは、抗議行動を可能とするより広い政治活動の場を提供する民主主義の広がりと、新しい連帯のネットワークを生み出し、新しい取り組みを提起しているグローバリゼーションの進展である。

文化的自由は人間開発の不可欠な一部である。なぜなら、他人からの尊敬を失わずに、あるいは異なる選択をする可能性を奪われることなく、アイデンティティ（つまり自分が誰であるか）を選択できることは、豊かな生活を営むうえで重要であるからである。人は、嘲笑や懲罰、可能性の減少を恐れずに、自らの宗教を公然と信仰し、自らの言語を話し、自らの民族的伝統や宗教的伝統を維持する自由を望んでいる。自らが選択した文化的よりどころを失うことなく、社会に参加する自由を望んでいる。これは単純な考えだが、社会を大きく動揺させる概念である。

各国は、こうした要求に対応しなければならないという緊急の課題に直面している。対応が適切であれば、アイデンティティが一段と認知されることで、社会の文化的多様性が拡大し、人々の生活は豊かになることだろう。だが、大きなリスクも潜んでいる。

文化的アイデンティティをめぐるこれらの闘いが、まったく管理されなかったり、管理が不適切であるならば、直ちに国内および国家間における最大の不安定要因の１つとなり、その過程で開発を後退させるような紛争を引き起こしかねない。人や集団を極端な形で区別するアイデンティティ政治（identity politics）は、「自分たち」と「他人」との間に深い溝を作り出している。不信と憎悪の増大は、平和、開発、そして人間の自由を脅かす。この１年の間にも、民族間の暴力行為で、コソボとセルビアでは何百軒もの家屋やモスクが破壊された。スペインの列車爆破テロは、200人近くの生命を奪った。多様な文化を非常によく受け入れてきたインドのグジャラート州、その他の地域でも、宗派間の暴力行為によって、何千人ものイスラム教徒が殺害され、さらに数千人の人々が家を追われた。ノルウェーでは、移民を標的にする憎悪犯罪（hate crimes）が多発し、自分たちが寛容への取り組みをしっかりと果たしていると思っていた彼らの自信を打ち砕いた。

さらに、アイデンティティをめぐる闘いは、人間開発を遅らせる抑圧的で排外主義的な政策も導きかねない。この動きは、世界主義（コスモポリタン）的な価値や開発を前進させる知識や技能を持つ人々やそのような考え方の流入をせき止め、保守主義への回帰および変化に対する拒絶を助長する可能性がある。

多様性を管理し、文化的アイデンティティを尊重することは、単に少数の「多民族国家」の課題であるだけではない。完全な単一民族国家など存在しないと言ってよい。世界の200カ国近い国々には、約5000の民族集団が住んでいる。そのうちの３分の２の国は、かなりの数の少数者、つまり、人口の10%以上を占める民族的または宗教的な少数者集団を少なくとも１つは抱えている。

同時に、海外移住の動きは加速してきており、一部の国や都市では驚くような影響が出てきている。トロントの全人口のうち、カナダ以外の国で生まれた人は半数近くに上る。さらに、前世紀の移民に比べ、出身国との緊密な結び付きを維持する海外生まれの人々も大幅に増えている。今日では、どの国でも何らかの点で多文化社会であると言え、共通の伝統、文化、価値観、生活様式の絆で結ばれた民族的、宗教的、あるいは言語的集団を国内に有している。

文化的多様性はすでに定着しつつあり、今後いっそう拡大するであろう。各国は、この多様性の中で国民統合を図る方法を模索しなければならない。かつてないほど経済的に相互依存を高めている世界は、人々が多様性を尊重し、人間性という共通の絆を通じて結束を築き上げない限り、機能することは不可能である。現代のグローバリゼーションの時代において、いずれの国もまた国際社会も、さまざまな文化を認めることへの要求をもはや無視することはできない。さらに、文化とアイデンティティをめぐる対立は深まることが予想される。なぜなら、通信と移動が容易になったことにより、世界は縮小し、文化的多様性の景観が一変したからである。また民主主義、人権、新しいグローバルネットワークの広がりにより、人々が特定の主義主張（causc）のために結集し、対応を強く求め、達成する手段が強化されてきたからである。

覆された５つの神話。文化的アイデンティティを認め、多様性の拡大を奨励する政策は、分裂、紛争、開発の遅れ、または専制的支配を生むことはない。このような政策は実行可能であるとともに、文化的集団の抑圧が緊張関係を引き起こすことが多いため不可欠でもある。

本報告書は、文化的差異を明確に認める政策、すなわち多文化政策を採ることによって、多様性を尊重し、より包括的な社会を構築するための論拠を示すものである。しかしなぜ、文化的アイデンティティの多くが、これほど長い間抑圧あるいは無視されてきたのだろうか。その理由の１つに、多様性の促進は理論上は望ましくても、実際には国家を脆弱にし、紛争を引き起こし、開発を遅らせかねないと信じている人が大勢いることが挙げられる。この考え方によれば、多様性への最良の対処法は単一の国家基準に同化することであるとされ、そのことが文化的アイデンティティの抑圧につながることがある。しかし、本書では、これらの理由は前提条件ではなく、神話であることを論じる。さらに、多文化主義政策の取り組みは、単に望ましいというだけでなく、実行可能であり、また必要でもあることを主張する。そのような取り組みがなければ、考えられる多様性の諸問題は、そのまま現実になってしまいかねない。

神話：その１。人々の民族的アイデンティティと国家への帰属（attachment）は競合する。したがって、多様性の承認と国家統一とはトレードオフ（二律背反）の関係にある。

これは誤りである。個人は、国籍のほかに、民族、言語、宗教、人種など、補完し合う複数のアイデンティティを持つことが可能であり、実際に持っている。また、アイデンティティはゼロサムゲームでもない。国家統一と文化的差異の承認のどちらかを必ず選択しなければならないということはない。

個々人にとって、共有する価値観をはじめとする文化的絆で結ばれたある集団へのアイデンティティと帰属意識は、重要である。しかし、各人は、数多くのさまざまな集団にアイデンティティを見いだすことが可能である。個人は、国籍（たとえば、フランス国籍）、性別（女性）、人種（西アフリカ系）、言語（タイ語と中国語と英語が流暢）、政治（左翼的思想の持ち主）、宗教（仏教徒）といったアイデンティティを持っている。

本報告書は、文化的差異を明確に認める政策、すなわち多文化政策を採ることによって、多様性を尊重し、より包括的な社会を構築するための論拠を示すものである。

個々人にとって、共有する価値観をはじめとする文化的絆で結ばれたある集団へのアイデンティティと帰属意識は、重要である。しかし、各人は、数多くのさまざまな集団にアイデンティティを見いだすことが可能である。

アイデンティティには選択の要素も含まれている。つまり、個人は、異なる情況に応じて、これらの集団の中から、どの集団の一員であることを優先するかを選ぶことが可能である。メキシコ系米国人は、メキシコのサッカーチームを応援する一方で、米陸軍で兵役を果たすこともあろう。多くの白人系南アフリカ人は、南アフリカ人としてアパルトヘイトと闘うことを選んだ。社会学者は、人は「自分たち」と「他人」を分けるアイデンティティの境界線を持っていると言うが、これらの境界線は、より広くさまざまな集団を迎え入れることができるように自在に動き得るし、また、あいまいになることもあるのである。

「国造り」は、20世紀の最も大きな目標であり、大半の国が、単一のアイデンティティを持った、文化的に同質な国家の建設を目指してきた。時として成功することもあったが、抑圧と迫害という犠牲をも伴った。20世紀の歴史が教えてくれたことがあるとすれば、それは、ある文化的集団を滅殺、排除しようとする試みは、強い反発を誘発するということである。それとは対照的に、文化的アイデンティティを認めることは、永続的な緊張関係を解消するのに役立ってきた。実際的な理由からも道徳的な理由からも、ある文化を持つ集団を受け入れるほうが、そうした集団を排除しようとしたり、存在しないものと無視するよりもはるかに優れている。

各国は、国民統合と文化的多様性のどちらかを選択する必要はない。両者は共存が可能であり、多くの場合実際に共存していることが、調査結果でもわかっている。ベルギーでは、市民の圧倒的多数がアンケート調査で、自分はベルギー人であると同時にフラマン人またはワロン人であると考えると回答し、スペインでは、自分はスペイン人であると同時にカタルーニャ人またはバスク人であると考えると回答した。

これらの国々をはじめさまざまな国が、多様な文化を受け入れるために懸命に努力してきた。また、アイデンティティの尊重と国家制度に対する信頼を育くむことを通じて、結束を図ることにも熱心に取り組んできた。こうしてこれらの国は1つにまとまってきた。移民が新しい国に対し忠誠心を持つようになったからといって、出身国にいる家族に対する責務を否定する必要はない。「同化」しない移民は国を分裂させるだろう、という不安には根拠がない。選択を伴わない同化は、もはや統合の形として実行可能でも、必要でもないのである。

多様性と国家統一とは、トレードオフの関係にはない。多文化主義政策こそが、多様な、かつ統一された国家を建設する道である。

神話：その2。民族集団は、価値観の衝突から互いに暴力的紛争を起こしやすい。したがって、多様性の尊重と平和の維持とはトレードオフの関係にある。

誤りである。文化的差異と、価値観をめぐる衝突そのものが、暴力的紛争の原因であるという科学的証拠はほとんど存在しない。

とくに冷戦の終結以降、暴力的紛争が国家間よりも国内の民族集団間に起こってきたことは間違いない。しかし、それらの原因に関しては、文化的差異そのものが要因ではないというのが最近の研究における学者の広く一致した意見である。そればかりか、文化的多様性は、集団の動員を難しくするため、紛争の危険度を低減すると主張する学者さえいる。

複数の研究はこれらの戦争の要因として、集団間の経済的不平等や、政治権力、土地、その他の経済的価値をめぐる争い、を挙げている。フィジーでは、先住民族であるフィジー人が、インド人が支配する政府に対してクーデターを起こしたが、それは土地が没収されることを恐れたからであった。スリランカでは、多数派シンハラ人が政治権力を獲得したものの、少数派タミル人のほうがより多くの経済的資源を利用できたことが、数十年に及ぶ内戦を引き起こす原因となった。ブルンジとルワンダでは、ツチ族とフツ族が、それぞれ異なる時期に、経済的機会と政治参加から排除されていた。

これらの紛争では、文化的アイデンティティも役割を担っている。しかしそれは紛争の原因としてではなく、政治的結集の原動力としての役割である。指導者は、「兵士を招集する」ために、ある単一のアイデンティティやその象徴、および長年鬱積している不満を引き出し利用する。また、ある特定の文化が受け入れられていないことが、暴力的な動員を引き起こすことがある。南アフリカで起こった1976年のソウェト蜂起の根本には、この国に存在した不平等があったが、そのきっかけは黒人学校でアフリカーンス語教育を強制しようとしたことだった。

文化の異なる集団の共存、それ自体は暴力的紛争の原因ではないが、集団間の経済的、政治的不平等の拡大を容認したり、文化的差異を抑圧したりすることは危険である。なぜならば、これらの格差が不公平であると抗議するために、文化的集団は容易に動員されるからである。

平和と多様性の尊重とはトレードオフの関係にはないが、アイデンティティ政治が暴力を生まないよう管理することは必要である。

神話：その3。文化的自由のためには伝統的慣行を守ることが必要である。したがって、文化的多様性の承認と、開発、民主主義、人権の前進など、その他の人間開発の優先課題との間にトレードオフの関係が存在する可能性がある。

誤りである。文化的自由とは、個人の選択の拡大に関わるものである。伝統に無批判に従い、価値観や慣行の維持を目的化するものではない。

文化は、価値観と慣行の硬直した組み合わせではない。変化する現実に合わせ、また意見を交換することによって、人々が自らの価値観や慣行を問い直し、適応させ、再定義する中で、文化は絶えず創造を繰り返している。

多文化主義とは、人権を侵害するような慣行も含めた文化を保護する政策であり、こうした文化を認める運動が、民主的に運営されることはないと主張する人がいる。しかし、文化的自由および多様性の尊重と、伝統の擁護を混同してはならない。文化的自由とは、人々に他の選択肢を検討する適正な機会を与え、人々が、自ら選択した生活を送り、自ら選択した存在となることができる能力を持つことである。

「文化（culture）」、「伝統（tradition）」、「正統性（authenticity）」は、「文化的自由（cultural liberty）」と同一ではない。女性が平等に教育を受ける権利を否定するというような、個人の機会の平等を否定し、人権を侵害する慣行を認める理由として、文化、伝統、正統性を受け入れることはできない。

選挙によらない指導者が率いる利益集団は、集団の成員全体の意見を反映していないことがある。「伝統」という名のもとに現状を維持することに利益がある人々、また、文化を硬直化したものにするために伝統主義の門番のように振る舞いかねない人々によって、集団が支配されることは珍しくない。自分たちの文化の受け入れを要求する人々は、民主主義の原則、および人間の自由と人権の目的にも従わなければならない。フィンランドのサーミ人はそのよい例である。彼らは、フィンランド国家の一部を成しながらも、民主的な制度と民主的手続きを有

文化的自由とは、自ら選択した生活を送り、自ら選択した存在となることができる能力を持つことである。

する議会において自治を享受している。

文化的差異の尊重と、人権および開発との間にはいかなるトレードオフの関係もない。それどころか、人権のために闘い、価値観の転換を勝ち取ろうとする人々の積極的な参加は、開発の過程を進めるのである。

神話：その４。多民族国家は、相対的に発展する能力が弱い。したがって、多様性の尊重と開発の推進との間にはトレードオフの関係が存在する。

誤りである。文化的多様性と開発の間には、良くも悪くも、明確な関係を示す証拠は存在しない。

しかしながら、多様性が開発の障害となってきたと主張する人がいることは事実である。多様性の高い社会の多くで、所得と人間開発が低水準を示していることは確かであるが、それが、文化的多様性と関連していることを示す証拠は存在しない。多様性がアフリカの低迷する経済実態の原因となってきたと主張する研究もあるが、それは、多様性それ自体ではなく、国益よりも民族の利益に従う政治的選択が関係しているのである。停滞してきた多民族国家があるのと同様に、めざましい成功を遂げた多民族国家もある。マレーシアは、人口の62%を占めるマレー人その他の先住民族集団、30%の中国人、８%のインド人で構成されるが、積極的是正政策を導入した1970年から90年の間に世界で10番目の高い経済成長を遂げた。モーリシャスの人間開発指数は、サハラ以南アフリカでは最高位の64位であるが、同国は、アフリカ人、インド人、中国人、欧州系の多様な人口を抱えており、ヒンドゥー教徒50%、キリスト教徒30%、イスラム教徒17%で構成されている。

神話：その５。開発進展の見込みが高い文化もあれば、民主的価値をもともと内包している文化とそうでない文化がある。したがって、特定の文化を受け入れることと、開発および民主主義を推進することとの間にはトレードオフの関係が存在する。

これも誤りである。文化と、経済発展あるいは民主主義との因果関係を示すような、統計分析または歴史的研究の証拠は存在しない。

文化決定論（cultural determinism）、すなわち、ある集団の文化が、経済成長や民主主義の進展を説明する阻害要因あるいは促進要因であるという概念は、非常に強く直感に訴える。しかしこうした理論は、計量経済学的分析においても、また歴史的研究においても支持されていない。

資本主義経済が成功した主たる要因はプロテスタント倫理にあるという、マックス・ウェーバーの説明に始まり、これまで数多くの文化決定論が提唱されてきた。これらの理論は、過去を説明するうえでは説得力があるものの、未来の予測に関しては誤まっていたことが繰り返し立証されている。ウェーバーのプロテスタント倫理理論が高い評価を受けていた当時、カトリック諸国（フランスとイタリア）のほうが、プロテスタント諸国である英国とドイツよりも速い成長を遂げていた。そのため、この理論は拡大され、キリスト教または西洋を意味するようになった。また、日本、韓国、タイ、その他の東アジア諸国が記録的な成長率を達成したときには、儒教的価値観が成長を遅らせているという概念を放棄せざるを得なくなった。

文化的伝統を理解することによって、開発の進展に影響を及ぼす人間の行動と社会力学に対する洞察を得ることができる。しかし、これらの洞察が、文化と開発に関する決定的な理論を提供することはない。たとえば、経済成長率を説明するにあたっては、経済政策、地理、疾病状況といった要因が極めて密接に関連していることが知られている。一方、ヒンドゥー社会かイスラム社会かといった文化は、重要でないことがわかっている。

民主主義についても同様のことが言える。非西洋諸国における民主化の失敗の原因は、不寛容と「専制的価値観」という固有の文化的特性にあると考える文化決定論の新しい波が、一部の政策論争において影響力を持ち始めている。国際的には、一部の論者が、民主的で寛容な西洋諸国の未来が、より専制的価値観を備えた非西洋諸国によって脅かされており、21世紀には「文明の衝突」が起こると主張してきた。この主張に対しては、懐疑的にならざるを得ない理由がある。その１つに、この理論は、異なる「文明」を持つ集団間の差異を誇張して、類似性を無視していることが挙げられる。

さらに、民主主義あるいは寛容は西洋の専売特許ではなく、寛容的で民主的な西洋と独裁主義的な東洋との間に固有の歴史的境界など存在しないのである。孔子やカウティルヤの思想が、プラトンとアウグスティヌスの思想以上に権威主義的ということはなかった。民主主義の擁護者は、欧州のみならず、その他の地域にも存在した。16世紀のインドで宗教的寛容を説いたアクバル大帝や、７世紀の日本で「重要なことがらの決定は独断で行ってはならない。多数で協議するべきである」と謳った憲法を採択した聖徳太子の例を考えてほしい。重要な公的課題には参加型の意思決定が必要であるという概念は、アフリカその他の地域における多くの伝統の中核をなしてきた。さらに、より最近の世界価値観調査（World Values Survey）の結果も、イスラム諸国に住む人々が、非イスラム諸国の人々と同じくらい民主的価値観を支持していることを示している。

文化決定理論の基本的な問題は、文化はおおむね不動かつ不変であり、世界は複数の「文明」または「文化」へと整然と分割することが可能である、とする前提がその基盤にあることである。これは、それぞれの社会における価値観と伝統が長期にわたり継続し得る一方で、文化とは変化するものでもあり、均質であることはまれであるという事実を無視している。ほとんど例外なくすべての社会が、20世紀の間に女性の役割やジェンダー平等に関する価値観をはじめとする、価値観の変化を経験してきた。そして、社会的慣行の劇的な変化が、チリのカトリック教徒からバングラデシュのイスラム教徒やタイの仏教徒に至るまで、世界のあらゆるところで起きてきた。社会内部のそうした変容と緊張関係が、政治を動かし、歴史的変化を生み出しており、力関係が力学的動向に影響するように、人類学の研究を現在支配している。皮肉なことに、人類学者が、明確に境界が固定された社会的現象としての文化という概念を捨て去ったのと時を同じくして、政治的関係においては、それぞれの「民族とその文化」の中心的価値観と特色の模索が主流となりつつあるのである。

文化決定論の新しい波が、一部の政策論争において影響力を持ち始めている。

文化決定論は危険な政策的意味合いを持つため、当然批判的な評価を受けることになる。こうした評価は、国民統合、民主主義、開発の阻害要因となっているとされる「低位の」文化を中傷または弾圧するような民族主義的政策への支持をあおる可能性がある。こうした文化的価値観に対する攻撃は、やがて暴力的な反発をあおることとなり、国内および国家間の緊張を高めることになりかねない。

人間開発には、健康、教育、人間らしい生活水準、政治的自由以上のものが求められる。国家は、諸民族の文化的アイデンティティを認め、受

け入れていかなければならず、人々は、生活の他の側面で差別されることなく、これらのアイデンティティを自由に表明できなければならない。つまり、文化的自由は人権であり、人間開発の重要な一面である。したがって、国家が行動し、関心を持つに値するのである。

文化的自由は人権であり、人間開発の重要な一面である。したがって、国家が行動し、関心を持つに値するのである。

人間開発とは、人々が生きるうえで大切だと思うことを実践し、価値あると思うものになるための選択肢を拡大するプロセスである。これまでの『人間開発報告書』は、こうした選択肢を拡げるために、社会的、政治的、経済的機会の拡大に重点を置いてきた。公正な成長をもたらす政策、社会的機会の拡大、民主主義の深化が、どのようにしたらすべての人々の、これらの選択の機会を向上させることができるかを探求してきた。

人間開発のもう1つの側面は、測定することも、定義することも容易ではないが、極めて重要なものである。それは文化的自由であり、それは、人々が自らが望むように生きる能力の中枢をなす。文化的自由の前進は人間開発の中心的側面とならなくてはならないが、社会的、政治的、経済的機会は文化的自由を必ずしも保障するものではないから、文化的自由はこれらを超える必要がある。

文化的自由とは、人々がその他の重要な選択（教育、保健医療または雇用機会の選択など）を妨げられることなく、アイデンティティを選択する自由、そして、大切だと考える生活を送る自由を持つことを可能にするものである。実際には、文化的排除には2つの形態がある。1つは生活様式の排除であり、ある集団が選択する生活スタイルを認め受け入れることを拒み、社会のその他の人々とまったく同じような生活を送ることを強要するものである。この例には、宗教弾圧のほか、移民に文化的慣行や言語を捨てることを強要することなどがある。もう1つは参加の排除であり、自らの文化的アイデンティティゆえに、社会的、政治的、経済的機会において差別や不利な処遇を受けるときに起こるものである。

この2種類の排除はともに、民主主義国であれ独裁主義国であれ、あらゆる大陸のすべての開発のレベルで広範囲にわたって存在している。研究プロジェクト「危機に瀕する少数者（The Minorities at Risk）」は、文化的排除に関連する諸問題を含む、世界中の少数者集団の状況について調査している。そこで得られた一連のデータから試算した結果、世界の人々のおよそ7人に1人に相当する9億もの人々が、他の集団が受けていない何らかの形の生活様式または参加の排除を受けている集団に属していることがわかった。

当然ながら、あらゆる文化的自由の抑圧が存在する。極端な例が民族浄化である。次に、宗教的、言語的、市民的行為に対する公的な制約が挙げられる。しかし、それ以上に頻繁に見られるのが、単に人々の文化と伝統に対する認識や尊重の欠如、つまり一部の文化を低位のもの、原始的または野蛮なものと見なすことに起因する文化的排除である。これは、少数者の宗教的休日を祝日としない国の公用暦や、少数者の指導者の功績について触れていない、またはそれを軽視している教科書、多数派の支配的文化の業績を褒め称える文学などの芸術作品への支援、などの国家政策に見てとることができる。

生活様式の排除は、雇用、住宅、学校教育、政治的代表権における差別や不利な処遇を通して、社会的、経済的、政治的排除と重なることが多い。ネパールにおける下位の職業カーストの5歳未満死亡率は、ネワール人やバラモンの死亡率が7％なのに対し、17％を超えている。セルビアとモンテネグロにおいて、小学校に一度も通ったことがないロマ人（ジプシー）の子どもの割合は30％に上る。欧州系ラテンアメリカ人は、人種差別をしないことをしばしば自慢し、彼らの国自体もそうであると主張する。しかし、南米大陸全域で、先住民族はその他の人々よりも貧しく、政治における代表も少ない。たとえばメキシコでは、所得が貧困ラインを下回る人口が全体では18％なのに対し、先住民族では81％に上る。

しかしながら、生活様式の排除と参加の排除が常に重なるとは限らない。たとえば、東南アジアに住む華僑は、経済面では支配的立場にあるが、中国語学校への規制、中国語での出版の禁止、現地名を採用することを求める社会的圧力などによって、文化面で排除されてきた。しかし、たいていの場合、生活様式の排除はその他の機会からの排除を強化することになる。これは何よりも言語についてあてはまる。とくに少数民族として規模の大きいトルコのクルド人や、グアテマラの先住民族をはじめ、数多くの集団が、自分たちの言語が学校や法廷、その他の公共の場で認められていないために、政治的参加と経済的機会から締め出されている。それゆえに、自分たちの言語が教育や、政治的および法的プロセスにおいて認知され、使用されることを求めて、激しく闘うのである。

この問題への取り組みで非現実的なものは1つもない。多文化主義政策を具体化することは必ずしも容易ではない。民主主義、公平な開発、そして国家統一は重要であり、同時に相反する政策が求められることもある。しかし、文化的排除を克服し、文化的自由を促進するために、多文化主義政策の策定に成功している国は少なくない。

保健医療、教育およびジェンダー平等が自然に達成されるわけではないのと同様、文化的自由も何もしないで手に入るということはない。政府は、迫害または差別という明確な政策をとっていない場合でも、文化的自由の促進を主要な政策課題とすべきである。

信仰、言論、結社の自由など、個人の市民的および政治的権利が保障されれば、人々が自らの宗教を信仰し、自分の言語を話し、雇用や学校教育の場における差別、その他さまざまな形態の排除を克服するのには十分であると論じる人がいる。彼らは、文化的排除は経済的および政治的排除の副産物であり、それらがいったん解決されれば、文化的排除もひとりでに消えてなくなるだろうと主張する。

しかし、これまでこうした自然な解決が起きたことはなかった。たとえば、豊かな民主主義国の多くは、全市民を平等に扱っていると公言するが、それにもかかわらず、政治における適正な代表権を持たず、公共サービスの利用に際し日々嫌がらせや困難に遭っている少数者が国内に存在するのである。

文化的自由を拡大するには、文化的自由の否定を克服するための明確な政策、つまり多文化主義政策が必要である。そのためには、国は、憲法、法律、制度の中で文化的差異を認める必要がある。また、少数者であろうと歴史的に疎外されてきた多数派であろうと、特定の集団の利益が、多数派または支配的集団に無視されたり踏みにじられたりしないよう、政策を立案する必要がある。そして立案にあたっては、民主主義の強化、有能な国家の形成、すべての市民の平等な機会の確保をはじめとする、人間開発のその

多文化民主主義の新しいモデルの中には、多様な文化集団間で権力を分担するための有効な仕組みをいくつか提示しているものがある。

他の目標や戦略と矛盾しないやり方で行うことが必要である。これは簡単ではないが、文化的多様性を管理するために革新的な手法を取り入れている国が世界にはたくさんある。本報告書では、とくに政治参加、宗教、司法へのアクセス、言語、社会経済的機会の利用、の５つの主要政策分野に焦点を当てている。

政治参加を確保する政策

歴史的に疎外されてきた集団の多くは、いまだに政治権力から排除されており、そのため多くの場合、国から疎外されていると感じている。排除の原因が、時に民主主義の欠如または政治的権利の否定にあることがあり、その場合には、民主化が最初のステップとして欠かせないだろう。しかし、それ以上の対策も必要である。なぜならば、民主国家において少数者が平等な政治的権利を有している場合においてさえ、少数者は常に十分に代表されていなかったり、投票数で負けることがあるかもしれず、そのため彼らは、中央政府を自分たちとは相容れない圧制的な存在と見なしていることもあるからである。当然のことながら、少数者の多くは、敵対的なあるいは圧制的な統治に抵抗し、自らの政治権力を強化しようとする。ここに、民主主義の「多文化主義的」概念がしばしば必要とされる理由がある。

多文化民主主義の新しいモデルの中には、多様な文化的集団間で権力を分担するための有効な仕組みをいくつか提示しているものがある。これらの権力分担の仕組みは、さまざまな文化的集団と少数者の権利を確保し、多数決主義の押し付けや有力政治エリート層支配による権利の侵害を阻止するために、極めて有用である。

ニュージーランドは、マオリ族の代表が慢性的に少ないという問題に選挙改革を通じて取り組んだ。各選挙区で得票数の多い候補者のみが選出される制度に代わり、比例代表制を導入したことにより、マオリ族の代表者の比率は1993年の３％から、2002年の選挙では人口比率と同水準の16％へと上昇した。留保議席と割当制度は、インドにおける指定部族と指定カーストの発言権や、クロアチアにおける少数民族の議席を確保するうえでも欠かせないものである。

連邦制は、権力分担のための重要な手法である。民主主義の歴史の古い多民族国家のうち、およそ12カ国に１国で、連邦国家の中の各州政府の権限が必ずしも同等でない、非対称的な連邦制を採っている。連邦制は、さまざまな集団のニーズに合わせ柔軟に対応する。たとえば、マレーシアのサバ州とサラワク州は、スペインのバスク、その他の14の自治州（comunidades autónomas）と同様に、教育、言語、文化といった分野で自治権を持っており、特別な地位を与えられている。

カナダのイヌイット族など、一部の先住民族も自治領に関して交渉を重ねてきた。教訓として言えることは、スペインのように歴史的に分離運動に直面してきた国で緊張関係を解消するには、権力分担の仕組みが不可欠であることが広く立証されてきたということである。緊張が高まりつつある場合、十分早い時期にそれらの仕組みが導入されれば、暴力的な紛争を未然に防ぐことが可能である。

宗教的自由を確保する政策

宗教的少数者の多くは、さまざまな形の排除に苦しんでいる。時にはそれが、宗教の自由へのあからさまな弾圧であったり特定の宗教集団に対する差別によることもある。これはとくに、ある宗教を国教として支持する宗教国家によく見られる問題である。

しかしそれ以外の場合は、公用暦が少数者の宗教の祝日を認めていない場合のように、排除はそれほど直接的でなく、またその多くは意図的ではないのだろう。インドでは、国民が多様であることに配慮して、ヒンドゥー教の祝日を５日祝うほかに、イスラム教の祝日を4日、キリスト教の祝日を２日、仏教とジャイナ教とシーク教の祝日を各１日、公式に祝っている。フランスには国民の祝日が11日あり、特定の宗派に関係のない祝日が５日あるが、残りの宗教の祝日６日は、人口の７％がイスラム教徒、１％がユダヤ教徒であるにもかかわらず、すべてキリスト教暦の行事を祝う日となっている。同様に、公的機関における服装規定が、少数者の宗教の服装と相容れないことがあるかもしれない。または、婚姻や相続に関する国の法律が、宗教的戒律の定めるところと異なるかもしれない。あるいは、土地の区画規制が、ある少数者の埋葬慣行に反することがあるかもしれない。

この種の衝突は、市民的権利と政治的権利の保護を謳う強固な民主制度を持った政教分離国家においてさえ生じることがある。人々のアイデンティティにとって宗教が極めて重要であることを考慮するならば、宗教的少数者がこうした排除と戦うためにしばしば結集することは驚くにあたらない。宗教的慣行によっては容易に受容できるものもあるが、しばしば難しい選択と妥協に迫られる。フランスでは、公立学校におけるスカーフの着用が、同国の教育が教えようとする政教分離の国家原則とジェンダー平等という民主的価値を侵害するかどうかという難問に取り組んでいる。ナイジェリアでは、婚外交渉事件におけるシャリーア（イスラム法）裁判所の判決を支持するべきかどうかに苦慮している。

人間開発の視点から大切なのは、人間の自由と人権の拡大を図り、平等を認めることである。これらの目標を達成する見込みが最も高いのは、宗教的慣行を適度に取り入れ、すべての宗教が国家と同等の関係にあり、人権を保護しているような政教分離の民主国家である。

法多元主義（legal pluralism）政策

多くの多文化社会で、先住民族およびその他の異なる文化集団に属する人々が、司法へのアクセスの確保を目指し、自分たちの伝統的法制度の認知を強く求めてきた。たとえば、グアテマラのマヤ族は数世紀にわたり弾圧を受けてきたが、その場合、国の法制度も弾圧の一端を担ってきたのである。法の支配による国家制度に対し地域社会が信頼を失ったのは、国家制度が法の裁き（justice）を確保せず、また社会と社会の価値観にもしっかりと根づいていなかったためである。

グアテマラ、インド、南アフリカなどの数カ国では、地域社会の裁判規範と司法制度の役割をさまざまな方法で認めることにより、法多元主義への取り組みを行っている。法多元主義への要求は、一元化された法制度という原則が損なわれること、あるいは民主主義と人権に反する伝統的慣行が助長されることを恐れる人々からの反対に遭う。対立が生じることは間違いない。たとえば、南アフリカでは、国家憲法のもとで認められている女性の相続権と、慣習法のもとで否定されている権利との対立という難しい問題に取り組んでいる。ここで社会は正真正銘のトレードオフに直面せざるを得ないが、法多元主義は、あらゆる伝統的慣行を全面的に受容することを求めているわけではない。文化とは進化するものであり、伝統を無条件に擁護することが文化的自由ではない。

緊張関係を解消するには、権力分担の仕組みが不可欠であることが広く立証されてきた。

歴史的に根深く、社会に執拗に存在する不公正に取り組むには、集団間の差異を認める多文化政策が必要である。

言語政策

多くの場合、多文化国家で最も論議を呼ぶ問題が言語である。一部の国々は、民族の独自の言語の使用は危険要因であるとして、諸民族の言語の抑圧を試みてきた。しかし、民主主義が十分に確立された国々でも、広範囲に見られる排除の主要な原因は、単一言語政策である。学校における指導言語、議会討論や市民参加で使われる言語、商取引用の言語など、公用語を選択することは、人々の生活において、政治的、社会的、経済的、文化的に障害にもなり、利点にもなる。マラウイ憲法は、すべての議員が英語を話し、読むことを求めている。南アフリカでは、他に9言語が公用語として認められているにもかかわらず、依然として英語とアフリカーンス語が裁判所で使用される事実上の言語となっている。ある言語を認知することは、単にその言語を使用する以上の意味を持つ。ある言語を認めるということは、その言語を話す人々と彼らの文化、そして彼らが社会に完全に包含されることを尊重することを象徴しているのである。

国家は、宗教に目をつぶることはできても、言語に口を出さないわけにはいかない。市民が帰属意識を持つためには意思疎通を図る必要があり、また公用語の選択は、国家のアイデンティティを象徴するものである。だからこそ、市民的自由と政治的自由は擁護していても、複数の言語を認知することには抵抗する国が少なくないのである。

数多くの国々が、統一の国語のほかに地方言語を認め、2、3の言語を採用することによって、統一と多様性という2つの対をなす目的を調和させる方法を見いだしている。かつて植民地であった多くの国においては、これは旧宗主国の言語（英語、フランス語など）、最も広く用いられている現地語、地域社会の母語、の3つを認知することを意味してきた。タンザニアの学校や政府では、英語に加えてスワヒリ語の使用を推進してきた。インドは、数十年間にわたり「3言語制」を実施してきた。子どもたちは、それぞれの州の公用語（西ベンガル州におけるベンガル語など）で教育を受けるほかに、国の2つの公用語である、ヒンドゥー語と英語を学習する。

社会経済政策

所得、教育、保健医療状況に見られる社会経済的不公正と不平等は、南アフリカの黒人や、グアテマラとカナダの先住民族など、疎外された集団を抱えるたくさんの多民族社会の顕著な特徴となってきた。これらの不公正と不平等にもとづく排除は、征服と植民地化の長い歴史的な原因や、カースト制度をはじめとする、根深い階層構造を反映している。

こうした不平等に取り組むには、公平性を促進する経済政策と社会政策が不可欠である。公共支出における偏りを是正し、基本的サービスを健康状態や教育水準の低い人々に提供することが有用ではあるが、それだけでは十分ではない。歴史的に根深く、社会に執拗に存在する不公正に取り組むには、集団間の差異を認める多文化政策が必要である。たとえば、先住民族の子どもに対する教育支出を単純に増大するだけでは十分ではない。なぜなら、すべての学校が公用語だけで教育するならば、その子どもたちは不利な状況に置かれるからである。このような場合は、2カ国語教育が役立つであろう。また、鉱物資源がある土地に対する権利の主張、またはアフリカ南部の白人入植者定住地に対する権利の主張など、先住民族の土地に対する権利の主張は、社会経済的機会を拡大する政策によっては解決できない。

インド、マレーシア、南アフリカ、米国における経験は、積極的是正措置によって集団間の不平等を克服することが可能なことを示している。マレーシアでは、マレー人に対する中国人の平均所得の比率が、1970年の2.3から1990年には1.7へと低下した。米国では、弁護士全体に占める黒人弁護士の割合が1.2%から5.1%へ、また医師全体に占める黒人医師の割合が2%から5.6%へと増加した。インドでは、指定カーストと指定部族に、政府機関の雇用や高等教育への入学、あるいは議席を割り当てることによって、これらの集団の成員が貧困から脱出し、中流階級に仲間入りするのを助けてきた。

以上のいずれの政策も複雑さを伴うが、多くの国々における経験は、解決策が存在し得ることを示している。2カ国語教育は、効果がないとの異論があるかもしれないが、それは質を確保するための支援がほとんどなされていないためである。積極的是正措置プログラムに対しても、不平等の種を永遠につくり出している、あるいは、保護主義の原因となっているとの異論があるかもしれない。しかし、やり方を改善することは可能である。2言語併用教育や積極的是正措置は、異なる文化を包含しようという要求に応えるための手段である。しかし、今日の世界には、多様性を抑圧し、1つの文化が他の文化を支配しようとする動きが増大していることも認識しなければならない。

1つの文化が他の文化を支配しようとする動きは、文化的自由を脅かす。だが、それに対し不法かつ非民主的な方法で闘っても、人権を侵害するだけで問題の解消にはならない。これらの動きの不寛容な計画を暴露し、人々への影響力を失わせるには、他の文化を民主的に受け入れるほうが効果的である。

文化的支配の動きを率先する人々は、自分たちの文化の優位性を確信しており、自分たちが住む社会の内外を問わず、他人に自分たちの思想を強要しようとする。そうした運動のすべてが必ずしも暴力を伴うわけではなく、政治運動、脅迫、嫌がらせを用いて他人に強制するものもある。また極端な場合には、憎悪感情に起因する攻撃、追放、民族浄化、大量殺戮などの、暴力的手段が用いられる。不寛容が政治勢力となって、世界各国の政治プロセスを圧倒すべく脅かしている。文化的支配の動きは、政党、民兵、暴力的集団、国際ネットワーク、さらには国家など、さまざまな形態をとる。民主主義社会は、不寛容や憎悪と無関係であると考えるのは認識不足である。

文化的支配の動きが台頭する根本的な原因としては、指導者による巧みな操作、貧困、不平等、脆弱なあるいは無能な国家、外部からの政治的干渉、海外からの移住者集団との結び付きなどがあることが多い。これらの要因は、自治あるいは分離を求める動きなどの、民族主義的な動きを呼び起こすこともある。しかし、民族が自治を求める運動と、文化的支配の動きは同じではない。まず、文化的支配の動きは、多くの欧州諸国における極右政党のように、すでに国家を支配している多数派集団の中から起こることが多い。それとは逆に、民族自治運動の多くは、非常に自由主義的であり、自治領内で多様性を受容することの重要性を認め、他の民族と同等の尊敬と認知が得られることを求めるものである。文化的支配の動きの特徴は、文化的優位性の主張と不寛容にある。文化的支配が標的とするものは、自由と多様性である。

問題は文化的支配の動きへの対応の仕

自由な社会の維持は、法の支配を尊重し、政治的要求に耳を傾け、たとえ悪人の人権であっても、基本的な人権を保護することにかかっている。

方である。各国はしばしば、政党の禁止、非合法的な拘留や裁判、基本的権利を侵害する法律、さらには無差別の暴力および拷問といった、抑圧的かつ非民主的な手段でこれらの運動に対抗しようとしてきた。こうした措置は、多くの場合、合法的な政治要求と政治プロセスを抑圧し、その結果、いっそう極端な反応を招くことになる。1991年にアルジェリアで、イスラム救国戦線（FIS:Islamist Salvation Front）が一次選挙に勝利した際、軍が介入し同政党を禁止した。その結果引き起こされたのは、10万人を超える生命を犠牲にした内戦であり、それは偏狭で暴力的な集団を助長させてしまった。

これに対し、民主的受容は有効である。オーストリアの自由党（FPÖ：Freedom Party）、あるいはモロッコの正義発展党（the Justice and Development Party）の例が示すように、極右政党の選挙出馬を認めることは、これらの政党の姿勢を和らげさせることができる。選挙で争うことによって、他の集団の過激的な主張も明らかになる（デンマークの進歩党）。民主的受容はまた、国が憎悪犯罪を訴追したり、宗教学校の教育課程を改革したり（インドネシアとマレーシア）、関係改善に向けた地域社会の取り組みを実地に移す（モザンビークとルワンダ）ことに正統性を与える。

自由な社会の維持は、法の支配を尊重し、政治的要求に耳を傾け、たとえ悪人の人権であっても、基本的な人権を保護することにかかっている。不寛容の解消は、文化的自由の真の課題であり、だからこそ、それに対処するための手段は正統なものでなくてはならない。

グローバリゼーションは、国家および地域のアイデンティティを脅かしかねない。その解決方法には、保守主義や孤立主義的国家主義へと後退するのではなく、多文化政策を立案して、多様性と多元主義を促進することにある。

ここまでは、国家がどのようにして国内の多様性を管理するべきかに焦点を当ててきた。しかし、グローバリゼーションの時代には、国家は、アイデア、資本、財、人の国際間の移動という形の国外からもたらされる課題にも直面する。

このグローバリゼーションの時代において文化的自由を拡大することは、新しい課題とジレンマをもたらす。人間、価値観、アイデア、生活様式の間の接触が、これまでにないような方法で増加し、深まってきている。多くの人々にとって、この新しい多様性の動きは、期待できるものであり、力を与えてくれるものでさえある。だが、別の人々にとっては、不安の種であり、力を奪うものでもある。グローバリゼーションが自分たちの価値観と生活様式の喪失を意味し、地域および国家のアイデンティティに対する脅威であると、不安に感じている人は少なくない。その極端な反応として表れるのが、海外からの影響の遮断であるが、それは、排外主義的で保守主義的な手法であるばかりでなく、自由と選択の拡大どころか縮小を生む逆行的な手法であると言える。

本報告書は、国々を資本や財や人々の国際的な流れに対して開放しつつ、多様性を尊重し促進する代替的な手法を取り入れるよう提案する。そのためには、文化的多様性を明確に認識し、尊重する政策が必要である。さらに、文化の喪失やアイデンティティの喪失につながるような、経済的権力や政治的権力の不均衡に取り組むことも必要である。

こうした代替的な手法が、今熱い議論が展開されている次の3つの分野で、開発され検討されている。

- 先住民族は、採取・採掘部門に対する投資や、自分たちの生活手段を脅かす、伝統的知識の不当な使用に抗議している。
- 国々は、文化財（主に映画と視聴覚製品）の輸入は、国の文化産業を弱体化しかねないため、文化財が国際貿易においてその他の財と同様に扱われることのないよう要求している。
- 移民は、自らの生活様式の受容と、地元社会と出身国のどちらに対しても持っている複数のアイデンティティの尊重を求めている。しかし、地元社会は、自分たちの社会が分裂し、国家の価値観とアイデンティティが侵食されつつあると不安に感じており、移民は同化するか、さもなければ帰国させることを要求している。

これらの要求はどのようにしたら調整できるのだろうか。どのようにして多様性の尊重と、非対称性への取り組みを行うべきなのだろうか。

先住民族、採取・採掘産業、そして伝統的知識

先住民族の土地に対する権利と、土地が持つ文化的重要性や経済的資源としての価値を無視した投資が反対を招くのは必至である。同じように、彼らの権利や価値を無視して伝統的知識に特許を設定しようとすることも反対を招く。先住民族の知識と土地に対する権利を認め、（まずは事前に情報を提供し同意を得たうえで）先住民の集団の発言権を確保し、利益を分配する戦略を立てるという、3つの原則が不可欠である。

まだ限定的ではあるものの、企業と中央政府は、先住民族社会と共同した新規投資開発を実施している。ペルー政府といくつかの企業は、過去の衝突からの教訓を得て、2001年以降、アンタミナ亜鉛・銅鉱山における意思決定に先住民族共同体も参加させてきた。パプアニューギニアでは、採取・採掘活動を行う際に、地域社会開発プロジェクトにも投資を行う。北米とオーストラリアでは、鉱山会社と先住民族が共同で行う合弁事業が、伝統的な生活スタイルを守りつつ、金銭的利益をもたらしてきた。

先住民族の伝統的知識を評価し認めるための措置を講じている中央政府も多い。バングラデシュでは、地域社会を基盤とする生物資源に対する権利と、それに関連する伝統的知識の権利を認めている。ラオスでは、伝統医療資料センター（Traditional Medicines Resource Centre）において伝統的医療に関する知識を記録している。南アフリカでは、サン族の知識にもとづいて開発された医薬品から得られた収益を、彼らと分配することを約束した。また、さまざまな国が、伝統的知識の保護のために、既存の知的所有権制度を活用する方法をすでに見いだしている。カザフスタンでは、意匠権を用いて、絨毯および髪飾りを保護している。ベネズエラとベトナムでは、地理的表示をつけることで酒類や茶類を保護している。 オーストラリアとカナダでは、伝統芸術に著作権と商標権が用いられている。

多様性を認めるということは、知的所有権のさまざまな概念と、知識や芸術という形の文化的重要性を、グローバルな枠組みに取り入れることを意味する。このためには国際的行動が必要である。もし現行の知的所有権基準では、一般に知られている伝統的知識に対応することができなかったり、その所有権を集団に帰属させることができない場合には、規則を修正する必要がある。プロジェクトが財産を不適切な方法で取得したり、地域社会への補償を行わない場合には、国や

本報告書は、国々を資本や財や人々の国際的な流れに対して開放しつつ、多様性を尊重し促進する代替的な手法を取り入れるよう提案する。

企業へのプロジェクト融資は撤回されるべきである。

文化財

世界の文化的多様性の保護を支援するために、文化財は国際貿易において保護されるべきだろうか。映画や視聴覚製品は文化財だろうか。この問題には、創造性と多様性の育成における文化財の役割を認識することと、世界市場における零細映画・視聴覚産業の不利な立場を認識するという、2つの原則が不可欠である。

文化財における多様性は、消費者の選択肢を拡大し、人々の文化的体験を豊かにすることから、それ自体に価値がある。しかし、文化財も規模の経済性を享受する。したがって、大規模生産者の製品は、小規模生産者の製品を締め出す傾向にあり、とくに貧困国についてはそれが顕著である。

どうすれば多様性を推進することが可能なのだろうか。貿易障壁を高くすることは、選択肢を狭めることにつながるため、答えにはならない。多様性に資するには、関税をかけることよりも文化産業を支援することのほうが有益である。アルゼンチン、ブラジル、フランスは、海外から国内市場への文化製品の流入を止めることなく、文化産業に対する制作助成金や税制上の優遇措置を与えるという試みに成功してきた。ハンガリーでは、テレビの収益の6％を、国産映画の振興に向けている。エジプトは、官民協力関係を利用して、映画制作のインフラへの資金提供を行っている。

移住

移民は同化させるべきだろうか、それとも移民の文化を認めるべきだろうか。多様性の尊重、複数のアイデンティティの承認、地元社会への帰属という共通の絆の形成、という3つの原則が不可欠である。鎖国によって進歩した国はない。国際間の人口移動は、さまざまな技能、労働力、アイデアをもたらし、人々の生活を豊かにする。人権を侵害する伝統主義や宗教的慣行が擁護され得ないのと同様に、強制的な同化政策が実行可能な解決策になることはあり得ない。

アイデンティティはゼロサムゲームでない。ノルウェー在住のマレーシア人の、次の話を考えてみてほしい。「ここに何年住んでいるのかとよく聞かれるので、『20年』と言う。すると、たいてい「おや、じゃあもうノルウェー人も同然だね」という言葉が返ってくる。ここで前提とされているのは、アイデンティティはゼロサムゲームであるということだ。つまり、1つのアイデンティティが増えると、もう片方のアイデンティティが減少すると考えるのが一般的なので、私がマレーシア人らしくなくなったということだ。アイデンティティは、どういうわけか決まった大きさの四角い箱のようなものと思われている」。

差異主義（differentialism）（移民は、元来のアイデンティティを維持し、社会の他の人々と融合しない）と、同化（古いアイデンティティの維持は選択肢にならない）という、移民に対する2つの対応が大半の国の政策で支配的である。しかし、複数のアイデンティティを認める新しい多文化主義の取り組みが導入されつつある。これは、寛容と文化の理解を促進するほか、具体的には、宗教的な慣行や、服装や、日常生活におけるその他の慣行を受容することを伴う。さらに、搾取に対して移民は発言権がなく保障されていない状況にあることを認識し、言語訓練や求職支援など、社会へ溶け込むための支援を提供することも伴う。

“永住市民権（denizenship）”、すなわち外国籍市民に対する市民参加の権利を拡大しつつある国々がある（ベルギー、スウェーデン）。また、現在では30を超える国が、二重市民権を認めている。誤解と偏見を軽減させるために、ベルリン上院統合・移住弁務官事務所（the Commissioner's Office of the Berlin Senate for Integration and Migration）は、移民団体に資金を提供し、広報キャンペーンを活用するほか、12言語での法律相談を提供し、求職支援と差別解消に取り組んでいる。

しかし、これらの政策には議論がある。米国の2言語併用教育や、フランスにおけるスカーフ着用は、賛否の分かれる問題である。一部の人々は、米国文化に適応する責任や、フランスの政教分離主義とジェンダー平等の原則など、社会の最も根本的な価値観が試されることを懸念している。

● ● ●

文化的自由の拡大は、人間開発の重要な目標の1つであり、21世紀において緊急に関心を向けるべき目標である。すべての人が、妨げられることなく自分自身のままでありたいと願っている。すべての人が、責任と価値観を共有する集団の一員としてのアイデンティティを、それが国籍、民族、言語あるいは宗教によるものであろうと、家族、職業、趣味によるものであろうと、自由に表現したいと思っている。

グローバリゼーションは、ますます増大する世界の人々の相互作用の原動力となっている。この世界では、多様性をさらに尊重すると同時に、統合との取り組みを強化することが求められている。もし多様な社会の一員として、寛容と普遍的人権の尊重という世界主義的価値観を支持することを望むのであれば、個人は、硬直したアイデンティティを捨てなければならない。本報告書は、各国がどのようにしてそれを実現することができるかを議論するための基盤を提供するものである。これまでの21世紀の短い歴史が教えているのは、これらの問題を避けるという選択肢はあり得ないということにほかならない。

もし多様な社会の一員として、寛容と普遍的人権の尊重という世界主義的価値観を支持することを望むのであれば、個人は、硬直したアイデンティティを捨てなければならない。

第1章
文化的自由と人間開発

人間開発というアプローチをとる根本的な理由は、一貫して、人々の生活を向上させ、人々が享受できる自由を拡大する方法を模索することである。

人間が剥奪状況に置かれるということは、いろいろな形で起こり得るが、その状況を解消するのが難しいものもあれば、それほどでもないものもある。人間開発のアプローチは、（初期の「人間開発報告書」をはじめ）開発のさまざまな文献の中で、読み書きができないことや、不十分な保健医療、失業や貧困といった苦悩の原因として顕著なものの分析に広く用いられてきた。今年の報告書では、対象とする範囲を大きく拡大し、とくに文化的自由の重要性と、その自由がないことによって生じ得る個人的および社会的損失に焦点を当てる。

今回、これまでと異なる問題に焦点を当てたことは、人間開発のアプローチの基本的な取り組みを放棄するものでない。人間開発というアプローチをとる根本的な理由は、一貫して、人々の生活を向上させ、人々が享受できる自由を拡大する方法を模索することである。文化的自由の否定は、人々の生活を貧しくさせ、求めてしかるべき文化的結び付きから人々を排除することとなり、著しい剥奪状況を生み出しかねない。そのように考えると、人間開発の視点を拡大させ、文化的自由の重要性を人間開発の視野に入れることは可能である。

人間開発の文化的な側面に十分な注意を向けることが必要な理由は3つある。第1に、文化的自由は、人間の自由の重要な一面であり、人が営みたいと思う生活を営む能力、および人が自ら持つ、あるいは持つことが可能な選択肢から選ぶ機会を持ち得る能力の中核をなす。文化的自由の促進は、人間開発の中心的側面であるべきで、またそれには、社会的、政治的、経済的機会を超えた考察が必要である。なぜなら社会的、政治的、経済的機会だけでは文化的自由を保障することはできないからである。

第2に、近年、文化と文明に関する議論が盛んに行われてきたが、その焦点は文化的自由よりは、文化的保守主義（cultural conservatism）の容認、あるいは場合によってはその賞賛に置かれてきた。人間開発のアプローチは、文化の領域における人間の自由の重要性を明らかにするのに役立つ。人間開発の視点が求めるのは、伝統の継承を根拠もなく支持することを賞賛したり、不可避だといわれている文明の衝突を世界に警告したりすることではなく、（他の領域と同様）文化の領域における自由の重要性、および、人々が享受できる文化的自由を擁護し拡大させる方法に関心を向けることなのである。重要なのは、伝統的文化の持つ意味だけではない。文化的選択と自由が広範囲に及ぼす重要性こそが問題なのである。

第3に、文化的自由は、文化の領域のみならず、社会、政治、経済の領域における成否を決定するうえで重要である。人間の生活のさまざまな側面は、相互に強く関係し合っている。中心的な経済概念の1つである貧困でさえ、文化を考慮せずに十分に理解することはできない。実際に、文化的剥奪状況と経済的貧困の密接なつながりは、ほかならぬ経済学者アダム・スミスによって指摘されており、スミスの著書は、図らずも、人間開発の妥当性（relevance）を浮かび上がらせている。

スミスは、貧困は、飢餓や物理的剥奪状況という総合的な形態（gross shape）をとって現れるだけでなく、一部の集団が地域共同体の社会的および文化的活動に参加するうえで経験する困難から生じることもあると論じた。とくに、貧困の分析をしたり、何を「生活必需品」と見なすかを判断することは、（スミスが主張するには）地域共同体の文化が何を求めるかということと切り離しては考えられない。彼は、「生活必需品とは、私が理解するに、生活の維持のために必要不可欠な商品だけでない。その国の習慣によって、たとえ最下層階級の者であろうとも、人から信頼されようとするなら、それを持たないということは不適切であると見なされるあらゆるものを言う。（中略）イギリスの習慣は、革靴を生活の必需品と見なしてきた。最も貧しくても、信頼に値する人物ならば、性別を問わず、革靴を履かずに人前に出ることを恥ずかしく思うものだ。」と書いている[1]。

文化は確かに、相対的所得と人間の絶対的潜在能力の間に重要な関係を確立する。地域社会での所得の相対的な剥奪状況が、社会全体における絶対的な剥奪状況となる可能性がある。たとえば、富裕社会において相対的に低所得である場合、その社会における確立された生活スタイルに必要な商品を購入することができないことから、たとえその人が他のより貧しい国で生活する大部分の人々よりも高所得だとしても、絶対的貧困を生む可能性がある。したがって、経済的貧困の概念そのものにも、文化的考察が必要なのである。人間開発における文化的自由と文化的影響を十分に認識するには、定着した文化が自分たちの生活に与える影響力、および、人間の生活における文化的側面とそれ以外の側面の間の相関関係の重要性に留意しなければならない。

参加と認識

文化的自由を含む自由の剥奪は、さまざまな形をとる。自由の喪失につながりかねない差別も同様である。本報告書で論じられているように、人々の中には、政治、社会、経済、文化など、さまざまな領域で差別を受ける可能性がある人がいる。自由の剥奪、そして差別には、たくさんの側面があるので、人々の自由が制限されてきたそれぞれの過程の違いを、たとえそれらが相互に関連しているとしても、理解することが必要である。剥奪は、排除（exclusion）の過程を経て起こることが多い。文化的な排除は、最近多くの注目を集めてきた。しかし、文化的な排除には2つの形態があり、両者は明確に区別されなければならない。

参加の排除

第1に、個人または集団の文化的排除は、ある個人または集団が、他者には認められ、奨励されているような方法で社会に参加することが許されないという形をとることがある。これは、「参加の排除」と呼ぶことができる。人々の参加からの排除は、ジェンダー、民族、宗教など、当事者のさまざまな特徴と関連して起こることがある。

参加の排除という差別には多数の事例があるが、当事者が所属している文化にもとづいていることが最も多く、その結果、ある文化に所属している人々が教育や雇用、政治的意思決定への参加から排

文化との相関性は、多くの場合、まったく根拠がないにもかかわらず、差別や排除への道を拓く。

除されることになる。こうした排除を正当化するために用いられる議論では、対象とされる集団と文化的に相関性（correlation）があるといわれていることを理由として取り上げる傾向がある。ある特定の民族集団は、怠惰、粗暴、あるいは無責任といわれているとか、少数派の宗教を信じる者は、宗教的権威への忠誠心と国家への忠誠心という相反する忠誠心を持っているのではないかと疑われるなどである。こうした文化との相関性は、多くの場合、まったく根拠がないにもかかわらず、差別や排除への道を拓く。中には、差別的な政策の中で集団を選別するために用いる特徴として、文化的特性が直接引き合いに出される事例もある。これは、とくに宗教集団に対する差別の場合にあてはまるが、言語、社会的出自ないしその他の特徴で規定される集団の場合にも同様のことが言える。

生活様式の排除

文化的排除の第2の形は、ある集団が選択する生活スタイルを認めないことである。こうした不寛容は、社会の一人ひとりが他人とまったく同じような生活を営まなければならないという主張に同調するものである。この「生活様式の排除」は、ジョン・スチュアート・ミルが有名な論文「自由論」（1859）の中で取り組んだ重要な課題であり、宗教に対する不寛容の中に顕著に見てとれる。

生活様式の排除は、今日の数々の情況においても、さまざまな形で露呈しており、依然として強い力を持っている。宗教に対する不寛容が、今でも重要な排除の一種であることは疑う余地がない。またこのほかの例としては、純粋に個人的な生活で採られるある種の行動様式に対する不寛容があり、ゲイやレズビアンへの差別的処遇は、そうした生活様式の排除としてよく見られる例である。これらの排除は、文化的自由の直接的侵害に関わっていると同時に、自由の侵害による多様性の否定にもつながる。

この種の排除は、多様な民族、とくに移り住んで間もない移住者を抱える多文化社会においては、極めて重大な問題にもなり得る。移住者は伝統的な生活スタイルを放棄して、移住先の社会で支配的な生活スタイルを採り入れるべきとする主張は、生活スタイルに対する現代社会の不寛容の典型である。

英国で広く物議をかもしたテビット卿の「クリケット国際試合」発言（合法的に移住している人は、出身国チームとのクリケット国際試合で英国チームを応援しなければならない。）でも有名なように、移住者のささいな行動についてさえ、要求は拡大しかねない。テビット卿のクリケット国際試合発言は、問題を明らかにしたという点で評価できるが、多文化社会においてはそうでもしなければ、実際のところいったい何が支配的な生活スタイルなのかを特定するにあたり問題が生じる可能性がある。たとえば、カレー料理は、今や、（英国で生まれた人々の一般的な消費パターンをもとに）英国政府観光庁から「英国の正統料理」と称されているので、テビット卿発言のような助けがない限り、英国の南アジア系移民は、従うことを求められている行動様式とは何なのかを見極めるのに苦労するかもしれない。

生活様式の排除は、深刻な不公正を引き起こす領域になりかねない[2]。これは、最近の多くの研究のテーマとされ、その中には「ジェンダー格差や、民族的、『人種的』、あるいは性的少数者が持つ独自の視点を認識することに対する主張」を含む、「認識の政治学（Policy of Recognition）」と呼ばれる論考などがある[3]。こうした考察は、公正さを適切かつ広範囲にとらえるうえで確かに重要である。人間開発の文脈では、文化的自由の実践との関連の中で直接的に見て取れるものである。人間開発の評価および一時的な後退を判断する際に、こうした文化的自由の実践を、他の自由と同様に勘案しなければならない。

自由、人権、そして多様性の役割

人間の自由に重要性を置くことは、人間の自由を人権の概念と結び付けるための基盤となり得る可能性がある。人権を認めることは、司法上認められる権利（justiciable entitlement）という形で立法化されるまで待つ必要はない。むしろ人権が動機となって、そうした法律が制定されることは非常に多い。事実、「人権法」という一部の法律の名称からしてもこのつながりがわかる。著名な法律学者であるハーバート・ハートが名著として有名な彼の論文の中で述べているように、人が「道徳的権利をおもに口にするのは、そうした道徳的権利の法制化に向け取り組もうとするときである[4]」。

確かに、さらに議論を進めるならば、公的な議論と論証に裏づけられた、人権の倫理的認知（ethical acknowledgement）は、立法可能性の基盤となるにとどまらず、それ以上の役割を果たすことができ、また実際に果たすのである[5]。（献身的な人権団体を含む）個人および集団の積極的な行動を通じて人権として認識されている自由は、公的要求（public demand）や、さらには大規模な集団行動や運動（たとえば、少数者が自らの生活スタイルを選ぶ自由を持つ権利を求める行動など）の基礎となり得る。国連自身はこれまで、倫理規範に見合うほど国内法が整備されていない場合であっても、（とくに国連人権高等弁務官事務所と国連難民高等弁務官事務所を通じて）、人権の追求に熱心に携わってきた。

開かれた公的論証（public reasoning）により支えられる社会倫理の表明として、人権はさまざまな形の実践を要求する。そしてその基盤をなす自由は、立法やその関係者の倫理的な取り組みに加え、認識、監視、政治・社会運動をはじめ、人々のさまざまな行動を通じて前進させることができる。多様な形態の人間の自由が重要であるという認識に立ち、人権を肯定することは、それに相応した義務がある理由を認識することも必要とする。義務の中には、厳密に特定できるものもあれば、大まかに示されるだけのものもある（カントによる区別を用いるならば、「完全義務」と「不完全義務」の両方を含む）。人権の性質とそれが求めるものについては、『人間開発報告書2000』において考察されている。

ここで強調されるべきは、人権の概念が、人間の自由の保護と促進に直接結び付いているという基本的認識である。それは、状況に応じて、ある特定の制度および社会的仕組みを擁護し、推進すべき十分な理由となる。しかし、そうした事業（プログラム）の価値は、派生的かつ偶発的なものであり、その価値は、人間の自由に及ぼす実際の効果によって評価されなければならない。人権の倫理的な力は、最終的には人間の自由の重要性にかかっており、自由と切り離すことはできない。この基本的な認識は広範囲に及ぶ[6]。

現代の文化を扱った文献の中でかなり脚光を浴びてきたテーマの1つに、文化的多様性がある。時として、それは人々の集団を1つの単位として、各集団が有する人権と見なされることさえある。集団的権利は数多くのあいまいさを有しているが、もし真剣に受け止めるなら、集団的権利が人間の自由の拡大に果たす役割を明らかにしなければならないと主張

不寛容は、社会の一人ひとりが他人とまったく同じような生活を営まなければならないという主張に同調するものである。

それぞれの集団が受け継いできたからという理由で文化的多様性の保護を論じることは、文化的自由にもとづいて考えると理にかなわないことは明らかである。

することは、それほど難しくない。権利と自由を結び付けることが基本的に必要であることは、集団的権利の概念をめぐる複雑な議論へと深入りせずとも、すぐに認識できるだろう。

このことは、直ちに文化的多様性の価値についての疑問を呈することになる。なぜなら、文化的多様性それ自体は人間の自由の特性ではないからである。しかし、文化的領域において多様性が重要になることを示すのは難しくない。もし多様性が容認されなければ、多様な選択の余地はなくなる。やはり、もし焦点を（文化的自由を含む）自由に当てるならば、文化的多様性の意義は、人間の自由との因果関係に応じて変化するはずである。

この二者の結び付きは、たいていの場合明確かつ強力である。実際に、多様性は、人間の自由（とくに文化的自由）を実践した結果であるとともに、社会の豊かさ（とくに文化的豊かさ）の原因であることが多い。もし各人が価値のあると思う生活をすることを許され、奨励されるならば、その結果として、当然文化的多様性が生まれるだろう。このことは、上述の生活様式の包含（living mode inclusion）に関する議論に従うことになろう。たとえば、民族的多様性に富んだ生活スタイルの維持や、性的少数者の承認と尊重は、文化的自由の実践であり、その結果として、より文化的に多様な社会をまさに実現することができる。この場合には、文化的多様性の重要性は、文化的自由に価値を置くことから直接生まれると言える。なぜならば、文化的多様性は文化的自由の必然的な結果だからである。

文化的多様性はそれだけでも肯定的な役割を果たすことができる。たとえば、文化的に多様な社会は、その結果享受できる各種の経験を通じて、人々に恩恵をもたらすことが可能である。たとえば、アフリカに起源を有し米国で開花したアフリカ系アメリカ人音楽の豊かな伝統は、アフリカ系アメリカ人の文化的自由と自尊心の向上に貢献したのみならず、（アフリカ系アメリカ人か否かにかかわらず）あらゆる人々の文化的選択肢を拡げ、米国をはじめとし、実に世界の文化的景観を豊かにしたと論じることができよう。

しかしながら、文化的自由と文化的多様性の関係には、さらなる検証が必要である。おそらく、文化的多様性を実現する最も安易な方法は、現在たまたま存在する多様な文化を保守的に守り続けることだろう。国内に多様な文化を有するなら、各国内での文化的多様性についても同様のことが言える。しかし、文化的多様性を擁護するために、人々に自分の文化的背景に固執し、別の生活スタイルに変えないことを求めるというような、文化的保守主義を支持することが必要なのだろうか。そのようなことをすれば、われわれは、多くの人々が望むであろう別の生活様式の選択を妨げてしまう反自由的立場に行き着いてしまうだろう。そうなれば、生活様式の排除に対する参加の排除という、もう１つの排除領域にも足を踏み入れることになりかねない。なぜなら文化的少数者は主流の文化に参加することから排除されてしまうことになるからである。

文化的保守主義（cultural conservatism）の強要は、人々が、異なる生活スタイルを取り入れることや、他の文化背景を持つ人々がその社会で営む標準的な生活スタイルに加わることさえも思いとどまらせ、あるいは妨げることにもなりかねない。その場合、多様性を維持するために文化的自由が犠牲になってしまうだろう。究極的に重要なのが文化的自由であるとしたら、文化的多様性の評価は、他の状況次第で変化する条件付きの形をとらなければならない。その評価は、その多様性がいかにもたらされ、いかに維持されるかに大きくかかっているのである。

確かに、それぞれの集団が受け継いできたからという理由で文化的多様性の保護を論じることは、文化的自由にもとづいて考えると理にかなわないことは明らかである（ところが、この議論が自由支持者の論拠であるかのように示されることがある）。自由を行使する機会を実際に与えることなく、あるいは、選択の可能性があるなら、少なくとも、それをいかに行使したらよいかを検討せずに、自由の名において何かを正当化することはできない。文化的自由以外の理由で多様性が追求されることもあるだろう。しかし、文化的自由があるという過程だけで、深く議論もせずに、既存の多様性の維持を正当化することは、まったく不合理な推論であることは間違いない。

アイデンティティ、地域社会、そして自由

伝承文化（inheritcd culture）に無条件に優先順位を与えることに対して懐疑的になる理由は、誰がどのような選択を行うかということが、わからないからである。ある特定の文化環境に生まれることは、自由の行使ではない。それどころかまったく逆である。ある人がその文化の中で生活し続けることを選び、また、それまでに他の選択肢を検討する機会を持ちつつ、選択を行ったのであれば、文化的自由に一致する。文化的自由における中心的課題は、他の選択肢を検討する機会を十分に持ちつつ、自らが選んだ生き方をする潜在能力である。実際の選択であれ、潜在的な選択であれ、現実に選択肢がなければ、自由が規範としての重要性を持つことはまずあり得ない。

事実、一部の共同体主義論者は、人の真のアイデンティティの「発見」に選択の余地がないことを美化してきた。マイケル・サンデルが、共同体の「構成概念（constitutivc conception）」の一部であるこの主張を、わかりやすく説明している。「共同体が表すのは、市民として何を所有するかだけでなく、何者であるかであり、（自発的に集合した団体のような）選択による関係ではなく、自ら発見した帰属心であり、アイデンティティの単なる属性ではなく、構成要素である[7]」。サンデルはさらに説明して、「自己（self）は、理性的存在（ends）によって初めて得られるもので、」それは、「（自己）理解の対象である主体を知る（または探求する）という行為が（自己）理解の対象によって規定されるように、選択ではなく熟考（自己を深く見つめること）によって得られるのである」[8]。この見地から、社会組織は、（別の共同体主義の著者クロウリーの表現によれば）、「人々が自己および世界について発見したことを表明し、他者にその価値を説得する機会を創造する」ための試みと見なすことができる[9]。

アイデンティティが、選択の問題でなく、究極的には発見の問題であるという主張はさらなる考察を要するもので、これについてのより大きな問題を以下で取り上げる。この議論にとって注目すべきは、共同体主義の観点から主張されるように、受け継がれた所属や帰属が特別に重要で並外れて重大となるのは、「単に選択された」事柄とは対極にある「発見を重視することを根拠としている」からである。そして、その主張は、いかに説得力を持っていようとも（正当な理由が必要なのは確かであるが）、選択と選択の自由が重要であるとする主張とは、まさに矛盾し合う要素を持つ緊張関係にある。

実際に属しているさまざまな集団から、特定の状況において、どの集団の一員であることを優先するかを選ぶことは可能である。

しかしながら、人が生活を営むうえでアイデンティティ意識が重要であることを強調した点において、共同体主義者は正しい。しかし不明瞭なのは、どのようにしてアイデンティティが、明確な、あるいは、何らかの示唆によってなされる選択の問題ではなく、単なる自己に関する発見の問題となり得るのかという点である。選択は、多くの場合は暗黙裏に、また時には明示的に、自覚されて行われている。たとえば、モハンダス・ガンジーが、熟考を重ねた後に、英国において法的正義を追求する経験豊かな法廷弁護士としてのアイデンティティよりも、英国支配からの独立を目指すインド人との一体感を優先する決定をしたとき、彼が意識的に確固とした選択を行っていたことは疑いない。その他の状況では、選択は暗黙の、あるいは、不明瞭なものかもしれないし、ガンジーの決断ほど立派な根拠のある選択ではないかもしれないが、だからといってその選択の真正性が低いということはない。

通常、各個人は多数の異なる集団の一員であることが可能である。1人の人間は、市民権（たとえばフランス国民として）、性別（女性として）、人種（中国系として）、出身地（タイ出身として）、言語（フランス語のほかに、タイ語、中国語、英語が流暢である人として）、政治（左翼的思考の持ち主として）、宗教（仏教徒として）、職業（弁護士として）、居住地（パリ在住者として）、スポーツとの関わり方（バドミントンの選手でゴルフに夢中な人として）、音楽の趣味（ジャズとヒップホップの愛聴者として）、文学的嗜好（探偵小説の愛読者として）、食習慣（菜食主義者として）などによって、さまざまなアイデンティティを持っている。

選択肢は無限ではない（たとえば、イヌイット人もしくは相撲力士といったアイデンティティは、自分がそうでなければ選択不可能である）。しかし、実際に属しているさまざまな集団から、特定の状況において、どの集団の一員であることを優先するかを選ぶことは可能である。これらすべての集団の一員であり、その他の多くの集団の一員でもあるという事実は、「発見」の問題かもしれない。しかし、それでもなお、多岐にわたる自分の所属の相対的な優先順位を検討し決定しなければならない。たとえ選択が暗黙のうちに行われるとしても、発見があるという事実によって、選択する必要性がなくなるわけではない[10]。

選択の可能性は、新たに押し付けられたアイデンティティという形をした、「新しい専制（new tyrannies）」とアンソニー・アッピアが名付けたものを防ぐうえで重要である。こうした断定的なアイデンティティは、われわれが当然受け入れ、尊重するであろう、その他のアイデンティティを主張することを排除することで、専制を生むことがある。アッピアは、これをアフリカ系アメリカ人というアイデンティティの例を用いて示している。アフリカ系アメリカ人というアイデンティティは、過去の米国において人種的正義を追求するうえで確実に貢献してきたし、今日も貢献し続けている。しかし、もしそれが、黒人が持つ唯一のアイデンティティと見なされ、それ以外の主張が聞き入れられないならば、その主張は抑圧的なものになり得る。アッピアはこの問題を次のように記述している。

「このアイデンティティの帝国主義、つまり、他の領域と同様、人種的アイデンティティに見てとれる帝国主義に歯止めをかけるには、自分たちが単に黒人、白人、黄色人種あるいは褐色人種であったり、同性愛者、異性愛者あるいは両性愛者であったり、ユダヤ教徒、キリスト教徒、イスラム教徒、仏教徒あるいは儒者であったりするばかりでなく、兄弟姉妹であり、親子であり、自由主義者、保守主義者、左派であり、教師、弁護士、自動車製造業者、庭師であり、野球のパドレスとアイスホッケーのブルーインズのファンであり、グランジロックのファンでもワグナーの愛好者でもあり、映画マニアであり、音楽専門のケーブルテレビMTVの中毒で、ミステリー読者であり、サーファーでも歌手でもあり、詩人でもペット愛好者でもあり、学生でも教師でもあり、友達でもあり愛人でもあることを常に忘れないことが重要である。人種的アイデンティティは、人種主義に抵抗する場合の基盤となり得る。その意味で、われわれは大きく前進してきたが、道のりはまだ遠い。自らの人種的アイデンティティを新しい専制（new tyrannies）に支配されないようにしようではないか[11]。」

これとは別の、よりおぞましい例を考えてみよう。10年前にフツ族の扇動者が、ルワンダのフツ族の人々に、自分たちこそ正真正銘のフツ族であることは明らかである（「忌み嫌うべきツチ族」と混同されるべきでない）と説得を試みた（そしてそれがある程度成功した）とき、不条理な殺戮が起こったが、それはフツ族が持つより広範なアイデンティティ、たとえばルワンダ人、アフリカ人、さらに広く人間である、というような、アイデンティティを呼びさますことができれば、阻止し得たはずである。アイデンティティを単なる発見の問題と見なすことは、概念的な混乱を招きかねないだけでなく、思考を旨とする人間の義務を放棄させる可能性がある。すなわち、人々が自分自身をどのように認識したいか、どの集団の一員でありたいか（フツ族社会だけなのか、または、ルワンダ人の国家、アフリカ人の範疇、人類全体の一員だろうか）を考慮する道徳的義務の放棄である。選択の自由は、選択を行う個人にとって重要なばかりでなく、選択に伴う責任が適切に果たされるなら、他の人々にとっても重要なものとなり得る。

偏狭さと疎外

複雑な理論が単純で偏狭な考えを助長し、世界を実際以上に対立の起こりやすい場所にすることがある[12]。急激に進行した文化の一般化（generalization）は、文化に対するより深い理解を奪い、視野の狭い偏見や社会的差別、そして暴政の手段としてさえ働くことがある。世間の通説や民間の情報には、人々の考え方を形成するのに大きな影響を持つ、こうした単純な文化の一般化が溢れている。人種を材料にした数多くの冗談や中傷の主題となる、このような十分な検証に欠けた信念が、有害な大理論として表面化することもある。文化的偏見と社会的考察が偶発的相関性を持った場合（どんなに気軽なものであっても）、そうした偶然の相関関係が消滅した後も存続し続ける可能性のある理論の成生を招くのである。

たとえば、アイルランド人をめぐる冗談（「電球1つを変えるのにいったい何人のアイルランド人が必要なのかね。」など）は、英国において長年にわたり流布している。アイルランドが長期にわたる不景気にあったときは、アイルランド経済の沈滞した難局にうまくあてはまるように思われた。しかし、経済が急激に成長し始めても、文化的固定観念と、そうした冗談が経済的にも社会的にも妥当であるという見方が葬り去られることはなかった。理論は、しばしば実際に目の

支配者は、自らの恐ろしく非効率で極端に不公正な専制政治を正当化するために、犠牲者の文化に対する批判を、用いることがある。

当たりにする世界に従わず、一人歩きするものである。

また、文化的偏狭さと独裁的政治とのつながりも非常に緊密になり得る。支配者と被支配者の間の力の不均衡に、文化的偏見が加わるとき、1840年代のアイルランドの悲惨な飢饉において見られたような、非常に深刻なガバナンスの失敗を引き起こす可能性がある。リチャード・ルボウが主張したように、英国内では怠慢、無関心、無能さがアイルランドの貧困の原因であると広く受け止められ、したがって「英国の使命」は、「アイルランドの困窮を軽減する」ことでなく、「アイルランドの人々を教化し、人間らしい感情と行動へと導く」ことであると思われていた[13]。政治目的のために文化的偏見が同じように用いられる例は、アジアおよびアフリカにおける欧州のさまざまな帝国の歴史の中にも見ることができる。1943年のベンガル飢饉は、現地の人々が「ウサギのように繁殖」しやすいことが原因であるというウィンストン・チャーチルの有名な言葉も、植民地で犠牲を強いられている側を非難するという一般的な伝統から出たものである。こうした伝統は、悲惨な飢饉時の救済活動に深刻な影響を及ぼした。支配者は、自らの恐ろしく非効率で極端に不公正な専制政治を正当化するために、犠牲者の文化に対する批判を、用いることがある。

文化的決定論

文化的偏見と政治的非対称性が結び付くと、このうえない危害を及ぼし得るが、それ以上に、文化的結論へと飛躍しないよう慎重を期すことが大切である[14]。裏づけのない文化的仮説が、経済開発に対する専門家の考え方に影響を及ぼすことさえある。不十分な証拠から導き出される理論は多い。真実が半分だけ、または4分の1だけでは、時には簡単に露呈されるあからさまなウソ以上に、甚だしい誤解を招く可能性を持っている。

多くの研究に影響を与えたローレンス・ハリソンとサミュエル・ハンチントンの共編書『文化の重要性（Culture Matters）』をもとに、この議論を考えてみよう。序章の「文化は重要である（Cultures count）」の中で、ハンチントンは次のように書いている。

> 「1990年代初頭に、1960年代初期のガーナと韓国の経済統計を偶然見る機会があったが、私はその当時の両国の経済が非常に似ていることを知り驚いた。（中略）30年が経ち、韓国は、世界で14番目の経済規模を持ち、多国籍企業を受け入れ、自動車、電子機器、その他の高性能製品という主要輸出品があり、ギリシャとほぼ同水準の1人当たり所得を有する工業大国へと成長した。さらに韓国は、民主制度を強化している途中でもあった。こうした変化はガーナでは起こらず、1人当たり所得はその当時には、韓国の約15分の1となっていた。このような驚くべき開発格差は、どのように説明できるのだろうか。多くの要因が関連していることは疑いないが、私には文化によって大部分が説明できるに違いないと思われた。韓国人は、倹約、投資、勤労、教育、組織、規律を重んじた。ガーナ人の価値観はそれらと異なっていた。要するに、文化が重要なのである[15]。」

この魅力的な比較（全体の文脈から切り取られた4分の1程度の真実しかないだろうにもかかわらず）には、確かに興味を引かれる何かが潜んでおり、この対比が厳密な検証を必要とするのは事実である。しかし、この議論の原因に関する説明は、極めて誤解を招きやすい。ハンチントンの目には、文化を除き、両国がほとんど同一に映ったとしても、1960年代のガーナと韓国の間には、文化的傾向以外に数多くの重要な相違点があった。韓国では実業界がはるかに大きな役割を果たしており、両国の階級構造は相当異なっていた。政治面でも非常に異なっており、韓国では、政府が、ガーナには通用しないような方法で、企業中心の経済発展を主導する原動力の役割を熱心に果たした。韓国経済と日本および米国経済との密接な関係も、少なくとも韓国の初期の発展段階においては、大きな違いを生んだ。おそらく最も重要と思われるのは、1960年代の時点で、韓国の識字率はガーナに比べてはるかに高く、学校制度もより広く普及していたという点である。韓国の変貌は、第二次世界大戦以降、公共政策を大胆に推し進めたことによってもたらされたのであり、昔ながらの韓国文化の単なる反映というわけではなかった。

文化的決定論を用いて経済発展を説明する試みは、当然ながら、これより以前にも行われてきた。1世紀前にマックス・ウェーバーは、資本主義的産業経済の発展の成功にプロテスタント倫理（とくにカルバン主義）が果たした決定的な役割に関する重要な論文を発表した。資本主義の出現における文化の役割に関するウェーバーの分析は、19世紀後半に彼が観察した世界をもとに書かれている。現代世界おいて、とりわけプロテスタント以外の社会における近年の市場経済の成功に照らして考えると、彼の分析は極めて興味深い。

これらの理論から学べることは多く、そこから明らかされる実証にもとづく関連性は洞察力に満ちているかもしれない。それでも、過去の観察にもとづいた文化的説明のある特定の側面が、その後の経験によってどれだけ根拠を失ってきたかも、注目に値する。事実、文化的決定論は、従来実世界の現実から一歩遅れをとってきたことが多いのである。

グローバリゼーション、非対称性、そして民主主義

アイデンティティの選択に関して、言及すべきことはまだたくさんある。とくに文化的包括性と文化的多様性の意味合いを検証するうえで不可避である、公平性と分配における正義の問題については言及すべきことがある。しかしその前に、最近の文化的アイデンティティの議論に多大な影響を及ぼした、現代世界の2つの特別な現象、あるいは現象といわれているものを考察することは有益である。この2つの現象は、よりよい表現が必要ではあるが、まとめて言えば、「グローバルな世界における文化的多様性の未来」とでも呼ぶことができる。そしてこの2つの現象は、世界を非常に暴力的かつ破壊的な場所にする可能性のあるグローバリゼーションの影響と、それに伴い生じる非対称な力と、文明の衝突の傾向が持続している、という問題を扱っている。

グローバリゼーションが内包する非対称な力？

今日、多くの人々が文化的自由の擁護を深く考える際に感じる懸念の1つに、われわれが住むグローバル化された世界における西洋文化、とくに「消費至上主義（コンシューマリズム）」の圧倒的な影響がある。しばしば指摘されるのは、現代世界において生活スタイルを自由に選択できることは、ただ単に自由な選択が許されているということではないという点であり、それは確かである。それはまた、相対的に世界から取り残された文明に住む人々が、西洋の影響に抵抗でき

文化的決定論は、従来実世界の現実から一歩遅れをとってきたことが多いのである。

何よりも大切な価値とは、人々がその中で暮らしたいと思うような社会について、参加型の意思決定を行うことが必要であるということでなければならない。

るかどうかという問題でもある。西洋の影響にとてつもなくさらされ、支配されている世界において、地方文化が明らかに危機に瀕していることを考えるならば、この懸念は確かに注目すべきものである。

ここでは、少なくとも２つの問題がとりわけ興味深い。第１に、徐々に強化されてきた経済的グローバリゼーションの形態の一部であり、一種である、市場文化全般が持つ影響力（power）と威力（force）がある。市場文化（market-related culture）の価値や優先事項は、低俗で退歩を招くと考える人々（欧米人の中でさえこのような見解を持つ人は多い）は、経済的グローバリゼーションそれ自体に断固として反対すべきであると考える傾向にある。その一方で、彼らはほとんどの場合、市場経済の及ぶ範囲や威力、ならびに市場経済が世界を再構築するために注ぎ得る資源の純量を考えるならば、市場型グローバリゼーションに抵抗することは困難だとも考えている。

第２の問題は、西洋諸国とその他の諸国の間の非対称な力、そして、この非対称性が地方文化（詩、演劇、音楽、舞踊、食習慣など）の破壊を引き起こす可能性に関わるものである。これらが失われれば、非西洋社会の文化を衰退させるだろうという主張はもっともである。西欧の主要都市からやってくる絶え間ない文化の砲弾（ファストフードから騒々しい音楽まで）を考えると、そのような西洋文化の集中砲火によって土地の伝統が全滅させられるかもしれないという真の恐れが存在する。

これらの脅威は間違いなく現実のものであり、ほとんどの場合は、それを避けることも難しいかもしれない。また、貿易や交流のグローバリゼーションを阻止することが、解決策となることはまずあり得ない。なぜならば、国際商取引は多くの国々が経済的利益をもたらすものとして高い価値を置いているからであり、また相互に作用し合う世界において経済交流と分業の流れに抵抗するのは容易ではないからである。

しかし、非対称の力という問題の対応策として、各地域の文化が持つ、また援助を通じて持つことのできる建設的な機会を強化して、各地域の文化を保護し、文化の侵略に抵抗するという方法をとることは可能である。もし電波やテレビチャンネルなどに関するその地域の規制が強いことが理由で海外からの輸入品が大半を占めているならば、それに対応する政策として、地域の文化が、地元をはじめ、より広く独自の創作活動を発表するために、利用できる施設を拡大することが確実に必要となる。現代世界では通信費用が大幅に低下したため、こうした建設的な方法に要する費用は人々が思うほど多大なものではないかもしれない。さらにこれは、よく見られるような、海外からの影響を法律や行政命令を通じて排除しようとする誘惑とは異なり、前向きな反応であるとも言える。

地方文化活動に対する支援を大幅に増大するという建設的な可能性は、地元の文化活動の強化に貢献するのみならず、地方文化がより平等な競争に立ち向かうことを可能にする。自由重視の観点からは、こうした手段をとるほうが、単に競争の排除を通じて地方文化を普及させるよりも大きな利点がある。貴重な文化的自由を、無益な不平等競争をすることで失ってしまわないようにすることが重要である。

結局のところ、決定的な問題は、民主主義の問題とならざるを得ない。何よりも大切な価値とは、人々がその中で暮らしたいと思うような社会について、自由に討論し、少数者が自らの立場を表明できる十分な機会を与えられ、参加型の意思決定を行うことが必要であるということでなければならない。文化的自由（人々が自らの生活スタイルを選択する自由）を擁護するにあたり、ここで何よりも関わりを持ってくるのは、政治的包含（political inclusion）の問題（つまり、人々が、権威主義的支配者に無視されることなく、政治的選択に参加する自由を得ること）である。民主主義を望んでいながら、同時に、（人々が十分な情報を持ち熟慮したうえで選択したものであるにもかかわらず）伝統主義的根拠から「外国」のものだからといって、ある特定の選択を排除することはできない。行政当局（あるいは主流派またはその支持者）が新しい傾向をどんなに不適切と考えたとしても、民主主義の価値は、これらの当局の命令（または宗教的権威の命令や、「国民的な好み」を護ろうとする主要な支持者たちの見解）によって市民の選択の自由が失われてしまうことに抵抗することにある。これは、文化的自由と政治的自由とを総合的にとらえることができる領域の１つである[16]。

文明と世界史

グローバリゼーションへの危惧が、文化的自由に取り組む中で、多くの人が表明する一般的な懸念の１つとすれば、（サミュエル・ハンチントンが呼ぶところの）「文明の衝突」に対する極度の不安が、近年盛んに言われているもう１つの懸念である。「文明の衝突」論には、数多くの要素が含まれているが、多元的で寛容な西洋文明が、相対的に非寛容で権威主義的な文化の脅威に絶えずさらされているというのが一般的な懸念のようである。

確かに、もし非西洋文明に住む人々は権威主義的な価値に（そしておそらく暴力の魅力にさえ）絶えず左右されていると想定するならば、世界の文化的多様性に重大な結果を及ぼすに違いないという不安を容易に理解することができる。しかし、そのような恐怖の根底にある文化的分析はどれだけ健全なのだろうか。そして、そうした文化的分析を裏づける歴史の解釈にはどれだけ信頼性があるのだろうか。そのどちらにも懐疑的にならざるを得ない理由がある。文明を明解に分類するのは困難であり、文明の衝突論のシミュレーションで用いられている歴史観は、それぞれの文化の中も均一でないという事実を軽視するばかりでなく、多様な文化間の歴史上の交流も無視することによって、文明間の差異を誇張している。

寛容さは西洋文明の特徴であり、過去の歴史を遡ってみても、ほぼ間違いなくその特徴は他に類を見ないという主張は、とりわけ支持し難い。寛容と自由が近代欧州の重要な成果である（２世紀にわたる残酷な帝国主義支配や、60年前のナチスの残虐行為など、いくつかの逸脱はあるが）ことを否定するつもりはない。欧州および西洋諸国の近代の歴史、とくに欧州の啓蒙時代以降の歴史から、世界が学ぶべきことは確かにたくさんある。しかし、歴史を遡って、そこに独特の西洋と非西洋の歴史的境界線を認めることは、著しく非現実的である。世界の歴史を見ても、西洋世界が寛容の長い歴史を持ち、非西洋世界が専制政治の長い歴史を持っていたと分けるような示唆はない。

寛容さは西洋文明の特徴であるという主張は、過去の歴史を遡ってみても、とりわけ支持し難い。

完全に現代的な形態の政治的自由と寛容とは、いずれかの国または文明に限られた古来からの歴史的特徴ではない。思想的に、孔子やカウティルヤが、プラトンやアウグスティヌス以上に権威主義的ということはなかった。当然ながら、欧州の古典思想の中にも寛容を擁護する者はいたが、他の文化にも似たような例は

山ほどある。たとえば、紀元前3世紀のインドにおいて、(「他人の宗派はいずれも何らかの理由で崇敬に値する」と論じた) アショーカ王の宗教その他に対する寛容への献身的な支持は、寛容を政治的に擁護した世界最古の例であるに相違ない。同様に、後代のインドの皇帝、ムガール帝国のアクバル大帝が16世紀末に宗教的寛容に関する同様の宣言 (「何人も宗教上の理由により妨害されるべきでなく、すべての人々が自分の意にかなう宗教への改宗を許容されるべきである」など) を布告していたころ、欧州では異端審問の最盛期だった。別の例を示すと、ユダヤ人哲学者マイモニデスが12世紀の不寛容な欧州から強制的に退去させられたとき、彼は寛容に彼を受け入れてくれる先をアラブ世界に見つけ、カイロにあったサラディン皇帝の宮廷において名誉ある有力な地位を与えられた。彼を受け入れた寛容な皇帝とは、十字軍との戦いでイスラム教のために激しく戦ったサラディンその人であった。

実際、民主主義の概念は、公の場への参加を擁護するという形で、世界史のさまざまな時期に、さまざまな文明において出現してきた[17]。7世紀初頭の日本では、推古天皇の摂政を務めた仏教徒の聖徳太子が、604年に十七条憲法として知られる、当時としては自由な憲法を制定した。マグナ・カルタ (6世紀後の1215年に調印) の精神を持つ、「十七条憲法は、「重大なことがらを決定するには、独断で決めてはならない。必ず人々とよく議論を尽くすべきである。」と強調した。また、寛容に関しては、「他人が違うことに憤るべきでない。万人が心を持っており、それぞれの心には偏りがある。彼らが正しいとすることはわれわれにとって誤りであり、われわれが正しいとすることは彼らにとって誤りである」と述べている[18]。

このほかにも、公的議論を擁護し、相違または対立する見解を求める例は、西洋内外のさまざまな地域、世界中の国々の歴史に現れてきた。それらの考え方は、今日の世界において寛容な民主主義が実現される可能性を考えるうえで、依然として現代に通じる妥当性を持ち続けている。1947年のインド独立時に、B.R. アンベードカルが率いた憲法起草委員会は、それまで2世紀にわたり徐々に台頭してきた西洋民主主義から学ぶことに加えて、インドの過去の伝統 (政治的寛容と地方民主主義などの伝統) をも考慮に入れなければならなかった。

同様に、ネルソン・マンデラは、自伝『自由への長い道 (Long Walk to Freedom)』の中で、少年のころに、ムケケズウェニ (Mqhekezweni) の摂政の自宅で開かれた地元集会の民主主義的なやり方にどれだけ影響を受けたかを記述している。

「しゃべりたい人は誰でもしゃべった。それは、最も純粋な形の民主主義だった。話し手の間に重要性の序列はあったかもしれないが、日上でも日下でも、兵士でも呪医でも、店主でも農民でも、地主でも労働者でも、全員が意見を聞いてもらえた。自治の基盤は、すべての人が自由に意見を述べることができ、市民としての価値において平等であるということだった[19]。」

文明の衝突に対する恐怖をかき立てるために最近とられてきた強硬路線は、とくに世界史を知らなさすぎる。その分類は、多くの場合、歴史に対する甚だしく未熟で極端な無知にもとづいている。1つの文明の中にある伝統の多様性は事実上無視され、西洋文明の独自性という偏狭な見方に信憑性を与えるために、過去数千年間にわたり科学、技術、数学、文学が地球規模で相互に大きな影響を与え合ってきた事実は消し去られてしまっている。

文明によって区分すること以上に妥当な区分はなく、人々を識別するうえでその他の方法より圧倒的に優れているに違いないという仮定には、根本的な方法論的問題がある。人々の相違をとらえるために最適と考えるこの文明による区分方法の前に、その他の区分 (たとえば貧富、所属する階級および職業、政治思想、国籍、居住地、言語集団などによる区分) があることが、一切忘れられてしまっているのである。世界的な対立、または、地域の宗派間の暴力を扇動する人々は、無謀な政治的行為の手先として雇われる兵士に、一元的で対立を生むようなアイデンティティを事前に選び、押し付けようとするだけではない。これらの兵士は、ただ1つの分類にもとづいて世界中の人々を区別する理論に知らず知らずに影響され、任務の遂行へと駆り立てられているのである。

特定の集団または特定のアイデンティティにどれだけの重要性を置くかを決めるにあたり、選択とその理由づけの果たす役割が著しく軽視されている。卓越した唯一の方法とされる人間の分類法を採用することで、文明を区分することは、世界の紛争を大いに助長する可能性がある。選択肢が存在するにもかかわらずそれを否定することは、実際の世界に対する誤解であるばかりでない。それはまた、倫理的不正行為であり、政治的な責任放棄でもある。

結論

人道的で公正な社会の構築には、文化的自由を含む、自由全般の重要性を十分に認識することが必要である。このためには、人々が自分の生き方を選ぶ機会と、既存のものではない生活スタイルを自らが検討するための機会の確保、そして、そのような機会の建設的な拡大が求められる。こうした選択をするうえで、文化的な配慮が大いに役立ち得る。

文化的自由を強調することと、文化的多様性を全面的に支援することとはまったく同一ではない。文化的自由の実践は、文化的多様性に依存しているから、文化的慣行の多様性を認めることは、極めて重要である、というのは確かである。しかし、このことは、文化的多様性を、それ自体のために擁護することではない。それよりも、文化的多様性がどのように達成されるかということ、そして関係する人々がどの程度自由を行使できるかということが重要なのである。文化的多様性を、それがもたらされた過程を無視して貴重なものと考えることは、重大な誤りである。事実、とくに人間開発の観点から見た場合、文化的多様性は、物事の決定の過程と、人間の自由が果たした役割に留意することなく、評価することはできない。

本章の分析から、いくつかの明確な結論が導かれる。これらの結論については、後章でより詳しく検証する。第1の結論は、文化的多様性が拡大するのは、すべての人 (民族的少数者や性的、社会的少数者を含む) が文化的自由を行使した結果であり得るということである。そのような場合には、文化的多様性を積極的に認め、その擁護のためになし得ることを行うための強力な論拠が存在する。この論拠によれば、多様性を大切なものとして認めるのは、文化的自由に価値があるからである。つまり、文化的自由の価値は、自由全般の重要性と完全に合致するものである。

第2に、ある社会における文化的多様性はまた、その社会で生活するすべての人々に、その人の出自に関係なく、より

人道的で公正な社会の構築には、文化的自由を含む、自由全般の重要性を十分に認識することが必要である。

広範な文化的選択を享受する機会を提供することが可能である。この場合も、最終的に文化的自由と結び付いているが、（前述のような）文化的自由を行使した結果というよりは、その推進役として、文化的多様性が機能している。文化的多様性は、社会生活における文化的範囲を拡げ、それによって人々が自分の生き方を選択するために実際に享受する選択肢を拡大するという点において、ここでも歓迎されるべきである。これも、自由を重視した文化的多様性の擁護である。

第3に、人々が別の生活スタイルに順応し、納得して（生活様式の排除に妨害されることなく）その方向に進むことを選んだ場合、文化的自由の実践が時として、文化的多様性の増大ではなく減少を招くことがある。そうしたときに、文化的多様性が減少するからといって、文化的自由に反対するのは大きな間違いである。なぜならば自由は、多様性にはない独特の本質的かつ固有の重要性を持っているからである。

この問題に関連するのが、文化的保守主義を重んじる態度で、多くの場合、文化的保守主義は、「独自の」文化を維持することは自由推進の手段である、という理由で擁護される。しかし、先祖代々継承してきた文化の維持を強制することが、何らかの形で自由の実践となるに違いないと決めてかかるのは、概念的混乱である。また、この問題は、アイデンティティの決定における選択の役割にも関わっている。各個人は、多くの集団に属しており、自分の存在をどのように位置づけるかについてもさまざまなやり方があり、おそらくは対立すると思われる優先順位をそれぞれどのように相応させるかを決定しなければならないため、（たとえそれが暗黙のうちに、そして、おそらく気づかないうちになされるとしても）選択は不可避である。このことは、ある人がある集団、あるいは別の集団に属するかどうかについて頻繁に「発見」があること（そして、それらは重要な発見であり得ること）を否定するものではないが、だからといって選択の必要性を排除するものでもない。

選択が存在するにもかかわらず選択を否定することは、事実誤認であるばかりでなく、アイデンティティにもとづく紛争、そして残虐行為が珍しくない世界において、道徳的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。社会がどの程度包括性を持つかは、アイデンティティにおける選択の役割と、「アイデンティティに先行する理性（reason before identity）」の必要性が明確にされているかどうかということに大いに関わっている。事実、選択の責任を理解することは、人の社会的存在にかかわる倫理的な問題が適切に対処されているかを確かめるうえで大いに役立つ。

自由の重要性は、自由を追求する際に公平性が必要であることと密接なつながりがある。多様な人々の自由が関わっており、自由に重点を置くということは、すべての人々の自由に注意を向けることが必要となる。このことは、公平性への配慮と結び付く。公平性は広範囲に及ぶ問題であるため、常に心に留めておくことが重要である。自由と公平性の間には、ときどき言われるような緊張関係は基本的には存在しない。公平性は、（単なる所得分布の観点、あるいは一段と限定的な、究極的に任意の起点からの「再分配」という観点ではなく、）あらゆる人々の自由の公平な前進、という観点からとらえることができる。このようにとらえることにより、社会的包括性の要求と、文化的多様性の付随的な長所を評価するにあたり、自由と公平性の両方の基本的概念の整合性のとれた使い方が可能となる。

特別寄稿

人権こそが人類の文明の根本的な価値を体現している

人々は一人ひとり違っており、その文化も違っている。
人々は違った生き方をし、文明もまた同じでない。
人々はさまざまな言語を話す。
人々は異なった宗教に導かれている。
人々は違った肌の色で生まれ、さまざまな伝統が、異なる色合いと影を持ってそれぞれの生活に影響を与える。
人々は違った服装をし、異なった方法で環境に適応する。
人々は自己表現の仕方でも違っている。音楽、文学、美術も多様なスタイルを映し出している。
でも、これらの違いにもかかわらず、誰もが1つの共通する特性を持っている。それはみんな人間ということ。それ以上でもなく、それ以下でもない。

そして、どんなに違っていても、すべての文化がいくつかの共通した原則を受け入れている。
どの文化も人間の搾取を黙認しない。
どの宗教も罪のない者の殺害を許容しない。
どの文明も暴力やテロを受容しない。
拷問は、人間の良心に反する。
どの伝統においても、残虐行為と残忍行為はおぞましい。
要するに、すべての文明が共有するこれらの共通原則は、われわれの基本的人権を映し出している。これらの権利は、世界中のすべての人に尊ばれ、大切にされるものだ。

だから、文化の相対性を、人権侵害の口実として使うことは決してあってはならない。なぜなら、これらの権利は、人間の文明の最も根本的価値を表しているのだから。世界人権宣言は、万国で必要とされ、東洋にも西洋にも適用される。それは、すべての信仰と宗教と両立できる。人権の尊重を怠ることは、われわれの人間性を損なうことにほかならない。

この根本的真実を破壊しないようにしよう。破壊するならば、弱者はどこに行ったらよいのだろうか。



シリン・エバディ
2003年ノーベル平和賞受賞者

提起されると思われる議論を説明するためには、難しい、または難しいと言われる事例を簡単に考察するのも一案かもしれない。「多文化主義は女性にとって有害か？[20]」という質問は相当深く洞察され、発せられてきた。この問題は、伝統的な男性優位社会における慣行の多くは、それを継続することが、女性の利益や機会と相反するのではないかという、これまで多くの議論がなされてきた事実と関係がある。多文化主義の重要性を根拠に、そうした慣行の継続を肯定することは、女性の利益に貢献しない。この種の対立の極端な例として、特定の慣行（身体の一部の切除など）を挙げることができる。これらは、いくつかの主要な文化規範では容認されているものの、とくに、女性が自分自身の生活を営む能力や、自由を行使する能力について有害になりかねない。

この問いを追求するには、文化的自由を十分に広い視点からとらえることが大切である。現行の慣行を弁護して、これらの文化的規則を抵抗せずに受け入れているのは、多くの場合、女性自身であるとの指摘がなされることがある。しかし、犠牲を強いられる人々を協力者にすることによって、また、彼ら犠牲者がその他の選択肢を検討する機会を否定し、他の地域社会で使われている実現可能な仕組みについての知識を遮断することによって、多くの不正行為が世界中で、ますます盛んに行われ続けているのである。したがって、十分に検証されていない伝統主義を文化的自由の実践の一部と見なすような混乱に陥らないことが、何よりも重要である。社会の弱者、この場合はこれらの慣行によって生活に悪影響を受け

ている可能性のある女性が、別の生き方を検討する機会と、世界の他の人々がどのような生活を送っているのかを知る自由を持っていたかを問うことが必要である。ここで用いられている視点の核心にあるのは、論証と自由の必要性である。

一般に保守的な伝統主義の擁護論と考えられているものは、その他の理由から提案されることもあろうし、またこれまでも提案されてきた。そのような伝統主義的な慣行を多文化主義の価値を根拠に弁護できるのだろうか？　あるいは、文化的多様性を大義として擁護することはできるのだろうか？2つ目の質問に答えるのはそう難しくはない。すでに論じられたように、文化的多様性は、少なくとも（人間の自由とその公平な前進に重点を置く）人間開発の観点からすれば、それ自体が価値ではない。文化的多様性の価値は、多くの場合そうであるように、文化的自由との肯定的な関係にある。女性の選択に対する基本的自由を否定する慣行を温存するために、文化的多様性の付随的な価値を引き合いに出すことが誤りであるのは、一目瞭然である。なぜならば、こうした仕組みのもとでは、当の女性たちの自由は、促進されるどころか侵害されるからである。さらにこの方法では、自由の公平性という意味での公平性を促進することもできない。

十分に検証されていない伝統主義を文化的自由の実践の一部と見なすような混乱に陥らないことが、何よりも重要である。

しかしながら、関与する人々の生活にどのような影響を及ぼすかにかかわらずもし文化的多様性の拡大、あるいはいかなる「多文化主義」の強化も、それ自身が価値の対象と見なされるならば、これまですでに人間開発の多くの研究がその限界を相当論じてきた領域に、われわれは立っていることになる。人間開発の議論では、経済的に豊かなことでさえも、重要ではあるけれども、それ自体を価値あるものととらえることはできず、人々が所有することに価値を感じられる範囲でのみ、重要性があると見なす必要があった。人間開発の視点では、多文化主義を、関与する人々の生活と自由に及ぼす影響によって評価しなければならないのである。

事実、多文化主義の拡大それ自体を目的と見なすことは、地域社会の個々の構成員の自由、ここでは女性の自由が、深刻に侵害される状況を容易に生み出しかねない。こうした自由の侵害は、人間の自由の重要性に大きく反しており、それは女性と同様に男性にも、また伝統的社会の指導者や有力者と同様に弱者にもあてはまる。公平性が必要だということは、多文化主義の拡大を目的そのものととらえることが根本的に難しいことを示している。

本章が示すように、人間の自由の剥奪は、数多くの原因から生じ、多様な差別形態を反映している可能性があり、それには人間の生活に対する政治的および社会経済的な影響と同様に、文化的な影響が関わっている。このあとの各章では、異なる排除の形態と、それらが人間の剥奪状況にとって示唆するものを幅広く調べ、評価する。とくに、制度的側面と、人間の生活に深い影響を及ぼす価値とに注目する。

これらの分析の特徴は、多文化主義および文化的多様性の実際上の重要性に焦点を当てていることである。多文化主義や文化的多様性の長所は、当然非常に大きいはずであるが、自由の分配における公平性と公明正大性（evenhandedness）を含む、関与する人々の自由との結び付きにかかっている。そしてこの基本原則は、人間開発のアプローチの中核をなす考え方の1つである。



第2章
文化的自由への課題

社会を二分するような今日の議論の中には、文化的アイデンティティと文化の多様性に関するものがあり、これらは、大きく異なる文脈で、またさまざまな形で議論されている。議論の対象には、公用語の選択（アフガニスタンの新憲法）、民族集団や宗教集団の政治的代表（イラクにおけるスンニ派とシーア派）、国家と宗教との関係（フランスのイスラム教徒）、多国籍企業による採鉱に反対する先住民族の主張（ブラジルのアマゾン地域）、あるいは移民政策（英国）や帰化手続（ドイツ）などがあろう。こうした対立による緊張が、武力衝突の要因となっていることもある（ルワンダ、ユーゴスラビア）。そのうえ、グローバリゼーションが、さらなる要因を生み出している。すなわち、貿易や投資に関する国際的合意が文化の多様性を損なうとして、民族集団や先住民族、あるいは国民国家が、異議を申し立てているのである。

文化的アイデンティティを尊重するよう、世界中で人々が強く求めるようになってきている。彼らがしばしば要求するのは、社会正義や政治的発言力の拡大である。けれどもそれがすべてではない。異なる文化を認め、尊重することも彼らは求めているのである。（BOX 2.1）。人は仕事や学校に関心を持っている一方で、自分たちの歴史が認められ、英雄が尊敬され、宗教的祝事が公式の休日として承認されているかどうかにも注目している。また、自分たちや子孫が多様性を持つ社会で生活することになるのか、それとも全員が1つの支配的な文化に従うことを求められる社会で生活することになるのか、という点にも関心を持っている。

文化的アイデンティティを尊重するよう、世界中で人々が強く求めるようになってきている。

多くの国家が、こうした要求に対応するという緊急課題に直面している。しかし、要求に応じた場合、自らの権力基盤と国家支配を強固にすることを目的に自分たちの言語や宗教、生活様式を人々に強制している支配層の立場は、脅かされる可能性がある。また多くの国が、多様なアイデンティティを認めることが、国家の統一、経済成長、開発、民主主義、平和と安定など、その他の重要な目的の障害になるのではないかと恐れている。

人々は数千年にわたり、アイデンティティにもとづく迫害を受けてきた。しかし今日の世界では、アイデンティティを抑圧するのは難しくなりつつある。極度の抑圧や武力などの戦略に頼らない限り、文化の認知を求める政治運動を抑圧するのは難しいが、こうした戦略は、即時に通信が可能な国際人権ネットワークが存在する今日の世界では、実行しにくい。

すべての国、そして世界全体が、多様化を促進し、すべての人々の文化的選択肢を拡大するという課題に直面している。これは一部の「多民族国家」だけの課題ではない。なぜなら、単一民族国家というのはほとんど存在しないからである。世界には200近くの国があり、約

BOX 2.1 文化的排除の2つの側面

文化的自由とは、人が自分自身でいるために、また、自らが望むような自分自身になるために、そして、自らにとって大切な選択肢から排除されることなく生きるために必要な、アイデンティティを選ぶ自由である。文化的自由の侵害には2通りある。1つは文化的集団の価値観や制度、生活様式を尊重あるいは承認しないことによるもので、もう1つは文化的アイデンティティにもとづく差別や不利益によるものである。

生活様式の排除

生活様式の排除は、国家や社会の慣習が、言語や宗教、伝統的な慣習や生活様式などを含む、ある集団の文化を軽視または抑圧するときに生じる。必要とされているのは、各集団の文化を何らかの形で公に承認し、受容し、支援する政策である。そのようなさまざまな文化を包含する政策を通して、集団の成員は、自らの文化が国のシンボルや制度に反映され、社会に尊重されていることを経験する。

参加の排除

参加の排除、すなわち民族、言語、宗教の違いによる社会的、経済的、政治的排除とは、文化的アイデンティティにもとづいた差別や不利益のことを指す。そのような排除は、国家による差別的な政策（市民権や選挙権、被選挙権などの否定）、現在も是正されていない過去の差別（教育における低い実績）、社会の慣行（メディアが文化的集団の視点をあまり反映しない、就職面接における差別など）を通じて行われる。必要とされているのは、人間開発戦略に多文化政策を組み込むというアプローチである。

必要とされる具体的是正策

生活様式の排除や、社会的、経済的、政治的排除と、排除のいくつかの原因（たとえば一部の文化を「遅れている」とする見方）とが、相乗的に強化されることがよくある。排除の種類によって、それぞれに応じた分析と是正策が必要である。

出典：第1章およびKymlicka 2004

5000の民族集団がある[1]。世界全体の3分の2の国では、少なくとも人口の10%を占める民族集団または宗教集団が2つ以上存在している[2]。また多くの国には、植民地化政策と入植者らによって追いやられてきた大きな先住民の集団が多数存在する。

国境を越えた人の移動が加速しており、一部の都市では驚くような影響が出ている。たとえばトロントの人口の44%はカナダ国外で生まれている[3]。何らかの形で、あらゆる国家が多文化社会であり、それぞれの伝統、文化、価値観、生活様式をもとにした共通の絆で結ばれた複数の民族、宗教、言語あるいは人種による集団を抱えている。

21世紀の人間開発を考えるうえで、文化的自由の拡大は重要でありながら、軽視されることが多い課題である（BOX 2.2）。本章では、この問題の本質を探る。

文化的自由—人間開発における未開拓の側面

人間開発とは人間を対象としたものである。人間開発とは、自らが人生において価値あると思うことを行い価値あると思うものになるための、選択肢を広げるということである。人間開発指数（HDI）や過去の『人間開発報告書』を含め、人間開発に関する取り組みの大部分は、保健医療や教育を受ける機会の増大、貧困層重視の経済成長、および民主化を中心課題として焦点を当ててきた。しかし、第1章で説明しているように、人々はまた、自分自身であることの自由がなくてはならず、それに従って、たとえば、タイ人として、クエーカー教徒として、ウォロフ語を話す者として、インド系南アフリカ人として、文化的アイデンティティを選択する自由がなくてはならない。そして他人から尊重され、尊厳を持って生きる自由がなくてはならない。人はまた、何ら不利益を被ることなく、その他の選択肢を奪われることなく、仕事、学校教育、住居、保健医療、政治的発言力をはじめとする、人間の幸福にとって重要な多くの機会に関する文化的選択を自由に行えなくてはならない。また、たとえばタイ人のイスラム教徒や、ウォロフ語を話すセネガル人などといったように、複数のアイデンティティを選択することも許されなくてはならない。

本報告書の核となる主張とは、それぞれの社会が、多様で相互に補完的なアイデンティティを、抑圧するのではなく、受け入れるべきだということである。21世紀の政策立案者が取り組むべき課題は、選択肢を広げるということである。選択肢が広がれば、人々は社会的、経済的機会を十分に利用するために自分のアイデンティティを放棄する必要がなくなる。

BOX 2.2 文化的権利の定義は市民的、政治的、経済的、社会的権利よりも遅れている—なぜだろうか？

人権の5つの分野—市民的、文化的、経済的、社会的、政治的権利—の中で、文化的権利の注目度が最も低い。文化的権利に関して国連人権委員会でやっと採択された最初の決議は、2002年の「すべての人による文化的権利の享受とさまざまな文化的アイデンティティの尊重の推進」であった。

このように軽視されるきっかけは、世界人権宣言を起草する際に沸き起こった激論にある。その当時議論となったのは、文化的権利は少数者（マイノリティ）の権利をはっきりと承認すべきか、ということであった。カナダ、ラテンアメリカ諸国の大半、および米国が、少数者（マイノリティ）の権利承認に反対した一方で、東欧諸国やインドはこれに賛成した。結局、少数者（マイノリティ）の権利は最終的な文言では承認されなかった。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」が、民族的、言語的、宗教的少数派集団に属する人々が「国において、その集団の他の成員とともに自らの文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践または、自己の言語を使用する権利を否定されない」と認めたのは1966年になってのことであった。

文化的権利をなかなか求めようとしなかった背景には、文化的権利という概念を取り巻く次のような不安がある。

- 文化的権利は、文化相対主義に関する議論や、人権侵害を擁護するために文化を利用した議論を引き起こす可能性がある。
- 文化的権利を扱うのは難しい。なぜなら文化的権利は文化の概念と結び付いており、文化の概念は変化するものだからである。
- 一部の人々によると、文化的権利は「贅沢」であり、他の権利を獲得した後に扱われるべき問題である。
- 社会に存在する文化的な「弊害」に対峙することなしに、文化的権利を目指すことはできない。「弊害」とは、人権を侵害する伝統や慣習である。各国は、このような文化の弊害を認めるのには慎重である。
- 文化的権利が、集団のアイデンティティや集団の権利の危険な面を引き出すことになり、国民国家を脅かすのではないかと恐れる人もいる。

人権学者や政治哲学者の中には、個人が自らの文化的信条や慣行を自由に追求するためには、信仰や言論、結社の自由などの個人の市民的および政治的権利を保障するだけで十分だと主張する人もいる。

人権団体の取り組みが開始したのは遅かったが、文化的生活に参加するには人権の要素が必要だということを明らかにした点で重要な前進であった。ここでいう人権の要素とは、平等で差別のないこと、文化的生活の享受を干渉されないこと、文化的生活を創造しそれに貢献する自由や、どの文化と文化的生活に参加するかを選択する自由、文化を広める自由、国際的な協力を行う自由、文化に関する政策の決定と実行に参加する自由などを持っていることである。そして、ここで挙げたすべての要素に優先するのは、習慣や慣行のすべてが正しいとは言えないにしても、文化的権利は人権の不可分な一部であるという基本理念である。

出典：Stamatopoulou 2002； Kymlicka 2004； and Arizpe 2004

図2.1
大半の国は文化的に多様である

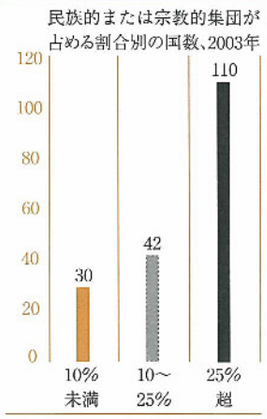

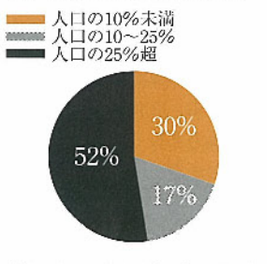

注：パーセントは最大の民族的または宗教的集団を除くすべての集団の割合を示す。

出典：CIA 2003

文化的自由の要求、その多様な形態と原点

歴史を通じて、世界のあらゆる地域で、これまで文化的アイデンティティは抑圧されてきた。征服者、入植者、専制君主、そして民主的に選出された政府のいずれもが、支配下にある人々に、特定の言語、宗教、生活様式を押し付けようとしてきた。支配者によって好ましくない文化には、「劣っている」「遅れている」というレッテルが貼られることもあった。また、アパルトヘイト時代の南アフリカのように、ある集団が享受しているのと同等の市民権や参加権を他の集団に与えないことなどによって、支配層が人々を分離したままにしようとしたところもあった。中でも最悪なのは、ナチ時代のドイツやルワンダのように、大量殺戮によってある集団を抹殺しようとしたところである。

その結果、文化的排除が広範囲に残された。ここでいう排除とは、「生活様式の排除」と民族、言語、宗教を理由に政治や社会、経済への参加を排除すること（「参加の排除」）の両方を指す。本報告書では、こうした排除について多民族国家における少数者（マイノリティ）、先住民族、移民の3つのカテゴリーに分けて詳しく検討する。

多民族国家における少数者（マイノリティ） 150を超える国家に、相当数の民族的、宗教的少数者集団が存在する。人口の10%以上を占める宗教的、民族的少数者（マイノリティ）が国内に存在しないのは、30カ国にすぎない（図2.1）。一例として、旧植民地、とくにアフリカにおける民族集団が挙げられる。アフリカでは、民族のアイデンティティにもとづいて国境線が決められたわけではない。その結果、非常に多様性の大きい国家が形成されている。これらの民族集団の大半で、人々は歴史を共有しているか、または少なくとも共有できる体験を持っていることがわかっている。

こうした集団がすべて差別されたり、不利な条件下に置かれたりしているわけではなく、彼らが直面している状況は千差万別である。たとえばアフリカ系アメリカ人の失業率は、白人系アメリカ人の2倍であり、乳児死亡率は3倍近い（第3章、図3.4参照）。また政治的な面で言えば、上院・下院議員に黒人が占める割合も、人口比より低い。しかし、市民権闘争により、アフリカ系アメリカ人の文化はより尊重されるようになり、アフリカ系アメリカ人のアイデンティティは誇り得るものとして認められるようになった。一方、経済的には優位に立っているかもしれないが、文化的、政治的には主流から外されている少数者（マイノリティ）もいる。インドネシアでは、全人口の3%にすぎない中国系が、民間経済の約70%を支配している[4]。しかし中国系インドネシア人は、その経済力にもかかわらず、中国語による教育や出版を制限されている。東南アジアの多くの国で、中国系住民は、その地に数世代住んでいる場合でさえ「外国人」と見なされている。

さらに広い分野で差別されている集団もいる。東欧におけるロマ人（ジプシー）の平均失業率は45%で、一部地域では60%を超えている。彼らはまた、保健医療や生活水準でも標準より低い状態にある[5]。セルビア・モンテネグロでは、ロマ人の子どもで小学校に通ったことがあるのは3人に1人にとどまっている。またセルビアのロマ人で大学教育を受けているのは、0.4%以下である[6]。ロマ人はしばしば、怠惰で、不潔で、無学で、けちな泥棒と見なされて、ブルガリアやチェコ共和国、スロバキアなどの国では理不尽な暴力行為にさらされている[7]。

先住民族 世界各地で先住民の集団に属している人は約3億人おり[8]、70以上の国々で約4000の言語を使用している[9]。ラテンアメリカには5000万人の先住民族がおり、この地域の人口の11%を占めている。先住民族は常に少数派というわけではない[10]。ボリビアとグアテマラでは、先住民族が人口の半分以上を占めている[11]。

先住民族は、独自の文化を継承し、他の人々や環境との付き合い方でも独自の方法を継承している。そして国内の支配的な人々とは異なる政治的、文化的、経済的特徴を維持している。オーストラレーシア（オーストラリアその他の南洋州）や南北アメリカ、その他で、先住民族の土地に外国人が足を踏み入れるということは、ほとんどの場合、先住民族にとって死を予告されたようなものであった。武力征服、環境破壊、強制労働、致死の病により、南北アメリカとオーストラリアにおける先住民族の人口は95%も減少した[12]。また、欧州人の到来以後、オーストラリアだけで約500の言語が失われた[13]。

生き延びても人々の苦闘は続いている。世界各地の先住民族は共通して、貧困、不健康（図2.2）、未教育など、多くの課題を抱えている。これらの分野では、先住民だけでなく多くの文化集団が不平等に直面している一方で、先住民族に特有の問題もある。先住民族が生産の目的で利用したり、歴史的、精神的なつながりを維持したりするために使う土地の権利が彼らには確保されておらず、その結果、伐採や採鉱、観光、経済基盤設備用地として取り上げられつつある。2世紀前、地球の生態系の大部分を占有していた先住民族は、今日では、地球の約6%を使用する法的権利しか持っていない。そして多くの場合、その権利は部分的、あるいは制限されたものである[14]。たとえば東南アジアの大半の国には、先住民族の土地への権利を認める法律が存在しない。さらに、ねらわれ、取り上げられているのは先住民族の土地だけではない。彼らの知識も同様である。多国籍企業はその商業的潜在価値に気づいており、特許を獲得し、私物化し、専有する競争が進行中である。

移民 今日国際的な移住者（出生国以外で生活する人という定義による）の数は、1970年代半ばの2倍を超え、約1億7500万人に達している[15]。移民の数は、最富裕国において最も劇的に増加している。欧州連合の域外から欧州連合への移民の数は、1980年と比べて75%増加した[16]。移民の出身国も広がっており、その結果、さまざまな文化を持つ多くの人々が共に生活している。ロンドンの公立学校では、生徒が約300種類の言語を話している[17]。またスウェーデンへの移民の出身国の数は、1980年の2倍に増えている（図2.3および第5章の特別資料5.1参照）[18]。

移民が最も急速に流入しているのは最富裕国であるが、移民はあらゆる地域の問題である。移民は、開発途上国間でも、より貧しい国から比較的豊かな国へ（1970年代から1980年代にかけての石油資源に恵まれた国への移民など）、政変や迫害の起きた国から近隣諸国へと移住してきた（第5章の図5.2参照）。その結果、上位3カ国（アラブ首長国連邦、クウェート、ヨルダン）を含め、全人口に占める外国生まれの住民の割合が最も大きい15カ国のうちの10カ国までが開発途上国となっている[19]。サウジアラビアは世界で5番目に多くの外国生まれの人を受け入れており、その数は500万人を超えている[20]。

移住先の国が途上国であるか先進国であるかを問わず、移民にとって大きな問題の1つは、その国における法的地位で

図2.2
先住民の寿命は短い

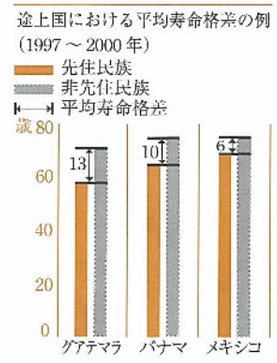

出典：During 1993（先住民族の割合）；WHO 2001（グアテマラ）；UNDP 2002b（パナマ）；Mexico, Ministry of Health 2004（メキシコ）

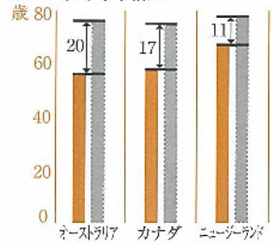

注：上記期間内で入手可能な最新のデータによる

出典：Australian Bureau of Statistics 2004（オーストラリア）；Justiniano and Litchfield 2003（カナダ）；WHO 2001（ニュージーランド）

図2.3
欧州の非欧州人移住者の人口は大幅に増加している…

欧州以外からの外国出身者人口

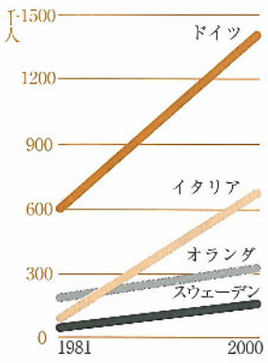

…そして移住者はさらに多くの場所からやって来る

スウェーデンにおける人口1000人以上の移住者集団

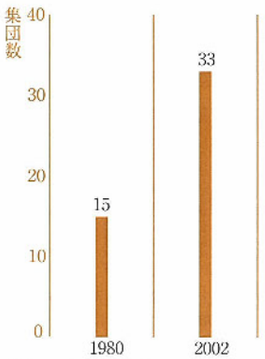

出典：Wanner 2002；Statistics Sweden 2004

ある。移民にとって、完全な市民権を得た状態と不法滞在状態の間には、あいまいな部分がある。この法的地位の不確かさが、保健医療や教育のサービスを受けること、合法的に車を運転できること、差別を受けることなく就職できることなど、市民としての参加に悪影響を及ぼしている。移民の法的地位が不明確なために、政治的な意見を表明できず、人権侵害を受けやすいといったことがよくある。またこの不確かさのために、文化的アイデンティティが認められないこともある。とくに不法滞在と見なされている場合、移民は、礼拝所の建設や祝日を祝うこと、また伝統的、宗教的な衣服やシンボルを身に着けることが、厳しく制限される。たとえば英国では、調査対象となったイスラム教徒の69%が、自分たちは、イスラム教徒以外の人々から社会の構成員とは見なされていないと感じている[21]。

広範囲に及ぶ文化的排除

人間開発の多くの領域において、これまでの実績と克服すべき問題の本質、および規模を文書化する取り組みが数多く行われてきた。何十年もの研究を通じて測定技術が開発され、データ収集の習慣が確立されたことにより、次のような数量的証拠が得られるようになった。12億人が1日1ドル未満で生活している[22]。8億2800万人が空腹のまま眠りについている[23]。小学校の学齢期にある児童のうち、1億1400万人が通学していない[24]。毎年1100万人の子どもが予防可能な原因で死亡している[25]。そして18億人が、民主主義が備えるべき重要な要素を欠いた国で生活している[26]。

「生活様式の排除」の実態をとらえるのは、社会的、経済的、政治的な排除の実態をつかむより本質的に難しい。生活様式の排除とは、民族であれ、言語であれ、宗教であれ、集団の文化が認められず、尊重されないときに起こる。生活様式の排除は、「劣っている」と見なされている文化や、認知されていない慣行に対して行われることが多い。最も極端な形態の排除は、言語や宗教、その他の重要な慣行、たとえばシーク教徒のターバンや、一部のイスラム教徒の女性が頭にかぶるヘッドスカーフのようなアイデンティティの視覚的シンボルとなる服装などを抑圧または禁止する国の政策によって起こる。

国の「生活様式の排除」政策には、行政機構や法廷、公共サービス、教育における国語の使用を義務づける公用語に関する法律や、宗教の自由に対する制限も含まれる。こうした排除政策には、そのほかにも国のシンボルを掲揚したり、支配的な集団の歴史や文化を讃えそれにちなんだ国民の休日を定めたり、道路や建物の名称を付けたりする一方で、他の集団の歴史や文化を無視するといったことも挙げられる[27]。

生活様式の排除を具体的に示すのは難しい（BOX 2.3）。国内の統計機関、国際的な統計機関のいずれにおいても、こうした排除を追跡調査しているところはほとんどない。ジェンダーや環境に関するデータもかつては統計部局にとってなじみのないものだったが、これらのデータと同様に、生活様式の排除に関する統計も変わらなくてはいけない。しかし課題は非常に大きく、技術的な問題だけではない。言語、宗教、歴史、衣服、習慣、儀式、料理は、文化的アイデンティティを規定する領域の一部にすぎない。「文化」を理解するのに無数の方法があるのとまさに同じように、文化的自由を奪う方法、文化的アイデンティティを認めない方法も無数に存在する。文化や文化的自由を包括的に理解するということは、常に統計処理の及ばない問題である。

BOX 2.3 文化的自由を測定する

今日まで、文化に関する統計は、おもに「文化的な財産」、つまり映画や、書籍、演劇の生産と消費を扱うものであった。しかし、文化的自由と、その逆の生活様式の排除、および、民族、言語、宗教にもとづく社会的、経済的、政治的排除は、測定可能なのであろうか。

生活様式の排除を測定する

言語、宗教、歴史、衣服、習慣、儀式、料理、価値観などは、互いに影響し合って文化的アイデンティティを明確に浮かび上がらせる。これらは皆、文化を理解する手段であるが、同時に、言語政策や、宗教への対応、学校のカリキュラム、社会における姿勢など、文化的アイデンティティを排除する手段も提供する。これらの問題に関する情報を集めることは可能だが、実際に集められている例はまれである。データの有効性そのものの問題のほかに、情報を統計的に有用な数字に転換するという分析上の課題もある。1つ考えられる方法として、言語や宗教など、多くの文化的アイデンティティにとって重要な課題に関する定性的評価、つまり、専門家による事態の重大性についての専門的評価がある。本報告書にはたとえば、メリーランド大学の『危機に瀕する少数者』の資料（特別資料2.1参照）の情報が掲載されている。この資料は、文化的排除の詳細な全体像や範囲をとらえるものではいないが、この問題を理解するのに有用な証拠を提供することは可能である。

参加の排除を測定する

民族、言語、宗教にもとづく社会的、経済的排除の測定は、生活様式の排除の測定よりは進んでおり、また、政治的排除の評価も進んでいる。しかし多くの場合欠けているのは、文化的に識別される集団ごとの内訳である。データ収集では、実際に宗教的、民族的、言語的アイデンティティに関する質問を含んでいるものもある。また、国勢調査後に行われる事後調査の中には、とくにこうした文化的集団に焦点を当てているものもある。しかし、もっと包括的で比較可能な調査があってもよいはずである。重要な問題は、調査で人々が複数のアイデンティティを答えられるようにするということである。政治的な排除の実像をとらえるのは、より難しい。議会内の代表者数や有権者投票率など、（統計ではないかもしれないが）確実なデータも存在するが、その他の表現の自由や移動の自由、結社の自由といった問題は、実像をとらえるのがより難しく、質的な評価が必要である。

次のステップ

国内の状況については、この問題がより把握されている可能性があり、各国で取り組みをより強化できるだろう。国内でのこのような取り組みでは、データの監視や、収集の改善、たとえば、質的評価だけでなく、調査アンケートにアイデンティティに関する質問を入れたり、特定の文化的集団を対象に国勢調査後に事後調査を実施したりすることもできるかもしれない。

国際的には、国際統計機関の主導で、深刻で緊急な課題により焦点を絞り込むこともできるだろう。たとえば、ユネスコ統計研究所は、文化の評価についてすでに数多くの研究を行っている。調整機関は、国勢調査に文化的アイデンティティに関する質問を入れるなど、情報の収集を提言したり、データの主要な保管先となったりすることができるだろう。各国の複雑な事情に対し、国際機関に包括的なアプローチをとってもらうことにより、文化的排除や政治的排除の質的なデータの収集で、多大な成果が得られる可能性もある。

文化的自由の指標が存在しない

文化の問題に関する統計を算出するだけでなく、さらに踏み込んで文化的自由の指標を定めてほしいという要望もある。人間開発指数（HDI）や、複合的な指標から得た教訓とは、そのような尺度は概念的な枠組にもとづいたものである必要があり、測定や比較が可能であると同時に、政策的に意味のあるものでなくてはならないということである。

本報告書が指摘しているように、文化的自由の問題に関するデータは非常に限られている。そして、差別的な政策や社会慣習や、さまざまな文化的集団が歴史的にどの程度軽視されてきたかといった問題の実像をとらえるのは、概念的にも方法論的にも非常に困難である。

問題は実証性だけではない。保健医療や教育など、人間開発の他の側面においては、多くの国が共通した課題に直面しているが、文化の排除に関する課題はそれに比べて多様である。同質的な日本と多様性の高いインドを比較すること、あるいは、欧州の移民への対処と、ラテンアメリカの先住民族による土地と自治の要求への対応を完全に比較対照することは、まず無理であろう。

出典：Goldstone 1998； Fukuda-Parr 2001； Kymlicka 2004；and Valdés 2002

支配的な文化への同化を「奨励する」ための最も有効な手段は、母語を使った場合に、経済的、社会的、政治的な利益を妨げることである。

しかし、宗教や言語、儀式上の慣行など、いくつかの主要な文化的標識にもとづいて、この問題の範囲に関する概略をとらえようと試みることは可能である。「危機にある少数者（Minorities at Risk）」の資料は、文化的アイデンティティにもとづいて排除される人々や集団の実態をつかもうと試みている（特別資料2.1参照）。それによると、約9億人、およそ7人に1人が、アイデンティティを理由とした差別または不利益を受けており、文化的、経済的あるいは政治的排除に直面している。もちろん多くの場合これらの分類は重複しており、こうした集団の多くの人々は複数の排除に直面している。さらに、このうちの約5億1800万人が、宗教や言語、儀式や身なりの制限をはじめとする生活様式の排除の対象となっていると見られる集団に属している（特別資料2.1の図1参照）。

宗教の承認　歴史は、宗教上の迫害の事例に満ちている。紀元前14世紀、エジプトのファラオ、アクナトン王は、ラー以外の神は存在しないと宣言した。そして、他のすべての神に関する言及を一切抹消するよう命じ、「神（god）」という単語の複数形を使用することすら禁じた[28]。15世紀のスペインでは、悪名高い異端審問が行われたが、これは、強要されて公にはキリスト教に改宗したはずのユダヤ人やムーア人が実際には自らの信仰を続けているのを発見し、彼らを処罰しようとしたものだった。19世紀中ごろの朝鮮では、数百人のキリスト教徒が、信仰を理由に殺害された。また、イタリアでは1984年まで、スペインでは1992年まで、カトリック以外のキリスト教宗派は認められていなかった[29]。

宗教上の制約が全国民に影響を及ぼす国もあれば、特定の信仰を持つ人のみが制約を受ける国もある。『危機にある少数者』の資料によると、何らかの形の文化的排除を受けている集団に属する5億1800万人のうち、およそ3億5900万人が、信仰上の理由により、国内で差別や不利益を被っている（特別資料2.1）。

多くの場合、差別されている集団の宗教活動は厳しく制限されている。一例を挙げると、ウズベキスタンでは国民の80%がイスラム教徒であるが、その集団が国に登録されていなければ、宗教活動や宗教組織は禁止されており、国は宗教を細かく規制することができる。さらに宗教差別が激しい例もある[30]。トルクメニスタンでは1997年から、イスラム教スンニ派と東方正教という2つの宗派だけに公式な宗教活動が認められている。その他の宗派であるエホバの証人、ペンテコステ派、バプテスト教会、アドヴェンティスト派、ハーレクリシュナ教団などはすべて厳しく迫害され、シーア派団体は登録を拒まれてきた。しかし、2004年初頭、同国大統領は登録の必要条件を正式に撤廃した[31]。イランでは、最大の宗教少数者（マイノリティ）であるバハーイー教の団体は、憲法では認められていない。バハーイー教には30万人の信徒がいるが、憲法ではバハーイー教徒をそもそも「存在しない人」として、その存在を認めていない[32]。

ここに挙げたのはほんの3例である。この問題は広範囲に及んでいるだけでなく、文化的自由や人間開発に直接関わることである。異論も多く、感情的議論にもなりやすい。現在の政治運動における主張の中で、取り組みが不十分なものは多数あるが、その中でも宗教の自由を求める主張は、多くの場合、中核的な主張である。

言語の承認　言語は、しばしば個人の文化的アイデンティティの重要な要素である。母語の語学力が十分でない一方で、主流言語や公用語の運用能力も限られている場合、人は教育や政治生活、司法制

特別資料2.1　『危機にある少数者』資料―文化的排除を数量化する

「危機に瀕する少数者（Minorities at Risk）」という報告書の資料は、メリーランド大学国際開発・紛争管理センターの研究者が作成したもので、差別を受け不利な立場にある、集団独自のアイデンティティにもとづき政治的に団結している集団に対象を絞ってデータが集められている。ここでいう差別と不利益とは、公共政策や社会慣習による排除であり、現時点での差別や不利益と、歴史的な差別形態が残っている場合の両方を含んでいる。

これらのデータは、多数派の状況との比較に立って、少数者（マイノリティ）集団の状況を追跡している。ある少数者集団の状態が国内の他の人々より困窮していない場合には、その集団の状況はこのデータには反映されていない。その結果、国民全員の文化的自由が制限されている国に住む多くの人々のデータが抜けている可能性はあるが、差別に焦点を当てること、つまり、社会における文化的集団に対するさまざまな対応と、文化的アイデンティティの抑圧の実像をつかむことが、この報告書の主眼である。

「危機に瀕する少数者」とは何か。

本プロジェクトは、共通する歴史、宗教、言語、民族性などの要素にもとづいた「特徴的で永続性のある集団のアイデンティティ」を共有している「共同体（コミュニティー）集団」を対象にしている。ここでは、集団のアイデンティティは、固定したものでも、不変のものでも、その集団の特定の特徴と不可分なものでもなく、その集団または社会によって共有されている認識としてとらえられている。

本プロジェクトは、各集団に関する多くの変数を追跡調査しているが、この報告書でとくに重要なのは、文化的（生活様式）、政治的、社会経済的な差別や不利益に関する変数である。この報告書で用いられているデータは2000年末現在のものであるが、これは2002年に完了した、このプロジェクトにおける最新の世界規模の調査で得られたものである。

- **文化（生活様式）の差別や不利益**は、次のような複数の分野における差別的な政策や慣習によって評価した。つまり、宗教に対する制約（さまざまな集団に属する3億5900万人が制約を受けている）、指導用言語を含む言語の使用に対する制約（3億3400万人）、儀式に対する制約（3億500万人）、身なりや家族生活に対する制約（1億4400万人）、文化的組織に対する制約などである。本プロジェクトでは、それぞれの分野について、制約を0（制約なし）から3（非常に制約されている活動）の段階に分けて評価した。また、文化の制限の全体像を広くとらえるために、各分野の数字は合計されている。本プロジェクトによって、129集団、約5億1800万人が、少なくとも上記のうちの何らかの制約を受けていることがわかった（図1）。
- **政治的な差別や不利益について**は、5段階で評価を行った。0は差別がまったくないこと、1は、歴史的な差別形態を是正しようと公共政策で積極的に取り組んでいる状況にあることを示す。2は、歴史的な差別形態が残っているが、是正に向けた公共政策が存在しないことを示し、3は、広く一般に存在する社会慣習にもとづく排除が行われており、その是正に向けた公共政策が存在しないことを示す。そして4は、公共政策で積極的に特定の集団を差別している場合を指す。主要な政治的権利に関する詳細な評価も行われている。主要な政治的権利とは、表現の自由、移動の自由、司法手続きにおける権利、団結の自由、投票権、警察と軍、および、行政サービスを利用する権利や、昇進する権利などを指す。最後の昇進の権利については、こうした地位に少数者（マイノリティ）がいないというだけでは差別があるとするには不十分であり、差別的な政策あるいは行政の慣行などの証拠がなくてはならない。本プロジェクトによると、191の集団、約8億3200万人が政治的に差別されていると考えられる（図2）。
- **経済的な差別や不利益についても**、4段階の評価を行った。経済的な差別を受けている189集団の約7億5000万の人々を対象にし、0は積極的是正措置などの公共政策により、不利益を是正しようとの試みがなされている場合を指す。4は、政策および広く一般に存在する社会慣習の両方で、積極的にその集団を差別していることを指す。

『危機に瀕する少数者』の一連のデータを使用することで、文化的に差別されている集団の構成員が直面する、生活様式の排除と参加の排除について、多くを明らかにすることが可能である。データは、これらの排除がどれほど広範囲に及ぶかということだけでなく、どれほど多くの場合にそのような排除が重なり合っているかについても示している（図1）。

図1
文化的に結び付いた集団が受ける差別や不利益は文化的、政治的、経済的なものである可能性があり、かなりの部分はそれらが重なり合っている

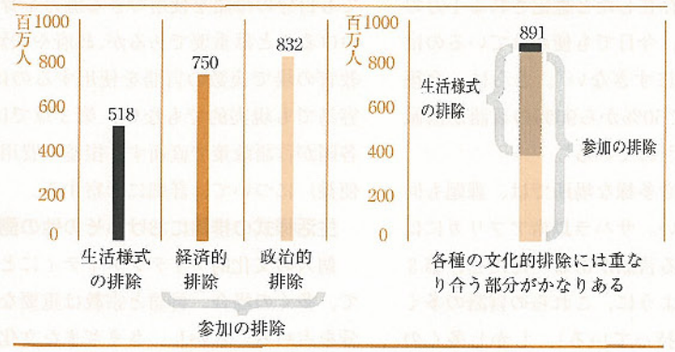

図2
政治的排除と経済的排除の原因はさまざまである

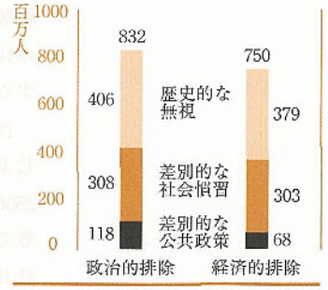

本資料は、ある少数者集団が直面している生活様式における排除の特定の側面を明らかにすることができると同時に、いまだに是正されていない、国家による文化的集団に対する歴史的無視などのさまざまな原因をも明らかにすることができる（図2）

補足説明

本資料は、少数者集団が経験している状況と、彼らに影響を与えている政策を測定し評価するための先駆的な取り組みであり、主観的なデータは、他の方法ではわからない少数者集団の特性と課題をとらえている。各集団のさまざまな特質を採点するにあたって、「危機に瀕する少数者プロジェクト」は多数の情報源を参考にしている。その中には報道記事、国際機関の報告書、人権報告書、政府の見解、専門家の意見などが含まれる。各事例について、一貫性のあるデータ処理の確保と、思想的偏向の危険性を最小限に抑えるためのあらゆる努力を行っている。本プロジェクトに関する追加情報はwww.cidcm.umd.edu/inscr/marで入手可能である。2003年中に更新されたデータは、2004年末までに利用可能となるだろう。

本報告書では、注意深くこのデータを利用しているが、それは文化の差別という非常に大きな課題を概観するためであって、特定の国家の政策を順位づけしたり、評価したりするためではない。このように注意して利用すれば、本資料は有用なツールであり、文化の差別の測定は大きく前進する。

出典：Gurr 1993, 2000 ; MAR 2003 ; Kymlicka 2004

度の利用から締め出されてしまう可能性がある。支配的な文化への同化を「奨励する」ための最も有効な手段は、母語を使った場合に、経済的、社会的、政治的な利益を妨げることである。自分の母語と自分の将来のどちらかを選ばなくてはならないのであれば、同化することを選んだとしても、それは自由な選択によるものではない。たとえば19世紀のベルギーにおいて、上昇志向の強いフラマン人にとっては、唯一の公用語であるフランス語を学ぶよりほかにほとんど選択肢がなかった。やがてフラマン人の多くは、祖先から受け継いだ言語を完全に捨ててしまった[33]。その他の国でもこのような状況は今もなくなっていない。グアテマラの先住民族は、スペイン語を話せたほうが、成功する可能性がはるかに高い。

上記の事情の結果生じた同化政策によって、世界各地の言語が消滅している。これまでに存在したと推定される1万の言語のうち、今日でも使われているのは約6000言語にすぎない[34]。さらに、今後の100年間で50%から90%の言語が消滅すると予測されている[35]。

言語が最も多様な場所では、課題も同じように多い。サハラ以南アフリカには2500を超える言語がある（ただし、第3章で述べるように、これらの言語の多くは共通点を持っている）。しかし多くの人にとって、教育や国との関係で使うには母語能力は極めて不足している。サハラ以南アフリカの30カ国以上、つまり、サハラ以南アフリカ全人口の80%、5億1800万人が生活している地域で、公用語は最も一般的に使われている言語ではない[36]。初等教育を受けている児童の中で、母語で教育を受けているのは13%にすぎない（図2.4）。

母語で教育を受けられないと、子どもの発達は遅れるのだろうか。調査の結果は、母語で教育を受けられないと発達が遅れる可能性を示している。米国において、最初の6年間に母語で教育を受けた児童は、すぐに英語漬けになった児童と比べてはるかによい成績を収めている。そして開発途上国における学習過程でも同様のパターンをたどるであろうと信じるに足る十分な証拠がある（第3章）[37]。

個人的な生活と同様に、公の場においても自分の母語を使用できる能力を身につけることは重要であるが、政府や法廷、教育の場で複数の言語を使用するのは、容易でも現実的でもない。第3章では、各国が言語政策で直面する損益（費用と便益）について、詳細に考察する。

生活様式の排除におけるその他の側面

個人の文化的アイデンティティにとって、多くの場合、言語と宗教は重要な部分を占める。しかし、さまざまな文化を尊重し認めるやり方は他にもたくさんある。『危機にある少数者』の資料によると、文化的な差別に直面している人の60%が文化的儀式を行うことを制限されている。さらに、ラテンアメリカの先住民族の多くや、東欧のロマ人を含む25%の少数者（マイノリティ）が、服装や公共の場に出るときの身なりの制限を受けている[38]。

国内に存在するさまざまな文化的集団の歴史を、国家がどのように承認し、尊重しているかという点も重要である。この点についてデータを集めるのは容易ではない。とくに地域ごと、都市ごとのデータについてはなおさらである。多様な集団がどの程度承認され、受け入れられているかを判断する方法として、それぞれの文化的集団の歴史上、宗教上の重要な日が国民の休日になっているかどうか、または道路の名前が彼らにちなんで付けられているかどうかを調べることができる。

米国では、休日の大半が宗教と無関係である。インド中央政府の職員には休日が17日あり、そのうち14日はさまざまな宗教に関連した祝祭日である（図2.5）。一方フランスでは、国民のおよそ13人に1人がイスラム教徒であるにもかかわらず、11日ある国民の休日のうちの6日がすべてキリスト教にもとづくもので、残りの5日は宗教と無関係なものである。

図2.4
多くの児童が母語で初等教育を受けられない

地域または集団	話されている言語の数	2000年現在、母語で教育を受けられる人口	全人口（百万人）
サハラ以南アフリカ	2,632	13%	641
東アジア・太平洋諸国	2,815	62%	1,918
南アジア	811	66%	1,480
中東欧・CIS諸国	625	74%	409
高所得OECD諸国	1,299	87%	912
ラテンアメリカ・カリブ諸国	1,086	91%	530

出典：SIL International 2004b

文化的アイデンティティにもとづく政治的、経済的、社会的排除

アイデンティティの表現が制限されているという問題（生活様式の排除）は、文化的自由に関する課題の一部にすぎない。多数の集団が、その文化的アイデンティティを理由として、人間開発の他の側面において差別や不利益を被っている。7億5000万人以上の人々が、経済的、政治的生活において不利益または差別を受けている集団に所属していると推定されている（特別資料2.1参照）。

政治参加　独裁体制や一党制の国家で

図2.5
国民の祝祭日は文化的アイデンティティを承認、または無視する手段として重要である

国民の祝祭日に反映されている宗教、2003年

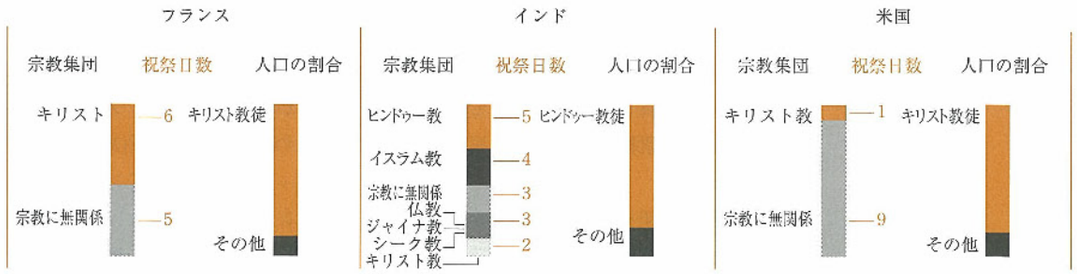

出典：National holidays : France 2004 ; India, Ministry of Personnel 2004 ; Office of Personnel Management 2003 ; Religious populations : India, Office of the Registrar General 2004 ; France and United States, CIA 2003

表2.1
OECD諸国の一部における、議会内の少数者代表数と割合

国名（本データに採用した最新選挙の実施年）	議会における民族的少数者[a]：下院内の少数者の議席数/全議席数	下院議席に占める割合（%）	全人口に占める割合（%）	議席の割合と人口に占める割合の比
オランダ（2003）	13/150	8.7	9.0	1.0
米国（2002）	69/440	15.7	28.1	0.6
ベルギー（1999）	6/150	4.0	10.0	0.4
カナダ（2000）	12/301	4.3	13.4	0.3
英国（2001）	12/659	1.8	8.7	0.2
ニュージーランド（1999）	2/120	1.7	10.9	0.2
デンマーク（2001）	2/179	1.1	5.8	0.2
オーストラリア（2001）	1/150	0.7	6.0	0.1
ドイツ（2002）	5/603	0.8	8.5	0.1
フランス（2002）	0/577	0.0	8.0	0.0
スイス（1999）	0/200	0.0	6.0	0.0

a. 各国において少数者として明らかになっている人口は、国勢調査または学術報告書による。（欧州系の）統計上明らかになっていない移民は含まれていない。少数者の割合は、報告された数字よりも少ないとみられる。なぜなら、報告書の数字は市民と非市民の両方を含んでおり、また少数者集団の人口構成は（多数派人口と比較して）平均年齢が、全体の平均値に比べ非常に低い傾向があるからである。アボリジニ、言語的または民族的に支配的な少数者集団を除く。

出典：Bird 2003

政治参加が制限されているのは明らかである。しかし、政治参加における不平等は、民主主義が確立している国家にも広がっている可能性がある。特定の民族、言語、宗教を持つ集団の構成員を排除するために、政治プロセスがさまざまなやり方で不正操作されたり制限されたりする。「危機にある少数者」の資料によると、3億人を超える人々が、その他の国民と比較して、昇進に関してそのアイデンティティを理由とした制約を受けている集団に属している。また3億人近くが、公共サービスの利用が制限されている集団に属している。約2億5000千万人が、平等な団結権のない集団に属している。約2億8000万人が、平等な表現の自由のない集団に属している。そして8300万人が平等な投票権のない集団に属している[39]。

特定の集団を政治プロセスから排除する最も直接的な方法の1つは、市民権の否定である。タイでは30万人を超える「山岳少数民族」が、依然として国籍を与えられず、国民に与えられる権利と恩恵を手に入れていない。またミャンマーは、過去に迫害を受け、同国を逃れていた25万人を超えるイスラム教徒ロヒンギャ族の市民権を否定している。クウェートは、議会におけるロビー活動が強まっているにもかかわらず、10万人を超えるビドゥーン人の市民権を否定し続けている。ビドゥーン人の多くは、数世代にわたり同国に住み続けているのである[40]。

ある特定の文化的アイデンティティを持つ集団に対する差別を防ぐには、政治プロセスのあらゆる段階で平等を保障する必要がある。しかし、これを査定するのは難しい。政治プロセスの結果を定義し測定するほうが容易であり、これらを考察したほうが明確な結果を得やすいかもしれない。データのある高所得OECD諸国のなかで、少数民族の議席数の割合が、全人口に対して彼らが占める割合にほぼ比例して確保されているのは、オランダ議会だけであり、米国、次にベルギーがこれに続いている（表2.1）。

もちろん、このほかの地域でも問題は生じている。ブラジルでは、人口の半分近くがアフリカ系であるにもかかわらず、閣僚33人のうち、アフリカ系ブラジル人は2人しかいない[41]。ケニアでは、全閣僚中にキクユ族の閣僚が占める比率が、1979年の31%から1998年には3%にまで下落した。キクユ族の全人口に占める比率は20%前後で変化がなかったにもかかわらずである[42]。この状況は2003年の選挙で再び変わった。フィジーでは、フィジー族の人口は全人口の半分にすぎないが、2001年には、フィジー族が閣僚21人のうちの19人を占めた[43]。トリニダード・トバゴでは、インド系市民（とくにヒンドゥー教徒）は1961年から1986年まで、基本的に閣僚の地位から締め出されていた（その後状況は改善されている）[44]。

『危機にある少数者』の資料によると、

BOX 2.4 人間開発指数：集団間の不平等の実態をとらえる

人間開発指数（HDI）は、人間開発および各国の開発実績の概略を1つの数字でとらえるための、非常に貴重なツールとなった。

人間開発指数（HDI）の最も効果的な用途の1つは、近隣諸国あるいは類似した国々の実績の比較により、健全な競争心を生み出すことにある。文化的自由に関する同様の指数を作成したり（BOX 2.3参照）、人間開発指数（HDI）に文化的自由を含めたりすることはできないが、人間開発指数（HDI）を民族集団、言語集団、宗教集団といった要素に分けることにより、保健医療や教育、所得における排除に光を当てることが可能である。しかし、これはほとんど実行されていない。

まれに、人間開発指数（HDI）が文化的集団ごとに算定された場合、しばしば新たな実態が明らかになる。たとえばルーマニアにおけるロマ人の人間開発指数（HDI）は、ルーマニア平均を大幅に下回っている（図参照）。ルーマニアは人間開発指数（HDI）で72位にランクされているが、ロマ人の人間開発指数（IHDI）をランキングするとすれば128位になる。

人間開発指数（HDI）を言語集団ごとに算出している国家はナミビアのみだが、ここでもまた、集団によって圧倒的な差がある。ドイツ語を話す集団は、IHDI順位が最上位のノルウェーよりずっと上に位置することになり、また英語集団とアフリカーンス語集団がそれに続く。サン語を話す集団の順位は174位も下に位置し、ツワナ語（Tswana）、オツジヘルロ語（Otjiherero）、オシワムボ語（Oshiwambo）、ルカヴァンゴ語（Rukavango）、カプリビ・ロジ語（Caprivi-Lozi）、ナマ・ダマラ語（Nama-Damara）を話す集団はそれぞれ、その中間に位置している。

このような事例から、非常に大きな問題があることがわかる。これらの問題に光を当てることが、問題解決の第一歩である。各国政府は多くの場合、この種の情報を収集し、普及することに消極的である。しかし、データが入手可能ならば、そのようなデータは、実態を暴露し断罪するものではなく、問題解決に向けての重要な第一歩としてとらえられるべきである。



出典：Sen 2004b；UNDP 2000b

8億人以上の人々が、200以上の異なる文化的アイデンティティを持つ集団のいずれかに属しており、民族的、言語的、宗教的アイデンティティに起因する政治的な不利益や差別に直面している[45]。このうち約1億3000万人は、直接的な差別的公共政策に直面している。また、その他の人々に対する差別は、国の社会習慣や、根深い歴史的差別の影響によるものである（特別資料2.1参照）。

この状況を改善することが不可欠である。政治は力である。政治参加における不平等があまりにも多いということが、文化的少数派の集団の要求に対し解決策がとられない最大の原因となっている。この件についてはこの後、本報告書で論じていく。

保健医療、教育、および所得　人間開発の水準あるいは進展が、国内各地で均一であることはまれであり、特定の宗教的、民族的、言語的集団が取り残されていることが非常に多い（BOX 2.4）。このように貧困の中に取り残されることは、それ自体が問題であるが、不平等と文化的差別とが重なって、社会における緊張関係の主要な要因となることもある。

国勢調査は、それぞれの民族的、言語的、宗教的集団の平均寿命、乳児死亡率、識字率、就学率に関する情報を効率的に集めるうえで有用な手段であろうが、こうしたデータを収集している国家はほとんどない。

現在あるデータを見ると、不平等には一定のパターンがある。『危機にある少数者』の資料によると、全世界の約7億5000万人が、文化的アイデンティティを理由とした、社会経済的な差別または不利益に直面している集団に属している。多くの集団が両方の差別に直面している（特別資料2.1参照）。このうちの約6800万人にとっては、これは政府の直接的な差別政策による結果である。しかし、差別的な社会慣習や無視されて放置されたままの状態が原因であることのほうが多い。

世界中で、さまざまな文化的アイデンティティを持った人々が隣り合って、しかし多くの場合、異なる世界で生活している。南アフリカの黒人系住民の収入は、今なお白人系住民の約5分の1である[46]。チェコ共和国やハンガリー、スロバキアで生活するロマ人は、自分たちが職を見つけられないのは、主に民族的な理由によると信じている[47]。ブラジルのサンパウロでは、黒人系住民の給与は男女とも白人系住民の半分である[48]。グアテマラでは、先住民族集団と社会的排除が明らかに重なり合っている（地図2.1）。

保健医療や教育の分野にも同じパターンが見られる。平均寿命は、先住民族のほうが非先住民族よりも常に短い（図2.2参照）。ネパールのダリット（カーストの最下層で抑圧されてきた人々）の平均寿命は、国民平均より20年近く短い[49]。セルビア・モンテネグロのロマ人の子どものうち30%は一度も小学校に通ったことがなく、さらに通学している子どもの5人に1人は中途で退学することになる[50]。南アフリカでは、黒人系住民の4分の1近くが学校教育を受けたことがない[51]。

文化的自由を推進するためにはアイデンティティの違いを認めることが重要である

生活様式の排除と参加の排除の解消には、これまでと異なる政策が必要である。従来の政策によるやり方だけでは、社会的、経済的、政治的生活における参加の排除を解決することができない。また、社会的、経済的、政治的参加への障害を取り除いても、生活様式の排除の問題がなくなるわけではない。人間開発戦略に多文化政策を組み入れた新しいアプローチが必要である（表2.2）。

地図2.1
グアテマラでは言語コミュニティと社会的排除が大きく重なり合っている



出典：UNDP 2004

表2.2
人間開発戦略に多文化主義政策を組み込む

人間開発戦略の3つの柱	文化的自由に必要な点	文化的自由のために不足している点	さらに必要な多文化主義政策	多文化主義のねらいと3つの柱との潜在的矛盾
民主主義	統治の形態として、文化的自由と権利を含むあらゆる人間の自由と人権と両立し得るのは、民主主義のみである。	民主主義は、少数派の利益のための配慮をほとんどしていない。 十分に発達した民主主義も先住民族や移民などの民族集団、言語集団、宗教集団が主張する、自らの文化を認めてほしいとの主張を、無視してきた。 民主主義はまた、暴力的な過激派グループの出現を許している。	少数派のアイデンティティの受け入れと多文化主義政策の採用を組み入れる。 非対称的な連邦制と行政権限の分担の検討。 多様なアイデンティティと多重市民権の承認。	文化の承認要求が、非民主的な集団によって主張されることが多い。 これらの要求が民主主義の構築と相反し、「正統性」の名の下で抑圧的な伝統的慣習の凍結が行われ、当集団においても多数の支持を得られない可能性がある。
貧困層重視の成長	文化集団の社会経済的な排除（参加の排除）を正すためには、貧困層重視の成長が必要である。	貧困者重視の成長だけでは、差別を克服し、過去の誤ちを正すには、不十分である。	仕事、訓練、信用貸付の特別支援プログラムの展開。 積極的是正措置プログラムの策定。	積極的是正措置は、平等の原則とは対立するものである。 特別プログラムは積極的是正措置の代替となるのか？
公平な社会的機会の拡大	文化的集団の社会経済的な排除を是正するには、公平な社会的機会の拡大が不可欠である。	公平な社会的機会の拡大だけでは、差別を克服し、過去の過ちを正すには、不十分である。 また、従来とは異なる多様な教育など、さまざまな機会に対する要求に対応していない。	排除された集団のための特別支援プログラムの開発。 積極的是正措置プログラムの策定。 公的資金による学校の設備などの個別の提供。	積極的是正措置は、平等の原則とは対立するものである。 特別プログラムは積極的是正措置の代替となるのか？ 「不公平な包含」やその他の市民すべてに開かれている多くの選択肢や機会からの排除を伴う可能性がある。

出典：人間開発報告書事務局

文化的排除には、独自の政策によるアプローチが必要である

経済的、政治的な不平等を解消すれば、生活様式の不平等がなくなるという証拠はない。東南アジアの中国人のように、経済的には恵まれているが、文化的（そして政治的）には疎外されている集団もある[52]。スペインのカタルーニャ人やカナダのケベック人などの民族主義的少数者は、多数派と同等の生活水準を享受し、中には平均より高い収入を得ている場合もあり、政治プロセスに参加する権利もきちんと守られている。それにもかかわらず、彼らは、自らの言語や伝統が中央政府によって疎外されたことで、生活様式の排除に苦しんできた[53]。

つまり、生活様式の排除と、政治的、経済的排除が同時に行われることはよくあるものの、両者は別個の問題なのである（第1章参照）。生活様式の排除に対しては、独自の分析と対応が必要である。これまで文化政策では、文化的自由の推進よりも、芸術の振興や文化遺産の保護に関心を置くことがあまりに多かった。今日でも、文化政策に関する主要な議論の多くは、文化遺産の保護に集中している。これらの課題も重要ではあるが、その一方で、文化的自由を推進するという根本的な課題の大部分が忘れ去られてき

BOX 2.5 文化政策—文化遺産を保護し、文化的自由を推進する

1969年、ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、「文化政策」の概念を導入し、文化的活動を公共政策の重要な目的の1つとして明確に認めるよう各国政府に求めた。国際社会は一歩一歩この呼びかけに対し取り組んできた。文化政策に関する世界会議（1982年、メキシコ）、1988年から1997年までの「文化と開発のための10年」に関する国連宣言、開発のための文化政策に関する政府間会議（1998年、ストックホルム）に加え、文化省を設立する国が増えつつあることもすべて、文化が開発であり、また開発が文化であることが認識されてきた証拠である。

当初、文化関連の政策立案とは、芸術の奨励や文化遺産の保護に関するものと見られていた。しかし文化と開発に関する世界委員会が、1995年の報告書『人類の創造的多様性（Our Creative Diversity）』の中で提案したように、その概念は今やますます文化的自由に関わるものになっている。文化的自由は、文化的多様性の尊重と承認からも、有形、無形の文化遺産の保護からも切り離すことのできないものである。

四半世紀前に開始された一連の文化政策は、人間と文化に関する政策立案の中心目的である人間の文化的自由とその達成によって、締めくくらなければならない。

出典：Arizpe 2004

た（BOX 2.5）[54]。文化的自由を推進するためには、多文化政策をとることで、抑圧された文化的アイデンティティを公式に承認し、受容し、支援することが必要である。そうすれば、不利な状況に置かれた文化的集団は、自らのアイデンティティが国のシンボルや制度に反映されることがわかり、彼らの不満の原因の多くが取り除かれることになる。

人間開発戦略へ多文化主義を組み込む

社会的、経済的、政治的平等に対する従来のアプローチの多くは、同化政策にもとづいたものである。各集団は、自分の言語を犠牲にして支配的な文化の言語を受け入れることを期待され、時には出世するために、宗教など、自分の所属する集団の伝統を拒絶しなくてはならない。支配的な文化と一体感を持つことは何も悪いことではない。しかし、自らのアイデンティティと経済的、政治的発展との間で厳しい選択を迫られるようなことがあってはならない。文化的自由と人間開発を実現するためには、人が自らのアイデンティティを変更する自由と同様に、アイデンティティを維持する自由も持っていなくてはならない。そのためには、多文化主義政策を人間開発戦略に組み込む必要がある（表2.2）。

たとえば、（文化的自由を含む）あらゆる自由が成り立ち得る政体は民主主義のみであるが、多数決による統治で、文化の承認と尊重への要求が常に守られるわけではない。第3章で述べるように、多数決による民主主義では不十分な場合は、非対称な連邦制（文化的な必要性にもとづき、言語の権利など地域によって異なる権利を与える非画一的な制度）や、比例代表選挙制度による権力分担という選択肢を検討するべきである。そしてまた、社会経済的な排除は、貧困者重視の成長政策と再分配政策だけで対処できるものではない。差別を克服し、過去の過ちを正すためには、特別なプログラムを実施することが適切であり、必要不可欠でさえある。2言語による教育を行うことで、主要言語以外の言語を話す集団にも均等な機会を与えることができる。要するに、多文化政策を実施するには、公平性を新たな視点で見直す必要がある。各集団が特殊な文化的要求を持っている場合、または過去の過ちによって不利益を被っている場合、まったく同じ政策アプローチによって公平な機会が生み出されることはない。個々の集団への差別化政策アプローチが必要なのである（表2.2参照）。

文化的自由と開発をめぐる3つの神話

多文化政策を公式に試みている国はほとんどなく、大半の国がこの政策に抵抗を示している。政治学者や哲学者は、多文化政策が、民主主義や人権と両立するかという点について論議を行ってきた。その理由の1つは、政策は多数派がつくるという現実にある。弱者は無視されやすい。為政者側は、多文化政策が国家全体に与える影響について、深刻な懸念を抱いてきた。文化的自由を保障することは贅沢であるとか、いいことかもしれないがコストがかかりすぎる、という認識が根強い。

こうした認識の多くは、文化的自由、文化的多様性、さらには文化それ自体が社会の発展において果たす役割に関する誤解にもとづいている。ここでは、そうした3つの神話を具体的に検証する。

- ある文化は他の文化よりも開発を進展させる可能性が高い
- 文化的多様性は必然的に価値観をめぐる衝突につながる
- 文化的多様性は開発の障害である

神話1：ある文化は他の文化よりも開発を進展させる可能性が高い

文化と開発の間には、はっきりとした関係は存在しない[55]。ある集団の文化がその集団の開発を左右するという考え方には、直感に訴えかける強い力がある。文化に関する固定概念を使って世界情勢の説明ができるからである。この考え方は新しいものではない。少なくとも19世紀初頭の、ド・トックヴィルによる米国の民主主義に対する見解と、ウェーバーによるプロテスタントの労働倫理の理想化までさかのぼる。一方で、文化決定論の新しい波が出現しつつある。それは、成長や民主主義がうまく行かない理由は、文化的特性に内在する欠陥にあるという考え方である。

こうした考え方は、極端な政策上の結論につながりかねないため危険である。社会の中で、一部の文化が経済成長や民主主義に適しないと思われた場合、そうした文化を抑圧する、あるいは同化させなくてはならないという主張に行き着くまでにそう時間はかからない。過度に一般化して言うなら、アフリカの発展が滞っているのは文化のせいだと言えるのであれば、なぜ政治的、経済的政策や海外援助を導入してアフリカ諸国を悩ませるのだろうか。

文化決定論の支持者は、世界の広い範囲を、単に、「アフリカの」とか「イスラム教の」などと形容することが多い[56]。しかし、文化は一様ではない。同じ文化「集団」内においても、言語、宗教、文学、芸術、生活様式は非常に多様である[57]。さらに、私たちの生活やアイデンティティを決定するうえで、文化だけが中枢に位置するわけではなく、階級、ジェンダー、職業、政治も重要な問題となる。このようなどの文化においても自明な特質を理解せずに、文化決定論は、意味ありげな理論として懸命に支持を広げようしている[58]。

ある文化には非常に高い継続性があるかもしれないが、大変長い伝統を持つ文化であっても、一、二世代で急激な変化が起きる場合もある[59]。たとえば、日本では19世紀半ば、工業化しつつあった西欧との交流によって明治維新が起こり、日本の教育の転換が決定されことを考えれば、「日本文化」に日本の発展の理由を求めるのは難しい。ある文化に固有の

ウェーバーによるプロテスタント労働倫理が高い評価を受けるようになった時には、多数のカトリック系国家（フランス、イタリア等）のほうがプロテスタント系の英国やドイツよりも急速に成長しつつあった。

ものと見られている側面でさえ、変わることもある。たとえばバングラデシュは、ジェンダー間の不平等という慣行の是正について、急速な進歩を遂げた。文化は進化するものであるから、ある社会の現時点での文化が、将来の発展を左右することはほとんどないかもしれない。そして、このような変化は、文化決定論者が提唱するような、文化の変革をねらった政策の結果引き起こされるわけではない。他の文化圏との経済的、政治的な交流や、よりよい教育を通して起こるのである。つまり政策的には、開発論の他の領域とほとんど変わらない結論になる[60]。

文化の中で開発に役立っていると考えられているものでさえ、ややもすれば変化する。そして、もはや欧米の経済を世界のモデルであると決めてかかることはできない[61]。再び日本を例に挙げて考えてみよう。日本は20世紀に驚異的な経済発展を成し遂げるうえで、西欧に比べ、さまざまな文化的価値観を経済運営に利用してきた。企業に対する忠誠や責任、個人間の信頼、黙示の契約などの強調といった価値観は、現在では西欧のあらゆる経営者養成コースで支持されている。しかし、常にそうであったわけではない。したがって、文化的特性の価値を、そして未来を、予測するということは、非常に難しい。

しかし、文化がまったく開発プロセスの手がかりにならないというわけではない。文化の影響により、違いが生じる可能性がある。たとえば、ある分析が明らかにしたところでは、労働倫理、節約、正直さ、よそ者に対する開放性は経済成長に貢献する可能性がある[62]。文化の影響は多様で変化するものであること、また文化は影響を与える多くの要因の中の1つであるということが理解されれば、文化は人間行動と開発への建設的な手がかりを提供できるだろう。しかしだからといって、開発に関する決定的な文化的理論があるわけではない。計量経済学上の証拠はこの点を明らかにしている。たとえば成長率を説明する際、経済政策、地理、疾病の発生はいずれも、大きく関連していることがわかっているが、文化的要素、たとえば、ある社会がヒンドゥー教であるかイスラム教であるか等は、ほぼ無関係であることがわかっている[63]。

ある理論の妥当性を評価する際に統計学的分析が助けになることもあるが、おそらく判断材料として最も適切なのは歴史であろう。そしてこれまでの歴史を見ると、文化決定論は、現実の世界よりも一歩遅れた理論であることが明らかになっている。ウェーバーによるプロテスタント労働倫理が高い評価を受けるようになったときには、多数のカトリック系国家（フランス、イタリア等）のほうがプロテスタント系の英国やドイツよりも急速に成長しつつあった。そのため、ウェーバーの理論は、キリスト教、そして西欧へとより一般化されて適用されることになった。しかしその後、日本も含めざるを得なくなった。それから間もなく、東アジアが急速に成長し、儒教の価値観は成長のための条件を促進しないという古い見方は直ちに放棄せざるを得なくなった。その後、基本的に仏教国であるタイが最速の成長国となったため、理論はまた変更を余儀なくされた[64]。このように、これまでのところ、文化決定論は現実に追いつくことができていない。今日の文化決定論は、より十分な根拠にもとづいているのだろうか。そして、ある文化、たとえばアフリカの文化が開発に与える影響について、あるいは、ある宗教、たとえばイスラム教などと民主主義との共存について、より正確に予測することは可能なのだろうか。

アフリカにおける成長と開発　サハラ以南アフリカにおける開発の問題は、文化が決定しているという説を唱える人がいる。問題の多い「アフリカ文化」は、経済的、政治的、社会的開発に適していないという主張である[65]。

「アフリカ文化」という考え方と、アフリカの開発が失敗しているという事実を一緒にするのは、文化決定論者にとっての都合のいい同語反復（tautology）である。しかし、アフリカ諸国は、文化以外にも非常に多くの共通点を持っており、そのような要素の多くが、開発がうまくいかないことにより深く関係しているかもしれない。

『人間開発報告書2003』では、サハラ以南アフリカの38カ国を、開発水準が低く、ミレニアム開発目標（MDGs）に向けた進展が少ない「優先」国として挙げた（統計特別資料1「人間開発の状況」参照）。このうち21カ国は、内陸国か、もしくは国民の大部分が海岸から遠い地域で生活している。また、ほとんどが小国であり、人口が4000万人を超えている国は4カ国にすぎない。これらの国々はまた、一次産品に極度に依存しており、データのある23カ国のうち16カ国で、一次産品が輸出の3分の2以上を占めている。また、疾病率も非常に高い。38カ国のうち22カ国で、人口の5％以上がHIV/エイズに感染しており、マラリアも依然として制圧されていない。

文化が開発において決定的な役割を果たしていると主張するために挙げられた事例の中に、このような現実が隠れていることが多い。よく引き合いに出される例として、1960年代の韓国とガーナが挙げられる（詳細は第1章参照）。この2カ国間でその後数十年で急激に差がついた原因は、文化の違いにあるとしばしば考えられてきた。しかし第1章で指摘したように、教育への投資水準など、より重要な相違点が分析により明らかになっている[66]。この例は、経済的、社会的政策が非常に大きな影響を及ぼし得ることを示している。保健医療や教育に国内外の資源を集中させることが、貧困の罠から抜け出る最初のステップとなる。国内市場が小さかったり国際貿易ルートへのアクセスが限られているといった、地理的に不利な条件があったとしても、地域内の統合や協力を通した対処が可能である。

アフリカでも、成功例が出始めている。カーボベルデ、モーリシャス、モザンビーク、ウガンダでは、1990年代の1人当たりのGDP成長率が3％を超えた[67]。ベナン、マリ、セネガルの初等教育就学率は、15%以上上昇した[68]。アフリカではHIV/エイズが増加しているにもかかわらず、ギニアとニジェールでは乳幼児死亡率が5%以上低下した[69]。

世界はこのような政策課題を乗り越えるための知識と資源を有しており、これにより、アフリカが世界経済における完全なパートナーの地位を占めることができる可能性がある。文化決定論者が主張を訂正しなければならないのはこれが初めてではない。今回は「アフリカ文化」が仲間入りするのである。

イスラム教と民主主義　すべての宗教は、開発に役立ち得る考え方と、有害になり得る考え方の両方を含んでいる[70]。イスラム教はときどき、民主主義と相容れないと言われるが、これもまた、文化が開発を決定づけるという考え方の一例である（第1章も参照）。しかしイスラムには、シューラー（協議）、イジュティハード（独自の理論づけ）、イジュマー（合意）を含む民主主義の基礎となるイスラム基本原理があり、また宗教に関しては何事も強制するなというコーランの教えもある[71]。

イスラム教と民主主義が相容れないという考え方は、イスラムの考えだけでなく、イスラム教徒が多数派である国家の

すべての宗教が、開発に役立ち得る考え方と、有害になり得る考え方の両方を含んでいる。

慣行にも反している。おそらく、多くのアラブ諸国がイスラム教であるとともに、非民主体制であるという偶然が、この誤解を助長しているのであろう。しかし、イスラム教徒が多数派を占める国の中でも、アラブ諸国と非アラブ諸国とでは非常に大きな違いがある。イスラム教徒が多数派を占めるアラブ諸国のうち、過去四半世紀にある程度、あるいは、しっかりと確立した参政権や選挙権が5年間連続して保障された国は1つもない。一方、非アラブ系イスラム諸国では、29カ国のうち8カ国がこうした権利を享受している。

イスラム教諸国の中には、民主主義を確立している国もあれば、そうでない国もある。イスラム教はそのどちらにも共通する特質である。そのイスラム教が、民主主義が実践されない唯一の理由であることはあり得ない。イスラム諸国が、非イスラム諸国と同じくらい民主主義を堅実に実践できるという証拠もある。世界最貧諸国（より豊かな国では民主的である可能性が高いため、ここでは収入の低い国に限る）の中で、非アラブ系イスラム諸国と非イスラム諸国が民主主義国家である可能性は同じである[72]。

『アラブ人間開発報告書2003』は、世界全体に比してアラブ地域における自由の不足を明らかにした。この不足の理由は、アラブ諸国の人々や反民主主義的な文化にあるのではないと思われる。アラブ諸国において民主主義が統治における最高の形であると信じている人の割合は、欧米を含む世界の他のいかなる地域と比べても、たとえ欧米を超えることはないとしても、同じくらいであることを複数の調査が示している[73]。おそらく、その答えは、権力政治の歴史の中に、そして地域の外の考え方や文化への開放性に欠けていることにあると思われる。1995年にアラビア語に翻訳された書籍は、アラブ世界全体で330冊にすぎない。これは、アラビア語に比べ12分の1しか話す人がいないギリシャ語に翻訳された書籍数の5分の1である[74]。

神話2：文化的多様性は必然的に価値観をめぐる衝突につながる

この主張を正当化する証拠はほとんどない。1950年代以降、特定の場所に集団で生活している70の民族集団が、武力闘争に関わるようになった[75]。この種の紛争は、冷戦終結とともに急増しており、1970年代から1980年代の間に倍増し、1991年にはピークの48件に達した。2003年初頭の時点で、このような紛争のうち22件が続いており、またそのほかに76集団が自治権の拡大を求めているが、その戦術は抗議活動や散発的な暴力行為などで、本格的な戦争にはいたっていない[76]。

紛争の要因として、文化の違いや民族の違いに根本的な原因を求めることが多い。異なる文化の人々は、生来の特質として、相容れない価値観の違いをめぐり、互いに支配や自治を求めて戦うとする説明である。この見方はサミュエル・ハンティントンの有名な「文明の衝突」が起こるという予測に見られる[77]。このような考え方はまた、リベリアや旧ユーゴスラビア等における国内の民族間紛争の説明にも使われてきた。

多くの紛争に文化的な側面があることは確かである。対立する集団は、それぞれ自らが一般的な文化（民族、宗教）に属していると考えており、文化的自立（少なくとも部分的には）を求めて戦っている。このため、紛争は根源的な民族感情に起因するものとされ、紛争は、不可避で解決困難なものであるかのように思われてきた[78]。

第1章では、この考え方は、アイデンティティの形成過程、役割、順応性に関する間違った見方にもとづいたもので、重大な欠陥があると指摘している。文化や民族が紛争の原因だとする考え方はまた、重要な経済的、政治的要素から注意をそらすものである。アイデンティティがどのように形成され、変化するのか、また、アイデンティティの特徴がなぜ時とともに変わるのかという点に関する多数の証拠が、文化は継承されるものであると同時に、構築され、選択されるものでもあるということを示している。多くの人が複数のアイデンティティを有している[79]。文化の違いは紛争の主たる原因ではない。場合によっては、多様化によって集団の動員がより困難になり、その結果、紛争のリスクが低くなる可能性さえある[80]。それでは、何がこのような緊張の原因なのであろうか。

民族紛争―あるいは貪欲さと不平等？

確かに、多くの紛争が文化の違うものの間で起きている。なぜなら、このような戦闘の当事者のどちらもが、自分たちのほうが一般的（common）な文化に属していると考えているからである。しかし、紛争の根本原因が文化そのものまたは、価値観の不一致であることはめったにない。最近の調査では、貪欲さと、文化的集団間の不平等という2つの原因が示されている。民族紛争の主たる原因が、石油やダイヤモンドなど、高い価値を持つ天然資源の支配権をめぐる争いである場合もある。リベリアやシエラレオネ、スーダンなどにおける紛争がこの例である。一見、民族紛争のように見えるものも、単に民族的忠誠心を利用した、エリート集団による資源の強奪であるかもしれない。

経済実績の低下や、貧困レベルの高さも戦争の重要な誘因である。この例として、シエラレオネやソマリアが挙げられる。他の多くの紛争の裏には、民族集団、宗教集団、言語集団の間の不平等（文化的集団間の不平等）がある。さまざまな集団から出された文化的、政治的、または社会経済的な要求が満たされないままの状態が続くと、緊張が高まり、その結果紛争にいたることもあり得る。

最近の調査によれば、多くの紛争は、各集団の経済資産、収入、雇用機会、社会サービス、政治的機会などへのアクセスが不平等なときに勃発してきた（BOX 2.6）。国連開発計画紛争予防・復興局（UNDP Bureau of Conflict Prevention and Recovery）の報告によると、インドネシアやネパールの例が示すように、集団間の不平等が増すごとに紛争の可能性も高くなる。ソロモン諸島における紛争の根本には、乏しく、管理の不十分な資源をめぐる争いがあった（BOX 2.7）。ボリビアでは2003年10月、ゴンサロ・サンチェス・デ・ロサダ政権が退陣を余儀なくされたが、その大きな要因は、貧困と政治的疎外が引き金になった多数派先住民族とその支持者による、積極的な直接行動と暴動によるものであった。またエクアドルでも、貧困と不平等の問題をめぐって集結した先住民集団が、ジャミル・マワ政権に対する抗議運動で他の集団と結束した結果、同政権は2000年1月に退陣に追い込まれた[81]。特定の集団が経済的にも疎外されてきた場合もあれば（メキシコや南アフリカなど）、ある集団が、政治的には支配的地位にありつつも、経済的には疎外されているということもある（マレーシア、スリランカ、ウガンダなど）。

先進工業国においても、こうした紛争が起きないわけではない。米国の各都市の人種暴動は、収入や公的支出について厳然とした人種格差があることと関係している[82]。北アイルランドでは、少数派のカトリック教徒が、経済的、政治的差別を受けている。詳細な調査による統計的証拠によって、これは裏づけられている。93カ国233集団を対象とした研究は、

BOX 2.6 集団間の不平等が紛争や緊張を引き起こすことがある

暴力紛争の根本原因が単純な問題であることはほとんどない。しかし次の例が示すように、最近の紛争に関する研究からは共通のテーマが浮かび上がっている。それは、緊張や暴力の発生に、集団間の社会経済的、政治的不平等が果たし得る役割である。言語や宗教的慣行が承認されていないことなど、集団の文化的排除が果たす役割についての研究はあまりなされてこなかったが、今年の報告書が主張するように、これらの文化的排除は人々を動員し、抗議行動を引き起こす可能性があり、また紛争の重要な根本原因あるいは引き金となるかもしれないのである。

- 1960年代の終わりにマレーシアで起きた中国系に対する激しい暴動の主な原因は、政治面では支配権を握っているが、経済的には脇役に追いやられている多数派のマレー人が、経済面で支配権を握っている少数者の中国系に抱いている敵対心にあったとされている。
- 1980年代初頭から続いているスリランカの内戦は、少数派のタミル人と多数派のシンハラ人との不平等によって高まった緊張と関連がある。植民地時代の行政官は少数派のタミル人を経済的に優遇したが、シンハラ人が政権を取ると急激に逆転し、恩恵はシンハラ人が受けることになった。少数派のタミル人は、教育の機会や公務員への採用、言語政策などの領域においてますます疎外されていった。
- ウガンダでは、バンツー語を話す人々（主に中南部）は、それ以外の言語を話す人々（主に北部）に比べ経済的には優位であるが、政治的には疎外されてきた。このような経済的、政治的不平等が、大規模な紛争の一因となった。イディ・アミン（1970年代）や第2次オボテ政権（1983-85）が主導した武力紛争もその一部である。
- メキシコのチアパス州に住む先住民族は、長い間、政治的、社会経済的な剥奪状況に苦しんできた。彼らはこれまで、より大きな政治的自治権と、社会経済的状況の改善、自分たちの文化遺産の保護を求めてきたが、最終的にはそれが、メキシコ政府に抗議して起こった4つの地方自治体での暴動につながった。
- 1994年以前の南アフリカでは、多数派の黒人が政治的、社会経済的に著しく不利な状況にあった。その結果、1976年から、政権移譲が実現した1993年までの間に、多数の暴動が起きた。
- 北アイルランドのカトリック教徒は16世紀以来、経済的、政治的剥奪状況に苦しんできた。1920年代に北アイルランドが英国の一部とされたことで、プロテスタントが恒久的に政治的、経済的に優位に立つことが保障され、そのため、北アイルランドのカトリック教徒は、カトリック教徒が大部分を占めるアイルランド共和国との併合の要求を強めた。1960年代後半に始まった武力紛争は、1990年代に、このような不平等を緩和するための組織的な努力を受けて沈静化に向かい始めた。
- フィジーでは、憲法の危機やクーデターが起きており、とくに1987年と1999年には大規模な危機が発生したが、これは、経済的に傍流である先住民族のフィジー人が、経済的に優位に立つインド系フィジー人に政治的支配権を奪われるのではと恐れてのことであった。
- インドネシア中部スラウェシのポソでは、1990年代半ばに新たな経済政策により、次第にイスラム教コミュニティのほうが先住民族のキリスト教コミュニティよりも稼ぐようになるにつれて、イスラム教徒とキリスト教徒間の緊張の高まりが表面化し始めた。
- 植民地時代から、グアテマラの先住民族は、政治的、経済的差別に苦しんできた。このことが、同国で続いている紛争の一因となっている。
- ネパールで1996年に始まった毛沢東主義派による反政府活動は、特定の民族集団、カースト、および女性が組織的に疎外され、排除されたことによる根深い不満が原因と言えるだろう。

出典：Stewart 2002；UNDP 2004；Frankel 2003

このような集団間の不平等が紛争を引き起こす傾向にあるという仮説を強く支持するものとなっている[83]。

このような紛争に関する調査の大半は、経済的、政治的不平等に焦点を当てているが、文化の承認がなされていないこともまた重要な点だと言える。「シンハラ語に限る」という言語政策を採用したことが大きなきっかけとなって、スリランカ国内の紛争が劇的に拡大した。モルドバの内戦の一因も言語政策にあった。南アフリカのソウェト暴動は、新たな経済的、政治的剥奪状況が加わったからではなく、黒人学校にアフリカーンス語を強要しようとしたことが引き金となった。グアテマラで30年を超える戦闘を終結させた和平協定には、（全体的な和平合意の一部として）先住民族のアイデンティティと権利に関する合意が含まれていたが、これによって、グアテマラの多民族性は公的に承認された。

BOX 2.7 ソロモン諸島における紛争の原因は民族の違いではない

ソロモン諸島の紛争では、民族問題によって、抗議活動の原因となっている土地保有権、経済開発、そしてより説明責任を持ったガバナンス（統治）といった核心問題から注意がそらされてしまっている。たとえば和平合意では、ソロモン諸島における「民族不和」の犠牲者の問題を取り上げ、「民族調和」の回復の必要性に言及している。しかし、調停者を自認する人たちが、民族間の対立という色眼鏡を通してのみ紛争を見ているのは、認識が甘く、危険ですらある。1000を超える言語が存在する文化的に多様な地域に位置しているソロモン諸島（少なくとも70の異なった言語が話されている）は、弱体で貧しい新興国家であり、税金を徴収したり、基本的なサービスを提供する力がない。数百の部族集団や、「ワントク（wantoks）」として知られる小規模な氏族からなるソロモン諸島では、より広い民族的忠誠心という発想は、国家の概念と同じくらい彼らにとってはなじみのない人為的なものである。（

表面的には民族対立であっても、ソロモン諸島における最近のひどい社会不安は、稀少で管理も十分になされていない資源（その所有権はかつて、氏族や部族あるいは家系に帰属していた）をめぐる争いに起因するところが大きい。1990年代、資源の豊富なガダルカナル島にやってくる移住労働者の数が増加するにつれ、この島に先住している移住者の間で憤りが高まった。1998年には、ガダルカナル島の若者による武装集団（イサタブ白由運動またはIFMとして知られる）が戦闘行為を開始し、その結果、3万5000人を超えるソロモン諸島住民が国内避難する事態となった。おもに隣のマライタ島の住民との衝突は、2000年末に、オーストラリアの調停により和平合意が調印されるまで続いた。

出典：Reilly 2002を引用したPonzio 2004；Schoorl and Friesen 2000

複数のアイデンティティが紛争を減らす可能性もある　宗教、言語、民族などの一般的な文化的特徴にもとづくアイデンティティは、その他の特徴にもとづくアイデンティティよりも、集団に帰属する人同士の忠誠心を強めると見られる。そのため、指導者らは、単一の文化的な絆にもとづいて集団を結束させるのが、「軍隊を集める」のに最良の方法となるであろうことを学んできた。各個人が唯一の堅固なアイデンティティを持っているという考え方は、不和や対立を生じさせるものであり、この考え方が多くの紛争で重要な役割を果たしたことは間違いない。

複数のアイデンティティが認められる環境をつくるのは容易ではない。まず、文化的、政治的、社会経済的な機会における、それぞれの集団の文化的自由と集団間の平等を促すところから始めなくてはならない。人は、自らをどのように定義するかについて自由に選択できなくてはならない。また、隣人が享受しているのと同等の権利と機会に恵まれなくてはならない。調和を達成するうえで一番期待が持てるのは、われわれが複数のアイデンティティを持つことを推進すること

複数のアイデンティティが認められる環境をつくるには、まず、文化的、政治的、社会経済的な機会における、それぞれの集団の文化的自由と集団間の平等を促すところから始めなくてはならない。

であると、本報告書は主張する。

神話3：文化的多様性は開発の障害である

文化の多様性と開発の間には、良くも悪くも、明確な関係は見られない。文化的集団を抑圧して同化を促進すべきという主張では、文化的多様性が開発の妨げになるとしている。歴史的に、国民国家の思想的柱の1つとして、単一の文化的アイデンティティを有していれば、国家はより効果的に機能するという考えがある。

今日このような主張が力を得ている背景には、サハラ以南アフリカの存在がある。この地域は多様性に富んでいる一方で、経済成長と開発において困難を抱えており、そのことから、多様性それ自体が問題の原因かもしれないという憶測が生まれている。しかし、調査報告書はそれとは大きく異なる見方を明らかにしている。問題が起きるのは、単に多様な集団が共に生活しているだけでなく、集団間の緊張によって政策決定が非効率的になり、1つまたはそれ以上の集団が不釣り合いなほど多くの物的資源を利用したり、保護を受けたりする場合である[84]。

多様な文化的集団を抑圧し、同化しようとする試みは、道義的に間違っているだけではない。そのような試みは効果がないうえ、緊張を高めることも多い。

たとえばケニアでは、1978年に、ジョモ・ケニヤッタから政権交代したダニエル・アラップ・モイが大統領に就任した。1988年までに、ケニヤッタ派の「地元地域」における道路建設は、ケニヤッタ政権末期の3分の1に減少した。その一方で、モイ氏の地元地域における道路建設は2倍近くに増加した。1988年の保健医療費についても同様で、ケニヤッタ派の地元には18%、モイ派の地元には49%が割り当てられた[85]。

全体的な経済成長と、高レベルな保健医療と教育を実現するには、利益団体のためでなく、国のための政策を策定することが必要である。利益団体による政治は、文化的に多様な国だけでなく、すべての国で問題となっている。実際、民主主義の目的は、透明な政治システムと開かれた対話を通して、互いにぶつかり合う利害を管理することにある。民主主義が確立された豊かな国では、強力な集団の利害と国家の利害とのバランスが常に保たれている。

文化的に多様な国の場合、多様性がどの程度貧困の原因となっているのだろうか。最貧国の多くは、HIV/エイズやマラリアの流行、低水準の教育、国際市場から遠く離れた立地条件など、非常に多くの困難を抱えている。集団間の緊張を解消しても、これらの問題を解決することにならないのは明らかである。たとえばボツワナは、政治情勢の安定した単一民族国家であるが、HIV/エイズの罹患率が世界一である。

繰り返しになるが、文化的多様性が開発に悪影響を与えるという考え方は、多様性を認めている社会の多数の成功例によって否定されている。マレーシアは、国民の62%がマレー系をはじめとする先住民族集団で、30%が中国系、8%がインド系であるが、1970年から1990年にかけてさまざまな積極的是正措置政策を施行し、その間に世界で10番目に速い経済成長を遂げた[86]。インドは多元主義政策と15の公用語を採用し、多様な文化に対処してきた。そして経済成長や、保健医療、教育の分野でめざましい進歩を遂げた。

文化的に多様な国家におけるこのような成功例は、多元主義政策の重要性を示している。文化的多様性が集団間の緊張や非効率的な政策決定につながる可能性がある場合には、そのような緊張を弱めることが解決につながる。本報告書が終始一貫して主張しているように、多様な文化的集団を抑圧し、同化しようとする試みは、道義的に間違っているだけではない。そのような試みは効果がないうえ、緊張を高めることも多い。そうではなく、多様な文化的アイデンティティを持つ人々を社会に受け入れる多元主義政策を採用することが必要なのである。

移民による経済的利益　多様化と開発の関係における特殊な事情として、より発展した国家への移住という問題がある。既存の多様性に対処するのとは異なり、経済移住者（economic migrants）を受け入れる、あるいは仕事を探す不法移民を大目に見るのは、経済的利益のために多様化を促進するという明確な政策決定である。

経済移住に対して寛大な政策をとっているために、西欧では人口が高齢化しつつある人口動態に、移民の肯定的な影響が出ている。さまざまな国で非労働人口に対する労働人口比率を維持するために、多量の移住者の流入が必要とされている。欧州連合は1年に約300万人の移民を必要としているが、これは現在の移民数のおよそ2倍である[87]。移民が経営技術を持ち込むこともある。たとえば、カリフォルニア州シリコンバレーで1995年から1998年の間に設立された企業の30%は、中国系またはインド系の移民が創業したものである（これらについては5章でさらに展開する）[88]。

開発途上国からの頭脳流出に関する議論は今も続いているが、移住による経済利益は一方向だけではない。移民から本国への送金が急増し、2002年には800億ドルにまで達し、一部の貧困国にとっては、海外援助を上回る最大の収入源となっている[89]。

しかし、勝者のみならず敗者も存在する。すでにその国に居住している人々は、賃金と雇用への悪影響を自覚し、新しい移民に脅かされ、不公平に扱われていると感じている。移民にとっての重要な課題も浮上している。必要とされているのは移民の労働力であって文化ではない。そのため、移民の文化的自由が守られていないことが多い。第5章では、国内における集団間の緊張の高まりとそれに続く負の結果を避ける一方で、移民による利益を確かなものにするという微妙な政策バランスについて考察する。

意見の交換を通じた多様化とダイナミズム　多様化した社会では、異なる文化的集団同士の交流の結果生じる活力と創造性によって、真の利益を享受することができる。そのような効果を得るのは容易ではない。この効果は、国際レベルで最も顕著に表れている。貿易による国家間の交流や経験の共有から利益が生じるためである。日本が世界有数の経済大国になれた大きな要因は、鎖国政策を撤廃し、断固とした決意を持って「世界中の知識を求めた」ことにあった[90, 91]。また、『アラブ人間開発報告書2003』では、アラブ諸国の発展を妨げている大きな要因として、さまざまな考え方を積極的に受け入れようとする姿勢の欠如があるとしている[92]。

国内でも同様の効果が得られるだろう。米国は、多様性と寛容の上に築かれ、そこに大きな経済的成功が収められた国の代表的な例である。集団同士の交流から、直接、利益が生まれる可能性もある。また、企業や起業家は、文化的自由や多様性が開花している都市や社会に引き寄せられる可能性がある。ブルッキングズ研究所の調査によると、米国内において、総体的な多様性が最も高い11の大都市圏は、先端技術を有するトップ15地域に位置していることがわかっている[93]。この事実は、多様で寛容な環境が、先端技術産業に必要な創造性や革新性を育成していることを示唆している。

文化的自由のための今日の課題

本報告書では、多様性への対処として

特別寄稿

多様性—分裂から包含へ

1994年4月27日、南アフリカの国民は、すべての人のよりよい生活を築くために、分裂していた過去という遺物を葬ることを誓って、新たな国家を樹立した。

この誓いは軽々しいものではない。

数世代にわたって、何百万もの人々が意図的に貧困を余儀なくされた。そして、人種隔離政策は、それ自体の永続を正当化するために、天が定めたものだとされたが、実際は野蛮な武力によってのみ支えられていた。人種隔離政策は、私たちの人間性をすべて、被迫害者からも迫害者からも一様に奪った。

数十年にわたり私たちは、人種差別のない、性差別のない社会のために戦ってきた。そして、1994年の歴史的な選挙で政権を獲得したときには、すでに私たちの民主主義構想は、ある基本原理によって決定づけられていた。その基本原理とは、何よりも大切なことは、人種、ジェンダー、民族的出身、肌の色、宗教によって、人や人の集団が抑圧や支配、差別の対象となることがあってはならないというものであった。

政権を握ってから、私たちは、かつては私たちを隔離するために利用された肌の色や言語の多様性を、強さの源泉と考えることを選択した。私たちは、国の基本となる法律、すなわち憲法と権利章典が保障するところによって、統一を推進し、何よりも社会的、経済的権利を大切にすることを目指した。すべての人々を包含しようとする私たちのやり方は、新しいものでも、性急に選択されたものでもない。アフリカ民族会議は数十年にわたって、国家の統一を推進していた。そして私たちは、抑圧が頂点に達したとき、すなわち、人種間の交流と言えば、その先には刑務所や死しか待ち受けていなかったときでさえ、友情と共通の人間性にもとづいた社会を建設するという目標を決してあきらめなかった。

現在、法律はもはや過去の隔離を強制してはいないが、社会生活や経済生活でも、住居地域や仕事場でも、また富める者と貧しい者との不平等が拡大しつつあることにも、いまだに過去の隔離の痕跡が残っている。

私たちが社会の変革というプロジェクトに取り組んだときのスローガンの1つに「欠乏からの解放」があった。私たちの目標は、飢えや非識字、住む家のない状態をなくし、誰もが食料、教育、住居を入手できるようにするということだった。私たちは、自由を、人間としての尊厳と平等から切り離せないものだと理解してきた。現在、よりよい生活のための土台はすでに築かれ、建設が始まったところである。過去の隔離と不平等を乗り越え、みんなで力を合わせて、すべての人、とくに貧しい人々の生活を向上させることに成功したときに初めて、自由と権利を完全に手に入れることができるのだということを、私たちは十分に承知している。今日私たちは、南アフリカの飢餓の時代の末期に蒔いた作物の一部を収穫し始めている。

私たちの社会は、不吉な予言をする人々や、紛争は終わらないという彼らの予想を公然とはねのけてきた。国際社会の人々の多くは、それを離れたところから見て、これは奇跡だと言う。しかし、この国の変化の過程に密接に関わった人ならば、それは人間の決断が生み出した成果であるということがわかるだろう。

Mandela

ネルソン・マンデラ
1993年ノーベル平和賞受賞者

の多文化主義的アプローチ（multicultural approach）（表2.2参照）が必ずしも紛争や分裂、不十分な開発という結果に終わるわけではないと主張している。事実、このようなアプローチが緊張を和らげることで、事態が深刻になる前に問題を回避するのに役立つこともあり得る。総体的に見た場合、多様な文化を認める政策の論拠は明確である。しかし政策立案者は、人間開発の他の側面との矛盾やその代償、および不調和に、注意を奪われてしまうこともある。

たとえば仮に、その他の非常に多くの分野で国家の財源を使う必要性があるときに、英国政府は公立校の生徒が話す300種類の言語を使った指導に支出をするべきであろうか。積極的是正措置は、公平性の原則に反することにならないであろうか。政教分離国家はどのようにすれば各宗教的集団のさまざまなニーズの均衡をとることができるのか。これらは難しい問題であるが、無視しても、その問題がなくなるわけではない。

多様な文化を承認する政策が人間開発を妨げない領域もある。また別の領域ではトレードオフの関係に対処するために、革新的な政策による解決法が必要とされている。これまでの論考にかかわりなく、とくにこれまでの論考ではコストがかかることが強調され、利益については触れられてこなかったが、この後の章で述べるように、緊張や政策上の折り合いをつけることは可能である。

10億近い人々が何らかの形での文化的排除を経験している集団に属しているこの世界で、文化的自由を推進するというのは、非常に難しい課題である。また、文化的排除を経験している人の約2倍の人々が社会的、経済的、もしくは政治的な差別や不利益を受けている。本報告書では、以下において、文化的自由に取り組むうえでの政策課題に焦点を当てていく。

第3章
多文化民主主義国家の建設

国家はどのようにすればもっと包括的になれるのだろうか。民主主義、公平な開発、国家の団結が不可欠である。しかし、同様に必要なのは文化の相違をはっきりと認める多文化政策である。

第2章では、文化的自由に対する抑圧や、民族、宗教、言語など文化的アイデンティティにもとづく差別が広い範囲で生じてきている現状が、詳しく述べられている。では、国家はどのようにすればもっと包括的になれるのだろうか。民主主義、公平な開発、国家の団結が不可欠である。しかし、同様に必要なのは文化の相違をはっきりと認める多文化政策である。しかし、多文化政策は支配層エリートの抵抗を受ける。なぜなら彼らは権力を維持したいがために、2章で詳述した「神話」という欠陥だらけの仮定を使って対応しようとするからである。また、多文化政策は非民主的で不公平だという批判もある。本章では、多文化政策は望ましいだけではなく、実行可能であり必要であること、そして、人は相互に補完的な複数のアイデンティティを持ち得ること、文化は不変なものでは決してなく絶えず進化していること、また、文化の相違を認めることで公平な（equitable）成果を上げられることを論じている。

本章ではまた、国家は文化を認める政策を、民主主義の強化、有能な国家の建設、より平等な社会経済的機会の促進、といった人間開発のその他の目標や戦略と矛盾しないやり方で策定できると主張する。そのような政策を策定するには、国家が憲法や法律や制度の中で文化の相違を認める必要がある[1]。また、少数者であれ、歴史的に疎外された多数者であれ、特定の集団の利益が、多数派や他の支配的な集団に無視されたり、踏みにじられたりしないことを保障する政策を策定する必要もある[2]。

文化の相違を認めることで国家のジレンマを解決する

多文化政策の複雑さとトレードオフ論争を考えると、この政策を推し進めるのは容易ではない。そのため、多文化政策に反対する者たちは、いくつかの根拠から多文化にもとづく取り組みを批判する。20世紀における一大政治的事業であった、単一の文化的アイデンティティを持つ、統一ある国民国家の建設が、多文化政策によって妨げられる、と信じる者もいる。大半の国家はこの考え方の影響を受け、歴史観、価値観、信仰を共有する単一の国民のアイデンティティを育成することに徹底して取り組んだ。民族文化の多様性、とくに、文化的に異なる集団や少数者が、組織化し、活発に政治活動を行うことを認めることは、歴史の中でさまざまな苦闘の末に獲得することができた政治的、社会的統一を揺るがし、国家統一への深刻な脅威になると考えられた[3]（特別資料3.1）。多文化政策に対し批判する人には古典的自由主義者が多いが、彼らは、集団を区別すること、つまり、民族的集団の議席を確保することや、就職時に特別な便宜を図ること、あるいは宗教的な象徴を身につけることなどは、個人の平等の原則に矛盾する、と主張している。

この問題は、民主的な内部プロセスを持たない集団が、あるいは、指導者が集団の全員を代表しているわけではない集団が、文化の承認を求めることによって、また、自由の拡大よりむしろ制限を要求する集団が存在することによって、いっそう複雑なものになる。ヒンドゥー教社会のカースト制度など伝統的な慣習の存続を求める要求のように、集団全員の利益を反映するというよりは、伝統的な権力と権威の源を維持することに余念がない社会の支配層の利益を反映していることもある[4]。このような要求を正当化すれば、「伝統」や「正統性」の名のもとに、非民主的な慣習が固定化されかねない[5]。このような政治的要求にどう応えるかは、現在も引き続き取り組むべき難題である。

世界中のどこであっても、文化の承認を求める要求と、それに対する批判的な反応との間には、歴史的な不公平と不平等の問題が深く関わっている。ほとんどの開発途上地域において、現在の文化的アイデンティティの複雑さの背景には、長い植民地支配の歴史とその社会的帰結とが絡み合っている。文化的集団を固定的な区分（カテゴリー）と見なす植民地主義的な考え方は、分割統治（カリブ諸国の人種ごと、民族ごとの分割や、南アジアの宗教的区分による統治がその例）という植民地政策を通じて形成されたが[6]、今日でもその影響は根深いものがある[7]。したがって、現代の国家は、人種差別、奴隷制度、植民地支配といった歴史的後遺症をある程度考慮せずには、問題への取り組みを望めない。

しかし、それゆえに多文化政策は、文化的承認と国家統一のバランスをとるという複雑な課題に直面せざるを得ないが、うまく解決することは可能である（特別資料3.1参照）。国家の統一や領土の保全を犠牲にすることなく、多様な集団を受け入れ、文化的な自由を拡大している国家は多い。排他的で対立を生むような政治的アイデンティティを極力抑えようとする政策介入が、武力紛争の防止や終結に役立ったことも多々ある。多様な文化を受け入れる政策はまた、複数の相互に補完的なアイデンティティを支持することで、国家の受容能力を高め、社会の調和を促進してきた。

少数者や疎外された集団に対する文化的排除を是正するのに必要なのは、多数決民主主義と平等な社会経済政策により、市民的自由と政治的自由を与えることだけではない[8]。文化の承認を保障する明確な多文化政策が必要である[9]。本章では、各国がそれぞれの人間開発戦略に文化的承認をどのように組み入れているかを、次の5つの分野で検討する。

- 多様な文化的集団に対し政治参加を保障する政策
- 宗教および宗教上の慣行に関する政策
- 慣習法および多元的法体制に関する政策
- 多言語の使用に関する政策
- 社会経済的排除を是正するための政策

多様な文化的集団に対し政治参加を保障する政策

多くの少数者や歴史的に疎外されてきた集団は、実質的な政治権力から締め出されているため、国家から無視されていると感じている（第2章）。いくつかの事例では、民主主義の欠如、あるいは政治的権利の否定がこのような排除の原因となっている。もしそうであるならば、民主主義に移行することで改善されるだろう。しかし、それだけでは不十分である。なぜなら、このような集団の構成員が民主主義的な国で暮らし、そこで平等な政治的権利を持っている場合でさえ、

歴史的に国家は、国家建設の戦略によって自らの政治的正統性を確立し、強化しようとしてきた。国家は領土と国境を確保し、国家機関の行政上の範囲を拡大し、同化政策あるいは統合政策によって国民の忠誠と服従を獲得することを求めてきた。これらの目的を達成するのは容易ではなかった。とくに人々が国に対する帰属意識に加えて、民族、宗教、言語などをもとにした自らのコミュニティに強い一体感を感じているであろう、文化的に多様な状況の中ではなおさらであった。

大半の国はこのような相違を認めることによって、社会的な分裂がもたらされ、調和した社会の創造が妨げられるのではないかと恐れた。要するに、このようなアイデンティティを重視する政治（アイデンティティ政治）は、国家統一にとって脅威であると考えられた。さらに、このような相違を受け入れるのは政治的にも難しい課題である。したがって、多くの国家はこのような多様なアイデンティティを抑圧するか、政治の分野ではそれらを無視するという手を用いてきた。

同化政策は、しばしば民族集団、宗教集団や言語集団のアイデンティティを徹底的に抑圧し、集団間の文化の相違をなくそうとする。統合政策は、私的な分野での相違を認めながらも、公共の場や政治の世界から民族・国民的、また文化的相違の排除を試みることで、単一の国民のアイデンティティを主張しようとする[1]。この２つの政策（同化政策と統合政策）では、国民のアイデンティティは単一であることを想定している。

単一のアイデンティティを優遇する建国戦略

同化政策と統合政策は、次のようなさまざまな介入をすることで、単一の国民のアイデンティティを確立しようとする[2]。

- 政治権力の集中。少数者が居住地域で歴史的に享受していたさまざまな形の統治権や自治を排除して、あらゆる重要な意思決定を、支配集団が多数派を形成する討論の場で行う。
- 一元的な法制度と司法制度の構築。支配集団の言語で、支配集団の法的慣習を用いて運営し、昔からある少数者集団の法制度はいかなるものであれ廃止する。
- 公用語を定める法律の採択。支配集団の言語を、官僚機構、裁判所、公共サービス、軍隊、高等教育、その他の公的機関で使用すべき唯一の公用語として規定する。
- 国の公的な義務教育制度の構築。標準化したカリキュラムの導入を促進し、支配集団の言語、文学、歴史を教え、また、それらを「国の」言語、文学、歴史と定める。
- 支配集団の言語と文化の普及。国営のメディアや公立の美術館など、国立の文化機関や制度を通じて行う。
- 支配集団の歴史、英雄、文化を記念するシンボルを国家の象徴として採択。国民の祝祭日の選定や、道路、建造物、有名な場所の名前などをそれらにちなんだものにする。
- 土地、森林、漁場の没収。少数者集団や先住民族から没収し、「国の」資源であると宣言する。
- 定住政策の採用。少数者集団が歴史的に居住していた地域に、支配集団に属する人々が移住することを奨励する。
- 支配集団と同じ言語、宗教、あるいは民族性を持つ移民を優遇する移民政策の採用。

こうした同化・統合戦略によって、政治的な安定を確保できることもあるが、非常に大きな人的損失と人間の選択肢の否定を引き起こす恐れもある。最悪の場合、強制的な同化政策は、特定の集団の大量虐殺や排斥を招くこともあった。それほど極端でない場合でも、こうした戦略は第２章で述べたようにさまざまな形の文化的排除を招き、人々は自分たちの生活様式、言語、宗教を維持すること、あるいは自分たちの価値観を子どもたちに伝えることが困難になった。これに対し人々は強い懸念を持ち、憤りはしばしば蓄積されることになる。民主化が進み、地球規模のネットワークが形成された今日の世界では、文化的自由を否定する政策はますます受け入れがたい。人々は選択の余地のない同化に対し、これまで以上に積極的に異議を唱えるようになっている。

たとえば、単一の言語と文字を普及させようとした1928年のトルコでの言語改革のように、読み書きのできない小作農民に対して同化政策を進めるのであれば、比較的容易であった。しかし、世界中で人権を重視する文化が急速に拡大し、このような状況は急激に姿を消しつつある。今日では、このような戦略を無理に押し付けようとすれば、大きな抵抗を受けることになるだろう。過去の歴史を見ればわかるように、いかなる場合でも、国民としての単一のアイデンティティを守ることと、多様な民族的、宗教的、言語的アイデンティティを認めることとは必ずしも矛盾しない[3]。

複数の相互に補完的なアイデンティティの支持

イスラエルやスロバキアのように、憲法が単一民族という概念に固執するのであれば、それ以外の民族的、宗教的、言語的少数者や先住民族にとっては、彼らの要求を主張できる政治的な場を見出すのは難しくなる。複数の互いに補い合うようなアイデンティティを認める南アフリカなどの憲法は[4]、異なる集団の政治的、文化的、社会経済的な承認を可能にしている。

世界をざっと見渡せば、国民のアイデンティティが必ずしも単一で同質の文化的アイデンティティである必要はないことがわかる。単一の文化的アイデンティティを押し付けようとすれば、社会的緊張が生まれ、紛争に発展しかねない。多民族、多言語、多宗教の国家は可能である[5]。２つの民族（ベルギー）や多民族（インド）の国家は、明らかに存立し得る。人々は、国民としてのアイデンティティと、独自の文化的（あるいは異なる民族的）アイデンティティの両方に対する責務をしっかりと果たすことができる[6]。

適切な政策が、いかに複数の相互に補完的なアイデンティティを醸成し得るかは、ベルギーやスペインの例を見ればわかる（図１参照）。たとえば、ベルギーでは1830年代から、スペインでは1978年の憲法制定からそれらは実施されている。適切な政策によって、国民の大多数が複数の相互に補完的なアイデンティティを認め、社会における集団間の対立を緩和することができる。

人々が自分たちの集団に対してだけ、忠誠心や愛情を持った場合、国家が分裂するのは目に見えている。それは以前のユーゴスラビアを見ればわかることである。アイスランドや韓国、ポルトガルなどの国々は、文化的に同質な民族による国民国家という理念に近い。しかし、時代が変われば、同質さを持つことで知られている国でさえも、オランダやスウェーデンで起こっているように、移民の波という課題に直面する可能性はある。

あらゆる集団の間に、信頼、支持、一体感を醸成し、民主的な「ステート・ネーション（state-nation）」を構築する

解決策があるとすれば、それぞれの民族集団に帰属意識と誇りをもたらす自治と、共通の制度や象徴に愛着を生む共同統治の両立を可能にする制度と政策を創り出すことであろう。その意味で、「ネーション・ステート（１つの民族による国民国家）」に代わるものに、多様な民族的、宗教的、言語的アイデンティティ、または先住民族としてのアイデンティティを持つ、さまざまな「ネーション（国民）」が１つの国家政策の中で、協調して平和に共存できる「ステート・ネーション（すべての人々を包含する国民国家）」がある[7]。

複数の事例研究や分析が、永続的な民主国家は、多文化的な政治形態において初めて確立可能である、としている。多様な集団に対する文化的排除に終止符を打ち（スペインやベルギーの事例にはっきりと示されているように）、複数の相互に補完的なアイデンティティを構築するには確固たる取り組みが必要である。このような人々の要求に敏感な政策が、多様性の中の統一性、つまり「私たち」という一体感をつくるきっかけとなる。人々は自分の国と、それとは別の自分の文化的アイデンティティの両方に一体感を持ち、共通の制度への信頼を築き、民主的な政治に参加し、それを支えるための制度的、政治的な場を見つけることができる。これらすべてのことが、民主主義の強化と深化、また永続的な「ステート・ネーション」を構築するうえでの重要な要素である。

インドの憲法は、この概念を組み入れている。インドは文化的に多様であるが、民主的な体制を長くとっている国々（インドを含む）の比較研究を見ると、インドは、非常に結束力が強い国であることがわかっている。しかし、インドは現在、ヒンドゥー教のアイデンティティを唯一のものとして強要しようとする民族主義者の台頭で、複数の相互に補完的なアイデンティティを約束する憲法を脅かす深刻な課題に直面している。このような脅威は、インドの少数者の権利を侵害し、一体感を損ねている[8]。最近、地域社会の間で生じている暴力は、今後の社会的調和に深刻な懸念を生んでおり、この国のこれまで達成した成果を台無しにしかねない。

これまでのインドの成果は、注目に値するものである。歴史的に見て、インドの憲法は、異なる集団の要求を認め、それらに応えるという方法で、地域的、言語的、文化的に非常に多様であるにもかかわらず、国家の統合を可能にすることを目指して作られたものである[9]。一体感、信頼、支持を示す指標から見てとれるこれまでのインドの実績では（図２）、インドが多様で、非常に階層化した社会であるにもかかわらず、人々が国と民主主義に深い責任を果たしてきたことがわかる。このような実績は、その他の歴史的に古くより豊かな民主主義国と比較した場合、とくに素晴らしいものである。インドの今後の課題は、多元主義の実践、制度的な調整、民主的な手段による紛争

図1
複数の相互補完的な国民のアイデンティティ

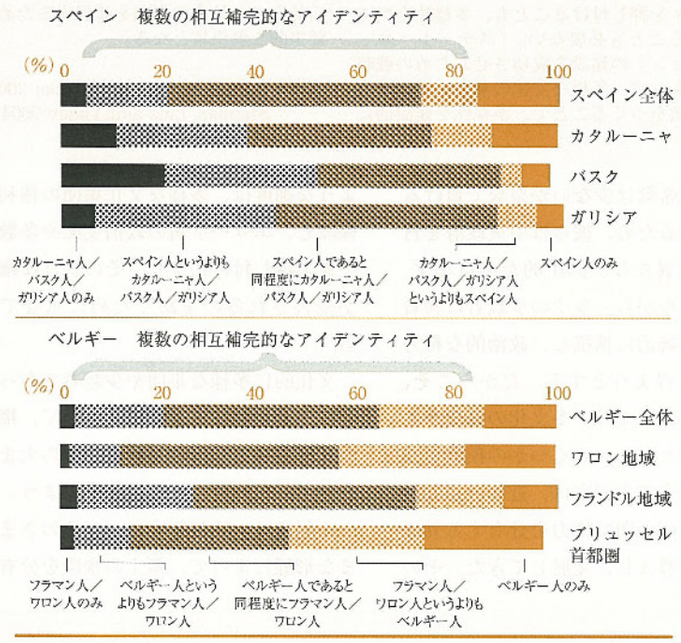

図2
信頼、支持、一体感：貧しく多様性に富んだ国々は多文化政策で成功する可能性がある

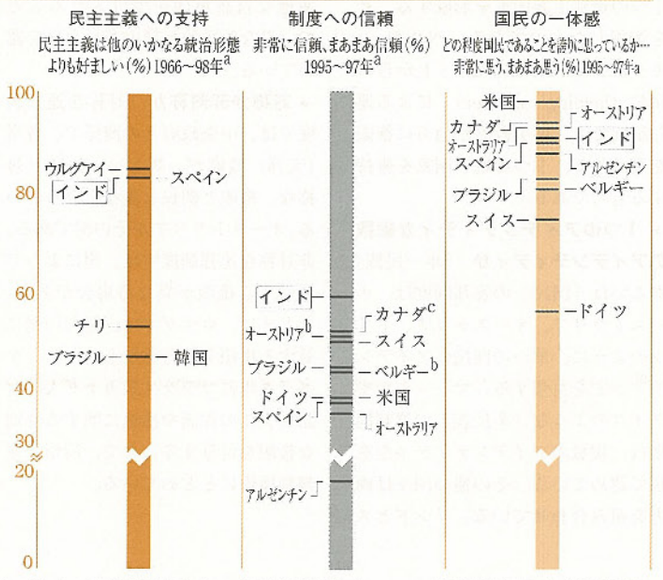

注：パーセントには「わからない／無回答」は含まない。　a. 表示期間中で入手可能な最近年
b. データは1992年のもの　c. 1990年～93年の間の最近年

解決に対する取り組みを、改めて強化していくことである。

多文化民主主義を構築するには、従来の国造りの過程で何が欠けていたのか、そして、複数の相互に補完的なアイデンティティの利点は何か、を認識することが不可欠である。また、人々の間に一体感や信頼を育て、人々を支えることによって、社会のあらゆる集団に社会への忠誠心を抱かせるような取り組みが重要である。

国家の団結には、単一のアイデンティティを押し付けることも、多様性を捨て去ることも必要ない。「ステート・ネーション」の建設を成功させるための戦略があれば、多様な文化の承認に対応する政策をつくることで、多様性を建設的に受け入れることが可能であり、実際に受け入れている例はあるのである。そのような戦略は、より長期的な目標である政治的安定と社会的調和を確保するために効果的な解決策となる。

出典：Bhargava 2004 ; Kymlicka 2004 ; Stephan, Linz and Yadav 2004

いくつかの模範となる多文化民主主義国家は、文化的に多様な集団の間で権力を分有する効果的な制度を導入してきた。

一貫して議席数は少ないか票数で負ける可能性があるため、彼らは中央政府を自分たちとは異なり、抑圧的だと見なす。当然のことながら、多くの少数者は異質で抑圧的な統治に抵抗し、政治的な権力をより多く得ようとする。だからこそ、民主主義においては、多文化の概念がしばしば必要となる。いくつかの模範となる多文化民主主義国家は、近年、文化的に多様な集団の間で権力を分有する効果的な制度を導入し、発展してきた。そのような制度は、多様な文化集団の権利を保障し、エリート層の政治支配や多数決主義の押し付けにより、そのような権利が侵害されるのを防ぐために重要である。

文化的に多様な集団や少数者であっても、政治過程や国家機関において、権力を分有できる民主的制度の２つの大まかな形態について、ここで考察しよう。第１の制度は、連邦制度およびそのさまざまな形態によって、領土の権限を分有するものである。連邦制度では、少数者が相当の自治権を行使できるように、国内に地域ごとの地方政府が設置される（BOX 3.1）。このような形態の権力分担制度は、少数者が特定の地域に集中していて、自治の伝統を持ち、自治権を放棄したがらない国に適している。

第２の形態は多極共存による権力分担で、一連の政策によって、国中に分散している文化的に多様な集団の参加を保障するものである。この制度は、分散して居住し、自治権や自治を求めない集団の要求に対応することができる。多極共存は比例配分の原則にもとづく。すなわち、国家の制度に、社会の民族構成あるいは文化的な構成が比例的に反映される。比例配分を成り立たせるには、特別な制度や政策が必要になる。比例代表制などの選挙制度は、集団構成をより適切に反映できるが、行政機関や立法機関に指定議席や割当制を適用しても同様の効果が得られる。

連邦型の権力分担制度も多極共存型の権力分担制度も、世界各地で見られる。どちらも万能薬ではないが、ともに多数の成功例がある。本章では、多様な文化的集団の政治参加を可能にするのに適した特殊な連邦制度と多極共存の仕組みについていくつか検討する。

連邦制度による権力分担：非対称な連邦制度

連邦制度は、民主的な代議制度によって多文化社会での紛争が抑制されたり[10]、国民がそれぞれの多様性を維持したまま共存が可能になるといった[11]、効果的な方法を提供する。時には、集団の多様性を明確に認め、特定の地域に対し、ある特定の問題に関して他の地域とは異なる待遇をすることで、文化的に多様な集団の政治的要求に対応することもある。このような「非対称な」連邦制度では、各地方政府に認められる権限は同一ではない。いくつかの地域には、その他の地域とは異なる分野で自治権がある。それゆえ、各地方政府の政治的構造、経済的構造、および行政上の構造の特異性を認めたうえで、連邦国家は地方政府を取り込むことが可能である。これは、1963年、ボルネオ島のサバ州とサラワク州がマレーシア連邦に加わったとき、マレーシアが行ったことである。各地域の特異性を認めることで、異なる要求に対応し、いっそう柔軟性を持ってさまざまな相違点を調和させることができる。このような特別な政策により、ある地域に集中している集団の特異性は、中央政府と政治的に共存できるようになり、それによって武力衝突や分離独立要求を抑制することができる。

このような独立した行政区が成功している例はいくつかある。民族的に多様でありながら長期間存続している平和な民主的国家のほとんどすべては連邦制であるうえに、その連邦制は非対称でもある。たとえば、ベルギーは３つの地域（ワロン地域、フランドル地域、およびブリュッセル首都圏）に分けられ、そのうちの２つの地域が言語別に形成されている（フランス語およびドイツ語が話されるワロン地域、オランダ語が話されるフランドル地域）。スイス連邦にも異なる言語的および文化的アイデンティティが存在する。

スペインでは、“自治州（comunidades autónomas）”の地位がバスク、カタルーニャ、ガリシア、およびその他の14の行政区に認められている。これらの地域では、文化、教育、言語、経済など多種多様な広い分野で、自治権が認められてきた。とくに、バスク、カタルーニャ、ガリシアという歴史的に自治の気運が高い３地域は、それぞれ異なる分野の自治権と自治が与えられてきた。バス

BOX 3.1 連邦制度への簡単な手引き

連邦制度は、憲法で保障された共同統治と自治のバランスにもとづき運営される政治機構の制度である。連邦制度には、少なくとも、中央（連邦）政府と、国を構成する地方（支邦）政府の２つのレベルの政府がある。各州（支邦）政府は、憲法で定められた事項についての自治と権限を享受し、中央政府の政策決定に参加することもできる。自治の程度と範囲は極めて多様である。ブラジルなど、かなりの権限を地方に付与している国もある。アルゼンチン、その他の国は、中央政府が最終的な統制力を保持している。

その他の大きな違いは次のとおりである。

• 自主的な団結か上からの団結か　オーストラリアやスイスのような、「自主的な団結（coming together）」による連邦制度は、複数の地方が、１つの連邦主義国家を形成することを選択したものである。ベルギー、カナダ、スペインなど、「上からの団結（holding together）」による連邦制度では、中央政府が地方に権限を委譲して、１つの統一国家を維持するものである。

• １つのアイデンティティか複数のアイデンティティか　「単一民族」あるいは「国民」の連邦制度は、オーストラリア、オーストリア、ドイツのように、単一の国民のアイデンティティを主張する。マレーシアやスイスのような「多民族」の連邦制度は、複数のアイデンティティを憲法で認めている。その他の国々は両方を組み合わせている。インドとスペインは、単一の国民のアイデンティティを謳っているが、たとえば、多様な言語集団を受け入れることで、異なる政治形態の多様な面を認めている。

• 対称か非対称か　対称な連邦制度では、中央政府との関係で、各州（支邦）政府が、等しい、つまり対称な、権限と関係と義務を持っている。オーストラリアがその例である。非対称な連邦制度では、州によって享受する権限が異なる場合がある。たとえば、カナダでは、連邦の州に対する権限を非対称なものとし、ケベック州にフランス系カナダ人の言語と文化の保護や推進に関する特別な権限を付与することで、同州を連邦制度内にとどめている。

出典：Stepan 2001

BOX 3.2 連邦制度の課題：ナイジェリアの困難に満ちた政治的軌跡と展望

ナイジェリアでは350を超える民族集団が暮らしているが、1億2100万人の人口の半数以上が3つの主要な集団―イスラム教徒である北部のハウサ・フラニ族、キリスト教とイスラム教の両方を信仰する南西部のヨルバ族、大半がキリスト教徒である南東部のイボ族―に属している。この3つの集団の周囲にさらに小さな集団が集まり、民族的に分裂した不安定な政治状況を形成している。

アフリカで最多の人口を誇るこの国の政治史は困難に満ちたもので、軍事クーデターや文民政府の失政に彩られてきた。この国では、44年間の独立の歴史のうち、28年にわたって軍事政権が君臨していた。現在ナイジェリアは、アバチャ政権下での16年に及ぶ独裁政権の後に復活・実現した民政統治が、確実に民主主義を強化する真のプロセスとなるように努力を続けている。

1999年の憲法は、不健全な利権の動き、レント・シーキング、州レベルの競争に加え、中央政府への極端な権力の集中と州レベルの不健全な利害の追求という2つの問題にも、取り組んでいる。この憲法により、次のようないくつかの改革が実施されている。

- 植民地時代から受け継いだ3つの連邦制度を徐々に解体し、36の州と775の地方政府からなる地方分権制度に切り替える。1963年に3つあった地域は4つになった。この4つの地域は67年には12の州に、76年には19の州に、87年には21の州に、91年には30の州に、99年には36の州に再編された。これによって、民族へのより柔軟な忠誠心と民族間の連携の促進が期待された。この拡大を続ける連邦制度は、直ちに地域の民族対立を抑制し、3つの主要民族集団の権限を分散させ、350以上もある小規模な少数者集団への絶対的な支配を防ぐことに貢献した。
- 広く国民と多数派の支持を得る政府を樹立するための選挙制度をつくる。1979年から83年まで続いた第2共和制の選挙の際、相対的に多数票を得た大統領候補者は、3分の2の州で25%以上の票を獲得してさえいれば、勝者となることができた。1999年に制定された憲法では、最低得票規則が改正された。選挙を争うためには、政党は地方政府の選挙で、36州のうち25州以上で総投票数の5%以上を獲得しなければならなくなった。2003年、政党の結成に関する最低得票規則は廃止されたが、政党の勝利宣言に関する最低得票規則、および、政権の獲得に関する最低得票規則は依然存続しており、そのことが、多民族政党の結成を促進している。歳入、財産権、法典、州の特権など、1999年の憲法で導入された連邦政府と地方との関係に関する問題の多くは、依然として激しい議論の的になっている。
- 教育と行政サービスにおける積極的是正措置政策を定める。6つの地域（北西部、北東部、北中部、南西部、南東部、南中部）間で、大統領の輪番制が実施され、地区制にもとづき36州それぞれから、少なくとも1人の連邦閣僚が任命される。これらの制度は、経済的分配の機能的な枠組みを提供し、中央政府による単一政府制や中央集権の行きすぎと支配を防ごうとするものである。
- 民主政治の復活で、地域的、民族的、宗教的アイデンティティや地元住民としてのアイデンティティが息を吹き返し、地域社会の動員力が高まった。それによって、以前は軍事政権に強制的に押さえ込まれていた社会的暴力が、民政復帰をきっかけに顕在化し、ナイジェリアの国全体が巻き込まれてしまった。ナイジェリアの政治的安定を依然脅かしているのは、北部と南部の間の構造上の大きな社会的、経済的不平等や、連邦政府の石油収入への高い依存度、その分配に関係して生じる激しい競争と公務員の腐敗といった問題である。そのうえ、民族と政策の違いから分けられている6つの地域間の大統領の輪番制をめぐる問題が未解決であり、暴力と民族の分裂を引き起こしている。ナイジェリアの課題は途方もなく大きく、なお進行中である。

出典：Bangura 2004 ; Lewis 2003 ; Rotimi 2001

ク地方とナバラでは課税権と支出権が明確に認められており、ほかの“自治州”よりも強い権限が移譲されている。それぞれの地域の異なる要求に積極的に応えようとするスペイン政府の姿勢は、紛争や分離独立運動の沈静化に役立っている。このような前向きな取り組みは、多様なアイデンティティの受容を促進し、バスク人であるとか、ガリシア人であるとか、カタルーニャ人、あるいはスペイン人である、といった単なる排他的なアイデンティティの見方を排除することに役立つ（特別資料3.1参照）。

しかし、連邦政府の多くはうまくいかなかった[12]。民族的に「純血」な単一民族の自治州を創設しようと試みた連邦制度は、世界各地で失敗に終わった。ユーゴスラビアはその代表的な例である。ユーゴスラビアの連邦制度は民主的ではなかった。政治権力と経済力がいくつかの主要な集団に著しく不平等に偏在した状況のもとに、連邦を構成する共和国が束ねられ、支配されていた。この制度は民族対立を助長し、結局のところ地域間紛争へと発展し、連邦政府は崩壊した。連邦制の崩壊はしばしば、構造上の欠陥が原因であるとされる。そのために、各民族集団が複数のアイデンティティを明確に持ち、相互補完性を構築できるような、自由で民主的なプロセスと制度を確立することに失敗したのである。また、自由で民主的なプロセスと制度よりも分離独立要求を増大させたため、政治的な分裂を招く結果となったのである。

連邦制度の成功は、制度の民主的な機能を向上させることに留意した計画と政治的意思にかかっている。問題となるのは、連邦制度が重要な相違を受け入れてもなお、国家に対する人々の忠誠心を得られるかどうかである。たとえば、民族集団が求める、「排他的な」あるいは「単一民族だけの」母国としての共和国の地位に対応するだけの連邦制度は、複数の相互に補完的なアイデンティティの理念とは対立するかもしれない。共通の制度への忠誠心を育まない形での政治的計画や共同体への権限の移譲は、政治体制を分裂させる動きを生み出しかねず、ナイジェリアで今も見られるような継続的な問題をもたらす（BOX 3.2）。

また、歴史が示しているように、非対称な連邦制度が十分早い時期に導入されれば、暴力による分離独立運動の可能性は減少し得る。分離独立運動の起こる初期段階で、連邦制度維持のためのさまざまな措置を導入して武力紛争を回避することは、そのような措置にかかる行政コストに比べはるかに有効であることが多い[13]。

各地方政府に自治、あるいは「内政自治（home rule）」を認めれば、国家の統一と統合性が損なわれるのではないか、と危惧する国家は多い。しかし、地方政府の自治を認めても否定的な結果が生じていない国はたくさんある。各集団からの代表を迎え参加を強化しようとするこのような取り組みによって、政治的な暴力抗争や分離独立運動が回避されることがある。たとえば、数十年に及ぶ闘争の後、カナダ北部の先住民族は連邦政府と政治協定を結び[14]、1999年、ヌナヴート準州が誕生した[15]。パナマではいくつかの先住民族―ブリブリ族（Bri Bri）、エンベラ族（Embera）、クナ族（Kuna）、ナソ族（Naso）、ノベ族（Ngobe）、ウォウナーン族（Wounaan）―が、地方評議会が統治する半自治的な地域を設立した。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第1条には、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」という世界的な合意が表明されている。この原則を独立国家内の民族や先住民族に適用するかどうかは、依然として論争の的である。メキシコ、フィリピンなどの国々では、憲法で先住民族の自決の権利を認めるためのいくつかの措置をとってきたが、他の国々はそれを避けている。

このような問題に対処するため先住民族が利用した法律文書の1つに、1989年に採択され、1990年から批准が開始され

連邦制度の成功は、制度の民主的な機能を向上させることに留意した計画と政治的意思にかかっている。

文化的承認を求めるこのような闘いが世界的議論へと発展したことを示すもう1つの出来事に、最近つくられた国連の先住問題常設フォーラム（Permanent Forum on Indigenous Issues at the United Nations）の会合がある。

た国際労働機関（ILO）の「独立国における先住民族および部族民に関する169号条約」がある[16]。2003年現在、本条約に調印しているのは次のわずか17カ国である。アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、フィジー、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ[17]。チリ議会では、このような自決権を求めるために提出された、いくつかのイニシアティブが否決された。アフリカ統一機構（OAU）は「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」を承認したが、そのどこにも「people」という言葉の定義はなかった。

文化的承認を求めるこのような闘いが世界的議論へと発展したことを示すもう1つの出来事に、最近つくられた国連の先住問題常設フォーラム（Permanent Forum on Indigenous Issues at the United Nations）の会合がある。政治的な進展は、結集して排除と闘ってきた先住民族の要求を明確に認めた地域に集中しているようである。そのような先住民族の結集は、先住民族による暴力的行為やそれに対する暴力の応酬によって、政治的な混乱を招くと考える者もいる。しかし、先住民族の結集といった動きは、文化的自由に対する認識が高まってきたことを反映するものでもある。国家はもはやこのような要求を無視、あるいは、抑圧することはできないのである。

ある集団が国境を越えて広い範囲に居住している場合は、とくに、自治権と自治を認めるためのいくつかの創意に富む取り組みがなされてきた。フィンランド、ノルウェー、スウェーデンが共同で設立した「サーミ問題に関する協力協議会（Council for Cooperation on Sami Issues）」はその一例である。

多極共存（consociation）による権力分担：比例代表選挙制

多極共存型では、行政権の分有、比例代表選挙制、文化的自治に関する法的措置、相互の拒否権という形での保護手段、という4つの主要分野において、比例配分の原則が適用される。これらの方法をとることで、社会を構成する一部の集団がその意見をその他の集団に押し付けるのを防ぐことができる。多極共存が最も効果的に発揮された場合、社会の多様な文化構成を国の諸機関に反映させることができる。多極共存型の制度は非民主的だと批判されることがあるが、それはこれらの制度が、反対勢力や弱者集団を取り込むエリート支配の道具と見なされるからである[18]。しかし、多極共存型の制度に、政党の「大連立」は必要ではない。必要なのは、行政機関と立法機関における社会の横断的な代表制だけである。問題は、（少数者のための）自治と（国家全体としての）共同統治のいずれもが、もう一方より優位に立つことのないようにすることである。また、このような制度には、見識と責任を持つ政治が必要である。

ここでは、多数者の支配を防ぐ多極共存型の2つの仕組み、つまり、行政権の分有と比例代表制、に焦点を当てる[19]。選挙手続きにおいて少数者を特別に扱う措置には、憲法の観点からすると平等な処遇に反しているのではないかという疑問が生じる。しかし、支援がなければ、組織化されていない弱小の少数者集団が、多数決民主制の議会に代表を送る見込みはない。行政権を分有することによって少数者の利益を守ることができる。このような政治・行政制度における比例部分は、社会の多様な構成を国の機関に反映することになる。

ベリーズ、ガイアナ、スリナム、トリニダード・トバゴは、長い間、権力分担の仕組みによって人種的対立や民族間の不和に対処してきており、さまざまな意味で成功を収めている[20]。これらの仕組みには、自治（それぞれの共同体の自治）と統合（すべての共同体によって構成される政府）が要素として含まれる。政治権力は行政機関、立法機関、そして（原則として）司法機関の3つによって分有されている[21]。

北アイルランドの事例のように、少数者が適切な数の議席を獲得する可能性が故意に妨害されないよう、注意が必要である。北アイルランドでは、1920年から72年にかけての「内省自治（home rule）」の時代には、カトリックの民族主義政党などには不利に、そして、多数党のアルスター統一党に有利になるよう、繰り返し選挙区の区割りが変更され、それによりアルスター統一党が連続して政権の座に着き、民族主義的少数者の利益が考慮されることはほとんどなかった。このことが引き金となって、闘争と暴力による長期にわたる抵抗運動が生まれた。1998年の「聖金曜日協定」では、このような歴史の繰り返しを回避する道が模索された。この協定では、北アイルランド議会で行われる重要な意思決定は、「各派（ユニオニスト、ナショナリスト）の合意を基礎として」行うことが求められている。この仕組みでは、両派それぞれの過半数の賛成があるか、または全体の調整値で投票数の60%以上の賛成があり、それに加えて両派それぞれの40%以上の賛成が必要とされる[22]。この考え方では、両派からの相当の支持がなければ重要な決定を行うことはできないとされており、交渉における枠組となっている。

ベルギーでは、下院と上院は言語集団ごとに分けられている。オランダ語を話すグループとフランス語を話すグループが上院、下院とも1つずつあり、ドイツ語を話すグループはフランス語のグループに入ると決められている。重要議題の可決には、各グループの過半数と、投票数全体の3分の2の賛成が必要である。多数決民主主義では多数者が支配するが、多極共存型の民主主義の権力分担制度では、すべての集団でその中の多数派が支配するのである。

もう1つの多極共存型である比例代表制では、各主要共同体が、一国に占めるそれぞれの割合とほぼ同じ割合の政治的代表権を得ることができる。とくに各政党が民族を基盤としている場合にはこれが当てはまる。政党が民族を基盤としていない場合でも、比例代表制は、各政党にとって、いかなる地域の選挙区でも多数派を形成せず、分散して居住している集団が票を獲得するためのより大きな奨励策（インセンティブ）となる。そしてこれはまた、少数者の議席を増やすことにもなる。比例代表制は調和のとれた代表制を保障するものではなく、カナダとインドの例が実証しているように、多民族や多言語からなる連邦政府であっても、勝者がすべてを得る制度が生まれる可能性もある。しかし、勝者がすべてを得る仕組みでは多数派による専制政治を招く場合もあり得るため、カナダもインドも別の措置をとることで、さまざまな集団の政治的代表権を確保しようとしている。

比例代表制の選挙規則は多種多様であるが、そのどれをとっても完全な比例配分は実現できてはいない。これは、ニュージーランドにおける最近の改革の効果を見ればわかる。しかし、比例代表制は、勝者がすべてを得る仕組みの問題に対処することができ、少数者、その他の集団の代表権をいっそう拡大することが可能である（BOX 3.3）[23]。比例代表制は、安定した民主主義国において効果を最も発揮し、少数者の有権者の声を高めること

BOX 3.3 比例代表制か、勝者がすべてを得る制度か。ニュージーランドの転換

少数者の政治参加に関して、多数決民主主義は惨憺たる実績しか残していない。少数者はその人口に比して少ない代表しか議会に送ることができず、選挙による少数者の声は無視されてしまう。どのようにすれば多文化社会をより包括的にし、少数者、その他の疎外された文化的集団に十分な参加を保障することができるだろうか。1つの方法は、勝者がすべてを得る制度ではなく、比例代表制を採用することである。勝者がすべてを得る制度（比較多数得票主義とも言う）では、得票数の最も多かった政党が、大多数の議席を得る。たとえば、英国では、下院で得票率が50%未満の政党が、それをはるかに上回る割合で議席を得ることがある（実際、そのほうが多い）。2001年の選挙で、労働党の得票率は41%であったのに、議席は61%も獲得した。同じ選挙で、自由民主党は19.4%の得票を得たが、獲得した議席はわずか7.5%であった。比例代表制では、得票数に応じて、多数定数区から議員が選出される。たとえば、得票数が20%であれば、獲得する議席も20%になる。

勝者がすべてを得る制度では、与党の意見を支持しない人々は排除されるため、文化的に包括的な環境はつくられない。しかし、比例代表制では、相当数の得票を得た政党間で権力を共有する傾向がある。そのため、比例代表制による投票制度のほうが、一般的に世論をより正確に反映し、（少数者が政治的に組織化している限りは）少数者の包含を促進する可能性が高い。

アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ガイアナ、ラトビアなど、いくつかの多文化国家は、比例代表制を採用している。西欧では、28カ国のうち21カ国が何らかの形で比例代表制を採用している。

比例代表制に反対する者たちは、細かく分かれた集団が加われば、連立を繰り返す不安定で非効率的な政府ができると主張し、しばしばイタリアを引き合いに出す。しかし、そのような問題は、比例代表制に特有のものでもなければ、克服できないものでもない。実際、いくつかの制度（メカニズム）を導入することで、行き詰まった膠着状態に陥るのを避けることができる。たとえば、ドイツで行われているように、最低限必要な得票数を設定したり、地域別に分かれた世論を反映させるために選挙区の数を変更したりすることで、包括的な立法制度を維持しつつ、このような問題を緩和することができる。それに、勝者がすべてを得る制度のもとで選ばれた政府によくあるような、少数の意思を多数に押し付ける状態よりも、手詰まりや膠着状態のほうがましかもしれない。

他の人々は、選挙制度の改革はとてつもない大混乱と政治的不安定をもたらすという理由で、これらの政策に抵抗している。たとえば、先住民族が自らの政治的意見を発言する機会と議席の増加への要求をますます強めている多くのラテンアメリカ諸国では、政治エリートが、このような混乱と不安定を恐れている。しかしこの主張によって、特定の集団や階層を継続的に排除することになるような政策を弁護することはできない。他の民主主義国の経験からもわかるように、参加の拡大を推進し、より効果的な代表制を実現する賢明な政治へと移行することは可能である。

ニュージーランドでは、おもに、先住民族であるマオリ族の代表が少ないことに対処するために、1993年に、勝者がすべてを得る制度から比例代表制に移行する大規模な選挙改革の着手が投票によって決められた。植民地時代の1867年にできた法律によって、99議席のうち4議席がマオリ族に割り当てられていたが、人口の15%を占めるマオリの人々には少なすぎる議席であった。有権者が選んだのは小選挙区比例代表併用制であった。この制度では、議席の半数は小選挙区、つまり勝者がすべてを得る形で地区から選ばれ、残りの半数は各党の得票数の割合に応じて割り当てられる。

また、ニュージーランドは「二元的選挙人（dual constituency）」制度を採用しており、マオリ系の人々は、投票のために登録する選挙人名簿を、マオリのものにするか一般のものにするかを選べるようになった。マオリの議席はマオリの人口調査と、マオリの選挙人名簿に登録することを選択したマオリの割合にもとづいて配分される。

ニュージーランドの比例代表制による最初の選挙（1996年）は、すんなりとはいかなかった。9カ月間、過半数の連立政権は形成されなかった。その結果、世論は小選挙区制支持に戻った。しかし、1999年と2002年の選挙はスムーズに実施され、比例代表制に対する世論の支持は回復した。1993年には約3%だったマオリの議員は、2002年には16%近くに達した。今日にいたるまでさまざまな困難があったが、選挙制度の移行が、ニュージーランドにおけるマオリの人々の代表を増加させることに大きな役割を果たしたのは明らかである。

出典：O'Leary 2004 ; Boothroyd 2004 ; Nagel 2004

で、多数決による選挙制度が持つおもな欠陥の一部を改善することができる。しかし、比例代表制はあらゆる状況に適用できる唯一の解決策ではない。勝者がすべてを得る仕組みを改革すれば、少数者の声を高めることも可能であるが、ただし、そのような仕組みの改革にはさらにいっそうの困難が伴う。

文化的少数者の代表権を確保するその他のアプローチには、特定の集団に対し議席を確保するやり方がある。ニュージーランドではマオリ族に[24]、インドでは指定部族および指定カーストに、クロアチアではハンガリー人、イタリア人、ドイツ人などに与えられている。指定議席と割当制は、選挙制度の中で民族のアイデンティティと選択を1つに「固定」してしまうため、批判されることがある。また、指定議席と割当制をめぐる交渉は、対立と不満の火種となりかねない。レバノンでは、1932年の国勢調査にもとづいて定められた国会の議席の割当比率が、キリスト教徒対イスラム教徒で6対5であることに対し、イスラム教徒は不満を抱いていた。これが緊張の大きな原因となって、両者の人口比率が逆転したのをきっかけに、内戦が起こった[25]。このアプローチは、人々に自らのアイデンティティの選択の余地を残す比例代表制よりも、問題をはらんでいると言える。

宗教および宗教上の慣行に関する政策

第2章で述べたように、世界中の多くの宗教的少数者が、さまざまな形の排除を受けている。いくつかの事例では、宗教的少数者に対する明らかな差別が排除の原因であり、とくに国家自体が国教を支持し、奨励する宗教国家でよく見られる問題である。しかし別の事例では、宗教的少数者に対する排除はそれほど直接的ではなく、おそらく意図されたものではない場合もある。たとえば、国の暦で少数者の宗教的な祭日が認められなかったり、公的機関の服装規定が彼らの宗教的な服装と相容れなかったり、結婚や相続に関する国の法律が彼らの宗教上の規則と異なっていたり、区画規制が彼らの埋葬制度と相容れなかったりする場合などがそうである。このような類の衝突は、政権分離国家でも起こり得る。民族のアイデンティティに宗教が深く関わっていることを考えると、こうした排除に対し、しばしば宗教的少数者が反発を強めるのも自然である。適切に対処しなければ、このような反発の高まりは暴力的な形をとりかねない。そのため、このような宗教的少数者の要求にいかに対処すべきかを知るのは、国家にとって不可欠である。

国家には、個人の選択権を保護する政策と制度（メカニズム）を保障する責任がある。個人の選択権が最大限に保護されるのは、公的機関が異なる宗教の信者の間で差別をしないだけでなく、ある宗教を信ずる者とそうでない者とを差別をしない場合である。このような目標の達成には、政教分離主義が最も効果を発揮することが実証されてきたが、政教分離主義のさまざまな形態のどれ1つをとっても、あらゆる状況でその他の政策より明らかに優れているものはない。国家と宗教的権威のさまざまな結び付きは、時を経て発展してきた。また同じように、政教分離主義を公言する国家でも、国によって原則と現実のどちらも非常に異なっている。そして、このような相違は個人の選択権と宗教の自由を保護する国家の能力に影響をもたらす（BOX 3.4）。

宗教と国家の間にあまりにも多くの公的な結び付きがあるため、あるいは国家の問題に対して宗教的権威の影響が強すぎるため、問題が生じることがある。このようなことが起こり得るのは、たとえばタリバン支配下のアフガニスタンのよ

排除はそれほど直接的ではなく、おそらく意図されたものではない場合もある。たとえば、国の暦で少数者の宗教的な祭日が認められない場合がそうである。

BOX 3.4 世俗国家と宗教国家のさまざまな形態とその宗教的自由に及ぼす影響

宗教の扱いは国家によって異なる。

宗教国家

宗教国家は、特定の宗教を公認し、宗教的権威との公式かつ本質的な関係によって、さまざまな形態をとり得る。

- 神授の法によって統治される国家―すなわち、神権政治が行われている国で、その例はアヤトラ（高位聖職者）に統治されるイラン・イスラム共和国や、タリバン支配下のアフガニスタンなどである。
- 1つの宗教が、政府との公式の結び付きから恩恵を受けている国家―つまり、「国が定めた」宗教がある国家である。バングラデシュ、リビア、マレーシアのイスラム教、ネパールのヒンドゥー教、アルゼンチン、ボリビア、コスタリカのカトリック、ブータン、ミャンマー、タイの仏教などがその例である。
- 国教会あるいは国が定めた宗教はあるが、その他の宗教も尊重する国家―1つの宗教をほかの宗教より優遇せずに、すべての宗教を認め、おそらく育もうとしている国家である。このような国家は、すべての国民に宗教税を課することもあるが、その一方で、国民が自分たちの選んだ宗教団体を指名してその税金を送る自由も認めている。国家は、宗教機関が運営している学校に対して財政援助を行うこともあるが、その他の学校と差をつけない方法で行う。こうした国家の例としては、スウェーデンや英国が挙げられる。両国とも実質的には世俗国家であり、国教とは名ばかりである。このタイプの宗教国家にはそのほかにデンマーク、アイスランド、ノルウェーがある。

反宗教的、世俗国家

国事から宗教を排除しているが、宗教への国家の影響は排除していない国である。このような国家では、宗教の自由はひどく制約されており、しばしば国家が介入して宗教の自由や宗教的な慣習に制限を加える。中国の共産党政権や、かつてのソ連や東欧の共産党政権がそうした例である。

中立あるいは不干渉国家

宗教的中立には、2つのやり方がある。国家は「相互排除」の政策か、あるいは「宗教と国家の厳格な分離」の政策をとることになるだろう。これは、宗教的権威が国事に介入することを国家が妨げるだけでなく、国家もまた宗教集団の内部問題に干渉しないということである。この相互排除の結果、「宗教的」と指定された慣行には、それらが個人の権利や民主的価値観を脅かす場合でさえ、国家は介入することができないか、あるいは、介入したがらないということも生じ得る。あるいは、国家はすべての宗教に対して中立の政策をとることもあろう。最もわかりやすい例に、（1786年、英国国教会を廃止した後の）バージニア州や、（とくに1791年、憲法修正第1条が制定された後の）米国、（とくに、宗教と国家の分離を定めた法律が1905年に制定された後の）フランスがある。

すべての宗教の平等な尊重と一定の距離を保つ政教分離国家

この種の国家は、国教会を持たず1つの宗教を他の宗教よりも奨励するといったことをしないという意味で政教分離的であるが、むしろすべての宗教（そして信仰を持たない人）に対し平等に敬意を払っている。しかし、人権や平等な市民権の普遍的な原則を擁護することをいとわないし、いわゆる「一定の原則にもとづく距離」の範囲で宗教集団の内部問題に介入することも可能である。このような関わりは宗教への公平な支援（たとえば、宗教学校に対する公共支出や宗教的属人法（personal law）の国による承認など）の形をとるかもしれないし、あるいは人権に矛盾するような宗教的慣習を監視し改革する介入（たとえば宗教学校の規制やジェンダー平等を保障するための属人法の改革など）の形をとることさえあるかもしれない。一定の距離を保ちつつ、国家が介入するか、介入を控えるかは、どの施策が宗教的自由と市民権の平等を真に強化するかにかかっている。国家は、すべての宗教にまったく同じように関わり、あるいは、同じ程度、あるいは同じ方法で、介入するとは限らない。しかし、宗教機関と政治機関の関係は、一貫して、どの宗派にも偏らない自由と人権の原則によって導かれている。

1つの例として、インド憲法が描く政教分離国家の姿を挙げることができる。今日、集団間の暴力が拡大している中で、インド人政治家の信頼性が疑われているが、憲法上は、インドは政教分離国家として建国されているのである。一定の距離を保つこの政教分離政策こそが、独立後の早い段階で、インド政府が宗教的少数者社会の慣習法や法典、慣行を認めることを可能にし、宗教的少数者の文化的な統合を可能にした。それはまた、かつての「不可触民」に寺院への立ち入りを禁じたような一連の慣行を改革することで、平等と自由の原則を擁護する積極的な介入を可能にした。

出典：Bhargava 2004

うに、少数のエリート聖職者が、神授の法と見なすものにのっとって国家の機関を支配する場合である。政治を支配するこれらの宗教エリートは、人々が政府の方針に異議を唱えることはもとより、国内の差異も容認するとは思えない。彼らは、少数の支配層エリート以外の同じ宗派の信者にすら自由を認めたがらず、ほかの宗教集団の信者であればなおさらである。このような国家は、ほかの宗教集団や同教徒以外の人々を受け入れないか、平等に扱わない。

そのほか、国家が中立を公言し、宗教に関連した事項への国家の介入を排除し、国事からは宗教を排除する、「相互排除」の政策をとっている事例もある。しかし、現実には、政治的な都合から、宗教の自由が侵害されているのに放置している政策や、例外的な介入をすることで、このような中立の姿勢は歪んでしまうこともあり得る。

宗教との歴史的な結び付きがいかなるものであれ、国家は人々の選択の権利を保護し、すべての国民に自由を保障し、宗教を理由にして（良くも悪くも）差別をしないという責任がある。国の制度・機関と宗教的権威との関係にとって、どのような形が最善かを提案するのは容易ではない。しかし、差別のない国家であるためには、宗教の自由と個人の選択に関して次の3つの側面を保障しなければならない。

- 宗教集団に属するすべての個人あるいは宗派は、中心的な教義に関し、支配的となっている特定の解釈を批判し、再検討し、抗議する権利を持っていなければならない。すべての宗教には多くの解釈と慣行があり、多義的であり、国家はどの解釈も支持してはならない。聖職者あるいはその他の宗教的な階級にある者は、ほかの国民と同等の地位にあるべきで、ほかの国民よりも大きな政治的、社会的特権を要求してはならない。
- 国家はあらゆる宗教に対し、宗教間で討議を行い、また節度のある批判を行える場を提供しなければならない。ある1つの宗教の信者には、他の宗教の慣行や信仰を自己の責任のもとに、批判することが認められなければならない。
- 人は、自分の生来の宗教を批判する自由のほかに、それを拒み、ほかの宗教を信じる自由、あるいは宗教を信じない自由を認められなければならない。

宗教との歴史的な結び付きや、植民地主義時代の影響から、政教分離主義に対する反発が起こることもある。英国が南アジアで行った分割統治政策は、宗教的、文化的アイデンティティを区分しようとしたもので、国家や社会における人々の相対的地位を固定的なものにし、この地域の領土分割が行われた後もいまだ政治的対立の原因となっている[26]。このように歴史的に根深く分断されている状況が、とくに地域社会に非常に深い傷跡を残しているような地域では、依然として政教分離政策を行ううえでの深刻な障害となっている。カトリック教会と歴史的に結び付きが深かったスペインの植民地支配者は、旧植民地に同じような国家と教会の結び付きを遺産として残し、とくにラテンアメリカでは、ジェンダー平等に影響を与えている。

この歴史的な負の要素は、現代のジレンマの中に現れることがある。それは、あらゆる国民は法の前に平等であるとする民主的な環境において、それと異なる宗教法を認めるか否か、というものである。民法典の統一をめぐりインドで行われている議論に示されているように、女性の権利や平等の原則に関する議論は、少数者の権利と文化の承認への関心と複雑に絡み合っている（BOX 3.5）。この

女性の権利や平等の原則に関する議論は、少数者の権利と文化の承認への関心と複雑に絡み合っている。

ような問題で意見の一致を図り、人権、ジェンダー平等、そして人間開発の普遍的な原則を前進させることこそ、これらの問題を解決する指針となるはずである[27]。

あらゆる法体制は、ジェンダー平等を含めた人権の国際的な基準に適合しなければならない。

慣習法および多元的法体制（legal pluralism）に関する政策

特定の宗教的少数者、および民族的少数者、そして先住民族は、多くの理由で、国全体の法体制から疎外されていると感じている。いくつかの国では、裁判官、その他の裁判所職員が、そうした人々に対して歴史的に偏見を持っていたり、彼らの状況に関して無知であったりすることから、法律の不公正で、偏見のある適用がなされている。多くの国で、先住民族の代表は、ほとんどまったくと言っていいほど、司法機関にいない。このような偏見と排除の現実に加え、地理的距離、費用、言語などの文化的障壁といった理由から、これらの集団が法体制を利用しにくい状況が事態をさらに悪化させている。

多元的法体制はこのような排除に対抗し得る。多元的法体制に対しては、自由の拡大とは相容れない伝統的な慣習を正当化しかねないという批判の声がある。「伝統的な」慣習には、財産権、相続、家族法などの分野で、女性の平等を否定するものが多い[28]。しかし、多元的法体制であっても、「伝統的」だと主張されるあらゆる慣習をすべてそのまま導入する必要性はない。そのような慣習が、いかに「伝統的」あるいは「正統」であると主張しようとも、人権を侵害する慣習が、慣習法の採用によって存続を認められることにはなり得ない[29]。

人間開発の観点から見た場合、あらゆる法体制は、一元的であれ多元的であれ、ジェンダー平等を含めた人権の国際的な基準に適合しなければならない。そのため社会全体の法体制が人権規範を尊重すれば、そして、先住民族もその法体制の規範を受け入れれば、多元的法体制はまったく必要ではないと主張する人々もいる。しかし、人権規範について意見の一致が図れたとしても、多元的法体制にはまだいくつかの重要な役割があると思える。

多元的法体制は、ほとんどすべての社会で見られ、歴史的に地域の慣習がその他の公式な法体系に合わせて取り入れられることで発展してきた[30]。慣習は時の経過とともに法的効力を持つようになり、導入された法体系と共存することになった。このような多元的法体制は、宗主国の法律を植民地に強制する一方で、彼らの特定の慣習的な制度の存続を認めた、植民地支配の論理における少数者の権利保護がもとになっていることが多い。

構造は植民地時代のもの、だが、直面しているのは現実。

植民地支配の痕跡を明らかにできるものもある。しかし、実際には、どの法的手続きが本当に「伝統的」なのか、また、どれが植民地時代の施策や支配の影響を受けてつくり出された副産物と見なせるのかを判断するのは難しいことが多い。植民地支配や「教化する使命」という考え方が、つまり、近代的な価値観、信念、制度を植民地に導入する責任があるという一方的な主張が、「正統な」慣習と「押し付けられた」慣習との区別をさらに複雑にしている[31]。

欧州の植民地主義者は、アフリカに本国の法律と裁判制度を持ち込んだ。しかし、現地のほとんどの慣習法と裁判手続きの要素を、彼らの正義感や道徳観念と合致していると見なして存続させた。西洋式の裁判所を統括したのは、移住してきた判事や裁判官で、彼らの裁判権は刑事事件および民事事件において、アフリカ人であるなしにかかわらず、すべての人々に及んだ。西洋式の裁判所は「一般裁判所」と呼ばれることが多く、欧州の慣例を基礎にした植民地の法律と、欧州の法律の両方を適用した。もう一種類の裁判所として「現地裁判所」「アフリカ裁判所」あるいは「人民裁判所」と呼ばれるものがあり、伝統的な首長や地元の長老によって構成されていた。このような裁判所はアフリカ人に対してのみ裁判権を行使し、ほとんどの場合、広く浸透していた慣習法を適用した。たとえば、マラウイでは植民地時代の慣習法が適用される訴訟や簡単な刑事事件の場合、アフリカ人に対する裁判権は伝統的な裁判

BOX 3.5 ヒンドゥー教とイスラム教の身分法：一元的な民法典をめぐる進行中の論争

今日インドでは、法的多元主義を選ぶか法的普遍主義を選ぶか、熱い議論が交わされている。あらゆる共同体の成員に1つの法システムを適用すべきなのだろうか。この2つの主義の相違は、ヒンドゥー教とイスラム教の身分法を認めつつ、同時に普遍的な民法典の制定を謳う憲法の明らかな矛盾点を浮き彫りにしている。多文化の世俗主義国家としてのインドについてのこの論争は、人々の大きな関心事となっている。

身分法はそれぞれの宗教共同体に特有のもので、結婚、離婚、後見、養子縁組、相続、継承を規定している。身分法は共同体によって、あるいは1つの共同体の中でさえも、大きく異なっている。また、身分法が関係する訴訟は、いっそう特殊な問題を提起し、少数者の宗教集団の権利が女性の権利と対立する場合もある。

身分法をめぐる論争は、次のような問題にいたることが多い。

- ジェンダー平等―家長制による慣習や法律は、ヒンドゥー教であれイスラム教であれ、法的権利という点において男女の扱いがいかに異なるか。
- 文化的自由と少数者の権利―国家は集団が独自の宗教を信奉する権利を保護する一方で、自由と平等を擁護するために宗教上の慣習に関する事柄に介入する権利を留保すべきかどうか。

この論争は歴史的な情況に照らして理解することが重要である。独立当時のインドの指導者は、単なる多数派のヒンドゥー教徒のための国家ではなく、政教分離主義のインドの建国に尽力した。これは、インド亜大陸が不合理に分割された直後、少数者のイスラム教徒が抱いた不安を考えれば、政治的に極めて重要なことであった。インドの憲法は、多文化国家の現実として、植民地時代から受け継いだ多元的法体制を認め、採用した。一元的な民法典を制定するという最終目標は憲法に定められており、1954年の特別婚姻法は、結婚する男女のための身分法に代わる非宗教的な法律となった。

1980年代から90年代にかけて、法律の進展をざっと見渡して気づくのは、一元性を求める議論が、いかに平等への関心を見過ごしてきたかということであり、また、いかに少数者の文化的権利を特別に認める原則と対立するものとして政教分離政策がつくられてきたか、ということである。今も進行中の論争は、現在の政治状況から見て重要である。一元的な民法典を支持する人々は法の前の平等という原則を主張するが、彼らは少数者の困難な立場を理解していない。少数者の立場を理解することは、集団間の緊張が高まっていることを考慮すると、とりわけ重要である。多くの場合、少数者のイスラム教徒は、民法典が彼らの文化的自由を知らず知らずに侵食すると考えている。

どの社会の身分法も、女性を不利に扱っているとの批判を浴びてきた。そのため、ほぼすべてのインドの伝統的な（そして、多くは家長制の）法律と習慣を改革し、ヒンドゥー教とイスラム教の身分法や慣習法を、ジェンダー平等および普遍的な人権に即したものにしようという活発な議論がある。しかし、人間開発に関する問題の中心的な目標である、平等の実施は、一元性の実施と同じではない。

必要なのは、すべての慣習法の本質的な改革であり、単一の性差別にもとづく偏見に満ちた法律を、すべてのコミュニティに強制することではなく、ジェンダー平等を擁護することである。ここで重要なことは、法典について合意を形成するための真摯な努力である。一元性を強要する法律は、多数者と少数者の亀裂を広げるだけで、共同体の調和やジェンダー平等にとって有害である。

出典：Engineer 2003 ; Mody 2003 ; Rudolph 2001

慣習法を受け入れることで、先住民族の権利保護は促進され、より公平な法の支配の適用が確保され得る。

所に委ねられていた[32]。

植民地時代の終わりごろになると、役人たちは二元的であった裁判制度の統合を始め、慣習法で裁く裁判所の職務を一般裁判所に監督させた。英語圏の植民地では、植民地支配の間につくられた二元的法体制の大半を維持する一方で、慣習法を改革し、英国法の概念に適合させようとした。フランス語圏の植民地とポルトガル語圏の植民地では、慣習法を一般法に吸収しようとした。エチオピアとチュニジアでは、慣習法の一部が廃止された。しかし、アフリカには植民地時代においても、現在においても、慣習法を完全に無視したり、あるいは禁止したりした国は一国もない。

慣習法は司法制度の利用を促進し得る。

慣習法を受け入れることで、先住民族の権利保護は促進され、より公平な法の支配の適用が確保され得る。実際、慣習法を一般に認めさせる取り組みは、先住民族に、より広く社会全体に包含されているという感覚を醸成するのに役立つ。多くの場合、慣習法が最も実際的な理由で適用されるのは、慣習法以外に法律がない場合であり、とくに一部の破綻国家において見られる。先住民族の独自の法を採用し、運営する能力を認めることは、歴史的な偏見を断ち切ることにもなり、先住民族の自治にとって重要な部分ともなり得る[33]。

オーストラリアやカナダ、グアテマラ、南アフリカなどの国々は、多元的法体制を認めてきた。オーストラリアでは、新たにアボリジニとトレス海峡諸島に住む人々の慣習法の承認に取り組み、先住民族のコミュニティの裁判制度、アボリジニの司法機関、地方自治の拡大、先住民族による統治に道を開いてきた。カナダでは、被告人が同じ文化的規範を持つ同じ民族の陪審員に裁かれるように、という配慮から、地方で起きるほとんどの刑事事件は先住民族のコミュニティによって処理されている。グアテマラでは、1996年の平和協定で、真の改革には、マヤ族の法律を承認する必要があることを認めた（BOX 3.6）。

アパルトヘイト撤廃後の南アフリカでは、改革という大波によって、新たな権威、力、尊厳の概念が、慣習法に流れ込んでいる。この改革の目的は、刑事司法制度への信頼を取り戻し、法の支配を尊重し、慣習法を承認することである。今後の課題は、ジェンダー平等などの原則を正式に謳った新憲法にもとづき、英米の一般法と伝統的な慣習法を統合していくことである。このような2つの法体系の調和を目指すプロセスは、南アフリカが行わなければならない膨大な法改正作業の中でも重要な一歩となる。最初の一歩はアパルトヘイト法の廃止であった。次の一歩は、旧体制の保守的な裁判官に支配されていた法律委員会の再編であった。そして今こそ、南アフリカは、新たな社会秩序を維持するための新たな法律を策定しなければならない。

多くの場合、慣習法は、南アフリカの人々が唯一知っている司法の形態である。人口の約半数が居住する地方部では、80%以上の村で、伝統的な裁判所において慣習法が用いられている。このような裁判所は都市の黒人居住区の中にも見られ、軽微な窃盗罪や資産をめぐる係争、結婚から離婚、相続にいたるまでの家族問題を扱っている[34]。訴訟当事者の自宅に近い管轄区で行われ、審理に1ドルもかからない最小限の手続きで法廷が開かれるため、裁判は迅速かつ安価に行われる。裁判官は地元で日常使われる言葉を使用し、一般大衆が言葉を差し挟み、証言に異議を唱えることも、証拠に関する規定によって認められている。

この制度にも批判はある。とくに女性が裁判官の職から締め出されており、訴訟当事者として差別を受けることも多いからである。それでも、「地方女性運動」のもとで、女性グループが先頭に立って、慣習法を承認させ、それをアパルトヘイト後の社会に適用させようと取り組んでいる。彼女たちは慣習法をいかにして整備し、女性にとってより公平なものとするかという議論を率先して行っている。

そのため、慣習法がいかに人権の基準を取り入れるのか、あるいは人権を保障するのか、が今後の関心事項となっている[35]。一般法であれ、慣習法であれ、いかなる法体制もそれを策定する際は、批判を受けやすい。法に関するある伝統とは、法の本質、社会における法の役割、法制度の適切な構築と運用、そして、法の策定、適用、検討、洗練、継承の方法に関する、歴史的に形成され、深く根づいた一連の姿勢であると言える。

多言語の使用に関する政策

ある国が複数の言語から1つ、あるいは2、3の言語を公用語として選択するということは、その公用語を母語とする集団が国を支配する前兆である。言語を選択することで、支配者集団以外の多くの集団の自由は制限され、集団間の緊張が高まる（第2章参照）。言語の選択は、政治、教育、司法制度の利用のほか、市民生活における多くの側面から人々を排除する手段になり、集団間の社会経済的な不平等を固定化しかねない。また、1956年に、シンハラ語とタミール語の両方の承認を望んだ少数者、タミール族の反対を押し切って、英語に代わりシンハラ語（多数派の母語）を唯一の公用語と

BOX 3.6 グアテマラにおける司法アクセスと文化の承認

スペインからコンキスタドール（征服者）がやってきて以来500年以上もの間、グアテマラの先住民族は暴力的な従属と排除を被ってきた。1960年から96年に和平協定が調印されるまで続いた内戦は、とりわけ甚大な被害をもたらした。人口の半分以上を占める先住民族は、大量虐殺とおびただしい人権の侵害に耐えてきた。1970年から85年にかけての軍事独裁政権は、地域社会の権力機構の独立性を蝕んだ。

そのため、司法制度と法の支配が地域社会の信頼を失ったのも当然と言える。犯罪者に判決を下すこともせず、腐敗した保釈金の伝統によって犯罪者を釈放することで悪名高い国の司法制度に対抗するために、公開リンチが行われた。政治的支配層は、リンチが先住民族の伝統的な慣習であるといった、誤った情報を伝えている。

1996年の協定で、マヤ族の伝統的な法律と権限を認める義務が掲げられ、真の改革を行う必要性が認められた。たとえば、「先住民族のアイデンティティと権利に関する協定」では、“国の司法制度の手段を先住民族が利用できないこと、また先住民族の社会生活を規定している慣習的な規範に対する国の立法機関の認識が不足していることが、権利の否定、差別、疎外の原因となっている”と明言されている。

政府と反対勢力は下記の事項に合意した。

- 先住民族社会内の問題は、先住民独自の司法に関する規範に則って対処することを認める。
- 法を施行するにあたり、文化的な配慮をする。
- 先住民族の文化とアイデンティティを扱う公官庁の職員と裁判官のための、常設プログラムを開発する。
- 貧しい人々に、司法に関する無料相談サービスを保障する
- 訴訟手続きを先住民族の言語に翻訳する無料サービスを提供する。

これらの対策がとられ始めたことは、グアテマラの先住民族のさまざまな文化を認識するための最初の一歩である。今日の問題は、人権やジェンダー平等との調和をとりながら、慣習的な制度を発展させることである。

出典：Buvollen 2002

少数者の言語が自由に使える領域をいくつか定め、その他の言語、とくに国語や公用語を学ぶ動機を与えることで、言語をめぐる紛争が回避される可能性がある。

したスリランカのように、国を分裂させるような政治問題になりかねない。

国家が民族や宗教に対して「中立」の立場をとることは可能であり、望ましいことでさえあるが、言語に関しては非現実的である。国民は相互理解と効果的なコミュニケーションを促進する共通の言語を必要としている。また、どの国家も国内で話されているすべての言語で、サービスと公的文書を提供する余裕はない。しかしながら問題は、多くの国家、とくに開発途上地域や東欧は多言語国家であり、これらの国家が、ここで取り上げる議論のほとんどで焦点になっていることである。これらの国々でも、多文化政策が必要になる。

多言語社会では、多言語政策が異なる言語集団を承認する基礎となる。多言語政策は、2つ以上の言語を並行して使用することを保護するもので、要するに「個々人は、学校や大学などの特定の領域では独自の言語を維持しよう、ただし、共同活動、とくに市民生活においては共通語も使用しよう」と主張することである。少数者の言語が自由に使える領域をいくつか定め、その他の言語、とくに国語や公用語を学ぶ動機を与えることで、言語をめぐる紛争が回避される可能性がある。国語の能力を身につけることを専門的な資格取得や昇進の基準にするなど、社会的に利益が得られるような制度を活用することによって、国語や公用語の学習を推進することができる。

普遍的な「言語への権利」というものはない[35]。しかし、言語的な意味を暗に含む人権もあり、多言語国家は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」などの条約で定められた、国際的な責務を果たすためにも、それらの人権を認めなければならない。とくに重要なのは、表現の自由と平等への権利である。表現の自由と特定の言語の使用は切っても切れない関係にある。これは、法律における言語の重要性を示す最も顕著な例である。たとえば、トルコでは少数者のクルド族が公的な場で独自の言語を使用することは、1994年まで法律で禁じられていた。そして、この法律を改正することが、少数者のクルド族の要求に対し政府がとった対応の中でも重要なものであった。2002年にトルコ議会は、かなりの人口規模を持つ少数民族であるクルド族の、母語による教育を民間機関に許可する法律を採択した。その後、最初のクルド語教育センターが2004年3月に南東部のバットマンに開設された。

すべての国民にその国の主要言語のいくつかを教える取り組みを計画的に行うならば、多言語政策は、多くの点で人々の機会を拡大できることが、世界各地のさまざまな例に示されている（BOX 3.7）。多くの場合、多言語国家にとって必要なのは、3つの言語の使用を公的に認める（ユネスコが推奨するような）3言語方式である。

- 1つの国際語—旧植民地国では、これが行政上の公用語であることが多い。現在のグローバリゼーションの時代においては、すべての国にとって世界経済や国際的ネットワークに参加するために国際語の習熟が必要である。
- 1つの共通語—地域の共通言語は異なる言語集団間でのコミュニケーションを容易にする。たとえばスワヒリ語は、多くの言語が話されている東アフリカ諸国での共通語である。
- 母語—人々は自分の母語が共通語でも国際語でもない場合でも、その言語が使用できることを望みまた必要とする。

各国はこれら3つの言語すべてを公用語として承認するか、または少なくとも、これらの3種の言語を、法廷や学校などのさまざまな状況で使用することの妥当性を認める必要がある。3言語方式の実施方法は国によってさまざまである。

言語政策で国家が直面する問題の中心は、学校教育で用いる言語と政府機関で使用される言語に関連している。

学校における言語政策

低い教育達成度が、引き続き、移民、民族集団、先住民族に対する排除の主要な原因となっている。そのような場合、2言語を併用した教育の実施は、彼らの文化的伝統を認めるだけでなく、学習効果を高め、教育の格差を縮め、人々の選択肢を拡大させることにつながる（BOX 3.7）。

子どもたちの学習効果は母語で教えられたときに最も高くなり、とくに幼少期にそれが一番顕著に表れる。多くの国での実例が示すように、母語での教育と広く使われている国語での教育を組み合わせる2言語併用教育によって、教育、その他の機会が開かれる。フィリピンでは、2言語教育政策で対象になった2言語（タガログ語と英語）のどちらも堪能な生徒は、家庭でタガログ語を話さない生徒よりも、成績がよい。カナダでは、英語を話す多数派の学生のうち、2言語の集中訓練プログラムを受けた者は、従来

BOX 3.7 パプアニューギニアの多言語教育

南太平洋と珊瑚海のあいだに位置するパプアニューギニアは、言語的にも文化的にも世界で最も多様な国であり、世界に6000ある言語のうちの、約6分の1が使用されている。1世紀にわたって植民地支配を受けたため、リングア・フランカ（共通となる混成語）が創り出された。英語、ドイツ語、スペイン語、マレー語と、パプアニューギニア独自の言語から派生した、新メラネシア混成語でトークピジン（tok pisin）と呼ばれるもので、500万人いる人口の半数が話している。

子どもたちに合った基礎教育を求める先住民のニーズに応えるため、1993年、教育省は大規模な教育改革を実施し、学校教育の最初の3年間は、母語による教育を導入した。4年目以降の教育手段は英語である。2001年までに、369の先住民の言語が、3600の小学校で導入された。今日では、児童の3分の1は、初等教育を最初は母語で受けている。

統計学的な調査はまだ行われていないが、さまざまな個別調査にもとづく事例の多くから、最初に母語で学校教育を受けたほうが、短期間で容易に読み書きを習得し、英語を覚えることが明らかになっている。学校教育が受けやすくなり、中退率（とくに女子の中退率）は低下した。6学年から7学年に進む児童は、1992年には40%未満であったが、現在では70%を超えている。前期中等教育就学率は1992年以来倍増し、後期中等教育就学率は4倍になった。子どもたちは以前よりも自信を持ち、探求心が強くなっていると教師は報告している。

教育改革は20年間の広範囲に及ぶ公開協議を経て始まり、徐々に実施されてきた。複数の非政府組織（NGO）が補助金を得て、これまで文字を持たなかったいくつかの言語の文字表記体系を開発した。学校で使用する言語をその地域の言語に切り替えたいと望む地域社会は、新たな施設を建設し、学校生活を支援し、子どもたちと文化を共有することに同意しなければならなかった。教材は意図的に単純なものにされている。見本となる教科書には空白の行が印刷されており、その地域の言語で埋めるようになっている。教科書を白黒で印刷し、並製（ソフトカバー）で出版することで、コストを抑えた。各コミュニティは、10学年以上の教育を受けた地元民を教師として採用する。彼らの給与は、国が採用する資格のある教師の給与よりも少ないが、多くの人が安定した収入を得ながら、やりがいのある仕事をすることを喜んでいる。

大規模な支援を模索していたパプアニューギニアは、オーストラリアから巨額の援助を受けて教育改革を実施したが、パプアニューギニアの制度には、高い費用対効果と長期にわたる持続性が期待できる。その成果を評価する調査研究が、現在進行中である。

出典：Klaus 2003 ; SIL International 2004a ; CRIP 2004

表3.1
ブルキナファソにおける従来型の学校と2言語併用の学校の実績と費用に関する指標

指標	2言語併用の学校	従来型の単一言語学校
初等教育を修了する見込み	72%	14%
卒業までにかかる平均年数	6在籍年	37在籍年
初等教育修了率（留年と中退を考慮に入れた場合）	68%	16%
生徒1人当たりの年間経常経費（教師、備品、維持管理）（経常経費総額÷生徒数）	77,447 CFAフラン	104,962 CFAフラン

出典: Ndoye 2003　　注：1在籍年＝生徒がある学年に在籍する1年

型の第2言語（フランス語）教育プログラムを受けた者よりも、よい成績を収めている。米国では、ナバホ族の子どもが、小学校で一貫して第2言語（英語）だけでなく、自分の第1言語（ナバホ語）でも教育を受けた場合、英語だけで教育を受けた生徒よりも成績が良かった[37]。

ラテンアメリカでは、2言語政策は教育指標が最も低い先住民族の子どもたちが、教育から排除されないようにするための戦略として確立している。ボリビア、ブラジル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルーでの調査から、少数民族の集団に対し、彼らの母語で教育を行い、同じ集団出身の教師に教育を任せることが、非常に効果的であることがわかっている。2言語併用教育によって留年する生徒は減少し、中退率は低下し、また先住民族の子どもたちの学業成績は向上する。グアテマラでは、ケクチ族は調査対象となったほかの3つの先住民族よりも2言語併用教育の機会が少なかったことから、中退率と留年率がはるかに高かった[38]。

アフリカを対象とした研究でも同様の結果が得られており、ブルキナファソの例のように、2言語併用の学校は、従来の単一言語で教育する学校よりも良い成果を上げている（表3.1）。マリ、ニジェール、ナイジェリア、ザンビアの調査から、2言語併用教育は、家族、社会、学校間の密接な関係を確立し、相互の影響を強め合うことがわかっている。2言語併用教育は、第2言語による学校教材や文化に関する教材の製作を促し、知識の基盤を拡げ、学習者の社会的、文化的生活への順応を容易にする。そのうえ、2言語併用教育は、教育で使われる言語とそれにより伝えられる文化の地位も高めるため、文化の融合の促進にもなる。単一言語の学校は、それが欧米の言語であれ、アフリカの言語であれ、成果はかなり劣っている[39]。

インドもまた、多言語教育に関する広範囲の経験を有している。40年間にわたってインドは3言語方式を実施しており、すべての子どもは、州の公用語（たとえば、西ベンガル州ではベンガル語）に加え、第2、第3言語として2つの公用語（英語とヒンディー語）を教育されている。1956年以来、インドの州境は言語の分布に合わせて引かれているため、各州には有力な州の言語が1つあり、それぞれには独自の書体、豊富な語彙、数千年とはいかなくても数百年の歴史を持つ文学がある。

2言語併用教育を行うと、とくに国家の経済活動や政治活動の面で質的に低下すると非難されることが多い。また、2言語併用教育により、機会が制限されるとも考えられている。アメリカ南東部のヒスパニックを対象にした調査では、ほとんどの人が英語だけの授業のほうを好ましいとして、2言語併用教育により、子どもたちが幼児期に英語学習を「制限される」ことは剥奪だと見なしていることが明らかになっている。2言語併用政策の導入は、それが望まれているところだけにすべきである。しかしながら、とくに優勢な言語の教育について見た場合、2言語併用教育と高水準の教育という2つの目標にはトレードオフの関係はないことが、実証されている。

費用も真の問題ではない。グアテマラの先住民に対する2言語併用教育の費用と便益を検討した結果、留年が減るために、500万ドルの費用が節約できるという試算が出された。これは、年間約10万人の生徒に初等教育を提供するだけの費用が節約されたことになる[40]。

その土地の言語による教材作成にかかる単位原価は、数が少ないため、多数派の言語による教材よりも高くつくことが多いのは確かである。しかし、同じ現地語を使用する複数の国家が分担し合えば、単価を低く抑えることができる。費用としては、現地語の書き方を標準化、現代化するためにかかるものと、教材を開発、配布し、教師に使い方を教えるためにかかるものとの2つがある。このような諸費用を、不平等と不公平が引き起こす社会的コストや、政治的コストと比較検討する必要がある。また、現地語の教材はわずかな数しか作らないため、すべての言語の教材作成費の平均単価にほとんど影響を与えない。セネガルでは、ウォロフ語、その他の現地語で教材を作成しても、すべての言語の教材作成費の平均単価はほとんど上がらなかった。というのも、フランス語で出版される書籍の数のほうが、ウォロフ語やフラニ語の書籍に比べずっと多いからである。

2言語併用教育は長期的な投資であるが、その費用が桁違いに高くなっている国はない。グアテマラでは、2言語併用教育に充てられるのは初等教育の経常予算の0.13%で、1人当たりの初等教育に必要な費用を（従来のスペイン語のみの教育制度に対し）年間9%増加させている[41]。インドでは現地語による教材作成で、経常経費全体が5%から10%増大している[42]。しかし、前述のように、中途退学や留年が減るため、相当大きな利益が生じるはずである。

サハラ以南アフリカのほとんどの国では、学校教育の最初の3年間は現地語で教育を行うが、その後はほぼすべての国でフランス語、英語、あるいはポルトガル語を使用している。これらの国々では、多くの言語が話されているため、現地語教育の導入はとくに難しいかも知れない。しかし、大半の言語は互いにつながり合っており、サハラ以南アフリカの45カ国で話されている中心的な言語集団は15しかない（BOX 3.8）。現地語による教育を発展させるには、それらの言語の標準化と発展のために、これまでよりも多額な投資と地域の協力が必要となるだろう。標準化するには教材を現地語に翻訳し、高学年の教育に導入することも必要だろう。これらの費用は援助国からの何らかの追加支援により賄うことも考えられよう。

教科書の標準化と、数カ国にまたがる地域で共有される15の中心的言語への翻訳は、規模の経済という点から、コストを低く抑えることができるだろう。この取り組みを軌道に乗せるには、当該地域の国家間の協力が必要である。中期的にはこのような標準化によって、これらの15の中心的言語が果たす共通語としての役割、ならびに、教育および行政（立法・司法）制度で使われる言語としての役割が強化されることになるだろう。

2言語併用教育は、批判的な理解、第1言語から第2言語への移行に伴う問題、そして、不十分なフォローアップと評価、支援制度といった問題に直面している。しかし、このような問題の多くには、十分に計画が練られていないことに

BOX 3.8 アフリカにはいくつの言語があるのだろうか。アフリカ人の85%は15の主要な言語を話している

アフリカには無数の言語があるため、果てしなく細分化されているような印象を受けるが、表面上は異なって見える文化や民族、言語に、類似点と構造上の相似があることが、より詳細な調査で明らかになっている。植民地時代の行政官や宣教師は、あるときは行政上の便宜のため、またあるときはキリスト教への改宗に必要なため（とくに聖書の翻訳）、狭い地域で話されている方言に言語の地位を、そして、小さな地域集団に部族の地位を与えた。植民地時代の民族学者は、新しい部族を自分が「発見」することに熱心であったが、実際にはもっと大きな集団の一部と考えるほうが適切な場合が多かったのと同じように、アフリカの言語の場合も、一般に考えられているよりも相互の類似点がずっと多い。

アフリカで異なった言語として数えられているもの大半は、実は主要な言語の方言である。ほとんどのアフリカ人はマルチリンガルであるが、75%を超えるアフリカ人は第1、第2、第3言語話者として、12の主要な言語―ヌゴニ語（Nguni）、ソト・ツワナ語（Soth-Tswana）、スワヒリ語（Swahili）、アムハラ語（Amharic）、フルフル語（Fulful）、マンデンカン語（Mandenkan）、イボ語（Igbo）、ハウサ語（Hausa）、ヨルバ語（Yoruba）、ルオ語（Luo）、東大湖地方語（Eastern Inter-lacustrinc）、西大湖地方語（Western Interlacustrine=キタラ語〈Kitara〉）―を話している。また、アフリカ大陸の人口の約85%は、15の主要な言語を話している（上記以外の3言語は、ソマリ・サムブール・レンディーレ語(Somali-Samburu-Rendille)、オロモ・ボラナ語(Oromo-Borana)、グル語（Gur）である）。語彙的な相違はあっても、これらの言語は形態構造上、統語論上、音韻体系上は類似している。

仮に、サハラ以南アフリカの諸言語に通じた人々が国境を超えて、語彙の標準化のために協力し合えば、初等教育の最初の3学年だけではなく、ゆくゆくは高学年でも、そのような言語で教育を行うことが可能になるかもしれない。

出典：Prah 2004

加え、実際のカリキュラム、教育、訓練と、当該言語の公的機関や公共の場での利用推進という目標との間の調整が失敗したことに関係している[43]。これらの条件がうまく合えば、2言語を使用する戦略は学習効果を高め、多文化的なアイデンティティの確立を促進し、社会を変革させるような効果をもたらす。

欧米の言語を知っていることが、しばしば社会的地位の向上への手段になるため、2言語併用教育の目標は欧米の言語を排除することではない。欧米の言語を排除すれば、選択肢が狭まり、国際的な知識を学ぶ機会が減少してしまうだろう。3言語併用教育の目標は、現地語に平等か、またはより優位な地位を与えることである。それによって、留年と中退という重い負担が軽減され、人間の能力の構築が図れるのである。

政府機関における言語政策

多言語社会では、多言語政策こそが完全な民主的参加を確保する唯一の手段である。多言語政策が実施されなければ、国民の大半はその国の公用語を話せないという理由で、疎外されることにもなりかねない。マラウイの議会では英語が唯一の言語として使用されており、1994年に制定された憲法は、「議会の進行に積極的に参加することができるレベルの英語を話し、読む」ことをすべての立候補者に求めている（第5章参照）[44]。国会の議事録も英語で公刊される。英語を話さない国民が議事録を知るには、全国放送のラジオで放送されるごく簡単なチチェワ語の要約を聞くしかない。

英語だけを排他的に使用することによって、政治的エリートと一般大衆の間に壁が生まれるとともに、潜在的に国会議員になり得る人の数を減少させている。英語だけを使用することは、あまり英語の読み書きができないか、堪能ではない女性にとりわけ不利益に働く。タンザニアではこの国の共通語であるキスワヒリ語を意図的に使うことで、大多数の人々に立法機関における政治参加の道を開いた。

司法機関に対する言語政策は、司法を否定するものであってはならない。法律的な思考を行う第1言語として英語を使用することは、司法制度が英国の法制度をもとにしている英語圏のアフリカ諸国では一般的である。それによって、英語の能力がほとんどないかまったくない大半の国民は、しばしば法律から疎外される。

南アフリカでは、英語もアフリカーンス語も話さない国民に機会を拡大しようと、11の言語（先住民族の言語9つと英語、アフリカーンス語）を憲法上認められた公用語にすることを、1994年以来提唱している。その他のほとんどの国よりはるかに優れた野心的な法廷通訳プログラムを持っているにもかかわらず、英語偏重の傾向がいまだに見られる。おもにセソト語（Sesotho、ソト語の方言の1つ）が話されているオレンジ自由州のクワクワ（黒人居住区）での法廷に関するある調査によると、判事、検察官、被告人が全員南部ソト語を母語として話すアフリカ人であった場合でさえも、訴訟は「被告のためにつけられた英語からセソト語、セソト語から英語への法廷通訳の支援のもとに、あまりレベルの高くない英語」で行われていることが明らかになった[45]。

これに対し、タンザニアではキスワヒリ語が下級裁判所で使用されている。議会に提出される法案は英語で書かれているが、キスワヒリ語で討論が行われてから英語で成文化される。下級裁判所では審理は英語とキスワヒリ語が使用されるが、判決文は英語で書かれる。1980年時点で、下級裁判所で使用されていた言語の80%はキスワヒリ語であった。上級裁判所では英語だけが使用されている[46]。

先住民族であるマオリ族が人口の14%を占めるニュージーランドでは、1987年、マオリ語が公用語として宣言され、いかなる法的手続きにおいてもあらゆる個人（被告人だけでなく）に対し、英語の能力に関係なく、マオリ語を話す権利が認められた[47]。有能な通訳を確保するのは裁判官の責任である。その他のほとんどの国が言語を障害と見なしているのとは違い、ほとんどのマオリ族が英語を第1言語として話すこともあり、この規定では言語を権利と見なしている。

新たな言語政策を検討したり、実施したりする場合には、ケベック州、カタルーニャ地方、バルト海諸国で行われたように、言語に関する政府の特別委員会を設置すべきである。委員会には、社会言語学的な状況の分析を行い、政策提案を起草し、言語学習プログラムを作成するために専門家を参加させるべきである。とくに新たな言語政策において、公務員職に就いたり、認可を受けたり、市民権を取得する際の言語要件を定める場合は、そのようにすべきである。ある特定言語能力が行政サービスを利用するのに必要であると、国家が公に認めるのであれば、国にはその言語の習得を支援し、実施状況を監視する義務がある。そうでなければ、恵まれない人々と支配層の間の対立は避けられない。この言語委員会には、委員に委嘱された専門家と、常任の職員が参加することになるが、当然、言語学習プログラムと同様、多額の資金が必要となるのは言うまでもない。

新しい国家の場合、各集団がトレードオフを受け入れるような協定を取り決めることで、民族紛争を解決する新たな機会が生じるかもしれない。たとえば、各

多言語社会では、多言語政策こそが完全な民主的参加を確保する唯一の手段である。

政府機関で使用する言語の問題のほかに、政府の広報メディアが、1つ（あるいは2つ）の支配的な言語を話す人々に独占される危険性もある。

地域の自治権を縮小する代わりに、より自由な言語の使用を認める取り決めをすることは可能であろう。マケドニアのアルバニア人は、最近のオフリド合意で、アルバニア人自治州設立の要求を放棄し、その見返りとして、アルバニア語はマケドニア国内で公用語としての地位を得た。1956年に、当時新興独立国家であったマレーシアでは、中国人がマレー語を公用語として受け入れる代わりに、彼らに寛容な帰化政策を得た。中国からの移住者たちは母語を存続させようとして、書籍を輸入し、文化団体を支援し、学生を海外の中華大学に留学させた。それに加え、教育手段として、中国人コミュニティの出身者が母語で学習できる中国語学校が現在でも複数ある。これらの学校に入学するには、国語であるマレーシア語の試験を受けさえすればよい。

ソ連時代のラトビアではロシア語が支配的な言語であり、ラトビア語は公務でほとんど使われなかった。1991年の独立以来、ラトビア語は、政府その他の公務で使用される言語になった。大半がバイリンガルであるラトビア人が、1言語しか話せないロシア人に合わせなければならない状態に終止符を打とうと、ロシア系住民もラトビア語を学べるように国家が出資して大規模な言語プログラムが開始された。ロシア人は公立のロシア語学校で学校教育を続けることも可能である。

ラトビアにおいて緊張が完全になくなったわけではない。標識や選挙ポスターでは、ロシア語が制限されており、ラジオやテレビのロシア語放送には時間が割り当てられている[48]。

政府機関で使用する言語の問題のほかに、政府の広報メディアが、1つ（あるいは2つ）の支配的な言語を話す人々に独占される危険性もある。ソ連崩壊後に独立を獲得したほとんどの国は、ロシア人住民を多数派として国内に抱えているが、民族主義者は非公用語であるロシア語の新聞や放送を制限することで、自らの支配下にある情報空間から「外国」の影響、つまり、ロシアのメディアの影響を絶とうと試みている。パラボラ・アンテナによってもたらされるロシア語のテレビ番組を活用すれば、人々は選択肢を拡大することができるにもかかわらず、こうした制限が人々の選択肢を狭めている。

社会経済的な排除是正のための政策

世界のほとんどの地域では、少数民族と先住民族が最貧層を形成していることが多い。第2章で述べたように、彼らの平均寿命は他の集団よりも短く、教育達成度（学力）、その他の社会指標も低い。また、社会経済的な排除を最も受けやすい。こうした排除を是正するには、次のような政策を組み合わせて実施することが必要である。

- 不平等な社会投資を改善し、機会均等を実現する。
- 土地と生計手段に対する集団の正当な要求を認める。
- 社会的に恵まれない集団（社会的弱者の集団）に対し積極的是正措置を行う。

しかし少数者がいつも社会経済的な機会の利用において不利な立場にあるというわけではない。事実、おそらく最も政治的に危険な排除は、民族的な少数者が富（農地、主要産業、サービス）の大部分を所有している場合に生じる。たとえば、ミャンマー、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの中国人は、これらの国々の産業の大部分を所有している[49]。たとえば、インドネシアでスハルトが政権を明け渡すきっかけとなったように、中国人の経済的優位は国内対立の要因の1つとなってきた。同様に、南部アフリカの白人入植者は農地の所有では支配的な立場にある。（彼らの経済的な）支配が市場によってもたらされたものであれ、植民地によるものであれ、こうした支配への対応は、不利な立場に置かれている多数者への積極的是正措置の形をとることが多い。

不平等な社会投資を改善し、機会均等を実現する

あらゆる集団を社会経済的に包含するためには、公正な成長を促進する政策が必要である。ほとんどの開発途上国の場合、農業や労働集約的な部門への投資と、資産、とくに農地の取得を拡大することがそのような政策に含まれる。しかし、

特別寄稿

アフガニスタンの憲法における言語的多様性の認識

2004年1月4日、アフガニスタンの新憲法は、アフガニスタン全土から集まった502人の代表で構成されたロヤ・ジルガ（国民大会議）によって採択された。採択それ自体、過去2年間かけて達成された、意義ある一里塚ではあるが、新憲法のいくつかの側面はとくに注目に値するものである。たとえば、憲法がアフガニスタンの言語的多様性を認めているという点で、アフガニスタンのみならずこの地域全体の歴史上、例のない一歩を踏み出している。

アフガニスタンには2つの主要な公用語がある。われわれが何世紀にもわたり誇りを持って話してきたパシュトー語とダリ語である。憲法は、この2つの言語をあらゆる国家機関における公式の伝達媒体として平等に適用することを規定している。多くの国家機関で、この実施に向けた取り組みが必要となるだろう。しかし、私自身の大統領府も含めいくつかの機関ではすでに実施している。アフガニスタン人として、また大統領として、公的な発言の際に、場合に応じてダリ語とパシュトー語の間で行き来できるのは、私にとって喜ばしいことである。

2つの主要公用語に加え、ロヤ・ジルガの代議員は、すべての少数者の言語に対して、その言語の話されている地域において公用語の地位を与えることに合意した。これは、私が思うに、力のある強固な社会でのみ前例のある貴重な一歩である。そのことは、われわれがたとえ戦争と混乱からやっと抜け出したばかりの社会であっても、包括的で多様性を認める勇気と広い心を持っていることを力強く示している。今日、わがアフガン同胞であるバルーチー族、ヌーリスタン族、パミール族、パシャイ族、トルクメン族、ウズベク族の人々が、自らの言語を使用し、それが公用語として認知されるという権利を享受していることをわれわれは誇りに思う。この1歩が、アフガニスタンをより強固な、より誇りの持てる国として、この地域の模範となることを確信している。

最初の第一歩を踏み出したことで、今やアフガニスタンには憲法の文言を現実のものとするための取り組みが求められている。地域の言語をそれぞれの地域の公用語とすることについては、実現可能だと自信を持っているが、この目的に向けた基盤の整備は決して容易な仕事ではない。人々に母語で読み書きを教えるには、その言語を学校のカリキュラムに組み入れる必要がある。これにはわれわれの教育制度の中心的な部分の変更が求められる。より多くの教師を訓練し、より多くの教科書を印刷する必要があるだろう。

しかしながら、地域の言語を公式のものと認めることが、それぞれの地域共同体の孤立を深めるのではなく、確実に国家統合に貢献するようとくに注意深く進める必要がある。21世紀になって、世界中の人々がますます共通性を求めている。そしてその中には言語の共通性も含まれる。地域の言語を学ぶことがこの流れに逆らうものとなってはならない。そしてわれわれの子どもたちの教育の質を落とすことになってはならない。

ロヤ・ジルガの代表者たちは、新憲法が国家の大きな願いだけでなく、アフガニスタンの人々の多様な選択を保障するものであることを確認した。人々の理想を現実のものとするのは本当に難しい課題であるかもしれない。しかしその課題に私たちは応えることができると確信している。独立国家としての地位を擁護しつつ多様性を認めることで、民主的なアフガニスタンの基盤はさらに強固なものとなるだろう。

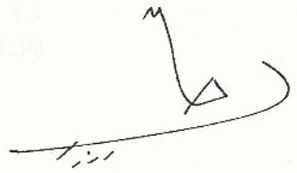

ハミド・カルザイ
アフガニスタン・イスラム移行政権大統領

開発政策が集団間の緊張の原因になることは非常に多い。言い換えれば、開発そのものが、集団や個人の間に不平等を生み出し、それを維持し、また、悪化させることもしばしばある。

ほとんどのアフリカ諸国では、国家が中心になって行った鉱物資源の管理と分配が、民族的あるいは地域的な富の格差のおもな原因になった。たとえば、スーダンでは政府が埋蔵石油のある南部地域を併合したことによって、石油の発見と開発が独立後の紛争の大きな原因になった。また、ナイジェリアでは南東部の石油資源とその収益の使い方をめぐって民族間の緊張が高まり、ビアフラで内戦が勃発した。それとは対照的に、ボツワナでは鉱物資源を利用して、社会基盤整備と人間開発に投資しているが、それが可能なのは、おそらくボツワナがほぼ完全に単一の民族集団（ボツワナ人）によって構成されているからにほかならないであろう[50]。

すでに述べたように、植民地政府はアフリカの民族的アイデンティティを固定化した。また、いくつかの民族的アイデンティティに優位な立場を与え、そのほかには与えないという国家権力の構造によって、民族支配も助長した[51]。今日でも外部要因が深刻な影響を与えている。通常、外部から加わる圧力は、コンゴ民主共和国やリベリア、モザンビーク、ナイジェリアなどで見られるように、国境を越えた地域間のものか、近隣諸国から受ける干渉という形態をとる。しかし、アフリカでは、先進国（たいていはかつての宗主国）の政府や多国籍企業からの干渉のほうがより一般的で、鉱物資源の豊富な国々（アンゴラ、コンゴ民主共和国、リベリア、シエラレオネ）では、それがいっそう顕著に見られる。

通常、国際企業がほとんどの開発途上国の採取産業に関わっていることから、国際企業は、「支払い内容公開（Publish what you pay）」キャンペーン、つまり、税金、使用料、その他の手数料の形で、途上国政府に支払った内容を公開する行動を起こすべきである。そのような情報があれば、途上国政府が、鉱物資源から得る税収入や使用料を、特定の民族集団や個人の利益となるように使うことは難しくなるだろう。そして、このような情報が公に入手できれば、影響を受ける地域社会は、資金の流れと利用法を追跡することができる。その資金が地元の利益となっているのか、あるいは国家のエリートだけを潤しているのか、を調べることができる。また、このような資金を地元地域への投資に利用するよう要求することもできる。

先住民族はそれ以外の住民よりも貧困である傾向がある（図3.1）。ボリビア、グアテマラ、メキシコ、ペルーで行われた世界銀行の調査は、人的資本に関する指標（保健医療、教育サービス、およびそれらの利用に関する指標）が均等化されれば、先住民族の労働者とその他の労働者の所得格差はほぼ解消されることを示している[52]。サービスを提供しない理由を距離のせいにすることはできない。アマゾン川流域の最奥地にまで、木材の伐採や鉱物採掘のインフラが整備できるのであれば、社会インフラの整備もできるはずである[53]。

多くの国において、基本的社会サービスへの公共支出で、少数者や先住民族に対する制度的な差別がある。サービスの提供が少ないのは、彼らに対する財政支出の配分が少なかったり、彼らの居住地が地理的に離れていたり、孤立していることが原因である。多くの場合、先住民族への保健医療には、平均よりも少ない支出が割り当てられ、そのため、彼らの健康水準も低くなっている。ブラジル政府は、先住民族の保健医療に１人当たり７ドルを費やしたが、全国平均では33ドルを使っていた[54]。また、保健医療インフラと医療関係者は都市部に集中しているため、先住民族は十分なサービスを受けていないと言える。南アフリカでは、人種によって乳児死亡率に大きな格差があり、保健医療に充てられる１人当たりの財源に著しい不平等がある（図3.2）。メキシコでは、全国レベルでは、10万人当たり病床数は79あり、医師は96人いるが、先住民族の割合が人口の５分の２を超える地域では、病床数は8に、医師は14人に減少してしまう[55]。

ボリビアとペルーでは、その他の人口に比べ先住民族のほうが若くして病気にかかる傾向があるにもかかわらず、医師の診察を受けずにいることが多いことが調査から明らかになっている[56]。保健医療サービスに対する先住民族の理解が乏しいのは、そのような医療サービスは彼らの文化に合わないと見る彼らの考え方を反映しているのかもしれない。というのも、そのようなサービスは健康の精神的側面を考慮しておらず、ハーブなどの植物を基本とする彼らの伝統的な薬を取り入れていないからである。先住民族の健康状態を改善するのであれば、このような問題に取り組む必要があり、追加的財源がなくてもそれは可能である。

また、教育を受ける権利も、先住民族に十分保障されているとは言いがたい。２言語併用教育は非常に効果的であり得るにもかかわらず、十分な財源が確保されていないことが多く、多くの場合教育

多くの国において、基本的社会サービスへの公共支出で、少数者や先住民族に対する制度的な差別がある。

図3.1
ラテンアメリカでは、先住民族はそれ以外の人々よりも貧困である可能性が高い

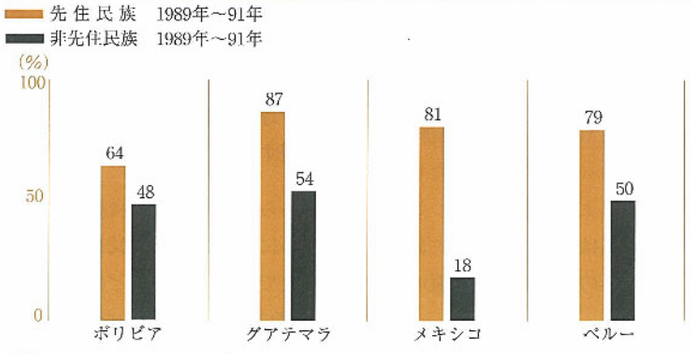

出典：Psacharapoulos and Patrinos 1994; Helwege 1995

図3.2
南アフリカでは、非白人は白人ほど、保健医療公共支出の恩恵を受けていない

1990年代中頃

	１人当たり保健医療公共支出（ランド）	乳児死亡率（千人当たり）
白人	597.1	7.3
インド人	356.2	9.9
白人と有色人種の混血	340.2	36.3
アフリカ人	137.8	54.3

出典：Mehrotra and Delamonica　近刊

の質もよくない。先住民族の子どもの学校教育はまた、居住地域での学校設備や資格のある教師の不足に直面しており、その一因に、先住民族の教育に低い優先順位しか与えられていないことが挙げられる。また多くの場合、教育内容が適当でないことが問題となっているが、それは、教師が先住民族のコミュニティから採用されたのではない場合にとくに言える。

民族的に細分化されていたり、民族的アイデンティティが政治的な問題として扱われている地域では、基本的サービスの利用を全員に普及するのは容易ではない。ケニアでの調査からは、民族的に多様な地域ほど、初等教育に充てられる資金が少ないことがわかっている[37]。ある研究では、米国の都市を実例に挙げ、民族的な多様性が増すほど、提供される公共財の水準は悪化し、種類も減少することを明らかにしている[38]。米国の別の研究では、自らの居住地域の生活保護受給者の多くが自分と同じ人種集団に属している場合、公共福祉に対する１人当たりの支出額は増えることがわかっている[39]。このようなことから、他の住民と比較して社会的弱者である少数者や集団向けに、剥奪状況から脱出できるような適切な公共政策を実施することは必要である。しかし、そのような政策に国民的合意が得られず、財源となる税基盤もなければ、早急な実行は期待できないであろう。

土地および生計手段に対する正当な要求を認める

伝統的な土地に対する権利　過去10年間に起きた大きな政治的動きに、ボリビアからカンボジア、カナダ、エクアドルにいたる世界各地での先住民族の強力な運動がある。このような運動の中心にあるのは、土地と鉱物資源に対する先住民族の歴史的な権利の保護を求める要求である。彼らの要求とは、彼らがその土地の所有者であり、また、その土地や資源（水、鉱物、植物、森林）の使用権の所有者であることの承認を求めるものである。本来、これらは、彼らの主張どおり認められるべきである。そして、この要求に適切に対処できるのは、政策手段だけである。先住民族は土地と特別な関係を持っていることが多い。現在でも、多くの人々にとって土地は生計手段や食糧などの生活必需品を得るための源であり、共同体としての彼らの存在の基盤でもある。土地を集団的に所有、占有、使用する権利は、先住民族の自己概念の中に受け継がれているもので、この権利は通常、一般的には個人ではなく地域社会、部族、あるいは先住民族族の集団に付与されている。

1989年に採択された国際労働機関（ILO）の第169号条約は、先住民族の土地と領土を尊重することを国家に求め、先住民にその天然資源を管理する権利があると宣言している。しかし、この条約を批准したのは17カ国だけである（その大半はラテンアメリカ諸国）。土地や領地をめぐる現代の紛争の大半は、天然資源の所有権、管理権、開発権、利用権に関したものである。政府がこのような資源を管理する権利を主張する国は多い。また、多くの場合、多国籍企業が経済的利益を主張し、紛争に火をつける。チリでは、ある法律では土地に対する先住民族の権利を認めているが、その他のいくつかの法律では、いかなる私的団体も土地の下にある地下資源や水資源の所有を主張できると認めているため、先住民族の社会は、先祖伝来の権利を主張しにくくなっている。

そのような要求を法律で保護している国もいくつかあるが、多くの地域では、先住民族は私的所有権を持っていない。強力な経済的利益によって、地域社会の共有物が私的財産になってしまうことがしばしばある。チリ南部からアマゾン川流域、カナダ北部の森林、東南アジアの熱帯雨林、アフリカ南部の低木林地にいたるまで、国際企業が欲しがらない土地はない。なぜ企業は手に入れたがるのだろうか。これらが、鉱物資源、埋蔵石油、牧草地、森林、薬用植物、商業農園に適した風土、水資源、潜在的な観光資源として有用だからである。政府が意思決定に先住民族を参加させないままに、彼らの居住する土地の資源（木材、鉱物）に関して多国籍企業との協定に調印すれば、先住民族はグローバル化した開発の犠牲になってしまう（この問題のさらに詳細な議論については第５章参照）。

土地と天然資源に関する先住民族の要求は、集団的であるがゆえに複雑である。集団の権利という概念は、個人の権利に矛盾しているように思われるため、民主主義においては意見の対立を生みやすい。しかし、集団の権利が法的に認められなければ、個人の権利は侵害されることになる。ボリビア、コロンビア、エクアドル、メキシコなどの国々は、憲法で多様性を認める方向を模索し始めた。ボリビア、エクアドル、メキシコなどの国々は、徐々に地域自治も認めてきた。ボリビア、ブラジル、グアテマラなどは、不完全で矛盾した土地の所有権をどうするかという難問と土地改革の課題に取り組むための機関を設立した。フィリピンなどのように、先住民族の土地の権利を認めている国もある（BOX 3.9）。

アフリカにも類似した問題があるが、その原因は異なっている。過去10年間の民主化への動きがあるにもかかわらず、アフリカでは多くの場合、独裁政権が治安部隊、経済資源、先進国や国際機関からの資金に対する支配権を広く保持したままである。支配層エリートが利益を得るために、緊縮経済計画を利用することも多い。また市場指向型の改革が通常求めるように、公共部門の主要部分を解体しても、市場経済にまず必要な真の市場が創出されていないため、権力が再集中化される事例が多い。その意味で、1980年代から90年代にかけて行われた構造調整は、1960年代から70年代の国営化と同じような結果に終わったと言えるかもしれない。

不平等な土地所有権　ナミビアとジンバブエの独立政策や和解政策、および南アフリカのアパルトヘイトの終焉によって、人種間紛争は沈静化するだろうと多くの人が信じた。植民地主義に対する解放闘争もまた、植民地時代に不法に取り上げられた土地を利用する権利を求める闘争であった。しかし、植民地からの独立後、中央政府と国際的な援助機関や援助国が市場での土地取得に資金を動員しようと試みたが失敗し、それによって、白人の土地所有者は保護されているという認識が広まった。人種的に不平等な土地支配の名残は、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエだけでなく、ボツワナ、マラウイ、スワジランドのおもな農民人植地に、現在も深刻な影響を及ぼしている。そのうえ、市場主義への移行によって、白人の農業移民が新たにモザンビークとザンビアに流入してきている。

入植者による農業の大半は大規模農場で行われており、黒人の農民による小規模な自給農場よりも効率的であると言われている。大規模農場が輸出と都市消費向けに余剰農産物の大半を供給しているという事実は、農業経済学で十分確立した「小規模農家は大規模農家よりも効率的である」という理論と合致していない。このような地域では、そのため、国家は、土地改革をこれまで以上に重要最優先課題に据える必要がある。

しかし、植民地時代に見られたような

植民地主義に対する解放闘争もまた、土地を利用する権利を求める闘争であった。

BOX 3.9 フィリピンにおける土地に関する権利

フィリピンでは数十年に及ぶ闘争の末、1997年に「先住民族権利法(Indigenous Peoples' Rights Act)」が可決された。この地域の国家が、先祖伝来の土地、自決、自由な文化活動に対する先住民族の権利を明確に認めたのは、これが初めてである。この法律は、固有の所有権が、先祖伝来の土地に対する先住民族の権利の主たる根拠である、と明言している。また、そうした権利を公式に認める「先祖伝来の土地所有権証明書(Certificate of Ancestral Domain Title)」を申請する自由も認めている。

先住民族に関する国家委員会(National Commission on Indigenous Peoples)は、2003年7月現在で、36万7,000ヘクタールの土地を対象に、先祖伝来の土地所有権(使用権)証明書を11通発行した、と発表した。直接こうした証明書の恩恵にあずかった先住民族は約7万6000人で、先住民族の全人口が800万人であることを考えると、まだ非常に少ない。

先住民族権利法では、「先祖伝来の土地」とは、先住民族の文化的集団と先住民族個人に属するすべての地域であると定義している。それには、はるか昔から先住民族が居住し、所有してきた土地、湖沼・河川、沿岸地域が含まれる。ここで言う所有とは、戦争や天災、詐欺行為や政府のプロジェクトによって無効にされる権利ではない。先住民族がもはや排他的に所有も使用もしていないとしても、生存や伝統的な活動のために利用してきた森林、牧草地、埋葬地、信仰の場所、鉱物などの資源も、先祖伝来の土地に含まれる。

この規定が重要なのは、先住民族の文化と伝統が土地と完全に結び付いていることを、明確に認めているからである。この法律は、言語的、文化的、宗教的な権利を保護しており、先住民族のために土地や資源、生存や参加に関する権利を保護する自由権規約「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第27条と合致している。

先住民族権利法は、土地を奪われた人々に、文化的な権利を認めている。また、そのような人々が生まれながらにして持つ自治、自決の権利も認め、価値観、慣行、制度の保全を尊重している。このように、先住民族が経済的、社会的、文化的発展を自由に追求する権利を、政府は保障している。

しかし、先住民族権利法の実施には難しい点があることがわかった。そのおもな原因は、官僚制度の不整備と、政治家や公務員の差別的な態度である。先住民族と彼らを支援する人々は、法律に記された文言が実際の行動に移されるよう、注意深く監視する必要がある。また国際社会はそれを助けることができる。

出典：National Commission on Indigenous Peoples 2004a, 2004b ; UN 1994

土地の収用が、外国の投資家に新たな土地利用権(所有権)を与えたことでいっそう進んでいる。南アフリカ最大の土地所有者の中には、牛の大放牧場と採鉱権を持つ多国籍企業が数社ある。現在、これらの企業はエコツーリズムの名のもと、野生生物とサファリパークを管理している。このような活動はモザンビーク、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエで成長を続けているが、地元住民には、その利益はほとんど還元されていない。これに対して、これらの国々の中には、大企業に支配されない、より小規模な自然動物保護区を設置するなどして、このような状況を変えるための手段をとり始めた国もある。

これまでのところ南アフリカの土地改革の動きは緩慢であり、改革を加速するには、援助国の支援が必要である。土地改革は、貧しい先住民族に公平で生産的な土地利用を可能とするよう、透明性の高い方法で実施することが好ましい。土地は重要な経済資産であるだけでなく、重要な政治的象徴でもある。

ラテンアメリカでも、土地問題は依然として人種間の関係に関連している。20世紀半ば、協調組合主義的国家モデル(corporatist state model)の一環として、先住民族は地域における支配の対象というよりはむしろ、新たに市民権の対象となる者として、法律によって認められた。協調組合主義国家は、先住民族のコミュニティに対し土地所有権を認め、社会サービスを提供することで、先住民族に基本的な生活水準を確保する手段を与えた。また、農民連盟は、インディオに国家と接触し、協議するための手段を制度的に保障した。

しかし、1980年代から90年代になると、協調組合主義国家の市民政権は徐々に衰退し、同時に、ボリビア、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、ペルーなどのアンデス山脈や中米に位置する国々では、民族的な分裂が政治問題化した。地域開発計画(土地改革や貸付事業など)が廃止され、インディオの農民たちは、所有権制度に対して不安を募らせた。自由化に取り組む国々では、インディオの農民向けの特別な形態の所有権、貸付、補助金は維持されなかったり(ボリビア、エクアドル、メキシコ)、再開されない(グアテマラ、ペルー)ことが明らかになった。そのため、現在、貧しい先住民は、国家へのアクセス(access to the state)や資源の利用が脅かされている。このような物質的な不安に対し、農民は負債を背負い、収入の減少や土地の喪失を恐れて、農村地域の組織化と抗議行動を行っている。このような問題に取り組まなければ、先住民族はその地域において民主的な恩恵を受ける見通しはない。土地を失ってしまうかもしれない状況では、地元の先住民族による政治的機関の実行可能性や自治にも悪影響が出てしまう[60]。

社会的に恵まれない集団(社会的弱者の集団)のために積極的是正措置を実施する

積極的是正措置政策とは、社会的に恵まれない集団に属する人の数をもとに、職業、昇進、公的な契約、事業融資、高等教育への入学許可、議席などの割り当てを行うものである。このような政策は、文化的排除により不利益が生じる場合に必要である。そのような集団の不平等を是正するのに、公平な経済成長を促進させるという一般的な政策だけに依存すれば、耐え切れないほどの長い時間がかかり、人々の憤りが蓄積され、ときには内戦さえ起こる可能性がある。

積極的是正措置政策には、数の割り当てをするものと、より柔軟な目標を設定するものとがある。積極的是正措置には、自発的なものも、法的に定められたものある。マレーシアなど数カ国では、積極的是正措置が参加の排除に対処する政策として用いられてきた。つまり、一定の人種的、民族的、言語的集団へ帰属することが、常に低い社会経済的地位を意味することがないよう、集団間の区別をなくすための措置である。南アフリカなどその他の国では、積極的是正措置は過去の不当な待遇を是正し、集団間の不平等を縮小する政策の一部である(BOX 3.10)。

積極的是正措置が、効果的に実施されているところでは、集団間の不平等が是正されてきた。しかし、詳細に記録されたデータと積極的是正措置の長い歴史のある国々、たとえば、インド、マレーシア、米国、そしてより実施期間の短い南アフリカ、を研究したところ、人間の不平等(垂直的不平等)は、集団間の不平等(水平的不平等)とは対照的に、増加するか、現状維持のままであった。1カ月の平均家計所得の格差は、ブミプトラ(マレー人などの先住民族)を1としたとき、中国人の所得は1970年に2.3であったものが、2000年には1.8へと減少し、また、インド人の所得は1.73から1.3へと減少した(図3.3)。米国では、数十年にわたり積極的是正措置政策を実施した結果、弁護士、裁判官、医師、エンジニア、単科大学や総合大学の教授などの専門職に占めるアフリカ系アメリカ人の割合が

そのような集団の不平等を是正するのに、公平な経済成長を促進させるという一般的な政策だけに依存すれば、耐え切れないほどの長い時間がかかり、人々の憤りが蓄積され、ときには内戦さえ起こる可能性がある。

BOX 3.10 マレーシアと南アフリカにおける積極的是正措置の実践例

積極的是正措置（アファーマティブ・アクション）とは集団間の不平等を是正するための公共政策を意味するが、それには、さまざまな形態がある。南アフリカでは過去10年にわたり、また、マレーシアでは過去30年にわたり、積極的是正措置のおかげで、エリート階級や中流階級の中に措置の対象となった集団の占める割合が増加してきた。しかし、社会全般でも、またかつては恵まれなかったこれらの集団内においても、このような進歩によっても貧富の差の拡大を防ぐことはできなかった。

マレーシア

独立時の1950年代後期、マレー人などの先住民族（ブミプトラ）は、数の上では多数者であったが、経済的には少数者の中国人にはるかに遅れをとっていた。マレー人が所有する法人のうち登記されたのはわずか10%で、投資された資本のわずか1.5%を占めるにすぎなかった。憲法は、中国人とインド人の居住者に市民権を与え、同時に、マレー人に土地所有権と政府機関の職、教育、事業認可において、特別な権利を認めた。

1969年5月に起こった民族間対立による暴動を受け、政府はすべてのマレーシア人の貧困を撲滅し、マレーシア社会を再構築するため、「新経済政策」を採用した。経済の急速な拡大によって、人種と、経済的役割や居住地が固定化されている状況を是正し、最終的にはそのような関係を完全に取り除くことを目指した。政府は、マレー人に対する商取引、営業許可、株所有権の割り当てを法律で制定し、信用貸付、研修、事業用地などの便宜を図ることで特別な支援を行った。政府はまた企業所有権の30%をマレー人が獲得することを目標として、ブミプトラのために民間企業の株を取得した。

1969年以来、あらゆる集団の所得が増加し、集団間の所得格差は縮小した。すばらしい成果である。しかし、各集団内での所得格差は1980年代後半から拡大し始め、とくにブミプトラの間で、貧富の差が相当拡大している。

とりわけ政治と密接なつながりのある民族的集団による特権の乱用が進み、ここ数十年にわたり、それが原因でマレー人の間で文化的疎外が生まれ、意見の対立が生まれているようである。1980年代半ばから、民営化の時期を政府がほぼ単独で決定したため、政府関係者の利益誘導政策に対し非難が沸き起こっている。そのため、新経済政策で定めた社会経済的目標は、ほぼ達成されたにもかかわらず、国家統一は依然として明らかな進展を見せていない。民族間の関係の改善を、もっぱら経済界や中流階級への参加という観点から評価してきたために、民族間の憎悪と疑念を生み出してしまっている。

南アフリカ

アパルトヘイト時代が終った1995年、白人は人口の13%を占め、個人所得全体の59%を得ていた。その一方、アフリカ人は人口の76%を占め、個人所得全体の29%を得ていた[1]。全体で56万人の従業員を抱える161の大企業を対象に、2000年に行われた調査では、依然として白人の従業員が管理職の80%を占めていた。人種による賃金格差も、以前に比べればかなり減少したものの、依然として相当大きかった。1990年代の末に、（格差の半分は、教育や居住地域の違いによって説明できるとしても）白人労働者は平均でアフリカ人労働者の5倍の賃金を得ていた。

アパルトヘイト撤廃後、民主政府はさまざまなプログラムを導入し、このような格差の是正を図った。1998年の雇用均等法（Employment Equity Act）では、各職種の給与や手当てに関するデータを、人種ごと、およびジェンダーごとに提出するよう雇用者に求め、不均衡な所得格差がある場合には、是正手段を講じるよう要求している。一定規模以上の企業には、政府に年次報告書を提出し、より人口構成に近い形で、あらゆる階層について、どのような従業員の配置をする予定なのか、その概要を示すことを義務づけている。また、保護対象の集団の構成員を雇用する際は、「業務遂行力を妥当な期間内に習得する能力」のある応募者であれば、業務に必要な「経験」がないことは、雇用しないことの十分な理由とはならない、と雇用均等法に記されている[2]。さらに、それぞれの産業を対象に「黒人エンパワーメント憲章」は、黒人（先住民のアフリカ人、白人と有色人種の混血、アジア人を含む）に移転されるべき株式の割合の目標値を定めている。すでに石油、鉱業、金融部門のエンパワーメント憲章が発表されている。その主旨は、今後10年程度で、南アフリカの株式の約4分の1を、黒人が取得することである。

このような取り組みは、どのような成果を上げているのだろうか？今日、南アフリカの中間管理職の約半数と、経営トップの4分の1は黒人が占めているが、10年前にはほとんどいなかった。とくに公共部門では黒人の昇進は早いが、それは、政府には競争相手がいないためである。しかし、必要な能力が十分にない人々が多く昇進したため、政府は、そうした人々を補助するために多数のコンサルタントを雇用しなければならなかった。だが状況は変わりつつある。課題は効率化である。調達に関する規定では、黒人が所有する会社のほうが、費用が高くても、政府からの受注を獲得できるため、道路、橋梁、住宅などの公共財に充てる資金の逼迫を引き起こしている。エンパワーメント憲章に関しては、株の移転に充てる資金をいかにして拠出するかについて、依然として明確にされていない。著名なコメンテーターのモエレチ・ムベキ氏（Moeletsi Mbeki）は、現在、実施されている黒人エンパワーメントは「白人所有の大企業からの支援なしには、何の新製品も新企業も生み出していない」と述べている。

1. 白人と有色人種の「混血」と「アジア人」は人口の11%を占めていた。
2. 雇用主は、「何人もその関連する経験の欠如のみを理由として不当に差別してはならない」南アフリカ雇用均等法、1998年第55号、20(5)項

出典：Sabbagh 2004 ; Jomo 2004; *The Economist* 2004a ; van der Westhuizen. 2002 ; Schultz and Mwabo 1998

増加した（図3.4）。このように、アフリカ系アメリカ人のエリート層は増加したため、現在では、そのようなエリートの第2世代にも、積極的是正措置の恩恵を与え続けるべきかどうかということが、米国の悩みの種になっている。実際、大学入学に関しては、積極的是正措置から、1996年以来テキサス州とカリフォルニア州で実施されているような皮膚の色での区別を排除したカラー・ブラインド政策へ移行したことによって、少数者の一流大学入学率は著しく減少している。

インドは、積極的是正措置政策を実行している中でも、最も長い歴史を持っている国の1つである。積極的是正措置に関する規定（「留保制度」としても知られている）は、3つの集団、つまり、指定カースト（ヒンドゥー教の最下層である不可触民と、宗教的少数者の剥奪された階層）、指定部族、その他の後進階級（不可触民と、上位3カーストの再生族ドビジャの間にあるカースト集団）に適用されている。植民地統治では、これらの3つの集団は権力構造から排除されていた。その結果、数世紀にわたって、貧困は特定の社会集団に、制度的に集中した。留保制度は、人口の約65%を対象にしており、このような集団に力を与えることを目的にしている。

すべての政府レベル（地方、州、国家）の立法機関、行政機関、教育機関において、指定カースト（人口の15%）と、指定部族（人口の8%）を対象に割り当て

図3.3
マレーシアでは集団間の不平等は減少したが、個人間の不平等は減少していない

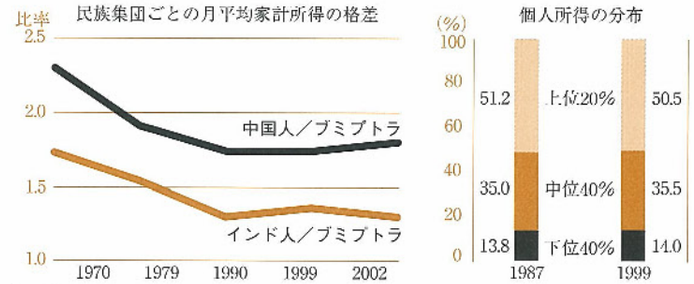

出典：Jomo 2004

図3.4
米国における積極的是正措置の結果はさまざまである

平等に関する成績表

	1980年頃		2000年頃	
	白人	黒人	白人	黒人
平均寿命（歳）	74.4	68.1	77.7	72.2
妊産婦死亡率（出生10万件当たり）	6.7	21.5	5.1	17.1
乳児死亡率（出生1000人当たり）	10.9	22.2	5.2	14
貧困ライン以下で生活する人々(%)	10.2	32.5	9.5	22.5
失業率（16歳以上）	6.3	14.3	3.5	7.6
失業率（16歳～19歳）	15.5	38.5	11.4	24.5

専門職に占める黒人の割合

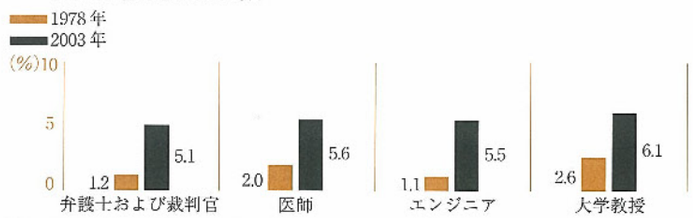

出典：U.S. Census Bureau 2004b; U.S. Department of Labor 2004

が行われている[61]。その他さまざまな貧困層が集まって最大の集団を形成しているが、彼らに対して、1991年以来、行政機関の職や高等教育機関での割り当て（この層の人口の半分をやや超える程度である、国家と州レベルで27%の人々を対象）が実施されているが、彼らは多くの州で多数派を形成していて、通常の競争的な政治過程（選挙）で議会での議席数を大幅に伸ばしているため、立法機関での割り当ては行われていない。

留保制度は、インドの中流階級の性格と構成に、変化をもたらした。今日、留保制度で恩恵を受けた第２、第３世代が、中流階級のかなりの割合を占めている。独立当時、指定カースト、指定部族、その他の貧困層が望めたのは、限られた範囲での地位の向上でしかなかったが、留保制度は、彼らの機会を拡大した。教育は社会的、文化的価値を持つようになり、彼らがより上の階級を形成するのを助けた。この階級に属する人々は、彼らの仲間が、経済的、政治的な主流層に加わるうえでの役割モデルや「主導的立場」を担っている[62]。その結果の1つとして、中流階級のアイデンティティには、もはや儀式的な地位を表すものという認識は失われている。

教育と職業に関する留保制度はまた、インドの政治制度にも継続的な影響を与えてきた。南部諸州を皮切りに、独立以来、政治権力の全体的な構造は変化し続けている。新たな政治的リーダーシップが、指定カースト、指定部族、その他の下層階級から誕生している。ほとんどすべての州で、留保制度によって恩恵を受けた人々が、政府の重要な地位をはじめ下級官僚職にいたるまで、それらの職に就いている。このような新たな政治階級の出現によって、国民会議派による権力の独占に終止符が打たれた。

積極的是正措置政策が多くの成功を収めている一方で、個人間の所得の不平等は、積極的是正措置の導入によって集団間の不平等の縮小を試みてきた社会（インド、マレーシア、南アフリカ、米国）でさえも、拡大し続けている。確かに、積極的是正措置政策がなければ、このような不平等は、現在よりも悪化していたかもしれない。しかし、個人間の不平等を縮小し、真に包括的で公平な社会を構築するためには、ほかの政策も必要である。すなわち、公平な経済開発を促進する政策など、これまでの『人間開発報告書』で論じたような政策である。

積極的是正措置の根拠は、本来、人種にもとづく過去の不当な待遇を是正することであった。米国の黒人は、まずは奴隷制度に苦しめられ、次いで１世紀に及ぶ法律的な差別や、頻繁に暴力を伴った差別に苦しめられた。積極的是正措置は一時的な手段として意図されたものであった。ところが、米国の生活では一般的な事象になってしまった。今では、その根拠は、「多様性」の追求に求められており、それは、一流大学だけでなく、ほとんどの大企業、あるいは軍隊からさえも支持されている。米国は、公式にはカラー・ブラインドの政策モデルへと徐々に移行している。この政策の最も際立った特徴は、法律的な区分として、人種を基本的に考慮しないことである。たとえば、是正措置を人種にもとづくものから、経済的な階級にもとづくものに変えることが、政治的手段として提案されている。しかし大学入試で、成績上位の貧しい白人の学生数が、成績上位の貧しいヒスパニックや黒人の学生数の６倍もいることを考えると、階級にもとづく特恵措置は、人種的な平等を促進しないであろう[63]。

インドでは、社会的に低い地位にあった集団が平均的な水準に達すれば、留保制度を廃止することになっていた。しかし、廃止されず、この特権は自己目的化している。留保選挙区は、1950年の憲法制定から10年後には廃止される予定であったが、10年ごとに拡大されてきた。「私たちはあなたたちよりも社会的に遅れている」という戦略によって、人々は特権を受ける資格のある是正措置の対象カーストのメンバーに区分されることを望んでいる。今では何らかの形で留保を受けている人が人口の65%に及んでいる。

留保制度をめぐるこのような駆け引きがはびこる中で、「上位」のカーストや階級の間では、「下位」の階級に対する敵意に近い憎悪が広がっている。数回の衝突で、財産が破壊されたり、人命が失われていることから、「分極化のために特恵的措置を適用する価値があるのか」という疑問が生じている。その理由は次の４点である。

- 公職に対する留保制度の適用範囲が、採用から昇進にまで拡大してしまった。
- 留保制度の拡大で、上位カーストの機会が阻害されている。
- 政府は票を獲得するための大衆向けの政策として、留保制度を利用している。
- 留保制度の結果、この制度が適用されるカーストの人々が専門学校に入学する場合は緩い基準が適用されるようになってしまった。

このような懸念にもかかわらず、積極的是正措置政策は目標の達成という点ではかなりの好成績を収めており、適切な政治的配慮を行うことで、積極的是正措置の廃止は回避できるであろう。また、積極的是正措置がなければ、集団間の不平等と社会経済的な排除は今日よりも悪化していたであろう。こうしたことから、本章で検討したさまざまな国において、積極的是正措置が必要であったことに疑いの余地はない。

懸念すべきことがもう１つある。積極的是正措置政策を採用してきた大半の国では、その一方で、全体的な個人所得の不平等も拡大している（社会的に恵まれない集団の内部でさえも同様に不平等が拡大している）。このことは、より広い分野でさまざまな方面からの行動が必要とされていることを強く示唆している。取り組みが必要な分野には、不公平な土地と資源の所有権、基本的社会サービス提供における不平等、先住民族を搾取するか排除する開発の形態などがあるが、これらは、まさに文化的な原因により助長された社会経済的な排除の根底にある要因であると言える。

本章で検討したさまざまな国において、積極的是正措置が必要であったことに疑いの余地はないが、積極的是正措置政策を採用してきた大半の国では、その一方で、全体的な個人所得の不平等も拡大している。

第4章

文化的支配の動きに立ち向かう

本章は、民族的あるいは宗教的に「純粋な」国家の樹立を目指し、「他者」と見なせばいかなる者をも追放し、強制的に同化させ、あるいは殺害さえする動きに焦点を当てる。

本報告書は、人はありのままの自分であり続ける自由、アイデンティティを選択する自由、そして、それに応じて生きる自由がなくてはならないと主張する。さらに、個々人が自らをある国の国民としてだけでなく、民族的集団や宗教的集団、その他の文化的集団の一員としても認識できるような、複数の互いに補完的なアイデンティティを認めることが、文化的自由の基礎であるとも主張する。しかし、このような原則に対立する動きもあって、文化的優越性の名のもとに、多様性が排除されようとしている。そのような動きと、それを根底で支えているものに、立ち向かわなければならない。問題となるのは、どのようにして立ち向かうのかということである。

本章では、文化的支配を求める強圧的な運動（coercive movements）、つまり、文化的優越性と文化的支配のイデオロギーに動機づけられ、強圧的な力によって他者の文化的アイデンティティを抑圧しようとする動きについて述べる。これらの運動は、多くの国の政治状況において珍しいものではないうえに、いっそう強力になりつつあるようである。

このような運動が、どのような特徴を持っているかを明らかにすることが重要である。暴力や脅迫という強引な手段は、さまざまなタイプの運動が用いるものであるが、そのように強圧的な運動がすべて文化的支配を求める運動であるわけではない。歴史的に恵まれなかったり、従属させられたりしてきた多くの集団は、強引な手段をとらざるを得ないと感じており、とくに、通常の政治過程から排除されていたり、あるいはその中で疎外されていたりする集団の場合は、そうした思いが強い。彼らの手段は強引になることもあるが、その目的は、平等な権利、権力分担、自治、より包含的な社会の追求である（メキシコのサパティスタ民族解放軍は、その例である）。第3章と第5章で提言したことが実施されれば、そのような集団は強引な手段に訴える必要はなくなるだろうし、強引な手段は正当化されないであろう。

本章は、そのような取り組みと対比させて、もっぱら民族的あるいは宗教的に「純粋な」国家の樹立を目指し、「他者」と見なせばいかなる者をも追放し、強制的に同化させ、あるいは殺害さえする動きに焦点を当てる。このような動きは、本報告書で正統性があるとした多文化主義政策のどれもが、忌み嫌うものである。これは、不寛容や憎悪が別の形をとって現れたもので、自らのアイデンティティを選択する人々の自由を否定している。そのような不寛容を組織的に拡大しようとすることこそが、この動きを強圧的なものにしている（図4.1）。そして、その場合の攻撃対象は、自由と多様性である。

このような動きは、宗教的「原理主義者」の運動であると、誤って解釈されることが多い。しかし、本章は、宗教的原理主義という現象よりも、より広い範囲と、より狭い範囲の両方に焦点を当てていることを強調しておきたい。一方で、宗教的原理主義の多くは、暴力的な手段を用いて目的を達成することを認めてはいない。また、自分たちのイデオロギーを必ずしも他者に強引に押し付けようとはしない。彼らは、完全に民主的体制の中で、活動を行っていると言えよう。チベットの僧侶やトラピスト会修道士は、強い宗教的信念を持っているが、他者の信仰の自由を侵害することはない。他方、本来宗教にもとづくことなく、むしろ人種や民族の純粋性に訴えることを目的とした、文化的支配を求める強圧的な運動の例もある。したがって、宗教的原理主義は、文化的支配を求める強圧的な運動の必要条件でも、十分条件でもないのである。

図4.1
文化的支配を求める動き—すべての原理主義者またはすべての暴力的集団が文化的支配を求めているというわけではない

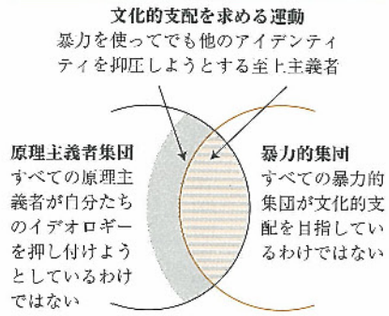

出典：人間開発報告書事務局

どのようにすれば国家は、民主主義の原則を損なうことなく、このような動きに対応できるだろうか。国家には2つの選択肢がある。1つはそのような動きを抑圧すること、もう1つは、その根底にある問題や不満に対して民主的な手段で調整を行い、そのような動きを支持している基盤を崩すことである。国家には、犯罪行為を訴追するために、正当な権利と責任がある。場合によっては、武力行使が必要になることもある。しかし、国家は、文化的支配を求める運動を規制する手段が、基本的権利や自由を抑制することのないよう、保障しなければならない。本章では、これらの運動を抑圧しても、ほとんど効果はないと、論じている。民主主義の欠如で、そのような運動が起こる条件が作り出されることは多々あるが、政治的な調整によって、対立の原因を緩和し、自由主義的民主制を強化することも可能である。

民主主義の欠如で、そのような運動が起こる条件が作り出されることは多々あるが、政治的な調整によって、対立の原因を緩和し、自由主義的民主制を強化することも可能である。

文化的支配を求める動き—今日の課題

強圧的で不寛容な動きは目新しいものではないが、ますます拡大を続けている。文化的支配を求める運動が、多くの国で国内政治の中で突出した勢力になりつつあり、次のような気がかりな兆候がある。

- 欧州では、極右政党が選挙で大躍進した国が数カ国あり、オーストリアでは、1999年に26.9%の票を獲得した（図4.2）。
- 北米と欧州では、人種的、民族的、宗教的偏見によって引き起こされる憎悪犯罪や外国人に対する暴力が、いまだにはびこっている。2002年には、そのような犯罪が、ドイツで1万2933件、スウェーデンで2391件、米国で7314件発生しており、英国では3597件が起訴された[1]。これらの国々は、極端に不寛容になっているためにこうした犯罪が発生している例外的な国ではなく、このようなデータを収集している数少ない国なのである。
- 2003年にテロ活動を行った65の集団のうち13集団（5分の1）が、宗教的支配や民族浄化を目指している集団と見なすことができる[2]。
- アフリカでは、「十戒」にもとづく政府の樹立を目指す「神の抵抗軍

図4.2
欧州には選挙で着実に得票率を伸ばしている極右政党がある

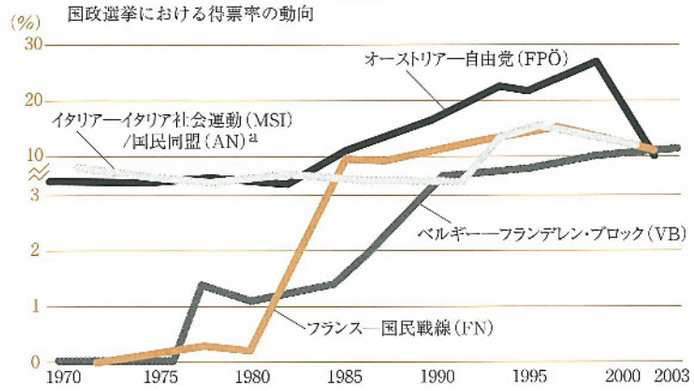

a. イタリアの国民同盟（AN）は、フォルツァ・イタリア（Forza Italia）、北部同盟（Lega Nord）、新イタリア社会党（New Italian Socialist Party）を含む選挙連合である「自由の家（Casa Delle Liberta）」に参加した（自由の家連合は45.4%を得票した）。ここに示された得票率は選挙の比例代表部分に関するものである。比例代表選挙によって、630議席のうち、155議席が選出される。

出典：Electionworld. org 2004; Ignazi 2003; Jackman and Volpert 1996; Widfeldt 2004

表4.1
パキスタンでの宗派対立による死傷者数、1989〜2003年

年	死者数	負傷者数
1989	18	102
1990	32	328
1991	47	263
1992	58	261
1993	39	247
1994	73	326
1995	59	189
1996	86	168
1997	193	219
1998	157	231
1999	86	189
2000	149	…
2001	261	495
2002	121	257
2003	102	103

…資料なし
注：2000年のデータは、爆発物のみを用いたテロ攻撃に関するデータである。その他のテロ活動による死傷者と事件に関するデータはない。
出典：SATP 2004

(Lord's Resistance Army)」が、1988年以来、ウガンダ北部で、誘拐、拷問、性的暴行などの残虐な暴力行為を行っている。1994年の集団殺害（民族浄化を目指す大量虐殺）の実行犯であるフツ族反政府軍、インテラハムウェは、依然としてルワンダに脅威を与えている。

- 南アジアでは、キリスト教教会や布教団体への組織的な襲撃が増加している。政教分離主義の長い伝統があるにもかかわらず、インドでは地域社会の間で暴力を伴う対立があり、激しさを増している。1954年以降、地域社会間の暴力を伴った対立で、多くの死傷者が出たが、そのうちの36.2%は1990年から2002年の間に発生した[3]。パキスタンでは、特定の組織——シパーヘ・サハバ（Sipah-e-Sahaba）、レシュカー・エ・ジャングヴィ（Lashkar-e-Jhangvi）、テヘリーク・イ・ジャファリヤ（Tehreek-i-Jafariya）—によって、1989年以来、スンニ派とシーア派の間で、暴力を伴う激しい宗派対立が続いている（表4.1）[4]。
- 東南アジアでは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールにネットワークを持つ戦闘的な集団、ジェマ・イスラミヤが、アジア・イスラム国の建国をもくろんでいる。メンバーには、2002年10月のバリ島爆破事件で有罪判決を受けた者がいる。
- このような運動が見られるのは、地方の周縁部が多いが、政党の派閥や、政府の一部が活動を担っていることさえある。他の文化的アイデンティティを抑圧し、特定の民族主義的アイデンティティとイデオロギーを押し付けようとする強圧的ないくつかの国家は、現代史上、最悪の残虐行為を行ってきた。クメール・ルージュによる非共産主義者の大量虐殺や、コソボのセルビア軍が行ったイスラム教徒に対する民族浄化などがその例である。

文化的支配を進めるために政治活動を活発化しようとする動きは、あらゆる主要な宗教に存在する。米国では、キリスト教の過激派が、妊娠中絶を行う診療所を爆破している。インドでは、グジャラートでヒンドゥー教の過激派がイスラム教徒に対する暴力を扇動し、同時に、イスラム教の過激派も、ヒンドゥー教徒を暴力の対象にしてきた。ユダヤ教徒によるグーシュ・エムニームは、入植を推進する過激派組織で、聖書に書かれているとおりのイスラエルの再建をもくろみ、暴力的な手段でパレスチナ人を追放しようとしている。アルジェリアの武装イスラム勢力は、祈りを行わない者や、ヘッドスカーフを被らないことを選んだ女性を殺害すると脅している。日本では、1995年、仏教の流れを汲んでいると主張していたオウム真理教が、東京の地下鉄で通勤客らをサリンで毒殺した。

過激主義を生むのは、宗教だけではない。民族や人種を理由にした残虐行為には、ドイツのナチスによるユダヤ人絶滅計画や、ルワンダのフツ族によるツチ族の大虐殺も含まれる。

文化的支配を求める運動の特徴

文化的支配を求める動きには、共通する主要な要素がいくつかある。このような運動を行う人々は、民族的であれ、人種的であれ、宗教的であれ、自らの文化的アイデンティティをもとに他の人々と自分を区別し、また、自らのイデオロギーを他者に強制的な手段で押し付けようとし、皆殺しさえも辞さない。彼らは、

- 自分たちの文化の優位性を信じ、他のあらゆる文化を拒絶する。
- 自分たちのイデオロギーを他者に強要し、「純粋な」社会をつくるという信念にもとづいて行動する。
- 常時ではないが、多くの場合、暴力に訴えて、目的を達成しようとする。

文化的支配を求める運動は、至上主義的で、強制的であることが多い。彼らはほかのアイデンティティを「悪魔」にたとえ、同じ民族からなる神聖で「純粋な」母国の建国を正当化するイデオロギーを支持している。彼らは、社会の中核に属していない者なら誰でも、劣っていて、不要で尊敬するに値しない者だと見なす。ジェマ・イスラミヤは、インドネシアの問題は「異教徒である中国人とキリスト教徒」のせいだと主張し[5]、インドネシアの政教分離を犠牲にして、イスラム国家の樹立を模索する行為を正当化している。米国最大のネオナチ組織、ナショナル・アライアンスは、「白人至上主義にふさわしい」新政府を樹立をしようとしている[6]。

文化的支配を求める動きは、排他的で、自分たちのイデオロギーを他者に強要しようとする。彼らは、彼らの価値観やアイデンティティが脅威にさらされているという恐怖感をつくり出すことで、支持を獲得する（第1章）。欧州の極右政党に関する研究から、共通の特徴が明らかになった。彼らは、外国人に対する憎悪をあおり、単一の文化による社会を形成し、福祉政策から「外国人」を排除し、「邪悪な力」から国民を守ることのできる強い国家を建国したいという要求を生み出すのである[7]。文化的支配を求める動きでは、同じ集団に属する人々さえも対象にして、異なる意見を誹謗し、抑圧し、集団への誠実さや忠誠心（信仰の純粋さや愛国心）を問題にする。

その他の要因も働いているかもしれない。多くの民族紛争は、政治的権力あるいは経済的権力にも関係しており（第2章）、民族的アイデンティティは、そのための支持者を集める手段である。たとえば、ルワンダでの集団殺害は、フツ族が支配する政府によって排除されていたツチ族と、植民地支配のもとで排除されていたフツ族の間の、政治的権力や経済的権力を求める争いが表面化したもので

文化的支配を求める動きは、排他的で、自分たちのイデオロギーを他者に強要しようとする。

国家が弱体化すると、威圧的な運動が、教育や社会保障、または法と秩序を提供すべく介入する可能性がある。

あった。これらの動きに見られる特徴は、当事者がアイデンティティの名のもとに、文化的支配をしようとすることである。フツ族の過激派はツチ族に対する憎悪をあおり、フツ族のアイデンティティを人種的観点から再定義し、フツ族こそが先住民族であると主張し、ツチ族はエチオピアから来た「外国人」だとあざけった。

文化的支配を求める動きのすべてが、明らかに暴力的であるわけではない。脅迫、嫌がらせ、選挙戦の駆け引きもよく使われる手段である。さらに、同じ組織が、プロパガンダ、選挙戦の駆け引き、外部の支持要請、地元の支持の強制的な要求、反ゲリラや反テロリストキャンペーンなど、幅広い戦略を用いることもある。選挙戦の駆け引きは、必ずしも強圧政治に代わるものではない。強圧政治では、多くの政党が、人々に恐怖と不安を植え付けることで票を獲得し、他の共同体のメンバーに脅威を与えようとする。暴力は、強圧的な運動の普遍的な特徴ではないが、よく見られることである。強圧的なイデオロギーは、不寛容さを広め、秩序のない暴力行為を引き起こしかねない。米国では、1998年、キリスト教徒アイデンティティ運動（Christian Identity movement）に触発されたアーリア人（非ユダヤ系白人）兵士（the Aryan Nations）が、人種主義者的な動機から襲撃や殺害を行った。

このような動きはなぜ存在するのか―そして、その影響はなぜ拡大しているのか？

イデオロギー、差別、貧困と不平等、恣意的に操作されたリーダーシップ、脆弱なまたは無力な国家、外部からの政治的介入、疎外されている海外の移住者集団とのつながり、これらすべてが原因となり、文化的支配を求める強圧的な動きが力を拡大し続けている。開発やガバナンスの失敗による空白が生まれる可能性があり、強圧的な運動だけが活発になりすぎることがある。このような運動に一貫する特徴は、世の中の失敗について、単純な（そして多くの場合、歪められた）説明を行い、失敗の是正に短絡的な手段（移民を追放し、ほかのコミュニティの構成員を殺害するなど）を提示することである。

アイデンティティ政治には、不満や欲望といった経済的に説明がつくものが多い。西欧では、腐敗からグローバリゼーションにいたるさまざまな問題で主流政党が大幅に信頼を失うたびに、極右政党が選挙で票を得てきた[8]。宗教運動は、民主化も経済開発もうまくいっていない状況にあって、近代化は外国からもたらされた抑圧的なものと見なす人々に対し、救済上の救済をもたらす。そのため、強圧的な運動では、脅威にさらされている中流階級や、職業に不満を抱いている知識階級でさえも、経済的、社会的に疎外された者の範疇に入るであろう。それは、1970年代までのイスラム教徒による数多くの強圧的な運動の台頭において、「聖職者ではない反対派の知識階級」が果たした役割を見れば、明らかである。近年は、聖職者が支配的な役割を果たしてきている[9]。

国家が弱体化すると、強圧的な運動が、教育や社会保障、または法と秩序を提供すべく介入する可能性がある。当初、タリバンは通商ルートの確保を助けた。グーシュ・エムニームは、ユダヤ教徒がヨルダン川西岸とガザ地区に入植するに際し、即座に安全の確保を行った。ウズベキスタンで組織されたアドラート（Adolat）旅団は、法の支配を自らの手で行い、犯罪を減らし、食料品価格を下げて、国民の支持を得た。

子どもたちを（公立あるいは私立の）

BOX 4.1 リーダーシップ、イデオロギー操作、支持者集め

文化的支配を求める運動の指導者は、集団のアイデンティティを確立させ、支持者を動員し、その他の集団に対して強引な手段をとらせる。指導者は、組織力を用いて支持者を獲得し、自分たちに都合よくイデオロギーを修正し、国内外で資金を調達し、活動メンバーに武器を与え、訓練を行う。これらの指導者が追求するのは、2つの主要な目的、つまり、不寛容なイデオロギーの形成と、政治権力のバランスの変更である。

不寛容を生み出すのに最も簡単な方法は、自分に都合よく解釈した歴史を利用して、その他の集団を描き、中傷することである。そうすることで、指導者は、正義の追求であることを強調し、彼らの集団が被ったとされている被害に注目を集めるのである。現実の不満を解決することにではなく、危機感をあおるスローガンとして表面的な不満を利用することに力を注ぐ。ヒンドゥー教の過激派グループ、バジュラン・ダル（Bajrang Dal）は、ウェブサイト上で、インド政府が「反国家分子（イスラム教徒）」に譲歩していると批判し、政府に対し、インドに住むイスラム教徒が、ヒンドゥー教の寺院を破壊した過去の侵略者の「流れをくむ者でも、信奉者でもないことの証拠を示す」よう要求している。米国では、1993年に連邦捜査局（FBI）の捜査官とカルト集団、ブランチ・ダビディアンを巻き込んだウェーコでの悲劇的な事件の後、カルト宗教と白人至上主義組織の指導者らが、連邦政府は不当行為を行ったと激しく非難し、支持を集めようとした。

指導者たちはまた、政教分離の法を聖典にもとづく法律に変える、選挙制度を否定する、憲法で認められている他の人々の権利を制限するなど、ガバナンスの構造を変えようとする。これらの手段のすべてが、集団の支配力と優位性を他の集団に押し付けるのに役立つ。スリランカでは、タミル・タイガー（LTTE）が自治を求め暴力的な行動に訴えているにもかかわらず、仏教徒の僧侶たちは、これまで北東部のタミル人に自治を認めるいかなる動きも、再三にわたり反対してきた。そしてノルウェーでは、進歩党（the Progress Party）のカリスマ指導者、カール・ヘーゲン（カール王としても知られている）が、難民を帰還させ、移民を厳しく制限し、先住民族であるサーミ（Sami）人の権利を制限することを主張している。

出典：ADL 2003 ; *The Economist* 2000 ; Grove and Carter 1999 ; HinduUnity.org 2004 ; IRR 2003 ; Stern 2003

普通学校で学ばせる手段がないことが、無償教育を提供する宗教学校に人々が依存する原因の1つとなっている。原則としては、このことに異論はない。たとえば、イスラム教学校は、このような学校がなければ教育を受けられなかったであろう生徒に対して、文化的および経済的な利益をもたらすことができる。しかし、場所によっては、このような学校が強制的な文化的イデオロギーをも推奨し、子どもたちが強圧的な活動に従事するのを促してきた。パキスタンのイスラム教学校の2%から3%は、子どもたちを募って強圧的な運動へと参加させていると言われているが、1万5000校から2万校あると推定される宗教学校のうち、公的に登録されているのはわずか半数である[10]。このような未登録の学校を監督し、規制するのは、政府にとって難しい問題となっている。タイでは、550校あるイスラム教学校のうちの300校は、普通教育を行っていない（政府は、これらの学校が過激派のメンバーの勧誘や訓練に関与していないか調査している）[11]。

しかし、公立学校でさえ、不寛容を説くことがある。ナチズムは公立学校で喧伝された。アパルトヘイト体制下の南アフリカでは、白人至上主義はカリキュラムの一部であった。教育手段を支配することで、国家は教科書を改変し歴史をねじ曲げ、特定のコミュニティを攻撃対象にし、型にはまった人種差別的考え方を助長することがある。

運動のイデオロギーを定義するのは、運動の指導者である。指導者のおもな役割の1つは、宗教の教義を解釈し、彼らの行動が「神から与えられた」正しい行いであることをメンバーに説くことであ

威圧的な運動は、非常に大きな不安定要因になりかねない。

る。民兵は背信する可能性が高いので、指導者は、彼らが何年もかけて宗教教本を学んだり、破壊活動に従事したりすることで、忠誠心を証明するよう要求することもある。また、指導者は状況に応じて、組織のイデオロギーや目標を都合よく変え、協力して、残忍な活動を行うよう強要する。また、中核となる活動家（子どもたちの場合もある）の勧誘や教化や訓練を行う。テロ行為を計画し、それを宣伝するような媒体を準備する。また、テロ行為で死亡し、英雄に祭り上げられた幹部の家族への、補償資金を確保する（BOX 4.1）。

長い歴史を持つ海外の移民社会が、母国での強圧的な運動を助長することもある。移住者集団の一員として、彼らは本来のアイデンティティや文化的伝統を保持することと、新しい環境に適応することとの間で苦労してきた。彼らが不安や人々のさげすみを感じた場合には、主流社会から自らを切り離そうとすることもあるだろう。ドイツやオランダのイスラム教徒の間に、そのような不満があることを示す例がある[12]。強圧的な運動は、移民集団のそのような感情を利用して、彼らから資金援助や政治支援を引き出すこともある。1990年代初頭、ボスニアにはドイツから「週末兵士」がやってきて、ボスニアの彼らと同じ民族集団のために戦った[13]。

文化的支配を求める動きの台頭につながった根本的な要因の多くは、民族主義運動を引き起こす要因でもある。それらの要因の多くが、差別された集団が政治的権利を求めて闘う理由になっている。自治を求める運動の多くは、自由主義的な活動であり得るし、自治地域内で多様性を受容することの重要性を認識している。文化的支配を求める運動は、それとは対照的に、多数派や政治的な支配集団の内部でさえも起こり得る。そして、人種差別主義者は自治地域を求めることはない。その代わり、彼らは「他者」あるいは「劣等者」と見なしたあらゆる者を攻撃の対象にする。文化的支配を求める動きは、人々の真の不満を利用して支持を得るのに長けている。文化的支配を求める動きは、文化的優越性と、多様性および寛容性の排除を特徴としているのである。

民主主義のジレンマ—規制措置か適応措置か?

強圧的な運動は、非常に大きな不安定要因になりかねない。それは、民主的国家にある種のジレンマをもたらすという意味で、すべての国にとっての難題である。文化的支配を求める動きが暴力的な手段に訴え、法と秩序を脅かし、国民の人権を否定するのであれば、政府にはそのような運動に対して、強硬措置をとるためのあらゆる権利が認められている。しかし、問題は、犯罪に対する刑罰で対処できるほど単純ではない。言論の自由に対する権利を尊重する国家では、文化的支配を求める動きは、民主的社会の自由を逆手にとって、国家を弱体化させようとする。法を破らずに、排除、差別、市民的および政治的自由の否定を正当化することは可能であり、実際、一般的に行われている。

自由を尊重する民主的国家では、言論の自由と集会の自由を不当に制限しているという批判を受けたくないということが、ジレンマとなっている。しかし、こうした国は、社会の平和に対する脅威や、少数者に対する脅迫を見過ごすことも望まない。もし、いくつかの集団の権利だけが規制され、その他の社会はそのような権利を享受している場合、過剰な反応を引き起こし、暴力さえも誘発する危険性がある。取り組むべきことは、威圧的な運動を阻止しつつ、自由を擁護することである。

強圧的な運動は、非民主的国家におけるほうが、強力で脅威的になる傾向がある。彼らは、暴力と過激な手段を用いて主張を通そうとするが、それは、それ以外に公的な場で発言する機会がないからである。非民主的国家は、その名が示すとおり、言論の自由や、政治的に団結する権利などに対し、ほとんど、あるいはまったく価値を認めていない。民主的でない体制においては、自由と抑圧との間の矛盾はそれほどない。なぜなら、最初から自由というものがほとんどないからである。

非民主的な政府にとっては、より自由主義的な政治に移行することが、効果的な戦略になるだろう（BOX 4.2）。民主

BOX 4.2 中央アジア—政治的・文化的自由の規制に潜む危険性

ソ連による統治が終わるころには、中央アジアのイスラム教は分裂し、新たなイスラム主義運動が台頭していた。そこには、ソ連によって規制されていた（また、抑圧されていた）公認イスラム教、非公認の聖職者が中心となって組織した従来からのイスラム教、そして「純粋なイスラム世界」の確立を望み、シャリーアの厳守を信条とするコーランに忠実な信者である「聖典の民」が信奉する改革派のイスラム教、が存在していた。一般大衆の願望を代弁するいくつかの運動が抑圧を受け、それぞれの流れを継いだ宗教運動は、イデオロギー的にいっそう過激で強圧的なものになった。

抑圧にはほとんど効果がない…

1990年代の初頭、汎中央アジアイスラム復興党（IRP）は、イスラム教の純化を目指したが、組織としての結束力に欠けていた。党全体としては穏健であったにもかかわらず、1991年、IRPはウズベキスタンで禁止された。同じころ、アドラート（正義）運動が一大勢力になり、ウズベキスタンがイスラム国家になることを要求した。アドラートの義勇団はフェルガナ渓谷を巡回して犯罪の減少に寄与し、食料品価格の引き下げを要求したことから、大衆の支持を得た。アドラート義勇団がIRPと関係があるというわさに危機感を抱いた政府関係者は、義勇団の指導者らを訴追した。この政府の対応は、アドラートの人気を押し上げ、彼らの運動を地下に潜らせただけであった。1999年から2000年にかけて、アドラートのかつての指導者たちに率いられたイスラム運動ウズベキスタン（IMU）は、ウズベク族の政府を退け、イスラム国家を樹立しようとした。

もう1つのイスラム主義グループ、ヒズブ・タフリール（HT）は、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタンにまたがるフェルガナ渓谷一帯で、支持者を獲得してきた。HTは、中央アジアにおいてカリフ（イスラム教の統治者）が統治する国家の建国を望んでいる。IITはIMUの暴力行為を激しく非難し、暴力の代わりに草の根運動や、小冊子を配布するなどの手段をとって支持者を集めている。しかし、HTもまた、民主主義を否定し、イスラム法のシャリーアを強制し、将来の武力行使をも辞さないとするなど、急進的な考えを支持している。HTは、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタンのいずれの国でも禁止されているが、その人気は衰えていない。

…しかし、民主的な対応では可能である。

タジキスタンの内戦（1992年から1997年）は、おもに、異なる民族集団間の権力をめぐる闘争であった。タジキスタン統一反政府勢力の拠点が一掃されると、宗教活動家が引き継いでその指揮を執り、「タジキスタン・イスラム復興運動（MIRT）」と名前を変えて、宗教軍へと再編成しようとした。MIRTの支配下にある地域では、MIRTは祈りを行わない者を処罰すると脅し、女性にベールを被るよう要求した。穏健派野党の指導者の多くは、MIRTを去った。1997年の和平合意の後、かつて野党のメンバーだった人々（再び合法化されたタジキスタン・イスラム復興党（IRPT）に所属している者も含む）が、政府の役職に就いた。より多くの穏健派指導者たちがタジキスタン・イスラム復興党（IRPT）に加わった。IRPTは、武器を捨て、憲法を擁護し、政教分離の民主主義国家を支持するという公約を守ってきた。IRPTはその政治的影響力は限られているものの、一貫して法律制度に宗教的価値観を含めるべきだと主張し続けている。

出典：Cornell and Spector 2002 ; *The Economist* 2003b ; Rotar' 2002 ; Rubin 2004 ; Zelkina 1999

強圧的な活動を規制することが、第一歩である。

的な社会のほうが、文化的支配を求める動きに対処しやすく、多くの選択肢を持っている。

規制措置

強圧的な活動を規制することが、第一歩である。強圧的な運動がほかの集団を脅かし、威圧し、暴力の対象にする場合、たとえ武力行使を行ってでも、国家はそのような運動を規制する必要がある。強圧的な運動の活動を規制する（最終的には排除する）一般的な手段としては、次のようなものが挙げられる。

- 強圧的な政党に対する制度的な障壁を設定する
- 法律の制定と司法介入を実施する
- 武力を行使する

強圧的な政党に対する制度的な障壁を設定する　制度的な障壁を設定し、特定の集団が選挙政治や市民社会に自由に参加するのを阻む措置は、文化的な過激主義が社会に拡大するのを防ぐために、民主主義社会によって一般的に行われている。そのような障壁として、憲法の条項にのっとって、立法機関で議席を得るための最低限必要な得票率を制定したり、選挙資金を規制したり、放送サービスの利用を制限したり、特定の種類の政党を禁止したりすることなどが挙げられる。非民主的な政府も、同様の手段を用いて反対派を抑制しているが、コミュニケーション手段がないため、ある特定の脅威が生じた場合、ある種の強圧的な運動への対応は弱いものになる。

ドイツでは、政党が議席を得ようとする場合、国民による投票の５％を獲得しなければならない。この最低得票率による規制が、第二次世界大戦以後、あらゆる主要な極右政党―ドイツ国家民主党（NPD）、共和党（REP）、およびドイツ人民連合（DVU）―を権力から締め出してきた。それとは対照的に、イスラエルの最低得票規制は1.5％で、それほど高くなかったため、人種差別主義政党、カハ党のラビ・カハネが1984年にクネセット（国会）の議席を得るのを阻止できなかった。それを受けて、クネセットは基本法の7A項を採択し、党の目的に「国家の民主性の否定」や「人種差別をあおるもの」が含まれている場合、その党の候補者の選挙参加を阻止することを決定した。1988年、政府は、人種主義を扇動したとしてカハ党の活動を禁止し、1994年にはテロ組織であると断言した。ドイツでもイスラエルでも、強圧的な集団は、たとえ選挙で争うことが認められていても、政府が憲法規定に抵触すると見なせば、彼らの自由は制限された。

そのような政治参加の禁止は、政党が犯罪行為を行っていることが示唆された場合、合法と見なされるだろう。しかし、特定のイデオロギーに固執しているという理由だけで政党を規制することは、次の２つの理由から効果的ではなくなる可能性もある。第１の理由は、国民の真の関心に訴えるものであれば、そのような運動はめったに衰退しない、ということである。第２の理由は、国民が政府の禁止措置を正当でないと見なした場合、政府に対する反対運動が拡大し、より過激な形態をとることもあり得る、ということである。モロッコの実例を見ると、政治参加の拡大によって、穏健化が進むことがわかる。モロッコでは、憲法改正後、選挙で争う機会が拡大し、2002年には、イスラム正義開発党（Islamist Justice and Development Party）が最大野党になった。1年もしないうちに、同党の主導者たちは、イスラム法の強制を議題にすることは少なくなり、代わりに開発の促進についてより活発に議論がなされるようになった。

法律の制定と司法介入を実施する　強圧的な集団に対し法律で規制する場合、その程度も手段もさまざまである。スウェーデンには、強力な反人種差別法があるにもかかわらず、議会は極右集団に対する禁止令を認めなかった。しかし、ときには、テロに対する厳しい法律も必要になる。英国では、「2001年テロ対策・犯罪・治安法（Anti-Terrorism, Crime and Security Act of 2001）」の適用範囲を拡大し、人種的や宗教的に関する悪質な犯罪も対象に含めた。同法とインドの「2002年テロリズム防止法（Prevention of Terrorism Act of 2002）」は、裁判なしで容疑者を拘留できる期間の延長を認めている。マレーシアとシンガポールも、同様の予防法を数十年にわたって適用している。

しかし、ドイツ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、ロシア、英国、米国など、多くの国で、テロ対策に関する法律に関して活発な議論がなされている。それは、危機に対処するためにテロ対策法が施行された場合、乱用される危険や、法律が永遠に失効しない危険性があるからである。このような法律を引き続き適用することが正当か否かを判断するために、国家の必要性にかなっているか、そして効果はあるのかについて定期的に検証することが重要である。インドでは、1995年に、それまでのテロ対策法は人権を侵害しているとの非難を受け、その失効を認めた。1974年、英国は（北アイルランドに関連したテロ行為を受けて）テロ対策法を一時的な法律として導入し、1976年、1984年、1989年、および1996年に改正している。このような法律が永続的なものとして固定されると、民主的社会における市民的自由への保障が犠牲になる。英国では、テロ対策法に、失効期日が定められていない。

文化的支配を求める動きを事前に抑制しようとする法律が効果的に機能するかどうかは、市民の自由をどの程度制限するかではなく、どれだけ市民の自由を保護するかによって決まる。文民の手による機能的な司法制度が果たす役割は、強圧的な運動やそれらの活動に携わる個人を訴追するうえで重要であるが、政府の措置の監視機関としての機能も果たすことになるだろう。

自由を擁護することと、憎悪の拡大をどこまで許すかということとの間の妥当なバランスについて、裁判所はさまざまな判決を下している。1996年、スウェーデンの最高裁判所は、他の民族集団に対する扇動行為を禁じた1948年の法律（hets mot folkgrupp）が、人種的憎悪に結び付くような印や象徴の表示、衣服の着用の禁止を認めているとする解釈をした。オランダでも、そのような複雑な問題に取り組んでいる。2001年前半、ケルクラーデ市の市長は「公的行事に関する法律（Law on Public Events）」を発動し、人種差別的なイデオロギーを持つ極右政党、オランダ人民連合（Netherlands People's Union）の行進を禁止した。マーストリヒトの裁判所はその命令を覆し、行進は実施された。行為の正当性は、国際的に認められている法や規範で容認されているかどうかにかかっている。強圧的な運動は、しばしば国際的なネットワークを構築する。ある国の政府が、正当な法の手続きにのっとって運動への対処を行っていない場合、運動への同情と支持が、海外からも集まることもあり得る。

武力行使を第１の選択肢にすることに対しては、現実的な立場からの反対論がある。なぜなら、武力行使では、ほとんど成果が上がらないからである。

武力を行使する　暴力的な運動に直面した場合、民主的国家であれ、非民主的国家であれ、あらゆる国家は武力を行使する権利を持つ。問題は、武力をどのように行使するかということである。国家が政治的権利を規制したり、文民による統治を避けたり、拷問を行った場合、武力行使の正当性はほとんど、あるいはす

BOX 4.3 エジプト―穏健派と過激派との識別

イスラム主義の集団が、みな同じというわけではない。すべての集団を同一視する姿勢は、政治的に未熟であるうえに、イスラム主義者を運動に駆り立てている問題に対処するうえでも、効果をもたらさない。しかし、それぞれの集団やイデオロギーを識別することは、必ずしも容易ではない。それはエジプトの例によく表れている。

ほぼ1世紀にわたり、エジプトはイスラム主義運動と闘ってきた。イスラム主義集団で、もっとも突出しているのは、ムスリム同胞団（1928年設立）、アルジャマー・アルイスラミーヤ、アルジハードである。1940年代から1960年代まで、ムスリム同胞団には暴力的な分子が存在し、注目を集める目的で意図的に暗殺を行い、武力で政府を打倒することをもくろんでいた。しかし、この20年間、指導者のうち何人かは、革命的手段や暴力的手段を拒絶し（彼らはきっぱりと拒絶している）、暴力はイスラム法のシャリーアに矛盾するとも主張してきた。

現在、ムスリム同胞団が目指す目標は、自由にもとづくイスラム教による民主的国家の樹立と、社会正義と安全がすべての市民に保障される社会の創造である。彼らは、国家の統治をシャリーア法にもとづいて行うことを要求しているが、民主的制度の中でその実現を目指すことが必要であることも強調している。

1984年と1987年に、エジプト政府は、ムスリム同胞団が、ほかの政党と連携して選挙に参加することを容認したが、正式な承認はしなかった。ムスリム同胞団はほかの政党（1984年はワフド党、1987年は社会主義労働党）と連携して選挙を争い、最初は8議席、次は36議席を獲得し、周囲を驚かせた。しかし、ムスリム同胞団は、内部抗争もあって、1990年代初頭に他の集団が引き起こした暴力行為を非難する明確な態度を示さなかった。このようにイデオロギーがあいまいであったため、ムスリム同胞団が自らを穏健で政権を担える政党として位置づけようという試みは、成功しなかった。1990年代には、テロ活動を支援しているという理由で、ムスリム同胞団のメンバー数百人が逮捕された。

ムスリム同胞団をどのように扱うべきかを決めるのは難しい。しかし、人権侵害を行わないように行動すれば、エジプト政府は強い立場に立てるであろう。エジプトの中でも有名な政治団体の1つを政界から排除することは、長期的には支持されない。

アルジャマー・アルイスラミーヤとアルジハードは、ともに1970年代に組織され、シャリーア法の強要という目標を達成するために、暴力的な手段をとってきた。彼らの最も残虐なテロ行為は、1997年、ルクソールの神殿で68人の外国人とエジプト人を虐殺した事件であった（ムスリム同胞団はこのテロ行為を公然と非難した）。それ以来、この2つの集団は、イデオロギー的な分裂に悩まされている。現在は、暴力を否定する指導者がいる一方で、暴力の正当性を主張する指導者もいる。1998年、ケニアとタンザニアで起こった米国大使館へのテロ攻撃（アルジャマー・アルイスラミーヤとアルジハードの両方の集団が関与していたと言われている）は、過激派分子の脅威を浮き彫りにした。アルカイダとの関連性も伝えられており、政治参加を求める両集団の要求を通すことは、いっそう難しい状況になっている。両集団の選挙参加は認められていない。

国際的なテロ行為の脅威に対する解決策を世界が模索する中で、穏健派と過激派を識別することがいかに難しいかをエジプトの実例は示している。しかし、穏健派に政治参加への道を開くことで、過激派の訴えを弱めていくことは可能である。

出典：Abed-Kotob 1995 ; Campagna 1996 ; Fahmy 1998 ; Gerges 2000

べて失われてしまう。

武力行使を第1の選択肢にすることに対しては、現実的な立場からの反対論がある。なぜなら、武力行使では、ほとんど成果が上がらないからである。1990年代初頭、ウズベキスタンでは、全体としては穏健だったイスラム復興党に弾圧を加えた結果、アドラートの運動のような過激派集団が台頭し、1999年には、ウズベキスタンのイスラム運動が政府の打倒をもくろみ、テロ行為に走るようになってしまった（BOX 4.2参照）。

武力行使を正当に行うのは、必ずしも容易なことではない。武力行使は強圧的な集団に対してのみ行うべきで、政治参加に対する権利を求める集団に対して行ってはならない。しかし、そのように集団を区別するのは、難しいことがある。同じ運動に加わっているメンバーでも、支持しているイデオロギーや目的が異なるかもしれない。強圧的なイデオロギーや目的を支持する者もいれば、そうではない者もいる。国家は、強圧的な運動に自由を認めることで、不寛容が助長されるのではないかと懸念する。強圧的な運動を識別することが、どれほど難しいか、それに加え、正しい政策対応を選択することがいかに重要であるかは、エジプトの例を見るとわかる（BOX 4.3）。

しかし、いくつかの手段は避けるべきである。特定の状況下では拷問が正当化されると主張して拷問を行っている国がある。拷問の回数が少なくても、あるいは度を超したものでなくても、法律がそのような行為を認めた場合、濫用される危険性が常につきまとう。1987年、イスラエルの司法委員会は、尋問での「軽度の身体的圧迫」の使用は許可するよう勧告した[14]。ところが、国家保安機関、シン・ベットによるパレスチナ人捕虜への虐待が拡大してしまったのである。この現実を認識し、1999年、イスラエルの最高裁判所は、そのような手段はすべて違法であると宣告した。2004年3月現在で、191の国連加盟国のうち58カ国が、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）」を批准していない（指標表30）。

ほとんどの民主的国家で、また非民主的国家の数カ国でさえ、司法手続きにおいて5つの基本原則を採用している。それは、恣意的な拘留の禁止、拷問の禁止、人身保護令状請求権、文民判事が行う裁判の利用、弁護人を雇う権利、である。強圧的な運動に立ち向かうために、これらの原則を犠牲にしてよいということにはならない。これらの原則が損なわれれば、規制措置は抑圧的になり、効果をもたらさないことさえある。

民主的な対応

国家は、不寛容なイデオロギーや強圧的な運動を抑えるのに、規制措置だけに頼ることは避けるべきである。なぜだろうか。それは、規制措置は民主主義の原則を損ないかねず、そのため効果的でないことが多いからである。たとえば、人種差別を基本理念とする政党や活動を禁止することで、人種差別がなくなるという証拠はない。文化的支配を求める動きは、現実に存在する不満につけ込んで広がる。もし禁止されれば、地下に潜るだけである。規制、とくに抑圧を加えると、その運動からの抵抗を受けるだけでない。政府は世論をも敵に回すことになりかねない。

強圧的な運動は、人々の関心事や意見を代弁するものであり、少なくともその一部はなくなることはない。そのような関心事は、表明され、理解されて初めて、対処が可能となる。

強圧的なイデオロギーを支持する政党の選挙参加を認めることは、憤りを表すための民主的な手段となり、それによって暴力が減る可能性もある。その場合の危険性は、そのような政党が権力を拡大すると、文化的自由を抑圧する可能性があることである。国家は、イスラム法のシャリーアの適用を強制することを望んでいる政党を禁止すべきだろうか。スウェーデンの白人至上主義の集団に対し、自由な活動を認めるべきだろうか。

本報告書ですでに主張してきたことだが、人権や個人の自由という普遍的な価値を、伝統や慣習法を求める要求の犠牲にしてはならない。しかし、イデオロギーを理由に政党を規制すると、民主的なプロセスが損なわれ、そのようにして排除された政党が暴力に訴えるようになる

国家は、不寛容なイデオロギーや強圧的な運動を抑えるのに、規制措置だけに頼ることは避けるべきである。

危険性もある。数カ国の事例から、民主的国家の行動のガイドラインとして、次の４つの方策が示唆されている。非民主的国家もこれらの方策から教訓を得ることができるだろう。

- 通常の民主的プロセスを機能させる。
- 憎悪犯罪を訴追する。
- 学校のカリキュラムに配慮する。
- 地域社会を支援して、過去の憎悪と暴力を清算させる。

民主的な適応をすることで、過激派の極端な訴えに、現実の厳しい光を当てることができる。

通常の民主的プロセスを機能させる

イデオロギーを理由に政治的権利を抑圧しても、うまくいくことはほとんどない。アルジェリアでは、1992年に軍部が介入し、イスラム救国戦線（FIS）の当選を無効にしたが、これにより、いっそう過激な武装集団、武装イスラム集団（GIA）が台頭した。その結果、破壊的な暴力が10年以上も続き、10万人近くの人命が失われた[15]。政治的に対応を図ることで、強圧的な運動を行っている集団のうち、選挙や政府に参加する準備が整っているものと、そうではないものとを区別することができる（BOX 4.4）。

欧州の主流政党は、人種差別や移民排斥を謳う政党との連携を避ける傾向にあるが、ときには現実の政治状況から、極右政党を連立に加えるようになってきている。オーストリアの極右政党、自由党（FPÖ）は、1970年代から州議会で連立政権に加わっている。1999年、26.9%の票を獲得し、中央政府の連立内閣に加わった。しかし、これには、自由党の党首、ヨルグ・ハイダー氏は入閣しないという条件が付いていた。2000年、ハイダー氏は党委員長さえも辞任した。政府は引き続き穏健な政策をとっており、危惧されたような、オーストリアの移民政策の急激な厳格化は起こらなかった。そして、2002年、FPÖは、党内分裂の影響で10%しか票を獲得できなかった（図4.2参照）。

民主的に対応することで、過激派の極端な訴えに、現実の厳しい光を当てることができる。極右政党は、当初は大衆主義（ポピュリズム）に後押しされて、選挙で成功を収めるかもしれないが、その勢いを維持し続けることは必ずしも容易ではない。デンマークの進歩党（FRPd）やドイツの共和党（REP）などのように、欧州の多くの極右政党は、公の選挙で争ったが、獲得した票が極めて少なかったため、まったく影響力を持てなかった。イタリアの社会運動・三色の炎（MS-FT）のような政党は、ほとんど支持を得ることはなかった（図4.3）。

非民主的な国々では、その名に示されるとおり、政治的に争える公的な場が限られている。そのため、強圧的な運動の拡大が助長される可能性があるが、同時に国民が正当だと考えるやり方でそのような強圧的な運動に対処できる国家の力も制限されている。

憎悪犯罪を訴追する　憎悪犯罪を訴追しなければ、脅迫や暴力を用いた強圧的な運動の進行を助長するだけである。明白に憎悪犯罪を対象とする法律をめぐっては、賛否両論がある。そのような法律に批判的な人々は、なぜ、信念に固執することが、強欲さなどよりも非難されるべきと見なされるのかと問い、そのような法律は、行為ではなく思想を訴追することになるに等しく（come close to prosecuting thoughts）、民主主義が足を踏み入れてはならない領域だと主張する。

憎悪犯罪に関する法律を制定するには、２つの前提となる状況がある。第１の前提は、憎悪犯罪は問題が象徴的に表れたもので、社会全体にメッセージを送ろうとしている、ということであり、そのため、ある意味では、社会の構成員全員に対する脅威になるということである。身体的な暴行や言葉による暴力も含まれるが、憎悪犯罪はより深刻な犯罪である。第２の前提は、潜在的な犠牲者には、攻撃を防ぐ手立てがほとんどない、ということである。憎悪犯罪の動機は、宗教的アイデンティティや民族的アイデンティティといった、ほとんど変えることのできない性質であるため、その脅威がなくなることはない。文化的自由が個人に選択の自由を与えることだとすれば、憎悪犯罪は、人々を他人が作った鋳型に無理やりはめ込むことである。

憎悪犯罪への対策を法として制定するだけでは不十分である。潜在的な脅威を把握するため、各国で憎悪犯罪や外国人

BOX 4.4　アルジェリア―不満、民主化、暴力

アルジェリアの内戦は、イスラム原理主義者と国家の間の紛争としてとらえられることが多い。しかし、不寛容で暴力的な集団が台頭した原因は、民主化の失敗にある。まだ問題は残っているものの、近年の協調的な政策のおかげで、ようやくいくつかの前向きな成果がもたらされつつある。

1980年代の経済的崩壊の後、いっそうの民主化を求める圧力が高まった。独立以来、アルジェリアを統治してきた民族解放戦線（FLN）政権は、1989年に憲法を改正し、政党の組織化を合法化し、軍部の役割を縮小した。政府はまた、1982年から1987年にかけて、宗教関連支出を大幅に増額し、イスラム主義運動を促進させた。ところが、1988年からは、アルジェリア初の複数政党選挙に向けて準備を始め、政府は宗教関連支出を大幅に減らし、拡大しつつあったイスラム主義運動の勢いを削ごうとした。1991年12月の選挙では、イスラム国家の建設を掲げるイスラム救国戦線（FIS）が、第１回目の投票で47%の票を獲得した。選挙の勝敗がほぼ確実になると、政府は1992年初頭に、選挙の続行を中断した。アルジェリアの民主主義は、失敗に終わったのである。

アルジェリアの民主化の失敗には、イスラム教徒はほとんど関係なかったが、彼らは、アルジェリアの危機のおもな要因となった。1990年、アルジェリアでは武装イスラム主義運動が組織され始めた。そのほとんどは、民主主義はイスラム国家の建国のためにならないと考え、FISとは距離を置いた。民主的なプロセスを主張するFISは、当初は武装集団を軽視していた。しかし、1992年のクーデターの結果、FISは威信を失い始めた。「背教者の政権」（Hafez 2000, p.577）との対話に反対する武装集団が、武装イスラム集団（GIA）として結束した1994年までには、FISも独自の軍事組織、イスラム救国軍（AIS）を組織していた。

GIAとFISのイデオロギーの違いは相当大きなものであった。GIAは市民を攻撃対象にしていたが、AISはそのような行為はイスラム教の教えに反していると主張し、対象を軍部に限っていた。GIAは、武力を用いた聖戦（ジハード）はイスラムの絶対的使命と考えていたが、AISにとっては、それはイスラム国家を樹立するうえでの数ある手段の1つにすぎなかった。GIAは、不信心者や背教徒に対する徹底的な闘争を掲げていたが、AISとFISは大統領に対し、民主主義の再建と、政治的権利の回復を訴えた。イスラム教とその役割の解釈はこのように多様であることから、アルジェリアのイスラム教とイスラム主義運動を一般化して考えることが無意味であることがわかる。

AISが大赦を見返りに軍部と停戦交渉を行った1997年以来、アルジェリアは和解と民主主義に向かって、ある程度の前進を見せている。1999年、政府は政治犯を釈放し、国民和解法（Civil Reconciliation Law）を可決して、市民の殺害や婦女暴行を行わなかった反乱者や、公共の場に爆弾を仕掛けなかった反乱者にまで大赦の対象を拡大した。2002年の選挙では、イスラム教徒を中心とする２つの政党が、国民議会で議席を獲得した。

アルジェリアがこれから進むべき道のりは長い。FISは選挙に参加する資格を剥奪されたままである。GIAに加え、最近組織された、布教と聖戦のためのサラフィスト集団（Salafist Group for Preaching and Combat）は、依然として暴力行為も辞さないとしている。文化的な承認を求めるベルベル人からの強い要求も、もう１つの緊張要因である。アルジェリアの歴史を見ると、本報告書を通して述べている議論を実例をもって示していることがわかる。つまり、宗教と民族性は、紛争の本質的な原因ではない、そして、民主主義は文化的自由を保障するための必要条件ではあるが、十分条件ではない、ということである。

出典：Hafez 2000 ; Middle East Institute 2003 ; Testas 2002 ; Tremlett 2002

国家はまた、不寛容に対し断固とした態度をとるための、政治的意思を持たなければならない。

図4.3
民主的参加は極右政党の過激な訴えの正体を暴くことができる

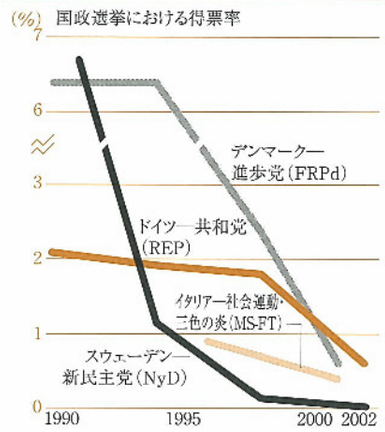

出典：Electionworld.org 2004; Ignazi 2003; Jackman and Volpert 1996; Widfeldt 2004; Susning.nu 2004; Swedish Election Authority 2002

をねらった暴力行為に関するデータを収集する必要がある。人種差別および外国人排斥に関する欧州監視センター（European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia）は、そのようなデータを収集するための標準化された手順の導入によって欧州連合（EU）域内の比較分析を行うなど、EU諸国を支援している。国家はまた、不寛容に対し断固とした態度をとるための、政治的意思を持たなければならない。国連加盟国191カ国のうち56カ国（29%）は、「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」を批准していない（指標表30）。

学校のカリキュラムに配慮する　国家は、宗教学校が国家の規制の対象外にならないこと、また、宗教学校の生徒が広い分野の教育を受けること、を保障しなければならない。これらを実現するための取り組みを進めてきた国もある。パキスタン政府は、最近、宗教学校のカリキュラムに非宗教的な科目を加えるため、1億ドルのプログラムを認可した[16]。マレーシアでは、政府はJ-QAFプログラムを導入し、包括的なイスラム教学習の時間割を、国家の教育制度に組み入れようとしている。それにより、生徒は宗教教育も普通教育も受けることができるようになる。インドネシアでは、20世紀の始めごろから、ムハマディヤとナフダトゥル・ウラマという2つの運動組織が、宗教教育のカリキュラムに加え、公立学校と同じ時間割を採用した学校を運営してきた。国立イスラム教大学も、イスラム教の教育制度の中で、人文科学と社会科学の教育の充実を図っている。

公立学校のカリキュラムにも、注目に値するものがある。ユネスコ（国連教育科学文化機関）は中米、アフリカ西部および南部、欧州の南東部において、教師養成プログラムの中で、人権を促進するプロジェクトを実施してきた。韓国にある国際理解のためのアジア太平洋教育センターは、アジア太平洋地域の多様な文化への理解を促進するため、教育カリキュラムを開発している。カメルーンの教師養成プログラムには、寛容さと国際理解に関するいくつかのコースがある。倫理や公民などは、初等教育と中等教育で必修科目になっている。クロアチアでは、公立教育プログラム（保育園、初等学校、中等学校）および非公式教育プログラムにおいて、人権教育を取り入れた教科書の作成を始めている。

地域社会を支援して、過去の憎悪と暴力を清算させる　強圧的な運動は、歴史的に根深い敵対心の産物であることがしばしばであるため、そのような敵対心に対処しなければ、これらの運動が解消することはあり得ない。南アフリカの真実和解委員会は、この方向で、効果的な取り組みを始めた。地域社会の組織（ルワンダのガカカ裁判所など）を利用することで、社会の傷をいくらか癒す効果が生

BOX 4.5　**米国―不寛容と憎悪に照準を合わせる**

米国はいくつかの戦略を組み合わせて、文化的過激主義に対処してきた。これらの戦略では不寛容を対象にしているが、それによって、基本的人権や自由が犠牲にされたことはなかった。

言論と表現の自由を擁護する

米国では、1920年代はクー・クラックス・クランが、1930年代はアメリカ・ナチが規制の対象であった。しかし、それ以降、米国の法体制は、言論の自由と平和的に集会を行う権利を保障する憲法修正第1条を強く擁護する傾向を強めていった。1970年代の有名な事例に、ネオナチ国家社会主義党（NSPA）が、多くのユダヤ人が居住する村、イリノイ州のスコーキで行進する権利を要求したものがある。1978年、イリノイ州最高裁判所はNSPAの行進を許可し、「他者の合法的な活動を物理的に妨げる場合にのみ、言論の自由を制限できる」との判断を下した（Pehdazur 2001, p. 349）。

憎悪犯罪を記録する

しかし、米国には、これまでほかのどの国よりも長期にわたる憎悪犯罪についての記録がある。1990年、議会は憎悪犯罪統計法を施行し、1994年に修正を加えた。憎悪犯罪は、犯罪行為にいたる原因となった偏見―人種、宗教、民族性、障害、性的指向―にもとづいて分類される。法執行機関にはいくつかのガイドラインがあり、犯罪が偏見によって引き起こされたものであるのかどうかを客観的に判断する。偏見には、衣服、イラストやシンボルマーク、話されたコメントや書かれた評、宗教上の祝祭日にもとづく行動などに関するものがある。最近では、憎悪犯罪と見なされる、偏見の範囲を拡大することについての議論が起こっている。オレゴン州上院では、環境テロリストや反資本主義者の活動にまで、法律の適用範囲を拡大しようとする法案が提出された。

過激派を訴追する

米国は、暴力的な人種差別集団に対し、刑事訴追と民事訴訟を積極的に行い、指導者らには長期の実刑判決を下してきた。その結果、集団の中には、近年崩壊や分裂状態に陥ったところもある。アーリア民族軍、クリエイティビティ・ムーブメント、グレーター・ミニストリーズ・インターナショナルなどがその例である。ハンマースキン・ネーションなどの集団も影響を受けたが、依然として脅威を及ぼしている。

地域社会を支援する

最後になるが、司法省は、地域社会レベルでの憎悪犯罪の解決に取り組んできた。司法省は、1964年、地域関係サービス局を創設し、憎悪犯罪を減らすことを目的としたサービスを提供している。たとえば、地域社会全体の緊張緩和のために調停を行ったり、憎悪犯罪を特定し、情報を共有するための技術的な支援や訓練を自治体の職員や警察官、住民に提供したり、行進やデモによって緊張が高まった場合など不測の事態への対応策や、住民の意識を高めるプログラムを提供したりしている。

出典：ADL 2003 ; De Kadt 2004 ; DoJ 2001 ; FBI 1999; Levin 2001 ; Pehdazur 2001

まれているようである。アンゴラとモザンビークの地域社会では、伝統的な清めの儀式を用いて、精神的外傷を受けた少年兵が、家族や社会全体との関係を再構築するのを支援している。スウェーデンでは、警察と学校と青少年センターによる共同プロジェクトが、民族間の緊張を緩和してきた。このプロジェクトは、若者に民族運動に代わる活動を提供している[17]。

アフガニスタンなどの国は武力紛争の末に誕生したため、強圧的な運動を抑える取り組みには、強力な国家機関（すべての国民に配慮した包含的な憲法、公正な立法手順、独立した司法機関）と、国家の再統合に向けての健全な戦略が必要とされている。米国政府は、人種差別集団と人種差別主義者を効果的に規制するために、数十年にわたって、それらの戦略を組み合わせてきた。犯罪行為には力によって対処するが、基本的権利は擁護されている（BOX 4.5）。

● ● ●

文化的支配を求める動きが存在するのは、それが人々の現状への不満と懸念に根ざしたものであるからである。文化的

文化的支配を求める強圧的な運動を阻止するには、国家は、そのような運動の源となっている要因に対し、建設的に、開かれた態度で、正当に対処する必要がある。

特別寄稿

相違は脅威ではなく力の源である

今日、世界中のほとんどの社会の中には、2つ以上の文化、地域社会、伝統が存在している。そのような状況下では、往々にして1つの集団が社会全体をまとめて統治しようとすることがある。そのような姿勢は、緊張と対立をもたらしかねない。全員にとって有益な社会を構築するために一丸となって取り組むことは、すべての人々の利益になる。

北アイルランドや欧州連合（EU）の例はとくに説得力がある。EUの例は、紛争解決のプロセスを経ることで、いかにして2つ以上の文化の存在が、社会の建設と発展にプラスの働きをすることができるかを示している。

北アイルランドで市民権運動が始まってから、すでに40年近くが経過している。この運動では、北アイルランドに住むすべての人々が、経歴や宗教に関係なく、平和的手段によって、権利と機会を等しく享受できるようになることを目指してきた。この間、私が主張してきたことは、国内の人々が分断された状態にある場合、そのような問題の解消や解決に暴力はまったく何の役割も果たせず、ただ溝を深めるだけであるということである。和平、安定、合意、同意、パートナーシップによってのみ、この問題を解決できる。どちらか一方だけの勝利などはあり得ない。

北アイルランドにおけるそれぞれの地域社会の法的権利のすべてが、社会全体の納得を得られるような新たな政治的枠組みのもとに調整されない限り、紛争や不安定な状況は生まれ続けるだろうと思われた。必要なのは合意であった。

そのような状況に対処することを目的としたのが、1998年のベルファスト和平合意であった。この合意では、あらゆる政治的伝統、集団、および個人の権利とアイデンティティを擁護し、促進しようという対応が示されている。誰であっても、自らが大切にする信念や信仰を捨てるように求められることはない。そして、すべての人に、他者の価値観と権利を、自分のものと同じくらい尊重することが求められている。

また、欧州連合（EU）は、国際関係における、紛争防止と紛争解決の最も優れた例だと私は考えている。私たちは、この歴史的経験を維持し、その上に立って前進していくことが大切である。それが人種や宗教によるものでも、国籍によるものでも、相違は脅威ではない。相違があるのは自然であり、それがプラスの働きをし、力の源になることは、欧州の先見性によって実証されている。相違は憎悪や紛争の原因になり得ない。平和の基本理念は、多様性の尊重である。

1979年、欧州議会の最初の直接選挙が行われ、私は議員に当選した。当時は加盟国9カ国による投票であった。私は間もなく、こうして選ばれたこの公職を去るが、在職の25年間で、加盟国が25カ国に拡大するまでに欧州連合（EU）が成長したことを喜ばしく思う。EUの拡大により、第二次世界大戦後、人為的に作り出された欧州大陸の分断に終止符が打たれ、欧州という私たちの家族は再び1つになるだろう。

欧州議会は、フランスとドイツの国境のライン川沿いに位置するストラスブールにある。初めてストラスブールを訪れたとき、私はフランスのストラスブールから、ドイツのケールにかかる橋を歩いて渡り、領土の支配をめぐって行われた幾多の戦争で、命を奪われた数千万の人々に思いを馳せた。欧州連合（EU）は、これらの紛争を人々の協力へと変えてきた。欧州の多様な伝統を、紛争の原因から、統合をもたらす力の源へと変質させたのである。

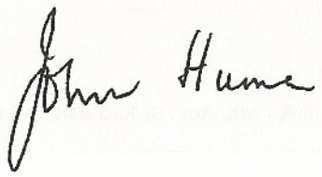

ジョン・ヒューム
アイルランド下院議員
欧州議会議員
1998年ノーベル平和賞受賞者

支配を求める運動がなくなることを望み、それらが存在していないかのように振る舞ったり、単純に非合法化したりすれば、運動のさらなる拡大を正当化させるだけである。文化的支配を求める強圧的な運動を阻止するには、国家は、そのような運動の源となっている要因に対し、建設的に、開かれた態度で、正当に対処する必要がある。

第5章
グローバリゼーションと文化的選択

自分の家の四方が壁で囲まれたり、窓がふさがれるのは嫌だ。私の家の辺りには、あらゆる土地の文化ができるだけ自由に吹き込んでほしい。でも、それによって足元をすくわれるようなことはお断りだ。 —マハトマ・ガンジー[1]

経済的グローバリゼーションの進展を管理する政策とは、文化的自由を抑圧するのではなく、促進するものでなくてはならない。

歴史学者が世界の最近の出来事について書くとしたら、グローバリゼーションの進展と、民主主義の拡大という2つの傾向に関して触れるであろう。グローバリゼーションをめぐっては、良い影響も悪い影響もあることから、より活発な議論が展開されてきた。また、民主主義は、グローバリゼーションの悪影響に抗議するための開かれた場を提供してきた。そのため、グローバリゼーションがもたらす環境的、経済的、社会的影響の重大性について激しい意見の対立が起こっている。しかし、グローバリゼーションが影響を与えている領域がもう1つある。それは、文化とアイデンティティである。この領域でも、まさに他の領域と同じように論争が巻き起こっているが、それは経済学者、官僚、政治家のみならず一般の人々も巻き込んだものであるため、いっそう多様な意見が出されている。

グローバリゼーションは、これまでになかったような方法で、人々と、それぞれの価値観、思想、生活様式が触れ合う機会を増やしてきた（特別資料5.1）。人々は、より頻繁に、またより広く移動している。また今では、中国の一番奥地にある農村地域に住む家族のもとにさえテレビが行き渡っている。東京のブラジル音楽から、バンコクのアフリカ映画、クロアチアのシェークスピア、モスクワのアラブ世界に関する歴史書、アンマンのCNNワールドニュースまで、人々はグローバリゼーション時代の多様性を大いに満喫している。

この新しい多様性は、多くの人々にとっては、活気に満ち、力を与えてくれるものでさえあるが、その一方で、不安や無力感を感じている人々もいる。ますます増え続ける移民が新しい習慣を持ち込み、また国際貿易や近代的な通信媒体が世界の隅々まで入り込み、地元文化に取って代わるにつれて、彼らは、自分たちの価値が失われ、国がばらばらになってしまうのではないかと恐れている。中には、多様な自国の文化が、西洋の価値観やその象徴に支配される世界に敗北してしまうという文化の均一化に向けての悪夢のような筋書きを予測する人さえいる。さらに踏み込んだ議論もある。たとえば、経済成長と社会的進歩とは、支配的な欧米の価値観を採用することを意味せざるを得ないのだろうか。また、経済政策、政治制度、社会的価値観のモデルは1つしかないのだろうか。

投資、貿易、移民政策をめぐる不安は頂点に達している。インド人活動家は、外国の医薬品会社が（殺虫作用のある）インドセンダンの特許を取得したことに対して抗議している。反グローバリゼー

国境を超えた投資、知識、映画、その他の文化財、そして人々の流れは、新しい現象ではない。先住民族は何世紀にもわたって、外国からの経済投資と、多くの場合それに伴いやってくる新たな移住者の波に対して、自らのアイデンティティと生活様式を守ろうと必死の努力を続けてきた。第2章で示しているように、新たにやってきた移住者は、ときには意図的に、また、多くの場合は先住民族の生活様式への配慮をしないまま、自分たちの文化を普及させてきた。同様に、20世紀初頭以降、映画が自由に輸出入されるようになったことが、映画産業界発展のカギとなった。人々は、昔から国境を越えて移動してきた。外国への移住はここ数十年で増加してはいるものの、世界人口全体と比較すれば3％に満たず、前回移住がピークを迎えた100年前に比べれば決して多くはない[1]。

それにもかかわらず、今日のアイデンティティ政治にこのような人と物の流れが、今まで以上により大きな影響を与えているのはなぜだろうか。従来からの問題がより深刻化しているのだろうか。それとも新たな問題が生じているのだろうか。あるいは単純に人々が、かつてよりも自由になり、自らの権利を主張する力を得たということだろうか。場合によって答えは異なるが、この3つのすべての要素が関わっている。

先住民族と投資・知識の流れ

グローバリゼーションは投資の流れを加速させ、多くの先住民族の生活に多大な影響を与えてきた。過去20年の間に、石油、ガス、鉱業といった採取産業への投資を促進する法律が70カ国以上で拡充された。採取産業への海外投資は急激に増加している（図1）。たとえば、アフリカにおける探鉱開発投資は、1990年から97年にかけて倍増している[2]。

世界でまだ未開発の天然資源の多くが先住民族の居住地域に埋蔵されているため、採取産業に対する投資の世界的な拡大と、先住民族の存続とは極めて密接に関わり合っている（地図5.1および表5.1参照）。この投資の増加傾向によって先住民族の居住地域への圧力が強まり、コロンビア、ガーナ、ガイアナ、インドネシア、マレーシア、ペルー、およびフィリピンでは先住民族の強制移住が行われた[3]。現在の傾向が今後も続けば、結果として大規模鉱山のほとんどは、先住民族の先祖伝来の土地に位置するようになる可能性もある[4]。

グローバリゼーションは、経済資源としての知識への需要も高めてきた。先住民族は薬理効果のある植物や、消費者が求める多様な食材、その他価値ある伝統的知識の宝庫である。この知識を特許化して販売できれば市場潜在能力があるということを、起業家たちはいち早く見て取った。そのため伝統的知識が頻繁に不正利用されるようになり、多くの「発明」に対して不正な特許が与えられた。アマゾン盆地の聖なる植物アヤワスカという薬草（何世紀にもわたって先住民コミュニティの間で加工されてきた）、生殖能力を高めるペルーの植物マカ（16世紀にスペイン人が上陸した際には、アンデス山脈の先住民族はすでにその効能を知っていた）、インドで殺菌効果のために使われているインドセンダンから抽出される殺虫エキス（古代から一般的な知恵として広まっていた）などがその一例である。

不正な特許に対して外国の裁判所に異議申し立てを行うだけの資金を持つ開発途上国は少ない。先住民族であればなおさらである。2000年3月の調査によると、伝統的知識を無許可で使用したり、薬用植物を不正に利用したりして、7000件の特許が認められたという[5]。

しかし、先住民族グループも徐々に自己主張するようになってきた。グローバリゼーションによって、先住民族たちが組織をつくり、資金を集め、世界中の仲間とのネットワーク作りを行うことがより容易となり、以前よりも広い範囲での政治的な働きかけや影響力の行使が可能になったのである。国連は、1995年から2004年を「世界の先住民の国際の10年」と位置づけ、2000年には先住問題常設フォーラムを設置した。2003年8月には、カナダのノースウエスト州にあるダイアモンド産出地域に対してトリチョ（Tlicho）族が主張した土地所有権を、カナダ政府が承認した。また2003年10月には南アフリカの憲法裁判所が、先住民族は先祖伝来の土地に対する共同体の土地所有権と採掘権を有しており、これを奪うことは人種差別に当たるという判断を下した。オーストラリアでは、今や先住民族が全体の16％以上の土地を所有または管理している。先住民土地公社（Indigenous Land Corporation）は、13億豪ドルという十分な資本基盤を得ることが予定されており、この資金はその他の手段では所有権を獲得することのできない、先住民族のための土地購入に使われることになっている[6]。

図1
開発途上国の採取産業に対する投資の急増　1988～97年

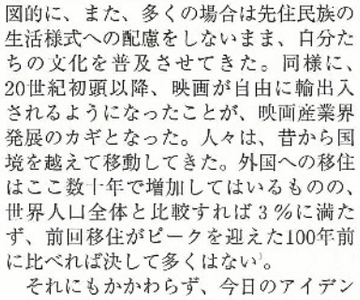

出典：UNCTAD 1999

文化財の流れ―映画およびその他の視聴覚製品

さまざまな国際貿易協定や投資協定において、文化財をめぐる議論が高まってきている。これは、貿易量が急激に増加し、映画産業がハリウッドにますます集中し、映画や娯楽が若者の生活スタイルに与える影響が大きくなってきているためである。

文化財、すなわち映画、写真、ラジオ、テレビ、印刷物、文学、音楽、視覚芸術などの世界の貿易量は、1980年の950億ドルから1998年には3800億ドル以上へと4倍に増加した[7]。このうち約5分の4が13カ国からの輸出である[8]。ハリウッド映画は世界中で26億人が、またボリウッド（インド映画産業）作品は36億人が見ている[9]。

映画産業で見ると、世界中で上映される映画の約85％を制作しているのが常に米国である[10]。米国の視聴覚製品の輸出黒字は、対欧州連合（EU）だけでも2000年に81億ドルとなっており、その内訳は、映画とテレビの放映権が半分ずつを占める[11]。比較可能なデータのある世界の98カ国のうち、1990年代に映画の制作数が年間輸入数を上回ったのはわずか8カ国であった[12]。中国、インド、フィリピンなどは、年間映画制作数が最も多い国である。しかし収入を見ると、事情は異なる。年間3000本以上が制作される世界の映画産業界で、ハリウッドが総興行収入の35％以上を占めていた。さらに1994年から98年において、輸入映画の制作国についてのデータが揃っている73カ国のうち、米国からの輸入が最多または2位だった国が66カ国に上った[13]。

これとは対照的に、欧州の映画産業界は過去30年間で衰退傾向を見せてきた。1998年には92作品を制作していたイタリアと85作品を制作していたスペインでは、制作数が減少している。一方、英国とドイツでは制作数にさほど変化はない[14]。唯一制作数が増加しているのがフランスで、1998年には183作品が制作された[15]。欧州のほとんどの国で、1984年から2001年の間に封切られた映画のうち、国内制作映画の占める割合は急激に減少した。例外は、国の政策として国内の映画産業を支援しているフランスとドイツだけであった。同時期に欧州大陸の大部分の国で、アメリカ映画の占める割合が増加している（図2）。

アメリカ映画が世界を席巻していることは、欧米の消費者文化が世界に普及していることを示す一面にすぎない。1980年代に開発された新たな衛星通信技術により、全世界に通信可能な強力な新媒体が生まれ、CNNのような地球規模の報道ネットワークも広がった。人口1000人当たりのテレビ所有台数は、1980年に113台だったのが1995年には229台と、2倍以上に増加した。その後、この数字はさらに243台にまで伸びている[16]。消費パターンも今やグローバル化している。市場調査では、「グローバル・エリート」と呼ばれる世界的な中流階級の存在を確認している。同じ消費スタイルを追いかけ、「グローバル・ブランド」を好む層である。中でも最も顕著なのが「グローバル・ティーンズ」である。この層は「グローバル・スペース」と呼ばれる単一のポップ・カルチャーの世界に暮らし、同じようなビデオや音楽を愛好し、デザイナーズブランドのランニングシューズやTシャツ、ジーンズの巨大市場を生み出している。

図2
国産映画の減少、アメリカ映画の増加：映画観客動員数の推移 1984～2001年

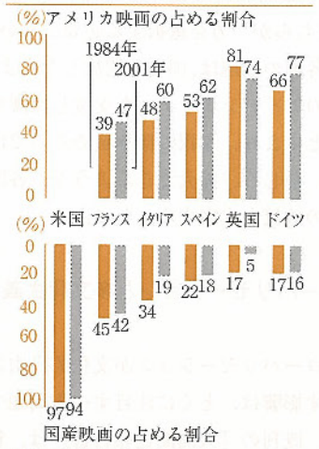

出典：Cohen 2004

人の移動

移民政策は多くの国々で社会的な論議を呼んでいる。問題となっているのは、彼らが雇用や社会福祉の財源で競合しているということだけにとどまらず、文化の問題も論点となっている。すなわち、移民は移住先の社会の言語や価値観を受け入れなければならないかという問題である。今日これらの問題が今まで以上に重要な意味を持つのはなぜだろうか。グローバリゼーションとはどのように関わっているのだろうか。

グローバリゼーションは、量的にも質的にも国際的な人の流れを変えつつある。高所得国への移住が増加し、自らの文化的アイデンティティや、母国との絆を守りたいと望む人が増えてきたのである（表1）。

人々は常に国境を越えて移動してきた。しかしその数は過去30年間で増加している。国外移住者、すなわち出身国を離れて暮らしている人の数は、1960年には7600万人だったのが、1990年には1億5400万人に、2000年には1億7500万人へと増加している[17]。技術的な進歩により、旅行や通信がより簡便化、高速化、低廉化した。ナイロビ＝ロンドン間の航空券の価格は、1960年には2万4000ドルだったのが、2000年には2000ドルにまで下がっている[18]。電話やインターネット、国際メディアによって、世界中の出来事が各家庭のお茶の間に伝えられ、それによって人々は賃金や生活水準の不均衡を知るようになった。このことが自分たちの将来を改善しようという意欲にもつながっているのである。

表1
移民人口の割合上位10カ国 2000年（％）

アラブ首長国連邦	68
クウェート	49
ヨルダン	39
イスラエル	37
シンガポール	34
オマーン	26
スイス	25
オーストラリア	25
サウジアラビア	24
ニュージーランド	22

出典：UN 2003a

政治もまた人の移動に影響を与える。抑圧すれば人々は国を去っていく。また開放政策を進めても、やはり人々は流出する。旧ソ連や東欧、バルト諸国では、政治的な変革によって、何十年ぶりかで初めて多くの人々が国外へ出られるようになった。しかし数の増加以上に劇的な変化を見せたのは、移民構造そのものである。

- **人口統計上の変化**　過去10年間の西欧、オーストラリア、北米における移住は、ほとんどが貧困国から富裕国への流れであった。1990年代には、出身国よりも開発が進んだ地に暮らす人の数が2300万人も増加した[18]。今日では、これらの先進国の居住者のほぼ10人に1人が外国出身者である[20]。
- **不法入国**　かつてないほどの数に達している。世界中で3000万人にも上る人々が居住国での正規の滞在資格を持っていない[21]。
- **巡回型移住**（circular migration）　今日外国への移住を決意する人々は、最初の移住国にとどまらず、いずれは出身国に戻る、あるいは別の国へとさらに移住する傾向が強まっている。また通信や旅行がより安価となったことで、移住者は出身地のコミュニティとこれまで以上に密接に連絡を取り合うようになっている。
- **国外移住者ネットワーク**　友人や家族が海外に在住していれば、その国への移住が容易になる。国外移住者ネットワークは、滞在場所や職を提供したり、手続き上の支援を行ったりする。このため、ある国の出身者が定住するようになった場所に、同国からの移民が集中する傾向がある。たとえば、アルジェリアから欧州への移住者のうち92％はフランスに暮らし、ギリシャからの移民のうち81％がドイツで生活している[22]。また中国からは不法出国が増加し、その結果、国外にいる移住者は3000万人から5000万人にも膨れ上がっている[23]。
- **送金**　ここ10年あまりの間に、開発途上国への送金額は1990年の300億ドルから2002年には800億ドル近くへと増加している[24]。エルサルバドルでは2000年に、海外居住者からの送金額がGDPの13.3％を占めた[25]。
- **庇護申請者と難民**　世界の移民の約9％（1600万人）が難民である。欧州では2000年に、北米の4倍に当たる200

万人以上の政治的庇護申請者の受け入れを行った[26]。

- **女性移民の増加**　これまで女性は家族と共に移住するのが常であったが、今日ではより多くの女性が家族を母国に残して、外国で働くために単身で移住している。フィリピンでは、2000年の海外への移住労働者の70%が女性であった[27]。

出典：ATSIA 2003；CSD and ICC 2002；Moody 2000；WIPO 2003d；World Bank 2004；Cohen 2004；Kapur and McHale 2003；IOM 2003b, 2003c, 2004；UN 2002a, 2002b, 2003a

ション運動は、国際貿易や投資協定で、文化財を他の商品と同じように取り扱うことに対して抗議している。西欧の諸団体は、外国人労働者とその家族の入国に反対している。反対する人々に共通するのは、自分たちの文化的アイデンティティを喪失することに対する不安感である。そして、意見が対立する個々の問題が、広範囲に政治的活動に参加する人々を増やしている。

政府はどのように対応すべきなのだろうか。本章では、人、資本、財、思想の移動を意味する経済的グローバリゼーションの進展を管理する政策とは、文化的自由を抑圧するのではなく、促進するものでなくてはならないと主張する。そして、今日人々が議論する際、最も意見が分かれる政策課題のうちの3つについて考察する。

- **先住民族、採取産業および伝統的知識**　国の経済成長にとっての採取産業の重要性と、採掘活動にしばしば従事している先住民族の社会経済的、文化的排除や強制退去をめぐり激しい論議が起こっている。先住民族の伝統的知識は、生物多様性条約によって認知されているが、世界知的所有権機関（WIPO）および貿易関連知的所有権に関する協定の中に盛り込まれているグローバルな知的所有権制度では、認知されていない。
- **文化財の貿易**　国際貿易や投資交渉では、映画や視聴覚財と他の財との間に異なる取り扱いを認める「文化的例外」の問題をめぐり、意見が対立してきた。
- **移民**　海外からの移民の流入と彼らの社会への融合に取り組むためには、国の文化が脅かされると訴える反移民集団と、自分たちの生活様式の尊重を求める移民集団の両方への対応策が求められる。

このような論争が極端になると、多くの場合、民族主義的、排外主義的、保守主義的で時代に逆行した反応、すなわち、外部のあらゆる影響から国を遮断し、伝統を維持しようとする反応が起こる。そのような国の文化を守ろうとする動きは、開発や人間の選択にとって大きな障害となる。本報告書は、これらの極端な立場は、国内文化とアイデンティティを保護する手段ではないと主張する。しかし、その国のアイデンティティを保護する政策をとるか、あるいは、移民や外国映画、そして知識や資本の国際的な流れに対する開放的な政策をとるかについて、どちらか一方を選択する必要はない。世界各国の課題は、国境を開放したまま、自国のアイデンティティを支援し保護することにより、選択の幅を狭めるのではなく、むしろ、拡大できるような、各国独自の政策を立案することにある。

グローバリゼーションと多文化主義

グローバリゼーションが文化的自由に及ぼす影響は、とくに注目すべき問題である。既刊の『人間開発報告書』は、貧困国からの輸出品に対し市場を閉鎖し続ける貿易障壁などの、経済的排除や、貿易交渉における開発途上国の弱い発言権などといった政治的排除の原因を考察してきた。しかし、このような障壁を取り除くこと自体は、文化的排除という、第3の排除を取り除くことにはならない。第3の排除を取り除くためには、多文化主義政策にもとづく新しい取り組みが必要なのである。

財、思想、人、資本のグローバルな流れは、さまざまな点で一国の文化に対する脅威のように思われている。また、伝統的価値観や慣行の放棄や、先住民族の文化の存続を左右する彼らの経済的基盤の崩壊につながることもある。そのようなグローバルな流れが文化的排除をもたらす場合、文化的相違と文化的アイデンティティを認めるやり方で、貿易、移民、投資を管理していくには、多文化主義政策が必要である。また、映画などの文化財の文化的影響や、移民の文化的アイデンティティの問題を認識する必要があると同様に、国際知的所有権制度から伝統的知識が除外されている事実もはっきりと認識する必要がある。

しかし、多文化主義政策の目的は、伝統を維持することではなく、文化的自由を保護すること、そして人々がどのように生活を営み自己を認識するかについての選択肢を拡大することであり、これらの選択を犠牲にすることではない。伝統の保護は、選択肢を残す一助にはなり得るが、人々は「文化」という変化のない箱の中に拘束されるべきでない。残念なことに、外国からの人々、映画、音楽、その他の財の流入の増大を前に、今日のグローバリゼーションと文化的アイデンティティの喪失に関する議論は、たいていの場合、国家主権の支持、先住民族の古い伝統の保存、国の文化の保護という視点から論じられてきた。しかし、文化的アイデンティティは、異質な部分が混ざり合って進化するものであり、内部の矛盾や衝突によって変容が促進されるダイナミックなプロセスである（BOX 5.1）。

グローバリゼーションにおける多文化主義の戦略は、次の4つの原則に立ったものでなければならない。

- 伝統の擁護は人間開発を阻害することがある。
- 差異と多様性の尊重は不可欠である。
- 互いに依存し合うグローバルな世界においては、人々が複数の補完し合うアイデンティティを持ち、地域社会と国家だけでなく、人類社会全体の一員となることで、多様性が強化される。
- 経済力と政治力の不均衡に取り組むことは、より貧しく脆弱な地域社会の文化に対する脅威を未然に防ぐことに役立つ。

伝統の擁護は人間開発を阻害することがある

最初の原則は、伝統と選択の自由を混同するべきではないということである。第1章では次のように指摘している。「それぞれの集団が受け継いできたという理由からだけで文化的多様性を論じるのは、文化的自由にもとづく議論でないことは明らかである」。さらに、伝統が文化的自由に害を及ぼすこともある。「文化的保守主義は、人々が異なる生活スタイルを取り入れようとするのをくじき、または妨げる可能性がある。事実、別の文化的背景を持つ人々が、その社会で標準的な生活スタイルを取り入れることさえも妨げかねない。」伝統的な価値観と慣行には、大切にすべき部分が大いにあり、人権という普遍的価値観とも一致する部分が多い。その一方で、女性にとって不利な相続法や、参加型でも民主的でもない意思決定の手続きなど、普遍的倫理観からは疑問視されるような部分も多く含まれている。

何が何でも伝統を保護しようという極端な立場をとることは、人間開発を阻害

多文化主義政策の目的は、文化的自由を保護すること、そして人々がどのように生活を営み自己を認識するかについての選択肢を拡大することであり、これらの選択を犠牲にすることではない。

BOX 5.1 文化—人類学におけるパラダイムシフト（認識の変化）

長年にわたって、文化・社会人類学を人々の文化的側面の研究として定義づけることに対し異論が呈されることはほとんどなかった。「文化（culture）」は、かつて「民族（poeple）」と呼ばれていたものと同義であると理解されていた。

しかしここ20年の間に、「文化」そのものの概念、ひいては「文化的差異」という考え方や、その根底にある均質性、全体性、一貫性という前提が見直されてきた。文化的差異は、もはや不変の珍しい異質なものであるとは見なされてはいない。自分と他者の関係は、本質の問題ではなく、力とレトリックの問題であると徐々に考えられるようになってきている。そして文化はますます、変化の過程であり、内部的な矛盾や対立を映し出すものであると認識されつつある。

しかし人類学者が、一貫した、不変な、他と一線を画する文化的「全体性」という概念に対する確信を失ってきたときに、世界中の幅広い分野の文化の担い手たちは、この概念を信奉していた。人類学者が今では疑念を持っている一般化された文化的アイデンティティなるものを各集団にあてはめようとする人々は、ますます人類学的研究をその論拠に利用しようとしているのである。今日、政治家や経済学者も、また一般の人々も、人類学者が最近では捨て去ってしまった文化の概念、つまり、明確に定義でき、他と一線を画し、具体的で本質的な、時代によって変化することのない文化、を必要としている。

文化および文化の多様性は、政治的にも司法上も現実的な意味を持つようになってきている。これは、ユネスコ総会で採択された、文化の多様性に関する世界宣言（2001年）の第１条で、「生物の多様性が自然にとって不可欠であるのと同様に、文化の多様性は人類にとって不可欠なものである。この意味において、文化の多様性は人類共通の遺産であり、現在および未来の世代のために、その意義が認識され、確認されなければならない。」と記されているとおりである。多くの人々が、少なくとも次のような人類学的なメッセージの一部を理解するようになってきている。「文化は身近かにあり、学ばれ、日々の生活に浸透している重要なものであり、人間の集団間の差異を形作るうえで、遺伝子よりもはるかに大きな意味を持つ」。

出典：Preis 2004 citing Brumann 1999 ; Clifford 1988 ; Rosaldo 1989 ; Olwig, Fog and Hastrup 1997 ; UNESCO 2002

BOX 5.2 グローバル倫理のもとになるもの

グローバル倫理のもとになる基本的な価値観は、あらゆる文化が共有している。個々人が複数の相互に補完的なアイデンティティを有することができるということは、これらの価値観の共通点を見いだすこともできるということを意味している。

グローバル倫理とは、いわゆる「欧米の」価値観を世界の他の地域に押し付けるものではない。価値観の押し付けは、グローバル倫理の幅を人為的に制限することになり、同時にそれ以外の文化や宗教やコミュニティを侮辱することになり得る。グローバル倫理の根源にあるのは、人間の脆弱さという概念であり、また可能な限り個々人の苦しみを和らげたいという願望である。もう１つの根元は、すべての人間は基本的道徳観において平等であるという信念である。自分がされたいように他人にも接せよ、という訓戒は、仏教、キリスト教、儒教、ヒンズー教、イスラム教、ユダヤ教、道教、ゾロアスター教では明確に言及されており、その他の宗教においても暗に諭されていることである。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）と経済的、社会的及び、文化的権利に関する国際規約（社会権規約）によって強化された世界人権宣言を各国が共に支持したのは、あらゆる文化に共通のこれらの教えを基盤としてのことである。欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章など、地域ごとに結ばれた条約も同様の動機にもとづいている。最近では、2000年の国連総会において全会一致で採択された国連ミレニアム宣言によって、人権、基本的自由、そして、すべての人に対する差別のない平等の権利の尊重に国連が引き続き取り組んでいくことが改めて確認されている。

グローバル倫理の核となる５つの要素は次のとおりである。

- **公平性**　あらゆる個人が、階級や人種、性別、出身社会（コミュニティ）や世代の別なく平等であることを認識することは、普遍的価値観の基本理念である。また、公平性には、次世代が利用する環境と天然資源の保全ということも含まれる。
- **人権と責任**　人権はあらゆる国際的な行動に関する不可欠な基準である。基本となるのは、自由と平等を脅かすものからすべての人の尊厳を守ることである。個人の権利に重きを置くことは、個々の人間同士の公平性の表明を認めることであり、それは、集団あるいは集団的価値観のためになされた、いかなる要求よりも重視されなければならない。しかし、権利には義務が伴う。つまり、選択の余地のない束縛は抑圧であるが、束縛のない選択は無秩序となる。
- **民主主義**　民主主義にはさまざまな効力がある。行政自治権を与え、基本的人権を守り、経済発展に市民が完全に参加し得る状況を生み出す。地球全体で見れば、貧困国、疎外された地域社会、および被差別少数者の参加を確保し、発言権を与えるうえで、民主的な基準は不可欠である。
- **少数者の保護**　少数者に対する差別には、無視、政治的権利の否定、社会経済的な排除、そして暴力など、さまざまな段階がある。より広く国全体や世界全体で少数者が認知され、平等な権利を与えられない限り、グローバル倫理は、完全とは言えない。寛容を促すことがこのプロセスの中核となる。
- **平和的な紛争解決と公正な交渉**　先入観に凝り固まった道徳理念を押し付けても、公明正大性は得られない。対立は交渉を通じて解決しなければならない。すべての当事者に発言の機会が与えられるべきである。グローバル倫理は、平和、開発、あるいは近代化への道筋が１つしかないということを意味するわけではない。グローバル倫理は、社会がさまざまな問題に対し平和的な解決策を見いだすための枠組みなのである。

出典：World Commission on Culture and Development 1995 ; UN 2000a

しかねない。一部の先住民族は、採取産業に海外投資が流入したことによって、彼らの古来の文化的慣行が危うくなるのではないか、あるいは、伝統的知識を共有することが必然的にその濫用につながるのではないかと恐れている。中には、すべての新しい思想や変化を遮断し、どんな犠牲を払ってでも伝統を保護しようと試みることで、文化的アイデンティティの侵害に対抗してきた人々もいる。そのような反応は、先住民族の文化的選択肢のみならず、社会的な選択肢や経済的な選択肢も狭めることになる。同様に、反移民集団は、伝統の名のもとに国家のアイデンティティを擁護することがしばしばある。この場合も、経済に新しい技能や労働力をもたらす移民の社会経済的利益に対して国を閉ざすことによって、選択肢を狭めることになる。さらに、保護主義により国内の文化産業を保護することは、消費者の選択肢を減少させることになる。

生活スタイルあるいは価値観が変化しない社会はない。人類学者は、文化を具体化して考えることへの関心を失い、現在では、文化が内部の衝突や矛盾に絶えず影響を受けて、どのように変化するかを重要視するようになっている（BOX 5.1参照）。

多様性を尊重する

第２の原則は、多様性は、それ自体は目的ではないが、第１章で指摘するように、文化的自由を促進し、人々の生活を豊かにするということである。多様性は、人々が持つ自由と、人々が実践する選択の結果である。また、これらの選択を行う際に、さまざまな選択肢を評価できる機会があることも意味している。もし国内文化が消滅し、国々が均一化するならば、選択の幅は縮小する。

国家のアイデンティティと文化の喪失に対し人々が持つ不安の多くは、文化的多様性は必然的に紛争または開発の失敗を招くという考えに起因している。第２章で説明しているように、これは神話である。すなわち、紛争を必然的に引き起こすのは多様性ではなく、むしろ文化的アイデンティティの抑圧と、文化の違いにもとづく社会的、政治的、経済的排除が、暴力行為と緊張関係を誘発するのである。人々は多様性とその結果に不安を感じているだけかもしれないが、この態度は、社会を二極化しかねず、社会的緊

国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実である。

張を煽るもので、反移民集団の立場と同様に、多様性に逆行するものである。

複数の補完し合うアイデンティティを育む―ローカルな視点とグローバルな視点を併せ持って生きる

第３の原則は、すべての人々が、国民として、文化的集団の構成員として、また世界市民として、複数の相互に補完的なアイデンティティを認識するようになったときに初めて、グローバリゼーションは、文化的自由を拡大することができるということである。文化的に多様な国家が、複数の補完し合うアイデンティティにもとづいて統一されるのと同様に（第３章）、文化的に多様な世界でも同じような取り組みが必要である。このことは、グローバリゼーションの進展に伴い、地域や国家のアイデンティティを認識することだけでなく、世界市民としての意識を強化することをも意味する。

今日一段と密接になっているグローバルな相互作用は、価値観、情報、責任の共有という絆のもとに管理される場合にのみ、有効に機能することが可能である。利害の異なる人々や国家間の協力関係は、すべての関係者が価値観と責任を共有することによって結束し、動機づけられているときに実現する可能性が高い。グローバルな文化とは、英語や有名ブランドのスニーカーのことではない。むしろ、普遍的人権やすべての人の自由、平等、尊厳の尊重にもとづく普遍的な倫理に関わるものである（BOX 5.2）。

今日の相互作用ではまた、相違の尊重、つまり世界中に数千とある文化的集団の文化遺産を尊重することが求められている。文化的伝統の中には、その価値観が、開発や民主主義の進展とは相容れないものがあると信じている人がいる。だが、第２章で示したように、人間の進歩と人間の自由の拡大にとって、ある文化が「劣っている」または「優れている」と主張するための裏づけとなる客観的な証拠はない。

国家は、国民を統一するためだけでなく、他国とは違ったアイデンティティを描き出すために国家としてのアイデンティティをつくりあげる。しかし、アイデンティティの概念を変えないと、他国の人々と物に対する病的な不信感を生み出しかねない。つまり、移住してくる人々が受入国やその価値観に対して忠誠心を持たないのではないかと危惧して移民の禁止を求めたり、均一化の力が自国の芸術や伝統を破壊するのではないかと恐れて文化財や思想の流れの阻止を求めたりしかねない。しかし、アイデンティティが単一であることはほとんどない。国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実であり、人々は、集団、あるいは、その中にある小集団への帰属意識を持つのと同時に、国家への帰属意識も持っている。

非対称な力に取り組む

第４の原則は、特定の文化が、その経済力ゆえにその他の文化を支配することがないように、思想や財の流れにおける非対称に取り組む必要があるということである。経済力と政治力が国、産業、企業によって違うことが、一部の文化が広まり、その他の文化が衰退する原因となっている。莫大な資源を利用できるハリウッドの強力な映画産業は、メキシコの映画産業、その他の小規模な競争相手を締め出すことができる。有力企業は、先住民族より大きな資金力を駆使して、資源が豊富な土地の利用を勝ち取ることができる。大国は、世界貿易機関（WTO）協定における伝統的知識の認知に関する交渉で、弱小国に勝つことができる。力の強い搾取的な雇用者は、無防備な移民

特別寄稿

先住民族と開発

人間的・文化的背景を持たない開発は、魂のない成長である。経済発展が本当に花開いたとき、それは人々の文化の一部となる。―1995年文化と開発に関する世界委員会

先住民族は人類の文化的多様性の大切さを提唱し、またそれを身をもって示す人々である。しかし歴史的に見ると、先住民族は主流社会から疎外され、同化政策や文化の抹殺に直面することもしばしばであった。

先住民族は、自分たちの周りで成長を遂げつつある多文化社会にあって、これまでのような疎外や周辺に追いやられた生活に終止符を打つための道を探している。彼らは社会に貢献できるものを数多く有しており、この新たなミレニアムに人類が直面している大きな問題に関して、国内はもとより国際的な議論においても価値ある助言を行っている。

2003年５月、先住問題常設フォーラムはその第２回会議で、開発の過程において文化的多様性を認める重要性、そして、あらゆる開発が持続可能であることの必要性を強調した。第２回会議の第８号勧告では、「文化、環境、および社会に対する影響評価調査を義務付ける法的枠組みの制定」を求めている（E/2003/43）。さらに同フォーラムは、開発が先住民コミュニティの集団としての特徴に配慮せず、それによって意義ある参加型開発の手法を大きく阻害している実態に対して懸念も表明した。

先住民族はダイナミックで生き生きした文化を持ち、現代社会における自らの居場所を模索している。彼らは開発に反対しているのではない。しかし、彼らはこれまであまりにも長い間、開発の犠牲となってきた。彼らは今こそ、持続可能な開発に参加し、そして、そこから恩恵を得ることを求めているのである。

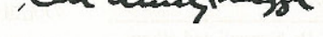

オーレ・ヘンリック・マッガ
国連先住問題常設フォーラム議長

を不当に差別することができるのである。

投資と知識の流れ―先住民族をグローバルな世界に包含する

先住民族にとってグローバリゼーションは、自分たちの文化的アイデンティティ、土地に対する支配権、何世紀にも及ぶ知識と芸術的表現に対する脅威と映る（特別資料5.1参照）。彼らは、自分たちにとって先祖伝来の土地と知識が持つ文化的重要性が認知されることがないのではないか、あるいは、文化的資産に対し十分な補償が支払われないのではないかと不安に感じている。このような状況下では、多くの場合、グローバリゼーションが非難の的になる。

反応の１つは、グローバル経済に意図的に加わらず、財と思想の流れに抵抗するというものである。もう１つの反応は、個人の選択または民主的な意思決定を考慮に入れることなく、伝統を伝統自体のために保護するというものである。しかし、この２つに代わる方法もある。文化的アイデンティティを保護するために、グローバル経済から遠ざかる必要はない。文化的伝統への尊重と、資源を利用する際の経済的利益の分配にもとづいて、先住民族を文化的にも社会経済的にも社会に組み入れる方法はさまざまある。

なぜ一部の先住民族は脅威を感じるのか

先住民族をグローバルな世界へ包含することを確かなものとするうえで中核となるのは、中央政府と国際機関が、先住民族の先祖伝来の土地に対しての投資をどのように扱い、伝統的知識をどのように保護するかということである。歴史的に先住民族が生活してきた土地は、鉱物や石油、ガスを豊富に埋蔵している場合が多い（地図5.1、表5.1、特別資料5.1）。そのために、採取産業を通じた国の経済

表5.1
ラテンアメリカの先住民人口
(%)

国	全人口に占める割合
ボリビア	71.0
グアテマラ	66.0
ペルー	47.0
エクアドル	38.0
ホンジュラス	15.0
メキシコ	14.0
パナマ	10.0
チリ	8.0
エルサルバドル	7.0
ニカラグア	5.0
コロンビア	1.8
パラグアイ	1.5
アルゼンチン	1.0
ベネズエラ	0.9
コスタリカ	0.8
ブラジル	0.4
ウルグアイ	0.4

出典：De Ferranti and others 2003

成長の推進と、先住民族の文化的アイデンティティおよび経済的生活手段の保護との間に対立を生む可能性を持つ。また、地域社会が何世代にもわたって発展させ、地域社会が共同所有してきた先住民族の伝統的知識、創意工夫、慣行は、農業や林業、保健医療分野で実用化できる可能性がある。この場合も、集団の所有権を認知することと、個人の権利を重視する現代の知的所有権制度を遵守することの間で、対立が起こる可能性がある。

採取産業　採取産業の活動もやり方によって、先住民族の文化的アイデンティティと社会経済的公平性を脅かす場合がある。第1に、先住民族が居住する彼らの先祖伝来の土地の文化的重要性に対し認識が不十分な場合がある。先住民族は、土地に対する精神的つながりが強く、このため彼らの中には、先祖伝来の土地の中での採取活動への投資に対して、いかなるも場合も反対する人々がいる。たとえば、ボツワナのサン族の一部は、政府がカラハリ・ダイヤモンズ社に付与した探査許可に反対している。

第2に、採取産業が地元の生活手段に与える影響に対する、当然とも思われる懸念が挙げられる。鉱物の採掘の結果、地域社会の大規模な強制退去と、農地の喪失が起こる場合、文化的アイデンティティの意識と持続可能な生活手段の両方が影響を受ける。パプアニューギニアのリヒル金鉱山は、リヒル島の人々の聖地を破壊し、また、彼らの狩猟よって生計を立てる能力を著しく低下させてしまった。

第3に、先住民族は、意思決定のプロセスでも不平等な排除を受けている。そして、地域社会との協議が実現したとしても、それは満足のいくものからほど遠いことが多い。世界銀行は、そうした懸念を考慮して、チャド＝カメルーン間パイプライン・プロジェクトの支援のために新しい手法を用いた[2]。それは、必ず監査を毎年公表し、腐敗行為を減らすために、純益を海外の口座に預けることを法律で定め、さらに、収益の10%は、未来の世代基金（Future Generations Fund）に割り当てるというものである。市民社会の代表や多数の野党が、監視委員会に参加することが決められた。プロジェクトは、世界銀行の環境評価と再定住に関する保障政策を遵守することが義務づけられた。また、小規模の森林地区が喪失したことへの賠償として、新たに2つの国立公園が計画された。同プロジェクトを見ると、国際機関が、当事者の能力を育成し、透明性を確立させ、目標に定めた利益の分配を実現するために実施している革新的な取り組みがよくわかる。その一方で、一部の先住民族の集団は、この取り組みが不十分であったと考えている。パイプラインの影響を受けたバゲリ（Bagyéli）族（カメルーンのピグミー族）のうち、プロジェクトで雇われた人の割合は5%に満たなかった。補償もほとんど支給されず、約束どおりに供給された医療施設はごくわずかだった[3]。国の制度や組織が非常に脆弱な場合は、プロジェクトの参加者は、十分に計画されたプロジェクトであっても効果的に実施するには大きな困難に直面する。だからといって、投資を停止しなければならないというわけでない。むしろ、これは、いっそう大きな努力が求められることを意味している。

第4に、十分な補償を受けることなく、自分たちの物理的資源が不正に利用される場合、先住民族はだまされたと感じる。ペルーのカハマルカ地方にあるヤナコチャ金鉱山（ペルーと米国の鉱山会社と国際金融公社〈IFC〉の合弁事業）で、地元住民の関与は極めて限定されていた。税収入の一部が先住民居住者に振り分けられることになっていたが、受け取った金額は約束額よりも少なかった[4]。エクアドルは、ラテンアメリカで確認されている限りで最大級の石油埋蔵量を有する。企業は、アマゾン開発のための特別基金に約3000万ドルの税金を納めるが、そのうち先住民族のコミュニティに届く金額はごくわずかである[5]。

これらの問題は、資源に対する国家の主権と、先住民族の先祖伝来の土地と、そこに埋蔵される鉱物資源に対する彼らの特別な権利とが抵触していることを明らかにしている。たとえば、エクアドルの憲法は、先住民族のインディオに対し、彼らの先祖伝来の土地の石油とガスに対する権利を一切付与していない。そのような権利が、憲法で保障される必要は必ずしもないが、その一方で、先住民族が自分たちの先祖伝来の土地における資源の利用に関して発言権を持つことは必要である。

伝統的知識　先住民族集団の伝統的知識は、共有財産であるとともに、時として精神的重要性を持つ。知的所有権制度では、伝統的知識の共有財産と精神的重要性のいずれも認知していない。法律は、識別可能な著作者もしくは発明者個人の著作物を保護し、他人がどのようにして著作物を利用することができるかを詳細に定める。ペルーのインディオ、ケチュア族は、伝統的知識の商業的な搾取に反対しているが、彼らにできることは極めて少ない。ニュージーランドのマオリ人は、自分たちの知識が公開されているとしても、それを利用する権利は自動的に生じるものではないと考える。つまり、その権利は、集団の権利として確定されなければならないと考えるのである。

また、知的所有権の付与が適切に行われていない場合、数世代にわたって伝統的知識を創り出し、保護し、発展させてきた地域社会が、その利用に対する補償を受けられないという危険性もある。特許保護の資格を得るためには、発明は、新規であり、まだ知られていないものであり、産業上有用である、という3つの厳格な要件を満たさなければならない。伝統的知識が常にこれらの要件を満たすとは限らないことから、国際知的所有権制度は、明らかに伝統的知識を保護するものではない。研究者が新しい製品を発明したと主張して、伝統知識を盗用して、特許を申請することは可能である。著作権保護もまた、盗用されたものに不当に付与される可能性がある。

伝統的知識の不正な利用は、故意であるとは限らない。時として、伝統的知識

地図5.1
開発途上国における採取およびインフラ関連活動の多くは先住民居住地域で行われている

ラテンアメリカ、2003年



東南アジア・太平洋諸国、2003年

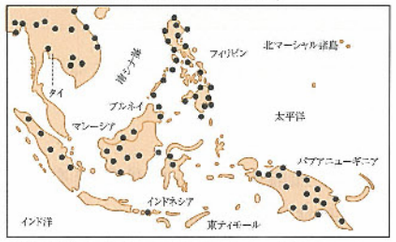

出典：Tebtebba and International Forum on Globalization 2003

国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実である。

を知的所有権の保護が適用されない公有に属するものとして誤って取り扱ったために、不正利用が生じることがある。伝統的知識は、地域社会の中では（時にはその外側でも）公に知られていることから、その他の種類の知的財産に比べて、それを発展させてきた地域社会への補償なしに盗用されやすい。北欧サーミ評議会は、たとえ自分たちの知識が周知されているとしても、公有の原則を適用することは、地域社会への（補償金支払いの）義務を無視するものだと主張している。

世界知的所有権機関（WIPO）と貿易関連知的所有権に関する協定（TRIPS）で管理される国際知的所有権制度とは異なり、生物多様性条約では、伝統的知識を認めている。第８条（j）項は、締約国が、先住民社会や地域社会の知識と創意工夫を守り、維持しなければならないことを明記している。このほか、「そのような知識を有する者の承認および参加を得」たうえで、伝統的知識のより広い範囲への適用を促進するとともに、「利益の公平な分配」を奨励している。同条約の第10条（c）項は、「伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行」を奨励している。今後取り組むべきことは、先住民社会の利益のために伝統的知識を保護し、社会のより広い範囲で適切な利用を促進するために、複数の異なる国際知的所有権制度の規定を調整するための方法を見つけることである。

権利の保護と利益の分配のための政策の選択肢と課題

国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実である。先住民族の問題に取り組むには、人間開発という目標に向かって前進させるための世界的な、そして国家レベル、企業レベルの政策が求められている（BOX 5.3）。

国際機関はすでに、いくつかの問題を軽減するための方法を模索している。世界銀行は2001年に、どのようにしたら採掘プロジェクトが貧困削減や持続可能な開発に資するかを特定するために、採取産業の再調査を委託した。政府、非政府組織、先住民組織、産業界、労働組合、学界との討議にもとづき、2004年の世界銀行の報告書は、貧困層重視の公的ガバナンス（統治）と企業ガバナンス（統治）、効果的な社会政策と環境政策、人権の尊重を提言している。世界知的所有権機関（WIPO）総会は2000年10月に、「知的所有権、遺伝子資源、伝統的知識および民間伝承に関する政府間委員会」を設立した。同委員会は現在、先住民族の参加を拡大しながら、伝統的知識を保護する仕組みの見直しを行っている。

先住民族が投資や思想や知識の流れから本当の意味で利益を得られ、彼らの関心事がより効果的に考慮されるような方法で、国際規則および国内法を継続的に調整していくためには、国と国際機関の協力が必要である。それには、３つの措置が不可欠である。

- 先住民族の物的財産および知的財産に対する権利をはっきりと認知する。
- あらゆる資源の利用に際し、先住民社会との協議と彼らの参加を義務づける。それによって、十分な情報にもとづく合意を確保する。
- 利益を共有する戦略を開発することで地域社会に力を与える。

企業あるいは国家のプロジェクトが、先住民族の土地などの資産を不当に利用しようとする場合、それらのプロジェクトへの融資は取りやめるべきである。また、伝統的知識を盗用した者に与えられた特許は無効とされるべきである。

権利を認知する　先住民の資源に対する権利を明示的に承認する法律を有している国はたくさんある。知的所有権に関

BOX 5.3　民間企業と先住民族は開発のために力を合わせることができる

民間企業が先住民族と協力して事業を行い、その過程で利益を得ることは可能だろうか。もちろん可能である。次の事例を考察してみよう。

オーストラリア、ピルバラ地域

ハマースレイ・アイアン社は、1960年代半ば以来、天然資源の豊富なピルバラ地域から採掘した鉱石を輸出している。当時アボリジニは福祉に依存し、いくつかの町にかたまって居住していたが、同社が熟練した労働力を必要としたことから、多くの非先住民がこの地域に押し寄せた。アボリジニの集団は新たな鉱山開発への反対を開始し、彼らの伝統的居住地域で行う同社の事業活動について話し合いを求めた。1992年、ハマースレイ社はアボリジニ訓練連絡部（Aboriginal Training and Liaison Unit）を設けた。それによって同地域で彼らに職業訓練を行い事業開発を進め、インフラ整備や生活改善を行った。その一方でアボリジニの先祖からの遺産や文化を保護した。1997年には、グマラ・アボリジナル・コーポレーションが新規鉱山を開発するため、ハマースレイ社と合弁事業契約を結んだ。アボリジニの男性たちは機械操作の訓練を受け、事業は地元コミュニティとの契約で進めることになる。ハマースレイ社は、このために6000万豪ドル以上を出資することになった。

カナダ、ラグラン・プロジェクト

1975年に先住民族のグループと、州および連邦政府がケベック北部の土地所有権問題を決着させる協定を結んだ後、イヌイットには補償金が支払われ、それを遺産基金としたマキヴィック・コーポレーションが設立された。1993年マキヴィックは、ファルコンブリッジ社と覚書（後のラグラン協定）を交わし、イヌイットを優先した雇用と契約を行い、収益を分配し、環境モニタリングを行うなど、同地域で計画されている鉱山開発からの利益が保障されるように図った。ファルコンブリッジ社は、イヌイットの信託基金に、今後18年間で推定7000万カナダドルを支払うことになっている。さらに、遺跡発掘現場は採掘不可地域に指定され、イヌイットの従業員にはラグラン地域以外での狩猟権も保障された。

米国、レッド・ドッグ鉱山

1970年代、北西アラスカのイヌピアットの人々は、コミンコ社が目をつけたレッド・ドッグ地区の亜鉛・鉛鉱床の開発を阻止することに成功した。北西アラスカ・ネイティブ協会（NANA）とコミンコは、数年間にわたる交渉の後、1982年に採掘を認める協定を結んだ。コミンコ社はイヌピアットに対し、鉱区使用料の形で補償金を支払い、NANAの代表者を諮問委員会に加え、先住民族を雇用し、環境を保護することに同意した。レッド・ドッグ鉱山はノースウエスト・アークティック区に、税金の代わりに24年間で7000万ドルを支払うことになっている。コミンコ社は、この採掘事業で雇用されたNANAの株主ほぼ全員を対象にした技術訓練費用として、1998年までに880万ドルを出資した。またNANAは、この事業が自給自足活動に与える影響を監視し、渓流に流れ込む廃水量を削減するよう働きかけを行った。コミンコ社では、イヌピアットの従業員が伝統的な生活様式を維持できるよう、労働時間を柔軟に設定している。

出典：International Council on Metals and the Environment 1999

する英国委員会（the UK Commission on Intellectual Property Rights）は、2002年報告書の中で、特定の状況に対応するために国内法が必要であることを論じた。フィリピンは、先祖代々の土地と先住民族の知識の利用、および利益の公平な分配のために、十分な情報にもとづく合意を義務づける法律を有している。グアテマラの法律は、国が保護することを通じて、伝統的知識と文化的表現のより広い範囲での利用を促進している。バングラデシュ、フィリピン、アフリカ連合は、地域社会の慣行や、生物資源とそれに関連する伝統的知識に対する地域社会単位の権利を認めている。

参加と協議を義務づける　地域社会を意思決定に参加させることは、民主的ということだけではなく、将来、プロジェクトが失敗するのを予防するのにも役立つ。ペルーのアンタミナ亜鉛・銅鉱山では、ヤナコチャ鉱山の経験を教訓に、2001年の操業開始にあたり、先住民社会

伝統的知識の保護には、多くの場合、知識の文書化が不可欠である。

を意思決定に関与させた。だが、協議は有意義でなければならない。そのためには、影響を受ける集団を慎重に特定し、プロジェクトの予想される代償と利益に関する完全な情報を提供することが求められる。

このほか、協議を通じて、遺伝子資源と伝統的知識の不正利用を防ぐことも可能である。各国で、特許を付与するのに先立ち、植物、その他の遺伝物質の原産地を明らかにすることを要求するようになっている。アンデス共同体、コスタリカ、インドなどでは、この条項を法令に盛り込んでいる。

インドの伝統知識デジタルライブラリー（the Traditional Knowledge Digital Library）や中国における類似の取り組みが示すように、伝統的知識の保護には、多くの場合、知識の文書化が不可欠である。ラオス人民民主共和国は、伝統医療資料センター（Traditional Medicines Resource Centre）を持っている。伝統的知識の多くが口承されているアフリカでは、文書化することにより、補償も受けられずに知識が搾取されてしまう可能性が減少するだろう。しかし、ラテンアメリカの先住民族の中には、文書に記録することにより、彼らの知識の利用が容易になるため、搾取が助長されるのではないかと心配する人々もいる。

文書化によって、権利が侵害されることはない。それは、知識を書面で保存するとともに、他人がそれを自分のものとして主張するのを防ぐ。世界知的所有権機関（WIPO）には、伝統的資源および遺伝子資源データベースおよび登録用リンクサイト（Online Portal of Databases and Registries of Traditional and Genetic Resources）があり、特許審査官はそれを利用している。国際農業研究協議グループは、このサイトに独自の情報をリンクし、またインドは、保健医療遺伝テスト・データベース（Health Heritage Test Database）を提供している。

利益を分配する　採取産業で利益を分配するには、教育、訓練、地元住民の優遇雇用、金銭的補償、事業機会の提供、環境に対する取り組みなど、さまざまな機会がある。先住民社会が土地の97%を所有するパプアニューギニアでは、いくつかの小規模な鉱業プロジェクトによって貧困削減を支援してきた。ブロロ鉱山では、鉱山会社が、十分に計画を練ったうえで閉鎖を行ったことで、鉱山のインフラ設備を材木用の植林事業の開発に利用することができた。植林事業は、鉱山閉鎖から35年間経った後も依然として財政的に成り立っている[6]。その他の国でも、企業が、意思決定と利益分配に地元の地域社会を参加させることによって、成功してきた。

知的所有権制度の枠組みの中で伝統的知識の保護に関する多国間交渉が継続する一方で、各国は、既存の制度を利用する方法を見いだしつつある（BOX 5.4）。カザフスタンでは、工業デザインによって絨毯と髪飾りを保護している。ベネズエラとベトナムでは、産地表示によって酒類と茶類を保護している。オーストラリアとカナダの伝統芸術には、著作権と商標が用いられている。これらの措置は、多くの場合、地域社会に金銭的利益ももたらしてきた。

WIPOの議論の中心は、どのようにしたら各国独特の取り組みが知的所有権条項を補完できるかということである。提案の1つに、補償責任アプローチ（compensatory liability approach）がある。これは、特許権者と伝統的知識保有者の両者に権利を認めるものである。特許権者は、伝統的知識の資源を利用するために義務的認可を得なければならない一方、伝統的知識保有者は、特許保有者に特許使用料を支払って、特許取得済みの発明を商業化する権利を得る。この仕組みは、科学の進歩を制限することなく、経済的に意味のある利益の分配を実現する。

投資と知識の流れを促進することによって、グローバリゼーションは、何世紀にもわたり独自の資源を発展させてきた先住民族を認知することができる。しかし、国際貿易と投資に関する国内法と国際法は、また、先住民族の文化に敏感に対応し、慣習上の所有権に配慮しなければならない。国家や、企業や、国際機関が、そしてまた先住民族が、民主的な決定を行う限り、参加と利益の分配を通じて、文化的アイデンティティを尊重し、社会経済的な公平性を促進していくことは可能である。

BOX 5.4　伝統的知識を保護するため知的所有権を行使する

伝統的知識を尊重するということは、伝統的な知識を世界から隔離することを意味するのではない。そのような知識の源であるコミュニティに恩恵をもたらすような形で、知識を利用することを指すのである。

オーストラリアの知的所有権法は、伝統的知識には適用されないが、先住民族が提供する製品やサービスには、それを特定し、認定する認証マークが与えられる。1995年のミルプルル（Milpurrurru）裁判では、アボリジニのデザインが事前の承諾なしにカーペットの柄として使われていたことが争われた。裁判は、商標権の侵害による「文化的損害」があったとして、7万豪ドルの損害賠償の支払いを命じた（WIPO 2003cによる）。一方1998年のブルン・ブルン（Bulun Bulun）裁判では、先住民族は、自分のコミュニティに対する信託義務（fiduciary obligations）を負っており、コミュニティの慣習法に反して先住民芸術を私的に利用してはならないという判決が言い渡された。

カナダでは、伝統的なシンボルを守るために商標登録を行っている。商標登録には、食品や衣料、またファースト・ネーションが提供する観光サービスなどが含まれる。著作権法によって、木彫り製品、歌、彫刻といった伝統にもとづいた作品が保護されているのである。1999年にはスヌーニーミュークシュー（Snuneymuxw）・ファースト・ネーションが、商標権法を盾に10の宗教的な岩面陰刻（岩に施された古代画）の不法複製を阻止し、その絵を使っている製品の販売を中止に追い込んだ。

このほかにも、伝統的知識と慣習法体系を明確に認めている国がある。グリーンランドでは、イヌイットの伝統法を自治政府の法制度に採り入れている。過去150年以上にわたって記録されてきたイヌイットの文献には、文化遺産が記録されている。文化遺産は、ダイナミックな生き生きとしたものとしてとらえられており、必ずしも伝統的な面のみに限られているわけではない。伝統的な文化表現と、現代的な表現とが共に尊重され、平等な法の庇護を受けている。

より広く知られているのが、アフリカ南部のサン・ブッシュマンのケースであろう。1937年、ある文化人類学者が、サン族は飢えと渇きを凌ぐためにホーディアサボテンを食べることを発見した。この知識をもとに、南アフリカ科学産業研究評議会（CSIR）が1995年にホーディアサボテンの食欲抑制成分（P57）の特許を取得した。1998年までに、痩身薬としてのP57の開発とマーケティングに対してCSIRに支払われたライセンス料収入は、3200万ドルに上った（Commission on Intellectual Property Rights 2002による）。サン族が2002年に、バイオパイラシー（生物資源の略奪）にあたるとして法的手段に訴える動きを見せると、CSIRは今後得られる特許権使用料をサン族に分配することに同意した。

伝統文化の認知は、各地域でも行われている。アンデス共同体委員会の決定事項486第136条g項は、先住民族、アフリカ系米国人、または地元コミュニティの名前が入ったものは商標として登録できないと規定している。コロンビア政府は、この第136条g項にもとづいて、「タイロナ（Tairona）」という商標の登録申請を却下した。タイロナはスペイン征服以前の時代にコロンビア地域に居住していた先住民族の名前で、国家の貴重な遺産と見なされたのである。

出典：Commission on Intellectual Property Rights 2002 ; WIPO 2003c

グローバリゼーションは、何世紀にもわたり独自の資源を発展させてきた先住民族を認知することができる。

文化財の流れ―創造性と多様性を通じて選択肢を拡大する

多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドが1994年に妥結にいたる土壇場で、フランス映画の製作者、俳優、監督からなる集団は、貿易規則の条項から映画およびその他の視聴覚商品を除外する、「文化的例外」条項を盛り込むことに成功した。同条項は、貿易商品としての文化財の特別な性質を認めている。ウルグアイ・ラウンドの条文は、各国が、貿易協定から文化財を除外するとともに、自国の文化産業を保護する政策を採択することを、その他の貿易協定で承認するうえでの前例となった。貿易における文化財の一部適用除外は、1994年の北米自由貿易協定（NAFTA）にも書き加えられた。1998年のOECDにおける多国間投資協定の交渉をめぐる激論の中でも、文化的例外は、最も激しく意見が対立した問題の1つであり、交渉決裂の原因でもあった（BOX 5.5）。

2003年にカンクンで開かれたドーハ・ラウンドに向けた準備会合で、貿易促進、政府調達における透明性、貿易と投資、貿易と競争といった、いわゆるシンガポール問題をめぐり、交渉は失敗に終わったと伝えられている[7]。米国は、インターネット関連の視聴覚活動が交渉に持ち込まれるのを避けるために、文化的例外の延長に関して凍結を求めていた。2003年11月にマイアミで開催された米州自由貿易圏大臣会合も、同じような文化財の問題に直面し、明確な合意には至らなかった。

このように、文化財をその他の商品と同様に取り扱うべきか、それとも例外とするべきかという問題は、国際貿易交渉において激しい論議を呼んできた。いまだに立場は二極に分かれている。一方は、文化商品はリンゴや車と同じ商品であり、したがって、国際貿易のあらゆる規則の対象となると考える人々である。他方は、文化商品は、価値観、思想、意義を伝えるものであり、したがって特別な取り扱いを受けるに値する資産であると考える人々である。

なぜ文化的例外措置に大衆の支持が集まったのか

文化的例外措置は、政治家が無視することのできない一般大衆の支持を得てきた。文化的例外という考え方は、自国の文化がグローバル市場の経済的勢力に押し流されるかもしれず、自分たちの文化的アイデンティティが脅かされるのではないか、と恐れる人々の懸念に応答している。最も極端な文化的例外の擁護者にいたっては、外国の映画やテレビ番組が外国文化を広め、やがてその国の文化と伝統的価値観を消し去ってしまうのではないかと危惧している。

外国製品の禁止を擁護する大勢の人々の動機が、民族主義、伝統主義、ならびに経済的利益であることは疑いない。しかし、文化的選択が狭められると予測する人々の不安は、正しいのだろうか。実際は、外国製品の自由な流れは、文化的選択肢を拡大するものであり、国の文化へのかかわりを弱めるとは限らない。世界中の若者がラップを聴くが、だからといって、クラシック音楽や各地の民俗音楽の伝統の終焉を意味するわけではない。外国の影響を遮断する試みは、限られた効果しか及ぼしてこなかった。韓国は1998年にようやく半世紀に及ぶ日本の音楽と映画の禁止の漸次撤廃に踏み切った。しかし、韓国の人々は、禁止が緩和されるずっと前から、日本の大衆文化、特にアニメと漫画に接することができていた可能性は極めて大きい。外国からの影響を制限すれば、文化的自由は促進されない。しかし、だからといって文化財

BOX 5.5 文化財をめぐる議論と多国間投資協定の惨憺たる結末

1994年にウルグアイラウンド貿易交渉が終わった後、一部の国々から国際的な投資の流れを自由化したり、規制したり、強化したりするための体制づくりを望む声が上がった。それが1998年の多国間投資協定（MAI）のきっかけとなった。この協定の目的は、約1600もある二国間投資協定に代わって単一の多国間規制枠組みを設けることにあった。協定では、数ある条項の中でも、特に投資規則と海外の投資家に対して、無差別に「内国民待遇」の原則を盛り込む条項を導入することに重点を置いていた。それによって、海外からの投資に対する差別的措置を撤廃し、投資の流れをスムーズにするために、投資とサービスの取引に規則を適用する際に、原産国が問題とされないようにしようという意図があった。

しかし、この協定（MAI）がOECDで交渉される過程で、多くの国が例外や留保を追加し、その構想は弱められてしまった。フランスは、MAIが文化産業に与え得る影響を懸念し、国内産業の助成あるいは保護のために行動する余地を失うことを恐れ、文化産業に関する特別条項を提案した。文化財をその他の商品と同様に扱うことを含め、交渉に対して異議を唱える声が高まったことが動機になって、オーストラリア、カナダ、インド、ニュージーランド、英国、米国の非政府組織が、フランス政府の協定反対運動に加わった。MAIの取り組みは失敗に終わったのである。この経緯を見ると、この問題がいかに大きな問題であるかということ、そして、各国の文化的多様性に影響を与えるサービス取引と投資に関する今後の交渉はさらに複雑になるであろうということがわかる。

出典：UNESCO 2000b, 2000c ; Public Citizen 2004

図5.1
国際映画市場（米国以外）において、総興行収入で歴代上位を占めたのはアメリカ映画だった　2004年4月

順位	アメリカ映画	年	原産国	総興業収入（百万ドル）
1	タイタニック	1997	米国	1,235
2	ロード・オブ・ザ・リング／王の帰還	2003	米国	696
3	ハリー・ポッターと賢者の石	2001	米国	651
4	ハリー・ポッターと秘密の部屋	2002	米国	604
5	ロード・オブ・ザ・リング／二つの塔	2002	米国	581
6	ジュラシック・パーク	1993	米国	563
7	ロード・オブ・ザ・リング／旅の仲間	2001	米国	547
8	ファインディング・ニモ	2003	米国	513
9	インディペンデンス・デイ	1996	米国	505
10	スター・ウォーズ／エピソードI:ファントム・メナス	1999	米国	491
	アメリカ映画以外			
44	千と千尋の神隠し	2001	日本	254
69	フル・モンティ	1997	英国	211
86	フォー・ウェディング	1994	英国	191
96	ブリジット・ジョーンズの日記	2001	英国	183

出典：The Internet Movie Database 2004

文化財をその他の商品と同様に取り扱うべきかという問題は、国際貿易交渉において激しい論議を呼んできた。

にその他の商業財と異なる部分がないというわけではない。

なぜ文化財は違うのか。文化財は、思想、象徴、生活スタイルを伝え、また、それらを生み出す地域社会の固有な部分である。文化財が開花するためには、ある程度の公的支援が必要であるという点について、意見の対立はほとんどない。博物館、バレエ、図書館やその他の文化商品やサービスへの助成金は、すべての自由市場経済で広く見られ、受け入れられている。

意見の不一致が見られるのは、映画と視聴覚製品は文化財か、それとも単なる娯楽かという点においてである。映画とテレビ番組が、固有な芸術的価値を備えているかどうかには議論の余地があるが、生活様式の象徴という意味で文化財であることは明白である。映画および視聴覚製品は、生活スタイルの強力な伝達者であり、社会的メッセージを運ぶ（特別資料5.1参照）。そして、強い文化的影響を及ぼす可能性を持っている。事実、映画および視聴覚製品は、アイデンティティにかかわる選択に影響を与えるという、まさにその理由のために、争論の的になるのである[8]。

なぜ文化財には公的支援が必要なのか。文化財に対する公的介入に賛成する議論の背後にある理由は、文化財が消費され、制作される方法に関係がある。いずれも、大きな資金を利用でき、映画とテレビ番組の非対称な流れを生み出している大型経済と大型産業に有利である（図5.1）[9]。

- **文化財は体験財（experience goods）である**　文化商品は、体験を通じて消費される。それらの財が持つ主観的な性質ゆえに、消費者は、それを使い終わるまで、気に入るかどうかわからない。したがって、価格は、商品の質、あるいは、消費者に与えることが予想される満足感を反映しない。販売促進活動、宣伝、商業的評論が、消費者の主たる情報源であり、口コミによって増幅される。このような販売促進と配給のための資金を自由に使えれば使えるほど、制作者が非常に有利になる。各国の零細な制作者の多く、特に途上国から発信しようとしている制作者は、市場への参入に苦心することだろう。
- **大規模制作者は、規模の経済の恩恵を受けることができる**　相対的に規模が小さく、資金に恵まれていない制作者は、多くの文化産業の中でも、とくに映画、その他の視聴覚製品の特徴である「規模の経済」を享受することができないため、これらの市場では不利である[10]。映画の制作費は、それが一度上映されようとも、100万回上映されようとも同じである。上映回数が多ければ多いほど、収益は高くなる。国内需要も大きく、映画の中で話されている言葉を理解する人も多く、宣伝活動も強力なおかげで、映画が大市場に進出できれば、国際的な成功を収める可能性は格段と高くなる。その他の文化財についても同じことが言える。より大きな財政力を持つ国や企業は、大市場を支配し、他に大きな制作者がほとんどいない市場で独占的な優位を享受することによって、規模の経済の恩恵を受けることができる。（表5.2）。

表5.2
国内映画および視聴覚産業の促進に向けた政策選択 — 市場と産業の規模は重要

	長所	短所	解決のための政策
大規模な制作国（200作品以上）	大きな国内市場と幅広い視聴者によって、高収益が得られる。	市場競争や文化的、芸術的な映画作品を減少させる。	独立系の映画制作者とその専門配給業者を振興するため特別な税制誘因措置をとり、映画制作数を増やす。
中規模な制作国（20作品から199作品）	行政や法的な財政支援が、国内のインフラや市場を保障し、公的部門が役割を果たして、質の高い映画の制作を可能にする。	国内法の法的裏づけを持つ保護主義が、映画の国際自由貿易を妨げる可能性がある。	新たな国際法の法的枠組みにより、より優れ均衡のとれた取引を可能とし、それによって国内の映画制作能力を強化させる。
小規模な制作国（20作品未満）	創造性は、技術力の高さや組織力の競争または財政的制約に左右されることはない。資金は非常に限られているが、即時に収益が求められることはない。	小さな国内市場は、映画業界への投資が、構造的に欠如していることを反映したものであり、それが、国の制作作品数を制約している。不平等で非対称な国際取引上の慣行も、国内における制作を減少させる原因となっている。	通信技術やコンピュータ技術と同様、デジタル技術を使うことで、新しい、低費用の映画制作ができる機会が創出でき、よって映画の配給と制作面での障害の克服を可能になる。

出典：人間開発報告書事務所がUNESCO 200aにもとづき作成

政策の選択肢と課題―保護かそれとも促進か？

これらの理由から、文化財や創作活動を市場の手に任すならば、それらは衰退し、多様性が低下する可能性がある。では何が解決策になるだろうか。文化的保護主義と割当制度だろうか。それとも、制作助成金だろうか。

保護　過去の『人間開発報告書』が論じてきたように、輸入品の流れを減少させるために障壁を高くすることは、問題を生む恐れがある。これは、文化財の貿易にもあてはまる。輸入品を減らす、または阻止するための貿易障壁は、多様性と選択の幅の拡大を妨げる。それにもかかわらず、数多くの国々が、国内で制作されるラジオ番組やテレビ番組、映画の制作および放送に対し、最低限の市場占有率を保障するために、割当制度を設定してきた。ハンガリーは、公営チャンネルの15%を国産番組に割り当てている[11]。また、毎年定められる国内での最低上映日数をもとにした韓国の映画割当制度は、国内での韓国映画の市場占有率とその輸出の増加に貢献したと思われる。

しかし、割当制度にもとづく強引な政策が、常に作品の種類と選択の幅の増大をもたらしてきたとは言えない。一部の批評家は、割当量が多いと、国内の制作者は制作費用を低く抑える努力をせずに、割当制度に依存する傾向を強めると指摘する。このほか、保護は、作品の質を低下させかねないと主張する人もいる[12]。

促進　一部の国は、貿易については開放政策をとったまま、健全な文化産業を維持することに成功してきた。アルゼンチンとブラジルは、税制上の優遇措置をはじめ、国内産業を支援するための財政的奨励策を行っている。ハンガリーでは、テレビ収入の6%をハンガリー映画の制作費に充当している。フランスは、映画産業支援のために年間およそ4億ドルを支出している。同国の映画産業は、欧州の映画産業の中では良好な業績をあげている数少ない例の1つであり、毎年180を超える作品を制作している（BOX 5.6、特別資料5.1）[13,14]。世界的な成功を収めた仏独合作映画「アメリ」は、国境を超えた共同制作の可能性を示すものである[15]。

撮影所と設備に対する支援を提供することも可能である。エジプト映画協会は1996年以来、官民協力で調達した資金を用いて映画撮影所を建設してきた。その他の開発途上国も、同様の試みを行っている。すべての助成金に言えることだが、うまく機能させるためには課題がある。助成金を付与する基準は誰が決定すべきだろうか。また、そのような決定はどのように行われるべきだろうか。これらの施策は、おもに国内市場の大きさに左右される（表5.2参照）。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）の2001年に採択された「文化の多様性に関する世界宣言」は、持続可能な開発のための文化的および生物的多様性に関する円卓会議、フランス語圏首脳会議、国際文化政策ネットワークの年次会合、5月21日を「対話と開発のための文化的多様性世界デー」と宣言した国連決議など、文化的多様性の基準設定への取り組みを

文化財や創作活動を市場の手に任すならば、それらは衰退し、多様性が低下する可能性がある。

BOX 5.6 国内の文化産業支援におけるフランスの成功

「文化的例外（*l' exception culturelle*）」（文化に対する例外措置）は、ウルグアイラウンド貿易交渉の際に導入され、1990年代半ばには、フランス政府が断固として主張したものである。この措置にもとづいて、フランスは自国文化財の制作の促進と、そのための資金を提供してきた。これは文化産業への公的支援が成功した例である。

フランス政府は、公共放送の番組として人気を集めている、フランスの小説のテレビ版制作を助成している。またラジオ放送では、最低40%はフランス語放送にするという割り当てを課している（カナダも同様の制度を設けている）。これらの措置は、それがなければ国内市場へ参入できなかったかもしれないアーティストにチャンスを与え、フランスを欧州最大の映画制作大国へと押し上げ、ハリウッドとの競争でも十分渡り合うことを可能にしてきたのである。

フランスはこの文化に対する例外措置を堅持し続けているが、今後どれだけその姿勢を貫くことができるだろうか。新たに脅威となるのは、ハリウッドやWTOといった容易に予想できる敵ではなく、実はブリュッセル（欧州議会の所在地）なのである。欧州委員会は、各国の国内製品の制作に対する助成額を制限することを検討しているのである。もし新しい規定が承認されれば、外国映画の氾濫によって国家のアイデンティティが失われることを恐れる各種団体から、強力な反対の波が押し寄せることだろう。

出典：*Financial Times* 2004

表5.3
外国で生まれた人の割合、上位10都市
2000/2001年（%）

マイアミ	59
トロント	44
ロサンジェルス	41
バンクーバー	37
ニューヨーク	36
シンガポール	33
シドニー	31
アビジャン	30
ロンドン	28
パリ	23

出典：UN HABITAT 2004；U.S. Census Bureau 2004b；World Cities Project 2002；Australian Bureau of Statistics 2001；Statistics Canada 2004

促進するための、数多くの国際的な取り組みの発端となった。文化的表現の多様性を確保するための、法的拘束力を持った条約をつくる準備作業は始まっている。

また、文化産業の振興や強化も支援すべきである。協力によって、国内市場を創出するために必要なインフラ整備や技能開発を支援したり、地元の文化商品が国際市場に参入する手助けをすることができる。中小企業のための新規事業開発を支援する機関があれば、音楽、ファッション、デザイン分野の中小企業の振興を進めることができる。書物の翻訳、および地元映画に国際語の字幕や吹き替えを入れるための資金には、国際的な資金を動員することができる。これらの分野の技能は、ビジネススクールのほか、文化産業の経済交流を通じて、正式な育成が可能となるだろう。

異文化に親しむための観光や世界観光機関とのパートナーシップによって、受け入れ社会への助言を広めることができる。さらに、議会、文化省、全国統計局との協力によって、文化的交流、データ収集、政策立案に関する、最善の方法について情報を集めることもできる。

人の流れ—世界市民のための複数のアイデンティティ

トロントとロサンゼルスの住民のうち、海外で生まれた人の割合は約半数に上り、アビジャン、ロンドン、シンガポールでは、その割合は4分の1を超える（表5.3）。グローバリゼーションが原動力となり、過去10年間に移住者の数は、とくに西欧諸国、北米諸国、オーストラリアといった高所得諸国において急増した（図5.2）。また、インターネットの利用の増大と、飛行機での旅費の低下に伴い、出身国との緊密なつながりを保つ移住者が増えている（特別資料5.1参照）。さらに、グローバリゼーションは、文化的集団を結び付けているだけにとどまらない。人々の行動も変化している。民主化と人権尊重の高まりは、政治的自由の拡大と、平等な処遇を受けることに関する権利意識や、抗議は正当であるという意識を生んでいる。

移民問題は、送出国、受入国の双方に数多くの問題を生む。受入国は、文化的自由の諸問題に苦慮する。イスラム教の女生徒は、フランスの公立学校においてスカーフを着用することを認められるべきだろうか（BOX5.7）。同様に、米国の学校ではスペイン語で教育が行われるべきだろうか、あるいは、カナダのシーク教徒は、通常のヘルメットの代わりにターバンを巻いて二輪自動車に乗ることを認められるべきだろうか、といった問題をめぐっても、一様に激しい議論が展開されている。移民は、自らの文化的アイデンティティへの認識の不足に対してと同様に、雇用、住宅、教育における差別に対しても抗議する。多くの国で、彼らのこのような問題意識は、自国のアイデンティティと価値観まで脅かされるのではないかと不安に思っている受入国の住民の抵抗に遭う。移民に反対する人々は、「彼らはわれわれの生活様式と価値観を取り入れない」と言う。それに対し、移民社会とその支持者は、「われわれの生活様式と文化、そして人権を尊重するべきだ」と反駁を加える。

対応策の1つは、移民が被る社会的、経済的、政治的排除と、生活様式の排除の両方に取り組み、彼らのアイデンティティを認めることを通じて、多様性を認知するとともに、移民を社会へ包含することを促進することだろう。もう一方の反移民集団が提唱する対応策は、人の流れに対して国を閉ざし、多様性の増大傾向を後退させることであろう（図5.3）。たとえば、フランスの国民戦線党の政治路線は、家族再会プログラムの廃止、不法滞在外国人の追放、出身国への移民送還プログラムの開発、雇用と社会扶助、その他の分野における市民優遇措置などによって、移民の流れを阻止することを提案している[16]。イタリアの北部同盟と国民同盟（ともに連立政権の構成政党）は、イタリアにおける雇用契約のある人々だけに移住を認め、不法移民をなくすことを目的に諸国に援助供与するという法律を導入しつつある[17]。

しかし、もし実際には多様性が国の文化を脅かしていないとするならば、多様性の認知か、移民に対して国を閉鎖するかという選択は、間違っているかもしれない。

文化的多様性は、一国の文化にとって脅威なのだろうか

移民は国の価値観を脅かすという不安を抱いている人々の論点は、以下の3つである。すなわち、移民は「同化」せず、その国の核となる価値観を拒否する。移民文化と地元文化は衝突し、必ず社会的対立と分裂をもたらす。移民文化は劣っており、もしそれが容認されれば、それをきっかけに民主主義が損なわれるとともに、進歩の停滞や、経済的、社会的発展が減退する原因となる。このような主

図5.2
欧州、北米、オーストラリア、ニュージーランドへの移住者はかつてないほど増加したが、難民の割合は依然として少ない　1999〜2000年

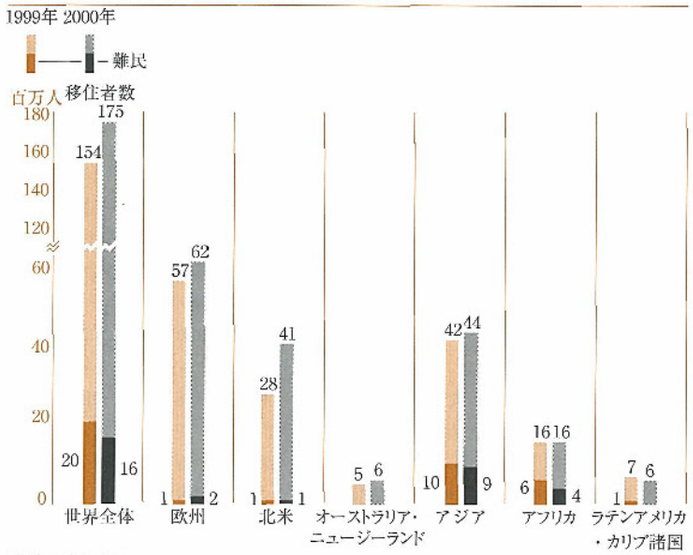

出典：UN 2002a

図5.3
ますます多くの政府（貧富を問わず）が、移民を抑制したがっている　1976〜2001年

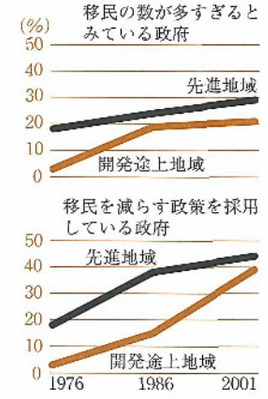

出典：UN 2002a

BOX 5.7 イスラム教スカーフ問題に揺れるフランス

フランスの公立学校で、イスラム教の女子生徒はスカーフの着用を許可されるべきだろうか。スカーフ着用が許されれば、政教分離（laïcité）と信教の自由の尊重という原則に矛盾することになるのだろうか。信教の自由は、公共の場に一切の宗教色を持ち込まないことを意味するのだろうか。それともこの問題は、イスラム教徒の移民社会に対する差別意識から派生しているのだろうか。あるいは、スカーフは、男性に対する女性の服従を反映したものであろうか。賛成、反対双方の立場がこれほどまでに激しく対立し、また文化的多様性の受容をめぐり深い問題提起がなされたのは、近年まれに見るケースである。

問題の発端は1989年にさかのぼる。ある中学校が、イスラム教のスカーフを着用していた3人の女子生徒を、フランスの政教分離の原則に反するとして退学処分にした。このことが人々の間で極めて大きな議論を巻き起こした。最高行政裁判所は、宗教的なシンボルを身に着けることそれ自体は「著しく目立つか、攻撃的な」性質のものでない限り政教分離の原則に反しないとの裁決を下した。教育省は、以後同様の問題が起こった場合に対応するため、特別調停官1人を任命した。

それからしばらくは沈静化していたが、2002年12月、リヨン市の移民が多く居住している地区で女子生徒が学校にスカーフを着用して登校したことにより問題は再燃した。その当時は、ヘッドスカーフの代わりに、おでこや耳を隠さないヘッドバンドに切り替えていた生徒が多かった。校長が両親を呼んで、スカーフを着用しての登校を差し控えるよう求めた。両親は、ヘッドスカーフをヘッドバンドに改めたことですでにフランスのしきたりに従ってきたと抗議した。調停官が招致されたが、納得が得られる解決にはいたらなかった。一部の教師は、もし生徒のスカーフ着用が許可されれば、ストに踏み切るという姿勢を示した。

問題は間もなく政治的な議論へと発展した。左派、右派双方の国民議会議員が、学校および公の場所でのスカーフ着用を明確に禁止する法案を提出した。左派の学識者はすぐに賛成か反対のどちらかの立場をとった。つまり、表現の自由を守り、イスラム教徒に対する差別に反対するべきという意見、あるいは、政教分離と男女平等の重要性を堅持すべきという意見のどちらかであった。ここで男女平等という面が取り沙汰されたのは、女子生徒たちの多くがスカーフの着用を強要されていると考えられていたからである。2003年、教育省と国民議会は諮問委員会を設立した。同年7月、「共和国内の政教分離の適用に関する独立委員会」は、ヘッドスカーフを含めたあらゆる宗教的シンボルを学校内で身に着けることを禁止する法律の制定を提案した。

結局この法律は可決されたが、それによって意見がまとまったわけではなかった。それぞれの立場は、典型的な立場の相違に従った枠組みには収まらなかった。すなわち、左派か右派か、イスラム教信者であるかどうか、女性か男性か、という違いを反映したものだけにとどまらなかったのである。法案の採決直前に行われた世論調査では、イスラム教徒の女性たちの間でも賛否両論が同じように示された（表参照）。

この問題は、各国が移民社会の宗教的差異をはじめとする、文化的差異を受け入れようとする際に直面するジレンマを浮き彫りにしている。このスカーフ問題にも見られるとおり、選択が非常に困難な2つの選択肢と複雑な議論が存在している。スカーフ禁止令の支持者は、これは自由、すなわち信教の自由や女性の屈従からの自由を擁護するものだと主張している。しかし、禁止令の反対者も同様に自由の擁護、つまり、差別と機会不均等からの自由を訴えているのである。このように複数の原則の中から1つを選択することは、国家の価値が反映されるべき公立教育の場ではとくに困難を極める。

信仰している宗教を明示するシンボルや衣服を禁止する法律に賛成ですか、反対ですか。
（2004年1月21日調査）

集団	賛成（%）	反対（%）
フランス全国民	69	29
左派	66	33
右派	75	24
イスラム教徒	42	53
イスラム教徒の女性	49	43

出典：Zolberg 2003；Gutmann 1995；*The Economist* 2004b

張をする人々が示す解決策とは、移民の流入を減らし、移民社会の文化を変容させることによって、多様性を管理するというものである。

単一または複数のアイデンティティ

国の文化を失うことに対する不安の根底には、アイデンティティは1つであるという潜在的な信念がある。だが、人々は、単一で固定されたアイデンティティを持っているわけではない。人々は複数のアイデンティティと忠誠心を持っており、それはしばしば変化する。欧州評議会の多様性と結束に関する会議の起草グループのロング・リット-ウーン議長は次のように言っている。「（ノルウェーに）何年住んでいるのかとよく聞かれので、『20年』と言う。すると、たいてい『おや、じゃあもうノルウェー人も同然だね』という言葉が返ってくる。ここで前提とされているのは、アイデンティティはゼロサムゲームであるということだ。つまり、1つのアイデンティティが増えると、もう片方のアイデンティティが減少すると考えるのが一般的なので、私がマレーシア人らしくなくなったということだ。アイデンティティは、どういうわけか決まった大きさの四角い箱のようなものと思われている」[18]。

移民集団によっては、自分の文化的アイデンティティの保持を望むかもしれない。しかし、だからといって、新しい国に対する忠誠心を育まないというわけではない。ドイツに住むトルコ人を祖先とする人々は、2世の代になっても家ではトルコ語を話すかもしれないが、同時にドイツ語も話す。米国に住むメキシコ人は、メキシコのサッカーチームを応援する一方で、米国陸軍で兵役に就いているかもしれない。

移民の忠誠心に疑いを抱くことはよくあることである。しかし、それは、見当違いである。米国政府とカナダ政府は、第二次世界大戦中に、相反する忠誠心を疑って、日系市民を強制収容した。しかし、米国およびカナダ陸軍に従軍した日系兵士は、大いなる勇敢さと忠誠心を示し、英雄として勲章を授けられた者も最も多かった。1960年の米国には、ローマカトリック教徒の大統領は、米国よりもローマ法王への忠誠心を強く持っているかもしれないという不安があり、ジョン・F・ケネディ大統領は1960年の大統領候補として、この世間の不信感と果敢に闘わなければならなかった。

国家アイデンティティに関する関心は、移民の繁栄を認めれば国の進歩と開発に遅れが生じるという主張とともに、移民文化は「低級」だという非難によって表明されることもある。しかし、本報告書は、文化的決定論の議論の基盤がいかに心もとないものであるかを示してきた。確かに、すべての集団やすべての国々においてそうだというわけではないが、移民集団の多くは、失業率が高く、教育達成度が平均より低い。しかし、その原因は、文化によって決定される集団の特性ではなく、それらの人々が受けている複数の不利な条件と関係があることは間違いはない。第3章で提案しているように、この不利な条件は、適切な包含政策により是正することが可能である。

ほとんどの社会にとって、複数のアイデンティティの受容が、一夜のうちに起こることはない。受け入れるということは、かつて「異質」と考えられていたものが、見慣れた差異として映るようになることを意味する。社会科学者は、これを「自分たち」と「自分たちでないもの」を分離する境界線の移行と不明瞭化と呼ぶ。フランスの学校におけるイスラム教女生徒のスカーフ着用をめぐる対立、あるいは米国の小学校におけるスペイン語での指導をめぐる対立は、人々が、自分

たちが引いたとおりの境界線を維持するために闘っているということである。これらの場合は、イスラム教とスペイン語は「自分たちでないもの」の象徴である。それらを「自分たち」に属するものとして認めることは、前途に待ち受けていると思われる危険性、つまり、共同体間の紛争と文化的アイデンティティの喪失との闘いをやめることを示唆する。

複数のアイデンティティを受容するにあたり、社会では2つの問題をめぐり議論が生じる。第1に、われわれは、どの程度まで違っていても構わないのだろうか、第2に、われわれは、どれだけ似通っていなければならないのだろうか、という問題である。複数のアイデンティティを受け入れることは、大きな社会的変革である。しかし、歴史は、それが実際に起こり得るのだということを示している。ほとんど例外なく、すべての欧州諸国がそのような変革を経てきた。今日、「違っている」というのは、アルザス人であることと、ブルトン人であるといった程度の違いではなく、スリランカ人であることとスコットランド人であることの違いであり、「自分たち」の範疇がより拡大しているのである。

移民は経済成長と開発を支える　移民に門戸を閉ざすことは、現実的でもなければ、自国の開発の利益にもならない。移民は、開発を停滞させる原因どころか、技能、労働力、思想、ノウハウの源泉である。経済学者は長年にわたり、移住の自由化から得られる利益は、国際貿易の障壁撤廃によって得られる利益が小さく感じられるほど大きいと論じてきた。米国のシリコンバレーのインド人技術系企業家から、欧州全域の西アフリカ地域出身の看護師、オーストラリアの中国人投資家、サウジアラビアのフィリピン人家内労働者まで、移民が担う革新、事業、技能への貢献は、社会にとっての移民の人々の価値を、毎日思い起こさせてくれる。今日の知識経済では、各国は、最高レベルの人材を輩出し、誘致することによって競争する。たとえば、1990年に、米国で工学博士号を取得した者のうち、外国で生まれた学生は62%を占め、米国で博士号を取得した外国生まれの学生うち、米国に定住した人は70%を超えた[19,20]。社会の中でも比較的起業家精神に富んでいることの多い移民は、小規模事業に投資をし、都市部を活性化する。欧州では、移民が、見捨てられた地域に商業地区をつくり出し、数多くの雇用を創出している[21]。

今日、西欧諸国と日本は、高齢化と人口減少の前途に直面しており、人々の新たな流入を緊急に必要としている。西欧諸国の生産年齢人口は、1995年の2億2500万人から2025年には2億2300万人へ減少すると予想されている[22]。国連人口部の試算によると、欧州は、現在の人口の規模を維持するためだけでも、2050年までに移民の受け入れを倍増しなければならない[23]。

人に対する参入障壁は、財と資本に対する参入障壁ほど、撤廃が進まなかった。それでも、1990年代に急増した不法移民を含め、移民人口は1990年代に急増し、世界中でおよそ3000万人に達している（特別資料5.1参照）。人々の流れを押し戻そうとする努力は、グローバリゼーションの潮流に逆らうものである[24]。移民を大幅に減少させるには、民主主義国家では実施することが難しいような措置が必要だろう。

政策の選択肢と課題―文化的認識および社会経済的・政治的包含

歴史的に多くの移民を受け入れてきた国々は、差異主義と同化という、2つの統合の手法をとってきた。差異主義とは、諸集団との間に明確な境界線を保ち、それらの集団を別の地域社会として尊重することを意味する。通常、差異主義政策は、ある国が一時的な労働力不足を埋めるために移民受け入れを計画するもので、移民に地元地域社会の完全な成員になることを期待しない場合に用いられてきた。例としては、1960～70年代のドイツにおける出稼ぎ外国人労働者や、今日のサウジアラビアにおける家政婦が挙げられる。

もう1つの手法である同化は、移民が「自分たちのように」なることを目指すものである。政府、その他の機関は、移民がその国で最も優勢な言語を学習し、受け入れ社会の社会的慣行や文化的慣行を取り入れるように奨励する。移民の子どもたちが新しい社会の小学校、特に公立学校を修了したころには、地元地域社会の他の人々とほとんど見分けがつかないことになる。米国の「人種のるつぼ」のイメージが、この手法を最も端的に表している。

これらの2つの手法は、過去には効果を上げてきたが、差異の尊重と統一への責任ある取り組みを必要とする多様な社会においては適切ではない。文化的に多様な社会では、自らの民族文化やアイデンティティを崩壊させられたり、喪失したりする恐れはない。しかし、多様性を受容するには、移住政策と、移民の社会への統合を管理するうえでの結束を築く努力が求められる。多民族国家において、少数民族が、自らの地域社会に対する誇りとともに、国に対する強い忠誠心を持つための方法は数多くあるが、移民もまた、移住した国の完全な構成員となりながら、それでもなお出身国との結び付きを維持し続けることができる。課題は、統一という目的と、差異と多様性を尊重するということを統合させるような政策を編み出すことである。差異主義は、移民の間に国に対する責任を築くことも、適正な社会的保護を提供することもない。さらに、「労働者が欲しかったのに、人が来た」というのが一部の人の反応だったように、出稼ぎ外国人労働者制度は、搾取と衝突の原因にもなりかねない。（BOX5.8）。同化政策では、差異を受容することも、多様性を尊重することもなければ、非対称な状況に対し明確な取り組みをすることもない。

以前に比べて、今日の移民は、出生国の家族や地域社会との密接な結び付きを維持したいと考えており、また維持することが可能である。そのような結び付きは新しいものではないが、現代の通信技術や移動が楽になったおかげで、社会的、経済的、政治的行動に及ぼす影響は異なっている。移民は、出生国と受入国の、両方の世界に片方ずつ足を入れていることを望んでいる。

近年、多様性の価値を認識し、複数のアイデンティティを支持する多文化主義が、移民を社会に統合するための3つ目の手法となっている。これは、1960年代初めのカナダにおいて、ピエール・トルドー首相が、先住民族、フランス系および英国系定住者、最近の移住者から構成される多様な住民と、それらの人々の間に存在する大きな分断や不平等という課題への対応策として、構想を表明したのが最初だった。オーストラリアも1990年代に、多様性の中に結束をつくり出す唯一の方法であるという結論に達し、同様の政策を導入した。

多文化主義とは、社会の中の異なる価値体系や文化的慣行を認知することにとどまらず、人権、法の支配、ジェンダー平等、多様性、そして寛容といった、譲ることのできない中核的な価値観への共通の責任を築き上げることでもある[25]。オーストラリアでは、これを「多様性の中の結束（United in Diversity）」と表現する。そのような政策は、個人が自身

移民に門戸を閉ざすことは、現実的でもなければ、自国の開発の利益にもならない。

多文化主義とは、譲ることのできない中核的な価値観への共通の責任を築き上げることでもある。

BOX 5.8 臨時契約―労働者歓迎、ただし働かない人はお断り

グローバル化された労働市場における労働者の出入国管理に各国が頭を痛める中、一時的な移住プログラムを実験的に採用する国が増えてきた。この移住プログラムで入国する移住者に対しては、市民権が与えられない。つまり一定期間働いたら、母国に帰ることが前提となっているのである。これによって、受入国の文化やアイデンティティに与える影響を極力小さくするのがねらいである。しかし、めったにそれほどうまくは行かないものである。

ほとんどすべての地域が、経済的な必要性に迫られ、一定期間の臨時労働者を採用している。19世紀には、何十万人という南部インドの人々が、マレーシアのゴム・プランテーションや、トリニダード・トバゴのサトウキビ・プランテーションに雇用された。米国では、第二次世界大戦中の人手不足を補うため暫定策として採用された農業労働プログラムが、その後、数十年間続く労働者雇用プログラムへと変化した。ドイツやオランダをはじめ欧州の多くの国々が、1960年代から70年代初期にかけて「出稼ぎ労働者」プログラムを実験的に導入した。最近では、中東の産油国が、建設、その他の事業のため臨時労働者を採用している。南アフリカにおける天然資源の採掘は、一時的移住者の労働力に引き続き依存しているし、メキシコではここ数年間に、コーヒー豆の収穫にグアテマラからの臨時労働者3万9000人を雇い入れるプログラムを計画してきた。

このようなプログラムによって、多くの人々が働いて給与の支払いを受ける機会を得て、母国に何十億ドルという額が送金されるようになった。しかしこれらのプログラムは、疎外されたコミュニティを生み出す原因にもなっている。欧州の出稼ぎ労働者プログラムを表現する今や有名な言い回しがある。「労働者が欲しかったのに、人が来た」というものである。

臨時労働者は、政府が阻止しようとしても、在留を決意することが多い。そして家族を呼び寄せ、不法滞在者のコミュニティを作る。しかしそこに暮らす人々は一般社会から疎外されているため、スラム街となる。そして、そのことが人々の反移民感情をあおることになるのである。また、明確な法的制約に加え、居住施設が物理的に隔離されるなど、非公式ながら強力な社会的障害があり、それが移民の移住先社会への十分な参加を阻害している。

このような状況から、移民たちは母国からも、受入国からも保護を受けられないでいる。合法ではあるが市民権を持たない滞在者は、雇用主から酷使される可能性があり、受入国の司法上のサービスや社会的サービスを頼るだけの資金もないのである。

出典：Bach 2004

BOX 5.9 ベルリンはいかにして文化的差異の尊重を推進してきたか

ベルリンはドイツ国内で、移民の統合を推進する先駆的な州として知られている。連邦州の中で、移民統合の障害に対処するための部署を設置したのはベルリンが最初だった。1981年、「他者との共生（Miteinander leben）」というスローガンの下、移民とその統合のためのベルリン議会委員会事務局（Commissioner's Office of the Berlin Senate for Migration and Integration）が、寛容・他者への敬意と理解を促す運動を定着させた。同事務局は、移民が多く居住する地域で密着した活動を組織し、政策の基本理念を知らせるための広報活動を行っている。また事務局では、12カ国語によるカウンセリングや法律相談の場を提供し、移民の職探しや、差別に対処するための手助けを行っている。事務局はいくつかの非政府組織と協力し、警察官を対象に移民との接し方について定期的に訓練を開催したり、移民に対する地元民の意識を年に一度調査したりしている。

この委員会事務局は、移民組織の能力の育成を行い、移民たちが自助組織を結成するのを支援するとともに、社会にとけ込むために助言を求める移民のための最初の情報窓口となっている。年度予算650万ユーロのうち、半分は移民組織や団体への資金提供に充てられている。

事務局の活動によって、メディアも、一般市民も、移民の統合問題に関心を持つようになった。また、移民と政府の直接対話の道を開いたのもこの事務局である。移民とドイツ人の両方を対象とした活動に重点を置き、移民の統合は双方向のプロセスであることを示してきた。その他の多くの連邦州が、ベルリンの例にならった政策を行っている。

出典：IOM 2003c ; European Union 2004 ; Independent Commission on Migration to Germany 2001

の文化的価値観を表現し、分かち合う自由を強調するのみならず、相互の市民的義務を守る責任も強調する。

これらの移民統合の型には、歴史的な経緯があるものの、各国は、いつの時点においても、3つの手法のすべてを用いている。多くの国は、多文化主義を明確な国家政策として採用してはいないが、ますます拡大する多様性の管理に取り組む中で、この手法のいくつかの要素を取り入れつつある。統一の形成と差異の尊重という共通のテーマを持って、3つの側面について文化的排除に取り組むことが必要である。

- 文化的アイデンティティを認めることにより文化的排除に取り組む（生活様式の排除）。
- 社会経済的排除に取り組む（参加の排除）。
- 市民としての参加および市民の権利からの排除に取り組む（参加の排除）。

文化的アイデンティティを認めることにより文化的排除に取り組む　生活様式によって、移民社会があからさまな差別を受けたり、抑圧されることはないかもしれない。しかし、移民社会の大部分は、自分たちの生活様式を実践するうえで支援が得られないことに苦慮している。おそらくより重要なのは、多くの場合、彼らは、国の中心的価値観と相容れないと見られるために自分たちの価値観が拒否されたり、自分たちの文化が劣っているという社会的偏見があることに苦しんでいる（BOX5.7参照）。

社会的偏見や排外主義と闘うことは、多様な社会の中に社会的調和と統一を築き上げるうえで欠かせない。人々の文化へのより深い尊敬と理解は、メディアが肯定的で正確なイメージを提供することや、学校で異文化の歴史を指導すること、文化的多様性の尊重を示し、かつ社会経済的な差別と不平等を扱った展示を博物館で企画することなどを通じて、促進することができる（BOX 5.9）。

最も議論を呼ぶ文化的アイデンティティは宗教である。宗教に対する認識を深めることは、礼拝所の建設、埋葬地の取得、儀式を執り行うための認可を容易にするなど、極めて大きな実際的な価値がある。また宗教を認めるということは、異文化への敬意を示すという象徴的な価値も大きい。ホワイトハウスが1996年にイード（イスラムの断食明けの祭り）を祝福したことは、米国で生活する何百万人ものイスラム教徒に対する敬意を示す強力な証しとなった。政教分離国家においては、宗教への支援をめぐり議論が生じる。だが、第3章で示しているように、政教分離主義とは、必ずしも国家が宗教に対してまったく関与しないことを意味するわけでない。国は、すべての宗教学校に対して援助するなど、1つの宗教だけを特に優遇することのないようなやり方で宗教活動を支援することが可能である。しかし、移民の宗教が、多数派の宗教と常に同様に取り扱われているわけではない。

「自分たち」と「自分たちでないもの」に関するさまざまな問題のうち、最も意見が対立する問題に、国の価値観や人権と相容れないと考えられる伝統的慣行や宗教的慣行にかかわるものがある。文化を承認するということは、単なる伝統の擁護を意味しない。それは、文化的自由と人間開発の促進を意味する。移民社会

「自分たち」と「自分たちでないもの」に関するさまざまな問題のうち、最も意見が対立する問題に、国の価値観や人権と相容れないと考えられる伝統的慣行や宗教的慣行にかかわるものがある。

伝統的に市民権と関連ある公民権を市民権のない住民にまで拡大することは、二重国籍の認知と同様に、極めて重要な一歩である。

も、国の中心的価値観や人権と対立する「伝統的価値観」の正当性を自ら問う必要がある。

社会経済的包含に取り組む　出生国以外の国で生活する１億7500万人の中には、非常に多様な人々がいる。高度な技能を持った専門職から、労働者を搾取するような工場で働く密入国の若い男女まで、そして、その国の居住年数が数十年間にわたる人々もいれば、昨日到着したばかりの人々も含まれている。さらに、政治的に動員される「移民社会」の仲間は、移住者の親戚、さらには友人までも含めると、１億7500万人を超えた広がりがある。

すべての移民が、社会経済的排除を受けるわけでない。そして、排除される移民の場合も、その排除の形態は多岐にわたる。最大の問題は、多くの国において、移民集団の貧困が社会を分断しているということである。それは、移民には社会の生産的な一員となる意思または能力がなく、受入国の社会に溶け込もうという関心もなく、スラム街にかたまって住んでいる、という非難と移民排斥運動の台頭を引き起こすこととなる。したがって、国が移民集団に対する社会経済的排除をなくすための取り組みを支援するのは、社会的調和を築くうえで不可欠なことである。

最初の一歩は、教育と言語である。数多くの国が、国語を教える積極的な移民統合プログラムを持っている。より議論になるのは、学校や公的な場でのコミュニケーションにおける移民の母語の使用である。すべての状況に適した単一の処方はない。しかし、母語の使用に対する反対は、実際的ではなく、観念的であることのほうが多い。人は、よりよく理解できれば、もっと良く学べ、法を尊重し、通常、地域社会の活動により積極的に参加するようになるものである。その国の言葉を学ぶことは不可欠だが、堪能になるには時間がかかるだろう。

もう１つの議論の的となる問題に、不法住民を含む、外国人に対する社会保障の問題がある。この場合の懸念は、立証も反証も難しいのだが、社会保護は人の流入をいっそう助長することになり、それらの人々が国に依存するようになるのではないか、というものである。しかし、現実には、福祉の保護がなければ、より広い範囲で社会的状況がいっそう悪化するであろう。さらに、国家は、すべての住民の人権を保護し、促進する義務を負っている。

市民としての参加および市民の権利からの排除に取り組む　移民の多くは（市民権を持った）市民ではない。そのために、国と市民が相互に持つ数多くの義務と権利から除外されている。そのような権利がない場合、移民は、社会に対して十分に貢献できる一員となるために必要な職を得たり、サービスを受けたりすることができない。侵害に対する保護もない。帰化をするのが１つの解決策と考えられるが、ほとんどの国は、改めて政策を検討し、移住の流れの増大や、一時的な移住や循環型の移住、そして、国境を超えた複数のアイデンティティに対応しようとし始めている。

伝統的に市民権と関連ある公民権を市民権のない住民にまで拡大することは、二重国籍の認知と同様に、極めて重要な一歩である。デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデンをはじめ、多くの国が、地方選挙の投票権を外国人にまで拡大してきた。ベルギー、その他の国々でも、そのような権利の適用が間もなく拡大される見込みである。二重国籍を認めている国は、今や約30カ国に上る。その一方で、それとは矛盾する動きもあり、長期居住許可、帰化の承認と市民権の取得、社会的サービスの利用を制限しようとしている。たとえば、カリフォルニア州では最近、滞在許可のない非合法移民の運転免許の取得を不可能にしたことにより、彼らは、多くの仕事、その他の日常生活で欠かせない活動から事実上締め出されることになった。

相互依存するグローバルな世界では、その土地で生まれた居住者や移住者のための新しい市民権への取り組みが必要である。それは、人間開発を前進させるための多文化戦略に、人権の基本原則を組み入れた、あらゆる人々に恩恵をもたらす新しい取り組みである。

● ● ●

国家、地域社会、組織、個人のすべてが、次のような選択を迫られている。

- 国家は、均一で不変な国家のアイデンティティを押し付けるべきだろうか。それとも、異質なものが混ざり合い、進化し続ける社会の育成を助けて、多様性を大切にすべきだろうか。
- 地域社会は、選択と自由が制限されても、伝統を保護するべきだろうか。それとも、共有する知識や資源を交換し、相互に利益をもたらすために利用するべきだろうか。
- 国際機関は、特定の文化的伝統や法的伝統を支持する規則に固執すべきだろうか。それとも、各制度・機関の正統性を強化して、他の諸文化が作り出す製品や資源を認め、尊重し、促進すべきだろうか。
- 個人は、自らを単一のアイデンティティのみに限定すべきだろうか。それとも、自らを互いに関連し合う人類の一部として認識すべきだろうか。

文化的包含を促進するには、民主主義と公平な成長が重要である。しかしそれだけでは十分でない。差異を認め、多様性を支持し、権力の非対称を軽減する、という文化的包含のための多文化政策も必要である。もし多様性ある社会の一員となるのなら、個人は、硬直したアイデンティティを捨て去らねばならない。国際機関は、他の文化的伝統を尊重し、各地域の文化的資源の開発を可能にするような条件をつくり出さなければならない。貧困国や取り残された地域社会に対しては、文化と権利に関わる交渉でより大きな発言権を与え、彼らの資源の利用に対しては公正な補償を与えなければならない。これらの状況が整って初めて、複数の互いに補完し合うアイデンティティが国境を超えて進化することだろう。そして、そのときに初めて、文化的に多様な世界においてアイデンティティと自由が花開くことだろう。

注　釈

第 1 章

1. Smith 1976.
2. Kymlicka and Norman 2000; Benhabib 2002; Kymlicka 1990; Stepan 2001; Taylor 1992.
3. Fraser and Honneth 2003.
4. Hart 1955, pp. 175–91.
5. Sen 2004c.
6. Sen 2004c.
7. Sandel 1998.
8. Sandel 1998.
9. Crowley 1987.
10. Sen 1999, 2001.
11. Appiah 1996, p. 84.
12. This section is drawn from Sen 2002.
13. As quoted in Mokyr 1983, p. 291.
14. This section is drawn from Sen 2004b.
15. Harrison and Huntington 2000, p. xiii.
16. Kymlicka and Norman 2000; Stepan 2001; Young 2000.
17. Sen 2003.
18. Aston 1972.
19. Mandela 1994, p. 21.
20. Okin 1999.

第 2 章

1. Kymlicka 1996.
2. HDRO calculations based on CIA 2003.
3. Statistics Canada 2004.
4. Kymlicka 2004.
5. UNDP 2003c.
6. Dragoljub 2000.
7. Gurr 2000.
8. While there is no internationally agreed on definition of indigenous people, a widely accepted understanding of indigenous people may be found in UNDP 2004a.
9. UNDP 2004c.
10. Stavenhagen 2004.
11. Minority Rights Group International 2003.
12. Bell-Fiakoff 1993, pp. 110–21; Kieman 1999; *The Bangkok Post* 2000; 2001. The vast majority of this reduction in numbers was from introduced diseases. The extent of intent is unclear, and it appears to be more of a case of non-prevention.
13. Indigenous Australia 2003.
14. During 1992.
15. UN 2002a.
16. HDRO calculations based on Wanner 2002. Total refers to 15 European countries with data: Austria, Belgium, Denmark, Finland, France, Germany, Iceland, Italy, Liechtenstein, Luxembourg, Netherlands, Norway, Spain, Sweden and Switzerland.
17. *The Guardian* 2001.
18. Migration Information Source 2003.
19. UN 2002a.
20. UN 2002a.
21. Kelso and Vasagar 2002.
22. Statistical feature 1, *The state of human development,* in this volume.
23. Statistical feature 1, *The state of human development,* in this volume.
24. Statistical feature 1, *The state of human development,* in this volume.
25. Statistical feature 1, *The state of human development,* in this volume.
26. Calculations based on the Polity IV Project 2003.
27. Kymlicka 2004.
28. Wikipedia 2004.
29. Zolberg 2004.
30. Human Rights Watch 2002.
31. Human Rights Watch 2002.
32. International Federation of Human Rights 2003.
33. Zolberg 2004.
34. UNESCO 2003b.
35. UNESCO 2003b.
36. Calculations based on UNESCO 2000c.
37. SIL International 2004b.
38. The Minorities at Risk (MAR) Project 2003.
39. Calculations based on the Minorities at Risk (MAR) Project 2003.
40. Human Rights Watch 2003.
41. Libanio 2004.
42. Kanyinga 2003.
43. Fraenkel 2003.
44. Premdas 2003.
45. Calculations based on the Minorities at Risk (MAR) Project 2003.
46. UNDP 2000c.
47. Dragoljub 2000.
48. Alvim 2002.
49. Bryld and others 2003.
50. UNDP 2003c.
51. UNDP 2000c.
52. Kymlicka 2004.
53. Kymlicka 2004.
54. Arizpe 2004.
55. Sen 2004b.
56. Huntington 1996.
57. Sen 2004b.
58. Sen 2004b.
59. See, for example, Inglehart 1997.
60. Sen 2004b
61. Inglehart and Baker 2000; Sen 2004b.
62. Barro and McLeary 2003.
63. Sen 2004b.
64. Sen 2004b.
65. See, for example, Etounga-Manguelle 2000.
66. Sen 2004b.
67. Indicator table 13.
68. UNDP 2003b.
69. Sen 2004b.
70. Stepan and Robertson 2003, pp. 30–44.
71. Sen 2004b.
72. Stepan and Robertson 2003. Countries with average GDP per capita under $1,500.
73. UNDP 2003a.
74. UNDP 2003a.
75. Not counting the peoples of former European colonies.
76. Marshall and Gurr 2003.
77. Huntington 1996.
78. Stewart 2003.
79. Cohen 1974; Alexander and McGregor 2000; Ranger 1983; Turton 1997, pp. 77–94.
80. Collier and Hoeffler 2001.
81. Justiniano 2004.
82. Stewart 2003.
83. Stewart 2002.
84. See, for example, Easterley and Levine 1997, pp. 1203–50.
85. See, for example, Easterley and Levine 1997, pp. 1203–50.
86. Snodgrass 1995.
87. The Economist 2002a.
88. Kapur and McHale 2003, pp. 48–57.
89. Kapur and McHale 2003, pp. 48–57.
90. "Charter oath" as cited in Sen 2004b.
91. Sen 2004b.
92. UNDP 2003a.
93. Florida and Gates 2002, pp. 32–35.

第 3 章

1. Benhabib 1996.
2. Kymlicka and Norman 2000.
3. Moncrieffe 2004, pp 32–33, has an interesting discussion of the founding ideology of the revolutionary movement in Cuba, which argues that the racial problem was subsumed within the general battle against social injustice in all is manifestations.
4. Sheth 2004.
5. Okin 1999.
6. Moncrieffe 2004.
7. Prashad 2001.
8. Kymlicka 1996.
9. Young 2000.
10. Requejo 2001.
11. Young 1999.
12. Snyder 2000, p. 327.
13. Martínez-Herrera 2002, pp. 1–22.
14. Alfred 1995.
15. Watts 1998.
16. ILO 2003.
17. ILO 2003.
18. Luter and Deschouwer 1999.
19. Fleiner 2003.
20. Moncrieffe 2004.
21. O'Leary 2004.
22. O'Leary 2004.
23. Boix 1999, pp. 609–24.
24. Nagel 2004.
25. O'Leary 2004.
26. Cohn 1996; Kaviraj 1992; Hansen 2001; Corbridge and Harriss 2000; Dirks 2004.
27. Phillips 2001.
28. Care 1999.
29. Schacher 2001.
30. Tetley 1999.
31. Dirks 2004.
32. Kuruk 2002.
33. Thompson 2001.
34. Haffajee 1999.
35. Zorzi 2002.
36. This was unequivocally shown by the European Court of Human Rights in the Belgian linguistic case (de Varennes 1996, pp. 291–300).
37. Dutcher 1982.
38. Cummings and Tamayo 1994.
39. Ndoye 2003.
40. Patrinos and Velez 1996.
41. Patrinos and Velez 1996.
42. India 2004.
43. Ndoye 2003.
44. Matiki 2003.
45. Mocketsi 1999.
46. Temu 2000.
47. Eades 2004, pp. 23 and 113–33.
48. De Varennes 1996, pp. 291–300.
49. Chua 2003.
50. Duncan, Jefferis and Molutsi 2000.
51. Moyo 2004.
52. Psacharopoulos and Patrinos 1994.
53. UNICEF 2004.
54. United Nations Association of Great Britain and Northern Ireland 2004.
55. UNICEF 2004.
56. Psacharopoulos and Patrinos 1994.
57. Miguel 1999.
58. Alesina, Baqir and Easterly 1997.
59. Luttmer 1997.
60. Yashar 2004.
61. Sheth 2004.
62. For instance, in the Surat District of Gujarat in the 1960s about 80% of primary school teachers were members of tribal groups. This enabled members of the tribal groups in the district to access political power in Gujarat. They have become members of the legislative assembly and members of Parliament (which was mechanically possible through quotas) and also ministers and chief minister of the state. This political power was then used to acquire other linkages.
63. Sabbagh 2004.

特別資料3.1

1. Kymlicka 2004.
2. Kymlicka 2004.
3. Stepan, Linz and Yadav 2004.
4. Breytenbach 2000.
5. Keating 2002.
6. Linz and Stepan 1996.
7. Stepan 2001.
8. Bhargava 2004.
9. Stepan, Linz and Yadav 2004.

第 4 章

1. CPS 2002; DUMC 2002; FUMC 2002; FBI 2002; SSS 2002. The number for the United States does not include hate crimes motivated by sexual orientation or disability.
2. RAND Corporation 2004.
3. Engineer 2004. Casualties include numbers killed and injured. For 1954–94 the data are from Home Ministry records. For 1995–2002 the data are from newspaper accounts.
4. Noting the threat posed by extremist organizations, in August 2001 Pakistan banned the Lashkar-e-Jhangvi. In January 2002 it banned the Sipah-e-Sahaba and Tehreek-i-Jafariya (*South Asia Monitor 2003*).
5. Symonds 2003.

6. ADL 2003.
7. Mudde 2000.
8. Eatwell 2000.
9. Arjomand 1989, cited in De Kadt 2004, p. 23.
10. Sands 2003. Estimates are those of Pakistan's Minister of Education, Zubaida Jalal.
11. Macan-Markar 2004.
12. Entzinger 2003; Meyer 2001.
13. Kaldor and Muro 2003, p. 179.
14. *The Economist* 2003a, p. 19.
15. Testas 2002.
16. AFP 2004.
17. Widfeldt 2001.

第 5 章

1. Gandhi 1921.
2. World Bank 2002.
3. Tebtebba and Forest Peoples Programme 2003.
4. World Bank 2002.
5. Forero 2003; The *New York Times* 2003.
6. World Bank 2004.
7. European Union 2003.
8. In the United States, for example, these have become some of the strongest export sectors, providing much needed export revenues at a time when the country is facing a ballooning trade deficit.
9. Assuming a $3 admission price, an estimated 1 in every 10 people around the world saw the film *Titanic*. Moreover, its titanic $200 million production cost is dwarfed by its revenues: over $1.8 billion worldwide of which $1.2 billion came from abroad (Internet Movie Database 2004). Such cost structures often create very high entry costs in domestic—let alone international—markets that justify public intervention.
10. Extensive literature on this matter and more details on the theory behind how the industry works can be found in Vogel 2001.
11. Cohen 2004.
12. The quality of French audiovisual programming deteriorated rapidly after the introduction of a heavy system of quotas for national content (Cohen 2004).
13. Riding 2003.
14. Cohen 2004.
15. Cross-subsidization initiatives like this are already raising concerns by some groups, who often attack them on nationalistic grounds (Buck 2004).
16. Front National 2004.
17. Lega Nord 2004.
18. Council of Europe 2000.
19. Bhagwati 2003, pp. 98–104.
20. IOM 2003c.
21. Niessen 2000.
22. Geddes 2002.
23. UN 2000b.
24. The Economist 2002a.
25. IOM 2003a.

特別資料5.1

1. IOM 2003b.
2. ATSIA 2003.
3. World Bank 2004.
4. CSD and ICC 2002.
5. Moody 2000.
6. WIPO 2003d.
7. UNESCO 2000a.
8. UNESCO 2000b.
9. Mishra 2003.
10. UNESCO 2000a.
11. Riding 2003.
12. UNESCO 2000a.
13. UNESCO 2000a.
14. Cohen 2004.
15. Cohen 2004.
16. World Bank 2003.
17. UN 2003a.
18. IOM 2003b.
19. UN 2002a.
20. UN 2002a.
21. IOM 2004.
22. Wanner 2002.
23. IOM 2003c.
24. Kapur and McHale 2003, pp. 48–57.
25. UN 2002b.
26. UN 2002b.
27. IOM 2003c.

文献注

第 1 章は以下の文献による：Agarwal 1994; Ambedkar 2002; Appadurai 1996; Appiah 1996; Appiah and Gates 1995; Arizpe 2000; Aston 1972; Avrami, Mason, and De La Torre 2000; Basu 1992; Benhabib 1996, 2002; Blau 1993, 2001; Crowley 1987; Fraser 1995, 1997; Fraser and Honneth 2003; Goody 1996; Granovetter 1985; Greif 1994; Gutmann 1994, 1995; Gutmann and Thompson 1996; Habermas 1975, 1996; Harrison and Huntington 2000; Hart 1955; Huntington 1996; Kymlicka 1990; Kymlicka and Norman 2000; Lenoir 1989; Linz and Stepan 1996; Mandela 1994; Mansbridge 1998; Mokyr 1983; Nussbaum 1995; Nussbaum and Glover 1995; Okin 1999; Ostrom 1990, 1998; Pattanaik 1998; Platteau 2000; Putnam 1993; Putnam, Leonardi, and Nanetti 1993; Rodgers, Gore, and Figueirdo 1995; Runciman 1966; Sandel 1998; Sen 1984, 1999, 2001, 2002, 2004a, 2003, 2004c, Forthcoming; Silver 1995; Smith 1976; Stepan 2001; Taylor 1992; Throsby 1999; Townsend 1979; UN 2000a; UNESCO 1998, 2000c; Weber 1976; and Young 2000.

第 2 章は以下の文献による：Afrikanska Språk 2004; Alexander and McGregor 2000; Alvim 2002; Ansari 2002; *The Arizona Republic* 2003; Arizpe 2004; *The Associated Press* 2003; Australian Bureau of Statistics 2004; *The Bangkok Post* 2000, 2001; Barro and McCleary 2003; Bell-Fialkoff 1993; Bengwayan 2003; Bird 2003; Brindis and others 2002; Bromley 1974; CIA 2003; Cohen 1974; Collier and Hoeffler 2001; Davenport 2004; Discover France 2000; Douglas 1988; Dragoljub 2000; During 1992, 1993; Easterley and Levine 1997; Etounga-Manguelle 2000; France, Ministère de Jeunesse, Éducation et Recherche 2004; FBI 2004; Florida and Gates 2002; Fraenkel 2003; Fukuda-Parr 2001; Goldstone 1998; *The Guardian* 2001; Gurr 1993, 2000; Human Rights Watch 2002, 2003; Huntington 1996; IOE 2003; IOM 2003c; India, Ministry of Personnel 2002; India, Office of the Registrar General 2004; Indigenous Australia 2003; Inglehart 1997; Inglehart and Wayne 2000; International Federation of Human Rights 2003; Jacobs 2003; Justiniano 2004; Justino and Litchfield 2003; Kanyinga 2003; Kapur and McHale 2003; Kelso and Vasagar 2002; Kiernan 1999; Kymlicka 2004; Lavery 2004; Libanio 2004; Linz and Stepan 1996; Marshall 2000; Marshall and Gurr 2003; Mexico, Ministry of Health 2004; Migration Information Source 2003; The Minorities at Risk Project 2003; Minority Rights Group International 2003; NARAL Pro Choice 2004; *The New York Times* 2003; Nicaragua Network 2004; Opondo 2004; The Pew Research Center 2003; The Polity IV Project 2003; Ponzio 2004; Premdas 2003; Ranger 1983; Rutter 1998; Schwenken 2003; Sen 2002, 2004b; SIL International 2004b; Smith 1986, 1991; Snodgrass 1995; Stamatopoulou 2002; Statistics Canada 2004; Statistics Sweden 2004; Stavenhagen 2004; Stepan and Robertson 2003; Stepanov 2004; Stewart 2002, 2003; Third World Network 2003; Turton 1997; UN 2002a, 2003b, 2004; UNDP 2000a, 2000b, 2000c, 2002a, 2002b, 2003a, 2003b, 2003c, 2003e, 2004a, 2004b, 2004c; UNESCO 2000c; 2003b, 2004a; Valdés 2002; WHO 2001; Walden 2000; Wanner 2002; Wikipedia 2004; World Values Survey 2004; World Bank 2004; and Zolberg 2004.

第 3 章は以下の文献による：Addison and Rahman 2001; Alesina, Baquir, and Easterly 1997; Austin and O'Neill 2000; Awakuni and Mio 2000; Bangura 2004; Baqir and Easterly 1997; Bardhan 1997; Baron and Diermeier 2001; Barry 2001; Bauböck 2001; Bauböck and Rundell 1998; Benhabib 1996; Bgoya and others 1997; Bhargava 2004; Bird 2003; Boix 1999; Boothroyd 2004; Boulle 1984; Bowen and Derek 1998; Breytenbach 2000; Brint and Renéo 2001; Brock-Utne 2002; Brown and Ganguly 1997; Bryld and others 2003; Burnley 2001; Buvollen 2002; Caballero 2003; Care 1999; Carens 2000; Chua 2003; Cohn 1996; Congleton 2000; Congleton, Kyriacou and Bacaria 1999; Conversi 2002; Corbridge and Harriss 2000; CRIP 2004; Cummings and Tamayo 1994; De Varennes 1996; Delgado Moreira 2000; D'Ercole and Salvini 2003; Dirks 2004; Donders 2003; Doomernik 2001; Duncan and Molutsi 2000; Dunleavy and O'Leary 1987; Dutcher 1982; Eades 2004; The Economist 2004a; Edgerton 1996; Elazar 1998; Engineer 2003; Fafunwa 1990; Feldman 2002; Fleiner 2003; Fossas 1999; Fraser 1989; Funke 2001; Gill 2001; Giovarelli and Akmatova 2002; Goodman 2004; Griffiths and Nerenberg 2002; Grillo 1998; Grin 2003; Halfin 2002; Hammer and Schulz 2003; Hansen 2001; Harding and Narayan 2000; Harris and Reilly 1998; Hastrup 2001; Helwege 1995; Hoodfar and Pazira 2003; ILO 2001, 2003; Indian and Northern Affairs Canada 2004; India, Ministry of Education 2004; Jarkko and Smith 2001; Jefferis and Molutsi 2000; Jomo 2004; Jureidini 2001; Kanbur 2001; Kaviraj 1992; Kearns and Sarat 1997, 1999; Keating 2002; Kertzer and Arel 2002; Klaus 2003; Knop 2002; Knowles and Amit-Talai 1996; Kuruk 2002; Kymlicka 1990, 1996, 1998, 2001, 2004; Kymlicka and Norman 2000; Leibfried and Rieger 2003; Lewis 1998, 2003; Lewis and Miller 2003; Licha 2002; Linz and Stepan 1978; Linz and Yadav 2004; Ljiphart 1984; Lott 1998; Loury 2001; Lukes and Joppke 1999; Luter and Deschouwer 1999; Luttmer 1997; Macedo 2000; Malhotra 2002; Martínez-Herrera 2002; Matiki 2003; Mazrui 1996; McRae 1974; Medrano 2002; Mehrotra and Delamonica Forthcoming; Miguel 1999; Modood and Werbner 1997; Mody 2003; Moeketsi 1999; Moghadam 2004; Moncrieffe 2004; Moya 2002; Moyo 2004; Myerson 1991; Nagel 2004; National Commission on Indigenous Peoples 2004a, 2004b; Ndoye 2003; Neville 2001; Ocampo 2001; Office of Personnel Management 2003; Okin 1999; O'Leary 2004, Forthcoming; Parekh 2000; Patrinos and Velez 1996; Patterson and Susser 2001; Phillips 2001; Prah 2000, 2004; Prashad 2001; Preis 2004; Psacharopoulos and Patrinos 1994; Reiss 2002; Renshon 2001; Requejo 2001; Richey 2003; Rotimi 2001; Rubin 2004; Rudolph 2001; Russell 2002; Sabbagh 2004; Sarat and Simon 2003; Schacher 2001; Schultz and Mwabo 1998; Schulze 1999; Sepúlveda 2003; Sheth 2004; SIL International 2004a; South Africa, Ministry of Labour 2004; Snyder 2000; Stepan 2001; Subirats 2003; Taiaiake 1995; Tauli-Corpus 2004; Temu 2000; Tetley 1999; Thompson 2001; Tran 2000; UN

1994; UNDP 2003d; UNICEF 2001, 2004; United Nations Association of Great Britain and Northern Ireland 2004; U.S. Census Bureau 2004b; U.S. Department of Labor 2004; Van der Westhuizen 2002; Vuchelen 2003; Watts 1998, 1999, 2002; Willett 1998; World Bank 2003; Wright 2001; Yashar 2004; Young 1999, 2000; and Zorzi 2002.

第４章は以下の文献による：Abed-Kotob 1995; Abuza 2002; ADL 2003; AFP 2004; Arjomand 1989; Barraclough 1998; Berman 2003; Bhavnani and Backer 2000; Brumberg 2002; Byman and others 2001; Campagna 1996; Caplan 1987; Chicuecue 1997; CNN 2003; Conner 1986; Cornell and Spector 2002; CPS 2002; De Kadt 2004; DUMC 2002; Eatwell 2000; The Economist 2000, 2003a, 2003b; Electionworld.org 2004; Engineer 2004; Entelis 2002; Entzinger 2003; Esman 1986; EUMC 2002; Fahmy 1998; FBI 1999, 2002; Gerges 2000; Godmer and Kestel 2001; Grove and Carter 1999; Gurr 1993; Hafez 2000; Haubrich 2003; HinduUnity.org 2004; Hoffman 1998-99; Honwana 1999; Iganski 2002; Ignazi 2003; IRR 2003; Jackman and Volpert 1996; Jeness 2002; Kaldor and Muro 2003; Kogacioglu 2003; Koh 2002; Leone and Angrig 2003; Levin 2001; Levin and McDevitt 1999; Mabry 1998; Macan-Markar 2004; Mamdani 2001; Martínez-Herrera 2002; Marty and Appleby 1991, 1993, 1995; Mayer 2001; Meyer 2001; Middle East Institute 2003; The Minorities at Risk Project 2003; Moreau Yousafzai, and Hussain 2003; Mudde 2000; Pehdazur 2001; Prah 2004; RAND Corporation 2004; Roberts 2002; Rotar 2002; Rubin 2004; Sands 2003; SATP 2004; Scott 2003; Sen 2004a; Shain 1994-95; Shain and Barth 2003; Sheffer 1986, 1993; Sivan 2003; South Asia Monitor 2003; SSS 2002; Stern 2000, 2003; Susning.nu 2004; Swedish Election Authority 2002; Symonds 2003; Testas 2002; Tremlett 2002; UNESCO 2001; U.S. Department of Justice 2001; Van Holsteyn 2003; Wahlbeck 2002; Wanandi 2002; Wedgwood 2002; Widfeldt 2001, 2004; Moreau, Yousafzai and Hussain 2003; Zelkina 1999; and Zhao 1998.

第５章は以下の文献による：Aleinikoff and Klusmeyer 2000; ATSIA 2003; Australian Bureau of Statistics 2001; Bach 2004; Bhagwati 2003; Brucker and others 2001; Brumann 1999; Buck 2004; CBD 2002; Clifford 1988; Cohen 2004; Commission on Intellectual Property Rights 2002; Coombe 1998; Council of Europe 2000; Coussey 2000; CSD and ICC 2002; De Ferranti and others 2003; Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs 2003; Doomernik 2001; Droege and Soete 2001; The Economist 2002a, 2002b, 2004b; European Union 2003; European Union 2004; Fermin 2001; Financial Times 2004; Forero 2003; Front National 2004; Garson and Loizillon 2003; Geddes 2002; Ghosh 2003; Graeme 2003; Independent Commission on Migration to Germany 2001; Inglis 2004; International Council on Metals and the Environment 1999; The Internet Movie Database 2004; IOM 2003a, 2003b, 2003c, 2004; Kongolo 2001; Koopmans 2002; Kymlicka 2003; Lega Nord 2004; McPhail 2000; Mgbeoji 2001; Mishra 2003; Moody 2000; Niessen Jan 2000; Norchi 2000; OECD 2003; Olwig and Hastrup 1997; Ostergard and Altman 2001; Papademetriou 2003; Preis 2004; Public Citizen 2004; Riding 2003; Rodwin 2002; Rosaldo 1989; Salomon and Sengupta 2003; Sen 2004a; Shiva 2001; Stalker 2002; Statistics Canada 2004; Stavenhagen 2004; Tebtebba and Forest Peoples Programme 2003; Tebtebba and International Forum on Globalization 2003; UIS 2001; UN 2000b, 2002a, 2002b, 2003a; UNCTAD 1999; UNDP 1999; UNESCO 2000a, 2000b, 2000c, 2002, 2003a, 2003c, 2004b; UN HABITAT forthcoming; U.S. Census Bureau 2004a; WIPO 2003b, 2003c, 2003d, 2004; World Bank 2002, 2004; World Commission on Culture and Development 1995; Yashar 2004; and Zolberg 2001, 2004.

文献一覧

●基本論文●

概念研究

Arizpe, Lourdes. 2004. "Notes on Cultural Policies and Best Practices in Cultural Diversity."

Bach, Robert. 2004. "Migration."

Cohen, Elie. 2004. "Économie de L'Exception Culturelle."

De Kadt, Emanuel. 2004. "Curbing Coercive Identities."

Deere, Carolyn. 2003. "Building Inclusive Societies: Managing Diversity."

Dirks, Nicholas. 2004. "Colonial and Postcolonial Histories: Comparative Reflections on the Legacies of Empire."

Kymlicka, Will. 2004. "Culturally Responsive Policies."

O'Leary, Brendan. 2004. "Building Inclusive States."

Sabbagh, Daniel. 2004. "Affirmative Action Policies: An International Perspective."

Sen, Amartya. 2004a. "Cultural Freedom and Human Development."

Stavenhagen, Rodolfo. 2004. "Indigenous Peoples in Comparative Perspective."

Stepan, Alfred, Juan J. Linz, and Yogendra Yadav. 2004. ""Nation State" or "State Nation"?: Conceptual Reflections and Some Spanish, Belgian and Indian Data."

UNDP (United Nations Development Programme). 2004. "BCPR (Bureau for Crisis Prevention and Recovery) Geneva: Contribution to HDR2004."

地域研究

Bhargava, Rajeev. 2004. "Inclusion and Exclusion in South Asia: The Role of Religion."

Jomo, K. S., with Wee Chong Hui 2004. "Affirmative Action and Exclusion in Malaysia: Ethnic and Regional Inequalities in a Multicultural Society."

Moghadam, Valentine. 2004. "Cultural Traditions and Gender Equality in the Arab Region."

Moncrieffe, Joy. 2004. "Ethnic Diversity and State Response in the Caribbean."

Moyo, Sam. 2004. "Dominance of Ethnic and Racial Groups: The African Experience."

Prah, Kwesi Kwaa. 2004. "African Wars and Ethnic Conflict—Rebuilding Failed States."

Rubin, Barnett R. 2004. "Central Asia: Wars and Ethnic Conflicts—Rebuilding Failed States."

Sheth, D. L. 2004. "Caste, Ethnicity and Exclusion in South Asia: The Role of Affirmative Action Policies in Building Inclusive Societies."

Yashar, Deborah. 2004. "Citizenship and Ethnic Politics in Latin America: Building Inclusive Societies."

Zolberg, Aristide. 2004. "The Democratic Management of Cultural Differences: Building Inclusive Societies in Western Europe and North America."

●参考文献●

Abed-Kotob, Sana. 1995. "The Accommodationists Speak: Goals and Strategies of the Muslim Brotherhood of Egypt." *International Journal of Middle East Studies* 27(3): 321–39.

Abuza, Zachary. 2002. "Tentacles of Terror: Al Qaeda's Southeast Asian Network." *Contemporary Southeast Asia* 24(3): 427–65.

Addison, T., and A. Rahman. 2001. "Why is So Little Spent on Educating the Poor?" Discussion Paper 2001/29. World Institute for Development Economics Research, Helsinki.

ADL (Anti-Defamation League). 2003. "Extremism in America." [http://www.adl.org/learn/ext_us/]. December 2003.

AFP (Agence France Presse). 2004. "Pakistan Approves 100 Million Dollars to Reform Religious Schools." 7 January.

Afrikanska Språk. 2004. "Small and Endangered Languages of Africa: A Bibliographical Survey." Stockholm. [http://www.african.gu.se/research/elbiblio.html]. February 2004.

Agarwal, Bina. 1994. *A Field Of One's Own; Gender and Land Rights in South Asia*. Cambridge: Cambridge University Press.

Aleinikoff, T. Alexander, and Douglas Klusmeyer, eds. 2000. *From Migrants to Citizens: Membership in a Changing World*. Washington, DC: Brookings Institution Press.

Alesina, Alberto, Reza Baqir, and William Easterly. 1997. *Public Goods and Ethnic Divisions*. NBER Working Paper 6009. Washington, DC: National Bureau of Economic Research.

Alexander, J., and J. McGregor. 2000. "Ethnicity and the Politics of Conflict: The Case of Matabeleland." In S. F. Nafziger and R. Vayrynen, eds. *War, Hunger and Displacement: The Origin of Human Emergencies*. Oxford: Oxford University Press.

Alfred, Taiaiake. 1995. *Heeding the Voices of Our Ancestors: Mohawk Politics and the Rise of Native Nationalism*. Toronto: Oxford University Press.

Alvim, Marta. 2002. "Mixed Race, Mixed Feeling." Los Angeles. [http://www.brazil.com/cvmar02.com]. February 2004.

Ambedkar, B. R. 2002. "Basic Features of the Indian Constitution." In Valerian Rodriguez, ed. *The Essential Writings of B.R. Ambedkar*. New Delhi: Oxford University Press.

Ansari, Humayun. 2002. "Muslims in Britain." Minority Rights Group International, London. [http://www.minorityrights.org/admin/Download/Pdf/muslimsinbritain.pdf]. February 2004.

Appadurai, Arjun. 1996. *Modernity at Large: Cultural Dimensions of Globalization*. Minneapolis: University of Minnesota Press.

Appiah, K. Anthony. 1996. "Race, Culture, Identity: Misunderstood Connections." In K. Anthony Appiah and Amy Gutmann, eds. Color Consciousness: *The Political Morality of Race*. Princeton: Princeton University Press.

Appiah, K. Anthony, and Henry Gates. 1995. *Identities*. Chicago: University Chicago Press.

Arizpe, Lourdes. 2000. "Cultural Heritage and Globalization." In Erica Avrami, Randall Mason, and Marta De La Torre, eds. *Values and Heritage Conservation*. Los Angeles:

Getty Conservation Institute.
The Arizona Republic. 2003. "English-Only Latinos on the Rise." 5 May. [http://www.azcentral.com/arizonarepublic/news/articles/0505speakingspanish.html]. February 2004.
Arjomand, Said Amir. 1989. "The Emergence of Islamic Political Ideologies." In James A. Beckford and Thomas Luckman, eds. *The Changing Face of Religion*. London: Sage.
The Associated Press. 2003. "Falun Gong Turns to International Courts in Campaign Against Chinese Leadership." 26 September. [http://www.rickross.com/reference/fa_lun_gong/ falun282.html]. February 2004.
Aston, W. G. 1972. *Nihongi: Chronicles of Japan from the Earliest Time to A.D. 697*. Tokyo: Tuttle.
ATSIA (Office of Aboriginal and Torres Strait Islander Affairs, Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs, Australia). 2003. "Land and Native Title." [http://www.minister.immi.gov.au/atsia/facts/pdf/land.pdf]. December 2003.
Austin, Dennis, and Michael O'Neill, eds. 2000. *Democracy and Cultural Diversity*. Oxford: Oxford University Press.
Australian Bureau of Statistics. 2004. "Indigenous Health: Greater Risks, Shorter Life Expectancy." Canberra. [http://www.abs. gov.au/Ausstats/abs@.nsf/Lookup/39A210FEEAE928D4CA256AB7007FBBFE]. February 2004.
Australian Bureau of Statistics, Community Relations Commission, Census Statistics. 2001. "The People of New South Wales."[http://www.crc.nsw.gov.au/statistics/Nsw/SydneyStatistical Division4pp.pdf]. March 2004.
Avrami, Erica, Randall Mason, and Marta De La Torre, eds. 2000. *Values and Heritage Conservation*. Los Angeles: Getty Conservation Institute.
Awakuni, Gene, and Jeffery Scott Mio. 2000. *Resistance to Multiculturalism: Issues and Interventions*. Philadelphia and London: Brunner/Mazel.
The Bangkok Post. 2000. "Australia's Aboriginal Genocides." 10 September.
———. 2001. "The Genocide of Native Americans." 29 July.
Bangura, Yusuf. 2004. "Ethnic Structure, Inequality and Governance of the Public Sector." United Nations Research Institute for Social Development, Geneva.
Bardhan, Pranab. 1997. "Method in the Madness? A Political Economy Analysis of the Ethnic Conflicts in Less Developed Countries." *World Development* 25(9): 1381–98.
Baron, David P., and Daniel Diermeier. 2001. "Elections, Governments and Parliaments in Proportional Representation Systems." *The Quarterly Journal of Economics* 116(3): 933–67.
Barraclough, Steven. 1998. "Al-Azhar: Between the Government and the Islamists." *The Middle East Journal* 52(2): 236–49.
Barro, Robert J., and Rachel M. McCleary. 2003. "Religion and Economic Growth." Cambridge, Mass. [http://post.economics. harvard.edu/faculty/barro/papers/Religion_and_Economic Growth.pdf]. March 2004.
Barry, Brian. 2001. *Culture and Equality: An Egalitarian Critique of Multiculturalism*. Cambridge: Polity.
Basu, Alaka. 1992. *Culture, the Status of Women and Demographic Behaviour*. Oxford: Clarendon Press.
Bauböck, Rainer, and John Rundell, eds. 1998. *Blurred Boundaries: Migration, Ethnicity and Citizenship*. Aldershot: Ashgate.
Bauböck, Rainer. 2001. "Multinational Federalism: Territorial or Cultural Autonomy?" Willy Brandt Series of Working Papers. School of International Migration and Ethnic Relations. Malmö University, Malmö, Sweden. [http://racoon.mah.se/ Forsk.nsf/0/2e9cc319839b3a2dc1256cf3005a4f8c/SFILE/ Workingpaper201.pdf]. February 2004.
Bell-Fiakoff, Andrew. 1993. "A Brief History of Ethnic Cleansing." *Foreign Affairs* 72(3): 110–21.
Bengwayan, Michael A. 2003. "Intellectual and Cultural Property Rights of Indigenous and Tribal Peoples in Asia." Minority Rights Group International, London.
Benhabib, Seyla, ed. 1996. *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*. Princeton: Princeton University Press.
Benhabib, Seyla. 2002. *The Claims of Culture: Equality and Diversity in the Global Era*. Princeton: Princeton University Press.
Berman, Eli. 2003. Hamas, *Taliban and the Jewish Underground: An Economist's View of Radical Religious Militias*. NBER Working Paper 10004. Cambridge, Mass.: National Bureau of Economic Research. [http://www.nber .org/ papers/w10004]. January 2004.
Bgoya, W., N. Billany, M. Lujanen, R. Noonan, T. Paajanen, and E. Syrjanen. 1997. "The Economics of Publishing Educational Materials in Africa." Working Group on Books and Learning Materials, Perspectives on African Book Development. The Association for the Development of Education in Africa, London.
Bhagwati, Jagdish. 2003. "Borders Beyond Control." *Foreign Affairs* 82(1): 98–104.
Bhavnani, Ravi, and David Backer. 2000. "Localized Ethnic Conflict and Genocide: Accounting for Differences in Rwanda and Burundi." *Journal of Conflict Resolution* 44(3): 283–306.
Bird, Karen. 2003. "The Political Representation of Women and Ethnic Minorities in Established Democracies: A Framework for Comparative Research." Paper presented at the Academy for Migration Studies in Denmark, Aalborg University, 11 November, Aalborg, Denmark. [http://www.socsci.mcmaster.ca/polisci/emplibrary/amidpaper.pdf]. February 2004.
Blau, Judith. 1993. *Social Contracts and Economic Markets*. New York: Plenum.
Blau, Judith, ed. 2001. *The Blackwell Companion to Sociology*. Oxford: Blackwell.
Boix, Charles. 1999. "Setting the Rules of the Game. The Choice of Electoral Systems in Advanced Democracies." *American Political Science Review* 93: 609–24.
Boothroyd, David. 2004. "United Kingdom Election Results." London. [http://www.election.demon.co.uk/ge2001.html]. February 2004.
Boulle, L. J. 1984. *South Africa and the Consociational Option: A Constitutional Analysis*. Cape Town: Juta.
Bowen, W., and B. Derek. 1998. *The Shape of the River: Long-Term Consequences of Considering Race in College and University Admissions*. Princeton: Princeton University Press.
Breytenbach, W. J. 2000. "Democracy in South Africa: What Kind and Is It Consolidating?" Bureau for Economic Research. University of Stellenbosch, Johannesburg. [http://www.kas.org.za/ Publications/SeminarReports/ConsolidatingDemocracy/ Consolidating%20Democracy.pdf]. February 2004.
Brindis, C. D., A. K. Driscoll, M. A. Biggs, and L. T. Valderrama. 2002. "Fact Sheet on Latino Youth: Immigrant Generation." Center for Reproductive Health Research and Policy. Department of Obstetrics, Gynecology and Reproductive Health Sciences and the Institute for Health Policy Studies. University of California at San Francisco, San Francisco. [http://reprohealth.ucsf.edu/articles/Latino.imm.pdf]. February 2004.
Brint, Michael, and Lukic Renéo, eds. 2001. *Culture, Politics and Nationalism in the Age of Globalization*. Aldershot: Ashgate.
Brock-Utne, Birgit. 2002. "Language, Democracy and Education in Africa." Discussion Paper 15. Nordiska Afrikainstitut. Uppsala, Sweden.
Bromley, Yulian. 1974. *Soviet Ethnology and Anthropology Today*. The Hague: Mouton.
Brown, Michael E., and Sumit Ganguly, eds. 1997. *Government Policies and Ethnic Relations in Asia and the Pacific*. Cambridge, Mass. and London: MIT Press.
Brucker, Herbert, Gil Epstein, Barry McCormick, Gilles Saint-Paul, Alessandra Venturini, and Klaus Zimmermann. 2001. "Managing Migration in the European Welfare State." Third European Conference of the Fondazione Rodolfo Debenedetti "Immigration Policy and the Welfare State," June, Trieste, Italy. [http://www.frdb.org/images/customer/copy_0_paper1 _23jun01.pdf]. February 2004.
Brumann, Christoph. 1999. "Writing for Culture. Why a Successful Concept Should not be Discarded." *Current Anthropology* 40.
Brumberg, Daniel. 2002. "Islamists and the Politics of Consensus." *Journal of Democracy* 13(3): 109–15.
Bryld, Erik, Heather Bryant, Nanako Tsukahara, Leela Sthapit, and Mayline Py. 2003. "Rural Urban Linkages (RLL) Under the Rural Urban Partnership Programme (RUPP): A Case of Affirmative Action for Dalits in Nepal." United Nations Development Programme, Kathmandu.
Buck, Tobias. 2004. "Brussels Call for Bigger Budget Will Irk Rich States." *Financial Times*. 9 January.
Burnley, Ian H. 2001. *The Impact of Immigration on Australia: A Demographic Approach*. South Melbourne and Oxford: Oxford University Press.
Buvollen, Hans Petter. 2002. "Cultural and Legal Barriers to Justice in Guatemala." UNDP Access to Justice Workshop, 1 March, Oslo. [http://www.undp.org/governance/cd/documents/34.pdf]. February 2002.
Byman, Daniel L., Peter Chalk, Bruce Hoffman, William Rosenau and David Brannan. 2001. *Trends in Outside Support for Insurgent Movements*. Santa Monica, Calif.: RAND.
Caballero, Gonzalo. 2003. "The Dynamics of the Spanish Institutional Evolution Towards Economic, Social and Political Decentralization, 1950–2000: Markets, Democracy and Federalism for Economic Development." Paper presented at the 2003 European Association for Evolutionary Political Economy Conference, 7 November, Maastricht, Netherlands. [http://cacpe.infonomics.nl/papers/caballero.pdf]. March 2004.
Campagna, Joel. 1996. "From Accommodation to Confrontation: The Muslim Brotherhood in the Mubarak Years." *Journal of International Affairs* 50(1): 278–304.
Caplan, Lionel. 1987. *Studies in Religious Fundamentalism*. Houndsmills and London: Macmillan.
Care, Jennifer Corrin. 1999. "Conflict Between Customary Laws and Human Rights in the South Pacific." Paper presented at the 12th Commonwealth Law Conference, 1 September, Kuala Lumpur.[http://www.mlj.com.my/articles/JenniferCorrin-Care.htm]. February 2004.
Carens, Joseph H. 2000. *Culture, Citizenship and Community: A Contextual Exploration of Justice as Evenhandedness*. Oxford: Oxford University Press.
CBD (Convention on Biological Diversity). 2002. "Traditional Knowledge and the Convention on Biological Diversity." [http://www.biodiv.org/programmes/socio-eco/traditional/]. February 2004.
Chicuecue, Noel Muchenga. 1997. "Reconciliation: The Role of Truth Commissions and Alternative Ways of Healing." *Development in Practice* 7(4): 483–86.
Chua, Amy. 2003. *World on Fire: How Exporting Free Market Democracy Breeds Ethnic Hatred and Global Instability*. New York: Doubleday.
CIA (Central Intelligence Agency). 2003. "The World Factbook 2003." Washington, DC. [http://www.cia.gov/cia/publications/ factbook/]. February 2004.
Clifford, James. 1988. *The Predicament of Culture: Twentieth-Century Ethnography, Literature and Art*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
CNN. 2003. "U.S. Court Rebukes Bush Over Gitmo." 18 December. [http://www.cnn.com/2003/LAW/12/18/court.gitmo/index.html]. February 2004.
Cohen, Abner. 1974. *Two-Dimensional Man: An Essay on the Anthropology of Power and Symbolism in Complex Society*. Berkeley, Calif.: University of California Press.
Cohn, B. 1996. *Colonialism and Its Forms of Knowledge: The British in India*. Princeton: Princeton University Press.
Collier, Paul, and Anke Hoeffler. 2001. "Greed and Grievance in Civil War." World Bank, Washington, DC. [http://www. worldbank.org/research/conflict/papers/greedgrievance_ 23oct.pdf]. February 2004.
Commission on Intellectual Property Rights. 2002. "Integrating Intellectual Property Rights and Development Policy: Report of the Commission on Intellectual Property Rights." London. [http://www.iprcommission.org/graphic/documents/final_report.htm]. February 2004.
Congleton, Roger D. 2000. "A Political Efficiency Case for Federalism in Multinational States: Controlling Ethnic Rent-Seeking." In G. Galeotti, P. Slamon, and R. Wintrobe, eds. *Competition and Structure: The Political Economyof Collective Decisions: Essays in Honor of Albert Breton*. New York: Cambridge University Press.
Congleton, Roger D., Andreas Kyriacou, and Jordi Bacaria. 1999. "Political and Economic Origins of Asymmetric Federalism: A Model of Endogenous Centralization." [http://selene.uab.es/jbacaria/Economia_Aplicada/asymfed3.pdf]. March 2004.
Conner, Walker. 1986. "The Impact of Homelands Upon Diasporas." In Gabriel Sheffer, ed. *Modern Diaspora in International Politics*. New York: St. Martin's Press.
Conversi, Daniele, ed. 2002. *Ethnonationalism in the Contemporary Word: Walker Connor and the Study of Nationalism*. London: Routledge.
Coombe, Rosemary J. 1998. "Intellectual Property, Human Rights and Sovereignty: New Dilemmas in International Law Posed by the Recognition of Indigenous Knowledge and the Conservation of Biodiversity." *Indiana Journal of Global Legal Studies* 6(1): 59–115.
Corbridge, Stuart, and John Harriss. 2000. *Reinventing India*. Cambridge: Polity Press.
Cornell, Svante E., and Regine A. Spector. 2002. "Central Asia: More than Islamic Extremists." *The Washington Quarterly* 25(1): 193–206.
Council of Europe. 2000. "Conference on Diversity and Cohesion: New Challenges for the Integration of Immigrants and Minorities." [http://www.coe.int/T/E/Social_Cohesion/Migration/Documentation/Publications_and_reports/Reports_and_proceedings/20001201_CDMG(2000)35_ProceedingsNamur.asp]. March 2004.
Coussey, Mary. 2000. "Framework of Integration Policies."

Directorate General III–Social Cohesion, Directorate of Social Affairs and Health. Council of Europe, Brussels.
CPS (Crown Prosecution Service). 2002. "Racist Incident Monitoring Annual Report 2001–2002." London. [http://www.cps.gov.uk/ Home/CPSPublications/Scheme/reports.htm]. January 2004.
CRIP (Curriculum Reform Implementation Project). 2004. "Curriculum Reform in Papua New Guinea." Port Moresby. [http://www.pngcurriculumreform.ac.pg/text/CURRICULUM%20REFORM%20IN%20PAPUA%20 NEW%20GUINEA.pdf]. February 2004.
Crowley, B. 1987. *The Self, the Individual and the Community*. Oxford: Clarendon Press.
CSD (Commission on Sustainable Development Indigenous Peoples' Caucus) and ICC (Inuit Circumpolar Conference). 2002. "Dialogue Paper by Indigenous People." Preparatory Committee for the World Summit on Sustainable Development First Substantive Session, New York. [http://www.treaty council.org/new_page_5241 221.htm]. March 2004.
Cummings, S. M., and S. Tamayo. 1994. "Language and Education in Latin America: An Overview." Human Resources Development and Operations Policy Working Papers. World Bank, Washington, DC.
Davenport, Christian. 2004. "Minorities At Risk: Dataset Users Manual 030703." The Minorities At Risk (MAR) Project. Center for International Development and Conflict Management. University of Maryland, Baltimore. [http://www. cidcm.umd.edu/inscr/mar/margene/MAR-codebook_ 040903.doc]. February 2004.
De Ferranti, David, Guillermo Perry, Francisco H. G. Ferreira, and Michael Walton. 2003. "Inequality in Latin America and the Caribbean: Breaking with History?" World Bank, Washington, DC.
De Varennes, F. 1996. "Law, Language and the Multiethnic State." *Language and Communication* 16(3): 291–300.
Delgado-Moreira, Juan M. 2000. *Multicultural Citizenship of the European Union*. Aldershot: Ashgate.
Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs, Australia. 2003. "Multicultural Australia: United in Diversity." Canberra. [http://www.immi.gov.au/multicultural/ australian/index.htm]. February 2004.
D'Ercole, Marco Mira, and Andrea Salvini. 2003. "Towards Sustainable Development: The Role of Social Protection." Social, Employment and Migration Working Papers. Organization for Economic Cooperation and Development, Geneva. [http://www.oecd.org/dataoecd/19/2/16362056.pdf]. February 2004.
Directorate of Social Affairs and Health. 2000. "Diversity and Cohesion: New Challenges for the Integration of Immigrants and Minorities." Council of Europe, Strasbourg, France. [http://www.social.coe.int/en/cohesion/action/publi/migrants/EDéfis.pdf]. February 2004.
Discover France. 2000. "French National Holidays, Festivals, Religious Celebrations." Paris. [http://www.discoverfrance.net/ France/DF_holidays.shtml]. March 2004.
Donders, Yvonne. 2003. *Towards a Right to Cultural Identity?* Antwerpen and Oxford: Intersentia.
Doomernik, Jeroen. 2001. "Immigration, Multiculturalism and the Nation State in Western Europe." Paper presented at the United Nations Research Institute for Social Development Conference on Racism and Public Policy, 3 September, Durban, South Africa. [http://www.unrisd.org/unrisd/website/ projects.nsf/(httpProjectsForResearchHome-en)/CE2B1BCD4 B5F5D3A80256B4900530E39?OpenDocument]. February 2004.
Douglas, W. A. 1988. "A Critique of Recent Trends in the Analysis of Ethnonationalism." *Ethnic and Racial Studies* 11(2): 192–206.
Dragoljub, Ackovic. 2000. "Roma in Serbia: Introducing Romany Language and Culture into Primary Schools." Minority Rights Group International, London.
Droege, Susanne, and Birgit Soete. 2001. "Trade-Related Intellectual Property Rights, North-South Trade, and Biological Diversity." *Environmental and Resource Economics* 19(2): 149–63.
DUMC (Dutch Monitoring Centre on Racism and Xenophobia). 2002. "Racial Violence and Violence Incited by the Extreme Right 2001 and 2002." Rotterdam, The Netherlands. [http://www.lbr.nl/internationaal/DUMC/publicatie/ar_racial_violence2001.pdf]. January 2004.
Duncan, T., K. Jefferis, and P. Molutsi. 2000. "Botswana: Social Development in a Resource-Rich Country." In Santosh Mehrotra and Jolly Richard, eds. *Development with a Human Face: Experiences in Social Achievement and Economic Growth*. Oxford: Oxford University Press.
Dunleavy, Patrick, and Brendan O'Leary. 1987. *Theories of the State: The Politics of Liberal Democracy*. Basingstoke: MacMillan Education.
During, A. T. 1992. "Guardians of the Land: Indigenous Peoples and the Health of the Earth." Worldwatch Paper 112. Worldwatch Institute. Washington, DC. [http://www.worldwatch. org/pubs/paper/112.html/]. February 2004.
———. 1993. *Supporting Indigenous Peoples in State of the World 1993: A Worldwatch Institute Report on Progress Toward a Sustainable Society*. New York: W.W. Norton.
Dutcher, N. 1982. "The Use of First and Second Languages in Primary Education." Working Paper. World Bank, Education Department Washington, DC.
Eades, D. 2004. "Participation in a Second Language and Second Dialect Speakers in the Legal System." *Annual Review of Applied Linguistics* 23: 113–33.
Easterley, William, and Ross Levine. 1997. "Africa's Growth Tragedy: Policies and Ethnic Divisions." *The Quarterly Journal of Economics* 112(4): 1203–250.
Eatwell, Roger. 2000. "The Rebirth of the 'Extreme Right' in Western Europe?" *Parliamentary Affairs* 53(3): 407–25.
The Economist. 2000. "Sri Lanka Backs Away from Devolution." 10 August.
———. 2002a. "Survey on Migration." 2 November.
———. 2002b. "The Best of Reasons." 31 October.
———. 2003a. "Ends, Means and Barbarity: Special Report on Torture." 11 January.
———. 2003b. "Religion, Politics and Moderation." 17 May.
———. 2004a. "Africa's Engine." Survey: Sub-Saharan Africa. 15 January.
———. 2004b. "The War of the Headscarves." 7 February.
Edgerton, Susan Huddleston. 1996. *Translating the Curriculum: Multiculturalism into Cultural Studies*. New York and London: Routledge.
Elazar, Daniel. 1998. *Constitutionalizing Globalization*. Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield.
Electionworld.org. 2004. "Elections Around the World." [http://www.electionworld.org/]. February 2004.
Engineer, Asghar Ali. 2003. "Uniform Civil Code or Legal Pluralism." Institute of Islamic Studies and Center for Study of Society and Secularism, Mumbai. [http://ecumene.org/IIS/ csss114.htm]. February 2004.
———. 2004. *Communal Riots After Independence: A Comprehensive Account*. New Delhi: Shipra.
Entelis, John P. 2002. "Morocco: Democracy Denied." *Le Monde Diplomatique*. 1 October. [http://mondediplo.com/2002/ 10/13morocco]. February 2004.
Entzinger, Han. 2003. "Nationale Identiteit en burgerschap." *Civis Mundi* 42(1): 22–26.
Esman, Milton J. 1986. "Diasporas and International Relations." In Gabriel Sheffer, ed. *Modern Diaspora in International Politics*. New York: St. Martin's Press.
Etounga-Manguelle, Daniel. 2000. "Does Africa Need a Cultural Adjustment Program?" In Lawrence E. Harrison and Samuel P. Huntington, eds. *Culture Matters*. New York: Basic Books.
EUMC (European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia). 2002. "Racism and Xenophobia in the EU Member States: Trends, Developments and Good Practice in 2002." Annual Report 2002, Part 2. Vienna. [http://eumc.eu.int/eumc/index.php?fuseaction=content.dsp_cat_content&catid= 3fb38ad3e22bb]. January 2004.
European Union. 2003. "The Doha Development Agenda: Outcome of the WTO Ministerial, European Parliament Resolution on the 5th Ministerial Conference of the WTO in Cancun." [http://europa.eu.int/comm/trade/issues/newround/doha_da/epr250903_en.htm]. March 2004.
———. 2004. "The Commissioner of Foreign Affairs of the Berlin Senate (Die Auslanderbeauftagte des Senats von Berlin)." Berlin. [http://europa.eu.int/comm/employment_social/fundamental_rights/pdf/legisln/mslegln/de_berlin_en.pdf]. March 2004.
Fafunwa, B. 1990. "Using National Languages in Education: A Challenge to African Educators." In *African Thoughts on the Prospects of Education for All*. Paris: UNESCO Publishing.
Fahmy, Ninette S. 1998. "The Performance of the Muslim Brotherhood in the Egyptian Syndicates: An Alternative Formula for Reform?" *The Middle East Journal* 52(4): 551–62.
FBI (Federal Bureau of Investigation). 1999. "Hate Crime Data Collection Guidelines." Washington, DC. [http://www.fbi.gov/ucr/ucr.htm#hate]. April 2004.
———. 2002. "Hate Crime Statistics 2002." Washington, DC. [http://www.fbi.gov/ucr/ ucr.htm#hate]. January 2004.
———. 2004. "Uniform Crime Reports: Hate Crime Statistics." Washington, DC. [http://www.fbi.gov/ucr/ucr.htm#hate]. February 2004.
Feldman, Leonard C. 2002. "Redistribution, Recognition and the State: The Irreducibly Political Dimension of Injustice." *Political Theory* 30(3): 410–40.
Fermin, Alfons. 2001. "The Justification of Mandatory Integration Programmes for New Immigrants." European Research Centre on Migration and Ethnic Relations, Utrecht.
Financial Times. 2004. "French Filmmakers Fear for L'Exception Culturelle." 9 January.
Fleiner, Thomas, ed. 2003. *Multicultural Federalism: The Swiss Case*. Fribourg, Switzerland: The Institute of Federalism.
Florida, Richard, and Gary Gates. 2002. "Technology and Tolerance: Diversity and High Tech Growth." *The Brookings Review* 20(1): 32–35.
Forero, Juan. 2003. "Seeking Balance: Growth vs. Culture in Amazon." *The New York Times*. 10 December.
Fossas, Enric. 1999. "Asymmetry and Pluriantionality in Spain." Working Paper, Universitat Autònoma de Barcelona. [http://www.diba.es/icps/working_papers/docs/Wp_i_167.pdf]. March 2004.
Fraenkel, Jon. 2003. "Ethnic Structure, Inequality and Public Sector Governance in the Fiji Islands." Ethnic Conflict, Inequality and Public Sector Governance Country Studies. United Nations Research Institute for Social Development, Geneva.
France, Ministère de Jeunesse, Éducation et Recherche. 2004. "Bulletin Officiel: Calendrier des Fêtes Légales." [http://www. education.gouv.fr/bo/2004/4/MENA0302913C.htm]. March 2004.
Fraser, Nancy, and Axel Honneth. 2003. *Redistribution or Recognition? A Political-Philosophical Exchange*. London: Verso Books.
Fraser, Nancy. 1989. *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*. Cambridge: Polity.
———. 1995. "From Redistribution to Recognition? Dilemmas of Justice in a 'Postsocialist' Age." *New Left Review* 212: 68–93.
———. 1997. *Justice Interrupts: Critical Reflections on the 'Postsocialist' Condition*. New York: Routledge.
Front National. 2004. "Nos Propositions: Identite." [http://www. frontnational.com/doc_prop_identite.php]. March 2004.
Fukuda-Parr, Sakiko. 2001. "In Search of Indicators of Culture and Development: Review of Progress and Proposals for Next Steps." Text for the *World Culture Report*. New York. [http://www.undp.org/hdro/events/riofo-rum/fukudaparr2. pdf]. February 2004.
Funke, Hajo. 2001. "Europe at the Threshold: Fairness or Fortress? Racism, Public Policy and Anti-racist Concepts." Paper presented at the United Nations Research Institute for Social Development Conference on Racism and Public Policy, 3 September, Durban. [http://www.unrisd.org/unrisd/website/projects.nsf/(httpProjects-ForResearchHome-en)/ CE2B1BCD4B5F5D3A80256B4900530E39?OpenDocument]. February 2004.
Gandhi, Mahatma. 1921. "English Learning." *Young India*. 1 June.
Garson, Jean-Pierre, and Anais Loizillon. 2003. "Changes and Challenges, Europe and Migration from 1950 to Present." Paper presented at the conference jointly organized by the European Commision and the Organisation for Economic Co-operation and Develoment, "The Economic and Social Aspects of Migration", 21–22 January, Brussels. [http://www. oecd.org/dataoecd/15/3/15516948.pdf]. February 2004.
Geddes, Andrew. 2002. "Europe's Ageing Workforce." *BBC Online*. 20 June. [http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/ 2053581.stm]. February 2004.
Gerges, Fawaz A. 2000. "The End of the Islamist Insurgency in Egypt?: Costs and Prospects." *The Middle East Journal* 54(4): 592–612.
Ghosh, Bimal. 2003. "Elusive Protection, Uncertain Lands: Migrants' Access to Human Rights." International Organization for Migration, Geneva.
Gill, Emily R. 2001. *Becoming Free: Autonomy and Diversity in the Liberal Polity*. Lawrence: University Press of Kansas.
Giovarelli, Renée, and Cholpon Akmatova. 2002. "Local Institutions that Enforce Customary Law in the Kyrgyz Republic and their Impact on Women's Rights." Agriculture and Rural Development E-Paper. World Bank, Washington, DC.
Godmer, Laurent, and Laurent Kestel. 2001. "Extremism and Democratic Coalitions: The Institutional Integration of Extreme Right Parties in the Regional Parliaments of Germany, Austria and France." Paper presented at the European Consortium for Political Research Conference,

6 April, Grenoble, France. [http://www.essex.ac.uk/ecpr/events/ jointsessions/paperarchive/grenoble.asp?section=14]. February 2004.
Goldstone, Leo. 1998. "Cultural Statistics." In Ruth Towse, ed. *A Handbook of Cultural Economics*. Cheltenham, UK: Edward Elgar. [https://dspace.ubib.eur.nl/retrieve/1351/TOWSE+EBOOK_pages0189-0194.pdf]. February 2004.
Goodman, Diane J. 2004. *Promoting Diversity and Social Justice: Educating People From Privileged Groups*. Thousand Oaks, Calif. and London: Sage.
Goody, Jack. 1996. *The East in the West*. Cambridge: Cambridge University Press.
Graeme, Hugo. 2003. "Circular Migration: Keeping Development Rolling." Migration Policy Institute, Washington, DC. [http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm ?ID=129]. February 2004.
Granovetter, Mark. 1985. "Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness." *American Journal of Sociology* 91: 481–510.
Greif, Avner. 1994. "Cultural Beliefs and Organization of Society: A Historical and Theoretical Reflection on Collectivist and Individualist Societies." *Journal of Political Economy* 102: 912–50.
Griffiths, Ann L., and Karl Nerenberg, eds. 2002. *Handbook of Federal Countries, 2002*. Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press.
Grillo, R. D. 1998. *Pluralism and the Politics of Difference: State, Culture and Ethnicity in Comparative Perspective*. Oxford: Clarendon Press.
Grin, Francois. 2003. *Language Policy Evaluation and the European Charter for Regional or Minority Languages*. Berkeley, Calif.: University of California Press.
Grove, A. K., and N. A. Carter. 1999. "Not All Blarney is Cast in Stone: International Cultural Conflict in Northern Ireland." *Political Psychology* 20(4): 725–65.
The Guardian. 2001. "The Truth of Multicultural Britain." 25 November.
Gurr, Ted Robert. 1993. *Minorities At Risk: A Global View of Ethnopolitical Conflicts*. Washington, DC: United States Institute for Peace Press.
———. 2000. *People Versus States*. Washington, DC: United States Institute for Peace Press.
Gutmann, Amy, and Dennis Thompson. 1996. *Democracy and Disagreement*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
Gutmann, Amy, ed. 1994. *Multiculturalism*. Princeton: Princeton University Press.
Gutmann, Amy. 1995. "Challenges of Multiculturalism in Democratic Education." Princeton. [http://www.ed.uiuc.edu/ EPS/PES-Yearbook/95_docs/gutmann.html. February 2004.
Habermas, Juergen. 1975. *Legitimation Crisis*. Boston: Beacon Press.
———. 1996. *Between Facts and Norms: Contributions to a Discourse Theory of Law and Democracy*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
Hafez, Mohammed M. 2000. "Armed Islamist Movements and Political Violence in Algeria." *The Middle East Journal* 54(4): 572–91.
Halfajee, Ferial. 1999. "South Africa: Blending Tradition and Change." UNESCO Courier. November. [http://www.unesco.org/courier/1999_11/uk/dossier/txt23.htm].
Halfin, Igal, ed. 2002. *Language and Revolution: Making Modern Political Identities*. London and Portland: Frank Cass.
Hammer, Juliane, and Helena Lindholm Schulz. 2003. *The Palestinian Diaspora: Formation of Identities and Politics of Homeland*. London: Routledge.
Hansen, Thomas Blom. 2001. *The Saffron Wave: Democracy and Hindu Nationalism in Modern India*. Oxford: Oxford University Press.
Harding, Sandra, and Uma Narayan, eds. 2000. *Decentering the Center: Philosophy for a Multicultural, Postcolonial and Feminist World*. Bloomington: Indiana University Press.
Harris, Peter, and Ben Reilly. 1998. "Democracy and Deep-Rooted Conflict: Options for Negotiators." International Institute for Democracy and Electoral Assistance, Stockholm.
Harrison, Lawrence E., and Samuel P. Huntington, eds. 2000. *Culture Matters: How Values Shape Human Progress*. New York: Basic Books.
Hart, H. L. A. 1955. "Are There Any Natural Rights?" *The Philosophical Review* 64: 175–91.
Hastrup, Kirsten, ed. 2001. *Legal Cultures and Human Rights: The Challenge of Diversity*. The Hague and London: Kluwer Law Interantional.
Haubrich, Dirk. 2003. "September 11, Anti-Terror Laws and Civil Liberties: Britain, France and Germany Compared." *Government and Opposition* 38(1): 1–28.
Helwege, Ann. 1995. "Poverty in Latin America: Back to the Abyss?" *Journal of Interamerican Studies and World Affairs* 37(3): 99–123.
HinduUnity.org. 2004. "HinduUnity.org: Promoting and Supporting the Ideals of the Bajrang Dal—V.H.P., Youth Wing Bharat." [http://hinduunity.org/aboutus.html]. April 2004.
Hoffman, Bruce. 1998–99. "Revival of Religious Terrorism Begs for Broad U.S. Policy." Rand Review 22(2). [http://www. rand.org/publications/randreview/issues/rr.winter98.9/methods.html. December 2003.
Honwana, Alcinda. 1999. "Non-Western Concepts of Mental Health." [http://earlybird.qeh.ox.ac.uk/rfgexp/rsp_tre/student/nonwest/toc.htm]. March 2004.
Hoodfar, Homa, and Nelofer Pazira. 2003. "Building Civil Societies: A Guide for Social and Political Activism." Santa Cruz, Calif. [http://www2.ucsc.edu/globalinterns/cpapers/hoodfar .pdf]. February 2004.
Human Rights Watch. 2002. "Human Rights Watch Statement: Freedom of Religion—On the Occasion of the OSCE Human Dimension Implementation." New York. [http://www.hrw. org/press/2002/09/osce-religion0912.htm]. February 2004.
———. 2003. "Nationality and Statelessness." New York. [http://www.hrw.org/campaigns/race/nationality.htm]. February 2004.
Huntington, Samuel P. 1996. *The Clash of Civilizations and the Remaking the World Order*. New York: Simon and Schuster.
Iganski, Paul. 2002. "Hate Crimes Hurt More, But Should They Be More Harshly Punished." In Paul Iganski, ed. *The Hate Debate: Should Hate Be Punished as a Crime?* London: Profile Books.
Ignazi, Piero. 2003. *Extreme Right Parties in Western Europe*. New York: Oxford University Press.
ILO (International Labour Organization). 2001. "Vietnam Desk Review." Project to Promote ILO Policy on Indigenous and Tribal Peoples (Convention 169), Geneva.
———. 2003. *ILO Convention on Indigenous and Tribal Peoples: A Manual*. Geneva.
Independent Commission on Migration to Germany. 2001. "Structuring Immigration, Fostering Integration." Berlin. [http://www.eng.bmi.bund.de/Annex/en_14626/Download_Summary.pdf]. February 2004.
Indian and Northern Affairs Canada. 2004. "Aboriginal Customary Law." Ottawa. [http://www.ainc-inac.gc.ca/pr/pub/ matr/acl_e.html]. February 2004.
India, Ministry of Education. 2004. Personal communication on human resource development. March. New Delhi.
India, Ministry of Personnel. 2002. "Holidays to be Observed in Government Offices During the Year 2002." Department of Personnel and Training, New Delhi. [http://persmin.nic.in/ circular/jcm3.html#6]. February 2004.
India, Office of the Registrar General. 2004. "Census of India." New Delhi. [http://www.censusindia.net/]. March 2004.
Indigenous Australia. 2003. "What is Cultural Heritage?" [http://www.dreamtime.net.au/indigenous/culture.cfm] . February 2004.
Inglehart, Ronald. 1997. *Modernization and Postmodernization: Cultural, Economic, and Political Change in 43 Societies*. Princeton: Princeton University Press.
Inglehart, Ronald, and Wayne Baker. 2000. "Modernization, Cultural Change, and the Persistence of Traditional Values." *American Sociological Review* 65: 19–51.
Inglis, Christine. 2004. "Multiculturalism: New Policy Responses to Diversity." Policy Paper No. 4. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Paris.
International Council on Metals and the Environment. 1999. "Mining and Indigenous Peoples: Case Studies." Ottawa.
International Federation of Human Rights. 2003. "Discrimination Against Religious Minorities in Iran." Paris. [http://www.fidh. org/asie/rapport/2003/ir0108a.pdf]. February 2004.
The Internet Movie Database. 2004. "International All-Time Box Office Chart." [http://us.imdb.com/Charts/intltopmovies]. March 2004.
IOE (International Organisation of Employers). 2003. "Migration in Europe: Political, Social and Economic Dimensions." Background Document. London. [http://www.ioe-emp.org/ ioe_emp/pdf/migration_IOE_Moscow.pdf]. February 2004.
IOM (International Organization for Migration). 2003a. "Integration of Migrants: The IOM Approach." Geneva. [http://www.iom.si/pdf/Integration%20master.pdf]. February 2004.
———. 2003b. "Migration in a World of Global Change. New Strategies and Policies for New Realities." IOM Migration Policy and Research. Geneva.
———. 2003c. "World Migration Report 2003: Managing Migration Challenges and Responses for People on the Move." Geneva.
———. 2004. "Assisted Returns Service." [http://www.iom.int/en/who/ main%5Fservice%5Fareas%5Fassisted.shtml]. March 2004.
IRR (Institute of Race Relations). 2003. "Norway: Progress Party (FrP)." [http://www.irr.org.uk/europe/norway.html]. December 2003.
Jackman, Robert W., and Karin Volpert. 1996. "Conditions Favouring Parties of the Extreme Right in Western Europe." *British Journal of Political Science* 26(1): 501–21.
Jacobs, Dirk. 2003. "The Arab European League: The Rapid Growth of a Radical Immigrant Movement." Paper presented at the European Consortium for Political Research Conference, 18 September, Marburg, Germany. [http://www. essex.ac.uk/ecpr/events/generalconference/marburg/papers/21/5/Jacobs.pdf]. February 2004.
Jarkko, Lars, and Tom W. Smith. 2001. "National Pride in Cross-National Perspective." National Opinion Research Center. University of Chicago, Chicago. [http://spitswww.uvt.nl/web/iric/papers/pap1e1.doc]. February 2004.
Jeness, Valerie. 2002. "Contours of Hate Crime Politics and Law in the United States." In Paul Iganski, ed. *The Hate Debate: Should Hate be Punished as a Crime?* London: Profile Books.
Jureidini, Ray. 2001. "Migrant Workers and Xenophobia in the Middle East." Keynote address at the United Nations Research Institute for Social Development Conference on Racism and Public Policy, 3 September, Durban. [http://www.unrisd.org/ 80256B3C005BCCF9/httpNetITFrame?ReadForm&parent unid=8EAB85CCFBB1C65480256B6D00578762&parent doctype=paper&netitpath=http://www.unrisd.org/unpublished / specialevents_/djureidi/content.htm]. February 2004.
Justiniano, Freddy. 2004. "Correspondence on the Political Situation in Bolivia and Ecuador." United Nations Development Programme, Regional Bureau for Latin America and the Caribbean, New York. March 2004.
Justino, Patricia, and Julie Litchfield. 2003. "Economic Exclusion and Discrimination: The Experience of Minorities and Indigenous Peoples." Minority Rights Group International, London. [http://www.minorityrights.org/admin/Download/pdf/ IP_EconomicExclusion_Justino-Litchfield.pdf]. February 2004.
Kaldor, Mary, and Diego Muro. 2003. "Religious and Nationalist Militant Groups." In H. Anheier, M. Glasius, and M. Kaldor, eds. *Global Civil Society 2003*. Oxford: Oxford University Press.
Kanbur, Ravi. 2001. "Economic Policy, Distribution and Poverty: Nature of Disagreements." Cornell University, Ithaca, New York. [http://people.cornell.edu/pages/sk145/papers/Disagreements.pdf]. February 2004.
Kanyinga, Karuti. 2003. "Ethnic Structure, Inequality and Governance of the Public Sector in Kenya." Ethnic Structure, Inequality and Public Sector Governance Country Studies. United Nations Research Institute for Social Development, Geneva.
Kapur, Devesh, and John McHale. 2003. "Migration's New Payoff." *Foreign Policy* 139: 48–57.
Kaviraj, Sudipto. 1992. "The Imaginary Institution of India." In Partha Chatterjee and Gyanendra Pandey, eds. *Subaltern Studies VII*. New Delhi: Oxford University Press.
Kearns, Thomas R., and Austin Sarat. 1997. *Identities, Politics and Rights*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
———. 1999. *Cultural Pluralism, Identity Politics and the Law*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
Keating, Michael. 2002. "Plurinational Democracy in a Post-Sovereign Order." Queen's Papers on Europeanisation. Institute of European Studies. Queen's University of Belfast, Belfast. [http://www.qub.ac.uk/ies/onlinepapers/poe1-02.pdf]. February 2004.
Kelso, Paul, and Jeevan Vasagar. 2002. "Muslims Reject Image of Separate Society." *The Guardian*. 17 June.
Kertzer, David I., and Dominique Arel, eds. 2002. *Census and Identity: The Politics of Race, Ethnicity and Language in National Censuses*. Cambridge: Cambridge University Press.
Kiernan, Ben. 1999. "Sur La Notion de Génocide." *Le Débat*. 1 March.
Klaus, David. 2003. "The Use of Indigenous Languages in Early Basic Education in Papua New Guinea: A Model for Elsewhere?" *Language and Education: An International Journal* 17(2).
Knop, Karen. 2002. *Diversity and Self-Determination in*

International Law. Cambridge: Cambridge University Press.

Knowles, Caroline, and Vered Amit-Talai. 1996. *Re-situating Identities: The Politics of Race, Ethnicity and Culture*. Orchard Park, New York: Broadview Press.

Kogacioglu, Dicle. 2003. "Dissolution of Political Parties by the Constitutional Court in Turkey: Judicial Delimitation of the Political Domain." *International Sociology* 18(1): 258–76.

Koh, Harold Hongju. 2002. "The Case against Military Commissions." *The American Journal of International Law* 96(2): 337–44.

Kongolo, Tshimanga. 2001. "Towards a More Balanced Coexistence of Traditional Knowledge and Pharmaceuticals Protection in Africa." *Journal of World Trade* 35(2): 349–61.

Koopmans, Ruud. 2002. "Good Intentions Sometimes Make Bad Policies: A Comparison of Dutch and German Integration Policies." *Migrantenstudies* 18: 87–92.

Kuruk, Paul. 2002. "African Customary Law and the Protection of Folklore." Bulletin Volume XXXVI Number 2. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Paris.

Kymlicka, Will, and Wayne Norman, eds. 2000. *Citizenship in Diverse Societies*. Oxford: Oxford University Press.

Kymlicka, Will. 1990. *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*. Oxford: Clarendon.

———. 1996. *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford: Clarendon.

———. 1998. *Finding Our Way: Rethinking Ethnocultural Relations in Canada*. Toronto and Oxford: Oxford University Press.

———. 2001. *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism and Citizenship*. Oxford: Oxford University Press.

———. 2003. "Immigration, Citizenship, Multiculturalism: Exploring the Links." *The Political Quarterly* 74(1): 195–208.

Lavery, David. 2004. "Universal Language: American Film and Monoculture at Century's End." Paper presented at the annual conference of the South Central Modern Language Association, 31 October, Dallas. [http://mtsu32.mtsu.edu:11072/ Writing/Universal%20Language.htm]. February 2004.

Lega Nord. 2004. "Stop Ai Clandestini." [http://www.leganord.org/a_2_docpolitici_clandestini.htm]. March 2004.

Leibfried, Stephan, and Elmar Rieger. 2003. *Limits of Globalization: Welfare States and the World Economy*. Cambridge: Polity.

Lenoir, Rene. 1989. *Les Exclus: Un Francais sur Dix*. Paris: Editions de Seuil.

Leone, Richard C., and Greg Angrig Jr., eds. 2003. *The War on Our Freedoms: Civil Liberties in an Age of Terrorism*. New York: Century Foundation and Public Affairs Books.

Levin, Brian. 2001. "Extremism and the Constitution: How America's Legal Evolution Affects the Response to Extremism." *The American Behavioral Scientist* 45(4): 714–55.

Levin, Jack, and Jack McDevitt. 1999. "Hate Crimes." In *Encyclopedia of Violence, Peace and Conflict*. San Diego: Academic Press. [http://www.violence.neu.edu/publication4.html]. January 2004.

Lewis, Bernard. 1998. *The Multiple Identities of the Middle East*. London: Weidenfeld and Nicholson.

Lewis, Justin, and Toby Miller, eds. 2003. *Critical Cultural Policy Studies: A Reader*. Malden, Mass. and Oxford: Blackwell.

Lewis, Peter. 2003. "Nigeria: Elections in a Fragile Regime." *Journal of Democracy* 14(3).

Libanio, José Carlos. 2004. Correspondence on the Share of Afro-Brazilian Cabinet Members. March. Sao Paolo.

Licha, Isabel. 2002. "Citizen Participation and Local Government in Latin America: Advances, Challenges and Best Practices." Paper presented at the Citizenship Participation in the Context of Fiscal Decentralization Conference, 2 September, Kobe. [http://www.adb.org/Documents/Events/2002/Citizen_Participation/Overview_LAC.pdf]. February 2004.

Linz, Juan J., and Alfred Stepan, eds. 1978. *The Breakdown of Democratic Regimes*. Baltimore: The Johns Hopkins University Press.

Linz, Juan J., and Alfred Stepan. 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America and Post-Communist Europe*. Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press.

Ljiphart, Arend. 1984. "Proportionality by Non-PR Methods: Ethnic Representation in Belgium, Cyprus, Lebanon, New Zealand, West Gemany and Zimbabwe." In A. Ljiphart and B. Grofman, eds. *Choosing an Electoral System: Issues and Alternatives*. New York: Praeger.

Lott, Juanita Tamayo. 1998. *Asian Americans: From Racial Category to Multiple Identities*. Walnut Creek, Calif., and London: Altamira Press.

Loury, Glenn. 2001. "Racial Justice and Affirmative Action Policies: The Superficial Morality of Colour-Blindness in the United States." Paper presented at the United Nations Research Institute for Social Development Conference on Racism and Public Policy, 3 September, Durban. [http://www.unrisd.org/80256B3C005BCCF9/httpNetITFrame?ReadForm&parentunid=0A3B836D101A5A4580256B6D00578931&parentdoctype=paper&netitpath=http://www.unrisd.org/unpublished_/specialevents_/dloury/content.html]. February 2004.

Lukes, Steven, and Christian Joppke. 1999. *Multicultural Questions*. Oxford: Oxford University Press.

Luter, Kurt Richard, and Kris Deschouwer, eds. 1999. *Party Elites in Divided Societies: Political Parties in Consociational Democracy*. London: Routledge.

Luttmer, E. 1997. "Group Loyalty and the Taste for Redistribution." *Journal of Political Economy* 109(3): 500–28.

Mabry, Tristan James. 1998. "Modernization, Nationalism and Islam: An Examination of Ernest Gellner's Writings on Muslim Society with Reference to Indonesia and Malaysia." *Ethnic and Racial Studies* 21(1): 64–88.

Macan-Markar, Marwaan. 2004. "Thailand: Amid Violence, Final Bell Tolls for Islamic Schools." Inter Press Service. 20 February.

Macedo, Stephen. 2000. *Diversity and Distrust: Civic Education in a Multicultural Democracy*. Cambridge, Mass. and London: Harvard University Press.

Malhotra, Anshu. 2002. *Gender, Caste and Religious Identities: Restructuring Class in Colonial Punjab*. Oxford and New Delhi: Oxford University Press.

Mamdani, Mahmood. 2001. *When Victims Become Killers: Colonialism, Nativism, and the Genocide in Rwanda*. Princeton: Princeton University Press.

Mandela, Nelson. 1994. *A Long Walk to Freedom*. Boston: Little, Brown and Co.

Mansbridge, Jane. 1998. *Beyond Self-Interest*. Chicago: Chigaco University Press.

Marshall, Monty G., and Ted Robert Gurr. 2003. *Peace and Conflict: A Global Survey of Armed Conflicts, Self-Determination Movements and Democracy*. Baltimore: Center for International Development and Conflict Management.

Marshall, Paul, ed. 2000. *Religious Freedom in the World: A Global Report on Freedom and Persecution*. Nashville: Broadman & Holman Publishers.

Martínez-Herrera, Enric. 2002. "Nationalist Extremism and Outcomes of State Policies in the Basque Country, 1979–2001." *International Journal on Multicultural Societies* 4(1): 1–22.

Marty, Martin E., and R. Scott Appleby, eds. 1991. *Fundamentalisms Observed*. Chicago and London: University of Chicago Press.

———. 1993. *Fundamentalisms and the State: Remaking Politics, Economies, and Militance*. Chicago and London: University of Chicago Press.

———. 1995. *Fundamentalisms Comprehended*. Chicago and London: University of Chicago Press.

Matiki, A. J. 2003. "Linguistic Exclusion and the Opinions of Malawian Legislators." *Language Policy* 2(2): 133–52.

Mayer, Jean-François. 2001. "Cults, Violence and Religious Terrorism: An International Perspective." *Studies in Conflict and Terrorism* 24(5): 361–76.

Mazrui, A. 1996. "Perspectives: The Muse of Modernity and the Quest for Development." In P. Altbach and S. Hassan, eds. *The Muse of Modernity: Essays on Culture as Development in Africa*. Trenton: Africa World Press.

McPhail, Kathryn. 2000. "How Oil, Gas, and Mining Projects Can Contribute to Development." *Finance and Development* 37(4): 46–49.

McRae, Kenneth D., ed. 1974. *Consociational Democracy: Political Accommodation in Segmented Societies*. Toronto: McClelland and Stewart.

Medrano, Juan Díez. 2002. "Thematic Introduction." *International Journal on Multicultural Societies* 4(1). [http://www.unesco. org/most/vl4n1intro.htm]. February 2004.

Mehrotra, Santosh, and Enrique Delamonica. Forthcoming. *Public Spending for the Poor: Getting the Fundamentals Right. In Social and Macroeconomic Policy*. Oxford: Oxford University Press.

Meyer, Thomas. 2001. *Identity Mania. Fundamentalism and the Politicization of Cultural Differences*. London and New York: Zed Books.

Mexico, Ministry of Health. 2004. "Mexico National Health Programme, 2001–2006." Mexico City. [http://www.gobmx/ wb2/egobierno/egob_Programa_Nacional de Salud]. February 2004.

Mgbeoji, Ikechi. 2001. "Patents and Traditional Knowledge of the Uses of Plants: Is a Communal Patent Regime Part of the Solution to the Scourge of Biopiracy?" *Indiana Journal of Global Legal Studies* 9(1): 163–86.

Middle East Institute. 2003. "Algeria." [http://www.mideasti.org/ countries/countries.php?name=algeria]. March 2004.

Migration Information Source. 2003. "Canada: Policy Legacies, New Directions and Future Challenges." Washington, DC. [http://www.migrationinformation.org/Profiles/display.cfm ?ID=20]. February 2004.

Miguel. T. 1999. "Ethnic Diversity and School Funding in Kenya." Economics Working Papers Archive. Washington University, St. Louis.

The Minorities at Risk (MAR) Project. 2003. *MARGene: Minorities At Risk Data Generation and Management Program*. Center for International Development and Conflict Management, University of Maryland, Baltimore. [http://www. cidcm.umd.edu/inscr/mar/data.htm]. February 2004.

Minority Rights Group International. 2003. "Indigenous Peoples and Poverty: The Cases of Bolivia, Guatemala, Honduras and Nicaragua." Executive Summary. London. [http://www.minorityrights.org/Dev/mrg_dev_title12_LatinAmerica/ mrg_dev_title12 LatinAmerica_8.htm]. February 2004.

Mishra, Pankaj. 2003. "Hurray for Bollywood." *The New York Times*. 28 February.

Modood, Tariq, and Pnina Werbner, eds. 1997. *The Politics of Multiculturalism in the New Europe: Racism, Identity and Community*. London: Zed Books.

Mody, Anjali. 2003. "It Is About Equality, Not Uniformity." *The Hindu*. 10 August.

Moeketsi, R. 1999. *Discourse in a Multilingual and Multicultural Courtroom: A Court Interpreter's Guide*. Pretoria: J. L. Van Schaik.

Mokyr, Joel. 1983. *Why Ireland Starved: A Quantitative and Analytical History of the Irish Economy, 1800–1850*. London: Allen and Unwin.

Moody, R. 2000. "The Decade of Destruction: How the Mining Companies Betrayed their Promised Greening." [http://www.mines andcommunities.org/Company/decade.htm]. March 2004.

Moreau, Ron, Sami Yousafzai, and Zahid Hussain, with Michael Hirsh. 2003. "Holy War 101." Newsweek. 1 December.

Moya, Paula M. 2002. *Learning From Experience: Minority Identities, Multicultural Struggles*. Berkeley: University of California Press.

Mudde, Cas. 2000. *The Ideology of the Extreme Right*. Manchester: Manchester University Press.

Myerson, Roger B. 1991. "Proportional Representation, Approval Voting and Coalitionally Straightforward Elections." Discussion Paper 928. Center for Mathematical Studies in Economics and Management Science. Northwestern University, Chicago. [http://www.kellogg.nwu.edu/research/math/dps/ 928.pdf]. February 2004.

Nagel, Jack H. 2004. "Stormy Passage to a Safe Harbour? Proportional Representation in New Zealand." In Henry Miller, ed. *Making Every Vote Count: Reassessing Canada's Electoral System*. Peterborough, Ontario: Broadview Press.

NARAL Pro Choice. 2004. "Clinic Violence and Intimidation." [http://www.naral.org/facts/terrorism.cfm]. February 2004.

National Commission on Indigenous Peoples. 2004a. "Latest News." Manila. [http://www.ncip.gov.ph/news/news-display. php?articleid=66]. February 2004.

———. 2004b. "Republic Act 8371." Manila. [http://www.ncip. gov.ph/indexmain.php]. February 2004.

Ndoye, Mamadou. 2003. "Bilingualism, Language Policies and Educational Strategies in Africa." International Institute for Education Planning. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Paris.

Neville, Alexander. 2001. "Language, Education and Race Relations." Paper presented at the United Nations Research Institute on Sustainable Development Conference on Racism and Public Policy, 3 September, Durban. [http://www.unrisd.org/unrisd/website/projects.nsf/(httpProjectsForResearchHome-en)/CE2B1BCD4B51F5D3A80256B4900530E39 ?OpenDocument]]. February 2004.

The New York Times. 2003. "Just As Mexican Movies Become Chic Again, the Government Pulls Its Support." 11 December.

Nicaragua Network. 2004. "CAFTA: A Shotgun Wedding?" [http://www.nicanet.org/alerts/cafta_negociations_2.htm]. February 2004.

Niessen Jan. 2000. "Diversity and Cohesion: New Challenges for the Integration of Immigrants and Minorities." Council of Europe, Strasbourg.

Norchi, Charles H. 2000. "Indigenous Knowledge as Intellectual Property." *Policy Sciences* 33(3/4): 387–98.

Nussbaum, Martha. 1995. *Women and Human Development: The Capabilities Approach*. Cambridge: Cambridge University Press.

Nussbaum, Martha, and Jonathan Glover, eds. 1995. *Women, Culture and Development*. Oxford: Clarendon Press.

Ocampo, José Antonio. 2001. "Rethinking the Development Agenda." Paper presented at the American Economic Associations Annual Meeting, 5 January, New Orleans. [http://www.undp.org/rblac/documents/poverty/rethinking_dev_agenda.pdf]. February 2004.

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). 2003. Trends in International Migration, Annual Report 2003 Edition. Paris: SOPEMI. [http://www.oecd.org/ document/17/0,2340,en 2649_33931_28703185_1_1_1_1,00. html]. February 2004.

Office of Personnel Management. 2003. "2003 Federal Holidays." Washington, DC. [http://www.opm.gov/fedhol/2003.asp]. February 2004.

Okin, Susan Moller, ed. 1999. Is Multiculturalism Bad for Women. Princeton: Princeton University Press.

O'Leary, Brendan. Forthcoming. "Multi-National Federalism, Power-Sharing, Federacy and the Kurds of Iraq." In Brendan O'Leary, John McGarry, and Khaled Salih, eds. *The Future of Iraq and Kurdistan*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.

Olwig, Karen Fog, and Kirsten Hastrup, eds. 1997. *Siting Culture. The Shifting Anthropological Object*. New York: Routledge.

Opondo, Abiero. 2004. "Ethnicity: A Cause of Political Instability in Africa?" [http://129.194.252.80/catfiles/2731.pdf]. February 2004.

Ostergard Jr., Robert L., Matthew Tubin, and Jordan Altman. 2001. "Stealing from the Past: Globalisation, Strategic Formation and the Use of Indigenous Intellectual Property in the Biotechnology Industry." *Third World Quarterly* 22(4): 643–56.

Ostrom, Elinor. 1990. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge: Cambridge University Press.

———. 1998. *The Comparative Study of Public Economies*. Memphis: P.K. Seidman Foundation.

Papademetriou, Demetrios. 2003. "Policy Considerations for Immigrant Integration." Migration Policy Institute, Washington, DC. February 2004.

Parekh, Bhikhu. 2000. *Rethinking Multiculturalism: Cultural Diversity and Political Theory*. Basingstoke: Palgrave.

Patrinos, H., and E. Velez. 1996. "Costs and Benefits of Bilingual Education in Guatemala: A Partial Analysis." Human Capital Development Working Paper 74. World Bank, Washington, DC.

Pattanaik, Prasanta. 1998. "Cultural Indicators of Well-Being: Some Conceptual Issues." In *World Culture Report: Culture, Creativity and Markets*. Paris: UNESCO Publishing.

Patterson, Thomas C., and Ida Susser, eds. 2001. *Cultural Diversity in the United States: A Critical Reader*. Oxford: Blackwell.

Pehdazur, Ami. 2001. "Struggling with the Challenges of Right-Wing Extremism and Terrorism within Democratic Boundaries: A Comparative Analysis." *Studies in Conflict and Terrorism* 24(5): 339–59.

The Pew Research Center. 2003. "Globalization With Few Discontents." Washington, DC. [http://www.globalpolicy.org/ globaliz/cultural/2003/0603globalopinion.htm]. February 2004.

Phillips, Anne. 2001. "Multiculturalism, Universalism and the Claims of Democracy." Programme Paper Number 7. Democracy, Governance and Human Rights. United Nations Research Institute for Social Development, Geneva. [http://www.unrisd.org/unrisd/website/projects.nsf/(httpProjectsForResearchHome-en)/CE2B1BCD4B5F5D3A 80256B4900530E39?OpenDocument]. February 2004.

Platteau, Jean-philippe. 2000. *Institutions, Social Norms and Economic Development*. Amsterdam: Harwood Academic Publishers.

The Polity IV Project. 2003. *Political Regime Characteristics and Transitions, 1800–2002*. Center for International Development and Conflict Management, University of Maryland, Baltimore. [http://www.cidcm.umd.edu/inscr/polity]. February 2004.

Ponzio, Richard. 2004. "Solomon Island's Ethnic Difference Not the Cause of Conflict." United Nations Development Programme, Solomon Islands, Honiara.

Prah, Kwesi Kwaa. 2000. *African Languages for the Mass Education of Africans*. Cape Town: CASAS.

Prashad, Vijay. 2001. "Cataracts of Silence: Race on the Edge of Indian Thought." Paper presented at the United Nations Research Institute for Social Development Conference on Racism and Public Policy, 3 September, Durban. [http://www. unrisd.org/unrisd/website/projects.nsf/(httpProjectsForResearchHome-en)/CE2B1BCD4B5F5D3A80256B4900530E39?OpenDocument]. February 2004.

Preis, Ann-Belinda. 2004. "Culture—Paradigm Shift in Anthropology." United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Paris.

Premdas, Ralph. 2003. "Ethnic Conflict, Inequality and Public Sector Governance in A Multi-Ethnic State: The Case of Trinidad and Tobago." Ethnic Conflict, Inequality and Public Sector Governance Country Studies. United Nations Research Institute for Social Development, Geneva.

Psacharopoulos, G., and H. Patrinos. 1994. "Indigenous People and Poverty in Latin America." In G. Psacharopoulos and H. Patrinos, eds. *Indigenous People and Poverty in Latin America*. Washington, DC: World Bank.

Public Citizen. 2004. "Global Trade Watch: Promoting Democracy by Challenging Corporate Globalization." [http://www. citizen.org/trade]. March 2004.

Putnam, Robert, R. Leonardi, and R. Y. Nanetti. 1993. *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton: Princeton University Press.

Putnam, Robert. 1993. "The Prosperous Community: Social Capital and Public Life." *American Prospect* 13: 35–42.

RAND Corporation. 2004. *Correspondence on Terrorist Groups 1996–2003*. March. Arlington.

Ranger, T. 1983. "The Invention of Tradition in Colonial Africa." In E. Hobsbawm and T. Ranger, eds. *The Invention of Tradition*. Cambridge: Canto.

Reilly, Benjamin. 2002. "Internal Conflict and Regional Security in Asia and the Pacific." *Pacific Review* 14 (1): 10–11.

Reiss, Timothy. 2002. *Against Autonomy: Global Dialectics of Cultural Exchange*. Stanford: Stanford University Press.

Renshon, Stanley A., ed. 2001. *One America? Political Leadership, National Identity and the Dilemmas of Diversity*. Washington, DC: Georgetown University Press.

Requejo, Ferran. 2001. "Federalism and the Quality of Democracy in Plurinational Contexts: Present Shortcomings and Possible Improvements." Paper presented at the European Consortium for Political Science Research Conference, 6 April, Grenoble, France. [http://www.essex.ac.uk/ecpr/events/jointsessions/ paperarchive/grenoble/ws4/requejo.pdf]. February 2004.

Richey, W. 2003. "Affirmative Action's Evaluation: How the Debate has Changed Since the 1970s." *The Christian Science Monitor*. 28 March.

Riding, Alan. 2003. "Filmmakers Seek Protection from U.S. Dominance." *The New York Times*. 5 February.

Roberts, Adam. 2002. "Counter-Terrorism. Armed Force and the Laws of War." Survival 44(1): 7–32.

Rodgers, Gerry, Charles Gore, and Jose B. Figueirdo, eds. 1995. *Social Exclusion: Rhetoric, Reality, Responses*. Geneva: International Institute for Labour Studies.

Rodwin, Victor G. 2002. "World Cities Project." New York University, International Longevity Center, New York [http:// www.nyu.edu/projects/rodwin/world_cp.htm]. March 2004.

Rosaldo, Renato. 1989. *Culture and Truth: The Remaking of Social Analysis*. Boston: Beacon Press.

Rotar', Igor'. 2002. "Under the Green Banner: Islamic Radicals in Russia and the Former Soviet Union." *Religion, State & Society* 30(2): 89–153.

Rotimi, Suberu. 2001. *Federalism and Ethnic Conflict in Nigeria*. Washington, DC: United States Institute of Peace Press.

Rudolph, Susanne H. 2001. "Living With Difference in India: Legal Pluralism and Legal Universalism in Historical Context." In Gerald James Larson, ed. *Religion and Personal Law in Secular India: A Call to Judgment*. Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press.

Runciman, W. G. 1966. *Relative Deprivation and Social Justice*. London: Routledge.

Russell, Cheryl. 2002. *Racial and Ethnic Diversity: Asians, Blacks, Hispanics, Native Americans and Whites*. Ithaca: New Strategist Publications.

Rutter, Terri L. 1998. "Study Finds 'Life Gap' in the United States." *Harvard Public Health Review* Fall 1998. [http://www.hsph. harvard.edu/review/life gap.shtml]. February 2004.

Salomon, Margot E., and Arjun Sengupta. 2003. "The Right to Development: Obligations of States and the Rights of Minorities and Indigenous Peoples." Minority Rights Group International, London. [http://www.minorityrights.org/]. February 2004.

Sandel, Michael. 1998. *Liberalism and the Limits of Justice*. Cambridge: Cambridge University Press.

Sands, David R. 2003. "Effort to Rein in Madrassas Begun; Educator Predicts 10 Years of Work." *The Washington Times*. 7 November.

Sarat, Austin, and Jonathan Simon, eds. 2003. *Cultural Analysis, Cultural Studies and the Law: Moving Beyond Legal Realism*. Durham: Duke University Press.

SATP (South Asia Terrorism Portal). 2004. "Sectarian Violence in Pakistan." [http://www.satp.org/satporgtp/countries/pakistan/database/sect-killing.htm]. March 2004.

Schacher, Ayelet. 2001. *Multicultural Jurisdictions: Cultural Differences and Women's Rights*. Cambridge: Cambridge University Press.

Schoorl, J. J., and Friesen, W. 2000. "Restoration of Law and Order by Regional Intervention Force Allows for the Return of the Displaced." [http://www.db.idpproject.org/Sites/idpSurvey.nsf/wViewSingleEnv/Solomon+Islands Profile+ Summary]. February 2004.

Schultz, Paul T., and Germano Mwabo. 1998. "Labor Unions and the Distribution of Wages and Employment in South Africa." *Industrial and Labor Relations Review* 51(4).

Schulze, Karl. 1999. *The Constitution, Multiculturalism and Our Changing Form of Government: A Guide for the Future*. London: Minerva.

Schwenken, Helen. 2003. "RESPECT for All: The Political Self-Organization of Female Migrant Domestic Workers in the European Union." Refuge 21(3): 45–52. [http://www.uni-kassel.de/fb5/globalisation/docs/diss/schwenken_refuge _2003.pdf]. February 2004.

Scott, Rachel. 2003. "An 'Official' Islamic Response to the Egyptian Al-Jihad Movement." *Journal of Political Ideologies* 8(1): 39–61.

Sen, Amartya. 1984. *Resources, Values and Development*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

———. 1999. *Reason Before Identity*. Oxford: Oxford University Press.

———. 2001. "Other People." *The New Republic*. 18 December.

———. 2002. "Civilizational Imprisonments: How to Misunderstand Everybody in the World." *The New Republic*. 10 June.

———. 2003. "Democracy and its Global Roots." *The New Republic*. 6 October.

———. 2004a. "Cultural Freedom and Human Development."

———. 2004b. "How Does Culture Matter?" In Vijayendra Rao and Michael Walton, eds. *Culture and Public Action: A Cross-Disciplinary Dialogue on Development Policy*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.

———. 2004c. "Elements of a Theory of Human Rights." *Philosophy and Public Affairs* 32(Fall).

———. Forthcoming. *Identity and Innocence*. New York: Norton.

Sepúlveda, Magdalena M. 2003. *The Nature of Obligations Under the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*. Antwerpen and Oxford: Intersentia.

Shain, Yossi, and Aharon Barth. 2003. "Diasporas and International Relations Theory." *International Organization* 57(3): 449–79.

Shain, Yossi. 1994–95. "Ethnic Diasporas and U.S. Foreign Policy." *Political Science Quarterly* 109(5): 811–41.

Sheffer, Gabriel. 1986. "A New Field of Study: Modern Diasporas in International Politics." In Gabriel Sheffer, ed. *Modern Diaspora in International Politics*. New York: St. Martin's Press.

———. 1993. "Ethnic Diasporas: A Threat to their Hosts?" In Myron Weiner, ed. *International Migration and Security*. Boulder: Westview Press.

SIL International. 2004a. *Ethnologue: Languages of the World*. Houston.

———. 2004b. "HDR2004 Comments and Contributions from SIL International." Washington, DC and Houston. [http://www.sil.org/silde/index.htm]. February 2004.

Silver, Hilary. 1995. "Reconceptualizing Social Disadvantage: Three Paradigms of Social Exclusion." In Gerry Rodgers, Charles Gore, and Jose B. Figueirdo, eds. *Social Exclusion; Rhetoric, Reality, Responses*. Geneva: International Institute for Labour Studies.

Sivan, Emmanuel. 2003. "The Clash Within Islam." *Survival* 45(1): 25–44.

Smith, Adam. 1976 [1776]. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, eds. Campbell, R. H. and A. S. Skinner. Oxford: Clarendon Press.

Smith, Anthony. 1986. *The Ethnic Origin of Nations*. Oxford: Blackwell.

——. 1991. "The Nation: Invented, Imagined, Reconstructed." *Millennium Journal of International Studies* 20: 353–68.
Snodgrass, Donald R. 1995. "Successful Economic Development in a Multi-ethnic Society: The Malaysian Case." The Harvard Institute for International Development, Cambridge, Mass. [http:// www.hiid.harvard.edu/pub/pdfs/503.pdf]. February 2004.
Snyder, Jack. 2000. *From Voting to Violence: Democratization and Nationalist Conflict*. New York: W.W. Norton.
South Africa, Ministry of Labour. 2004. "South Africa Employment Equity Act." No. 55, Section 20(5). Pretoria. [http://www .labour.gov.za/docs/legislation/eea/]. February 2004.
South Asia Monitor. 2003. "Musharraf Bans Resurfacing Militant Groups, Orders Crackdown." [http://www.southasiamonitor .org/pak/2003/nov/16head4.htm]. April 2004.
SSS (Swedish Security Service). 2002. "Offences Related to National Internal Security." Stockholm. [http://www.sakerhetspolisen .se/Publikationer/brott_2002.pdf]. January 2004.
Stalker, Peter. 2002. "Migration Trends and Migration Policy in Europe." *International Migration* 40(5): 151–79.
Stamatopoulou, Elsa. 2002. "Cultural Politics or Cultural Rights: UN Human Rights Responses." Office of the High Commissioner on Human Rights, New York.
Statistics Canada. 2004. Proportion of Foreign-Born Population, Census Metropolitan Areas. Ottawa. [http://www.statcan.ca/english/Pgdb/demo46b.htm]. February 2004.
Statistics Sweden. 2004. Population Statistics. Stockholm. [http://www .scb.se/templates/Product____25799.asp]. February 2004.
Stepan, Alfred. 2001. *Arguing Comparative Politics*. Oxford: Oxford University Press.
Stepan, Alfred, and Graeme Robertson. 2003. "An 'Arab' More than a 'Muslim' Electoral Gap." *Journal of Democracy* 14(3): 30–44.
Stepanov, Valery. 2004. "Russian Experience in the North Indigenous Statistics." PFII/2004/WS.1/5. Department of Social and Economic Affairs. United Nations, New York.
Stern, Jessica. 2000. "Pakistan's Jihad Culture." *Foreign Affairs* 79(6): 115–26.
——. 2003. "The Protean Enemy." *Foreign Affairs* 82(4): 27–40.
Stewart, Frances. 2002. "Horizontal Inequalities: A Neglected Dimension of Development." Queen Elizabeth House Working Paper S81, Oxford. [http://www2.qeh.ox.ac.uk/ research/wpaction.html?jor_id=239]. February 2004.
——. 2003. "Conflict and the Millennium Development Goals." Background Paper for *Human Development Report 2003*. United Nations Development Programme, New York.
Stiefel, Leanna, Amy Ellen Schwartz, and Dylan Conger. 2003. "Language Proficiency and Home Languages of Students in New York City Elementary and Middle Schools." New York University, Taub Urban Research Center, New York. [http://urban .nyu.edu/education/nyclanguage.pdf]. February 2004.
Subirats, Joan. 2003. "Nations Without States in Europe." Paper presented at the King Juan Carlos I of Spain Center at New York University, 8 April, New York. [http://www.nyu.edu/pages/ kjc/lectures/nations_without_states3.doc]. February 2004.
Susning.nu. 2004. "Ny demokrati." [http://susning.nu/Ny_demokrati]. March 2004.
Swedish Election Authority. 2002. "Resultat Övriga Riksdagsval—en Komplettering." [http://www.val.se/utils/pdf/tillagg_ovriga.pdf]. March 2004.
Symonds, Peter. 2003. "The Political Origins and Outlook of Jemaah Islamiyah, Part I." [http://www.wsws.org/articles/ 2003/nov2003/jis1-n12.shtml]. March 2004.
Tauli-Corpus, Victoria. 2004. "Land Rights in the Philippines." Indigenous Peoples' International Centre for Policy Research and Education (Tebtebba), Baguio City, Philippines.
Taylor, Charles. 1992. "The Politics of Recognition." In *Multiculturalism and the "Politics of Recognition."* Princeton: Princeton University Press.
Tebtebba and Forest Peoples Programme. 2003. *Extracting Promises: Indigenous Peoples, Extractive Industries & the World Bank*. Baguio City, Philippines.
Tebtebba and International Forum on Globalization. 2003. "Globalization: Effects on Indigenous Peoples." [http://www. tebtebba.org/]. March 2004.
Temu, A. 2000. "The Development of National Language: A Survey of Kiswahili in Tanzania." In Kwesi Kwaa Prah, ed. *Between Distinction and Extinction: The Harmonization and Standardization of African Languages*. Cape Town: CASAS.
Testas, Abdelaziz. 2002. "The Roots of Algeria's Religious and Ethnic Violence." *Studies in Conflict and Terrorism* 25(3): 161–83.
Tetley, William Q. C. 1999. "Mixed Jurisdictions: Common Law Versus Civil Law (Codified and Uncodified)." International Institute for the Unification of Private Law, Rome. [http://www.unidroit.org/english/publications/review/articles/1999-3.htm]. February 2004.
Third World Network. 2003. "More than 200 Organizations from 35 Nations Challenge US Patent on Neem." [http://www.twnside.org.sg/title/neem-ch.htm]. February 2004.
Thompson, Charles D. 2001. *Maya Identities and the Violence of Place: Borders Bleed*. Aldershot: Ashgate.
Throsby, David. 1999. "Cultural Capital." *Journal of Cultural Economics* 23: 3–12.
Townsend, Peter. 1979. *Poverty in the United Kingdom*. London: Penguin Books.
Tran, Luan-Vu N. 2000. *Human Rights and Federalism: A Comparative Study on Freedom, Democracy and Cultural Diversity*. The Hague and London: Martinus Nijhoff.
Tremlett, Giles. 2002. "Death and Dissent as Algeria Goes to the Polls." *The Guardian*. 31 May.
Turton, D. 1997. "War and Ethnicity: Global Connections and Local Violence in North East Africa and Former Yugoslavia." *Oxford Development Studies* 25: 77–94.
UN (United Nations). 1994. "General Comment No. 23 (50) (Article 27)." United Nations Document CCPR/C/21/Rev.1/Add.5. Adopted at the 50th Session of the Human Rights Committee, 6 April, New York.
——. 2000a. "Millennium Declaration." A/RES/55/2, 18 September. New York. [http://www.un.org/millennium/declaration/ares552e.pdf]. March 2003.
——. 2000b. "Replacement Migration: Is It a Solution to Declining and Ageing Populations?" Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York. [http://www.un.org/esa/population/publications/migration/ migration.htm]. March 2004.
——. 2002a. "International Migration Report 2002." Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York. [http://www.un.org/esa/population/publications/ ittmig2002/2002ITTMIGTEXT22-11.pdf]. February 2004.
——. 2002b. "International Migration Report Website." [http://www.un.org/esa/population/publications/ittmig2002/ ittmigrep2002.htm]. March 2004.
——. 2003a. "Trends in Total Migrant Stock by Sex. 1960–2000." 2003 Revision to the International Migration Report 2002. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York.
——. 2003b. *World Population Prospects 1950–2050: The 2002 Revision*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division, New York
——. 2004. "Data Collection Pertaining to Indigenous Peoples: Issues and Challenges." PFII/2004/WA.1/13. Department of Economic and Social Affairs. New York.
UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development). 1999. *World Investment Report*. Geneva.
UNDP (United Nations Development Programme). 1999. *Human Development Report 1999: Globalization with a Human Face*. New York: Oxford University Press.
——. 2000a. *Human Development Report 2000: Human Rights and Human Development*. New York: Oxford University Press.
——. 2000b. "Namibia Human Development Report 2000/2001: Gender and Violence in Namibia." Windhoek.
——. 2000c. "South Africa Human Development Report 2000: Transformation for Human Development." Pretoria. [http://www.undp.org.za/sahdr2000/sahdr20002.html]. February 2004.
——. 2002a. *Human Development Report 2002: Deepening Democracy in a Fragmented World*. New York: Oxford University Press.
——. 2002b. "Situacion Del Desarrollo Human En Las Comarcas Indigenas." Panama City.
——. 2003a. *Arab Human Development Report 2003: Building a Knowledge Society*. Amman.
——. 2003b. *Human Development Report 2003: Millennium Development Goals: A Compact Among Nations to End Human Poverty*. New York: Oxford University Press.
——. 2003c. "Indonesia." Crisis Prevention and Recovery Unit. Jakarta.
——. 2003d. "Report of the United Nations Development Programme to the 59th Session of the United Nations Commission on Human Rights." E/CN.4/2003/128. New York. [http://www .unhchr.ch/huridocda/huridoca.nsf]. February 2004.
——. 2003e. "Roma Human Development Report: The Roma in Central and Eastern Europe: Avoiding the Dependency Trap." Bratislava. [http://www.roma.undp.sk]. February 2004.
——. 2004a. "About Indigenous Peoples: A Definition." New York. [http://www.undp.org/csopp/cso/NewFiles/paboutdef.html]. February 2004.
——. 2004b. "UNDP and Indigenous Peoples: A Policy of Engagement." Civil Society Organization, Bureau for Resources and Strategic Partnerships. New York. [http://www.undp.org/ cso/policies.html]. February 2004.
UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 1998. *World Culture Report: Culture, Creativity and Markets*. Paris: UNESCO Publishing.
——. 2000a. "A Survey on National Cinematography." Culture Sector, Division of Creativity, Cultural Industries and Copyright. Paris.
——. 2000b. "Study of International Flows of Cultural Goods between 1980 and 1998." Paris.
——. 2000c. *World Culture Report: Cultural Diversity, Conflict and Pluralism*. Paris: UNESCO Publishing.
——. 2001. "Synthesis of Reports by Member States in the Context of the Permanent System of Reporting on Education for Peace, Human Rights, Democracy, International Understanding and Tolerance, General Conference 31st Session." 31 C/INF.5. Paris.
——. 2002. "Universal Declaration on Cultural Diversity." Cultural Diversity Series No. 1. Paris.
——. 2003a. "Desirability of Drawing Up an International Standard-Setting Instrument on Cultural Diversity, General Conference 32nd Session." 32 C/52. Paris.
——. 2003b. "Language Vitality and Endangerment." Paper presented at the "International Expert Meeting on the UNESCO Programme: Safeguarding Languages," 10 March, Paris. [http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php@URL_ ID=9105&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201 .html]. February 2004.
——. 2003c. "Preliminary Draft International Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, General Conference 32nd Session." 32 C/26. Paris.
——. 2004a. "Culture, Trade and Globalization." Paris. [http://www.unesco.org/culture/industries/trade/index.shtml]. March 2004.
——. 2004b. "What Was the Draft Multilateral Agreement on Investments (MAI)?" [http://www.unesco.org/culture/industries /trade/html_eng/question20.shtml#20]. March 2004.
UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)–UIS (Institute of Statistics). 2001. "Fast Facts: Did You Know? International Trade in Cultural Goods." Paris. [http://www.uis.unesco.org]. February 2004.
UN HABITAT (United Nations Human Settlements Programme). Forthcoming. *State of the World's Cities Report 2004*. Draft chapter on transnational migration. Nairobi.
UNICEF (United Nations Children's Fund). 2001. *State of the World's Children 2001*. New York.
——. 2004. "Ensuring the Rights of Indigenous Children." Innocenti Digest 11. Innocenti Research Center, Rome. [http://www.unicef.org/irc]. February 2004.
United Nations Association of Great Britain and Northern Ireland. 2004. "Help For Brazil's Indians." London and New York. [http://www.una-uk.org/Environment/brazil2.html]. February 2004.
U.S. Census Bureau. 2004a. "Adding Diversity From Abroad: The Foreign-Born Population 2000." Washington, DC. [http://www.census.gov/population/pop-profile/2000/chap17.pdf]. February 2004.
——. 2004b. "United States Census 2000." [http://www.census.gov/]. March 2004.
U.S. Department of Justice. 2001. "Hate Crime: The Violence of Intolerance." [http://www.usdoj.gov/crs/ pubs/htecrm.htm]. April 2004.
U.S. Department of Labor. 2004. "Latest Numbers." Bureau of Labor Statistics. [http://www.bls.gov/]. March 2004.
Valdés, Julio Carranza. 2002. "Cultural Development Indicators: Towards a New Dimension of Human Well-Being." Paper presented at the International Symposium for Cultural Statistics, 21 October, Montréal. [http://www.colloque2002 symposium.gouv.qc.ca/PDF/Carranza_paper_Symposium.pdf]. February 2004.
Van Beetz, Freek. 2000. "The Legal Instruments Required in the Strategy for a Successful Integration Policy in the Netherlands." Paper presented at the Strategies for Implementing Integration Policies Conference, 4 May,

Prague.
Van der Westhuizen, Janis. 2002. *Adapting to Globalization: Malaysia, South Africa, and the Challenges of Ethnic Redistribution with Growth*. Westport: Praeger.
Van Holsteyn, Joop J. M. 2003. "Beating a Dead Horse? The Dutch State and the Defense of Democracy Against Right-Wing Extremism." Paper presented at the European Consortium for Political Research Conference, 28 March, Edinburgh. [http://www.essex.ac.uk/ecpr/events/jointsessions/ paperarchive/edinburgh.asp?section=4]. February 2004.
Vogel, H. L. 2001. *Entertainment Industry Economics: A Guide for Financial Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.
Vuchelen, Jef. 2003. "Electoral Systems and the Effects of Political Events on the Stock Market: The Belgian Case." *Economics and Politics* 15(1): 85–102.
Wahlbeck, Osten. 2002. "The Concept of Diaspora as an Analytical Tool in the Study of Refugee Communities." *Journal of Ethnic and Migration Studies* 28(2): 221–38.
Walden, Bello. 2000. "2000: A Year of Global Protest Against Globalization." New York. [http://www.globalpolicy.org]. February 2004.
Wanandi, Jusuf. 2002. "Islam in Indonesia: Its History, Development and Future Challenges." *Asia-Pacific Review* 9(2): 104–12.
Warner, Philippe. 2002. "Migration Trends in Europe." European Population Papers Series No. 7. European Population Committee. Council of Europe, Strasbourg. [http://www.coe .int/t/c/social_cohesion/population/No_7_Migration_trends_ in_Europe.pdf]. February 2004.
Watts, Ronald L. 1998. "Federal Systems and Accommodation of Distinct Groups: A Comparative Survey of International Arrangements for Aboriginal Peoples." Institute of Intergovernmental Relations. Queen's University, Kingston, Ontario. [http://www.iigr.ca/pdf/publications/146_Federal_Systems_ and_Acco.pdf]. February 2004.
———. 1999. *Comparing Federal Systems*. Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press.
———. 2002. "The Relevance Today of the Federal Idea." Paper presented at the International Conference on Federalism, 27 August, St. Gallen. [http://www.forumfed.org/federalism/ Watts.asp?lang=en]. February 2004.
Weatherall, Kimberlee. 2001. "Culture, Autonomy and Djulibinyamurr: Individual and Community in the Construction of Rights to Traditional Designs." *Modern Law Review* 64(2): 215–42.
Weber, Max. 1976 [1930]. *The Protestant Ethics and the Spirit of Capitalism*, republished with a new introduction by Anthony Giddens. London: Allen and Unwin.
Wedgwood, Ruth. 2002. "Al Qaeda, Terrorism, and Military Commissions." *The American Journal of International Law* 96(2): 328–37.
WHO (World Health Organization). 2001. "International Decade of the World's Indigenous People." Report by the Secretariat. Geneva. [http://www.who.int/gb/EB_WHA/PDF/WHA54/ ea5433.pdf]. February 2004.
Widfeldt, Anders. 2001. "Responses to the Extreme Right in Sweden: The Diversified Approach." Working Paper 10. Keele European Parties Research Unit, Keele. [http://www.keele .ac.uk/depts/spire/Working%20 Papers/KEPRU/KEPRU%20 Working%20papers.htm]. February 2004.
———. 2004. Correspondence on the vote shares of European extreme right parties between 1990 and 2003. February.
Aberdeen.
Wikipedia. 2004. "Religious Persecution." Tampa. [http://en.wikipedia.org/wiki/Religious_persecution]. February 2004.
Willett, Cynthia, ed. 1998. *Theorizing Multiculturalism: A Guide to the Current Debate*. Cambridge, Mass. and Oxford: Blackwell.
WIPO (World Intellectual Property Organization). 2003a. "Composite Study on the Protection of Traditional Knowledge." WIPO/GRTKF/IC/5/8. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore. Geneva.
———. 2003b. "Consolidated Analysis of the Legal Protection of Traditional Cultural Expressions." WIPO/GRTKF/IC/5/3. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore. Geneva.
———. 2003c. "Information on National Experiences with the Intellectual Property Protection of Traditional Knowledge." WIPO/GRTKF/IC/5/INF/2. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore. Geneva.
———. 2003d. "Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore Fifth Session Report." WIPO/GRTKF/IC/5/15. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore. Geneva.
———. 2004. "Revised Version of Traditional Knowledge: Policy and Legal Options." WIPO/GRTKF/IC/6/4 Rev. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore. Geneva.
World Bank. 2002. *World Development Report 2003: Sustainable Development in a Dynamic World*. New York: Oxford University Press.
———. 2003. *World Development Indicators 2003*. Washington, DC.
———. 2004. "Striking a Better Balance: Extractive Industries Review Final Report." Washington, DC.
World Commission on Culture and Development. 1995. "Our Creative Diversity: Report of the World Commission on Culture and Development." Paris.
World Values Survey. 2004. "World Values Survey." [http://www.worldvaluessurvey.org]. February 2004.
Wright, Sue. 2001. "Language and Power: Background to the Debate on Linguistic Rights." International Journal on Multicultural Societies 3(1). [http://www.unesco.org/most/ l3n1wri.htm]. February 2004.
Young, Crawford, ed. 1999. *The Accommodation of Cultural Diversity: Case Studies*. Basingstoke: MacMillan Press.
Young, Iris Marion. 2000. *Inclusion and Democracy*. Oxford: Oxford University Press.
Zelkina, Anna. 1999. "Islam and Security in the New States of Central Asia: How Genuine is the Islamic Threat?" *Religion, State & Society* 27(3/4): 355–72.
Zhao, Susheng. 1998. "A State-Led Nationalism: The Patriotic Education Campaign in Post-Tiananmen China." *Communist and Post-Communist Studies* 31(3): 287–302.
Zolberg, Aristide. 2001. "Introduction." In Aristide Zolberg and Peter Benda, eds. *Global Migrants, Global Refugees*. New York: Berghahn Books.
Zorzi, Christine. 2002. "The 'Irrecognition' of Aboriginal Customary Law." Lawyers Information Network, Melbourne. [http://www.link.asn.au/downloads/papers/indeginous/ p_in_09.pdf]. February 2004.



人間開発指標表
HUMAN DEVELOPMENT INDICATOR TABLES

人間開発指標表目次

統計特別資料１：人間開発の状況 166

統計特別資料２：人間開発指標表１の注釈：今年の人間開発指数（HDI）について 178

指標表

Ⅰ　人間開発をモニタリングする―人々の選択肢の拡大

1　人間開発指数（HDI） 181
2　人間開発指数（HDI）の動向 185
3　人間貧困と所得貧困：開発途上国 189
4　人間貧困と所得貧困：OECD、中東欧・CIS諸国 192

Ⅱ　健康で長生きするために

5　人口動態 194
6　保健医療の状況：資金、アクセス、サービス 198
7　水、衛生設備、栄養状況 202
8　地球規模の保健医療における主な危機と課題 206
9　生存状況：前進と後退 210

Ⅲ　知識を得るために

10　教育への取り組み：公的支出 214
11　識字と就学 218
12　技術の普及と創造 222

Ⅳ　人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

13　経済実績 226
14　所得または消費の不平等 230
15　貿易構造 234
16　富裕国の責任：援助 238
17　富裕国の責任：債務救済と貿易 239
18　援助、民間資本、債務の流れ 240
19　公的支出の優先分野 244
20　OECD諸国の失業 248

Ⅴ　次世代のために

21　エネルギーと環境 249

Ⅵ　人間の安全保障を図る

22　難民と兵器 253
23　犯罪被害者 257

Ⅶ　そしてすべての女性と男性の平等を達成する

24　ジェンダー開発指数（GDI） 259
25　ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM） 263
26　教育のジェンダー不平等 267
27　経済活動のジェンダー不平等 271
28　ジェンダー、労働量と時間配分 275
29　女性の政治参加 276

Ⅷ　人権と労働に関する国際協定

30　主要な国際人権協定の現状 280
31　基本的労働条約の現状 284

32　人間開発に関する指数：地域別状況 288
33　その他の国連加盟国の基本指標 292

『人間開発報告書』の統計資料について 293
テクニカルノート１：人間開発に関する指数を計算する 303
テクニカルノート２：ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けて最優先国と上位優先国を定める 310
統計項目の定義 313
統計資料 321
各国の分類 323
指標項目一覧 327
各国の人間開発順位 330

国家にとって国民は真の富である。事実、開発の基本目的は人間の自由を拡大することにある。開発のプロセスは、人々が満足のいく創造的な生活を送るための選択肢を拡大することによって、人間の潜在能力を拡げることができる。そして、人々は開発の受益者であると同時にそうした開発をもたらす進歩と変革を担う主体でもある。この場合進歩は、すべての人々に公平に恩恵を与え、また各人の参加のうえに築かれるものでなくてはならない。この開発アプローチ、つまり人間開発というアプローチは、1990年の創刊以来あらゆる『人間開発報告書』で提唱されてきた。

個人が持つことのできるさまざまな潜在能力（capabilities）の範囲と、それらの拡大を助ける選択肢は、潜在的には無限であり個人によって異なる。しかしながら、公共政策では優先課題を設定しなければならない。その場合、本報告書の目的である「人間の福祉（human well-being）」の達成に向かって、世界的な進展がなされているかを判断するうえで最も重要な潜在能力は何か、を特定するのに役立つ基準が2つある。第1の基準は、こうした潜在能力は普遍的価値を持っていなければならないということである。第2は、もしそうした能力がなければその他の多くの選択肢が閉ざされてしまうような、生活にとって基本的な潜在能力でなくてはならないということである。これらの理由により、『人間開発報告書』は4つの重要な潜在能力に焦点を当てている。すなわち、長命で健康な生活を送ること、知識を持っていること、人間らしい生活水準に必要な資源（経済的資源）が使えること、そして地域社会の生活に参加できること、である。

この開発パラダイムの背景にある考え方は新しいものではない。少なくともアリストテレスの時代には存在していた。アリストテレスは「『富』はわれわれが探している財ではないのは明らかである。なぜなら富は単に有用なだけであり、その他の何かのために役立つものだからである」と論じている。エマニュエル・カントは同様に、人間は、ある別の目的のための一手段というより、自らのために存在する価値がある究極の目的として見るべきであると主張している。またこれと類似した考え方がアダム・スミス、ロバート・マルサス、ジョン・スチュアート・ミルをはじめとする多くの著作にも見てとれる。

しかし、長期にわたる開発政策論議では、この簡単な、しかし深遠な真理を忘れてしまっているように見える。国民所得の増減に拘泥し、経済学者は、人々の福祉という開発の真の目的を見失うことがしばしばある。経済開発は、この真の目的を達成するために重要ではあるが、単なる手段にすぎない。

人間開発を測定する

国民所得を測定するほうが人間開発を測定するより簡単である。また人間の福祉を測るのに国民所得は適当な指標であると主張するエコノミストは多いであろう。経済成長は人間開発にとって重要な一手段であることから、密接な関係があるのは明らかであるが、その一方で、人間に関するさまざまな現象は経済成長や国民所得水準だけによって決まるものではない。これらの現象は、資源の使い方、つまり武器の開発のため使われるのか、それとも食糧の生産のためなのか、宮殿の建設のために使われるのかそれともきれいな水を供給するためなのか、によっても変わるのである。そして、意思決定における民主的な参加、あるいは男女の平等の権利などは、所得によっては決まらない。これらの理由から、本報告書は、各国の、そして世界の重要な人間開発の成果について広範にわたる指標をまとめて掲載している（33の表に200近くの指標が掲載されている）。それらの中には、生存能力を反映する出生時平均余命あるいは5歳未満の死亡率や、学習する能力を反映する識字率が含まれている。また、きれいな水を利用するなどの能力を得るうえで大切な手段や、就学や政治参加における男女格差など、達成度の平等についての指標も掲載されている。

こうした一連の豊富な指標は、人間開発の多くの側面における進展を評価するうえでの尺度を提供するが、政策立案者は、とりわけ所得より人間の福祉に焦点を当てて進展の全体像を簡潔に測るための尺度を必要としている。この用途に応え、『人間開発報告書』は、創刊以来人間開発指数(HDI)を発表してきた。人間開発指数(HDI)には、その後、ジェンダーに注目した指数（ジェンダー開発指数：GDとジェンダー・エンパワーメント指数：GEM）、および貧困に注目した指数（人間貧困指数：HPI）が加わった（表1参照）。これらの指数は、人間開発のいくつかの基本的側面についての概観を提供するが、これらの指数はそのもとになっているデータやその他の指標と合わせて見る必要がある。

人間開発指数

人間開発指数(IIDI)は、人間開発の3つの側面（長命で健康に生活すること、教育を受けること、人間らしい生活水準を得ること）に注目したものである（テクニカルノート1を参照）。つまりこの指数は、平均寿命、就学率、識字率、そして所得を合わせたものであり、これによって一国の開発状況について所得だけよりも広い視野を得ることができる。

HDIは出発点としては有用であるが、人間開発の概念は大きく複雑で、その他の指数によって補ったとしても、いかなる尺度によってもとらえられるものではないことに留意する必要がある。HDIは包括的尺度ではない。HDIには、特に自らの生活に影響を与える意思決定に参加する能力や、社会の中で自らの存在を尊重してもらえる力といった人間開発にとって重要な側面が含まれていない。人は、裕福で健康で教育のある人になることはできるが、上述の力がなければ、人間開発はそれ以上には進展しないのである。

人間開発のこの側面がHDIから除かれていることは、『人間開発報告書』創刊号時から指摘されており、これが1991年の人間自由指数（human freedom index）や、92年の政治自由指数（political freedom index）につながった。どちらの指数も発表された年限りのものになってしまったが、そのこと自体が、こうした複雑な側面を適切に数量化することの難しさを示している。

数量化が難しいからといって、政治的自由や社会における平等の尊重など参加に関する多くの側面が、HDIに含まれている側面と比較して、人間開発にとって重要度が低いということには決してならない。事実、この問題は既刊の『人間開発報告書』で詳しく検討されてきた。『人間開発報告書2002』では、民主主義と人間開発にとっての民主主義の重要性を扱っている。今年の報告書は、このテーマにも関連する人間開発にとって重要不可欠な「文化的

表1　HDI、HPI-1、HPI-2、GDI―同じ構成要素だが測り方は違う

指数	長寿	知識	人間らしい生活水準	参加あるいは疎外
人間開発指数（HDI）	出生時平均余命	・成人識字率 ・初・中・高等教育の総就学率	1人当たりGDP（PPP US$）	――
途上国向け人間貧困指数（HPI-1）	40歳まで生きられない出生時確率	成人識字率	経済的供給における剥奪：次を用いて測定する ・改善された水源を継続して利用できない人の割合 ・年齢のわりに低体重の5歳未満児の割合	――
高所得OECD向け人間貧困指数（HPI-2）	60歳まで生きられない出生時確率	機能的識字能力のない成人の割合	貧困ライン以下（調整済み可処分世帯所得中間値の50%）で生活している人の割合	長期失業率（12カ月以上）
ジェンダー開発指数（GDI）	女性と男性の平均寿命	・女性と男性の成人識字率 ・女性と男性の初・中・高等教育の総就学率	女性と男性の推定勤労所得	――

図1　HDIは同水準でも異なる所得

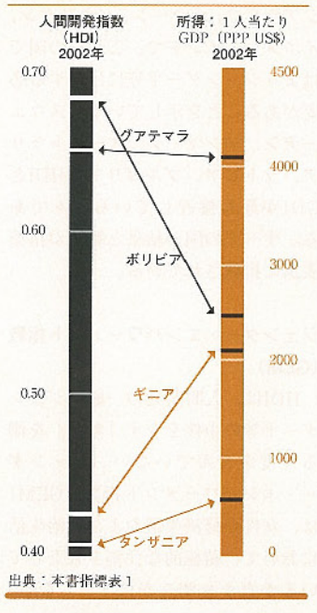

出典：本書指標表1

図2　所得は同水準でも異なるHDI

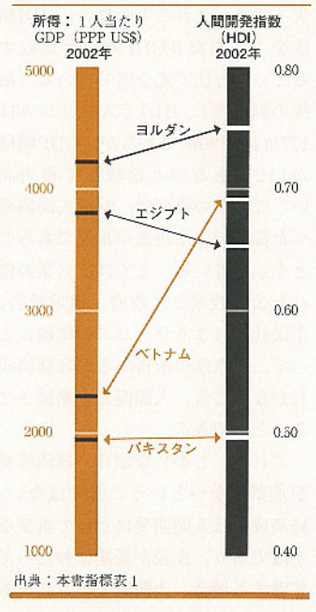

出典：本書指標表1

白由」の問題を取り上げている。満足いく生活を営むことの中には、差別されることなく、あるいは政治的、経済的、社会的参加をすることで不利益を被ることなく、異なる文化的慣行や伝統を実践できる自由があることが含まれる。

IIDIは所得と人間の福祉とは異なることを明確に示している。IIDIは、健康、教育、所得の平均達成度を測定することで、所得単独よりは、一国の開発状況の姿をより完全に近い形で示すことができる。ボリビアはグアテマラより１人当たりGDPはるかに低いが、より高いHDIを達成している。なぜなら、ボリビアは、所得を人間開発に使おうとする取り組みにより力を入れているからである（図１）。タンザニアは、世界で最も貧しい国の１つだが、経済的には4倍近く裕福なギニアとIIDIは同等である。逆に、同じような所得水準にある国々が異なるHDI水準にあることもある。ベトナムはパキスタンとほぼ同等の所得であるが、平均寿命と識字率が高いため、HDIははるかに高水準である（図２）。指標表１では、これらの差異に、HDI順位を１人当たりGDP順位と比較するという方法で光を当てている（最後の列参照）。HDIでスリランカは177カ国中96位であるが、GDP順位が112であるのと比較して相当高い。これらの事例は、富を人間開発へと振り向ける政策が重要であることを示している。とくに、立案の優れた公共政策と、政府、地域社会、市民社会によるサービスの供給によって、高水準の所得あるいは経済成長がなくても、人間開発を進展させることはできる。

これは、しかしながら、経済成長が重要でないということではない。経済成長は人間開発にとって重要な手段であり、成長が長期にわたって停滞する場合、人間開発の進展を維持することは難しくなる。

ジェンダー開発指数（GDI）

HDIは一国の平均的達成を測定するが、こうした達成におけるジェンダー不均衡の度合いを示すものではない。同じ水準の成人識字率（たとえば30%）を持つ２つの国が、男女比率では格差が異なる可能性がある（たとえば、一方の国が女性識字率は28%、男性識字率は32%であるのに対し、もう一方は、女性識字率は20%、男性識字率は40%）。このような格差の違いは、この２つの国のHDIに反映されることはないであろう。『人間開発報告書1995』で導入されたジェンダー開発指数（GDI）は、HDIと同じ指数を使い同じ側面における達成度を測定しているが、男女間の達成における不平等をとらえている。GDIは単に、HDIをジェンダー平等に対し下方調整したものである。人間開発の基本的な部分でジェンダー格差が大きければ大きいほど、その国のGDIはHDIと比較してより低くなる。GDIのHDI格差が最も大きい国は、サウジアラビア、オマーン、パキスタン、イエメン、インドで、これらの国ではよりジェンダー平等に注意する必要があることを示している。スウェーデン、デンマーク、オーストラリア、ラトビア、ブルガリアはHDIとGDIが最も接近している国々である。すべての国の結果と順位が指標表24に掲載されている。

ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

HDIは、人間開発の一面でジェンダー平等の中核をなす「参加」を測る尺度を含んでいない。ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は、女性が経済生活および政治生活において、積極的な役割を果たしているか否かを明らかにする。GEMは、経済的参加、政治的参加、と意思決定で重要な分野のジェンダー不平等に焦点を当てている。女性によって占められる議席数の割合、女性の行政官・政府高官・管理職の割合、女性の専門職・技術職の割合と、それに加え、経済的自立を示す勤労所得におけるジェンダー格差を追跡するものである。GDIと異なり、GEMはある一定の分野における機会の不平等を明らかにする。GEMは78カ国で算出されている（すべての国の結果と順位が指標表25に掲載されている）。GEM上位３カ国は、ノルウェー、スウェーデン、デンマークで、これらの国では、経済的生活や政治的生活に参加する機会がかなり多く女性に開かれている。しかし、女性の機会拡大のためには、あらゆる国でまだまだ多くの取り組みをする余地がある。GEM値が0.8（最高値＝完全な平等を1.0とした場合）を超えている国は、９カ国しかない。ほとんどの国にとって、女性のエンパワーメントを完全に達成するには、まだまだ道のりは遠い。

人間貧困指数（HPI）

HDIは、人間開発における平均的な進展を測定する。『人間開発報告書1997』は、人間貧困指数（HPI）を導入した。貧困者比率が、所得がしきい値以下の人々の割合を測定するように、この指数は、人間開発の基本的側面においてしきい値（必要最低値）以下にいる人々の割合に注目したものである。表１で示したように、開発途上国向けの人間貧困指数（HPI-1）は、高所得OECD諸国向けの人間貧困指数(HPI-2)とは異なる変数を使っている。指標表３と指標表４にそれぞれのすべての国の結果と順位を掲載している。HDIと同様、この２つのIIPIは、貧困のより完全な姿を単なる所得貧困の測定を超えて示す。開発途上国では、バルバドス、ウルグアイ、チリ、コスタリカ、キューバの順位が高く、これらの国の人間貧困のレベルは5%以下である。ブルキナファソ、ニジェール、マリ、エチオピア、ジンバブエは、HPI-1の算出されている国の中で人間貧困が最も高く、これらの国すべてでHPI値は50%を超えている。

高所得OECD諸国を対象にしたHPI-2はHDIが示すのとは異なる様相を示している。これらの国々では、開発の水準全体が高いことから、HDIは非常に似通った値になる傾向にある。しかし、これらの国の状況とそこでとくに意味する貧困（たとえば社会的疎外）に特化した剥奪状況を示す変数と側面を使うと、重大な違いが出る。データの揃っている17カ国を対象にした場合、HPI-2で測定した人間貧困はスウェーデンの6.5%から米国の15.8%までと差がある。また、HDI順位とHPI-2順位とでは大きく異なる。オーストラリアは、HDIは３位だがHPI-2は14位になる。ルクセンブルクでは、IIDIは15位だがHPI-2は７位となるが、これはルクセンブルクのような国が人間開発の全体的な成果をいかにうまく分配しているかを反映している。

表２　貧困を取り除く：大きな剥奪状況がまだ残っている　2000年

（百万人）

地域	1日1ドル（PPP US$）未満で生活する人	栄養不良の総人口[a]	初等教育学齢期の学校に通っていない児童	初等教育学齢期の学校に通っていない女児	5歳未満児年間死亡数	改善された水源を利用できない人	適切な衛生設備を利用できない人
サハラ以南アフリカ	323	185	44	23	5	273	299
アラブ諸国	8	34	7	4	1	42	51
東アジア・太平洋諸国	261	212	14	7	1	453	1,004
南アジア	432	312	32	21	4	225	944
ラテンアメリカ・カリブ諸国	56	53	2	1	0	72	121
中東欧・CIS諸国	21	33	3	1	0	29	..
世界	1,100	831	104	59	11	1,197	2,742

a. 1998-2000
出典：World Bank 2003a, 2004f; UNESCO 2003; UN 2003

人間開発の動向

20世紀における人間開発の進展は、これまでにない劇的なものであった。1960年から2000年にかけて、開発途上国の平均寿命は46歳から63歳へと伸びた[1]。５歳未満の死亡率は半分以下になった[2]。成人２人に１人は読み書きができなかった1975年から、2000年には識字能力のない人の割合はほぼ半減した[3]。１人当たりの実質所得は、2000ドルから4200ドルへと倍以上増えた[4]。しかし、こうした素晴らしい進展にもかかわらず、多くの人々にとっての剥奪状況が依然存在している。８億人以上が栄養不足の状態に苦しんでいる（表２）。約１億の学齢期児童が学校に通っておらず、そのうち6000万人は女児である。10億人以上が１日１ドル未満で何とか生き延びている。約18億人が民主的な政治的自由と市民的自由を完全には認めていない政権の国で暮らしている[5]。そしてほぼ９億人が、差別を受けている民族的、宗教的、あるいは言語的集団に属している[6]。

ミレニアム開発目標（MDGs）

これらの問題を認識した世界の指導者たちは、2000年９月の国連ミレニアムサミットで、世界の貧困に終止符を打つという、前例のない決意を表明した。彼らは、自ら取り組むべき課題を、自国の国民だけでなく世界中の人々に対し宣言した。サミットに参加した189カ国は、ミレニアム宣言を採択し、各国とも21世紀の人類にとって最も重要な目標を達成するために最善を尽くすことを約束した。それらの目標には、貧困の撲滅、人間の尊厳の促進と平和、民主主義、環境の持続性を達成することも含まれている。この宣言から生まれたのが、8つの目標と18のターゲットと48の指標からなるミレニアム開発目標（MDGs）である。ミレニアム開発目標（MDGs）とは、開発の前進と貧困の削減を2015年あるいはそれ以前に達成するための、期限付きの具体的なターゲットを設定したものである（本特別資料の最後の「ミレニアム開発目標インデックス」を参照のこと）。

『人間開発報告書2003』でも議論しているように、人間開発とミレニアム開発目標（MDGs）は、人間の福祉を促進するという共通の動機とそれに不可欠な取り組みを共有している。ミレニアム開発目標（MDGs）に関する各国・地域の1990年以来の進展を見ると、いくつかの国の急速な進展と、その一方、これまでにない多数の国々の後退という、過去10年にわたる開発の様相が明らかになる（図３）。今鮮明に浮かび上がってくるのは、世界が２つの両極端のグループ、つまり、開発の恩恵を受けた国々と、取り残された国々、のどちらかに分かれつつあるという姿である（表3-5）。

ミレニアム開発目標（MDGs）の地域ごとの進展を調べると、いくつかの注目すべき傾向が明らかになる（図３参照）。東アジア・太平洋諸国は、データのある目標はすべて達成

しつつある。この地域の1日1ドル未満で生活する人数は、1990年代にほぼ半減した。南アジアもまた多くの目標で急速な進歩を遂げている。しかし、世界の人口の半分近くを抱えるこの2つの地域ですばらしいペースの進展が見られるにもかかわらず、人間開発はあまりにも緩慢にしか進んでいない。「所得貧困を半減する」と「安全な水が利用できない人口を半減させる」という、わずか2つの目標だけが、過去10年の進捗のペースに合わせて進みそうであり、またその他では、「飢餓の削減」と「衛生設備の利用」が、ほぼ予定どおり進捗している（図4）。しかしこれらの目標の進捗さえも、主に中国とインドの急速な発展によって牽引されたものである。

その他の地域、特にサハラ以南アフリカの状況はかなり悪い。現在のペースでいくと、サハラ以南アフリカでは、目標達成としている11年後どころか、それより約100年も先の、「2129年までに普遍的な初等教育を実現させる」、あるいは、「2106年までに乳幼児死亡率を3分の2減少させる」という目標すら達成できないであろう。目標のうち、飢餓、所得貧困、衛生設備の利用の3つについては、状況が改善するどころか悪化しつつあり、データの提示ができない。

1990年代に起こった前例のない後退

各地域の平均的動向を見ると、多くの悲劇的な後退があったことに気づく。これまでになかったほど大量の国が1990年代に開発の後退を経験した。46カ国では、今日のほうが1990年時点より貧しい生活を強いられている。25カ国では、今日のほうが10年前よりも飢餓で苦しんでいる人が多い。

これらの後退は、HDIでも明確に見てとることができる。このことはとくに憂慮すべきことである。これまで過去数十年にわたり、HDIの後退を実際に経験した国は1つもなかった。HDIの3つの要素である識字率、就学率、および平均寿命が変化するには時間がかかることから、通常ゆっくりではあっても、HDIは着実に上昇を続けてきた。そのため、HDIが下がるということは、危機的状況であることを意味する。国々は開発への基礎である人々、つまり本当の富を消耗しつつある。

1980年代にHDIが低下したのはわずか3カ国（データのある113カ国中）だけであったのに、1990年以

表3
前進と後退：乳幼児死亡率
（出生1000人当たり）

	1990	2002	変化
高い成果を収めた国			
ブータン	166	94	−72
ギニア	240	169	−71
バングラデシュ	144	77	−67
エジプト	104	41	−63
ラオス	163	100	−63
エリトリア	147	89	−58
成果が上がらなかった国			
イラク	50	125	75
ボツワナ	58	110	52
ジンバブエ	80	123	43
スワジランド	110	149	39
カメルーン	139	166	27
ケニア	97	122	25

出典：UNICEF 2003b

表4
前進と後退：初等教育
（純初等教育就学率：%）

	1990/91	2001/02	変化
高い成果を収めた国			
ドミニカ共和国	58	97	39
ギニア	25	61	36
クウェート	49	85	36
モロッコ	57	88	32
モーリタニア	35	67	31
マラウイ	50	81	31
成果が上らなかった国			
アンゴラ	58	30	−28
アゼルバイジャン	101	80	−21
コンゴ民主共和国	54	35	−20
アラブ首長国連邦	100	81	−19
ミャンマー	99	82	−18
ネパール	85	70	−14

出典：本書指標表11

表5
前進と後退：所得貧困
（国別貧困ライン以下で生活している人：%）

国	年	割合	年	割合	変化[a]（パーセント・ポイント）
高い成果を収めた国					
アゼルバイジャン	1995	68.1	2001	49.6	−18.5
ウガンダ	1993	55.0	1997	44.0	−11.0
インド	1993-94	36.0	1999-2000	28.6	−7.4
ヨルダン	1991	15.0	1997	11.7	−3.3
カンボジア	1993-94	39.0	1997	36.1	−2.9
グアテマラ	1989	57.9	2000	56.2	−1.7
バングラデシュ	1995-96	51.0	2000	49.8	−1.2
成果が上がらなかった国					
ジンバブエ	1990-91	25.8	1995-96	34.9	9.1
モロッコ	1990-91	13.1	1998-99	19.0	5.9
パキスタン	1993	28.6	1998-99	32.6	4.0
ハンガリー	1993	14.5	1997	17.3	2.8

各国の国別貧困ラインには，かなりのバラつきがあるので，国と国との比較は行うべきではない．a. マイナスの印は改善（貧困が緩和されたこと）を示す．
出典：World Bank 2004f.

表6
人間開発指数（HDI）が低下している国、1980年代と1990年代

期間	国数	国名
1980-90	3	コンゴ民主共和国、ルワンダ、ザンビア
1990-2002	20	バハマ、ベリーズ、ボツワナ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、カザフスタン[a]、ケニア、レソト、モルドバ[a]、ロシア連邦[a]、南アフリカ、スワジランド、タジキスタン[a]、タンザニア[a]、ウクライナ[a]、ザンビア、ジンバブエ

a. 1980–90年のHDIのデータがない国．そのため低下は1990年以前に始まっている可能性がある．
出典：本書指標表2.

図3 ミレニアム開発目標（MDGs）への進展は十分でない

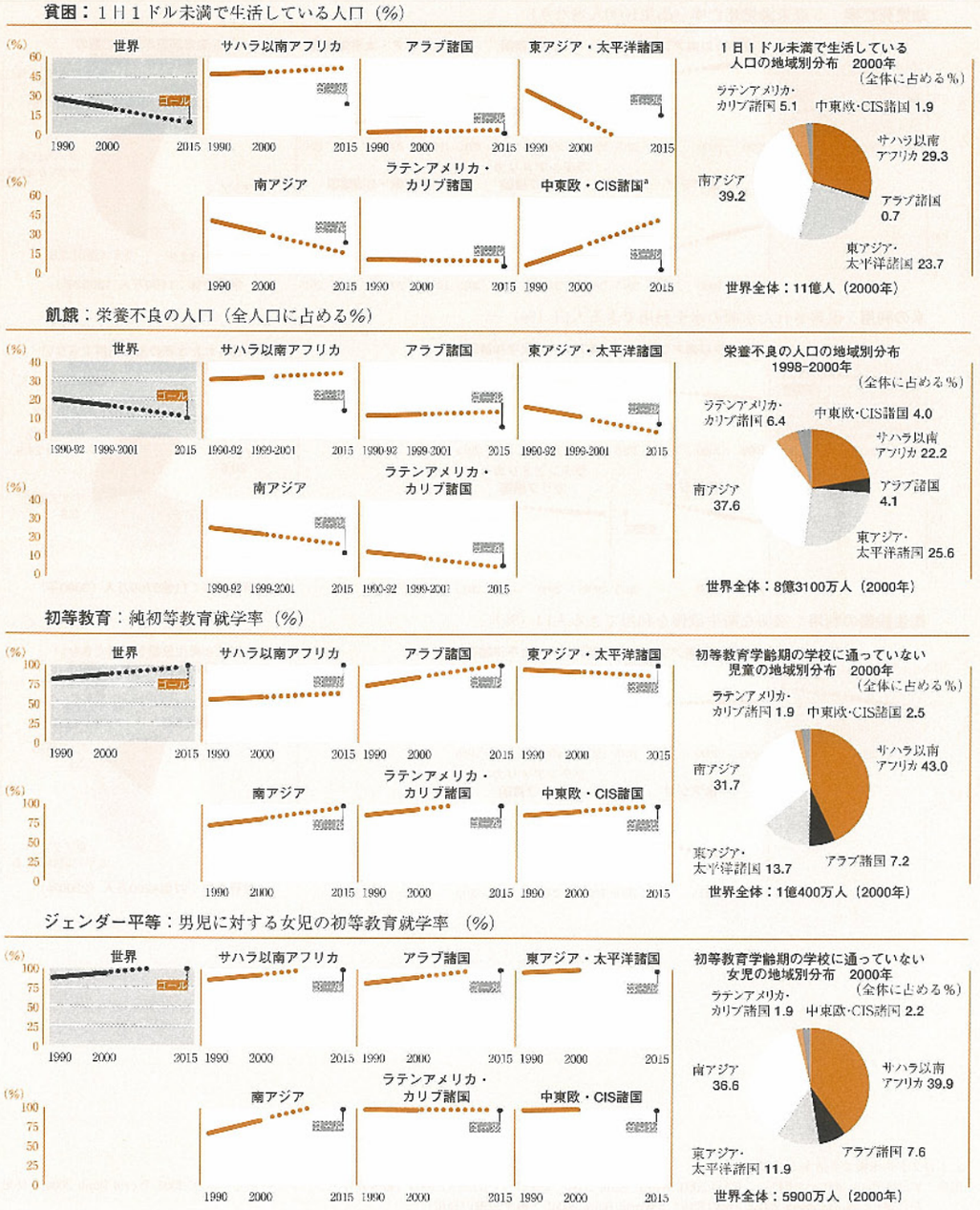

図3　ミレニアム開発目標（MDGs）への進展は十分でない

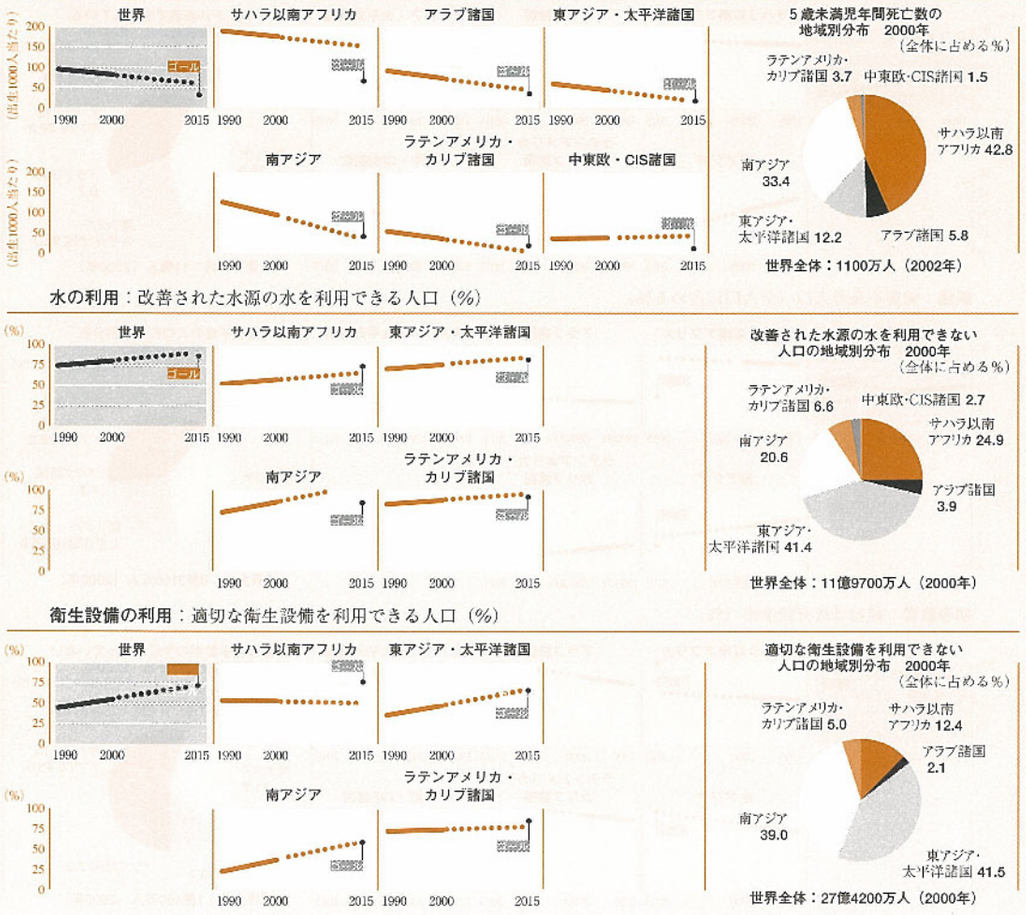

a. 1日2ドル未満で生活する人口

出典：World Bank 2003a（所得）；FAO 2003, World Bank 2004f（飢餓）；UNESCO 2003（初等教育・ジェンダー平等）；UN 2003, World Bank 2004f（幼児死亡率）；World Bank 2004f（水の利用）；World Bank 2004f（衛生設備の利用）

図4　対照年表：進歩が加速しなければ、ミレニアム開発目標はいつ達成されるだろうか？

	貧困	飢餓	初等教育	ジェンダー平等	幼児死亡率	水の利用	衛生設備の利用
年							
達成済み	アラブ諸国[a] 東アジア・太平洋諸国		東アジア・太平洋諸国 ラテンアメリカ・カリブ諸国[a] 中東欧・CIS諸国[a]	東アジア・太平洋諸国 ラテンアメリカ・カリブ諸国[a] 中東欧・CIS諸国[a] **世界**[a]		中東欧・CIS諸国[a]	
2000	南アジア **世界**	東アジア・太平洋諸国 ラテンアメリカ・カリブ諸国	アラブ諸国	南アジア アラブ諸国 サハラ以南アフリカ	ラテンアメリカ・カリブ諸国	南アジア **世界** ラテンアメリカ・カリブ諸国	
2015		**世界** 南アジア	**世界** 南アジア		東アジア・太平洋諸国 南アジア アラブ諸国 **世界**	東アジア・太平洋諸国 サハラ以南アフリカ	東アジア・太平洋諸国 **世界** 南アジア ラテンアメリカ・カリブ諸国
2100			サハラ以南アフリカ		サハラ以南アフリカ		
2150					中東欧・CIS諸国		
2200	ラテンアメリカ・カリブ諸国						
後退	サハラ以南アフリカ 中東欧・CIS諸国	アラブ諸国 サハラ以南アフリカ					サハラ以南アフリカ

a.当該目標に関して，この地域の人間貧困率は近年ほとんどの年で低い（10%未満）ので，この地域はこの目標を達成したと考える（テクニカルノート2参照）．出典：図3をもとに計算．

降は20カ国でHDIが後退した（表6）。これらの国の後退は、その他の国々の停滞と相まって、この10年のHDIの進展が全体的に減速傾向にある大きな原因となっている（図5）。後退を経験している20カ国のうち、13カ国はサハラ以南のアフリカ諸国である。これは、HIV/エイズの蔓延とそれにより平均寿命が深刻な打撃を受けたことによるところが多い。その他の後退は独立国家共同体(CIS)諸国で主に見られる。この地域の国の多くでは、1980年代中ごろから後退が始まり、データで見ると1990年から1995年にかけて所得とHDIの低下が見られた。なおこの地域のHDIはその後1990年代後半には改善し始めた。

多くの国のHDIが低下しているということは、問題があるという警鐘である。ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた進展を示す主な指標を見るとその深刻さがわかる。状況が際立って変化しなければ、現在後退あるいは停滞している国々がMDGsの目標を達成することはほとんど不可能である。

優先国

MDGsの各目標について、特に緊急の対応を要する状況にある国、つまり進展がないうえ、もともと非常に低いレベルから出発している国がある。これらの「最優先国」は、世界の関心、資源、取り組みを最も必要としている国である（テクニカルノート2参照）。「上位優先国」では、状況はそこまで絶望的ではないが、依然不十分な進捗状況にある。これらの国は低い水準から開発を開始したか、出発時点の水準はそれより高かったが進捗が緩慢な（あるいは後退を示している）国である

いくつもの目標で進展していない27の「最優先国」がある。そのうち21カ国はサハラ以南アフリカにあり、3カ国はアラブ諸国、各1カ国が東アジア・太平洋諸国、南アジ

ア、ラテンアメリカ・カリブ諸国の中にある（図6）。これらの国々では開発の失敗があらゆる分野で見られる。これらの国々がMDGsを達成するには世界中から関心と資源の支援を受ける必要がある。「上位優先国」も27カ国あるが、MDGsのあらゆる目標に関して深刻な課題に直面している。この場合も、サハラ以南アフリカの国が最も多く17カ国あり、中東欧・CIS諸国とアラブ諸国でそれぞれ3カ国、東アジア・太平洋諸国で2カ国、南アジアとラテンアメリカ・カリブ諸国ではそれぞれ1カ国がこれに相当する。

各国を「最優先国」「上位優先国」「その他の国」に分類するのは有用であるが、こうした分類を見る場合は注意も必要もある。MDGsの各目標のもとになるデータは測定が正確でないことも多く、データが改善されれば区分が変更する可能性のある国もある。そのうえ、多くの国で各目標の指標となるデータの欠如があまりにも多く、全体として適切な分類ができない。よって、30カ国の「その他」に分類されている国のうち数カ国は、もしより完全な基本的データが得られれば、最優先あるいは上位優先国に分類されるであろう（この例として、キルギスタンやパキスタンなどが挙げられる）。それに加え、ここで使われる分類基準は妥当と思われるが多くの合理的選択肢の1つにすぎない。

単一の要因だけで最優先国や上位優先国の難しい状況を説明することはできない。しかし、これら最優先・上位優先の54カ国のうち24カ国はこの10年に所得の下落に直面した。また、サハラ以南アフリカの国々は共通の特徴を抱えている。多くの国が内陸国であるか、人口の相当部分が沿岸地域から遠く離れた地に居住している。そのうえ、そのほとんどが小国で、人口4000万人以上の国はわずか4カ国しかない。世界経済から遠く小規模経済であることが、こうした国を第一次産品から付加価値があり価格変動の少ない輸出産品へと転換させることを難しくしている。事実、サハラ以南のアフリカ諸国で最優先・上位優先国である23カ国のうち16カ国では、輸出の3分の2が第一次産品で占められている。この地域の多くの優先国はまたその他の深刻な問題も抱えている。22カ国で人口の5％以上がHIV/エイズに感染しており、9カ国で1990年代に暴力を伴う紛争があった。

その他の地域では最優先国が別の問題に直面している。たとえばCIS諸国の多くは、サハラ以南アフリカが苦しんでいる構造的問題のいくつかに直面している一方で、市場経済への移行を図っているが、これまで市場経済化のプロセスは中東欧諸国でのほうが成功裏に進んできている。アラブ諸国で制約となっているのは、所得とは関係なく、むしろ所得を人間開発とMDGsの目標の達成に振り向けることができないことである。

それでは、ミレニアム開発目標(MDGs)を達成するには何をなすべきだろうか。どのような答えが返ってこようと、必要なのは、最優先国と上位優先国をまず第一に中心に据えて取り組むことである。『人間開発報告書2003』では、これらの国々が直面する課題と、その解決方法を詳細に考察している。

1. UN2003の平均寿命をもとに計算.
2. UNICEF 2003b.
3. UNESCO Institute for Statistics 2003a.
4. World Bank 2004fの1人当たりGDP（PPP US$）をもとに計算.
5. Polity IV 2002.
6. 本書第2章.

図5　人間開発指数（HDI）の世界格差

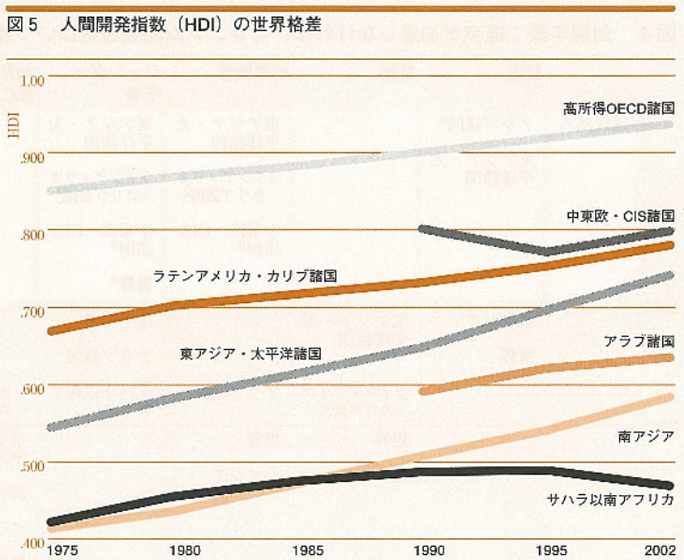

出典：以下のデータをもとに算出：平均寿命：UN 2003；成人識字率：UNESCO Institute for Statistics 2003a；初・中・高等教育総就学率：UNESCO 1999, UNESCO Institute for Statistics 2004c；1人当たりGDP (1995 PPP US$)と1人当たりGDP (現在価格PPP US$)：World Bank 2004f

図6　最優先国および上位優先国

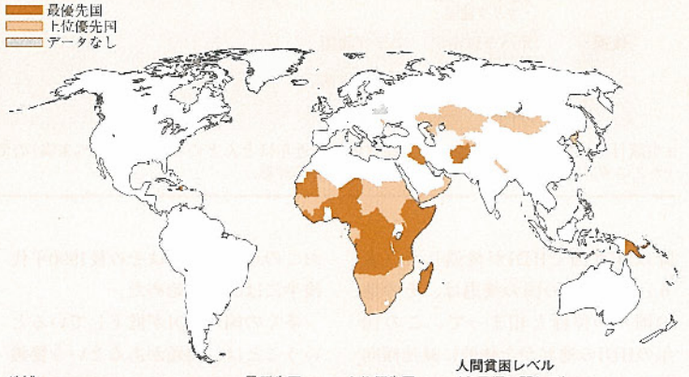

地域	最優先国	上位優先国
アラブ諸国	3	3
東アジア・太平洋諸国	1	2
ラテンアメリカ・カリブ諸国	1	1
南アジア	1	1
サハラ以南アフリカ	21	17
中東欧・CIS諸国	0	3

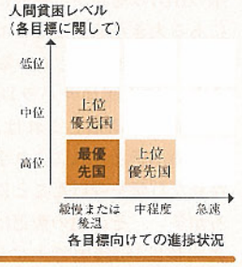

出典：テクニカルノート2参照

人間開発指標表に掲載のミレニアム開発目標（MDGs）をモニタリングするための指標

MDGs達成の目標とターゲット	進展をモニタリングするための指標	掲載の指標表番号
目標1　極度の貧困と飢餓の撲滅		
ターゲット1 1990年から2015年の間に、1日1ドル未満で生活する人口比率を半減させる。	1. 1日1ドル未満で生活する人口の割合 2. 貧困ギャップ比率（実数×貧困の程度） 3. 消費に占める最貧困層20%の割合	3 14
ターゲット2 1990年から2015年の間に、飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。	4. 5歳未満の年齢のわりに低体重の子どもの割合 5. 栄養摂取量が最低限のレベル未満の人口の割合	3, 7 7[1], 33[1]
目標2　普遍的初等教育の達成		
ターゲット3 2015年までに、すべての子どもが男女の区別なく、初等教育の全課程を修了できるようにする。	6. 初等教育純就学率 7. 第1学年から第5学年まで進級した児童の割合 8. 15歳から24歳までの識字率	11, 33 11 11
目標3　ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上		
ターゲット4 初等、中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消する。	9. 初・中・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の割合 10. 15歳から24歳の男性識字率に対する女性識字率 11. 非農業部門における女性賃金労働者の割合[4] 12. 国会における女性議員の割合	26[2] 26[3] 25, 29
目標4　幼児死亡率の削減		
ターゲット5 1990年から2015年までの間に、5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる。	13. 5歳未満児の死亡率 14. 乳幼児死亡率 15. はしかの予防接種を受けた1歳児の割合	9, 33 9 6
目標5　妊産婦の健康の改善		
ターゲット6 1990年から2015年の間に、妊産婦の死亡率を4分の3減少させる。	16. 妊産婦死亡率 17. 医療従事者の介護による出産の割合	9 6
目標6　HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止		
ターゲット7 HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。	18. 15歳から24歳[5]の妊婦のHIV感染率 19. 避妊普及率におけるコンドームの使用率 19a. 最近のハイリスクな性行為でのコンドームの使用 19b. 15歳から24歳で総合的かつ正確なHIV/エイズの知識を有している割合 20. 10歳から14歳の非孤児に対する孤児の授業出席率	 8
ターゲット8 マラリアおよびその他の主要な疾病の発生を2015年までに阻止し、その発生率を下げる。	21. マラリアの感染率とマラリアによる死亡率 22. マラリア発生地域で有効なマラリアの予防策および治療処置を受けている人の割合 23. 結核の感染率と結核による死亡率 24. DOTS（直接監視下短期化学療法）によって診断され、完治した結核患者の割合	8[6] 8[7] 8[8] 8
目標7　環境の持続可能性の確保		
ターゲット9 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し、回復を図る。	25. 森林面積の割合 26. 国土面積に対する生物多様性の維持を目的とした保護区域の割合 27. （石油1kg相当の）エネルギー消費単位当たりGDP産出額（PPP US$） 28. 1人当たりの二酸化炭素排出量とオゾン層を破壊するフロンの消費量（ODPトン） 29. 化石燃料を使用する人口の割合	 21[9] 21[10]

MDGs達成の目標とターゲット	進展をモニタリングするための指標	指標表
ターゲット10 2015年までに、安全な飲料水を継続的に利用できない人々の割合を半減する。	30. 都市部と農村部において、改善された水源を継続して利用できない人口の割合 31. 都市部と農村部において、改善された衛生設備を継続して利用できない人口の割合	7[11], 33[11] 7[12]
ターゲット11 2020年までに、最低1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。	32. 現在の住居に安心して住み続けることができる世帯数の割合	
目標8　開発のためグローバル・パートナーシップの推進		
ターゲット12 開放的で、ルールにもとづいた、予測可能でかつ差別のない貿易および金融システムのさらなる構築を推進する。その活動には、グッドガバナンス（良い政治）、開発および貧困削減に対する国内および国際的な公約を含む。	政府開発援助（ODA） 33. OECD/DAC援助国の国民総所得（GNI）における純ODA支出額、総支出額、および後発開発途上国への支出額の割合 34. OECD/DAC援助国のセクター別二国間ODA総支出のうち、基礎的社会サービス（基礎教育、プライマリー・ヘルス・ケア、栄養、安全な水、衛生設備）に配分される割合 35. OECD/DAC援助国の二国間ODA総支出の全体に占める割合 36. 内陸国の国民総所得に占めるODAの割合 37. 小島嶼開発途上国の国民総所得に占めるODAの割合 市場アクセス 38. 無課税措置を認められた開発途上国と後発開発途上国からの先進国の総輸入額の割合（兵器の輸入を除く） 39. 開発途上国からの農業産品と衣料・繊維に対する先進国の平均関税 40. OECD加盟国の農業助成金推定額の国内総生産に対する割合 41. ODA拠出額のうち貿易能力育成支援のために使われた割合 債務の持続可能性 42. 重債務国（HIPC）イニシアティブにおいて、HIPC決定点に達した国とHIPC完了点に達した国の合計数（累計） 43. HIPCイニシアティブもとで約束された債務救済[14] 44. 債務元利支払金総額の財とサービスの輸出に占める割合	 16[13] 16 16 17 18
ターゲット16 開発途上国と協力して、適切で生産性のある仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。	45. 15歳から24歳の男性、女性、男女合計の失業率	20[15]
ターゲット17 製薬会社と協力して、開発途上国において、人々が安価で必須の医薬品を入手・利用できるようにする。	46. 安価な必須医薬品を継続して利用できる人口の割合	6
ターゲット18 民間セクターと協力して、特に情報・通信分野の新技術による利益が得られるようにする。	47. 100人当たりの電話回線と携帯電話登録者数 48a. 100人当たりのコンピュータ使用台数 48b. 100人当たりのインターネット利用者数	12[16] 12

注：指標表上で、MDGの指標に相当する列の上には、MDGという文字が記載されている。
1. この指標は、指標表7と33で、全人口に対する栄養不良の人口の割合として掲載されている；2. 指標表では、男性の初等・中等、高等教育の就学率のそれぞれに対する女性の就学率の割合として記載されている；3. 指標表では、女性若年層識字率を男性の識字率に対する割合として示している；4. 指標表27には、経済活動別の女性雇用データがある；5. 指標表8には、15歳から49歳までのHIV感染率が掲載されている；6. 指標表には、10万人当たりのマラリアの患者数が掲載されている；7. 指標表には、殺虫剤浸漬蚊帳つきのベッドで就寝する5歳未満児と、マラリア熱で抗マラリア剤の治療を受けた5歳児未満児が載っている；8. 指標表7には、10万人当たりの結核患者数が掲載されている；9. この指標は、指標表ではエネルギー消費単位当たり（石油1kg当たり1995 PPP US$）のGDPとして掲載されている；10. 表にはCO2排出量も掲載されている；11. 指標表7と33には、都市・農村合計の改善された水源の水を継続して利用できる人口が掲載されている；12. 指標表には、都市・農村合計の改善された衛生設備を継続して利用できる人口が載っている；13. 指標表には、後発開発途上国へのODAがODA全体に占める割合として示されている；14. 指標表17は、HIPC信託基金へ拠出の二国間債務救済約束額と二国間債務免除総額のデータが掲載されている；15. 指標表で掲載されている15歳から24歳の失業率のデータは、OECD諸国のみの全体失業率と、男性に対する女性の失業率である；16. 指標表では、電話回線と移動電話の登録者数が別々に示してある。

人間開発指数（HDI）は、人間開発にとって大切な3つの基本的な側面における一国の平均的達成状況を測定する複合指数である。すなわち、出生時平均余命で測定される長命で健康な生活、成人識字率と初・中・高等教育総就学率で測定される知識、1人当たりGDP（PPP US$）で測定される人間らしい生活水準の3つである。このHDIは、世界中で入手可能な指標を使って作られており、その計算方法は簡単で透明性が高い（テクニカルノート1を参照）。

人間開発の概念は、どんな複合的指数をもってしても1つの指数ではとらえきれないほど大きなものではあるが、HDIは人間の福祉（well-being）の全体像を簡潔に示すものとして、所得に代わる影響力のある尺度を提供している。指標表1に続いてさまざま角度から見た人間開発状況に関する複数の指標表が掲載されているが、HDIは、これらの指標表を利用するうえで有用な入り口（エントリーポイント）となっている。

掲載されている国

本報告書で指標表に掲載されているHDIは、2002年のデータにより算出されている。175カ国の国連加盟国を対象とし、それに加え香港（中国特別行政区）とパレスチナ占領地域が掲載されている。データの入手が改善された結果、東ティモールとトンガの2カ国が今年初めて加わった。

どれだけの国を表に掲載できるかは、データの入手にかかっている。報告書作成にあたり、国と国の比較を可能にするため、HDIはできる限り主要国際統計機関からのデータにもとづき算出されている（指標表の下にデータの出典元は掲載されている）。しかし、かなり多くの国で、HDIの算出に使う4つの要素のうち1、2の要素のデータが欠けている。

HDI指標表に掲載されたいと願う国々に応え、またできるだけ多くの国連加盟国を掲載しようと努め、人間開発報告書事務局は、ある国のHDIの1つあるいは2つの要素が主要データ提供機関から得られない場合、その多くのケースで別の国際機関や地域および各国内の出典元から推計値を得ようと、努力してきた。人間開発報告書事務局が推計値を計算したケースもごくわずかだがある。主要データ提供機関以外が出典元となっている推計値（以下の説明を参照）の場合は、指標表1の脚注にその旨を示してある。これらの推計値は、しばしば質的にも信頼性にもばらつきがあるため、指標表1以外の指標表では、類似のデータが掲載されていても、この推計値は使われていない。

16カ国の国連加盟国は、比較可能なデータが欠如しているため、HDIの表に含まれていない。これらの国は指標表33に別途掲載されている。

データ出典元

出生時平均余命：平均寿命の推計値は「2002年世界人口展望改訂（2002 Revision of World Population Prospects）」（UN 2003）によっている。推計値は、各国の国勢調査や世帯調査で得たデータにもとづき国連人口部で2年ごとに作成されている。「2002年改訂」では、国連人口部がかなり大規模な調整を行い、HIV/エイズの人口動態への影響をより大きくデータに組み入れた。また、この中で、エイズの影響が最も大きい国々において、前回の改訂に比べいっそう深刻で長期にわたるHIV/エイズの影響を予想している。一方、エイズの影響は、53カ国では明らかに緩和されてきており、これは「2000年の改訂（2000 Revision）」（UN 2001）での45カ国と比べ増加している。

国連人口部が発表している平均寿命の推計値は、5年間の平均値である。指標表2に掲載の2002年の平均寿命推計値は、こうした5年間の平均値にもとづいたリニア補間法（linear interpolation）によって求められている。

●**成人識字率**：成人識字率は、日常生活に関連した短い文章を理解し、読み書きのどちらもできる15歳以上の人口の割合、と定義されている。この定義にもとづく識字率のデータは、各国で通常5年あるいは10年ごとに実施される国勢調査か、世帯調査で収集される。

本報告書では、国連教育科学文化機関統計研究所（UNESCO-UIS）の2004年の評価（UNESCO Institute for Statistics 2004a）の成人識字率データを使っている。このデータは、各国から直接得た推計値とUISの推計値を組み合わせている。各国推計値は最近UISが入手できるようになったもので、1995年から2004年にかけての国勢調査か世帯調査から得ている。2002年7月に発表されたUISの推計値は1995年以前に収集された各国データにもとづいている。

多くのOECD高所得国は、すでに初等教育の完全普及を達成していることから、もはや、国勢調査や世帯調査で識字率に関するデータの収集を行っていない。そのため、OECD高所得国の識字率は、ユネスコのデータには含まれていない。これらの国の場合、HDIの算出では識字率99.0%が用いられている。

識字率のデータ収集では、多くの国が自己申告によるデータをもとに識字人口を推計している。教育達成率を代用指標として使っている国もあるが、就学や学年の修了を測る尺度が国によって違う可能性もある。識字の定義およびデータ収集方法が国によって違っていることから、識字率の推計値を使う際は注意が必要である（UNDP 2000, Box 2 : p.143）。

UISはその他の関係機関と協力して、識字率の新しい測定法である「識字能力評価モニタリング・プログラム（LAMP）」の推進に積極的に取り組んでいる（「『人間開発報告書』の統計資料について」のBOX 5を参照）。LAMPは、識字力の連続性に関する情報を提供することで、現在の識字／非識字の単純区分を超えた測定法を追求している。

2002年のUIS推計値と新しい識字データ収集方法については、http://www.uis.unesco.org/を参照されたい。

●**初・中・高等教育総就学率**：総就学率は、各国政府（通常、行政機関が出典元）から得た国別就学率データと、国連人口部の『2002年世界人口展望改訂』（UN 2003）から得られた人口データをもとにユネスコ統計研究所（UIS）によって作成されている。就学率は、全レベルに就学する学生数を、これらの教育レベルに相当する学齢期の人口で割って求められる。高等教育の学齢集団とは、すべての国で、中等教育後期の修了後すぐに開始される第5コホートに相当する集団である。

各国は、通常、国際教育標準分類（ISCED）で定めた各教育レベルの学期当初に在学する生徒数を報告するよう求められる。ISCED改訂版が1997年に導入され、これによって、各国の教育制度を分類するうえでの変更がいくつか行われた。しかし、これらの変更の影響は、初・中・高等教育総就学率にはほとんど表れていない。

教育達成度の代用指標とすることを意図して、初・中・高等教育総就学率を使っているが、総就学率は、教育の質による成果を反映するものではない。教育機会へのアクセスの実態をとらえるために使われたとしても、この指標では、ISCEDの各教育レベルに相当する各国の学齢や小・中・高等教育が何年制が異なるために、国別の重要な相違点が明らかになってこない。留年などの要素もまた、データの歪みを引き起こす。

ある国の人口の就学平均年数や、平均就学年数（school life expectancy）などの尺度のほうがより適切に教育成果をとらえることができ、理想を言えば、初・中・高等教育総就学率に代わって使われるべきであろう。しかし、これらのデータは、十分な数の国で定期的に入手することができない。HDIの算出ができる国の数を増やすために、国際統計界はこうしたデータの整備に優先的に取り組むべきである。

現在の定義では、初・中・高等教育総就学率には、他国で就学している生徒は含まれていない。多くの小国、たとえばルクセンブルクやセイシェルなどでは、多くの人が外国で高等教育を受けるため、現在のデータは、実際の教育へのアクセス、あるいは、実際の国民の教育達成度を大きく下回っている可能性があり、そのため、HDI値が低くなることになる。たとえば、ルクセンブルクの総就学率は75%と推計されているが、海外で就学している学生も考慮すると85%に上がる[1]。その結果生まれるHDI値の差は小さいにもかかわらず（それぞれ0.933と0.944）、人間開発高位国のHDI値の差はもともとわずかしかないため、ルクセンブルクのHDI順位は15位から4位へと変化することになる。しかしながら、このような改訂された総就学率のデータは、その他の国について広く入手できないため、HDIには使えない。

●**1人当たりGDP（PPP US$）**：各国の生活水準を比較するには、各国の価格差を取り除くために、1人当たりGDPを購買力平価（PPP）に換算する必要がある。HDI算出のための1人当たりGDP（PPP US$）のデータは、163カ国について、世界銀行から提供されている。このデータは、最新の国際比較プログラム（ICP）の調査から得た価格データと、国民勘定のデータから得た現地通貨建てのGDPをもとに計算されている。

ICP調査は、最新の基準となる結果から補外する（変数値を推計する）ことで購買力平価（PPP）が直接推計されている118カ国を対象に行われている。基準調査（benchmark survey）がなされていない国の場合、推計値は計量経済学の回帰法を使って算出されている。世界銀行のデータが得られない国は、PPP推計値はペンシルバニア大学のペンワールドテーブル（Penn World Tables）から得たものが使われている[2]。

数は少ないが信頼のおけるPPP推計値が、上記の2つの国際機関から得られない国があり、その場合には、人間開発報告書事務局が地域機関や各国機関と協力して、PPP推計値を入手している。たとえば、キューバの場合、キューバ人と外国人専門家がテクニカルチームを組み、より信頼のおけるPPP推計値入手できるよう取り組んでいる。このような努力の結果は、今後の人間開発報告書に反映されていくであろう。

この何十年かで大幅な進歩があったにもかかわらず、現在のPPPに関する資料は、すべての国のデータを得られないことや、データの時系列性の欠如、地域や国によるデータの質のばらつきなど、さまざまな欠点を持っている。対象国を増やすために、計量経済学の回帰法を使う場合はしっかりとした前提が必要である

が、一定期間にわたり補外（変数値を推計）するということは、調査基準年と現在年との間が開くにつれて結果が加速度的に劣化することを意味する。

経済分析においてPPPが重要であるということは、PPPのデータの改善が絶対不可欠であるということを示している。新たにICPのミレニアムラウンドが設置され、国際貧困評価（international poverty assessment）を含む経済政策分析のために、PPPデータを改善していくことが約束されている（「「人間開発報告書」統計資料について」Box 6を参照）。

数年間の比較と報告書各年版の比較について

HDIは、人間開発の長期の傾向をモニタリングするうえで、重要なツールである。各国間の傾向を分析しやすくするために、HDIは、1975年から2002年まで、5年間隔で算出されている。これらの推計値は、一貫性のある計算方法と、今年の報告書作成時に入手できた比較可能な動向データにもとづいて算出されたものであり、指標表2に掲載されている。

さまざまな国際統計機関は、過去のデータの定期的な更新をはじめ、データシリーズの改善を引き続き行っているため、HDI値の年ごとの上がり下がりと毎年報告書で発表されるHDI順位は、ある国の特定のデータと、各国の相対的データのどちらも、しばしば改訂の影響を受ける。そのうえ、一貫した方法でHDIが算出されているとしても、不定期によく行われる対象国の数の変更が国のHDI順位に影響を与える可能性もある。その結果、ある国のHDI順位が前年に比べかなり下がることもあり得る。しかしながら、最近の報告書では、HDIの算出に使われるデータが改訂され、比較可能になっていることから、HDI順位とHDI値は実際に改善されていると思われる。

以上の理由からHDIの動向分析は、各年の人間開発報告書のデータにもとづいて行うべきではない。指標表2では、整合性のあるデータと計算方法にもとづき更新されたHDI動向データを掲載している。今年の報告書と比較できるように同じ対象国と比較可能なデータをもとに計算し直した2001年（人間開発報告書2003のHDIの基準年）のHDI値とHDI順位は、http://hdr.undp.org/を参照されたい。

人間開発高位国のHDI

本報告書のHDIは、人間開発のあらゆるレベルにわたって、各国の達成度を比較するために作成されている。現在HDIで使われている指標は、HDI上位国の間では、ほとんど差が見られない。そのため、HDI上位国では、これらのHDI算出のもととなる指標のごくわずかな違いが反映されているのみである。これらの高所得国には、別の指数、人間貧困指数（HPI）のほうが、人々の間に依然存在している人間の剥奪状況をより鮮明に反映でき、それによって、公共政策の焦点を絞るのに役立つ（指標表4に掲載。解説は、統計特別資料1の「人間開発の状況」にある）。

HDIの用途と限界についてのより詳しい議論は、統計特別資料1の「人間開発の動向」を参照されたい。

1. Statec 2004.
2. Aten, Heston and Summers 2001, 2002.

1 人間開発指数（HDI）

人間開発をモニタリングする―人々の選択肢の拡大

HDI順位[a]		出生時平均余命（歳）2002	成人識字率（%：15歳以上）2002[b]	初・中・高等教育の総就学率（%）2001/02[c]	1人当たりGDP（PPP US$）2002	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数（HDI値）2002	1人当たりGDP（PPP US$）順位マイナスHDI順位[d]
人間開発高位国										
1	Norway	78.9	.. [e]	98 [f]	36,600	0.90	0.99	0.99	0.956	1
2	Sweden	80.0	.. [e]	114 [g,h]	26,050	0.92	0.99	0.93	0.946	19
3	Australia	79.1	.. [e]	113 [g,h]	28,260	0.90	0.99	0.94	0.946	9
4	Canada	79.3	.. [e]	95 [f]	29,480	0.90	0.98	0.95	0.943	5
5	Netherlands	78.3	.. [e]	99 [f]	29,100	0.89	0.99	0.95	0.942	6
6	Belgium	78.7	.. [e]	111 [f,g]	27,570	0.90	0.99	0.94	0.942	7
7	Iceland	79.7	.. [e]	90 [f]	29,750	0.91	0.96	0.95	0.941	1
8	United States	77.0	.. [e]	92 [h]	35,750	0.87	0.97	0.98	0.939	-4
9	Japan	81.5	.. [e]	84 [h]	26,940	0.94	0.94	0.93	0.938	6
10	Ireland	76.9	.. [e]	90 [f]	36,360	0.86	0.96	0.98	0.936	-7
11	Switzerland	79.1	.. [e]	88 [f]	30,010	0.90	0.95	0.95	0.936	-4
12	United Kingdom	78.1	.. [e]	113 [f,g]	26,150	0.88	0.99	0.93	0.936	8
13	Finland	77.9	.. [e]	106 [f,g]	26,190	0.88	0.99	0.93	0.935	6
14	Austria	78.5	.. [e]	91 [f]	29,220	0.89	0.96	0.95	0.934	-4
15	Luxembourg	78.3	.. [e]	75 [f,i]	61,190 [j]	0.89	0.91	1.00	0.933	-14
16	France	78.9	.. [e]	91 [f]	26,920	0.90	0.96	0.93	0.932	0
17	Denmark	76.6	.. [e]	96 [f]	30,940	0.86	0.98	0.96	0.932	-12
18	New Zealand	78.2	.. [e]	101 [g,h]	21,740	0.89	0.99	0.90	0.926	6
19	Germany	78.2	.. [e]	88 [h]	27,100	0.89	0.95	0.94	0.925	-5
20	Spain	79.2	97.7 [e,f,k]	92 [h]	21,460	0.90	0.97	0.90	0.922	5
21	Italy	78.7	98.5 [e,f,k]	82 [f]	26,430	0.89	0.93	0.93	0.920	-3
22	Israel	79.1	95.3	92	19,530	0.90	0.94	0.88	0.908	5
23	Hong Kong, China (SAR)	79.9	93.5 [f,k]	72	26,910	0.91	0.86	0.93	0.903	-6
24	Greece	78.2	97.3 [e,f,k]	86 [f]	18,720	0.89	0.95	0.87	0.902	5
25	Singapore	78.0	92.5 [f]	87 [m]	24,040	0.88	0.91	0.92	0.902	-3
26	Portugal	76.1	92.5 [e,f,k]	93 [f]	18,280	0.85	0.97	0.87	0.897	6
27	Slovenia	76.2	99.7 [e]	90 [f]	18,540	0.85	0.96	0.87	0.895	3
28	Korea, Rep. of	75.4	97.9 [e,f,k]	92 [h]	16,950	0.84	0.97	0.86	0.888	9
29	Barbados	77.1	99.7 [f,n]	88 [f]	15,290	0.87	0.95	0.84	0.888	11
30	Cyprus	78.2	96.8 [f]	74 [f]	18,360 [f]	0.89	0.89	0.87	0.883	1
31	Malta	78.3	92.6	77 [f]	17,640	0.89	0.87	0.86	0.875	3
32	Czech Republic	75.3	.. [e]	78 [h]	15,780	0.84	0.92	0.84	0.868	7
33	Brunei Darussalam	76.2	93.9 [f]	73	19,210 [f,o]	0.85	0.87	0.88	0.867	-5
34	Argentina	74.1	97.0	94 [h]	10,880	0.82	0.96	0.78	0.853	14
35	Seychelles	72.7 [m]	91.9 [f]	85	18,232 [f,o]	0.80	0.90	0.87	0.853	-2
36	Estonia	71.6	99.8 [e,f]	96 [f]	12,260	0.78	0.98	0.80	0.853	10
37	Poland	73.8	99.7 [e,f,k]	90 [h]	10,560	0.81	0.96	0.78	0.850	13
38	Hungary	71.7	99.3 [e,f,k]	86 [h]	13,400	0.78	0.95	0.82	0.848	3
39	Saint Kitts and Nevis	70.0 [f]	97.8 [f]	97 [f]	12,420	0.75	0.98	0.80	0.844	6
40	Bahrain	73.9	88.5	79	17,170	0.81	0.85	0.86	0.843	-4
41	Lithuania	72.5	99.6 [e,f]	90 [f]	10,320	0.79	0.96	0.77	0.842	10
42	Slovakia	73.6	99.7 [e,f]	74 [h]	12,840	0.81	0.91	0.81	0.842	1
43	Chile	76.0	95.7 [f]	79 [f]	9,820	0.85	0.90	0.77	0.839	11
44	Kuwait	76.5	82.9	76 [f]	16,240 [q]	0.86	0.81	0.85	0.838	-6
45	Costa Rica	78.0	95.8	69	8,840 [q]	0.88	0.87	0.75	0.834	14
46	Uruguay	75.2	97.7	85 [h]	7,830	0.84	0.94	0.73	0.833	16
47	Qatar	72.0	84.2 [f,l]	82	19,844 [f,s]	0.78	0.83	0.88	0.833	-21
48	Croatia	74.1	98.1 [f]	73	10,240	0.82	0.90	0.77	0.830	4
49	United Arab Emirates	74.6	77.3	68	22,420 [f,o]	0.83	0.74	0.90	0.824	-26
50	Latvia	70.9	99.7 [e,f]	87 [f]	9,210	0.76	0.95	0.75	0.823	6

1 人間開発指数（HDI）

HDI順位[a]		出生時平均余命（歳）2002	成人識字率（%：15歳以上）2002[b]	初・中・高等教育の総就学率（%）2001/02[c]	1人当たりGDP（PPP US$）2002	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数（HDI値）2002	1人当たりGDP（PPP US$）順位マイナスHDI順位[d]
51	Bahamas	67.1	95.5 [f,k]	74 [f,t]	17,280 [f]	0.70	0.88	0.86	0.815	-16
52	Cuba	76.7	96.9	78	5,259 [f,s,u]	0.86	0.91	0.66	0.809	39
53	Mexico	73.3	90.5 [f]	74 [h]	8,970	0.81	0.85	0.75	0.802	5
54	Trinidad and Tobago	71.4	98.5	64	9,430	0.77	0.87	0.76	0.801	1
55	Antigua and Barbuda	73.9 [r]	85.8 [f,n]	69 [r]	10,920	0.82	0.80	0.78	0.800	-8
人間開発中位国										
56	Bulgaria	70.9	98.6	76 [f]	7,130	0.77	0.91	0.71	0.796	10
57	Russian Federation	66.7	99.6 [e]	88 [h]	8,230	0.69	0.95	0.74	0.795	3
58	Libyan Arab Jamahiriya	72.6	81.7	97 [h]	7,570 [v]	0.79	0.87	0.72	0.794	6
59	Malaysia	73.0	88.7 [f]	70 [h]	9,120	0.80	0.83	0.75	0.793	-2
60	Macedonia, TFYR	73.5	96.0 [w,x]	70 [z]	6,470	0.81	0.87	0.70	0.793	15
61	Panama	74.6	92.3	73 [z]	6,170	0.83	0.86	0.69	0.791	18
62	Belarus	69.9	99.7 [e]	88	5,520	0.75	0.95	0.67	0.790	24
63	Tonga	68.4	98.8 [f]	82	6,850 [q]	0.72	0.93	0.71	0.787	5
64	Mauritius	71.9	84.3 [f]	69	10,810	0.78	0.79	0.78	0.785	-15
65	Albania	73.6	98.7 [f]	69 [f]	4,830	0.81	0.89	0.65	0.781	31
66	Bosnia and Herzegovina	74.0	94.6	64 [y]	5,970 [f,q]	0.82	0.84	0.68	0.781	15
67	Suriname	71.0	94.0 [w,x]	74 [n]	6,590 [n,q]	0.77	0.87	0.70	0.780	6
68	Venezuela	73.6	93.1	71	5,380	0.81	0.86	0.67	0.778	21
69	Romania	70.5	97.3 [f]	68 [f]	6,560	0.76	0.88	0.70	0.778	5
70	Ukraine	69.5	99.6 [e]	84	4,870	0.74	0.94	0.65	0.777	25
71	Saint Lucia	72.4	94.8 [f,n]	74	5,300	0.79	0.88	0.66	0.777	19
72	Brazil	68.0	86.4 [f]	92 [h]	7,770	0.72	0.88	0.73	0.775	-9
73	Colombia	72.1	92.1	68	6,370 [q]	0.78	0.84	0.69	0.773	4
74	Oman	72.3	74.4	63	13,340	0.79	0.71	0.82	0.770	-32
75	Samoa (Western)	69.8	98.7	69	5,600 [q]	0.75	0.89	0.67	0.769	10
76	Thailand	69.1	92.6 [f]	73 [f]	7,010	0.74	0.86	0.71	0.768	-9
77	Saudi Arabia	72.1	77.9	57	12,650 [e]	0.79	0.71	0.81	0.768	-33
78	Kazakhstan	66.2	99.4 [e]	81	5,870	0.69	0.93	0.68	0.766	4
79	Jamaica	75.6	87.6 [f,n]	75 [h]	3,980	0.84	0.83	0.61	0.764	28
80	Lebanon	73.5	86.5 [f,k]	78	4,360	0.81	0.84	0.63	0.758	21
81	Fiji	69.6	92.9 [f,l]	73 [h]	5,440	0.74	0.86	0.67	0.758	7
82	Armenia	72.3	99.4 [e,l]	72	3,120	0.79	0.90	0.57	0.754	33
83	Philippines	69.8	92.6 [f]	81 [h]	4,170	0.75	0.89	0.62	0.753	22
84	Maldives	67.2	97.2	78	4,798 [f,p,q]	0.70	0.91	0.65	0.752	13
85	Peru	69.7	85.0 [z]	88 [y]	5,010	0.74	0.86	0.65	0.752	7
86	Turkmenistan	66.9	98.8 [f,l]	81 [f,t]	4,300 [f]	0.70	0.93	0.63	0.752	16
87	St. Vincent & the Grenadines	74.0	83.1 [f,n]	64	5,460	0.82	0.77	0.67	0.751	0
88	Turkey	70.4	86.5 [f]	68 [y]	6,390	0.76	0.80	0.69	0.751	-12
89	Paraguay	70.7	91.6 [z]	72 [h]	4,610 [q]	0.76	0.85	0.64	0.751	9
90	Jordan	70.9	90.9	77 [h]	4,220	0.76	0.86	0.62	0.750	14
91	Azerbaijan	72.1	97.0 [w,x]	69	3,210	0.78	0.88	0.58	0.746	23
92	Tunisia	72.7	73.2	75 [h]	6,760	0.79	0.74	0.70	0.745	-23
93	Grenada	65.3 [f,n]	94.4 [f,n]	65 [f]	7,280	0.67	0.85	0.72	0.745	-28
94	China	70.9	90.9 [f]	68 [f]	4,580	0.76	0.83	0.64	0.745	5
95	Dominica	73.1 [n]	76.4 [f,n]	74 [f]	5,640	0.80	0.76	0.67	0.743	-11
96	Sri Lanka	72.5	92.1	65 [h]	3,570	0.79	0.83	0.60	0.740	16
97	Georgia	73.5	100.0 [e,w,x]	69	2,260	0.81	0.89	0.52	0.739	29
98	Dominican Republic	66.7	84.4	77 [h]	6,640 [q]	0.70	0.82	0.70	0.738	-27
99	Belize	71.5	76.9 [f]	71 [f]	6,080	0.78	0.75	0.69	0.737	-19
100	Ecuador	70.7	91.0 [f]	72 [f,cc]	3,580	0.76	0.85	0.60	0.735	11

1 人間開発指数（HDI）

HDI順位[a]		出生時平均余命（歳）2002	成人識字率（%：15歳以上）2002[b]	初・中・高等教育の総就学率（%）2001/02[c]	1人当たりGDP（PPP US$）2002	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数（HDI値）2002	1人当たりGDP（PPP US$）順位マイナスHDI順位[d]
101	Iran, Islamic Rep. of	70.1	77.1 [f,k,z]	69	6,690	0.75	0.74	0.70	0.732	-31
102	Occupied Palestinian Territories	72.3	90.2 [m]	79	.. [ab]	0.79	0.86	0.52	0.726	21
103	El Salvador	70.6	79.7	66	4,890 [q]	0.76	0.75	0.65	0.720	-9
104	Guyana	63.2	96.5 [f,n]	75 [i]	4,760 [e]	0.64	0.89	0.63	0.719	-1
105	Cape Verde	70.0	75.7	73 [h]	5,000 [e]	0.75	0.75	0.65	0.717	-12
106	Syrian Arab Republic	71.7	82.9	59	3,620	0.78	0.75	0.60	0.710	4
107	Uzbekistan	69.5	99.3 [e]	76	1,670	0.74	0.91	0.47	0.709	35
108	Algeria	69.5	68.9	70 [h]	5,760 [q]	0.74	0.69	0.68	0.704	-25
109	Equatorial Guinea	49.1	84.7 [f,k]	58	30,130 [f,ac]	0.40	0.76	0.95	0.703	-103
110	Kyrgyzstan	68.4	97.0 [w,ac]	81	1,620	0.72	0.92	0.46	0.701	33
111	Indonesia	66.6	87.9	65 [h]	3,230	0.69	0.80	0.58	0.692	2
112	Viet Nam	69.0	90.3 [f,l]	64	2,300	0.73	0.82	0.52	0.691	12
113	Moldova, Rep. of	68.8	99.0 [e]	62	1,470	0.73	0.87	0.45	0.681	36
114	Bolivia	63.7	86.7 [f]	86 [h]	2,460	0.64	0.86	0.53	0.681	6
115	Honduras	68.8	80.0 [f]	62 [f,aa]	2,600 [e]	0.73	0.74	0.54	0.672	3
116	Tajikistan	68.6	99.5 [e,l]	73	980	0.73	0.90	0.38	0.671	45
117	Mongolia	63.7	97.8 [f]	70	1,710	0.64	0.89	0.47	0.668	21
118	Nicaragua	69.4	76.7 [z]	65 [h]	2,470 [q]	0.74	0.73	0.54	0.667	1
119	South Africa	48.8	86.0	77	10,070 [q]	0.40	0.83	0.77	0.666	-66
120	Egypt	68.6	55.6 [f,l]	76 [f,z]	3,810	0.73	0.62	0.61	0.653	-12
121	Guatemala	65.7	69.9	56 [h]	4,080 [q]	0.68	0.65	0.62	0.649	-15
122	Gabon	56.6	71.0 [w,x]	74 [h]	6,590	0.53	0.72	0.70	0.648	-50
123	São Tomé and Principe	69.7	83.1 [m]	62	1,317 [f,s]	0.75	0.76	0.43	0.645	29
124	Solomon Islands	69.0	76.6 [w]	50 [m]	1,590 [q]	0.73	0.68	0.46	0.624	21
125	Morocco	68.5	50.7	57	3,810	0.72	0.53	0.61	0.620	-17
126	Namibia	45.3	83.3	71	6,210 [e]	0.34	0.79	0.69	0.607	-48
127	India	63.7	61.3 [f]	55 [f]	2,670 [q]	0.64	0.59	0.55	0.595	-10
128	Botswana	41.4	78.9	70	8,170	0.27	0.76	0.73	0.589	-67
129	Vanuatu	68.6	34.0 [m]	59	2,890 [q]	0.73	0.42	0.56	0.570	-13
130	Cambodia	57.4	69.4	59	2,060 [q]	0.54	0.66	0.50	0.568	1
131	Ghana	57.8	73.8	46	2,130 [q]	0.55	0.65	0.51	0.568	-3
132	Myanmar	57.2	85.3	48	1,027 [y]	0.54	0.73	0.39	0.551	26
133	Papua New Guinea	57.4	64.6 [f,k]	41	2,270 [q]	0.54	0.57	0.52	0.542	-8
134	Bhutan	63.0	47.0 [w,x]	.. [ad]	1,969 [f,s]	0.63	0.48	0.50	0.536	0
135	Lao People's Dem. Rep.	54.3	66.4	59	1,720	0.49	0.64	0.47	0.534	2
136	Comoros	60.6	56.2	45	1,690 [e]	0.59	0.53	0.47	0.530	4
137	Swaziland	35.7	80.9	61	4,550	0.18	0.74	0.64	0.519	-37
138	Bangladesh	61.1	41.1	54	1,700	0.60	0.45	0.47	0.509	1
139	Sudan [ae]	55.5	59.9	36	1,820 [q]	0.51	0.52	0.48	0.505	-3
140	Nepal	59.6	44.0	61	1,370	0.58	0.50	0.44	0.504	11
141	Cameroon	46.8	67.9 [z]	56 [h]	2,000	0.36	0.64	0.50	0.501	-9
人間開発低位国										
142	Pakistan	60.8	41.5 [f,l]	37 [f]	1,940	0.60	0.40	0.49	0.497	-7
143	Togo	49.9	59.6	67	1,480 [e]	0.41	0.62	0.45	0.495	5
144	Congo	48.3	82.8	48 [h]	980	0.39	0.71	0.38	0.494	17
145	Lesotho	36.3	81.4 [z]	65	2,420 [q]	0.19	0.76	0.53	0.493	-24
146	Uganda	45.7	68.9	71	1,390 [q]	0.34	0.70	0.44	0.493	4
147	Zimbabwe	33.9	90.0	58 [h]	2,400 [f]	0.15	0.79	0.53	0.491	-25
148	Kenya	45.2	84.3	53	1,020	0.34	0.74	0.39	0.488	11
149	Yemen	59.8	49.0	53 [f]	870	0.58	0.50	0.36	0.482	16
150	Madagascar	53.4	67.3 [f,x]	45	740	0.47	0.60	0.33	0.469	20
151	Nigeria	51.6	66.8	45 [f,t]	860	0.44	0.59	0.36	0.466	15

1 人間開発指数（HDI）

HDI順位[a]		出生時平均余命（歳）2002	成人識字率（%：15歳以上）2002[b]	初・中・高等教育の総就学率（%）2001/02[c]	1人当たりGDP（PPP US$）2002	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数（HDI値）2002	1人当たりGDP（PPP US$）順位マイナスHDI順位[d]
152	Mauritania	52.3	41.2	44	2,220 [q]	0.45	0.42	0.52	0.465	-25
153	Haiti	49.4	51.9	52 [b,t]	1,610 [q]	0.41	0.52	0.46	0.463	-9
154	Djibouti	45.8	65.5 [f,k]	24	1,990 [q]	0.35	0.52	0.50	0.454	-21
155	Gambia	53.9	37.8 [f,x]	45 [h]	1,690 [q]	0.48	0.40	0.47	0.452	-15
156	Eritrea	52.7	56.7 [f,x]	33	890 [q]	0.46	0.49	0.36	0.439	8
157	Senegal	52.7	39.3	38 [h]	1,580	0.46	0.39	0.46	0.437	-11
158	Timor-Leste	49.3	58.6 [f,m]	75	.. [af]	0.41	0.64	0.26	0.436	19
159	Rwanda	38.9	69.2	53	1,270 [e]	0.23	0.64	0.42	0.431	-6
160	Guinea	48.9	41.0 [w,x]	29 [f]	2,100	0.40	0.37	0.51	0.425	-30
161	Benin	50.7	39.8	52 [h]	1,070	0.43	0.44	0.40	0.421	-5
162	Tanzania, U. Rep. of	43.5	77.1	31 [f]	580	0.31	0.62	0.29	0.407	12
163	Côte d'Ivoire	41.2	49.7 [f,k]	42	1,520	0.27	0.47	0.45	0.399	-16
164	Zambia	32.7	79.9	45	840	0.13	0.68	0.36	0.389	3
165	Malawi	37.8	61.8	74 [h]	580	0.21	0.66	0.29	0.388	9
166	Angola	40.1	42.0 [w,ac]	30 [f]	2,130 [q]	0.25	0.38	0.51	0.381	-38
167	Chad	44.7	45.8	35 [f]	1,020 [q]	0.33	0.42	0.39	0.379	-8
168	Congo, Dem. Rep. of the	41.4	62.7 [f,k]	27 [f,aa]	650 [q]	0.27	0.51	0.31	0.365	4
169	Central African Republic	39.8	48.6 [z]	31	1,170 [q]	0.25	0.43	0.41	0.361	-15
170	Ethiopia	45.5	41.5	34	780 [q]	0.34	0.39	0.34	0.359	-1
171	Mozambique	38.5	46.5	41	1,050 [q]	0.22	0.45	0.39	0.354	-14
172	Guinea-Bissau	45.2	39.6 [f,k]	37 [f]	710 [q]	0.34	0.39	0.33	0.350	-1
173	Burundi	40.8	50.4	33	630 [q]	0.26	0.45	0.31	0.339	0
174	Mali	48.5	19.0 [f,l]	26 [f]	930	0.39	0.21	0.37	0.326	-11
175	Burkina Faso	45.8	12.8 [f,l]	22 [h]	1,100 [q]	0.35	0.16	0.40	0.302	-20
176	Niger	46.0	17.1	19	800 [q]	0.35	0.18	0.35	0.292	-8
177	Sierra Leone	34.3	36.0 [w,x]	45 [f]	520	0.16	0.39	0.28	0.273	-1
開発途上国		64.6	76.7	60	4,054	0.66	0.71	0.62	0.663	..
後発開発途上国		50.6	52.5	43	1,307	0.43	0.49	0.42	0.446	..
アラブ諸国		66.3	63.3	60	5,069	0.69	0.61	0.65	0.651	..
東アジア・太平洋諸国		69.8	90.3	65	4,768	0.75	0.83	0.64	0.740	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		70.5	88.6	81	7,223	0.76	0.86	0.72	0.777	..
南アジア		63.2	57.6	54	2,658	0.64	0.57	0.55	0.584	..
サハラ以南アフリカ		46.3	63.2	44	1,790	0.35	0.56	0.48	0.465	..
中東欧・CIS諸国		69.5	99.3	79	7,192	0.74	0.93	0.72	0.796	..
OECD諸国		77.1	..	87	24,904	0.87	0.94	0.92	0.911	..
高所得OECD諸国		78.3	..	93	29,000	0.89	0.97	0.95	0.935	..
人間開発高位国		77.4	..	89	24,806	0.87	0.95	0.92	0.915	..
人間開発中位国		67.2	80.4	64	4,269	0.70	0.75	0.63	0.695	..
人間開発低位国		49.1	54.3	40	1,184	0.40	0.50	0.41	0.438	..
高所得国		78.3	..	92	28,741	0.89	0.97	0.94	0.933	..
中所得国		70.0	89.7	71	5,908	0.75	0.84	0.68	0.756	..
低所得国		59.1	63.6	51	2,149	0.57	0.59	0.51	0.557	..
全世界		66.9	..	64	7,804	0.70	0.76	0.73	0.729	..

注：第5列から8列までの集計値は，表中の全データをもとに算出したものである．このデータの詳細な注釈については，表1の注を参照されたい．統計特別資料2「指標表1についての注釈：今年の人間開発指数について」を参照．

a. HDI順位は，小数点第5位までのHDI値を使って算出．b. 特に断りのない限り，データは2002年7月にUNESCO統計研究所によって算出された推計値をもとにしている．算出方法および基礎的データが提供された時期が異なるために，国および異なる期間の比較には注意が必要である．c. とくに断りのない限り，データは2001年から2002年にまたがる学年度をもとにしている．いくつかの国のデータについては，それぞれの国またはUNESCO統計研究所の推計値をもとにしている．詳細については，http://www.uis.unesco.org/ を参照．さまざまな出典からのデータが使われているので，国別比較には注意が必要である．d. 正数はHDI順位が1人当たりGDP(PPP US$)順位より高いことを，負数はその逆を示す．e. HDI算出のためには，99.0%を使った．f. データに記載されている以外の年をもとにしている．g. HDI算出のためには，100%を使った．h. 事前に算出されたUNESCO統計研究所の推定は，追加修正によって変更されることがある．i. 近隣国での中等・高等教育を受ける学生が少なくないため，ここでの記載の割合は実際よりも低い(統計特別資料2「指標表1についての注釈：今年の人間開発指数について」を参照)．j. HDI算出には，$40,000(PPP US$)を使った．k. UNESCO統計研究所2003a．データは追加修正によって変更されることがある．l. 国勢調査のデータ．m. データは対象国の国内出典をもとにしている．n. データは，各国のデータをもとにしたカリブ共同体事務局のもの．o. World Bank 2003 p. 事前に算出されたWorld Bankの推定は，追加修正によって変更されることがある．q. 推計は回帰分析による．r. データは，各国のデータをもとにした東カリブ諸国機関事務局のもの．s. Athen, Heston, and Summers 2002. データは標準的な定義とは異なる．t. データは1999年から2000年にまたがる学年をもとにしている．データは，UNESCO統計研究所が「人間開発報告書」2001年版のために提供したものである(UNESCO Institute for Statistics 2001を参照)．u. より正確で新しい推計を提供するための努力が続いている(統計特別資料2「指標表1についての注釈：今年の人間開発指数について」を参照)．v. Athen, Heston, and Summers 2001. データは標準的な定義とは異なる．w. データは記載されている以外の年あるいは期間をもとにしている．このデータは標準的な定義とに異なるか，または国のある一部のみをもとにしている．x. UNICEF 2003b y. UNDP 2002a z. 調査データ aa. UNESCO Institute for Statistics 2003b. ab. 1人当たり国内総生産（PPP US$）が算出されていないため，人間開発報告書事務局の推計値$2,302を使用した．この推計値は，GDP値(US$)とアラブ諸国における対米ドル購買力平価(PPP US$)の加重平均率によって求められている．ac. UNICEF 2000 ad. 総就学率が入手できないため，人間開発報告書事務局の推計値である49%を使用した．ae. 推計値は，おもにスーダン北部の情報をもとにしている．af. 推計値$478が使われた(UNDP 2002b)．

出典：第1列：とくに断りのない限り，UN 2003；第2列：とくに断りのない限り，UNESCO Institute for Statistics 2004a；第3列：とくに断りのない限り，UNESCO Institute for Statistics 2004c；第4列：とくに断りのない限り，World Bank 2004f；World Bankが人間開発報告書事務局のために計算した集計値；第5列：第1列のデータをもとに算出；第6列：第2，3列のデータをもとに算出；第7列：第4列のデータをもとに算出；第8列：第5列から7列のデータをもとに算出；詳細はテクニカルノート1を参照；第9列：第4，8列のデータをもとに算出．

2 人間開発指数（HDI）の動向

人間開発をモニタリングする―人々の選択肢の拡大

HDI順位		1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002
人間開発高位国								
1	Norway	0.866	0.886	0.897	0.911	0.935	0.954	0.956
2	Sweden	0.863	0.873	0.885	0.895	0.928	0.943	0.946
3	Australia	0.847	0.864	0.877	0.892	0.932	0.942	0.946
4	Canada	0.869	0.885	0.908	0.928	0.933	0.939	0.943
5	Netherlands	0.865	0.877	0.891	0.907	0.927	0.938	0.942
6	Belgium	0.845	0.862	0.876	0.897	0.927	0.940	0.942
7	Iceland	0.862	0.885	0.895	0.913	0.919	0.939	0.941
8	United States	0.866	0.886	0.899	0.914	0.926	0.935	0.939
9	Japan	0.854	0.879	0.894	0.910	0.974	0.934	0.938
10	Ireland	0.810	0.825	0.844	0.869	0.893	0.926	0.936
11	Switzerland	0.878	0.889	0.895	0.909	0.918	0.932	0.936
12	United Kingdom	0.845	0.853	0.862	0.883	0.921	0.932	0.936
13	Finland	0.839	0.859	0.876	0.899	0.913	0.933	0.935
14	Austria	0.842	0.856	0.870	0.893	0.913	0.931	0.934
15	Luxembourg	0.838	0.850	0.856	0.882	0.908	0.928	0.933
16	France	0.852	0.867	0.880	0.902	0.919	0.929	0.932
17	Denmark	0.872	0.881	0.889	0.897	0.912	0.929	0.932
18	New Zealand	0.847	0.853	0.867	0.874	0.904	0.921	0.926
19	Germany	..	0.860	0.868	0.887	0.911	..	0.925
20	Spain	0.836	0.853	0.867	0.885	0.903	0.917	0.922
21	Italy	0.841	0.856	0.865	0.887	0.904	0.915	0.920
22	Israel	0.794	0.818	0.839	0.857	0.880	0.907	0.908
23	Hong Kong, China (SAR)	0.760	0.799	0.826	0.862	0.879	..	0.903
24	Greece	0.832	0.847	0.860	0.870	0.875	0.894	0.902
25	Singapore	0.724	0.761	0.784	0.821	0.859	..	0.902
26	Portugal	0.785	0.800	0.823	0.847	0.876	0.892	0.897
27	Slovenia	..	..	..	..	0.852	0.883	0.895
28	Korea, Rep. of	0.705	0.741	0.779	0.817	0.852	0.878	0.888
29	Barbados	0.804	0.827	0.837	0.851	0.859	0.888	0.888
30	Cyprus	..	0.791	0.812	0.835	0.855	0.880	0.883
31	Malta	0.726	0.763	0.789	0.824	0.850	0.873	0.875
32	Czech Republic	..	..	..	..	0.843	0.856	0.868
33	Brunei Darussalam	..	..	..	..	..	..	0.867
34	Argentina	0.784	0.799	0.808	0.810	0.832	0.854	0.853
35	Seychelles	..	..	..	..	..	..	0.853
36	Estonia	..	..	..	0.817	0.796	0.839	0.853
37	Poland	..	..	..	0.802	0.816	0.843	0.850
38	Hungary	0.777	0.793	0.807	0.807	0.810	0.837	0.848
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	..	0.844
40	Bahrain	..	0.746	0.779	0.808	0.825	0.835	0.843
41	Lithuania	..	..	..	0.823	0.789	0.829	0.842
42	Slovakia	..	..	..	..	..	..	0.842
43	Chile	0.703	0.738	0.761	0.784	0.814	0.835	0.839
44	Kuwait	0.761	0.776	0.778	..	0.810	0.834	0.838
45	Costa Rica	0.745	0.770	0.774	0.791	0.810	0.829	0.834
46	Uruguay	0.759	0.779	0.785	0.803	0.816	..	0.833
47	Qatar	..	..	..	..	..	..	0.833
48	Croatia	..	..	..	0.806	0.798	0.823	0.830
49	United Arab Emirates	0.744	0.777	0.785	0.805	0.803	..	0.824
50	Latvia	..	0.795	0.807	0.807	0.765	0.808	0.823

2 人間開発指数（HDI）の動向

HDI順位		1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002
51	Bahamas	..	0.809	0.820	0.825	0.812	..	0.815
52	Cuba	..	..	..	..	..	..	0.809
53	Mexico	0.688	0.734	0.753	0.761	0.776	0.800	0.802
54	Trinidad and Tobago	0.735	0.768	0.786	0.791	0.793	0.806	0.801
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	0.800
人間開発中位国								
56	Bulgaria	..	0.768	0.788	0.795	0.784	0.791	0.796
57	Russian Federation	..	..	..	0.813	0.771	..	0.795
58	Libyan Arab Jamahiriya	..	..	..	..	..	..	0.794
59	Malaysia	0.614	0.657	0.693	0.720	0.759	0.789	0.793
60	Macedonia, TFYR	..	..	..	..	..	..	0.793
61	Panama	0.708	0.735	0.746	0.748	0.771	0.791	0.791
62	Belarus	..	..	..	0.785	0.752	0.775	0.790
63	Tonga	..	..	..	..	..	..	0.787
64	Mauritius	..	0.658	0.689	0.723	0.747	0.775	0.785
65	Albania	..	..	0.691	0.702	0.702	0.740	0.781
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	..	..	..	..	0.781
67	Suriname	..	..	..	..	..	..	0.780
68	Venezuela	0.716	0.730	0.739	0.759	0.768	0.776	0.778
69	Romania	..	..	..	0.771	0.769	0.773	0.778
70	Ukraine	..	..	..	0.798	0.751	0.762	0.777
71	Saint Lucia	..	..	..	..	..	..	0.777
72	Brazil	0.644	0.680	0.695	0.714	0.739	0.771	0.775
73	Colombia	0.661	0.689	0.706	0.727	0.751	0.771	0.773
74	Oman	0.493	0.546	0.640	0.696	0.733	0.761	0.770
75	Samoa (Western)	..	..	..	..	0.741	0.762	0.769
76	Thailand	0.613	0.651	0.676	0.707	0.742	..	0.768
77	Saudi Arabia	0.602	0.656	0.671	0.707	0.741	0.764	0.768
78	Kazakhstan	..	..	..	0.767	0.725	0.744	0.766
79	Jamaica	0.687	0.695	0.699	0.726	0.737	0.752	0.764
80	Lebanon	..	..	..	0.673	0.732	0.752	0.758
81	Fiji	0.659	0.683	0.698	0.722	0.744	0.751	0.758
82	Armenia	..	..	..	0.751	0.708	..	0.754
83	Philippines	0.653	0.686	0.692	0.719	0.735	..	0.753
84	Maldives	..	..	..	..	..	..	0.752
85	Peru	0.642	0.672	0.696	0.706	0.733	..	0.752
86	Turkmenistan	..	..	..	..	..	..	0.752
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	..	..	..	..	0.751
88	Turkey	0.590	0.674	0.651	0.683	0.713	..	0.751
89	Paraguay	0.667	0.701	0.708	0.719	0.738	0.751	0.751
90	Jordan	..	0.639	0.663	0.682	0.707	0.741	0.750
91	Azerbaijan	..	..	..	..	..	..	0.746
92	Tunisia	0.516	0.574	0.623	0.656	0.696	0.734	0.745
93	Grenada	..	..	..	..	..	..	0.745
94	China	0.523	0.557	0.593	0.627	0.683	0.721	0.745
95	Dominica	..	..	..	..	..	..	0.743
96	Sri Lanka	0.613	0.648	0.674	0.698	0.719	..	0.740
97	Georgia	..	..	..	..	..	..	0.739
98	Dominican Republic	0.617	0.648	0.670	0.678	0.699	0.731	0.738
99	Belize	..	0.707	0.717	0.747	0.768	0.773	0.737
100	Ecuador	0.630	0.674	0.696	0.710	0.719	..	0.735

2 人間開発指数（HDI）の動向

HDI順位		1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002
101	Iran, Islamic Rep. of	0.565	0.569	0.610	0.649	0.693	0.723	0.732
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	..	0.726
103	El Salvador	0.590	0.590	0.610	0.648	0.686	0.713	0.720
104	Guyana	0.677	0.683	0.679	0.697	0.706	0.724	0.719
105	Cape Verde	..	..	..	0.623	0.675	..	0.717
106	Syrian Arab Republic	0.534	0.576	0.611	0.635	0.663	0.683	0.710
107	Uzbekistan	..	..	..	..	0.687	..	0.709
108	Algeria	0.504	0.554	0.603	0.642	0.664	0.693	0.704
109	Equatorial Guinea	..	..	0.483	0.504	0.528	0.670	0.703
110	Kyrgyzstan	..	..	..	..	..	..	0.701
111	Indonesia	0.467	0.529	0.582	0.623	0.662	0.680	0.692
112	Viet Nam	..	..	..	0.610	0.649	0.686	0.691
113	Moldova, Rep. of	..	..	..	0.736	0.684	0.673	0.681
114	Bolivia	0.512	0.548	0.580	0.603	0.635	0.670	0.681
115	Honduras	0.517	0.568	0.599	0.624	0.646	..	0.672
116	Tajikistan	..	..	0.719	0.719	0.651	0.655	0.671
117	Mongolia	..	..	0.650	0.656	0.629	0.658	0.668
118	Nicaragua	0.565	0.576	0.584	0.589	0.624	0.643	0.667
119	South Africa	0.655	0.672	0.697	0.729	0.735	0.690	0.666
120	Egypt	0.438	0.487	0.539	0.577	0.608	..	0.653
121	Guatemala	0.510	0.546	0.559	0.583	0.613	0.642	0.649
122	Gabon	..	..	..	..	..	..	0.648
123	São Tomé and Principe	..	..	..	..	..	..	0.645
124	Solomon Islands	..	..	..	..	..	..	0.624
125	Morocco	0.429	0.474	0.510	0.542	0.571	0.603	0.620
126	Namibia	..	..	..	..	0.667	0.625	0.607
127	India	0.411	0.437	0.476	0.514	0.548	0.579	0.595
128	Botswana	0.503	0.574	0.633	0.675	0.666	0.620	0.589
129	Vanuatu	..	..	..	..	..	..	0.570
130	Cambodia	..	..	..	..	0.540	0.551	0.568
131	Ghana	0.439	0.467	0.481	0.511	0.532	0.560	0.568
132	Myanmar	..	..	..	..	..	..	0.551
133	Papua New Guinea	0.423	0.444	0.465	0.482	0.522	0.540	0.542
134	Bhutan	..	..	..	..	..	..	0.536
135	Lao People's Dem. Rep.	..	..	0.422	0.449	0.485	0.520	0.534
136	Comoros	..	0.479	0.498	0.501	0.509	0.521	0.530
137	Swaziland	0.516	0.544	0.565	0.611	0.606	0.548	0.519
138	Bangladesh	0.345	0.363	0.388	0.417	0.445	0.497	0.509
139	Sudan	0.344	0.372	0.394	0.427	0.465	0.492	0.505
140	Nepal	0.291	0.330	0.372	0.418	0.455	0.488	0.504
141	Cameroon	0.415	0.462	0.504	0.519	0.508	..	0.501
人間開発低位国								
142	Pakistan	0.346	0.373	0.405	0.444	0.473	..	0.497
143	Togo	0.396	0.445	0.445	0.474	0.486	0.491	0.495
144	Congo	0.451	0.497	0.541	0.532	0.530	0.487	0.494
145	Lesotho	0.457	0.499	0.517	0.544	0.549	0.513	0.493
146	Uganda	..	..	0.395	0.395	0.404	..	0.493
147	Zimbabwe	0.547	0.572	0.629	0.617	0.571	0.511	0.491
148	Kenya	0.445	0.490	0.515	0.540	0.524	0.496	0.488
149	Yemen	..	..	..	0.392	0.435	0.469	0.482
150	Madagascar	0.400	0.433	0.429	0.436	0.443	0.469	0.469
151	Nigeria	0.324	0.385	0.401	0.430	0.455	..	0.466

2 人間開発指数（HDI）の動向

HDI順位		1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002
152	Mauritania	0.339	0.362	0.382	0.387	0.423	0.449	0.465
153	Haiti	..	0.443	0.459	0.455	0.448	..	0.463
154	Djibouti	..	..	..	..	0.450	0.452	0.454
155	Gambia	0.283	..	..	..	0.418	0.448	0.452
156	Eritrea	..	..	..	..	0.410	0.430	0.439
157	Senegal	0.315	0.337	0.359	0.382	0.398	0.425	0.437
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	0.436
159	Rwanda	0.341	0.386	0.397	0.351	0.341	0.413	0.431
160	Guinea	..	..	..	..	..	..	0.425
161	Benin	0.288	0.324	0.351	0.356	0.381	0.406	0.421
162	Tanzania, U. Rep. of	..	..	..	0.413	0.406	0.403	0.407
163	Côte d'Ivoire	0.382	0.416	0.428	0.429	0.410	0.402	0.399
164	Zambia	0.466	0.474	0.485	0.466	0.418	0.389	0.389
165	Malawi	0.315	0.347	0.360	0.368	0.408	0.395	0.388
166	Angola	..	..	..	..	..	..	0.381
167	Chad	0.260	0.260	0.301	0.326	0.335	0.363	0.379
168	Congo, Dem. Rep. of the	0.410	0.418	0.425	0.414	0.380	..	0.365
169	Central African Republic	0.334	0.351	0.373	0.375	0.366	..	0.361
170	Ethiopia	..	..	0.281	0.305	0.319	0.345	0.359
171	Mozambique	..	0.298	0.286	0.310	0.318	0.342	0.354
172	Guinea-Bissau	0.254	0.262	0.282	0.311	0.339	0.354	0.350
173	Burundi	0.282	0.306	0.332	0.338	0.311	0.325	0.339
174	Mali	0.232	0.262	0.269	0.288	0.309	..	0.326
175	Burkina Faso	0.239	0.262	0.287	0.302	0.312	0.323	0.302
176	Niger	0.237	0.257	0.250	0.259	0.265	0.279	0.292
177	Sierra Leone	..	..	..	..	..	..	0.273

注：人間開発指数の算出には，一貫した算出法およびデータを使っている．しかし，既刊の『人間開発報告書』のHDI値との厳密な比較はできない．このデータの詳しい説明は，統計特別資料2「指標表1についての注釈：今年の人間開発指数について」を参照されたい．
出典：第1-6列: UN 2003の平均寿命に関するデータをもとに算出された; UNESCO Institute for Statistics 2003aの成人識字率に関するデータ; UNESCO 1999およびUNESCO Institute for Statistics 2004cの総就学率に関するデータ; World Bank 2004fの1995年と現在の1人当たりGDP（PPP US$）に関するデータ; 第7列: 指標表1の第8列.

3 人間貧困と所得貧困：開発途上国

人間開発をモニタリングする―人々の選択肢の拡大

HDI順位		人間貧困指数（HPI-1） 順位	HPI値（%）	40歳まで生存できない出生時確率[a,†]（%：コホート） 2000-05	成人非識字率[b,†]（%：15歳以上） 2002	改善された水源を継続して利用できない人口[†]（%） 2000	MDG年齢のわりに低体重の子ども[†]（%：5歳未満） 1995-2002[c]	MDG 貧困ライン未満の人口（%） 1日1ドル[d] 1990-2002[c]	1日2ドル[e] 1990-2002[c]	国別貧困ライン 1990-2001[c]	HPI-1順位マイナス所得貧困順位[†]
人間開発高位国											
23	Hong Kong, China (SAR)	..	..	1.8	6.5 [g]	..	..	..	..	..	..
25	Singapore	6	6.3	1.9	7.5 [h]	0	14 [i]	..	..	..	..
28	Korea, Rep. of	..	..	3.4	2.1 [g]	8	..	<2	<2	..	..
29	Barbados	1	2.5	2.6	0.3	0	6 [i]	..	..	..	..
30	Cyprus	..	..	2.9	3.2 [h]	0	..	..	..	..	..
33	Brunei Darussalam	..	..	2.8	6.1 [h]	..	..	..	..	..	..
34	Argentina	..	..	5.1	3.0	..	5	3.3	14.3	..	..
35	Seychelles	..	..	..	8.1 [h]	..	6 [i]	..	..	..	..
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	2	..	..	..	..	..
40	Bahrain	..	..	4.0	11.5	..	9	..	..	..	..
43	Chile	3	4.1	4.1	4.3 [h]	7	1	<2	9.6	17.0	1
44	Kuwait	..	..	2.6	17.1	..	10	..	..	..	..
45	Costa Rica	4	4.4	3.7	4.2	5	5	2.0	9.5	22.0	-10
46	Uruguay	2	3.6	4.4	2.3	2	5	<2	3.9	..	0
47	Qatar	..	..	5.1	15.8 [f,j]	..	6	..	..	..	..
49	United Arab Emirates	..	..	3.4	22.7	..	14	..	..	..	..
51	Bahamas	..	..	16.0	4.5 [g]	3	..	..	..	..	..
52	Cuba	5	5.0	4.1	3.1	9	4	..	..	..	..
53	Mexico	12	9.1	7.6	9.5 [h]	12	8	9.9	26.3	10.1 [k]	-12
54	Trinidad and Tobago	8	7.7	9.1	1.5	10	7 [i]	12.4	39.0	21.0	-17
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	9	10 [i]	..	..	..	..
人間開発中位国											
58	Libyan Arab Jamahiriya	29	15.3	4.5	18.3	28	5	..	..	..	..
59	Malaysia	..	..	4.2	11.3 [h]	..	12	<2	9.3	15.5 [k]	..
61	Panama	9	7.7	6.8	7.7	10	7	7.2	17.6	37.3	-11
63	Tonga	..	..	8.9	1.2 [h]	0	..	..	..	..	..
64	Mauritius	16	11.3	4.6	15.7 [h]	0	15	..	..	..	..
67	Suriname	..	..	6.5	..	18	13	..	..	..	..
68	Venezuela	11	8.5	5.9	6.9	17	5 [i]	15.0	32.0	31.3 [k]	-20
71	Saint Lucia	..	..	5.7	..	2	14 [i]	..	..	..	..
72	Brazil	18	11.8	11.5	13.6 [h]	13	6	8.2	22.4	17.4	-7
73	Colombia	10	8.1	8.4	7.9	9	7	8.2	22.6	64.0	-13
74	Oman	50	31.5	5.0	25.6	61	24	..	..	..	..
75	Samoa (Western)	..	..	6.6	1.3	1	..	..	..	..	..
76	Thailand	22	13.1	10.2	7.4 [h]	16	19 [i]	<2	32.5	13.1	15
77	Saudi Arabia	30	15.8	5.2	22.1	5	14	..	..	..	..
79	Jamaica	13	9.2	4.9	12.4	8	6	<2	13.3	18.7	9
80	Lebanon	14	9.5	4.3	13.5 [g]	0	3	..	..	..	..
81	Fiji	42	21.3	5.4	7.1 [h,i]	53	8 [i]	..	..	..	..
83	Philippines	28	15.0	7.4	7.4 [h]	14	28	14.6	46.4	36.8	-5
84	Maldives	17	11.4	10.2	2.8	0	30	..	..	..	..
85	Peru	23	13.2	10.2	15.0 [l]	20	7	18.1	37.7	49.0	-19
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	3.9	..	7	..	..	..	..	..
88	Turkey	19	12.0	8.0	13.5 [h]	18	8	<2	10.3	..	12
89	Paraguay	15	10.6	8.0	8.4 [l]	22	5	14.9	30.3	21.8	-16
90	Jordan	7	7.2	6.6	9.1	4	5	<2	7.4	11.7	3
92	Tunisia	39	19.2	4.9	26.8	20	4	<2	6.6	7.6	28
93	Grenada	..	..	..	..	5	..	..	..	..	..
94	China	24	13.2	7.1	9.1 [h]	25	11	16.6	46.7	4.6	-14
95	Dominica	..	..	..	..	3	5 [i]	..	..	..	..
96	Sri Lanka	36	18.2	5.1	7.9	23	29	6.6	45.4	25.0	11
98	Dominican Republic	26	13.7	14.6	15.6	14	5	<2	<2	28.6	18

3 人間貧困と所得貧困：開発途上国

HDI順位		人間貧困指数（HPI-1） 順位	HPI-1 値（%）	40歳まで生存できない出生時確率[a,†]（%：コホート） 2000-05	成人非識字率[b,†]（%：15歳以上） 2002	改善された水源を継続して利用できない人口[†]（%） 2000	MDG 年齢のわりに低体重の子ども[†]（%：5歳未満） 1995-2002[c]	MDG 貧困ライン未満の人口（%） 1日1ドル[d] 1990-2002[c]	1日2ドル[e] 1990-2002[c]	国別貧困ライン 1990-2001[c]	HPI-1 順位マイナス所得貧困順位[f]
99	Belize	33	16.7	11.3	23.1 [h]	8	6 [i]	..	..	..	..
100	Ecuador	20	12.0	10.3	9.0 [h]	15	15	17.7	40.8	35.0	-20
101	Iran, Islamic Rep. of	31	16.4	7.0	22.9 [g,i]	8	11	<2	7.3	..	21
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	5.2	..	14	4	..	..	..	..
103	El Salvador	34	17.0	9.9	20.3	23	12	31.1	58.0	48.3	-21
104	Guyana	21	12.9	17.6	1.4 [g]	6	14	<2	6.1	35.0	14
105	Cape Verde	40	19.7	7.6	24.3	26	14 [i]	..	..	..	..
106	Syrian Arab Republic	25	13.7	5.7	17.1	20	7	..	..	..	..
108	Algeria	43	21.9	9.3	31.1	11	6	<2	15.1	12.2	30
109	Equatorial Guinea	54	32.7	36.4	15.8 [g]	56	19	..	..	..	..
111	Indonesia	35	17.8	10.8	12.1	22	26	7.5	52.4	27.1	7
112	Viet Nam	41	20.0	10.7	9.7 [h,j]	23	33	17.7	63.7	50.9	-5
114	Bolivia	27	14.4	16.0	13.3 [h]	17	10	14.4	34.3	62.7	-5
115	Honduras	32	16.6	13.8	20.0 [h]	12	17	23.8	44.4	53.0	-17
117	Mongolia	38	19.1	13.0	2.2 [h]	40	13	13.9	50.0	36.3	4
118	Nicaragua	37	18.3	10.3	23.3 [i]	23	10	45.1	79.9	47.9	-31
119	South Africa	52	31.7	44.9	14.0	14	12	7.1	23.8	..	20
120	Egypt	47	30.9	8.6	44.4 [h,j]	3	11	3.1	43.9	16.7	20
121	Guatemala	44	22.5	14.1	30.1	8	24	16.0	37.4	56.2	1
122	Gabon	..	..	28.1	..	14	12	..	..	..	..
123	São Tomé and Principe	..	..	10.0	..	..	13	..	..	..	..
124	Solomon Islands	..	..	6.8	..	29	21 [i]	..	..	..	..
125	Morocco	56	34.5	9.4	49.3	20	9	<2	14.3	19.0	36
126	Namibia	64	37.7	52.3	16.7	23	24	34.9	55.8	..	-5
127	India	48	31.4	15.3	38.7 [h]	16	47	34.7	79.9	28.6	-12
128	Botswana	76	43.5	61.9	21.1	5	13	23.5	50.1	..	11
129	Vanuatu	..	..	7.3	..	12	20 [i]	..	..	..	..
130	Cambodia	74	42.6	24.0	30.6	70	45	34.1	77.7	36.1	3
131	Ghana	46	26.0	25.8	26.2	27	25	44.8	78.5	39.5	-23
132	Myanmar	45	25.4	24.6	14.7	28	35	..	..	..	..
133	Papua New Guinea	62	37.0	19.0	35.4 [g]	58	35 [i]	..	..	37.5	..
134	Bhutan	..	..	17.3	..	38	19	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	66	40.3	27.9	33.6	63	40	26.3	73.2	38.6	1
136	Comoros	49	31.4	18.1	43.8	4	25	..	..	..	..
137	Swaziland	..	..	70.5	19.1	..	10	..	..	40.0	..
138	Bangladesh	72	42.2	17.3	58.9	3	48	36.0	82.8	49.8	-3
139	Sudan	51	31.6	27.6	40.1	25	17	..	..	..	..
140	Nepal	69	41.2	19.3	56.0	12	48	37.7	82.5	42.0	-7
141	Cameroon	61	36.9	44.2	32.1 [i]	42	21	17.1	50.6	40.2	8
人間開発低位国											
142	Pakistan	71	41.9	17.8	58.5 [g,j]	10	38	13.4	65.6	32.6	24
143	Togo	65	38.0	37.9	40.4	46	25	..	..	32.3 [k]	..
144	Congo	53	31.9	39.3	17.2	49	14	..	..	..	..
145	Lesotho	85	47.9	68.1	18.6 [i]	22	18	36.4	56.1	..	6
146	Uganda	60	36.4	41.1	31.1	48	23	..	..	44.0	..
147	Zimbabwe	91	52.0	74.8	10.0	17	13	36.0	64.2	34.9	12
148	Kenya	63	37.5	49.5	15.7	43	21	23.0	58.6	52.0	4
149	Yemen	67	40.3	19.1	51.0	31	46	15.7	45.2	41.8	15
150	Madagascar	58	35.9	29.0	32.7 [g]	53	33	49.1	83.3	71.3	-20
151	Nigeria	57	35.1	34.9	33.2	38	36 [i]	70.2	90.8	34.1	-27

3 人間貧困と所得貧困：開発途上国

HDI順位		人間貧困指数（HPI-1） 順位	HPI-1 値（%）	40歳まで生存できない出生時確率[a,†]（%：コホート） 2000-05	成人非識字率[b,†]（%：15歳以上） 2002	改善された水源を継続して利用できない人口[†]（%） 2000	MDG 年齢のわりに低体重の子ども[†]（%：5歳未満） 1995-2002[c]	MDG 貧困ライン未満の人口（%） 1日1ドル[d] 1990-2002[c]	1日2ドル[e] 1990-2002[c]	国別貧困ライン 1990-2001[c]	HPI-1 順位マイナス所得貧困順位[f]
152	Mauritania	87	48.3	30.5	58.8	63	32	25.9	63.1	46.3	18
153	Haiti	68	41.1	37.3	48.1	54	17	..	..	65.0 [k]	..
154	Djibouti	55	34.3	42.9	34.5 [g]	0	18	..	..	45.1	..
155	Gambia	81	45.8	29.6	62.2 [g]	38	17	59.3	82.9	64.0	-7
156	Eritrea	70	41.8	27.5	43.3 [g]	54	44	..	..	53.0	..
157	Senegal	77	44.1	27.7	60.7	22	23	26.3	67.8	33.4	9
158	Timor-Leste	..	..	33.0	..	..	43	..	..	..	..
159	Rwanda	78	44.7	54.3	30.8	59	27	35.7	84.6	51.2	3
160	Guinea	..	..	35.9	..	52	23	..	..	40.0	..
161	Benin	80	45.7	34.6	60.2	37	23	..	..	33.0	..
162	Tanzania, U. Rep. of	59	36.0	46.4	22.9	32	29	19.9	59.7	35.7	3
163	Côte d'Ivoire	79	45.0	51.7	50.3 [g]	19	21	15.5	50.4	36.8	24
164	Zambia	90	50.4	70.1	20.1	36	28	63.7	87.4	72.9	-2
165	Malawi	83	46.8	59.6	38.2	43	25	41.7	76.1	65.3	1
166	Angola	..	..	49.2	..	62	31	..	..	..	..
167	Chad	88	49.6	42.9	54.2	73	28	..	..	64.0	..
168	Congo, Dem. Rep. of the	75	42.9	47.2	37.3 [g]	55	31	..	..	..	..
169	Central African Republic	84	47.7	55.3	51.4 [i]	30	24	66.6	84.0	..	-7
170	Ethiopia	92	55.5	43.3	58.5	76	47	26.3	80.7	44.2	20
171	Mozambique	89	49.8	56.0	53.5	43	26	37.9	78.4	69.4	6
172	Guinea-Bissau	86	48.0	41.3	60.4 [g]	44	25	..	..	48.7	..
173	Burundi	82	45.8	50.5	49.6	22	45	58.4	89.2	..	-5
174	Mali	93	58.9	35.3	81.0 [h,j]	35	33	72.8	90.6	63.8	-2
175	Burkina Faso	95	65.5	43.4	87.2 [h,j]	58	34	44.9	81.0	45.3	9
176	Niger	94	61.4	38.7	82.9	41	40	61.4	85.3	63.0 [k]	3
177	Sierra Leone	..	..	57.5	..	43	27	57.0	74.5	68.0 [k]	..

† 人間貧困指数(HPI-1)を算出するために使用した指標を示す．詳細は「テクニカルノート1」を参照．
a. データは40歳まで生存しないであろう出生時の確率に100をかけたもので，記載された期間の中間変量予想値である．b. とくに断りのない限り，データはUNESCO統計研究所が2002年の7月に算出した推計値によるものである．算出方法および基礎データが提供された時期が異なるために，国と国および一定期間にわたっての比較には注意が必要である．c. 記載された期間で入手可能な最新データ．d. 貧困ラインは，1日$1.08(1993年 PPP US$)を使用した．e. 貧困ラインは，1日$2.15(1993年 PPP US$)を使用した．f. 所得貧困とは，1日$1未満で生活する人の割合．所得貧困率が2%未満の国は，すべて同じ順位となる．HPI-1順位と所得貧困の両方の指標とも入手可能な国についてのみ順位づけした．正の数は，人間貧困よりも所得貧困の面で成果が上がっていることを，負の数はその逆を示す．g. UNESCO Institute for Statistics 2003a. データは修正されることがある．h. 国勢調査のデータ．i. データは記載されている以外の年あるいは期間をもとにしている．このデータは標準的定義とは異なるか，または国のある一部のみのもの．j. データは，1995年から1999年までのある1年のもの．k. データは，記載されている以外の期間のもの．l. 調査データ．
出典：第1列：第2列のHPI-1値にもとづき決定；第2列：第3-6列のデータをもとに算出．詳細はテクニカルノート1を参照；第3列：UN2003；第4列：UNESCO Institute for Statistics 2004a；第5，6列：UNICEF 2003b；第7-9列：World Bank 2004f；第10列：第1，7列のデータをもとに算出した．

開発途上国 95カ国のHPI-1順位

1	Barbados	18	Brazil	38	Mongolia	58	Madagascar	78	Rwanda
2	Uruguay	19	Turkey	39	Tunisia	59	Tanzania, U. Rep. of	79	Côte d'Ivoire
3	Chile	20	Ecuador	40	Cape Verde	60	Uganda	80	Benin
4	Costa Rica	21	Guyana	41	Viet Nam	61	Cameroon	81	Gambia
5	Cuba	22	Thailand	42	Fiji	62	Papua New Guinea	82	Burundi
6	Singapore	23	Peru	43	Algeria	63	Kenya	83	Malawi
7	Jordan	24	China	44	Guatemala	64	Namibia	84	Central African Republic
8	Trinidad and Tobago	25	Syrian Arab Republic	45	Myanmar	65	Togo	85	Lesotho
9	Panama	26	Dominican Republic	46	Ghana	66	Lao People's Dem. Rep.	86	Guinea-Bissau
10	Colombia	27	Bolivia	47	Egypt	67	Yemen	87	Mauritania
11	Venezuela	28	Philippines	48	India	68	Haiti	88	Chad
12	Mexico	29	Libyan Arab Jamahiriya	49	Comoros	69	Nepal	89	Mozambique
13	Jamaica	30	Saudi Arabia	50	Oman	70	Eritrea	90	Zambia
14	Lebanon	31	Iran, Islamic Rep.	51	Sudan	71	Pakistan	91	Zimbabwe
15	Paraguay	32	Honduras	52	South Africa	72	Bangladesh	92	Ethiopia
16	Mauritius	33	Belize	53	Congo	73	Iraq	93	Mali
17	Maldives	34	El Salvador	54	Equatorial Guinea	74	Cambodia	94	Niger
		35	Indonesia	55	Djibouti	75	Congo, Dem. Rep. of the	95	Burkina Faso
		36	Sri Lanka	56	Morocco	76	Botswana		
		37	Nicaragua	57	Nigeria	77	Senegal		

人間開発をモニタリングする―人々の選択肢の拡大

HDI順位		人間貧困指数（HPI-2）[a] 順位	HPI-2値（%）	60歳まで生存できない出生時確率[b,†]（%：コホート）2000-05	機能的識字能力のない人[†]（%：16-65歳）1994-98[c]	長期失業[d,†]（労働力人口に占める%）2002	所得貧困ライン未満の人口（%） 所得中間値の50%[e,†] 1990-2000[f]	1日11ドル 1994-95[f,g]	1日4ドル 1996-99[f,h]	HPI-2順位マイナス所得貧困順位[i]
人間開発高位国										
1	Norway	2	7.1	8.3	8.5	0.2	6.4	4.3	..	-1
2	Sweden	1	6.5	7.3	7.5	1.1	6.5	6.3	..	-3
3	Australia	14	12.9	8.8	17.0	1.3	14.3	17.6	..	-2
4	Canada	12	12.2	8.7	16.6	0.7	12.8	7.4	..	-3
5	Netherlands	3	8.2	8.7	10.5	0.8	7.3	7.1	..	-2
6	Belgium	13	12.4	9.4	18.4 [j]	3.4	8.0	..	..	7
7	Iceland	..	..	7.6	..	0.4	..	..	..	..
8	United States	17	15.8	12.6	20.7	0.5	17.0	13.6	..	0
9	Japan	10	11.1	7.5	.. [k]	1.7	11.8 [l]	..	..	-1
10	Ireland	16	15.3	9.3	22.6	1.2	12.3	..	..	4
11	Switzerland	..	..	9.1	..	0.6	9.3	..	..	..
12	United Kingdom	15	14.8	8.9	21.8	1.2	12.5	15.7	..	2
13	Finland	4	8.4	10.2	10.4	2.2	5.4	4.8	..	3
14	Austria	..	..	9.5	..	0.8	8.0	..	..	..
15	Luxembourg	7	10.5	9.7	.. [k]	0.7 [m]	6.0	0.3	..	5
16	France	8	10.8	10.0	.. [k]	3.0	8.0	9.9	..	2
17	Denmark	5	9.1	11.0	9.6	0.8	9.2	..	..	-4
18	New Zealand	..	..	9.8	18.4	0.7	..	..	..	..
19	Germany	6	10.3	9.2	14.4	4.1	8.3	7.3	..	-2
20	Spain	9	11.0	8.8	.. [k]	4.6	10.1	..	..	-1
21	Italy	11	11.6	8.6	.. [k]	5.3	12.7	..	..	-3
22	Israel	..	..	7.4	..	..	13.5	..	..	..
24	Greece	..	..	9.1	..	5.0	..	..	..	..
26	Portugal	..	..	11.7	48.0	1.8	..	..	..	..
27	Slovenia	..	..	11.8	42.2	..	8.2	..	<1	..
31	Malta	..	..	7.7	..	..	..	..	..	..
32	Czech Republic	..	..	12.2	15.7	3.7	4.9	..	<1	..
36	Estonia	..	..	20.4	..	..	12.4	..	18	..
37	Poland	..	..	15.6	42.6	9.6	8.6	..	10	..
38	Hungary	..	..	19.6	33.8	2.6	6.7	..	<1	..
41	Lithuania	..	..	19.5	..	..	..	..	17	..
42	Slovakia	..	..	15.2	..	11.1	7.0	..	8	..
48	Croatia	..	..	14.5	..	..	..	..	..	..
50	Latvia	..	..	21.4	..	..	..	..	28	..
人間開発中位国										
56	Bulgaria	..	..	18.6	..	..	..	..	22	..
57	Russian Federation	..	..	28.9	..	..	18.8	..	53	..
60	Macedonia, TFYR	..	..	13.3	..	..	..	..	..	..
62	Belarus	..	..	22.8	..	..	..	..	..	..
65	Albania	..	..	11.3	..	..	..	..	..	..
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	13.7	..	..	..	..	..	..
69	Romania	..	..	20.3	..	..	8.1	..	23	..
70	Ukraine	..	..	23.0	..	..	..	..	25	..
78	Kazakhstan	..	..	27.0	..	..	..	..	62	..
82	Armenia	..	..	14.9	..	..	..	..	..	..

HDI順位		人間貧困指数（HPI-2）[a] 順位	HPI-2値（%）	60歳まで生存できない出生時確率[b,†]（%：コホート）2000-05	機能的識字能力のない人[†]（%：16-65歳）1994-98[c]	長期失業[d,†]（労働力人口に占める%）2002	所得貧困ライン未満の人口（%） 所得中間値の50%[e,†] 1990-2000[f]	1日11ドル 1994-95[f,g]	1日4ドル 1996-99[f,h]	HPI-2順位マイナス所得貧困順位[i]
86	Turkmenistan	..	..	24.8	..	..	..	..	..	..
91	Azerbaijan	..	..	18.5	..	..	..	..	..	..
97	Georgia	..	..	16.2	..	..	..	..	..	..
107	Uzbekistan	..	..	21.8	..	..	..	..	..	..
110	Kyrgyzstan	..	..	23.7	..	..	..	..	88	..
113	Moldova, Rep. of	..	..	22.8	..	..	..	..	82	..
116	Tajikistan	..	..	22.8	..	..	..	..	..	..

† 人間貧困指数（HPI-2）を算出するために使用した指標を示す．詳細はテクニカルノート1を参照．

注：本表には，OECD加盟国ではないイスラエルとマルタが含まれている一方で，加盟国である韓国，メキシコ，トルコが除外されている．これらの国の人間貧困指数，その他貧困関連の指標は，指標表3にある．

a. 人間貧困指数（HPI-2）は，所得水準の高いOECD加盟国のみのもの．b. データは60歳まで生存しないであろう出生時の確率に100をかけたもので，記載された期間の中間変量予測値である．c. 国際成人識字率調査の文章識字能力レベル1のデータをもとにしている．記載された期間内で入手可能な最新データのもの．さらに新しいデータも，間もなく入手可能となる予定．d. 12カ月以上の失業．e. 貧困ラインは，調整された1世帯可処分所得の中間値の50%で測定．f. 記載された期間内で入手可能な最新年のデータにもとづく．g. 米国の貧困ラインである，3人家族世帯における1日1人当たり11ドル（1994年 PPP US$）にもとづく．h. 貧困ラインは1日4ドル（1990年 PPP US$）．i. 所得貧困とは，調整された1世帯可処分所得の中間値の50%以下で生活する人の割合．正の数は人間貧困よりも所得貧困の面で成果が上がっていることを，負の数はその逆を示す．j. データはフランドル地方のもの．k. HPI-2を計算するのに必要なデータが入手可能な国々の非加重平均である15.1%を推計値に使った．l. Smeeding 1997 m. データはサンプリング数が少ないので，使用には注意が必要である

出典：第1列: 第2列のHPI-2値をもとに決定; 第2列: 第3-6列のデータをもとに計算した．詳細については，テクニカルノート1を参照; 第3列: UN2003の生存に関するデータをもとに計算した; 第4列: とくに断りがない限り，OECD and Statistics Canada 2000; 第5列: OECD 2004dの長期失業と労働力人口についてのデータをもとに計算した; 第6列: LIS 2004; 第7列: Smeeding, Rainwater, and Burtless 2000; 第8列: Milanovic 2002; 第9列: 第1，6列のデータをもとに計算した．

OECD諸国17カ国のHPI-2順位

1 Sweden
2 Norway
3 Netherlands
4 Finland
5 Denmark
6 Germany
7 Luxembourg
8 France
9 Spain
10 Japan
11 Italy
12 Canada
13 Belgium
14 Australia
15 United Kingdom
16 Ireland
17 United States

HDI順位		総人口（100万人） 1975	総人口（100万人） 2002[a]	総人口（100万人） 2015[b]	年間人口増加率 1975-2002	年間人口増加率 2002-15[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 1975	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2002[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2015[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 1970-75[c]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 2000-05[c]
人間開発高位国															
1	Norway	4.0	4.5	4.7	0.4	0.3	68.2	77.6	86.4	19.7	16.6	15.2	18.0	2.2	1.8
2	Sweden	8.2	8.9	9.0	0.3	0.1	82.7	83.3	84.3	17.9	15.7	17.4	21.4	1.9	1.6
3	Australia	13.9	19.5	21.7	1.3	0.8	85.9	91.6	94.9	20.1	17.3	12.5	15.5	2.5	1.7
4	Canada	23.1	31.3	34.1	1.1	0.7	75.6	80.1	84.0	18.4	14.8	12.8	16.4	2.0	1.5
5	Netherlands	13.7	16.1	16.8	0.6	0.3	56.9	65.4	71.4	18.4	16.4	13.8	17.4	2.1	1.7
6	Belgium	9.8	10.3	10.5	0.2	0.1	94.5	97.2	97.5	17.2	15.5	17.3	19.5	1.9	1.7
7	Iceland	0.2	0.3	0.3	1.0	0.6	86.6	92.7	94.1	23.0	18.7	11.5	13.5	2.8	2.0
8	United States	220.2	291.0	329.7	1.0	1.0	73.7	79.8	83.6	21.6	20.3	12.2	14.2	2.0	2.1
9	Japan	111.5	127.5	127.2	0.5	(.)	56.8	65.3	67.7	14.3	13.0	18.2	26.0	2.1	1.3
10	Ireland	3.2	3.9	4.4	0.8	0.9	53.6	59.6	63.6	20.9	20.3	11.3	13.4	3.8	1.9
11	Switzerland	6.3	7.2	7.0	0.5	-0.2	55.7	67.6	68.7	16.2	12.6	16.4	22.0	1.8	1.4
12	United Kingdom	55.4	59.1	61.3	0.2	0.3	82.7	89.0	90.2	18.7	15.9	15.9	17.8	2.0	1.6
13	Finland	4.7	5.2	5.3	0.4	0.1	58.3	61.0	62.1	17.8	15.8	15.3	20.3	1.6	1.7
14	Austria	7.6	8.1	8.1	0.3	-0.1	65.3	65.8	67.2	16.2	12.4	15.8	19.5	2.0	1.3
15	Luxembourg	0.4	0.4	0.5	0.8	1.2	73.7	91.6	94.1	19.0	17.6	13.4	14.4	2.0	1.7
16	France	52.7	59.8	62.8	0.5	0.4	72.9	76.1	79.0	18.6	17.8	16.2	18.5	2.3	1.9
17	Denmark	5.1	5.4	5.4	0.2	0.1	82.1	85.2	86.8	18.5	16.3	15.0	19.2	2.0	1.8
18	New Zealand	3.1	3.8	4.2	0.8	0.6	82.8	85.8	87.0	22.6	19.3	11.9	14.6	2.8	2.0
19	Germany	78.7	82.4	82.5	0.2	(.)	81.2	87.9	90.0	15.2	13.2	17.1	20.8	1.6	1.4
20	Spain	35.6	41.0	41.2	0.5	(.)	69.6	76.4	78.1	14.3	13.2	17.0	19.2	2.9	1.2
21	Italy	55.4	57.5	55.5	0.1	-0.3	65.6	67.3	69.2	14.1	12.3	18.7	22.3	2.3	1.2
22	Israel	3.4	6.3	7.8	2.3	1.6	86.6	91.6	92.4	27.9	24.8	9.9	11.4	3.8	2.7
23	Hong Kong, China (SAR)	4.4	7.0	7.9	1.7	0.9	89.7	100.0	100.0	15.7	12.9	11.0	13.6	2.9	1.0
24	Greece	9.0	11.0	10.9	0.7	(.)	55.3	60.6	65.2	14.7	13.2	18.2	20.9	2.3	1.3
25	Singapore	2.3	4.2	4.7	2.3	0.9	100.0	100.0	100.0	21.1	12.9	7.6	13.1	2.6	1.4
26	Portugal	9.1	10.0	10.0	0.4	(.)	27.7	54.1	60.9	16.6	15.3	16.0	18.0	2.7	1.5
27	Slovenia	1.7	2.0	1.9	0.5	-0.2	42.4	50.8	52.6	15.0	12.1	14.6	18.5	2.2	1.1
28	Korea, Rep. of	35.3	47.4	49.7	1.1	0.4	48.0	80.1	83.0	20.3	15.5	7.8	11.9	4.3	1.4
29	Barbados	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	40.8	51.1	59.1	20.0	16.4	10.0	11.1	2.7	1.5
30	Cyprus	0.6	0.8	0.9	1.0	0.6	45.2	69.0	71.6	22.1	18.9	11.8	14.9	2.5	1.9
31	Malta	0.3	0.4	0.4	0.9	0.4	80.4	91.4	93.7	19.4	17.0	12.5	18.0	2.1	1.8
32	Czech Republic	10.0	10.2	10.1	0.1	-0.1	63.7	74.2	75.7	15.7	13.2	13.9	18.6	2.2	1.2
33	Brunei Darussalam	0.2	0.3	0.5	2.9	2.0	62.0	75.5	82.8	30.6	25.4	2.9	4.4	5.4	2.5
34	Argentina	26.0	38.0	43.4	1.4	1.0	81.0	89.9	92.2	27.3	24.4	9.9	11.0	3.1	2.4
35	Seychelles	0.1	0.1	0.1	1.2	0.7	33.3	49.8	53.3	..	..	..	..	..	..
36	Estonia	1.4	1.3	1.2	-0.3	-1.1	67.6	69.4	71.4	16.7	14.2	15.8	18.2	2.2	1.2
37	Poland	34.0	38.6	38.2	0.5	-0.1	55.4	61.8	64.0	17.9	14.6	12.5	14.8	2.3	1.3
38	Hungary	10.5	9.9	9.3	-0.2	-0.5	52.8	64.7	70.0	16.4	13.3	14.8	17.4	2.1	1.2
39	Saint Kitts and Nevis	(.)	(.)	(.)	-0.3	-0.3	35.0	32.4	32.5	..	..	..	..	..	..
40	Bahrain	0.3	0.7	0.9	3.5	1.8	85.8	89.9	91.4	29.2	23.2	2.7	3.9	5.9	2.7
41	Lithuania	3.3	3.5	3.2	0.2	-0.6	55.7	66.8	67.5	19.0	16.0	14.5	16.4	2.3	1.3
42	Slovakia	4.7	5.4	5.4	0.5	0.1	46.3	57.2	60.8	18.4	15.4	11.5	13.6	2.5	1.3
43	Chile	10.3	15.6	18.0	1.5	1.1	78.4	86.6	90.2	27.8	23.6	7.5	9.8	3.6	2.4
44	Kuwait	1.0	2.4	3.4	3.3	2.4	83.8	96.2	96.9	26.1	22.6	1.4	3.5	6.9	2.7
45	Costa Rica	2.1	4.1	5.0	2.6	1.6	42.5	60.1	66.8	30.4	23.9	5.5	7.4	4.3	2.3
46	Uruguay	2.8	3.4	3.7	0.7	0.6	83.4	92.4	94.4	24.6	22.5	13.1	13.7	3.0	2.3
47	Qatar	0.2	0.6	0.7	4.7	1.3	84.8	91.8	93.6	26.6	21.7	1.5	4.6	6.8	3.2
48	Croatia	4.3	4.4	4.3	0.1	-0.3	45.1	58.6	64.6	16.9	16.5	16.3	17.8	2.0	1.7
49	United Arab Emirates	0.5	2.9	3.6	6.5	1.5	83.6	85.0	87.2	25.8	20.8	1.3	4.2	6.4	2.8
50	Latvia	2.5	2.3	2.1	-0.2	-0.9	65.4	66.3	66.3	16.5	13.0	15.8	18.3	2.0	1.1

HDI順位		総人口（100万人） 1975	総人口（100万人） 2002[b]	総人口（100万人） 2015[b]	年間人口増加率 1975-2002	年間人口増加率 2002-15[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 1975	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2002[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2015[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 1970-75[c]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 2000-05[c]
51	Bahamas	0.2	0.3	0.4	1.8	0.9	73.4	89.2	91.6	29.0	24.5	5.5	8.3	3.4	2.3
52	Cuba	9.3	11.3	11.5	0.7	0.2	64.2	75.5	78.1	20.3	16.3	10.2	14.4	3.5	1.6
53	Mexico	59.1	102.0	119.6	2.0	1.2	62.8	75.2	78.8	32.8	26.4	5.0	6.8	6.5	2.5
54	Trinidad and Tobago	1.0	1.3	1.3	0.9	0.3	63.0	75.0	79.7	23.3	19.7	6.9	10.0	3.5	1.6
55	Antigua and Barbuda	0.1	0.1	0.1	0.6	0.4	34.2	37.4	43.4	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国															
56	Bulgaria	8.7	8.0	7.2	-0.3	-0.8	57.5	69.4	74.0	14.8	12.6	16.3	18.0	2.2	1.1
57	Russian Federation	134.2	144.1	133.4	0.3	-0.6	66.4	73.3	74.3	16.5	13.7	13.2	14.3	2.0	1.1
58	Libyan Arab Jamahiriya	2.4	5.4	6.9	3.0	1.8	60.9	86.0	89.0	31.3	28.7	3.7	5.5	7.6	3.0
59	Malaysia	12.3	24.0	29.6	2.5	1.6	37.7	63.3	71.0	33.2	27.2	4.3	6.1	5.2	2.9
60	Macedonia, TFYR	1.7	2.0	2.2	0.7	0.4	50.6	59.4	62.0	22.0	20.0	10.4	12.2	3.0	1.9
61	Panama	1.7	3.1	3.8	2.1	1.6	49.0	56.8	61.7	31.2	27.5	5.7	7.5	4.9	2.7
62	Belarus	9.4	9.9	9.4	0.2	-0.4	50.3	70.5	75.2	17.1	14.1	14.2	14.3	2.3	1.2
63	Tonga	0.1	0.1	0.1	0.4	0.9	24.4	33.2	38.2	37.1	31.4	5.9	5.2	5.5	3.7
64	Mauritius	0.9	1.2	1.3	1.1	0.8	43.4	43.1	47.3	25.3	21.0	6.2	8.2	3.2	1.9
65	Albania	2.4	3.1	3.4	1.0	0.7	32.7	43.2	51.2	28.5	22.9	6.2	8.1	4.7	2.3
66	Bosnia and Herzegovina	3.7	4.1	4.3	0.4	0.3	31.3	43.9	51.1	17.6	14.1	10.8	13.6	2.6	1.3
67	Suriname	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	49.5	75.4	81.6	31.0	27.0	5.3	6.2	5.3	2.5
68	Venezuela	12.7	25.2	31.2	2.5	1.6	75.8	87.4	90.0	33.0	27.6	4.6	6.6	4.9	2.7
69	Romania	21.2	22.4	21.6	0.2	-0.3	42.8	54.5	56.4	17.1	15.4	13.9	14.8	2.6	1.3
70	Ukraine	49.0	48.9	44.4	(.)	-0.7	58.3	67.2	68.9	16.5	13.2	14.6	16.1	2.2	1.2
71	Saint Lucia	0.1	0.1	0.2	1.3	0.7	23.6	30.1	36.8	30.4	26.0	5.4	6.2	5.7	2.3
72	Brazil	108.1	176.3	202.0	1.8	1.0	61.2	82.4	88.4	28.3	24.1	5.4	7.5	4.7	2.2
73	Colombia	25.4	43.5	52.2	2.0	1.4	60.0	76.0	81.3	32.1	27.0	4.9	6.5	5.0	2.6
74	Oman	0.9	2.8	3.9	4.1	2.7	19.6	77.0	82.6	37.2	36.0	2.1	3.0	7.2	5.0
75	Samoa (Western)	0.2	0.2	0.2	0.6	1.1	21.1	22.2	24.7	40.8	35.5	4.5	4.4	5.7	4.1
76	Thailand	41.3	62.2	69.6	1.5	0.9	23.8	31.6	36.7	25.6	22.0	5.8	8.1	5.0	1.9
77	Saudi Arabia	7.3	23.5	32.7	4.4	2.5	58.3	87.2	91.1	39.1	34.5	2.7	3.4	7.3	4.5
78	Kazakhstan	14.1	15.5	15.3	0.3	-0.1	52.2	55.8	58.2	26.0	21.4	7.5	8.4	3.5	2.0
79	Jamaica	2.0	2.6	3.0	1.0	1.0	44.1	52.1	54.2	30.8	25.8	7.1	7.7	5.0	2.4
80	Lebanon	2.8	3.6	4.2	1.0	1.2	67.0	87.2	90.1	29.6	24.0	6.2	6.5	4.9	2.2
81	Fiji	0.6	0.8	0.9	1.4	0.8	36.7	51.0	60.1	32.7	27.6	3.7	5.8	4.2	2.9
82	Armenia	2.8	3.1	3.0	0.3	-0.3	63.0	64.6	64.2	21.4	14.4	9.2	9.9	3.0	1.2
83	Philippines	42.0	78.6	96.3	2.3	1.6	35.6	60.2	69.2	36.6	29.9	3.7	4.9	6.0	3.2
84	Maldives	0.1	0.3	0.4	3.0	2.8	18.1	28.4	35.2	43.1	39.6	3.2	3.1	7.0	5.3
85	Peru	15.2	26.8	32.0	2.1	1.4	61.5	73.5	78.0	33.6	27.5	5.0	6.5	6.0	2.9
86	Turkmenistan	2.5	4.8	5.8	2.4	1.5	47.6	45.1	50.0	34.6	27.4	4.5	4.6	6.2	2.7
87	St. Vincent & the Grenadines	0.1	0.1	0.1	0.8	0.5	27.0	57.2	68.6	31.1	26.0	6.7	7.1	5.5	2.2
88	Turkey	41.0	70.3	82.1	2.0	1.2	41.6	65.8	71.9	30.7	25.0	5.7	6.7	5.2	2.4
89	Paraguay	2.7	5.7	7.7	2.9	2.2	39.0	56.6	64.3	38.8	34.2	3.6	4.3	5.7	3.8
90	Jordan	1.9	5.3	7.0	3.7	2.1	57.8	78.9	81.1	38.0	31.6	3.0	4.0	7.8	3.6
91	Azerbaijan	5.7	8.3	9.5	1.4	1.0	51.5	50.2	51.3	30.1	23.5	6.1	5.9	4.3	2.1
92	Tunisia	5.7	9.7	11.1	2.0	1.0	49.9	63.4	68.1	28.5	22.6	5.9	6.7	6.2	2.0
93	Grenada	0.1	0.1	0.1	-0.5	-0.3	32.6	40.0	49.5	..	..	..	..	..	..
94	China	927.8[d]	1,294.9[d]	1,402.3[d]	1.2[d]	0.6[d]	17.4	37.7	49.5	23.7	19.4	7.1	9.4	4.9	1.8
95	Dominica	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	55.3	71.7	76.2	..	..	..	..	..	..
96	Sri Lanka	13.5	18.9	20.6	1.3	0.7	22.0	21.1	22.5	25.0	21.3	6.9	9.3	4.1	2.0
97	Georgia	4.9	5.2	4.7	0.2	-0.7	49.5	52.2	51.6	19.2	15.2	13.8	14.9	2.6	1.4
98	Dominican Republic	5.0	8.6	10.1	2.0	1.2	45.7	58.9	64.6	32.5	28.3	4.6	6.4	5.6	2.7
99	Belize	0.1	0.3	0.3	2.3	1.8	50.2	48.2	51.8	37.9	31.1	4.4	4.8	6.3	3.2
100	Ecuador	6.9	12.8	15.2	2.3	1.3	42.4	61.3	67.6	33.1	27.1	5.0	6.6	6.0	2.8

HDI順位		総人口（100万人） 1975	総人口（100万人） 2002[b]	年間人口増加率 1975- 2015[b]	年間人口増加率 2002	年間人口増加率 2002-15[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 1975	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2002[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2015[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 1970-75[c]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 2000-05[c]
101	Iran, Islamic Rep. of	33.4	68.1	81.4	2.6	1.4	45.8	65.9	73.9	32.6	26.8	4.5	4.9	6.4	2.3
102	Occupied Palestinian Territories	1.3	3.4	5.3	3.7	3.3	59.6	70.8	75.6	46.1	42.1	3.4	3.0	7.7	5.6
103	El Salvador	4.1	6.4	7.6	1.6	1.3	41.5	59.3	64.2	35.1	29.4	5.3	6.5	6.1	2.9
104	Guyana	0.7	0.8	0.8	0.1	(.)	30.0	37.1	44.2	30.0	25.5	5.1	6.6	4.9	2.3
105	Cape Verde	0.3	0.5	0.6	1.8	1.8	21.4	55.1	64.8	39.9	32.6	4.4	3.5	7.0	3.3
106	Syrian Arab Republic	7.5	17.4	23.0	3.1	2.2	45.1	50.1	52.4	38.3	32.2	3.0	3.6	7.5	3.3
107	Uzbekistan	14.0	25.7	30.7	2.3	1.4	39.1	36.8	37.0	34.5	26.2	4.9	5.0	6.3	2.4
108	Algeria	16.0	31.3	38.1	2.5	1.5	40.3	58.3	65.3	33.5	27.4	4.2	4.9	7.4	2.8
109	Equatorial Guinea	0.2	0.5	0.7	2.8	2.5	27.1	47.1	58.2	43.6	43.0	3.9	3.6	5.7	5.9
110	Kyrgyzstan	3.3	5.1	5.9	1.6	1.2	37.9	34.0	35.4	32.6	26.4	6.3	5.9	4.7	2.6
111	Indonesia	134.4	217.1	250.4	1.8	1.1	19.3	44.5	57.8	29.9	25.3	5.1	6.4	5.2	2.4
112	Viet Nam	48.0	80.3	94.7	1.9	1.3	18.9	25.2	32.4	31.7	25.3	5.4	5.5	6.7	2.3
113	Moldova, Rep. of	3.8	4.3	4.2	0.4	-0.1	35.8	45.9	50.0	21.2	16.5	9.7	10.9	2.6	1.4
114	Bolivia	4.8	8.6	10.8	2.2	1.7	41.3	62.9	69.0	39.0	32.8	4.4	5.3	6.5	3.8
115	Honduras	3.0	6.8	8.8	3.0	2.0	32.1	45.2	51.3	40.7	33.5	3.6	4.5	7.1	3.7
116	Tajikistan	3.4	6.2	7.3	2.2	1.2	35.5	25.0	24.4	37.4	28.5	4.8	4.6	6.8	3.1
117	Mongolia	1.4	2.6	3.1	2.1	1.4	48.7	56.7	59.5	33.2	26.6	3.8	4.1	7.3	2.4
118	Nicaragua	2.5	5.3	7.0	2.8	2.1	48.9	56.9	62.8	41.9	34.9	3.1	3.8	6.8	3.7
119	South Africa	25.8	44.8	44.3	2.0	-0.1	48.0	56.5	62.7	33.2	29.2	3.9	6.0	5.4	2.6
120	Egypt	39.3	70.5	90.0	2.2	1.9	43.5	42.1	44.9	35.2	31.7	4.6	5.4	5.7	3.3
121	Guatemala	6.0	12.0	16.2	2.6	2.3	36.7	45.9	51.9	43.0	37.4	3.6	3.9	6.5	4.4
122	Gabon	0.6	1.3	1.6	2.9	1.8	40.0	83.1	89.1	41.0	35.0	4.6	4.3	5.3	4.0
123	São Tomé and Principe	0.1	0.2	0.2	2.4	2.3	27.3	37.7	40.3	40.2	36.4	4.5	3.8	5.4	4.0
124	Solomon Islands	0.2	0.5	0.6	3.2	2.5	9.1	16.2	20.9	42.9	36.5	2.6	3.4	7.2	4.4
125	Morocco	17.3	30.1	36.5	2.0	1.5	37.8	56.8	64.8	31.8	27.9	4.4	5.1	6.9	2.7
126	Namibia	0.9	2.0	2.2	2.8	0.9	20.6	31.9	39.8	43.2	37.5	3.7	4.6	6.6	4.6
127	India	620.7	1,049.5	1,246.4	1.9	1.3	21.3	28.1	32.2	33.3	27.7	5.1	6.3	5.4	3.0
128	Botswana	0.8	1.8	1.7	2.8	-0.3	12.8	51.1	57.5	39.8	37.4	2.7	4.5	6.7	3.7
129	Vanuatu	0.1	0.2	0.3	2.7	2.2	15.7	22.4	28.6	40.6	34.9	3.4	4.0	6.1	4.1
130	Cambodia	7.1	13.8	18.4	2.5	2.2	10.3	18.0	26.1	41.9	37.4	2.9	3.6	5.5	4.8
131	Ghana	9.9	20.5	26.4	2.7	1.9	30.1	45.0	51.1	40.1	34.9	3.3	4.1	6.9	4.1
132	Myanmar	30.2	48.9	55.8	1.8	1.0	23.9	28.9	37.6	32.3	26.8	4.6	5.9	5.8	2.9
133	Papua New Guinea	2.9	5.6	7.2	2.5	1.9	11.9	13.2	14.5	41.2	34.0	2.4	2.8	6.1	4.1
134	Bhutan	1.2	2.2	3.0	2.3	2.5	3.5	8.2	12.6	41.8	37.8	4.3	4.5	5.9	5.0
135	Lao People's Dem. Rep.	3.0	5.5	7.3	2.2	2.1	11.1	20.2	27.4	42.0	36.8	3.5	3.7	6.2	4.8
136	Comoros	0.3	0.7	1.0	3.2	2.6	21.2	34.4	43.0	42.3	38.5	2.4	3.0	7.1	4.9
137	Swaziland	0.5	1.1	1.1	2.7	(.)	14.0	23.4	27.0	43.7	39.7	3.3	4.6	6.9	4.5
138	Bangladesh	75.2	143.8	181.4	2.4	1.8	9.9	23.9	29.6	38.3	31.9	3.2	3.8	6.2	3.5
139	Sudan	16.7	32.9	41.4	2.5	1.8	18.9	38.0	49.3	39.7	34.8	3.5	4.4	6.7	4.4
140	Nepal	13.4	24.6	32.0	2.3	2.0	5.0	14.6	20.5	40.2	35.6	3.7	4.2	5.8	4.3
141	Cameroon	7.6	15.7	18.9	2.7	1.4	26.9	50.6	59.9	42.4	37.8	3.7	4.1	6.3	4.6
人間開発低位国															
142	Pakistan	70.3	149.9	204.5	2.8	2.4	26.4	33.7	39.5	41.5	38.1	3.7	4.0	6.3	5.1
143	Togo	2.3	4.8	6.4	2.8	2.2	16.3	34.5	43.3	43.9	40.3	3.1	3.5	7.1	5.3
144	Congo	1.5	3.6	5.2	3.2	2.8	34.8	53.1	59.3	46.8	46.2	2.9	2.8	6.3	6.3
145	Lesotho	1.1	1.8	1.7	1.7	-0.4	10.8	17.8	21.0	39.9	38.2	4.7	5.4	5.7	3.8
146	Uganda	10.8	25.0	39.3	3.1	3.5	8.3	12.2	14.2	50.1	49.7	2.6	2.3	7.1	7.1
147	Zimbabwe	6.1	12.8	13.0	2.7	0.1	19.6	34.5	41.4	43.1	39.6	3.4	4.2	7.6	3.9
148	Kenya	13.6	31.5	36.9	3.1	1.2	12.9	38.2	51.8	42.1	36.5	2.9	3.4	8.1	4.0
149	Yemen	6.9	19.3	30.7	3.8	3.6	14.8	25.3	31.3	48.7	47.2	2.3	2.2	8.4	7.0
150	Madagascar	7.9	16.9	24.0	2.8	2.7	16.4	26.3	30.7	44.6	41.7	3.0	3.1	6.6	5.7
151	Nigeria	54.9	120.9	161.7	2.9	2.2	23.4	45.9	55.5	44.6	40.6	3.1	3.4	6.9	5.4

HDI順位		総人口（100万人） 1975	総人口（100万人） 2002[a]	年間人口増加率 1975- 2015[b]	年間人口増加率 2002	年間人口増加率 2002-15[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 1975	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2002[b]	都市人口（全体に占める割合：%）[a] 2015[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	15歳未満の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2002[b]	65歳以上の人口（全体に占める割合：%） 2015[b]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 1970-75[c]	合計特殊出生率（女性1人当たり） 2000-05[c]
152	Mauritania	1.4	2.8	4.0	2.5	2.7	20.3	60.5	73.9	43.2	41.7	3.3	3.5	6.5	5.8
153	Haiti	4.9	8.2	9.7	1.9	1.3	21.7	36.9	45.5	39.1	35.1	3.9	4.5	5.8	4.0
154	Djibouti	0.2	0.7	0.8	4.3	1.5	61.6	83.3	87.6	43.0	40.3	3.2	3.8	7.2	5.7
155	Gambia	0.6	1.4	1.9	3.4	2.2	17.0	26.1	27.8	40.9	36.6	3.5	4.4	6.5	4.7
156	Eritrea	2.1	4.0	5.9	2.4	3.0	12.7	19.5	26.5	45.5	41.7	2.1	2.4	6.5	5.4
157	Senegal	4.8	9.9	13.2	2.7	2.2	34.2	48.9	57.9	43.5	39.0	2.4	2.7	7.0	5.0
158	Timor-Leste	0.7	0.7	1.1	0.3	2.8	8.9	7.6	9.5	39.3	30.2	2.8	3.8	6.2	3.8
159	Rwanda	4.4	8.3	10.6	2.3	1.9	4.0	16.6	40.5	45.2	43.5	2.5	2.9	8.3	5.7
160	Guinea	4.1	8.4	11.2	2.7	2.3	16.3	34.2	44.2	44.0	41.5	2.9	3.1	7.0	5.8
161	Benin	3.0	6.6	9.1	2.8	2.5	21.9	43.8	53.5	45.6	42.1	2.7	2.8	7.1	5.7
162	Tanzania, U. Rep. of	16.2	36.3	45.9	3.0	1.8	10.1	34.4	46.8	45.3	40.2	2.3	2.7	6.8	5.1
163	Côte d'Ivoire	6.8	16.4	19.8	3.3	1.5	32.1	44.4	51.0	41.8	37.3	3.2	3.9	7.4	4.7
164	Zambia	5.1	10.7	12.7	2.8	1.3	34.8	35.4	40.8	46.5	44.7	3.0	3.2	7.8	5.6
165	Malawi	5.2	11.9	15.2	3.0	1.9	7.7	15.9	22.2	46.2	44.9	3.5	3.6	7.4	6.1
166	Angola	6.2	13.2	19.3	2.8	2.9	17.4	34.9	44.9	47.5	47.9	2.7	2.6	6.6	7.2
167	Chad	4.1	8.3	12.1	2.6	2.9	15.6	24.5	31.1	46.7	46.5	3.1	2.8	6.7	6.7
168	Congo, Dem. Rep. of the	23.9	51.2	74.2	2.8	2.8	29.5	31.2	39.7	46.8	47.2	2.6	2.6	6.5	6.7
169	Central African Republic	2.1	3.8	4.6	2.3	1.4	33.7	42.2	50.3	43.1	40.4	4.0	4.0	5.7	4.9
170	Ethiopia	33.1	69.0	93.8	2.7	2.4	9.5	15.4	19.8	45.7	43.1	2.9	3.2	6.8	6.1
171	Mozambique	10.6	18.5	22.5	2.1	1.5	8.7	34.5	48.5	44.0	41.2	3.2	3.5	6.6	5.6
172	Guinea-Bissau	0.7	1.4	2.1	3.0	2.9	16.0	33.2	43.5	47.1	46.9	3.1	2.8	7.1	7.1
173	Burundi	3.7	6.6	9.8	2.2	3.1	3.2	9.6	14.6	46.9	45.8	2.9	2.5	6.8	6.8
174	Mali	6.3	12.6	19.0	2.6	3.1	16.2	31.6	40.9	49.2	48.7	2.4	2.1	7.1	7.0
175	Burkina Faso	6.1	12.6	18.6	2.7	3.0	6.3	17.4	23.2	48.9	47.7	2.7	2.4	7.8	6.7
176	Niger	4.8	11.5	18.3	3.3	3.6	10.6	21.6	29.7	50.0	49.7	2.0	1.9	8.1	8.0
177	Sierra Leone	2.9	4.8	6.4	1.8	2.3	21.4	38.1	47.6	44.2	44.1	2.9	3.0	6.5	6.5
開発途上国		2,961.2 T	4,936.9 T	5,868.2 T	1.9	1.3	26.4	41.4	48.6	32.2	28.2	5.2	6.4	5.4	2.9
後発開発途上国		353.7 T	700.9 T	941.9 T	2.5	2.3	14.7	26.1	33.4	42.9	40.1	3.1	3.3	6.6	5.1
アラブ諸国		143.4 T	296.6 T	389.7 T	2.7	2.1	41.7	54.2	58.8	37.1	33.5	3.7	4.3	6.7	3.8
東アジア・太平洋諸国		1,310.5 T	1,917.6 T	2,124.6 T	1.4	0.8	20.4	40.2	51.0	25.8	21.4	6.5	8.4	5.0	2.0
ラテンアメリカ・カリブ諸国		317.9 T	530.2 T	622.5 T	1.9	1.2	61.2	76.2	80.8	31.1	26.3	5.6	7.3	5.1	2.5
南アジア		842.1 T	1,480.3 T	1,805.3 T	2.1	1.5	21.3	29.6	34.3	34.8	29.6	4.7	5.6	5.6	3.3
サハラ以南アフリカ		305.8 T	641.0 T	843.1 T	2.7	2.1	21.0	35.0	42.4	44.3	41.9	3.0	3.3	6.8	5.4
中東欧・CIS諸国		366.6 T	408.9 T	398.4 T	0.4	-0.2	56.8	62.8	63.7	19.5	16.3	12.2	13.2	2.5	1.4
OECD諸国		925.6 T	1,148.1 T	1,227.7 T	0.8	0.5	67.3	75.7	79.0	20.2	17.9	13.3	16.0	2.5	1.8
高所得OEDC諸国		766.2 T	911.6 T	962.9 T	0.6	0.4	69.9	77.3	80.4	18.2	16.5	14.8	18.0	2.2	1.7
人間開発高位国		972.3 T	1,201.3 T	1,282.0 T	0.8	0.5	68.9	77.1	80.3	20.0	17.8	13.4	16.2	2.5	1.8
人間開発中位国		2,678.4 T	4,165.2 T	4,759.1 T	1.6	1.0	28.1	42.2	49.3	29.3	24.8	6.0	7.4	4.9	2.4
人間開発低位国		354.5 T	755.8 T	1,021.6 T	2.8	2.3	19.4	32.4	39.9	44.6	42.1	3.0	3.2	6.8	5.6
高所得国		782.0 T	941.2 T	997.7 T	0.7	0.4	70.1	77.8	80.9	18.3	16.6	14.6	17.7	2.2	1.7
中所得国		1,847.5 T	2,720.7 T	3,027.9 T	1.4	0.8	35.7	52.8	61.0	26.3	22.3	7.0	8.6	4.5	2.1
低所得国		1,437.1 T	2,560.8 T	3,169.0 T	2.1	1.6	20.7	31.2	37.5	37.0	32.8	4.3	5.0	5.9	3.7
全世界		4,068.1 T*	6,225.0 T*	7,197.2 T*	1.6	1.1	37.2	47.8	53.5	29.4	26.1	7.1	8.3	4.5	2.7

a. データは国ごとの都市あるいは首都圏の定義にもとづいているため，国と国との比較には注意が必要である．b. データは中間変量予測値である，c. データはここに記載の期間内の推計値である．d. 人口推計値には，台湾も含まれる．e. データは，UN 2003の世界の総人口をもとにしている．指標表記載の177カ国の総人口は，推定で1975年には40億6300万人，2002年には62億1700万人であったが，2015年には71億8800万人．

出典：第1-3列，第13列，第14列: UN 2003; 第4列: 第1，2列のデータをもとに算出; 第5列: 第2，3列のデータをもとに算出; 第6-8列: UN 2004h; 第9，10列: UN 2003の15歳未満の人口と総人口に関するデータをもとに算出; 第11，12列: UN 2003の65歳以上の人口と総人口に関するデータをもとに算出．

6 保健医療の状況：資金、アクセス、サービス

HDI順位	保健医療への支出 公的（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 民間（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 1人当たり（PPP US$）2001	MDG 一歳児完全予防接種率 結核（%）2002	MDG 一歳児完全予防接種率 はしか（%）2002	経口補液療法利用率（%）1994-2002[c]	避妊普及率[a]（%）1995-2002[c]	MDG 医療従事者の介護による出産（%）1995-2002[c]	医師（10万人当たり）1990-2003[c]	MDG 安価な必須医薬品を継続して利用できる人口[b]（%）1999
人間開発高位国										
1 Norway	6.9	1.2	2,920	..	88	..	..	100 [d]	367	95-100
2 Sweden	7.5	1.3	2,270	..	94	..	..	100 [d]	287	95-100
3 Australia	6.2	3.0	2,532	..	94	..	..	100	247	95-100
4 Canada	6.8	2.8	2,792	..	96	..	75	98	187	95-100
5 Netherlands	5.7	3.3	2,612	..	96	..	..	100	328	95-100
6 Belgium	6.4	2.5	2,481	..	75	..	..	100 [d]	419	95-100
7 Iceland	7.6	1.6	2,643	..	88	..	..	..	352	95-100
8 United States	6.2	7.7	4,887	..	91	..	76	99	279	95-100
9 Japan	6.2	1.8	2,131	..	98	..	56	100	202	95-100
10 Ireland	4.9	1.6	1,935	90	73	..	..	100	239	95-100
11 Switzerland	6.3	4.7	3,322	..	79	..	82	..	350	95-100
12 United Kingdom	6.2	1.4	1,989	..	83	..	84 [a]	99	164	95-100
13 Finland	5.3	1.7	1,845	99	96	..	..	100 [d]	311	95-100
14 Austria	5.6	2.5	2,259	..	78	..	51	100 [d]	323	95-100
15 Luxembourg	5.4	0.6	2,905	..	91	..	..	100 [d]	254	95-100
16 France	7.3	2.3	2,567	83	85	..	..	99 [c]	330	95-100
17 Denmark	7.0	1.5	2,503	..	99	..	..	100 [c]	366	95-100
18 New Zealand	6.4	1.9	1,724	..	85	..	75	100	219	95-100
19 Germany	8.1	2.7	2,820	..	89	..	..	100 [d]	363	95-100
20 Spain	5.4	2.2	1,607	..	97	..	81	..	329	95-100
21 Italy	6.3	2.1	2,204	..	70	..	60	..	607	95-100
22 Israel	6.0	2.7	1,839	..	95	..	..	99 [d]	375	95-100
23 Hong Kong, China (SAR)	..	..	..	..	..	..	..	..	160	..
24 Greece	5.2	4.1	1,522	88	88	..	..	..	438	95-100
25 Singapore	1.3	2.6	993	98	91	..	62	100	140	95-100
26 Portugal	6.4	2.9	1,618	82	87	..	..	100	318	95-100
27 Slovenia	6.3	2.1	1,545	98	94	..	..	100 [d]	219	95-100
28 Korea, Rep. of	2.7	3.3	948	89	97	..	81	100	180	95-100
29 Barbados	4.3	2.2	940	..	92	..	..	91	137	95-100
30 Cyprus	3.9	4.3	941	..	86	..	..	100	269	95-100
31 Malta	6.0	2.8	813	..	65	..	..	98 [d]	291	95-100
32 Czech Republic	6.7	0.6	1,129	97	..	..	72	99	342	80-94
33 Brunei Darussalam	2.5	0.6	638	99	99	..	..	99	99	95-100
34 Argentina	5.1	4.4	1,130	99	97	..	..	98	304	50-79
35 Seychelles	4.1	1.9	770	99	98	..	..	..	132	80-94
36 Estonia	4.3	1.2	562	99	95	..	..	..	313	95-100
37 Poland	4.4	1.7	629	95	98	..	..	99 [d]	220	80-94
38 Hungary	5.1	1.7	914	99	99	..	..	..	355	95-100
39 Saint Kitts and Nevis	3.2	1.6	576	99	99	..	..	99	117	50-79
40 Bahrain	2.9	1.3	664	..	99	..	62	98	169	95-100
41 Lithuania	4.2	1.8	478	99	98	..	47	..	403	80-94
42 Slovakia	5.1	0.6	681	98	99	..	..	..	326	95-100
43 Chile	2.9	3.9	792	94	95	..	..	100	115	80-94
44 Kuwait	3.0	0.8	612	..	99	..	50	98	160	95-100
45 Costa Rica	4.9	2.3	562	91	94	..	..	98	160	95-100
46 Uruguay	5.1	5.9	971	99	92	..	..	100	387	50-79
47 Qatar	2.3	0.8	782	99	99	..	43	98	220	95-100
48 Croatia	7.3	1.6	726	99	95	..	..	100	238	95-100
49 United Arab Emirates	2.6	0.8	921	98	94	..	28	96	177	95-100
50 Latvia	3.4	3.1	509	99	98	..	48	100	291	80-94

6 保健医療の状況：資金、アクセス、サービス

HDI順位	保健医療への支出 公的（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 民間（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 1人当たり（PPP US$）2001	MDG 一歳児完全予防接種率 結核（%）2002	MDG 一歳児完全予防接種率 はしか（%）2002	経口補液療法利用率（%）1994-2002[c]	避妊普及率[a]（%）1995-2002[c]	MDG 医療従事者の介護による出産（%）1995-2002[c]	医師（10万人当たり）1990-2003[c]	MDG 安価な必須医薬品を継続して利用できる人口[b]（%）1999
51 Bahamas	3.2	2.4	1,220	..	92	..	..	99 [d]	163	80-94
52 Cuba	6.2	1.0	229	99	98	..	73	100	596	95-100
53 Mexico	2.7	3.4	544	99	96	..	67	86	156	80-94
54 Trinidac and Tobago	1.7	2.2	388	..	88	6	38	96	75	50-79
55 Antigua and Barbuda	3.4	2.2	614	..	99	..	..	100	105	50-79
人間開発中位国										
56 Bulgaria	3.9	0.9	303	98	90	..	42	..	344	80-94
57 Russian Federation	3.7	1.7	454	97	98	..	..	99	420	50-79
58 Libyan Arab Jamahiriya	1.6	1.3	239	99	91	..	40	94	120	95-100
59 Malaysia	2.1	1.8	345	99	92	..	..	97	68	50-79
60 Macedonia, TFYR	5.8	1.0	331	91	98	..	..	97	219	50-79
61 Panama	4.8	2.2	458	92	79	7	..	90	121	80-94
62 Belarus	4.8	0.7	464	99	99	..	50	100	450	50-79
63 Tonga	3.4	2.1	223	99	90	..	..	92	35	95-100
64 Mauritius	2.0	1.4	323	87	84	..	..	99	85	95-100
65 Albania	2.4	1.3	150	94	96	48	58	99	137	50-79
66 Bosnia and Herzegovina	2.8	4.8	268	91	89	11	48	100	145	80-94
67 Suriname	5.7	3.8	398	..	73	24	42	85	50	95-100
68 Venezuela	3.8	2.3	386	90	78	10	..	94	200	80-94
69 Romania	5.2	1.4	460	99	98	..	64	98	189	80-94
70 Ukraine	2.9	1.4	176	98	99	..	68	100	299	50-79
71 Saint Lucia	2.9	1.6	272	95	97	..	..	100	58	50-79
72 Brazil	3.2	4.4	573	99	93	18	77	88	206	0-49
73 Colombia	3.6	1.9	356	85	89	..	77	86	94	80-94
74 Oman	2.4	0.6	343	98	99	88	24	95	137	80-94
75 Samoa (Western)	4.7	1.0	199	98	99	..	..	100	34	95-100
76 Thailand	2.1	1.6	254	99	94	..	72	99	30	95-100
77 Saudi Arabia	3.4	1.2	591	98	97	..	32	91	153	95-100
78 Kazakhstan	1.9	1.2	204	99	95	20	66	99	345	50-79
79 Jamaica	2.9	4.0	253	90	86	2	66	95	85	95-100
80 Lebanon	3.4	8.8	673	..	96	30	61	89	274	80-94
81 Fiji	2.7	1.3	224	99	88	..	..	100	34	95-100
82 Armenia	3.2	4.6	273	97	91	40	61	97	287	0-49
83 Philippines	1.5	1.8	169	75	73	28	47	58	115	50-79
84 Maldives	5.6	1.1	263	98	99	..	..	70	78	50-79
85 Peru	2.6	2.1	231	90	95	29	69	59	103	50-79
86 Turkmenistan	3.0	1.1	245	99	88	31	62	97	300	50-79
87 St. Vincent & the Grenadines	3.8	2.2	358	90	99	..	..	100	88	80-94
88 Turkey	3.6	1.5	294	77	82	15	64	81	123	95-100
89 Paraguay	3.1	4.9	332	65	82	..	57	71	49	0-49
90 Jordan	4.5	5.0	412	..	95	..	56	97	205	95-100
91 Azerbaijan	1.1	0.5	48	99	97	27	55	84	359	50-79
92 Tunisia	4.9	1.6	463	97	94	..	..	90	70	50-79
93 Grenada	3.8	1.5	445	..	94	..	..	99	81	95-100
94 China	2.0	3.4	224	77	79	29	84	76	164	80-94
95 Dominica	4.3	1.7	312	98	98	..	..	100	49	80-94
96 Sri Lanka	1.8	1.9	122	99	99	..	..	97	43	95-100
97 Georgia	1.4	2.2	108	91	73	33	41	96	463	0-49
98 Dominican Republic	2.2	3.9	353	99	92	22	65	98	190	50-79
99 Belize	2.4	2.9	278	97	89	..	..	83	102	80-94
100 Ecuador	2.3	2.3	177	99	80	..	66	69	145	0-49

6 保健医療の状況：資金、アクセス、サービス

HDI順位		保健医療への支出 公的（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 民間（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 1人当たり（PPP US$）2001	MDG 一歳児完全予防接種率 結核（%）2002	MDG 一歳児完全予防接種率 はしか（%）2002	MDG 経口補液療法利用率（%）1994-2002[c]	MDG 避妊普及率[a]（%）1995-2002[c]	MDG 医療従事者の介護による出産（%）1995-2002[c]	医師（10万人当たり）1990-2003[c]	MDG 安価な必須医薬品を継続して利用できる人口[b]（%）1999
101	Iran, Islamic Rep. of	2.8	3.6	422	99	99	..	73	90	110	80-94
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	96	94	43	..	97	84	..
103	El Salvador	3.7	4.3	376	92	93	..	60	90	126	80-94
104	Guyana	4.2	1.1	215	91	95	7	37	86	26	0-49
105	Cape Verde	3.8	0.7	165	92	85	..	53	89	17	80-94
106	Syrian Arab Republic	2.4	3.0	427	99	98	..	..	76 [d]	142	80-94
107	Uzbekistan	2.7	0.9	91	98	97	19	67	96	293	50-79
108	Algeria	3.1	1.0	169	98	81	24	64	92	85	95-100
109	Equatorial Guinea	1.2	0.8	106	73	51	..	..	65	25	0-49
110	Kyrgyzstan	1.9	2.1	108	99	98	13	60	98	272	50-79
111	Indonesia	0.6	1.8	77	77	76	5	57	64	16	80-94
112	Viet Nam	1.5	3.7	134	97	96	20	78	70	54	80-94
113	Moldova, Rep. of	2.9	2.9	117	99	94	19	62	99	271	50-79
114	Bolivia	3.5	1.8	125	94	79	40	53	69	76	50-79
115	Honduras	3.2	2.9	153	94	97	..	62	56	87	0-49
116	Tajikistan	1.0	2.3	43	98	84	20	34	71	212	0-49
117	Mongolia	4.6	1.8	122	98	98	32	67	97	278	50-79
118	Nicaragua	3.8	4.0	158	84	98	18	69	67	62	0-49
119	South Africa	3.6	5.1	652	94	78	..	56	84	25	80-94
120	Egypt	1.9	2.0	153	98	97	..	56	61	218	80-94
121	Guatemala	2.3	2.5	199	96	92	15	38	41	109	50-79
122	Gabon	1.7	1.9	197	89	55	..	33	86	..	0-49
123	São Tomé and Principe	1.5	0.7	22	99	85	25	29	79	47	0-49
124	Solomon Islands	4.7	0.3	133	76	78	..	..	85	13	80-94
125	Morocco	2.0	3.1	199	90	96	..	50	40	49	50-79
126	Namibia	4.7	2.2	342	83	68	8	..	78	29	80-94
127	India	0.9	4.2	80	81	67	..	48 [f]	43	51	0-49
128	Botswana	4.4	2.2	381	99	90	..	40	94	29	80-94
129	Vanuatu	2.3	1.6	107	90	44	..	..	89	12	..
130	Cambodia	1.8	10.0	184	63	52	..	24	32	16	0-49
131	Ghana	2.8	1.9	60	91	81	22	22	44	9	0-49
132	Myanmar	0.4	1.7	26	80	75	11	33	56	30	50-79
133	Papua New Guinea	3.9	0.5	144	71	71	..	26	53	6	80-94
134	Bhutan	3.6	0.4	64	83	78	..	..	24	5	80-94
135	Lao People's Dem. Rep.	1.7	1.4	51	65	55	20	32	19	61	50-79
136	Comoros	1.9	1.2	79	90	71	22	26	62	7	80-94
137	Swaziland	2.3	1.1	167	95	72	7	28	70	15	95-100
138	Bangladesh	1.6	2.0	58	95	77	49	54	12	23	50-79
139	Sudan	0.7	2.8	39	48	49	13	..	86 [g]	16	0-49
140	Nepal	1.5	3.6	63	85	71	11	39	11	5	0-49
141	Cameroon	1.2	2.1	42	77	62	23	19	60	7	50-79
人間開発低位国											
142	Pakistan	1.0	3.0	85	67	57	19	28	20	68	50-79
143	Togo	1.4	1.5	45	84	58	15	26	49	6	50-79
144	Congo	1.4	0.8	27	51	37	13	..	..	25	50-79
145	Lesotho	4.3	1.2	101	83	70	10	30	60	7	80-94
146	Uganda	3.4	2.5	57	96	77	..	23	39	5	50-79
147	Zimbabwe	2.8	3.4	142	80	58	50	54	73	6	50-79
148	Kenya	1.7	6.2	114	91	78	30	39	44	14	0-49
149	Yemen	1.6	3.0	69	74	65	..	21	22	22	50-79
150	Madagascar	1.3	0.7	20	73	61	30	19	46	9	50-79
151	Nigeria	0.8	2.6	31	54	40	24	15	42	27	0-49

6 保健医療の状況：資金、アクセス、サービス

HDI順位		保健医療への支出 公的（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 民間（対GDP比：%）2001	保健医療への支出 1人当たり（PPP US$）2001	MDG 一歳児完全予防接種率 結核（%）2002	MDG 一歳児完全予防接種率 はしか（%）2002	MDG 経口補液療法利用率（%）1994-2002[c]	MDG 避妊普及率[a]（%）1995-2002[c]	MDG 医療従事者の介護による出産（%）1995-2002[c]	医師（10万人当たり）1990-2003[c]	MDG 安価な必須医薬品を継続して利用できる人口[b]（%）1999
152	Mauritania	2.6	1.0	45	98	81	..	8	57	14	50-79
153	Haiti	2.7	2.4	56	71	53	..	27	24	25	0-49
154	Djibouti	4.1	2.9	90	52	62	..	..	..	13	80-94
155	Gambia	3.2	3.3	78	99	90	27	10	55	4	80-94
156	Eritrea	3.7	2.0	36.	91	84	30	8	21	5	50-79
157	Senegal	2.8	2.0	63	70	54	33	13	58	10	50-79
158	Timor-Leste	5.8	4.0	..	83	47	7	..	24	..	..
159	Rwanda	3.1	2.5	44	99	69	4	13	31	2	0-49
160	Guinea	1.9	1.6	61	71	54	21	6	35	13	80-94
161	Benin	2.1	2.4	39	94	78	35	19	66	10	50-79
162	Tanzania, U. Rep. of	2.1	2.3	26	88	89	21	25	36	4	50-79
163	Côte d'Ivoire	1.0	5.2	127	66	56	25	15	63	9	80-94
164	Zambia	3.0	2.7	52	92	85	28	34	43	7	50-79
165	Malawi	2.7	5.1	39	78	69	..	31	56	..	0-49
166	Angola	2.8	1.6	70	82	74	7	6	45	5	0-49
167	Chad	2.0	0.6	17	67	55	36	8	16	3	0-49
168	Congo, Dem. Rep. of the	1.5	1.9	12	55	45	11	31	61	7	..
169	Central African Republic	2.3	2.2	58	70	35	34	28	44	4	50-79
170	Ethiopia	1.4	2.1	14	76	52	..	8	6	3	50-79
171	Mozambique	4.0	1.9	47	78	58	27	6	44	2	50-79
172	Guinea-Bissau	3.2	2.7	37	70	47	13	8	35	17	0-49
173	Burundi	2.1	1.5	19	84	75	10	16	25	1	0-49
174	Mali	1.7	2.7	30	73	33	22	8	41	4	50-79
175	Burkina Faso	1.8	1.2	27	72	46	37	12	31	4	50-79
176	Niger	1.4	2.3	22	47	48	38	14	16	3	50-79
177	Sierra Leone	2.6	1.7	26	70	60	29	4	42	9	0-49
開発途上国		..	..	..	80	72	..	..	55	..	..
後発開発途上国		..	..	..	76	62	..	..	33	..	..
アラブ諸国		..	..	..	86	82	..	..	67	..	..
東アジア・太平洋諸国		..	..	..	79	79	..	..	73	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		..	..	..	95	91	..	..	83	..	..
南アジア		..	..	..	81	68	..	..	37	..	..
サハラ以南アフリカ		..	..	..	73	58	..	..	42	..	..
中東欧・CIS諸国		..	..	..	97	96	..	..	97	..	..
OECD諸国		..	..	..	..	90	..	..	95	..	..
高所得OECD諸国		..	..	..	..	90	..	..	99	..	..
人間開発高位国		..	..	..	..	92	..	..	97	..	..
人間開発中位国		..	..	..	84	78	..	..	62	..	..
人間開発低位国		..	..	..	71	57	..	..	35	..	..
高所得国		..	..	..	..	90	..	..	99	..	..
中所得国		..	..	..	87	86	..	..	80	..	..
低所得国		..	..	..	77	64	..	..	41	..	..
全世界		..	..	..	81 [g]	75 [g]	..	..	58 [g]	..	..

a. 通常、データは15歳から49歳までの既婚女性をもとにしている。ただし年齢の範囲は国によって異なることがある。b. 必須医薬品の入手についてのデータは、世界保健機関（WHO）の国別・地域別事務所と地域アドバイザーおよび1998-99年に実施された世界医薬品状況調査で得られた統計推計値にもとづく。これらの推計値は、WHO必須医薬品政策局の今日までで最も信頼のおける情報であり、現在WHO加盟国による承認が行われている。必須医薬品政策局では、入手状況を非常に低いアクセス（0-49%）、低いアクセス（50-79%）、中程度のアクセス（80-94%）、高度なアクセス（95-100%）の4グループに分類している。ここでデータを示すのに使われているこの分類方法による推定値のほうが、その他のデータより精度が高いことがあるため、WHOのデータ分析に頻繁に用いられている。c. データは記載の期間内で入手可能な最新年のもの。d. データは記載されている以外の年あるいは期間をもとにしている。このデータは標準的定義とは異なるか、または国のある一部のみをもとにしている。e. 北アイルランドを除く。f. トリプラ州を除く。g. データは、UNICEF 2003bの世界全体の集計をもとにしている。

出典：第1-3列: WHO 2004b; 第4-6列と第8列: UNICEF 2003b; 第7列: UN 2004g; 第9列: WHO 2004d; 第10列: WHO 2004a.

7 水、衛生設備、栄養状況

HDI順位		MDG 改善された衛生設備を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 改善された水源を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 栄養不良の人々（全人口に占める割合：%） 1990/92[a]	1999/2001[a]	MDG 年齢のわりに低体重の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	年齢のわりに低身長の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	出生時低体重児（%） 1998-2002[b]
人間開発高位国										
1	Norway	..	..	100	100	..	..	..	..	5
2	Sweden	100	100	100	100	..	..	..	..	4
3	Australia	100	100	100	100	..	..	..	..	7
4	Canada	100	100	100	100	..	..	..	..	6
5	Netherlands	100	100	100	100	..	..	..	..	..
6	Belgium	..	..	..	..	..	..	..	..	8 [c]
7	Iceland	..	..	..	..	..	..	..	..	4
8	United States	100	100	100	100	..	..	1 [c]	2 [c]	8
9	Japan	..	..	..	..	..	..	..	..	8
10	Ireland	..	..	..	..	..	..	..	..	6
11	Switzerland	100	100	100	100	..	..	..	..	6
12	United Kingdom	100	100	100	100	..	..	..	..	8
13	Finland	100	100	100	100	..	..	..	..	4
14	Austria	100	100	100	100	..	..	..	..	7
15	Luxembourg	..	..	..	..	..	..	..	..	8
16	France	..	..	..	..	..	..	..	..	7
17	Denmark	..	..	..	100	..	..	..	..	5
18	New Zealand	..	..	..	..	..	..	..	..	6
19	Germany	..	..	..	..	..	..	..	..	7
20	Spain	..	..	..	..	..	..	..	..	6 [c]
21	Italy	..	..	..	..	..	..	..	..	6
22	Israel	..	..	..	..	..	..	..	..	8
23	Hong Kong, China (SAR)	..	..	..	..	..	..	..	..	..
24	Greece	..	..	..	..	..	..	..	..	8
25	Singapore	100	100	100	100	..	..	14 [c]	11 [c]	8
26	Portugal	..	..	..	..	..	..	..	..	8
27	Slovenia	..	..	100	100	..	..	..	..	6
28	Korea, Rep. of	..	63	..	92	..	..	..	..	4
29	Barbados	..	100	..	100	..	..	6 [c]	7 [c]	10 [c]
30	Cyprus	100	100	100	100	..	..	..	..	..
31	Malta	100	100	100	100	..	..	..	..	6
32	Czech Republic	..	..	..	..	..	..	1 [c]	2 [c]	7
33	Brunei Darussalam	..	..	..	..	..	..	..	..	10
34	Argentina	82	..	94	..	..	..	5	12	7
35	Seychelles	..	..	..	..	..	..	6 [c]	5 [c]	..
36	Estonia	..	..	..	..	..	4	..	..	4
37	Poland	..	..	..	..	..	..	..	..	6
38	Hungary	99	99	99	99	..	..	2 [c]	3 [c]	9
39	Saint Kitts and Nevis	..	96	..	98	..	..	..	..	9
40	Bahrain	..	..	..	..	..	..	9	10	8
41	Lithuania	..	..	..	..	..	..	..	..	4
42	Slovakia	..	100	..	100	..	5	..	..	7
43	Chile	97	96	90	93	8	4	1	2	5
44	Kuwait	..	..	..	..	22	4	10	24	7
45	Costa Rica	..	93	..	95	7	6	5	6	7
46	Uruguay	..	94	..	98	6	3	5	8	8
47	Qatar	..	..	..	..	..	..	6	8	10
48	Croatia	..	..	..	..	..	12	1	1	6
49	United Arab Emirates	..	..	..	..	4	..	14	17	15 [c]
50	Latvia	..	..	..	..	..	6	..	..	5

HDI順位		MDG 改善された衛生設備を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 改善された水源を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 栄養不良の人々（全人口に占める割合：%） 1990/92[a]	1999/2001[a]	MDG 年齢のわりに低体重の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	年齢のわりに低身長の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	出生時低体重児（%） 1998-2002[b]
51	Bahamas	..	100	..	97	..	..	..	..	7
52	Cuba	..	98	..	91	8	11	4	5	6
53	Mexico	70	74	80	88	5	5	8	18	9
54	Trinidad and Tobago	99	99	91	90	13	12	7 [c]	5 [c]	23
55	Antigua and Barbuda	..	95	..	91	..	..	10 [c]	7 [c]	8
人間開発中位国										
56	Bulgaria	..	100	..	100	..	16	..	..	10
57	Russian Federation	..	..	..	99	..	4	3	13	6
58	Libyan Arab Jamahiriya	97	97	71	72	..	..	5	15	7 [c]
59	Malaysia	..	..	..	..	3	..	12	..	10
60	Macedonia, TFYR	..	..	..	..	..	10	6	7	5
61	Panama	..	92	..	90	20	26	7	14	10 [c]
62	Belarus	..	..	..	100	..	3	..	..	5
63	Tonga	..	..	..	100	..	..	..	..	0
64	Mauritius	100	99	100	100	6	5	15	10	13
65	Albania	..	91	..	97	..	4	14	32	3
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	..	..	..	8	4	10	4
67	Suriname	..	93	..	82	13	11	13	10	13
68	Venezuela	..	68	..	83	11	18	5 [c]	13 [c]	7
69	Romania	..	53	..	58	..	..	6 [c]	8 [c]	9
70	Ukraine	..	99	..	98	..	4	3	15	5
71	Saint Lucia	..	89	..	98	..	..	14 [c]	11 [c]	8
72	Brazil	71	76	83	87	12	9	6	11	10 [c]
73	Colombia	83	86	94	91	17	13	7	14	9
74	Oman	84	92	37	39	..	..	24	23	8
75	Samoa (Western)	..	99	..	99	..	..	..	..	4 [c]
76	Thailand	79	96	80	84	28	19	19 [c]	16 [c]	9
77	Saudi Arabia	..	100	..	95	4	3	14	20	11 [c]
78	Kazakhstan	..	99	..	91	..	22	4	10	8
79	Jamaica	99	99	93	92	14	9	6	6	9
80	Lebanon	..	99	..	100	3	3	3	12	6
81	Fiji	..	43	..	47	..	..	8 [c]	3 [c]	10
82	Armenia	..	..	..	..	..	51	3	13	7
83	Philippines	74	83	87	86	26	22	28	30	20
84	Maldives	..	56	..	100	..	..	30	25	22
85	Peru	60	71	74	80	40	11	7	25	11 [c]
86	Turkmenistan	..	..	..	..	..	7	12	22	6
87	St. Vincent & the Grenadines	..	96	..	93	..	..	..	..	10
88	Turkey	87	90	79	82	..	3	8	16	16
89	Paraguay	93	94	63	78	18	13	5	11	9 [c]
90	Jordan	98	99	97	96	4	6	5	8	10 [c]
91	Azerbaijan	..	81	..	78	..	21	7	13	11
92	Tunisia	76	84	75	80	..	..	4	12	7
93	Grenada	..	97	..	95	..	..	..	..	9
94	China	29 [c]	40	71	75	17	11	11	16	6
95	Dominica	..	83	..	97	..	..	5 [c]	6 [c]	10
96	Sri Lanka	85	94	68	77	29	25	29	14	22
97	Georgia	..	100	..	79	..	26	3	12	6
98	Dominican Republic	66	67	83	86	27	25	5	6	14
99	Belize	..	50	..	92	..	..	6 [c]	..	6
100	Ecuador	70	86	71	85	8	4	15	27	16

7 水、衛生設備、栄養状況

HDI順位		MDG 改善された衛生設備を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 改善された水源を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 栄養不良の人々（全人口に占める割合：%） 1990/92[a]	1999/2001[a]	MDG 年齢のわりに低体重の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	年齢のわりに低身長の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	出生時低体重児（%） 1998-2002[b]
101	Iran, Islamic Rep. of	..	83	..	92	5	5	11	15	7
102	Occupied Palestinian Territories	..	100	..	86	..	..	4	9	9
103	El Salvador	73	82	66	77	12	14	12	23	13
104	Guyana	..	87	..	94	21	14	14	11	12
105	Cape Verde	..	71	..	74	..	..	14 [c]	16 [c]	13
106	Syrian Arab Republic	..	90	..	80	5	4	7	18	6
107	Uzbekistan	..	89	..	85	..	26	19	31	7
108	Algeria	..	92	..	89	5	6	6	18	7
109	Equatorial Guinea	..	53	..	44	..	..	19	39	13
110	Kyrgyzstan	..	100	..	77	..	7	11	25	7 [c]
111	Indonesia	47	55	71	78	9	6	26	..	10 [c]
112	Viet Nam	29	47	55	77	27	19	33	36	9
113	Moldova, Rep. of	..	99	..	92	..	12	3	10	5
114	Bolivia	52	70	71	83	26	22	10	26	9
115	Honduras	61	75	83	88	23	20	17	29	14
116	Tajikistan	..	90	..	60	..	71	..	..	15
117	Mongolia	..	30	..	60	34	38	13	25	8
118	Nicaragua	76	85	70	77	30	29	10	20	13
119	South Africa	86	87	86	86	..	..	12	25	15
120	Egypt	87	98	94	97	5	3	11	21	12
121	Guatemala	70	81	76	92	16	25	24	46	13
122	Gabon	..	53	..	86	11	7	12	21	14
123	São Tomé and Principe	..	..	..	..	..	..	13	29	..
124	Solomon Islands	..	34	..	71	..	..	21 [c]	27 [c]	13 [c]
125	Morocco	58	68	75	80	6	7	9	24	11 [c]
126	Namibia	33	41	72	77	20	7	24	24	16 [c]
127	India	16	28	68	84	25	21	47	46	30
128	Botswana	60	66	93	95	18	24	13	23	10
129	Vanuatu	..	100	..	88	..	..	20 [c]	19 [c]	6
130	Cambodia	..	17	..	30	43	38	45	45	11
131	Ghana	61	72	53	73	35	12	25	26	11
132	Myanmar	..	64	..	72	10	7	35	34	15
133	Papua New Guinea	82	82	40	42	25	27	35 [c]	..	11 [c]
134	Bhutan	..	70	..	62	..	..	19	40	15
135	Lao People's Dem. Rep.	..	30	..	37	29	22	40	41	14
136	Comoros	98	98	88	96	..	..	25	42	25
137	Swaziland	..	..	..	..	10	12	10	30	9
138	Bangladesh	41	48	94	97	35	32	48	45	30
139	Sudan	58	62	67	75	31	25	17	..	31
140	Nepal	20	28	67	88	18	17	48	51	21
141	Cameroon	77	79	51	58	33	27	21	35	11
人間開発低位国										
142	Pakistan	36	62	83	90	26	19	38	37	19 [c]
143	Togo	37	34	51	54	33	25	25	22	15
144	Congo	..	..	..	51	37	30	14	19	..
145	Lesotho	..	49	..	78	27	25	18	46	14
146	Uganda	..	79	45	52	23	19	23	39	12
147	Zimbabwe	56	62	78	83	43	39	13	27	11
148	Kenya	80	87	45	57	44	37	21	35	11
149	Yemen	32	38	..	69	35	33	46	52	32 [c]
150	Madagascar	36	42	44	47	35	36	33	49	14
151	Nigeria	53	54	53	62	13	8	36 [c]	43 [c]	12

7 水、衛生設備、栄養状況

HDI順位		MDG 改善された衛生設備を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 改善された水源を継続して利用できる人口（%） 1990	2000	MDG 栄養不良の人々（全人口に占める割合：%） 1990/92[a]	1999/2001[a]	MDG 年齢のわりに低体重の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	年齢のわりに低身長の子ども（5歳未満の割合：%） 1995-2002[b]	出生時低体重児（%） 1998-2002[b]
152	Mauritania	30	33	37	37	14	10	32	35	42
153	Haiti	23	28	53	46	65	49	17	23	21
154	Djibouti	..	91	..	100	..	..	18	26	..
155	Gambia	..	37	..	62	22	27	17	19	17
156	Eritrea	..	13	..	46	..	61	44	38	21 [c]
157	Senegal	57	70	72	78	23	24	23	25	18
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	43	47	10
159	Rwanda	..	8	..	41	43	41	27	41	9
160	Guinea	55	58	45	48	40	28	23	26	12
161	Benin	20	23	..	63	20	16	23	31	16
162	Tanzania, U. Rep. of	84	90	38	68	35	43	29	44	13
163	Côte d'Ivoire	46	52	80	81	18	15	21	25	17
164	Zambia	63	78	52	64	45	50	28	47	10
165	Malawi	73	76	49	57	49	33	25	49	16
166	Angola	..	44	..	38	61	49	31	45	12
167	Chad	18	29	..	27	58	34	28	29	17 [c]
168	Congo, Dem. Rep. of the	..	21	..	45	31	75	31	38	12
169	Central African Republic	24	25	48	70	50	44	24	39	14
170	Ethiopia	8	12	25	24	..	42	47	52	15
171	Mozambique	..	43	..	57	69	53	26	44	14 [c]
172	Guinea-Bissau	44	56	..	56	..	..	25	30	22
173	Burundi	87	88	69	78	49	70	45	57	16
174	Mali	70	69	55	65	25	21	33	38	23
175	Burkina Faso	..	29	..	42	22	17	34	37	19
176	Niger	15	20	53	59	42	34	40	40	17
177	Sierra Leone	..	66	..	57	46	50	27	34	..
開発途上国		..	51	..	78	21	17	..	..	..
後発開発途上国		..	44	..	62	35	37	..	..	..
アラブ諸国		..	83	..	86	13	13	..	..	..
東アジア・太平洋諸国		..	48	..	76	..	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		72	77	82	86	14	11	..	..	..
南アジア		22	37	72	85	26	22	..	..	..
サハラ以南アフリカ		54	53	52	57	31	32	..	..	..
中東欧・CIS諸国		..	..	..	93	..	10	..	..	..
OECD諸国		..	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得OECD諸国		..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発高位国		..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国		..	51	..	82	19	14	..	..	..
人間開発低位国		44	51	57	62	30	31	..	..	..
高所得国		..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得国		..	61	..	82	..	10	..	..	..
低所得国		30	43	..	76	26	24	..	..	..
全世界		..	61 [e]	..	82 [e]	..	..	..	..	..

a. データは記載されている年の平均である. b. データは記載の期間内で入手可能な最新年のもの. c. データは記載されている以外の年あるいは期間のもの. このデータは標準的定義とは異なるか、または国のある一部のみのもの. d. データはWorld Bank 2004dからのもの. e. UNICEF 2003bの世界全体の集計値.
出典：第1と3列: UN 2004d; UNICEFとWHOの共同作業で得られたデータをもとにしている;第2, 4, 7-9列: UNICEF 2003b; UNICEFとWHOの共同作業で得られたデータをもとにしている; 第5, 6列: FAO 2003.

HDI順位		HIV感染率[a]（%：15-49歳）2003	MDG 最近のハイリスクな性行為でのコンドームの使用[b]（15-24歳の割合：%）女性 1996-2002[h]	男性 1996-2002[h]	MDG マラリア患者[c]（10万人当たり）2000	MDG 5歳未満児 殺虫剤浸漬蚊帳付きベッドで就寝（%）1999-2001[h]	熱が出た際の抗マラリア剤の治療（%）1999-2001[h]	MDG 結核患者 10万人当たり[e] 2002	DOTSによる診断（%）[f] 2002	MDG DOTSで完治（%）[g] 2001	喫煙率[d]（成人者の割合：%）女性 2000	男性 2000
人間開発高位国												
1	Norway	0.1 [0.0-0.2]	..	..	..	..	..	5	26	87	32	31
2	Sweden	0.1 [0.0-0.2]	..	..	..	..	..	4	59	62	19	19
3	Australia	0.1 [0.1-0.2]	..	..	..	..	..	6	25	66	18	21
4	Canada	0.3 [0.2-0.5]	72	72	..	..	..	5	52	67	23	27
5	Netherlands	0.2 [0.1-0.4]	..	..	..	..	..	7	54	..	29	37
6	Belgium	0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	11	64	64	26	30
7	Iceland	0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	3	48	67	..	..
8	United States	0.6 [0.3-1.1]	65	65	..	..	..	4	87	70	22	26
9	Japan	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	44	33	75	13	53
10	Ireland	0.1 [0.0-0.3]	..	..	..	..	..	13	..	..	31	32
11	Switzerland	0.4 [0.2-0.6]	..	..	..	..	..	8	..	..	28	39
12	United Kingdom	0.1 [0.1-0.2]	..	..	..	..	..	12	..	..	26	27
13	Finland	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	10	..	..	20	27
14	Austria	0.3 [0.1-0.4]	..	..	..	..	..	12	41	64	19	30
15	Luxembourg	0.2 [0.1-0.4]	..	..	..	..	..	11	69	..	..	..
16	France	0.4 [0.2-0.7]	..	..	..	..	..	14	..	..	30	39
17	Denmark	0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	13	..	..	29	32
18	New Zealand	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	11	48	9	25	25
19	Germany	0.1 [0.1-0.2]	..	..	..	..	..	8	52	67	31	39
20	Spain	0.7 [0.3-1.1]	33	49	..	..	..	30	..	..	25	42
21	Italy	0.5 [0.2-0.8]	..	..	..	..	..	6	63	40	17	32
22	Israel	0.1 [0.1-0.2]	..	..	..	..	..	9	58	79	24	33
23	Hong Kong, China (SAR)	0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	95	51	78	..	..
24	Greece	0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	22	..	..	29	47
25	Singapore	0.2 [0.1-0.5]	..	..	..	..	..	44	39	88	3	27
26	Portugal	0.4 [0.2-0.7]	..	..	..	..	..	37	94	78	7	30
27	Slovenia	<0.1 [<0.2]	18	17	..	..	..	25	68	82	20	30
28	Korea, Rep. of	<0.1 [<0.2]	..	..	9	..	..	138	..	..	5	65
29	Barbados	1.5 [0.4-5.4]	..	..	..	..	..	20	24	..	..	..
30	Cyprus	..	..	..	..	..	..	6	46	92	..	..
31	Malta	0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	5	44	100	..	..
32	Czech Republic	0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	13	57	73	22	36
33	Brunei Darussalam	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	58	121	56	..	..
34	Argentina	0.7 [0.3-1.1]	..	..	1	..	..	61	51	64	34	47
35	Seychelles	..	..	..	..	..	..	52	60	67	..	..
36	Estonia	1.1 [0.4-2.1]	..	..	..	..	..	59	61	64	20	44
37	Poland	0.1 [0.0-0.2]	..	..	..	..	..	36	55	77	25	44
38	Hungary	0.1 [0.0-0.2]	..	..	..	..	..	37	39	46	27	44
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	..	14	49	..	..	..
40	Bahrain	0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	68	12	87	..	..
41	Lithuania	0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	73	62	75	16	51
42	Slovakia	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	28	35	87	30	55
43	Chile	0.3 [0.2-0.5]	18	33	..	..	..	20	112	83	18	26
44	Kuwait	..	..	..	..	..	..	53	..	..	2	30
45	Costa Rica	0.6 [0.3-1.0]	..	..	42	..	..	19	79	72	7	29
46	Uruguay	0.3 [0.2-0.5]	..	..	..	..	..	37	70	85	14	32
47	Qatar	..	..	..	..	..	..	70	39	60	..	..
48	Croatia	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	74	..	..	32	34
49	United Arab Emirates	..	..	..	..	..	..	26	25	62	1	18
50	Latvia	0.6 [0.3-1.0]	66	69	..	..	..	83	78	73	13	49

HDI順位		HIV感染率[a]（%：15-49歳）2003	MDG 最近のハイリスクな性行為でのコンドームの使用[b]（15-24歳の割合：%）女性 1996-2002[h]	男性 1996-2002[h]	MDG マラリア患者[c]（10万人当たり）2000	MDG 5歳未満児 殺虫剤浸漬蚊帳付きベッドで就寝（%）1999-2001[h]	熱が出た際の抗マラリア剤の治療（%）1999-2001[h]	MDG 結核患者 10万人当たり[e] 2002	DOTSによる診断（%）[f] 2002	MDG DOTSで完治（%）[g] 2001	喫煙率[d]（成人者の割合：%）女性 2000	男性 2000
51	Bahamas	3.0 [1.8-4.9]	..	..	..	..	..	60	50	64	..	..
52	Cuba	0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	14	91	93	26	48
53	Mexico	0.3 [0.1-0.4]	57	57	8	..	..	44	73	83	18	51
54	Trinidad and Tobago	3.2 [1.2-8.3]	..	..	1	..	..	19	..	..	8	42
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	8	92	100	..	..
人間開発中位国												
56	Bulgaria	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	60	43	87	24	49
57	Russian Federation	1.1 [0.6-1.9]	..	..	1	..	..	181	6	67	10	63
58	Libyan Arab Jamahiriya	0.3 [0.1-0.6]	..	..	2	..	..	20	..	..	..	..
59	Malaysia	0.4 [0.2-0.7]	..	..	57	..	..	120	78	79	4	49
60	Macedonia, TFYR	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	54	37	88	32	40
61	Panama	0.9 [0.5-1.5]	..	..	36	..	..	50	88	65	20	56
62	Belarus	0.5 [0.2-0.8]	..	..	..	..	..	125	..	..	5	55
63	Tonga	..	..	..	..	..	..	41	164	92	..	..
64	Mauritius	..	..	26	1[i]	..	..	137	25	93	3	45
65	Albania	..	..	..	..	..	..	41	24	98	18	60
66	Bosnia and Herzegovina	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	65	47	98	..	..
67	Suriname	1.7 [0.5-5.8]	..	..	2,954	3	..	103	..	..	..	..
68	Venezuela	0.7 [0.4-1.2]	..	..	94	..	..	54	65	80	39	42
69	Romania	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	189	41	78	25	62
70	Ukraine	1.4 [0.7-2.3]	..	..	..	..	..	143	..	..	19	51
71	Saint Lucia	..	..	..	..	..	..	21	72	50	..	..
72	Brazil	0.7 [0.3-1.1]	32	59	344	..	..	94	10	67	29	38
73	Colombia	0.7 [0.4-1.2]	29	..	250	1	..	69	9	85	21	24
74	Oman	0.1 [0.0-0.2]	..	..	27	..	..	13	106	90	2	16
75	Samoa (Western)	..	..	..	..	..	..	44	75	77	..	..
76	Thailand	1.5 [0.8-2.8]	..	..	130	..	..	179	73	75	3	44
77	Saudi Arabia	..	..	..	32	..	..	59	37	77	1	22
78	Kazakhstan	0.2 [0.1-0.3]	65	28	(.)	..	..	149	93	78	7	60
79	Jamaica	1.2 [0.6-2.2]	38	..	..	..	..	9	68	78	..	..
80	Lebanon	0.1 [0.0-0.2]	69	69	..	..	..	15	68	91	35	46
81	Fiji	0.1 [0.0-0.2]	..	..	..	..	..	43	66	85	..	..
82	Armenia	0.1 [0.1-0.2]	..	43	4	..	..	106	28	90	1	64
83	Philippines	<0.1 [<0.2]	..	..	15	..	..	540	58	88	11	54
84	Maldives	..	..	..	..	..	..	46	92	97	..	..
85	Peru	0.5 [0.3-0.9]	19	..	258	..	..	246	84	90	16	42
86	Turkmenistan	<0.1 [<0.2]	..	..	1	..	..	125	36	75	1	27
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	..	..	..	..	41	0	80	..	..
88	Turkey	<0.1 [<0.2]	..	..	17	..	..	50	..	..	24	65
89	Paraguay	0.5 [0.2-0.8]	79	..	124	..	..	109	8	86	6	24
90	Jordan	..	..	..	3	..	..	6	72	86	10	48
91	Azerbaijan	<0.1 [<0.2]	..	..	19	1	1	109	43	66	1	30
92	Tunisia	<0.1 [<0.2]	..	..	1	..	..	26	92	90	8	62
93	Grenada	..	..	..	..	..	..	8	..	..	..	..
94	China	0.1 [0.1-0.2]	..	..	1	..	..	272	27	96	4	67
95	Dominica	..	..	..	..	..	..	23	36	100	..	..
96	Sri Lanka	<0.1 [<0.2]	..	44	1,110	..	..	73	79	80	2	26
97	Georgia	0.2 [0.1-0.4]	0	..	5	..	..	99	50	67	15	61
98	Dominican Republic	1.7 [0.9-3.0]	12	48	6	..	..	125	43	85	17	24
99	Belize	2.4 [0.8-6.9]	..	..	657	..	..	55	117	66	..	..
100	Ecuador	0.3 [0.1-0.5]	..	..	728	..	..	210	31	82	17	46

8 地球規模の保健医療の主な危機と課題

HDI順位		HIV感染率[a]（%：15-49歳）2003	MDG 最近のハイリスクな性行為でのコンドームの使用[b]（15-24歳の割合：%）女性 1996-2002[h]	男性 1996-2002[h]	MDG マラリア患者[c]（10万人当たり）2000	MDG 5歳未満児 殺虫剤浸漬蚊帳付きベッドで就寝（%）1999-2001[h]	熱が出た際の抗マラリア剤の治療（%）1999-2001[h]	MDG 結核患者 10万人当たり[e] 2002	DOTSによる診断（%）[f] 2002	MDG DOTSで完治（%）[g] 2001	喫煙率[d]（成人者の割合：%）女性 2000	男性 2000
101	Iran, Islamic Rep. of	0.1 [0.1-0.2]	..	..	27	..	..	37	60	84	3	27
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	..	38	..	..	..	..
103	El Salvador	0.7 [0.3-1.1]	..	..	11	..	..	83	57	88	12	38
104	Guyana	2.5 [0.8-7.7]	..	..	3,074	8	3	157	11	90	..	..
105	Cape Verde	..	..	..	..	..	..	352	31	42	..	..
106	Syrian Arab Republic	<0.1 [<0.2]	..	..	(.)	..	..	54	42	81	10	51
107	Uzbekistan	0.1 [0.0-0.2]	..	..	1	..	..	134	24	76	9	49
108	Algeria	0.1 [<0.2]	..	..	2 [i]	..	..	51	114	84	7	44
109	Equatorial Guinea	..	..	..	2,744 [j]	1	49	362	..	..	..	..
110	Kyrgyzstan	0.1 [<0.2]	..	..	(.)	..	..	164	45	81	16	60
111	Indonesia	0.1 [0.0-0.2]	..	..	920	0	4	609	30	86	4	59
112	Viet Nam	0.4 [0.2-0.7]	..	..	95	16	7	263	82	93	4	51
113	Moldova, Rep. of	0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	233	19	66	18	46
114	Bolivia	0.1 [0.0-0.2]	8	22	378	..	..	312	75	82	18	43
115	Honduras	1.8 [1.0-3.2]	..	..	541	..	..	98	114	86	11	36
116	Tajikistan	<0.1 [<0.2]	..	..	303	2	69	169	3	..	..	..
117	Mongolia	<0.1 [<0.2]	..	..	..	..	..	270	69	87	26	68
118	Nicaragua	0.2 [0.1-0.3]	17	..	402	..	..	83	85	83	..	..
119	South Africa	[17.8-24.3]	20	..	143	..	..	366	96	65	11	42
120	Egypt	<0.1 [<0.2]	..	..	(.)	..	..	38	53	82	2	35
121	Guatemala	1.1 [0.6-1.8]	..	..	386	1	..	108	45	85	18	38
122	Gabon	8.1 [4.1-15.3]	33	48	2,148 [k]	..	..	307	73	49	..	..
123	São Tomé and Príncipe	..	..	..	..	23	61	308	..	..	..	..
124	Solomon Islands	..	..	..	15,172	..	..	126	57	89	..	..
125	Morocco	0.1 [0.0-0.2]	..	..	(.)	..	..	100	83	87	2	35
126	Namibia	21.3 [18.2-24.7]	..	..	1,502	..	..	478	76	68	35	65
127	India	[0.4-1.3]	40	51	7	..	..	344	31	85	3	29
128	Botswana	37.3 [35.5-39.1]	75	88	48,704	..	..	338	73	78	..	..
129	Vanuatu	..	..	..	3,260	..	..	147	37	88	..	..
130	Cambodia	2.6 [1.5-4.4]	43	..	476	..	..	734	52	92	8	66
131	Ghana	3.1 [1.9-5.0]	20	33	15,344	..	61	371	41	42	4	28
132	Myanmar	1.2 [0.6-2.2]	..	..	224	..	..	176	73	81	22	44
133	Papua New Guinea	0.6 [0.3-1.0]	..	..	1,688	..	..	543	15	67	28	46
134	Bhutan	..	..	..	285	..	..	205	31	93	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	0.1 [<0.2]	..	..	759	..	..	359	43	77	15	41
136	Comoros	..	..	..	1,930	9	63	121	..	..	..	..
137	Swaziland	38.8 [37.2-40.4]	..	..	2,835	0	26	769	31	36	2	25
138	Bangladesh	[<0.2]	..	..	40	..	..	447	32	84	24	54
139	Sudan	2.3 [0.7-7.2]	..	..	13,934	0	50	346	33	80	1	24
140	Nepal	0.3 [0.2-0.5]	..	52	33	..	..	271	64	88	29	48
141	Cameroon	6.9 [4.8-9.8]	16	31	2,900 [k]	1	66	238	60	62	..	..
人間開発低位国												
142	Pakistan	0.1 [0.0-0.2]	..	..	58	..	..	379	13	77	9	36
143	Togo	4.1 [2.7-6.4]	22	41	7,701 [k]	2	60	688	6	55	..	..
144	Congo	4.9 [2.1-11.0]	12	..	5,880	..	..	435	69	66	..	..
145	Lesotho	28.9 [26.3-31.7]	..	..	0 [i]	..	..	449	61	71	1	39
146	Uganda	4.1 [2.8-6.6]	44	62	46	0	..	550	47	56	17	52
147	Zimbabwe	24.6 [21.7-27.8]	42	69	5,410	..	..	452	46	71	1	34
148	Kenya	6.7 [4.7-9.6]	14	43	545	3	65	579	49	80	32	67
149	Yemen	0.1 [0.0-0.2]	..	..	15,160 [i]	..	..	145	49	80	29	60
150	Madagascar	1.7 [0.8-2.7]	13	..	..	0	61	407	62	69	..	..
151	Nigeria	5.4 [3.6-8.0]	21	38	30	..	..	565	12	79	2	15

8 地球規模の保健医療の主な危機と課題

HDI順位		HIV感染率[a]（%：15-49歳）2003	MDG 最近のハイリスクな性行為でのコンドームの使用[b]（15-24歳の割合：%）女性 1996-2002[h]	男性 1996-2002[h]	MDG マラリア患者[c]（10万人当たり）2000	MDG 5歳未満児 殺虫剤浸漬蚊帳付きベッドで就寝（%）1999-2001[h]	熱が出た際の抗マラリア剤の治療（%）1999-2001[h]	MDG 結核患者 10万人当たり[e] 2002	DOTSによる診断（%）[f] 2002	MDG DOTSで完治（%）[g] 2001	喫煙率[d]（成人者の割合：%）女性 2000	男性 2000
152	Mauritania	0.6 [0.3-1.1]	..	..	11,150 [i]	..	..	437	..	..	..	..
153	Haiti	5.6 [2.5-11.9]	19	30	15 [i]	..	12	392	41	75	9	11
154	Djibouti	..	..	..	715 [i]	..	..	1,161	45	78	..	..
155	Gambia	1.2 [0.3-4.2]	..	..	17,340 [k]	15	55	325	73	71	2	34
156	Eritrea	2.7 [0.9-7.3]	..	..	3,479	..	4	480	14	80	..	..
157	Senegal	0.8 [0.4-1.7]	..	..	11,925	2	36	438	54	53	..	..
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	734	59	73	..	..
159	Rwanda	5.1 [3.4-7.6]	23	55	6,510	5	13	598	29	..	4	7
160	Guinea	3.2 [1.7-8.7]	17	32	75,386	..	..	375	54	74	44	60
161	Benin	1.9 [1.1-3.3]	19	34	10,697 [l]	7	60	131	98	79	..	..
162	Tanzania, U. Rep. of	8.8 [6.4-11.9]	21	31	1,207 [i]	2	53	472	43	81	12	50
163	Côte d'Ivoire	7.0 [4.9-10.0]	25	56	12,152	1	58	634	25	73	2	42
164	Zambia	16.5 [13.5-20.0]	33	42	34,704	1	58	588	40	75	10	35
165	Malawi	14.2 [11.3-17.7]	32	38	25,948	3	27	462	36	70	9	20
166	Angola	3.9 [1.6-9.4]	..	..	8,773	2	63	398	91	66	..	..
167	Chad	4.8 [3.1-7.2]	3	2	197 [i]	1	32	388	42	..	..	24
168	Congo, Dem. Rep. of the	4.2 [1.7-9.9]	13	..	2,960 [i]	1	45	594	52	77	6	..
169	Central African Republic	13.5 [8.3-21.2]	..	..	2,207 [m]	2	69	438	49	61	..	..
170	Ethiopia	[3.9-8.5]	17	30	556 [i]	..	3	508	33	76	..	..
171	Mozambique	12.2 [9.4-15.7]	..	..	18,115	..	..	547	45	77	..	..
172	Guinea-Bissau	..	..	..	2,421 [i]	7	58	316	43	51	..	..
173	Burundi	6.0 [4.1-8.8]	..	..	48,098	1	31	531	28	80	..	..
174	Mali	1.9 [0.6-5.9]	14	30	4,008 [k]	..	..	695	15	50	..	..
175	Burkina Faso	4.2 [2.7-6.5]	41	55	619	..	..	272	18	65	..	..
176	Niger	1.2 [0.7-2.3]	..	..	1,693 [k]	1	48	386	..	..	..	..
177	Sierra Leone	..	..	..	..	2	61	628	36	80	..	..
開発途上国		1.2 [1.0-1.6]	..	..	..	..	..	307	..	..	..	..
後発開発途上国		3.4 [2.6-4.8]	..	..	..	..	..	449	..	..	..	..
アラブ諸国		0.3 [0.1-0.5]	..	..	..	..	..	131	..	..	..	..
東アジア・太平洋諸国		0.2 [0.1-0.3]	..	..	..	..	..	313	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		0.7 [0.4-1.0]	..	..	..	..	..	92	..	..	..	..
南アジア		0.6 [0.3-1.0]	..	..	..	..	..	343	..	..	..	..
サハラ以南アフリカ		7.7 [6.3-9.7]	..	..	..	..	..	495	..	..	..	..
中東欧・CIS諸国		0.6 [0.3-0.9]	..	..	..	..	..	132	..	..	..	..
OECD諸国		0.3 [0.2-0.5]	..	..	..	..	..	25	..	..	..	..
高所得OECD諸国		..	..	..	..	..	..	21	..	..	..	..
人間開発高位国		0.3 [0.2-0.5]	..	..	..	..	..	26	..	..	..	..
人間開発中位国		0.7 [0.5-1.0]	..	..	..	..	..	278	..	..	..	..
人間開発低位国		5.0 [4.0-6.6]	..	..	..	..	..	480	..	..	..	..
高所得国		0.3 [0.2-0.5]	..	..	..	..	..	22	..	..	..	..
中所得国		0.7 [0.5-0.8]	..	..	..	..	..	197	..	..	..	..
低所得国		1.8 [1.2-2.9]	..	..	..	..	..	405	..	..	..	..
全世界		1.1 [0.9-1.5]	..	..	..	..	..	257	..	..	..	..

a. データは、国連エイズ合同計画（United Nations Programme on HIV/AIDS）が開発した新しい推計モデルにもとづく感染率と推計範囲である。範囲推計値は［　］内に記載されている。b. データの制約があるため、国と国の比較には注意が比較が必要である。いくつかの国のデータは、その国の一部のものか、または標準的な定義とは異なる可能性がある。c. データは世界保健機関（WHO）へ報告されたマラリア患者数であるが、国全体の実数の一部にすぎない可能性がある。d. 年齢層は国によって異なるが、多くの場合、18歳以上か15歳以上である。e. データは結核と診断されたすべて患者をもとにしている。f. 直接監視下短期化学療法（DOTS）患者診断と治療戦略によって、新たに結核と診断された年間患者数を、新規結核患者の年間推計で割って計算した。罹患率の高い地域で未治療やその他の慢性病のある患者の診断や、過剰報告（2重に数えるなど）、過剰診断あるいは実数より低い感染者の推計（WHO 2003）などによって、数値は100%を超えることがある。g. データは、2001年にDOTS患者診断と治療戦略によって、治療のために登録され、治療により完治した新規結核感染者の割合。h. 記載された期間内で入手可能な最新年のもの。i. データは1999年のもの。j. データは1995年のもの。k. データは1998年のもの。l. データは1997年のもの。m. データは1994年のもの。

出典：第1列: UNAIDS 2004; 集計値は人間開発報告書事務局のためにUNAIDSが計算; 第2, 3列: UNICEF 2003b; UNICEF, UNAIDS, WHOの共同作業で得られたデータをもとにしている; 第4列: UN 2004c; WHOのデータをもとにしている; 第5, 6列: UNICEF 2003b; 第7-9列: WHO 2004e; 第10, 11列: World Bank 2004f; WHOとNational Tobacco Information Online System（国家タバコ情報オンラインシステム）のデータをもとにしている。

HDI順位		出生時平均余命（歳） 1970-75[c]	出生時平均余命（歳） 2000-05[c]	MDG 乳児死亡率（出生1000人当たり） 1970	MDG 乳児死亡率（出生1000人当たり） 2002	MDG 5歳未満死亡率（出生1000人当たり） 1970	MDG 5歳未満死亡率（出生1000人当たり） 2002	65歳まで生存できる出生時確率[a] 女性（%：コホート） 2000-05[c]	65歳まで生存できる出生時確率[a] 男性（%：コホート） 2000-05[c]	MDG 妊産婦死亡率[b] 報告された死亡率（出生10万件当たり） 1985-2002[d]	MDG 妊産婦死亡率[b] 死亡率調整値（出生10万件当たり） 2000
人間開発高位国											
1	Norway	74.4	78.9	13	4	15	4	90.8	83.5	6	16
2	Sweden	74.7	80.1	11	3	15	3	91.6	86.1	5	2
3	Australia	71.7	79.2	17	6	20	6	90.7	83.8	..	8
4	Canada	73.2	79.3	19	5	23	7	90.1	83.9	..	6
5	Netherlands	74.0	78.3	13	5	15	5	89.7	83.5	7	16
6	Belgium	71.4	78.8	21	5	29	6	90.4	82.5	..	10
7	Iceland	74.3	79.8	13	3	14	4	90.7	85.9	..	0
8	United States	71.5	77.1	20	7	26	8	86.4	78.1	8	17
9	Japan	73.3	81.6	14	3	21	5	93.0	85.0	8	10
10	Ireland	71.3	77.0	20	6	27	6	89.0	82.0	6	5
11	Switzerland	73.8	79.1	15	5	18	6	91.0	82.9	5	7
12	United Kingdom	72.0	78.2	18	5	23	7	89.4	83.2	7	13
13	Finland	70.7	78.0	13	4	16	5	91.1	79.9	6	6
14	Austria	70.6	78.5	26	5	33	5	90.7	81.6	..	4
15	Luxembourg	70.7	78.4	19	5	26	5	89.8	82.7	0	28
16	France	72.4	79.0	18	4	24	6	91.0	80.2	10	17
17	Denmark	73.6	76.6	14	4	19	4	86.5	79.8	10	5
18	New Zealand	71.7	78.3	17	6	20	6	88.3	82.6	15	7
19	Germany	71.0	78.3	22	4	26	5	90.2	81.7	8	8
20	Spain	72.9	79.3	27	4	34	6	92.2	82.3	0	4
21	Italy	72.1	78.7	30	4	33	6	91.4	82.4	7	5
22	Israel	71.6	79.2	24	6	27	6	90.5	86.2	5	17
23	Hong Kong, China (SAR)	72.0	79.9	..	..	..	..	92.3	84.4	..	..
24	Greece	72.3	78.3	38	5	54	5	91.5	82.3	1	9
25	Singapore	69.5	78.1	22	3	27	4	90.5	83.3	6	30
26	Portugal	68.0	76.2	53	5	62	6	89.3	77.4	8	5
27	Slovenia	69.8	76.3	25	4	29	5	88.7	76.2	17	17
28	Korea, Rep. of	62.6	75.5	43	5	54	5	89.0	73.9	20	20
29	Barbados	69.4	77.2	40	12	54	14	89.0	82.2	0	95
30	Cyprus	71.4	78.3	29	5	33	6	90.8	83.9	0	47
31	Malta	70.6	78.4	25	5	32	5	90.2	85.5	..	0
32	Czech Republic	70.1	75.4	21	4	24	5	88.3	74.8	3	9
33	Brunei Darussalam	68.3	76.3	58	6	78	6	87.9	84.8	0	37
34	Argentina	67.1	74.2	59	16	71	19	85.3	72.3	41	82
35	Seychelles	..	..	..	12	..	16	..	..	..	..
36	Estonia	70.5	71.7	21	10	26	12	83.7	59.9	46	63
37	Poland	70.5	73.9	32	8	36	9	86.5	68.8	4	13
38	Hungary	69.3	71.9	36	8	39	9	82.6	62.7	5	16
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	20	..	24	..	..	130	..
40	Bahrain	63.3	74.0	55	13	75	16	84.8	78.1	46	28
41	Lithuania	71.3	72.7	23	8	28	9	84.9	62.8	13	13
42	Slovakia	70.0	73.7	25	8	29	9	86.5	68.9	16	3
43	Chile	63.4	76.1	78	10	98	12	86.3	76.8	23	31
44	Kuwait	67.0	76.6	49	9	59	10	87.2	82.3	5	5
45	Costa Rica	67.8	78.1	62	9	83	11	88.3	81.1	29	43
46	Uruguay	68.7	75.3	48	14	57	15	85.8	73.2	26	27
47	Qatar	62.1	72.2	45	11	65	16	80.3	72.8	5	7
48	Croatia	69.6	74.2	34	7	42	8	86.3	71.1	2	8
49	United Arab Emirates	62.2	74.7	61	8	83	9	86.6	80.0	3	54
50	Latvia	70.1	71.0	21	17	26	21	82.8	59.2	25	42

HDI順位		出生時平均余命（歳） 1970-75[c]	出生時平均余命（歳） 2000-05[c]	MDG 乳児死亡率（出生1000人当たり） 1970	MDG 乳児死亡率（出生1000人当たり） 2002	MDG 5歳未満死亡率（出生1000人当たり） 1970	MDG 5歳未満死亡率（出生1000人当たり） 2002	65歳まで生存できる出生時確率[a] 女性（%：コホート） 2000-05[c]	65歳まで生存できる出生時確率[a] 男性（%：コホート） 2000-05[c]	MDG 妊産婦死亡率[b] 報告された死亡率（出生10万件当たり） 1985-2002[d]	MDG 妊産婦死亡率[b] 死亡率調整値（出生10万件当たり） 2000
51	Bahamas	66.5	67.1	38	13	49	16	69.6	56.8	..	60
52	Cuba	70.7	76.7	34	7	43	9	85.1	79.1	30	33
53	Mexico	62.4	73.4	79	24	110	29	82.1	71.5	79	83
54	Trinidad and Tobago	65.9	71.3	49	17	57	20	78.8	67.5	70	160
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	12	..	14	..	..	150	..
人間開発中位国											
56	Bulgaria	71.0	70.9	28	14	32	16	83.2	64.9	15	32
57	Russian Federation	69.7	66.8	29	18	36	21	78.0	48.4	37	67
58	Libyan Arab Jamahiriya	52.8	72.8	105	16	160	19	81.5	73.4	77	97
59	Malaysia	63.0	73.1	46	8	63	8	83.9	73.3	30	41
60	Macedonia, TFYR	67.5	73.6	85	22	120	26	84.1	75.8	15	23
61	Panama	66.2	74.7	46	19	68	25	85.1	76.3	70	160
62	Belarus	71.5	70.1	22	17	27	20	81.6	56.4	14	35
63	Tonga	62.6	68.6	..	16	..	20	73.0	69.9	..	..
64	Mauritius	62.9	72.0	64	17	86	19	82.4	66.6	21	24
65	Albania	67.7	73.7	68	26	82	30	87.7	80.1	20	55
66	Bosnia and Herzegovina	67.5	74.0	60	15	82	18	85.2	74.1	10	31
67	Suriname	64.0	71.1	..	31	..	40	79.6	68.4	110	110
68	Venezuela	65.7	73.7	47	19	61	22	83.5	73.2	60	96
69	Romania	69.2	70.5	46	19	57	21	81.5	63.7	34	49
70	Ukraine	70.1	69.7	22	16	27	20	81.1	56.5	18	35
71	Saint Lucia	65.3	72.5	..	17	..	19	77.4	71.2	30	..
72	Brazil	59.5	68.1	95	30	135	36	76.5	59.7	160	260
73	Colombia	61.6	72.2	69	19	108	23	80.8	70.9	78	130
74	Oman	52.1	72.4	126	11	200	13	82.4	75.4	23	87
75	Samoa (Western)	56.1	70.0	106	20	160	25	78.2	65.1	..	130
76	Thailand	61.0	69.3	74	24	102	28	79.9	62.4	36	44
77	Saudi Arabia	53.9	72.3	118	23	185	28	81.1	75.7	..	23
78	Kazakhstan	64.4	66.3	..	61	..	76	76.7	53.1	50	210
79	Jamaica	69.0	75.7	49	17	64	20	85.4	78.9	97	87
80	Lebanon	65.0	73.5	45	28	54	32	83.6	77.2	100	150
81	Fiji	60.6	69.8	50	17	61	21	75.1	67.3	38	75
82	Armenia	72.5	72.4	..	30	..	35	85.4	70.3	22	55
83	Philippines	58.1	70.0	60	29	90	38	78.0	69.9	170	200
84	Maldives	51.4	67.4	157	58	255	77	69.5	69.5	350	110
85	Peru	55.4	69.8	115	30	178	39	77.0	68.0	190	410
86	Turkmenistan	60.7	67.1	..	76	..	98	74.2	60.6	9	31
87	St. Vincent & the Grenadines	61.6	74.1	..	22	..	25	84.2	78.6	93	..
88	Turkey	57.9	70.5	150	36	201	42	81.0	71.0	130	70
89	Paraguay	65.9	70.9	57	26	76	30	79.8	71.4	190	170
90	Jordan	56.5	71.0	77	27	107	33	77.3	71.2	41	41
91	Azerbaijan	69.0	72.2	..	74	..	105	81.3	68.0	25	94
92	Tunisia	55.6	72.8	135	21	201	26	84.6	75.2	69	120
93	Grenada	..	..	..	20	..	25	..	..	1	..
94	China	63.2	71.0	85	31	120	39	81.3	72.7	53	56
95	Dominica	..	..	..	13	..	15	..	..	67	..
96	Sri Lanka	65.1	72.6	65	17	100	19	84.6	73.5	92	92
97	Georgia	69.2	73.6	36	24	46	29	85.6	69.2	67	32
98	Dominican Republic	59.7	66.7	91	32	128	38	72.0	62.3	230	150
99	Belize	67.6	71.4	56	34	77	40	77.9	72.5	140	140
100	Ecuador	58.8	70.8	87	25	140	29	78.6	70.3	160	130

9 生存状況：前進と後退

HDI順位		出生時平均余命（歳） 1970-75[c]	2000-05[c]	MDG 乳児死亡率（出生1000人当たり） 1970	2002	MDG 5歳未満死亡率（出生1000人当たり） 1970	2002	65歳まで生存できる出生時確率[a] 女性（%：コホート） 2000-05[c]	男性（%：コホート） 2000-05[c]	報告された死亡率（出生10万件当たり） 1985-2002[d]	MDG 妊産婦死亡率[b] 死亡率調整値（出生10万件当たり） 2000
101	Iran, Islamic Rep. of	55.3	70.3	122	35	191	42	79.5	71.8	37	76
102	Occupied Palestinian Territories	56.6	72.4	..	23	..	25	81.6	75.1	..	100
103	El Salvador	58.2	70.7	111	33	162	39	77.6	67.3	120	150
104	Guyana	60.0	63.2	81	54	101	72	67.1	54.8	190	170
105	Cape Verde	57.5	70.2	..	29	..	38	79.5	68.1	76	150
106	Syrian Arab Republic	57.0	71.9	90	23	129	28	80.0	74.7	110	160
107	Uzbekistan	64.2	69.7	..	52	..	68	76.9	65.7	34	24
108	Algeria	54.5	69.7	143	39	234	49	76.9	72.8	140	140
109	Equatorial Guinea	40.5	49.1	165	101	281	152	44.2	39.2	..	880
110	Kyrgyzstan	63.1	68.6	111	52	146	61	77.2	61.5	44	110
111	Indonesia	49.2	66.8	104	33	172	45	72.5	64.2	380	230
112	Viet Nam	50.3	69.2	55	30	81	39	77.2	68.8	95	130
113	Moldova, Rep. of	64.8	68.9	46	27	61	32	76.4	60.2	44	36
114	Bolivia	46.7	63.9	147	56	243	71	68.0	60.0	390	420
115	Honduras	53.8	68.9	116	32	170	42	73.4	65.4	110	110
116	Tajikistan	63.4	68.8	78	53	111	72	75.4	66.2	45	100
117	Mongolia	53.8	63.9	..	58	..	71	67.4	57.6	160	110
118	Nicaragua	55.1	69.5	113	32	165	41	75.2	66.5	120	230
119	South Africa	53.7	47.7	..	52	..	65	37.4	24.9	150	230
120	Egypt	52.1	68.8	157	35	235	41	78.0	67.9	84	84
121	Guatemala	53.7	65.8	115	36	168	49	70.5	59.0	190	240
122	Gabon	48.7	56.6	..	60	..	91	52.0	48.6	520	420
123	São Tomé and Principe	56.5	69.9	..	75	..	118	79.1	68.9	..	..
124	Solomon Islands	55.6	69.2	71	20	99	24	76.0	70.2	550	130
125	Morocco	52.9	68.7	119	39	184	43	77.1	69.4	230	220
126	Namibia	49.9	44.3	104	55	155	67	30.8	24.7	270	300
127	India	50.3	63.9	127	67	202	93	67.5	61.9	540	540
128	Botswana	56.1	39.7	99	80	142	110	21.7	17.3	330	100
129	Vanuatu	54.0	68.8	107	34	160	42	73.1	66.3	68	130
130	Cambodia	40.3	57.4	..	96	..	138	56.9	47.6	440	450
131	Ghana	49.9	57.9	112	57	190	100	55.8	50.1	210	540
132	Myanmar	49.3	57.3	122	77	179	109	58.9	47.7	230	360
133	Papua New Guinea	44.7	57.6	106	70	147	94	51.5	45.0	370	300
134	Bhutan	43.2	63.2	156	74	267	94	66.1	61.1	260	420
135	Lao People's Dem. Rep.	40.4	54.5	145	87	218	100	52.9	47.8	530	650
136	Comoros	48.9	60.8	159	59	215	79	61.8	55.3	..	480
137	Swaziland	47.3	34.4	132	106	196	149	15.2	11.0	230	370
138	Bangladesh	45.2	61.4	145	51	239	77	61.1	57.9	380	380
139	Sudan	43.6	55.6	104	64	172	94	54.6	48.3	550	590
140	Nepal	43.3	59.9	165	66	250	91	57.6	56.4	540	740
141	Cameroon	45.7	46.2	127	95	215	166	36.8	31.7	430	730
人間開発低位国											
142	Pakistan	49.0	61.0	120	83	181	107	61.9	60.0	530	500
143	Togo	45.5	49.7	128	79	216	141	42.6	36.9	480	570
144	Congo	55.0	48.2	100	81	160	108	37.5	31.1	..	510
145	Lesotho	49.5	35.1	128	64	190	87	19.2	8.5	..	550
146	Uganda	46.3	46.2	100	82	170	141	33.5	30.6	510	880
147	Zimbabwe	56.0	33.1	86	76	138	123	8.3	9.2	700	1,100
148	Kenya	50.9	44.6	96	78	156	122	30.6	26.1	590	1,000
149	Yemen	39.8	60.0	194	79	303	107	60.0	54.5	350	570
150	Madagascar	44.9	53.6	109	84	180	136	51.5	46.7	490	550
151	Nigeria	44.0	51.5	120	110	201	183	44.5	42.0	..	800

9 生存状況：前進と後退

HDI順位		出生時平均余命（歳） 1970-75[c]	2000-05[c]	MDG 乳児死亡率（出生1000人当たり） 1970	2002	MDG 5歳未満死亡率（出生1000人当たり） 1970	2002	65歳まで生存できる出生時確率[a] 女性（%：コホート） 2000-05[c]	男性（%：コホート） 2000-05[c]	報告された死亡率（出生10万件当たり） 1985-2002[d]	MDG 妊産婦死亡率[b] 死亡率調整値（出生10万件当たり） 2000
152	Mauritania	43.4	52.5	150	120	250	183	50.5	44.4	750	1,000
153	Haiti	48.5	49.5	148	79	221	123	36.1	34.5	520	680
154	Djibout	41.0	45.7	160	100	241	143	37.1	33.2	74	730
155	Gambia	38.0	54.1	183	91	319	126	51.3	45.8	..	540
156	Eritrea	44.3	52.7	..	47	..	89	43.7	35.4	1,000	630
157	Senegal	41.8	52.9	164	79	279	138	52.5	40.0	560	690
158	Timor-Leste	40.0	49.5	..	89	..	126	44.0	39.1	..	660
159	Rwanda	44.6	39.3	124	96	209	183	24.1	22.7	1,100	1,400
160	Guinea	37.3	49.1	197	109	345	169	42.8	40.3	530	740
161	Benin	44.0	50.6	149	93	252	156	47.8	38.8	500	850
162	Tanzania, U. Rep. of	46.5	43.3	129	104	218	165	29.2	26.1	530	1,500
163	Côte d'Ivoire	45.4	41.0	158	102	239	176	25.5	24.8	600	690
164	Zambia	49.7	32.4	109	108	181	192	10.6	11.3	650	750
165	Malawi	41.0	37.5	189	114	330	183	21.3	19.7	1,100	1,800
166	Angola	38.0	40.1	180	154	300	260	31.1	26.4	..	1,700
167	Chad	39.0	44.7	..	117	..	200	36.4	32.4	830	1,100
168	Congo, Dem. Rep. of the	45.8	41.8	148	129	245	205	31.4	27.9	950	990
169	Central African Republic	43.0	39.5	149	115	248	180	24.0	21.0	1,100	1,100
170	Ethiopia	41.8	45.5	160	114	239	171	35.8	32.3	870	850
171	Mozambique	41.1	38.1	163	125	278	197	26.3	19.8	1,100	1,000
172	Guinea-Bissau	36.5	45.3	..	130	..	211	39.4	33.7	910	1,100
173	Burundi	43.9	40.9	138	114	233	190	26.6	25.1	..	1,000
174	Mali	38.2	48.6	225	122	400	222	41.0	37.3	580	1,200
175	Burkina Faso	41.2	45.7	163	107	290	207	34.5	32.1	480	1,000
176	Niger	38.2	46.2	197	156	330	265	39.9	37.6	590	1,600
177	Sierra Leone	35.0	34.2	206	165	363	284	23.5	19.4	1,800	2,000
開発途上国		55.5	64.7	108	61	166	89	69.2	62.0	..	..
後発開発途上国		43.8	50.7	150	99	244	157	44.7	40.7	..	..
アラブ諸国		51.9	66.4	128	48	197	62	72.5	65.6	..	..
東アジア・太平洋諸国		60.5	69.9	84	32	122	42	79.0	70.0	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		61.1	70.6	86	27	123	34	78.7	66.5	..	..
南アジア		49.8	63.3	129	69	206	95	66.4	61.4	..	..
サハラ以南アフリカ		45.2	46.1	139	108	231	178	36.1	32.0	..	..
中東欧・CIS諸国		69.2	69.6	34	18	43	22	80.6	58.8	..	..
OECD諸国		70.4	77.2	40	11	53	14	88.1	78.7	..	..
高所得OECD諸国		71.6	78.4	22	5	28	7	89.5	80.9	..	..
人間開発高位国		70.7	77.5	32	9	42	11	88.4	78.9	..	..
人間開発中位国		57.8	67.3	102	45	154	61	74.3	65.2	..	..
人間開発低位国		45.0	49.1	138	104	225	164	41.2	38.5	..	..
高所得国		71.6	78.4	22	5	28	7	89.5	80.9	..	..
中所得国		62.9	70.1	85	30	121	37	79.5	68.4	..	..
低所得国		48.7	59.2	126	80	202	120	59.1	54.1	..	..
全世界		59.8	66.9	96	56	146	81	72.9	64.4	..	..

a. データは65歳まで生存するであろう出生時の確率に100をかけたもの. b. 妊産婦の年間死亡者数. 掲載されている数字は, 各国政府から報告されたものである. 死亡率調整値は, たびたび指摘されている報告漏れや誤った分類の問題の原因を明らかにするため, UNICEF, WHO, UNFPA（国連人口基金）によって行われた見直しをもとにした数字である. 上記組織は, c. データは記載されている期間の推定値である. d. データは記載の期間内で入手可能な最新年のもの.
出典：第1, 2, 7, 8列: UN 2003; 第3, 5列: UNICEF 2004; 第4, 6, 9, 10列: UNICEF 2003b.

10 教育への取り組み：公的支出

HDI順位		教育への公的支出[a] GDPに占める割合：% 1990[c]	1999-2001[d]	政府支出総額に占める割合：% 1990[c]	1999-2001[d]	レベル別教育への公的支出[b]（全レベルに占める割合：%） 就学前・初等教育 1990[c]	1999-2001[d]	中等教育 1990[c]	1999-2001[d]	高等教育 1990[c]	1999-2001[d]
人間開発高位国											
1	Norway	7.1	6.8	14.6	16.2	39.5	48.3	24.7	20.6 [e]	15.2	25.4
2	Sweden	7.4	7.6	13.8	..	47.7	33.8	19.6	37.7	13.2	28.0
3	Australia	5.1	4.6	14.8	13.8	2.2	35.4	57.4	40.1	32.0	22.9
4	Canada	6.5	5.2	14.2	..	..	..	62.2	..	28.6	35.7
5	Netherlands	6.0	5.0	14.8	10.4	21.5	33.7	37.7	39.7	32.1	26.5
6	Belgium	5.0	5.8 [e]	..	11.6	23.3	33.3 [e]	42.9	45.0 [e]	16.5	19.2 [e]
7	Iceland	5.4	6.0 [e]	..	..	59.5	..	25.6	..	14.9	..
8	United States	5.2	5.6	12.3	15.5	..	39.2	..	34.5	..	26.3
9	Japan	..	3.6	..	10.5	..	37.8	..	39.8	..	15.1
10	Ireland	5.2	4.3	10.2	13.5	37.8	30.9	40.1	34.1	20.4	30.3
11	Switzerland	5.1	5.6	18.7	..	49.9	35.3	25.1	39.0	19.7	23.1
12	United Kingdom	4.9	4.6	..	..	29.7	34.4	43.8	48.4	19.6	17.2
13	Finland	5.6	6.3	11.9	12.2	27.9	27.0	39.4	40.0	23.9	32.9
14	Austria	5.4	5.9	7.6	11.0	23.7	27.0	46.6	45.0	19.1	24.0
15	Luxembourg	3.0	4.1	10.4	8.5 [c]	..	..	..	..	..	..
16	France	5.4	5.7	..	11.4	27.3	31.2	40.7	49.8	13.8	17.6
17	Denmark	..	8.3	..	15.3	..	29.6	..	36.7	..	30.0
18	New Zealand	6.2	6.6	..	..	30.5	30.6	25.3	40.1	37.4	24.7
19	Germany	..	4.6	..	9.9	..	22.8	..	49.0	..	24.5
20	Spain	4.4	4.4	9.4	..	29.3	35.4	45.0	41.8	15.4	22.8
21	Italy	3.1	5.0	..	9.5	33.0	33.8	63.2	48.7	..	16.4
22	Israel	6.3	7.3	11.3	..	43.0	45.2	31.3	29.7	16.2	17.9
23	Hong Kong, China (SAR)	..	4.1	..	21.9	26.6	25.1	38.8	32.7	30.8	33.2
24	Greece	2.5	3.8	..	7.0	34.1	30.2	45.1	40.7	19.5	24.0
25	Singapore	..	..	..	..	29.6	..	36.5	..	29.3	..
26	Portugal	4.2	5.8	..	12.7	44.6	35.2	32.5	43.0	16.3	18.1
27	Slovenia	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
28	Korea, Rep. of	3.5	3.6	22.4	17.4	44.4	42.3	34.1	37.3	7.4	13.5
29	Barbados	7.8	6.5	22.2	16.7	37.5	33.4 [e]	37.6	33.9	19.2	29.9
30	Cyprus	3.5	5.6	11.3	..	38.5	32.6	50.3	50.3	3.8	17.1
31	Malta	4.3	4.9 [e]	8.3	..	25.1	..	44.7	..	14.6	..
32	Czech Republic	..	4.4	..	9.7	..	26.4	..	50.5	..	19.3
33	Brunei Darussalam	..	..	..	9.1 [e]	24.1	..	26.1	..	9.5	..
34	Argentina	1.1	4.6 [c]	10.9	13.7 [e]	3.4	43.3 [e]	44.9	35.6 [e]	46.7	18.4 [e]
35	Seychelles	7.8	7.5 [e]	14.8	..	28.2	..	40.7	..	9.5	..
36	Estonia	..	7.4	..	..	..	44.5	..	34.1	..	16.8
37	Poland	..	5.4	..	12.2	42.8	44.8	17.5	38.0	22.0	16.0
38	Hungary	5.8	5.1	7.8	14.1	55.4	32.0	23.9	38.8	15.2	21.6
39	Saint Kitts and Nevis	2.7	7.7	..	14.7	..	28.5	..	31.5	..	21.2
40	Bahrain	4.2	..	14.6	..	..	..	45.8	..	..	..
41	Lithuania	4.6	..	13.8	..	..	..	..	..	..	..
42	Slovakia	5.1	4.1	..	13.8	..	25.8	..	51.3	..	20.5
43	Chile	2.5	3.9	10.4	17.5	60.1	51.2	17.3	34.3	20.3	14.5
44	Kuwait	4.8	..	3.4	..	53.4	..	13.6	..	16.0	..
45	Costa Rica	4.4	4.7	20.8	21.1	..	50.1	..	30.7	..	19.2
46	Uruguay	3.0	2.5	15.9	11.8	37.5	39.2	30.3	31.5	22.6	29.2
47	Qatar	3.5	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48	Croatia	..	4.2 [c]	..	..	..	..	..	..	..	..
49	United Arab Emirates	1.9	..	14.6	..	..	51.9	..	46.4	..	..
50	Latvia	3.8	5.9	10.8	..	11.2	33.3	56.3	48.7	11.6	16.3

10 教育への取り組み：公的支出

HDI順位		教育への公的支出[a] GDPに占める割合：% 1990[c]	1999-2001[d]	政府支出総額に占める割合：% 1990[c]	1999-2001[d]	レベル別教育への公的支出[b]（全レベルに占める割合：%） 就学前・初等教育 1990[c]	1999-2001[c]	中等教育 1990[c]	1999-2001[d]	高等教育 1990[c]	1999-2001[d]
51	Bahamas	4.0	..	17.8	..	..	..	..	..	..	..
52	Cuba	..	8.5	12.3	16.8	25.7	39.4	39.0	36.4	14.4	17.1
53	Mexico	3.6	5.1	12.8	22.6	32.3	48.6	29.6	34.4	16.5	14.5
54	Trinidad and Tobago	3.6	4.0	11.6	16.7 [e]	42.5	59.6 [e]	36.8	32.3 [e]	11.9	3.7 [e]
55	Antigua and Barbuda	..	3.2	..	..	..	36.9 [e]	..	37.3 [e]	..	15.1 [e]
人間開発中位国											
56	Bulgaria	5.2	..	..	..	70.7	..	..	..	13.9	..
57	Russian Federation	3.5	3.1	..	10.6	..	..	..	..	..	..
58	Libyan Arab Jamahiriya	..	2.7	..	..	..	17.8 [e]	..	14.2 [c]	..	52.7
59	Malaysia	5.2	7.9	18.3	20.0	34.3	28.1	34.4	34.5	19.9	32.1
60	Macedonia, TFYR	..	4.1 [e]	..	..	..	..	..	..	..	..
61	Panama	4.7	4.3	20.9	7.5 [e]	37.0	40.8 [e]	23.3	33.9 [c]	21.3	25.3 [c]
62	Belarus	4.9	6.0	..	..	57.7	..	16.2	..	14.4	..
63	Tonga	..	5.0	..	14.0 [e]	..	49.2 [f]	..	28.9	..	..
64	Mauritius	3.5	3.3	11.8	13.3	37.7	32.0	36.4	38.3	16.6	15.6
65	Albania	5.8	..	..	..	..	..	..	..	..	..
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
67	Suriname	8.1	..	..	..	60.5	..	14.5	..	8.8	..
68	Venezuela	3.0	..	12.0	..	23.5	..	4.5	..	40.7	..
69	Romania	2.8	3.5 [c]	7.3	..	52.1	..	22.1	..	9.6	..
70	Ukraine	5.2	4.2	19.7	15.0	54.9	..	15.0	..	15.1	..
71	Saint Lucia	..	7.3 [e]	..	20.7 [e]	48.2	..	23.3	..	12.8	..
72	Brazil	..	4.0	..	10.4	..	38.7	..	37.6	..	21.6
73	Colombia	2.5	4.4	16.0	18.0 [e]	39.3	47.0	30.9	33.1	20.7	19.9
74	Oman	3.1	4.2 [c]	11.1	..	54.1	36.4 [e,f]	37.0	51.4 [e]	7.4	1.8 [e]
75	Samoa (Western)	3.4	4.5 [c]	10.7	14.6	52.6	43.0	25.2	23.8	0.0	33.2
76	Thailand	3.5	5.0	20.0	31.0	56.2	42.3	21.6	20.5	14.6	21.7
77	Saudi Arabia	6.5	..	17.8	..	78.8	..	..	..	21.2	..
78	Kazakhstan	3.2	..	17.6	..	..	..	..	..	..	..
79	Jamaica	4.7	6.3	12.8	12.3	37.4	36.8	33.2	33.8	21.1	19.2
80	Lebanon	..	2.9	..	11.1	..	..	..	..	..	..
81	Fiji	4.6	5.5 [e]	..	19.4 [e]	..	35.0 [e,f]	..	48.9 [e]	..	16.0 [e]
82	Armenia	7.0	3.2	20.5	..	..	..	..	..	..	29.8
83	Philippines	2.9	3.2	10.1	..	..	60.6	..	21.9	..	13.7
84	Maldives	4.0	..	10.0	..	..	..	..	..	..	..
85	Peru	2.2	3.3	..	21.1	..	..	..	..	..	..
86	Turkmenistan	4.3	..	21.0	..	..	..	..	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	6.4	9.3	13.8	13.4 [e]	..	48.9	..	25.5	..	5.2
88	Turkey	2.2	3.7	..	..	58.1	37.8 [e,f]	29.4	30.1	..	32.2
89	Paraguay	1.1	4.7 [e]	9.1	11.2 [e]	..	53.9 [c]	22.6	29.0 [e]	25.8	17.1 [e]
90	Jordan	8.4	4.6	17.1	20.6	..	51.7	62.4	48.3	35.1	..
91	Azerbaijan	..	3.5	23.5	23.1	..	..	..	..	..	8.3
92	Tunisia	6.0	6.8 [e]	13.5	17.4 [e]	39.8	33.3 [e,f]	36.4	45.0 [e]	18.5	21.7 [e]
93	Grenada	5.1	..	13.2	..	64.1	..	31.7	..	0.0	..
94	China	2.3	..	12.8	..	..	..	..	..	..	..
95	Dominica	..	5.0 [c]	..	..	..	64.4 [e]	..	30.1 [e]	..	..
96	Sri Lanka	2.6	1.3	8.1	..	..	..	84.3	..	13.4	..
97	Georgia	..	2.5	..	13.1	..	..	..	..	..	..
98	Dominican Republic	..	2.4	..	13.2	..	46.3 [e]	..	18.9 [e]	..	10.9
99	Belize	4.7	6.2	18.5	20.9	61.0	44.9	20.2	35.1	8.1	16.2
100	Ecuador	2.8	1.0 [e]	17.2	8.0 [c]	34.4	45.3 [e]	34.2	44.5 [e]	18.3	9.1 [e]

10 教育への取り組み：公的支出

HDI順位		教育への公的支出[a] GDPに占める割合：% 1990[c]	1999-2001[d]	政府支出総額に占める割合：% 1990[c]	1999-2001[d]	レベル別教育への公的支出[b]（全レベルに占める割合：%） 就学前・初等教育 1990[c]	1999-2001[d]	中等教育 1990[c]	1999-2001[c]	高等教育 1990[c]	1999-2001[c]
101	Iran, Islamic Rep. of	4.1	5.0	22.4	21.7	33.2	26.8	39.2	36.3	13.6	18.5
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
103	El Salvador	1.9	2.5 [e]	16.6	19.4 [e]	..	61.2 [e]	..	20.8 [e]	..	6.7
104	Guyana	3.4	4.1 [e]	4.4	8.6 [e]	..	..	..	..	..	..
105	Cape Verde	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
106	Syrian Arab Republic	4.1	4.0	17.3	11.1	38.5	..	28.2	39.2	21.3	..
107	Uzbekistan	..	..	20.4	..	..	..	..	..	..	..
108	Algeria	5.3	..	21.1	..	..	..	..	..	..	..
109	Equatorial Guinea	..	0.5	..	1.6	..	39.1 [c]	..	30.7 [c]	..	30.1 [e]
110	Kyrgyzstan	8.3	3.1	22.5	18.6	8.5	..	57.9	..	10.0	..
111	Indonesia	1.0	1.3	..	9.8	..	37.8	..	38.8	..	23.4
112	Viet Nam	..	..	7.5	..	..	..	..	..	..	..
113	Moldova, Rep. of	..	4.0	..	15.0	..	..	..	..	..	..
114	Bolivia	2.3	6.0	..	18.4	..	38.1	..	19.0	..	26.6
115	Honduras	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
116	Tajikistan	9.7	2.4	24.7	..	6.9	..	57.0	..	9.1	..
117	Mongolia	12.1	6.5 [e]	17.6	..	13.9	..	48.8	..	14.5	..
118	Nicaragua	3.4	..	9.7	13.8	..	47.5 [f]	..	..	..	..
119	South Africa	6.2	5.7	..	..	75.6	47.2	..	31.3	21.5	14.5
120	Egypt	3.7	..	..	..	..	..	..	..	..	..
121	Guatemala	1.4	1.7	11.8	11.4	31.1	..	12.9	..	21.2	..
122	Gabon	..	3.9 [e]	..	..	..	35.6 [c]	..	38.9 [e]	..	25.5 [e]
123	São Tomé and Príncipe	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
124	Solomon Islands	..	3.5 [c]	..	15.4 [c]	..	..	..	..	..	..
125	Morocco	5.3	5.1	26.1	..	34.8	48.0 [f]	48.9	51.5	16.2	0.3
126	Namibia	7.6	7.9	..	21.0	..	59.0	..	27.2	..	12.0
127	India	3.9	4.1	12.2	12.7	38.9	38.4	27.0	40.1	14.9	20.3
128	Botswana	6.7	2.1	17.0	25.6	..	53.2	..	23.8	..	18.6
129	Vanuatu	4.6	10.5	..	26.7	59.8	27.9	26.6	57.4	3.4	10.5
130	Cambodia	..	2.0	..	15.3	..	75.5	..	11.2	..	5.0
131	Ghana	3.2	4.1 [e]	24.3	..	29.2	..	34.3	..	11.0	..
132	Myanmar	..	1.3	..	18.1 [c]	..	46.6 [c,f]	..	27.0 [e]	..	26.4
133	Papua New Guinea	..	2.3 [e]	..	17.5 [c]	..	71.4 [c]	..	24.3 [e]	..	4.3 [e]
134	Bhutan	..	5.2	..	12.9	..	..	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	..	3.2	..	10.6	..	46.9	..	19.0	..	12.6
136	Comoros	..	..	..	..	42.4	..	28.2	..	17.3	..
137	Swaziland	5.7	5.5	19.5	..	31.2	37.7	24.5	31.1	26.0	22.4
138	Bangladesh	1.5	2.3	10.3	15.8	45.6	45.1 [f]	42.2	43.8	8.7	11.1
139	Sudan	0.9	..	2.8	..	..	..	..	..	..	..
140	Nepal	2.0	3.4	8.5	13.9	48.2	59.2 [f]	15.7	23.1	23.3	12.1
141	Cameroon	3.2	5.4	19.6	22.1	70.5	..	..	..	29.5	..
人間開発低位国											
142	Pakistan	2.6	1.8 [e]	7.4	7.8 [e]	..	..	..	..	..	..
143	Togo	5.5	4.8	26.4	23.2	30.4	48.6 [c]	25.8	29.3	29.0	17.4
144	Congo	5.0	3.2	14.4	12.6	..	32.7	..	27.3	..	32.6
145	Lesotho	6.1	10.0	12.2	18.4	..	49.3	..	27.7	..	16.7
146	Uganda	1.5	2.5 [c]	11.5	..	..	..	..	..	..	..
147	Zimbabwe	..	10.4 [c]	..	..	54.1	..	28.6	..	12.3	..
148	Kenya	6.7	6.2 [c]	17.0	22.3 [c]	50.3	..	18.8	..	21.6	..
149	Yemen	..	10.0 [c]	..	32.8	..	..	..	..	..	..
150	Madagascar	2.1	2.5	..	..	49.1	48.0 [f]	35.6	33.0	..	11.9 [c]
151	Nigeria	0.9	..	..	..	..	..	..	..	..	..

10 教育への取り組み：公的支出

HDI順位		教育への公的支出[a] GDPに占める割合：% 1990[c]	1999-2001[c]	政府支出総額に占める割合：% 1990[c]	1999-2001[c]	レベル別教育への公的支出[b]（全レベルに占める割合：%） 就学前・初等教育 1990[c]	1999-2001[d]	中等教育 1990[c]	1999-2001[c]	高等教育 1990[c]	1999-2001[d]
152	Mauritania	..	3.6 [e]	..	..	33.3	54.5 [e,f]	37.7	31.4 [c]	24.9	14.1 [e]
153	Haiti	1.4	..	20.0	..	53.1	..	19.0	..	9.1	..
154	Djibouti	..	..	10.5	..	58.0	..	21.7	..	11.5	..
155	Gambia	3.8	2.7 [c]	14.6	14.2 [e]	41.6	..	21.2	..	17.8	..
156	Eritrea	..	2.7	..	..	..	45.8 [f]	..	10.0	..	..
157	Senegal	3.9	3.2 [c]	26.9	..	43.9	..	25.7	..	24.0	..
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	..	2.8 [c]	..	..	..	48.7 [e]	..	16.7 [c]	..	34.7 [e]
160	Guinea	..	1.9 [e]	..	25.6 [e]	..	..	..	..	..	..
161	Benin	..	3.3 [e]	..	..	..	57.4 [e]	..	25.5 [c]	..	16.4 [e]
162	Tanzania, U. Rep. of	3.2	..	11.4	..	..	..	..	..	..	..
163	Côte d'Ivoire	..	4.6	..	21.5	..	42.4 [e]	..	32.5 [c]	..	25.1 [e]
164	Zambia	2.4	1.9	8.7	..	..	..	..	..	..	..
165	Malawi	3.3	4.1 [e]	11.1	..	44.7	..	13.1	..	20.2	..
166	Angola	3.9	2.8 [e]	10.7	..	96.3	..	..	..	3.7	..
167	Chad	..	2.0 [e]	..	..	..	..	..	25.9 [e]	..	16.6 [e]
168	Congo, Dem. Rep. of the	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
169	Central African Republic	2.2	..	..	..	..	..	..	..	..	..
170	Ethiopia	3.4	4.8	9.4	13.8	53.9	..	28.1	..	12.1	..
171	Mozambique	3.9	2.4 [e]	12.0	..	49.8	..	15.7	..	9.9	..
172	Guinea-Bissau	..	2.1	..	4.8	..	..	..	..	..	..
173	Burundi	3.4	3.6 [e]	16.7	20.7 [e]	46.8	38.0	29.1	35.0	22.0	26.9
174	Mali	..	2.8 [e]	..	..	..	45.7 [c]	..	39.7 [e]	..	14.6 [c]
175	Burkina Faso	2.7	..	..	..	..	..	..	..	..	..
176	Niger	3.2	2.3	18.6	..	..	49.2 [f]	..	24.5	..	16.2
177	Sierra Leone	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

注：データ上の制約と算出方法の変更のために，教育支出について国と国との比較を複数年にわたって行う場合は，注意が必要である．データについての詳しい注釈は，http://www.uis.unesco.org/を参照のこと．
a. 経常支出と資本支出を含む教育に対する全公的支出のデータ．「指標項目の定義」を参照．b. 教育に対する経常公的資金支出のデータ．算出方法の変更により，1990年と1999/2001年のデータは厳密に比較することはできない．各教育レベルの支出の割合は，合計しても100にならない．それは，四捨五入あるいは中等教育終了以降の支出項目がないこと，また各教育レベルごとに配分されていない支出を考慮に入れなければならないなどの理由からである．c. 収集手法が異なるため，国別のデータを比較することはできない．d. データは，記載の期間内で入手可能な最新年のものである．e. 推計値が得られない国については，UNESCO統計研究所の推定値を使用．f. データは初等教育の支出のみである．
出典：第1, 3, 5列: UNESCO Institute for Statistics 2003c; 第2, 4, 7-10列: UNESCO Institute for Statistics 2004b; 第6列: UNESCO Institute for Statistics 2004bの就学前・初等教育レベルへの公的支出に関するデータをもとに計算されている．

HDI順位		成人識字率[a]（15歳以上の割合：%） 1990	2002	MDG 若年層識字率[a]（15-24歳の割合：%） 1990	2002	MDG 初等教育純就学率[b]（%） 1990/91	2001/02[d]	中等教育純就学率[b,c]（%） 1990/91	2001/02[d]	MDG 第5学年まで進級した児童（第1学年の就学者に対する比率：%） 1990/91	2000/01[c]	理数系，工学系の高等教育就学者（全高等教育就学者に占める割合：%） 1994-97[e]
人間開発高位国												
1	Norway	..	..	..	..	100	101 [f]	88	95 [f]	100	..	18
2	Sweden	..	..	..	..	100	102 [g]	85	99 [g]	100	..	31
3	Australia	..	..	..	..	99	96 [g]	79	88 [g]	..	..	32
4	Canada	..	..	..	..	98	100 [f]	89	98 [f]	..	..	..
5	Netherlands	..	..	..	..	95	100 [f]	84	90 [f]	..	100 [h]	20
6	Belgium	..	..	..	..	96	101 [f]	87	..	..	..	..
7	Iceland	..	..	..	..	101	101 [f]	..	82 [f]	..	99 [h]	20
8	United States	..	..	..	..	97	93 [g]	85	85 [g]	..	..	..
9	Japan	..	..	..	..	100	101 [g]	97	101 [g]	100	..	23
10	Ireland	..	..	..	..	90	94 [f]	80	82 [f]	100	98 [h]	30
11	Switzerland	..	..	..	..	84	99 [f]	80	88 [f]	80	99	31
12	United Kingdom	..	..	..	..	100	101 [f]	81	95 [f]	..	..	29
13	Finland	..	..	..	..	98	100 [f]	93	95 [f]	100	100	37
14	Austria	..	..	..	..	88	91 [f]	..	88 [f]	..	..	28
15	Luxembourg	..	..	..	..	81	96 [f]	..	80 [f]	..	99	..
16	France	..	..	..	..	101	100 [f]	..	92 [f]	96	98 [i]	25
17	Denmark	..	..	..	..	98	99 [h]	87	89 [h]	94	100 [h]	21
18	New Zealand	..	..	..	..	101	98 [g]	85	92 [f]	92	..	21
19	Germany	..	..	..	..	84	83 [g]	..	88 [g]	..	..	31
20	Spain	96.3	..	99.6	..	103	104 [g]	..	94 [g]	..	..	31
21	Italy	97.7	..	99.8	..	103	100 [f]	..	88 [h]	..	96	28
22	Israel	91.4	95.3	98.7	99.5	92	100	..	89	..	99	..
23	Hong Kong, China (SAR)	89.7	..	98.2	..	..	98	..	72	100	..	..
24	Greece	94.9	..	99.5	..	95	95 [f]	83	85 [f]	100	..	..
25	Singapore	88.8	92.5 [i]	99.0	99.5 [i]	96	..	..	..	..	..	..
26	Portugal	87.2	..	99.5	..	102	..	..	85 [f]	..	..	31
27	Slovenia	99.6	99.7	99.8	99.8	104	93 [f]	..	96 [f]	..	..	29
28	Korea, Rep. of	95.9	..	99.8	..	104	101 [g]	86	89 [g]	99	100	34
29	Barbados	99.4	99.7	99.8	99.8	80	103	..	87	..	95	21
30	Cyprus	94.3	96.8 [i]	99.7	99.8 [i]	87	95 [f]	69	88 [f]	100	99 [h]	17
31	Malta	88.4	92.6	97.5	98.7	97	98 [f]	78	80 [f]	99	99 [h]	13
32	Czech Republic	..	..	..	..	87	88 [g]	..	89 [g]	..	97	34
33	Brunei Darussalam	85.5	93.9 [i]	97.9	99.1 [i]	90	..	..	..	..	93	6
34	Argentina	95.7	97.0	98.2	98.6	94	108 [g]	..	81 [g]	..	93	30
35	Seychelles	..	91.9 [i]	..	99.1 [i]	..	106	..	98	..	91	..
36	Estonia	99.8	99.8 [i]	99.8	99.8 [i]	100	98 [f]	..	92 [f]	..	99 [h]	32
37	Poland	99.6	..	99.8	..	97	98 [g]	76	91 [g]	98	99	..
38	Hungary	99.1	..	99.7	..	91	91 [g]	75	92 [g]	98	..	32
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	102 [f]	..	106 [f]	..	90 [h]	..
40	Bahrain	82.1	88.5	95.6	98.6	99	91	85	81	89	99	..
41	Lithuania	99.3	99.6 [i]	99.8	99.7 [i]	..	97 [f]	..	92 [f]	..	..	38
42	Slovakia	..	99.7 [i]	..	99.6 [i]	..	87 [g]	..	87 [g]	..	..	43
43	Chile	94.0	95.7 [i]	98.1	99.0 [i]	88	89 [f]	55	75 [f]	..	100 [h]	43
44	Kuwait	76.7	82.9	87.5	93.1	49	85	..	77	..	..	23
45	Costa Rica	93.9	95.8	97.4	98.4	87	91	37	51	82	94	18
46	Uruguay	96.5	97.7	98.7	99.1	92	90 [g]	..	72 [g]	94	89	24
47	Qatar	77.0	84.2 [j,k]	90.3	94.8 [j,k]	89	94	70	78	64	..	..
48	Croatia	96.9	98.1 [i]	99.6	99.6 [i]	74	88	57	86	..	..	38
49	United Arab Emirates	71.0	77.3	84.7	91.4	100	81	58	72	80	97	27
50	Latvia	99.8	99.7 [i]	99.8	99.7 [i]	92	91 [f]	..	89 [f]	..	..	29

HDI順位		成人識字率[a]（15歳以上の割合：%） 1990	2002	MDG 若年層識字率[a]（15-24歳の割合：%） 1990	2002	MDG 初等教育純就学率[b]（%） 1990/91	2001/02[c]	中等教育純就学率[b,c]（%） 1990/91	2001/02[d]	MDG 第5学年まで進級した児童（第1学年の就学者に対する比率：%） 1990/91	2000/01[d]	理数系，工学系の高等教育就学者（全高等教育就学者に占める割合：%） 1994-97[e]
51	Bahamas	94.4	..	96.5	..	90	86	..	79	..	..	..
52	Cuba	95.1	96.9	99.3	99.8	92	96	69	83	92	95 [h]	21
53	Mexico	87.3	90.5 [i]	95.2	96.6 [i]	100	101 [g]	45	60 [g]	80	90	31
54	Trinidad and Tobago	96.8	98.5	99.6	99.8	91	94	..	68	..	98 [h]	41
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国												
56	Bulgaria	97.2	98.6	99.4	99.7	86	93 [f]	63	86 [f]	91	..	25
57	Russian Federation	99.2	99.6	99.8	99.8	99	..	..	..	..	..	49
58	Libyan Arab Jamahiriya	68.1	81.7	91.0	97.0	96	..	..	..	..	..	..
59	Malaysia	80.7	88.7 [i]	94.8	97.2 [i]	94	95 [g]	..	69 [g]	98	..	..
60	Macedonia, TFYR	..	..	..	..	94	93 [f]	..	82 [f]	..	..	38
61	Panama	89.0	92.3	95.3	97.0	92	99	50	62	..	89	27
62	Belarus	99.5	99.7	99.8	99.8	86	94	..	78	..	..	33
63	Tonga	..	98.8 [i]	..	99.2 [i]	92	105	83	72 [f]	90	83	..
64	Mauritius	79.8	84.3 [i]	91.1	94.5 [i]	95	93	..	62	98	99	17
65	Albania	77.0	98.7 [i]	94.8	99.4 [i]	95	97 [f]	..	74 [f]	..	..	22
66	Bosnia and Herzegovina	..	94.6	..	99.6	..	..	..	..	..	..	..
67	Suriname	..	..	..	..	78	97 [g]	..	63 [g]	..	..	..
68	Venezuela	88.9	93.1	96.0	98.2	88	92	19	57	86	96	..
69	Romania	97.1	97.3 [i]	99.3	97.8 [i]	81	93 [f]	..	80 [f]	..	..	32
70	Ukraine	99.4	99.6	99.8	99.9	80	82	..	91	98	..	..
71	Saint Lucia	..	..	..	..	95	103	..	70	..	97	..
72	Brazil	82.0	86.4 [i]	91.8	94.2 [i]	86	97 [g]	15	72 [g]	..	..	23
73	Colombia	88.4	92.1	94.9	97.2	68	87	..	54	62	61	31
74	Oman	54.7	74.4	85.6	98.5	69	75	..	68	97	96	31
75	Samoa (Western)	98.0	98.7	99.0	99.5	112	95	..	61	..	94	..
76	Thailand	92.4	92.6 [i]	98.1	98.0 [i]	76	86	..	..	..	94 [i]	21
77	Saudi Arabia	66.2	77.9	85.4	93.5	59	59	31	53	83	94	18
78	Kazakhstan	98.8	99.4	99.8	99.8	88	90	..	84	..	..	42
79	Jamaica	82.2	87.6	91.2	94.5	96	95 [g]	64	75 [g]	..	90	20
80	Lebanon	80.3	..	92.1	..	78	90	..	..	..	94	17
81	Fiji	88.6	92.9 [j,k]	97.8	99.3 [j,k]	105	100 [g]	..	76 [g]	..	88	..
82	Armenia	97.5	99.4 [i]	99.5	99.8 [i]	..	85	..	85	..	..	33
83	Philippines	91.7	92.6 [i]	97.3	95.1 [i]	96	93 [g]	..	56 [g]	..	79	..
84	Maldives	94.8	97.2	98.1	99.2	87	96	..	31 [h]	..	..	..
85	Peru	85.5	85.0 [i]	94.5	96.6 [i]	88	100 [g]	..	66 [f]	..	86	..
86	Turkmenistan	..	98.8 [j,k]	..	99.8 [j,k]	..	..	..	..	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	..	..	..	92	..	52	..	85 [h]	..
88	Turkey	77.9	86.5 [i]	92.7	95.5 [i]	89	88 [g]	42	..	98	..	22
89	Paraguay	90.3	91.6 [i]	95.6	96.3 [i]	93	92 [g]	26	50 [g]	70	77	22
90	Jordan	81.5	90.9	96.7	99.4	94	91 [g]	..	80 [g]	..	98 [i]	27
91	Azerbaijan	..	..	..	..	101	80	..	76	..	..	..
92	Tunisia	59.1	73.2	84.1	94.3	94	97 [g]	..	68 [g]	87	95	27
93	Grenada	..	..	..	..	..	84 [f]	..	46 [f]	..	..	..
94	China	78.3	90.9 [j]	95.3	98.9 [j]	97	93 [f]	..	..	86	99 [i]	53
95	Dominica	..	..	..	..	..	91 [f]	..	84 [f]	..	85	..
96	Sri Lanka	88.7	92.1	95.1	97.0	90	105 [g]	..	..	94	..	29
97	Georgia	..	..	..	..	97	91	..	71 [i]	..	..	48
98	Dominican Republic	79.4	84.4	87.5	91.7	58	97 [g]	..	41 [g]	..	66	25
99	Belize	89.1	76.9 [i]	96.0	84.2 [i]	94	96 [f]	31	60 [f]	67	81 [h]	..
100	Ecuador	87.6	91.0 [i]	95.5	96.4 [i]	98	102	..	50	..	78	..

11 識字と就学

HDI順位		成人識字率[a]（15歳以上の割合：%） 1990	2002	MDG 若年層識字率[a]（15-24歳の割合：%） 1990	2002	MDG 初等教育純就学率[b]（%） 1990/91	2001/02[d]	中等教育純就学率[b,c]（%） 1990/91	2001/02[d]	MDG 第5学年まで進級した児童（第1学年の就学者に対する比率：%） 1990/91	2000/01[d]	理数系，工学系の高等教育就学者（全高等教育就学者に占める割合：%） 1994-97[o]
101	Iran, Islamic Rep. of	63.2	..	86.3	..	92	87	..	..	90	94	36
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	95	..	81	..	..	10
103	El Salvador	72.4	79.7	83.8	88.9	73	89	..	46	..	67	20
104	Guyana	97.2	..	99.8	..	89	98 [h]	67	75 [h]	93	95 [i]	25
105	Cape Verde	63.8	75.7	81.5	89.1	94	101 [g]	..	53 [g]	..	93	..
106	Syrian Arab Republic	64.8	82.9	79.9	95.2	92	98	43	39	96	92	31
107	Uzbekistan	98.7	99.3	99.6	99.7	78	..	..	..	..	..	..
108	Algeria	52.9	68.9	77.3	89.9	93	95 [g]	54	62 [g]	95	96	50
109	Equatorial Guinea	73.3	..	92.7	..	91	85	..	26 [h]	..	33	..
110	Kyrgyzstan	..	..	..	..	92	90	..	..	..	..	..
111	Indonesia	79.5	87.9	95.0	98.0	97	92 [g]	39	47 [h]	84	89	28
112	Viet Nam	90.4	90.3 [j,k]	94.1	..	90	94	..	65	..	89	..
113	Moldova, Rep. of	97.5	99.0	99.8	99.8	89	78	..	68	..	..	44
114	Bolivia	78.1	86.7 [i]	92.6	97.3 [i]	91	94 [g]	29	67 [f]	..	78	..
115	Honduras	68.1	80.0 [i]	79.7	88.9 [i]	90	87	..	..	..	..	26
116	Tajikistan	98.2	99.5 [i]	99.8	99.8 [i]	77	105	..	79	..	..	23
117	Mongolia	97.8	97.8 [i]	98.9	97.7 [i]	90	87	..	71	..	..	25
118	Nicaragua	62.7	76.7 [l]	68.2	86.2 [l]	72	82 [g]	..	37 [g]	46	54	31
119	South Africa	81.2	86.0	88.5	91.8	88	90	..	62 [f]	75	65 [h]	18
120	Egypt	47.1	55.6 [j,k]	61.3	73.2 [j,k]	84	90	..	81	..	99 [h]	15
121	Guatemala	61.0	69.9	73.4	80.1	64	85 [g]	..	28 [g]	..	56	..
122	Gabon	..	..	..	..	86	78 [l]	..	..	..	100	..
123	São Tomé and Príncipe	..	..	..	..	..	98	..	..	..	61	..
124	Solomon Islands	..	..	..	..	83	..	..	..	85	..	..
125	Morocco	38.7	50.7	55.3	69.5	57	88	..	31 [f]	75	84	29
126	Namibia	74.9	83.3	87.4	92.3	83	78	..	38	..	94	4
127	India	49.3	61.3 [l]	64.3	..	..	83 [f]	..	..	..	59 [h]	25
128	Botswana	68.1	78.9	83.3	89.1	85	81	29	55 [f]	97	89	27
129	Vanuatu	..	..	..	..	71	93	..	28	..	95	..
130	Cambodia	62.0	69.4	73.5	80.3	67	86	..	21	..	70	23
131	Ghana	58.5	73.8	81.8	92.2	52	60	..	32	80	..	..
132	Myanmar	80.7	85.3	88.2	91.4	99	82	..	35	..	60	37
133	Papua New Guinea	56.6	..	68.6	..	66	77	..	23	59	60	..
134	Bhutan	..	..	..	..	..	..	..	..	..	91	..
135	Lao People's Dem. Rep.	56.5	66.4	70.1	79.3	63	83	..	31	..	62	..
136	Comoros	53.8	56.2	56.7	59.0	57	55 [h]	..	..	..	..	..
137	Swaziland	71.6	80.9	85.1	91.2	77	77	..	32	76	74	22
138	Bangladesh	34.2	41.1	42.0	49.7	71	87	19	44	..	65	..
139	Sudan	45.8	59.9	65.0	79.1	43	46 [h]	..	..	94	84 [i]	..
140	Nepal	30.4	44.0	46.6	62.7	85	70 [i]	..	..	..	78	14
141	Cameroon	57.9	67.9 [l]	81.1	..	74	..	..	..	..	81 [i]	..
人間開発低位国												
142	Pakistan	35.4	41.5 [j,k]	47.4	53.9 [j,k]	35	..	..	..	..	..	..
143	Togo	44.2	59.6	63.5	77.4	75	95	18	27 [h]	51	84	11
144	Congo	67.1	82.8	92.5	97.8	79	..	..	..	63	..	..
145	Lesotho	78.0	81.4 [l]	87.2	.. [l]	73	84	..	22	71	67	13
146	Uganda	56.1	68.9	70.1	80.2	53	..	..	14 [f]	..	..	15
147	Zimbabwe	80.7	90.0	93.9	97.6	86	83 [g]	..	40 [g]	..	..	23
148	Kenya	70.8	84.3	89.8	95.8	74	70	..	24	..	..	..
149	Yemen	32.7	49.0	50.0	67.9	52	67 [f]	..	35 [h]	..	86 [h]	6
150	Madagascar	58.0	..	72.2	..	65	69	..	11	22	34	20
151	Nigeria	48.7	66.8	73.6	88.6	60	..	..	..	..	..	41

11 識字と就学

HDI順位		成人識字率[a]（15歳以上の割合：%） 1990	2002	MDG 若年層識字率[a]（15-24歳の割合：%） 1990	2002	MDG 初等教育純就学率[b]（%） 1990/91	2001/02[d]	中等教育純就学率[b,c]（%） 1990/91	2001/02[d]	MDG 第5学年まで進級した児童（第1学年の就学者に対する比率：%） 1990/91	2000/01[d]	理数系，工学系の高等教育就学者（全高等教育就学者に占める割合：%） 1994-97[o]
152	Mauritania	34.8	41.2	45.8	49.6	35	67	..	15	75	55	..
153	Haiti	39.7	51.9	54.8	66.2	22	..	..	..	..	..	..
154	Djibouti	53.0	..	73.2	..	31	34	..	17	87	86	..
155	Gambia	25.6	..	42.2	..	48	73 [g]	..	28 [g]	..	70	..
156	Eritrea	46.4	..	60.9	..	16	43	..	21	..	..	..
157	Senegal	28.4	39.3	40.1	52.9	47	58 [g]	..	..	85	68	..
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	..	20 [f]	..	..	..
159	Rwanda	53.3	69.2	72.7	84.9	67	84	7	..	60	40	..
160	Guinea	..	..	..	..	25	61	..	12 [i]	59	84 [n]	42
161	Benin	26.4	39.8	40.4	55.5	45	71 [n]	..	20 [f]	55	84 [n]	18
162	Tanzania, U. Rep. of	62.9	77.1	83.1	91.6	50	54	..	..	79	78	39
163	Côte d'Ivoire	38.5	..	52.6	59.9 [k]	46	63	..	..	73	69	..
164	Zambia	68.2	79.9	81.2	89.2	79	66	..	20	..	77	..
165	Malawi	51.8	61.8	63.2	72.5	50	81 [g]	..	29 [g]	64	54	..
166	Angola	..	..	..	..	58	30 [n]	..	..	..	..	..
167	Chad	27.7	45.8	48.0	69.9	36	58	..	8 [f]	53	45	14
168	Congo, Dem. Rep. of the	47.5	..	68.9	..	54	35	..	12 [i]	55	..	..
169	Central African Republic	33.2	48.6 [l]	57.1	58.5 [l]	53	..	..	..	24	..	..
170	Ethiopia	28.6	41.5	43.0	57.4	23	46	..	15	..	61	36
171	Mozambique	33.5	46.5	48.8	62.8	45	60	..	11	33	52	46
172	Guinea-Bissau	27.2	..	44.1	..	38	45 [n]	..	..	..	38	..
173	Burundi	37.0	50.4	51.6	66.1	53	53	..	8	62	64	..
174	Mali	18.8	19.0 [j,k]	27.6	24.2 [j,k]	20	38 [i]	5	..	73	84	..
175	Burkina Faso	16.3	12.8 [j,k]	24.9	19.4 [j,k]	26	35 [g]	..	8 [f]	70	64	19
176	Niger	11.4	17.1	17.0	24.5	24	34	6	5	62	71	..
177	Sierra Leone	..	..	..	..	41	..	..	..	..	..	..
開発途上国		67.3	76.7	85.5	88.1	..	..	..	..	..	..	..
後発開発途上国		43.0	52.5	54.9	64.3	..	..	..	..	..	..	..
アラブ諸国		50.8	63.3	68.4	81.2	..	..	..	..	..	..	..
東アジア・太平洋諸国		79.8	90.3	95.1	98.0	..	..	..	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		85.0	88.6	92.7	94.8	..	..	..	..	..	..	..
南アジア		47.0	57.6	..	..	..	..	..	..	..	..	..
サハラ以南アフリカ		50.8	63.2	66.8	76.8	..	..	..	..	..	..	..
中東欧・CIS諸国		98.7	99.3	99.7	99.6	..	..	..	..	..	..	..
OECD諸国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得OECD諸国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発高位国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国		71.8	80.4	90.5	93.0	..	..	..	..	..	..	..
人間開発低位国		42.5	54.3	59.0	69.3	..	..	..	..	..	..	..
高所得国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得国		81.6	89.7	93.7	96.3	..	..	..	..	..	..	..
低所得国		53.3	63.6	..	..	..	..	..	..	..	..	..
全世界		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

a. とくに断りがない限り，データは2002年7月にUNESCO統計研究所が計算した推計値をもとにしている．算出方法および基礎データが提供された時期が異なるために，国別および時期別の比較には注意が必要である．b. 純就学率は，ある教育レベルごとに公的に定められている就学年齢で実際に就学した子どもの数の，その年齢の子どもの総数に対する割合である．純就学率が100%を超えるのは，上記の2つの資料に食い違いがあるためである．c. 就学率は，1997年にUNESCOに採用された新しい教育国際標準分類をもとにしており，前年までの本書の就学率とは厳密には比較できない可能性がある．d. とくに断りのない限り，純就学率のデータは，2001年から2002年にまたがる学校年度をもとにしている．また，第5学年まで進級した児童のデータも，2001年から2002年にまたがる学校年度をもとにしている．いくつかの国のデータについては，それぞれの国またはUNESCO統計研究所の推計値をもとにしている．詳細については，http://www.uis.unesco.org/ を参照．さまざまな出典からのデータが使われているので，国別の比較には注意を払う必要がある．e. 記載の期間内で入手可能な最近年のデータである．f. データは2000年から2001年にまたがる学校年度をもとにしている．g. UNESCO統計研究所の暫定推計値であり，必要に応じて修正されることがある．h. データは1999年から2000年にまたがる学校年度をもとにしている．i. データは1998年から1999年にまたがる学校年度をもとにしている．j. 国勢調査のデータ．k. データは，1995年から1999年の間のある1年をもとにしている．l. 調査データ．

出典：第1，3列: UNESCO Institute for Statistics 2003a; 第2，4列: UNESCO Institute for Statistics 2004a; 第5-10列: UNESCO Institute for Statistics 2004c; 第11列: UNESCO 1999の高等教育就学者のデータをもとに計算．

12 技術の普及と創造

HDI順位		MDG 電話主要回線[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG 携帯電話登録者数[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG インターネット利用者（1000人当たり） 1990	2002	住民の得た特許件数（100万人当たり） 2000	特許使用料とライセンス使用料（1人当たりの受取金額：US$） 2002	研究開発（R&D）への支出（対GNP比：%） 1996-2002[b]	研究開発（R&D）に従事する科学者と技術者数（100万人当たり） 1990-2001[b]
人間開発高位国											
1	Norway	502	734	46	844	7.1	502.6	88	37.9	1.6	4,377
2	Sweden	681	736	54	889	5.8	573.1	235	169.7	4.6	5,186
3	Australia	456	539	11	640	5.9	481.7	68	15.5	1.5	3,439
4	Canada	565	635	22	377	3.7	512.8	36	54.0	1.9	2,978
5	Netherlands	464	618	5	745	3.3	506.3	177	122.1	1.9	2,572
6	Belgium	393	494	4	786	(.)	328.3	73	86.4 [c]	2.0	2,953
7	Iceland	510	653	39	906	0.0	647.9	7	0.1	3.0	6,639
8	United States	547	646	21	488	8.0	551.4	298	151.7	2.8	4,099
9	Japan	441	558	7	637	0.2	448.9	884	81.8	3.1	5,321
10	Ireland	281	502	7	763	0.0	270.9	9	63.6	1.2	2,190
11	Switzerland	574	744	18	789	5.8	351.0	188	..	2.6	3,592
12	United Kingdom	441	591	19	841	0.9	423.1	71	130.4	1.9	2,666
13	Finland	534	523	52	867	4.0	508.9	5	107.5	3.4	7,110
14	Austria	418	489	10	786	1.3	409.4	138	13.6	1.9	2,313
15	Luxembourg	481	797	2	1,061	0.0	370.0	145	274.8	..	..
16	France	495	569	5	647	0.5	313.8	174	54.2	2.2	2,718
17	Denmark	567	689	29	833	1.0	512.8	59	..	2.1	3,476
18	New Zealand	434	448	16	622	0.0	484.4	145	23.0	1.0	2,197
19	Germany	441	651	4	727	1.4	411.9	205	45.7	2.5	3,153
20	Spain	316	506	1	824	0.1	156.3	42	9.0	1.0	1,948
21	Italy	388	481	5	939	0.2	352.4	82	9.4	1.1	1,128
22	Israel	343	453	3	955	1.1	301.4	75	61.7	5.0	1,563
23	Hong Kong, China (SAR)	450	565	24	942	0.0	430.1	6	28.4 [c]	0.4	93
24	Greece	389	491	0	845	0.0	154.7	(.)	1.1	0.7	1,400
25	Singapore	346	463	17	796	0.0	504.4	27	..	2.1	4,052
26	Portugal	243	421	1	825	0.0	193.5	5	3.1	0.8	1,754
27	Slovenia	211	506	0	835	0.0	375.8	93	3.8	1.6	2,258
28	Korea, Rep. of	306	489	2	679	0.2	551.9	490	17.4	3.0	2,880
29	Barbados	281	494	0	361	0.0	111.5	0	1.9	..	..
30	Cyprus	419	688	5	584	0.0	293.7	0	3.2	0.3	400
31	Malta	360	523	0	699	0.0	303.0	54	3.2	..	96 [d]
32	Czech Republic	158	362	0	849	0.0	256.3	26	4.4	1.3	1,466
33	Brunei Darussalam	136	256	7	401 [c]	0.0	102.3 [c]	..	..	..	..
34	Argentina	93	219	(.)	178	0.0	112.0	4	0.5	0.4	684
35	Seychelles	124	269	0	553	0.0	145.2	..	..	..	..
36	Estonia	204	351	0	650	0.0	327.7	1	3.7	0.7	1,947
37	Poland	86	295 [c]	0	363	0.0	230.0	24	0.9	0.7	1,473
38	Hungary	96	361	(.)	676	0.0	157.6	18	35.3	0.9	1,440
39	Saint Kitts and Nevis	237	500	0	106	0.0	212.8	..	..	..	..
40	Bahrain	191	261	10	579	0.0	245.6	..	..	..	..
41	Lithuania	212	270	0	475	0.0	144.4	24	0.1	0.6	2,303
42	Slovakia	135	268	0	544	0.0	160.4	15	..	0.6	1,774
43	Chile	66	230	1	428	0.0	237.5	2	0.4	0.5	419
44	Kuwait	188	204	12	519	0.0	105.8	..	0.0	0.2	212
45	Costa Rica	101	251	0	111	0.0	193.1	0	0.4	0.2	530 [d]
46	Uruguay	134	280	0	193	0.0	119.0 [c]	2	0.0	0.2	276
47	Qatar	220	286	9	433	0.0	113.4	..	..	..	591 [d]
48	Croatia	172	417	(.)	535	0.0	180.4	26	19.1	1.0	1,187
49	United Arab Emirates	224	291	19	647	0.0	313.2	0	..	..	..
50	Latvia	234	301	0	394	0.0	133.1	40	1.5	0.4	1,078

HDI順位		MDG 電話主要回線[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG 携帯電話登録者数[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG インターネット利用者（1000人当たり） 1990	2002	住民の得た特許件数（100万人当たり） 2000	特許使用料とライセンス使用料（1人当たりの受取金額：US$） 2002	研究開発（R&D）への支出（対GNP比：%） 1996-2002[b]	研究開発（R&D）に従事する科学者と技術者数（100万人当たり） 1990-2001[b]
51	Bahamas	274	406	8	390	0.0	192.3	..	..	..	..
52	Cuba	31	51 [c]	0	2	0.0	10.7 [c]	0	..	0.6	489
53	Mexico	65	147	1	255	0.0	98.5	1	0.5	0.4	225
54	Trinidad and Tobago	141	250	0	278	0.0	106.0	0	..	0.1	456
55	Antigua and Barbuda	253	488	0	490	0.0	128.2	0	0.0 [c]	..	..
人間開発中位国											
56	Bulgaria	242	368	0	333	0.0	80.8	18	0.5	0.5	1,167
57	Russian Federation	140	242	0	120	0.0	40.9	99	1.0	1.2	3,494
58	Libyan Arab Jamahiriya	48	118 [c]	0	13	0.0	22.5	..	..	..	361
59	Malaysia	89	190	5	377	0.0	319.7	..	0.5	0.4	160
60	Macedonia, TFYR	148	271	0	177	0.0	48.4	17	1.6	..	387
61	Panama	93	122	0	189	0.0	41.4 [c]	0	0.0	0.4	95
62	Belarus	154	299	0	47	0.0	81.6	35	0.1	..	1,893
63	Tonga	46	113	0	34	0.0	29.2	..	..	..	..
64	Mauritius	52	270	2	288	0.0	99.1	..	0.0	0.3	360
65	Albania	13	71	0	276	0.0	3.9	0	..	..	..
66	Bosnia and Herzegovina	..	237	0	196	0.0	26.2	0	..	..	..
67	Suriname	92	164	0	225	0.0	41.6	..	..	..	..
68	Venezuela	76	113	(.)	256	0.0	50.6	1	0.0	0.4	193
69	Romania	102	194	0	236	0.0	101.5	38	0.1	0.4	879
70	Ukraine	136	216	0	84	0.0	18.0	99	0.1	0.9	2,118
71	Saint Lucia	129	320	0	89	0.0	82.4 [c]	0	..	..	..
72	Brazil	65	223	(.)	201	0.0	82.2	0	0.6	1.1	323
73	Colombia	69	179	0	106	0.0	46.2	(.)	0.1	0.2	101
74	Oman	60	92	2	183	0.0	70.9	..	..	..	4
75	Samoa (Western)	26	57	0	15	0.0	22.2	..	..	..	..
76	Thailand	24	105	1	260	0.0	77.6	3	0.1	0.1	74
77	Saudi Arabia	77	151	1	228	0.0	64.6	(.)	0.0	..	..
78	Kazakhstan	80	130	0	64	0.0	15.7	72	0.0	0.3	716
79	Jamaica	45	169	0	533	0.0	228.4	0	2.3	..	8 [d]
80	Lebanon	155	199	0	227	0.0	117.1	0	..	..	..
81	Fiji	58	119	0	110	0.0	61.0	..	..	..	50 [d]
82	Armenia	157	143	0	19	0.0	15.8	31	..	..	1,313
83	Philippines	10	42	0	191	0.0	44.0	(.)	(.)	..	156
84	Maldives	29	102	0	149	0.0	53.4	..	12.4	..	..
85	Peru	26	66	(.)	86	0.0	93.5	(.)	0.1	0.1	229
86	Turkmenistan	60	77	0	2	0.0	1.7 [c]	0	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	124	234	0	85	0.0	59.8	0	0.0 [c]	..	..
88	Turkey	121	281	1	347	0.0	72.8	(.)	0.0	0.6	306
89	Paraguay	27	47	0	288	0.0	17.3	..	32.1	0.0	166
90	Jordan	72	127	(.)	229	0.0	57.7	..	..	6.3	1,948
91	Azerbaijan	86	113	0	107	0.0	36.9	0	..	0.4	2,799
92	Tunisia	37	117	(.)	52	0.0	51.7	..	1.7	0.5	336
93	Grenada	177	316	2	71	0.0	141.5	0	0.0 [c]	..	..
94	China	6	167	(.)	161	0.0	46.0	5	0.1	1.1	584
95	Dominica	164	304	0	120	0.0	160.3	0	0.0 [c]	..	..
96	Sri Lanka	7	47	(.)	49	0.0	10.6	0	..	0.2	191
97	Georgia	99	131	0	102	0.0	14.9	49	1.1	0.3	2,421
98	Dominican Republic	48	110	(.)	207	0.0	36.4	..	..	..	..
99	Belize	92	114	0	188	0.0	108.9	0	0.0	..	..
100	Ecuador	48	110	0	121	0.0	41.6	0	..	0.1	83

12 技術の普及と創造

HDI順位		MDG 電話主要回線[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG 携帯電話登録者数[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG インターネット利用者（1000人当たり） 1990	2002	住民の得た特許件数（100万人当たり） 2000	特許使用料とライセンス使用料（1人当たりの受取金額：US$） 2002	研究開発（R&D）への支出（対GNP比：%） 1996-2002[b]	研究開発（R&D）に従事する科学者と技術者数（100万人当たり） 1990-2001[b]
101	Iran, Islamic Rep. of	40	187	0	33	0.0	48.5	4	..	..	590
102	Occupied Palestinian Territories	..	87	0	93	0.0	30.4	..	..	..	..
103	El Salvador	24	103	0	138	0.0	46.5	..	0.2	(.)	47
104	Guyana	20	92	0	99	0.0	142.2	..	45.0	..	..
105	Cape Verde	24	160	0	98	0.0	36.4	..	1.2	..	..
106	Syrian Arab Republic	41	123	0	23	0.0	12.9	3	..	0.2	29
107	Uzbekistan	69	66	0	7	0.0	10.9	16	..	..	1,754
108	Algeria	32	61	(.)	13	0.0	16.0	0	..	..	..
109	Equatorial Guinea	4	17	0	63	0.0	3.6	..	..	..	..
110	Kyrgyzstan	72	77	0	10	0.0	29.8	13	0.5	0.2	581
111	Indonesia	6	37	(.)	55	0.0	37.7	0	..	..	130 [c]
112	Viet Nam	1	48	0	23	0.0	18.5	(.)	..	..	274
113	Moldova, Rep. of	106	161	0	77	0.0	34.1	47	0.3	0.6	329
114	Bolivia	28	68	0	105	0.0	32.4	..	0.2	0.3	123
115	Honduras	17	48	0	49	0.0	25.2	(.)	0.0	..	73
116	Tajikistan	45	37	0	2	0.0	0.5	3	0.1	..	660
117	Mongolia	32	53	0	89	0.0	20.6	32	0.0 [c]	..	531
118	Nicaragua	13	32	0	38	0.0	16.8	1	..	0.1	73
119	South Africa	93	107	(.)	304	0.0	68.2	0	1.0	..	992
120	Egypt	30	110	(.)	67	0.0	28.2	1	0.5	0.2	493
121	Guatemala	21	71	(.)	131	0.0	33.3	(.)	0.0	..	103 [c]
122	Gabon	22	25	0	215	0.0	19.2	..	..	..	..
123	São Tomé and Principe	19	41	0	13	0.0	72.8	..	..	..	..
124	Solomon Islands	15	15	0	2	0.0	5.0	..	..	..	..
125	Morocco	16	38	(.)	209	0.0	23.6	0	0.4	..	..
126	Namibia	39	65	0	80	0.0	26.7	..	1.9	..	..
127	India	6	40	0	12	0.0	15.9	0	(.)	..	157
128	Botswana	71	87	0	241	0.0	29.7 [c]	0	..	..	..
129	Vanuatu	18	33	0	24	0.0	34.6	..	..	..	..
130	Cambodia	(.)	3	0	28	0.0	2.2	..	..	..	..
131	Ghana	3	13	0	21	0.0	7.8	0	..	..	..
132	Myanmar	2	7	0	1	0.0	0.5 [c]	..	(.) [c]	..	..
133	Papua New Guinea	8	11	0	3	0.0	13.7	..	..	..	..
134	Bhutan	4	28	0	0	0.0	14.5	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	2	11	0	10	0.0	2.7	..	..	..	..
136	Comoros	8	13	0	0	0.0	4.2	..	..	..	..
137	Swaziland	17	34	0	66	0.0	19.4	0	0.1	..	..
138	Bangladesh	2	5	0	8	0.0	1.5	..	(.)	..	51
139	Sudan	3	21	0	6	0.0	2.6	0	..	..	..
140	Nepal	3	14	0	1	0.0	3.4	..	..	..	..
141	Cameroon	3	7	0	43	0.0	3.8	..	..	..	3
人間開発低位国											
142	Pakistan	8	25	(.)	8	0.0	10.3	(.)	(.)	..	69
143	Togo	3	10	0	35	0.0	41.0	..	(.) [c]	..	102
144	Congo	7	7	0	67	0.0	1.5	..	..	..	33
145	Lesotho	7	13	0	45	0.0	9.7	0	5.9	..	..
146	Uganda	2	2	0	16	0.0	4.0	0	(.)	0.8	24
147	Zimbabwe	13	25	0	30	0.0	43.0	(.)	..	..	..
148	Kenya	8	10	0	37	0.0	12.5	(.)	0.2 [c]	..	..
149	Yemen	11	28	0	21	0.0	5.1	..	..	..	..
150	Madagascar	3	4	0	10	0.0	3.5	0	(.)	0.1	15
151	Nigeria	3	5	0	13	0.0	3.5	..	..	..	15 [d]

12 技術の普及と創造

HDI順位		MDG 電話主要回線[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG 携帯電話登録者数[a]（1000人当たり） 1990	2002	MDG インターネット利用者（1000人当たり） 1990	2002	住民の得た特許件数（100万人当たり） 2000	特許使用料とライセンス使用料（1人当たりの受取金額：US$） 2002	研究開発（R&D）への支出（対GNP比：%） 1996-2002[b]	研究開発（R&D）に従事する科学者と技術者数（100万人当たり） 1990-2001[b]
152	Mauritania	3	12	0	92	0.0	3.7	..	..	..	..
153	Haiti	7	16	0	17	0.0	9.6	..	..	..	..
154	Djibouti	11	15	0	23	0.0	6.9	..	..	..	..
155	Gambia	7	29	0	75	0.0	18.8	0	..	..	..
156	Eritrea	..	9	0	0	0.0	2.3	..	..	..	..
157	Senegal	6	22	0	55	0.0	10.4	..	..	(.)	2
158	Timor-Leste	..	0	..	0.0	..	..	..	..	..	
159	Rwanda	2	3	0	14	0.0	3.1	..	0.0	..	30 [d]
160	Guinea	2	3	0	12	0.0	4.6	..	(.)	..	..
161	Benin	3	9	0	32	0.0	7.4	..	(.) [c]	..	174 [d]
162	Tanzania, U. Rep. of	3	5	0	22	0.0	2.3	0	0.0	..	..
163	Côte d'Ivoire	6	20	0	62	0.0	5.5	..	(.)	..	..
164	Zambia	8	8	0	13	0.0	4.8	0	..	..	..
165	Malawi	3	7	0	8	0.0	2.6	(.)	0.0	..	..
166	Angola	8	6	0	9	0.0	2.9	..	0.3 [c]	..	..
167	Chad	1	2	0	4	0.0	1.9	..	..	..	..
168	Congo, Dem. Rep. of the	1	(.)	0	11	0.0	0.9	..	..	..	..
169	Central African Republic	2	2	0	3	0.0	1.3	..	..	..	47
170	Ethiopia	3	5	0	1	0.0	0.7	0	0.0	..	..
171	Mozambique	3	5	0	14	0.0	2.7	0	0.0 [c]	..	..
172	Guinea-Bissau	6	9	0	0	0.0	4.0	..	..	..	..
173	Burundi	1	3	0	7	0.0	1.2	..	0.0	..	21 [c]
174	Mali	1	5	0	5	0.0	2.4	..	(.) [c]	..	..
175	Burkina Faso	2	5	0	8	0.0	2.1	..	..	0.2	16
176	Niger	1	2	0	1	0.0	1.3	..	..	..	..
177	Sierra Leone	3	5	0	14	0.0	1.6	0	..	..	..
開発途上国		29	96	(.)	101	(.)	40.9	..	0.3	0.6 [e]	384 [f]
後発開発途上国		3	7	0	10	0.0	2.8	..	(.)	..	..
アラブ諸国		79	81	(.)	85	0.0	28.0	..	0.2	..	..
東アジア・太平洋諸国		18	142	(.)	159	(.)	60.9	..	0.5	1.6	607 [f]
ラテンアメリカ・カリブ諸国		89	166	(.)	191	0.0	81.2	1	0.8	0.5 [e]	285 [f]
南アジア		7	41	(.)	13	0.0	14.9	..	(.)	..	160 [f]
サハラ以南アフリカ		5	15	(.)	39	0.0	9.6	..	0.1	..	..
中東欧・CIS諸国		120	226	(.)	189	0.0	71.8	30	1.7	1.0	2,289 [f]
OECD諸国		365	516	10	588	2.6	383.1	290	68.4	2.6	2,908 [f]
高所得OECD諸国		439	590	13	650	3.2	450.5	360	85.6	2.6	3,483 [f]
人間開発高位国		290	507	10	582	2.5	382.6	253	66.4	2.6	2,890 [f]
人間開発中位国		24	111	(.)	104	0.0	37.3	3	0.2	..	555 [f]
人間開発低位国		4	11	(.)	15	0.0	5.9	..	(.)	..	..
高所得国		420	584	13	653	3.1	445.8	350	82.9	2.6	3,449 [f]
中所得国		49	168	(.)	176	0.0	59.5	5	0.5	0.7 [e]	751 [f]
低所得国		6	28	(.)	17	0.0	13.0	..	(.)	..	..
全世界		81	175	2	184	0.5	99.4	48	12.9	2.5	1,096 [f]

a. ミレニアム開発目標（MDG）8では，電話主要回線と携帯電話登録者数を合わせたものを指標の1つとしている．統計特別資料1の「人間開発指標表に掲載のミレニアム開発目標（MDGs）をモニタリングするための指標」表を参照．b. データは記載の期間内で入手可能な最新年のデータをもとにしている．c. 2001年のデータ．d. 1990年より以前のある年のデータ．e. 1999年のデータ．f. 1996年のデータ．

出典：第1-6列: ITU 2004; 第7列: WIPO 2004の住民の得た特許件数に関するデータとUN 2003の人口についてのデータをもとにして計算された; 第8列: UN2003の人口についてのデータおよびWorld Bank 2004fの特許使用料とライセンス使用料についてのデータをもとにして計算された．これらはIMFのデータをもとにしている; 第9, 10列: World Bank 2004f; UNICEFのデータをもとにしている．集計値は，世界銀行が人間開発報告書事務局のために計算したもの．

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位		国内総生産（GDP） 10億US$ 2002	国内総生産（GDP） 10億 PPP US$ 2002	1人当たりGDP US$ 2002	1人当たりGDP PPP US$ 2002	1人当たりGDP年間成長率（%） 1975-2002	1人当たりGDP年間成長率（%） 1990-2002	1人当たりGDP 1975-2002年の最高値（PPP US$）	1人当たりGDP 最高値を記録した年	消費者物価指数の年間変動率（%） 1990-2002	消費者物価指数の年間変動率（%） 2001-02
人間開発高位国											
1	Norway	190.5	166.1	41,974	36,600	2.8	3.0	36,750	2001	2.2	1.3
2	Sweden	240.3	232.5	26,929	26,050	1.5	2.0	26,050	2002	1.8	2.1
3	Australia	409.4	555.7	20,822	28,260	1.9	2.6	28,260	2002	2.3	3.0
4	Canada	714.3	924.7	22,777	29,480	1.5	2.2	29,480	2002	1.8	2.2
5	Netherlands	417.9	469.9	25,886	29,100	1.9	2.2	29,100	2002	2.5	3.5
6	Belgium	245.4	284.9	23,749	27,570	1.9	1.8	27,570	2002	1.9	1.6
7	Iceland	8.4	8.4	29,749	29,750	1.7	2.1	30,600	2001	3.1	5.2
8	United States	10,383.1	10,308.0 [a]	36,006	35,750 [a]	2.0	2.0	35,750	2002	2.6	1.6
9	Japan	3,993.4	3,425.1	31,407	26,940	2.6	1.0	26,940	2002	0.5	-0.9
10	Ireland	121.4	142.5	30,982	36,360	4.4	6.8	36,360	2002	2.6	4.7
11	Switzerland	267.4	218.8	36,687	30,010	0.9	0.4	30,230	2001	1.4	0.6
12	United Kingdom	1,566.3	1,549.1	26,444	26,150	2.1	2.4	26,150	2002	2.7	1.6
13	Finland	131.5	136.1	25,295	26,190	2.0	2.5	26,190	2002	1.6	0.8
14	Austria	204.1	235.2	25,356	29,220	2.1	1.9	29,230	2001	2.1	1.8
15	Luxembourg	21.0	27.2	47,354	61,190	4.0	3.7	61,190	2002	2.0	2.1
16	France	1,431.3	1,601.4	24,061	26,920	1.7	1.6	26,920	2002	1.6	1.9
17	Denmark	172.9	166.3	32,179	30,940	1.6	2.1	30,940	2002	2.1	2.4
18	New Zealand	58.6	85.6	14,872	21,740	1.0	2.1	21,740	2002	1.9	2.7
19	Germany	1,984.1	2,235.8	24,051	27,100	2.0	1.3	27,190	2001	2.1	1.3
20	Spain	653.1	878.0	15,961	21,460	2.2	2.3	21,460	2002	3.6	3.1
21	Italy	1,184.3	1,524.7	20,528	26,430	2.0	1.5	26,430	2002	3.4	2.5
22	Israel	103.7	128.2	15,792	19,530	2.0	1.8	21,330	2000	8.3	5.6
23	Hong Kong, China (SAR)	161.5	182.6	23,800	26,910	4.4	2.2	26,910	2002	4.1	-3.0
24	Greece	132.8	199.0	12,494	18,720	1.1	2.2	18,720	2002	7.7	3.6
25	Singapore	87.0	100.1	20,886	24,040	5.0	3.8	24,650	2000	1.5	-0.4
26	Portugal	121.6	186.1	11,948	18,280	2.9	2.5	18,280	2002	4.2	3.5
27	Slovenia	22.0	36.4	11,181	18,540	..	4.2 [b]	18,540 [b]	2002	19.8 [b]	3.0
28	Korea, Rep. of	476.7	807.3	10,006	16,950	6.1	4.7	16,950	2002	4.7	2.8
29	Barbados	2.5	4.1	9,423	15,290	1.2	1.6	15,900	2000	2.4	0.2
30	Cyprus	10.1	13.8 [c]	13,210	18,150 [c]	4.7	3.2	18,360 [b]	2001	3.4	2.8
31	Malta	3.9	7.0	9,748	17,640	4.4	3.6	18,610	2000	2.9	1.7
32	Czech Republic	69.5	161.1	6,808	15,780	..	1.4	15,780 [b]	2002	6.7 [b]	1.8
33	Brunei Darussalam	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
34	Argentina	102.0	412.7	2,797	10,880	0.4	1.7	13,440	1998	7.2	25.9
35	Seychelles	0.7	..	8,320	..	3.0	2.6	..	..	2.2	0.2
36	Estonia	6.5	16.6	4,792	12,260	-0.2 [b]	2.3	12,260 [a]	2002	16.7 [b]	3.6
37	Poland	189.0	407.7	4,894	10,560	..	4.2	10,560 [a]	2002	21.0	1.9
38	Hungary	65.8	136.1	6,481	13,400	1.0	2.4	13,400	2002	18.0	5.5
39	Saint Kitts and Nevis	0.4	0.6	7,745	12,420	5.3 [b]	3.5	12,420 [a]	2002	3.4 [b]	..
40	Bahrain	7.7	12.0	11,007	17,170	1.1 [b]	1.5	17,170 [a]	2002	0.7 [b]	..
41	Lithuania	13.8	35.8	3,977	10,320	..	-0.3	11,820 [a]	1990	22.7 [b]	0.4
42	Slovakia	23.7	69.0	4,403	12,840	0.3 [b]	2.1	12,840 [a]	2002	8.3 [b]	3.3
43	Chile	64.2	153.1	4,115	9,820	4.1	4.4	9,820	2002	7.7	2.5
44	Kuwait	35.4	37.8	15,193	16,240	-1.2 [b]	-1.7 [a]	29,180 [b]	1975	1.9	1.4
45	Costa Rica	16.8	34.9	4,271	8,840	1.2	2.7	9,650	1999	14.6	9.2
46	Uruguay	12.1	26.3	3,609	7,830	1.3	1.4	9,680	1998	27.5	14.0
47	Qatar	17.5	..	28,634	..	..	..	..	..	2.6	1.0
48	Croatia	22.4	45.7	5,025	10,240	..	2.1	10,240 [b]	2002	61.3	2.0
49	United Arab Emirates	71.0	..	22,051	..	-2.8	(.)	47,790 [b]	1975	..	..
50	Latvia	8.4	21.5	3,595	9,210	-0.5	0.2	11,050	1989	21.7 [a]	2.0

HDI順位		国内総生産（GDP） 10億US$ 2002	国内総生産（GDP） 10億 PPP US$ 2002	1人当たりGDP US$ 2002	1人当たりGDP PPP US$ 2002	1人当たりGDP年間成長率（%） 1975-2002	1人当たりGDP年間成長率（%） 1990-2002	1人当たりGDP 1975-2002年の最高値（PPP US$）	1人当たりGDP 最高値を記録した年	消費者物価指数の年間変動率（%） 1990-2002	消費者物価指数の年間変動率（%） 2001-02
51	Bahamas	4.8 [c]	5.1 [c]	15,797 [d]	16,690 [c]	1.5 [b]	0.1 [b]	17,930 [a]	1989	2.0	2.2
52	Cuba	..	..	..	..	..	3.5 [b]	..	..	..	..
53	Mexico	637.2	904.6	6,320	8,970	0.9	1.4	9,240	2000	17.7	5.0
54	Trinidad and Tobago	9.6	12.3	7,384	9,430	0.8	2.9	9,430	2002	5.4 [b]	..
55	Antigua and Barbuda	0.7	0.8	10,449	10,920	4.3 [b]	2.6	10,920 [a]	2002	..	..
人間開発中位国											
56	Bulgaria	15.5	56.8	1,944	7,130	0.1 [b]	(.)	7,890 [a]	1988	94.0	5.8
57	Russian Federation	346.5	1,185.6	2,405	8,230	..	-2.4	11,030 [a]	1989	75.2 [b]	15.8
58	Libyan Arab Jamahiriya	19.1	..	3,512	..	..	..	..	..	..	..
59	Malaysia	94.9	221.7	3,905	9,120	4.0	3.6	9,280	2000	3.3	1.8
60	Macedonia, TFYR	3.8	13.2	1,860	6,470	..	-0.7	7,350 [a]	1991	6.5 [b]	0.1
61	Panama	12.3	18.1	4,182	6,170	1.0	2.5	6,510	2000	1.1	1.0
62	Belarus	14.3	54.8	1,441	5,520	..	0.2	5,520 [a]	2002	258.0 [b]	42.5
63	Tonga	0.1	0.7	1,347	6,850	1.9 [b]	2.2	6,850 [a]	2002	3.9	10.4
64	Mauritius	4.5	13.1	3,740	10,810	4.6 [b]	4.0	10,810 [a]	2002	6.6	6.7
65	Albania	4.8	15.2	1,535	4,830	0.3 [b]	6.0	4,830 [a]	2002	21.6 [b]	7.8
66	Bosnia and Herzegovina	5.6	..	1,362	..	..	18.0 [b]	..	..	..	..
67	Suriname	1.0	..	2,199	..	-0.8	0.5	..	..	88.0 [b]	..
68	Venezuela	94.3	135.1	3,760	5,380	-1.0	-1.0	7,810	1977	43.2	22.4
69	Romania	45.7	146.2	2,052	6,560	-1.1 [b]	0.1	6,810 [b]	1990	85.5	22.5
70	Ukraine	41.5	237.3	851	4,870	-6.6 [b]	-6.0	9,550 [b]	1989	116.7 [b]	..
71	Saint Lucia	0.7	0.8	4,124	5,300	3.7 [b]	0.2	5,850 [b]	1998	2.6	1.6
72	Brazil	452.4	1,355.0	2,593	7,770	0.8	1.3	7,770	2002	134.1	8.4
73	Colombia	80.9	278.6	1,850	6,370	1.5	0.4	6,720	1997	18.3	3.2
74	Oman	20.3	33.8	8,002	13,340	2.2	0.9	13,710	2001	-0.1	-0.7
75	Samoa (Western)	0.3	1.0	1,484	5,600	..	3.2 [b]	.. [b]	..	3.7	8.1
76	Thailand	126.9	431.9	2,060	7,010	5.2	2.9	7,080	1996	4.3	0.6
77	Saudi Arabia	188.5	276.9	8,612	12,650	-2.5	-0.6	23,980	1977	0.7	-0.5
78	Kazakhstan	24.6	87.4	1,656	5,870	..	-0.7	5,920 [b]	1990	45.6 [b]	5.9
79	Jamaica	7.9	10.4	3,008	3,980	0.4	-0.1	4,060	1991	19.7	7.1
80	Lebanon	17.3	19.4	3,894	4,360	3.6 [a]	3.1	4,520 [b]	1997	..	..
81	Fiji	1.9	4.5	2,281	5,440	0.9	1.8	5,610	1999	3.2	0.8
82	Armenia	2.4	9.6	771	3,120	..	1.7	3,460 [b]	1990	44.7 [b]	1.1
83	Philippines	78.0	333.5	975	4,170	0.2	1.1	4,460	1982	7.6	3.1
84	Maldives	0.6	..	2,182	..	..	4.7 [b]	..	..	5.6	0.9
85	Peru	56.5	134.1	2,113	5,010	-0.6	2.2	5,740	1981	20.9	0.2
86	Turkmenistan	7.7	20.1 [c]	1,601	4,250 [c]	-4.4 [a]	-3.2	7,130 [b]	1992	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	0.4	0.6	3,082	5,460	3.3	1.1	5,490	2000	2.0	0.8
88	Turkey	183.7	444.8	2,638	6,390	1.8	1.3	6,470	2000	75.5	45
89	Paraguay	5.5	25.4	1,000	4,610	0.7	-0.5	5,270	1981	12.0	10.5
90	Jordan	9.3	21.8	1,799	4,220	0.3	0.9	5,100	1987	3.1	1.8
91	Azerbaijan	6.1	26.2	745	3,210	..	0.2 [b]	3,580 [b]	1997	109.1 [b]	2.8
92	Tunisia	21.0	66.2	2,149	6,760	2.1	3.1	6,760	2002	4.0	2.8
93	Grenada	0.4	0.7	4,060	7,280	3.7 [b]	2.7	7,700 [b]	2000	2.3 [b]	..
94	China	1,266.1	5,860.9	989	4,580	8.2	8.6	4,580	2002	6.7	-0.6
95	Dominica	0.2	0.4	3,438	5,640	3.3 [b]	1.4	6,180 [b]	2000	1.7	-0.1
96	Sri Lanka	16.6	67.7	873	3,570	3.4	3.4	3,590	2000	9.8	9.6
97	Georgia	3.4	11.7	656	2,260	-5.2	-3.9	6,910	1985	17.7 [b]	5.6
98	Dominican Republic	21.7	57.2	2,514	6,640	1.9	4.2	6,640	2002	8.3	5.2
99	Belize	0.8	1.5	3,332	6,080	2.8	1.7	6,080	2002	1.7	2.2
100	Ecuador	24.3	45.9	1,897	3,580	0.1	(.)	3,690	1988	38.6	12.5

HDI順位		国内総生産（GDP）10億US$ 2002	国内総生産（GDP）10億 PPP US$ 2002	1人当たりGDP US$ 2002	1人当たりGDP PPP US$ 2002	1人当たりGDP年間成長率（%）1975-2002	1人当たりGDP年間成長率（%）1990-2002	1人当たりGDP 1975-2002年の最高値（PPP US$）	1人当たりGDP 最高値を記録した年	消費者物価指数の年間変動率（%）1990-2002	消費者物価指数の年間変動率（%）2001-02
101	Iran, Islamic Rep. of	108.2	438.3	1,652	6,690	-0.4	2.2	8,290	1976	23.6	14.3
102	Occupied Palestinian Territories	3.4	..	1,051	..	..	-4.9 [b]	..	..	..	..
103	El Salvador	14.3	31.4	2,226	4,890	0.2	2.3	5,330	1978	7.2	1.9
104	Guyana	0.7	3.3	937	4,260	0.6	4.1	4,400	1997	5.8 [b]	5.3
105	Cape Verde	0.6	2.3	1,345	5,000	3.0 [b]	3.4	5,000 [a]	2002	4.9	1.5
106	Syrian Arab Republic	20.8	61.5	1,224	3,620	0.9	1.8	3,630	1998	5.1	-1.8
107	Uzbekistan	7.9	42.1	314	1,670	-1.5 [b]	-0.9	1,850 [a]	1991	..	..
108	Algeria	55.9	180.4	1,785	5,760	-0.2	0.3	6,190	1985	14.0	1.4
109	Equatorial Guinea	2.1	14.0 [c]	4,394	29,780 [c]	12.7 [b]	20.8	30,130 [a]	2001	..	..
110	Kyrgyzstan	1.6	8.1	320	1,620	-3.6 [b]	-3.2	2,530 [a]	1990	18.7 [a]	2.1
111	Indonesia	172.9	682.9	817	3,230	4.2	2.1	3,430	1997	14.0	12.7
112	Viet Nam	35.1	185.4	436	2,300	5.0 [b]	5.9	2,300 [a]	2002	2.9 [a]	3.8
113	Moldova, Rep. of	1.6	6.2	382	1,470	-5.4 [b]	-6.9	3,890 [b]	1990	18.5 [a]	5.1
114	Bolivia	7.8	21.6	886	2,460	-0.4	1.1	2,650	1978	7.5	0.9
115	Honduras	6.6	17.7	966	2,600	0.1	0.3	2,820	1979	17.2	7.7
116	Tajikistan	1.2	6.1	193	980	-9.0 [b]	-8.1	2,730 [b]	1988	..	..
117	Mongolia	1.1	4.2	457	1,710	-0.3 [b]	0.2	2,110 [b]	1989	39.0 [b]	..
118	Nicaragua	4.0	13.2	749	2,470	-2.9	1.5	5,250	1977	27.1 [b]	..
119	South Africa	104.2	456.8	2,299	10,070	-0.7	(.)	12,410	1981	8.1	10.0
120	Egypt	89.9	252.6	1,354	3,810	2.8	2.5	3,810	2002	7.5	2.7
121	Guatemala	23.3	48.9	1,941	4,080	0.1	1.3	4,170	1980	9.4	8.0
122	Gabon	5.0	8.7	3,780	6,590	-1.5	-0.2	11,560	1976	4.6 [b]	..
123	São Tomé and Príncipe	0.1	..	326	..	-0.6 [b]	-0.4	..	..	..	..
124	Solomon Islands	0.2	0.7	541	1,590	1.6	-2.4	2,580	1996	10.8 [b]	..
125	Morocco	36.1	112.9	1,218	3,810	1.3	0.8	3,810	2002	3.3	2.8
126	Namibia	2.9	12.3	1,463	6,210	-0.2 [b]	0.9	8,940 [b]	1980	9.5	11.3
127	India	510.2	2,799.6	487	2,670	3.3	4.0	2,670	2002	8.3	4.4
128	Botswana	5.3	14.0	3,080	8,170	5.1	2.5	8,170	2002	9.8	8.0
129	Vanuatu	0.2	0.6	1,138	2,890	0.2 [a]	-0.1	3,860 [b]	1984	2.7	..
130	Cambodia	4.0	25.7	321	2,060	..	4.1 [b]	2,060 [b]	2002	4.7 [b]	3.2
131	Ghana	6.2	43.1	304	2,130	0.3	1.8	2,130	2002	27.4	14.8
132	Myanmar	..	..	..	..	1.8 [b]	5.7 [b]	..	..	25.4	57.1
133	Papua New Guinea	2.8	12.2	523	2,270	0.4	0.5	2,840	1994	10.0	11.8
134	Bhutan	0.6	..	695	..	4.0 [b]	3.6	..	..	8.4 [b]	..
135	Lao People's Dem. Rep.	1.7	9.5	304	1,720	3.3 [b]	3.8	1,720 [a]	2002	30.0	10.6
136	Comoros	0.3	1.0	437	1,690	-1.0 [b]	-1.4	2,140 [a]	1985	..	..
137	Swaziland	1.2	4.9	1,091	4,550	1.8	0.1	4,690	1998	9.2	12.0
138	Bangladesh	47.6	230.0	351	1,700	1.9	3.1	1,700	2002	5.0	4.9
139	Sudan	13.5	59.5	412	1,820	0.9	3.1	1,820	2002	66.8 [b]	..
140	Nepal	5.5	33.1	230	1,370	2.1	2.3	1,410	2001	7.4	-0.9
141	Cameroon	9.1	31.5	575	2,000	-0.6	-0.1	2,810	1986	5.5	2.8
人間開発低位国											
142	Pakistan	59.1	281.3	408	1,940	2.6	1.1	1,980	2000	8.6	3.3
143	Togo	1.4	7.0	291	1,480	-1.2	-0.7	2,180	1980	7.2	3.1
144	Congo	3.0	3.6	825	980	(.)	-1.6	1,290	1996	7.9 [a]	4.6
145	Lesotho	0.7	4.3	402	2,420	3.2	2.4	2,420	2002	9.0 [a]	33.1
146	Uganda	5.8	34.1	236	1,390	2.6 [b]	3.9	1,390 [b]	2002	8.5	-0.3
147	Zimbabwe	8.3	30.5 [c]	639	2,370 [c]	(.)	-0.8	3,060 [b]	1998	36.1	140.1
148	Kenya	12.3	31.9	393	1,020	0.3	-0.6	1,180	1990	13.3	2.0
149	Yemen	10.0	16.2	537	870	..	2.5	870 [b]	2002	32.6 [b]	..
150	Madagascar	4.4	12.2	268	740	-1.6	-0.9	1,250	1975	16.8	15.9
151	Nigeria	43.5	113.6	328	860	-0.6	-0.3	1,070	1977	27.8	12.9

HDI順位		国内総生産（GDP）10億US$ 2002	国内総生産（GDP）10億 PPP US$ 2002	1人当たりGDP US$ 2002	1人当たりGDP PPP US$ 2002	1人当たりGDP年間成長率（%）1975-2002	1人当たりGDP年間成長率（%）1990-2002	1人当たりGDP 1975-2002年の最高値（PPP US$）	1人当たりGDP 最高値を記録した年	消費者物価指数の年間変動率（%）1990-2002	消費者物価指数の年間変動率（%）2001-02
152	Mauritania	1.0	6.2	348	2,220	0.3	1.6	2,220	2002	5.7	3.8
153	Haiti	3.4	13.3	415	1,610	-2.3	-3.0	3,050	1980	19.8	9.9
154	Djibouti	0.6	1.4	861	1,990	-4.6 [a]	-3.8	.. [a]	..	..	..
155	Gambia	0.4	2.4	257	1,690	-0.2	(.)	2,070	1986	4.0 [b]	..
156	Eritrea	0.6	3.8	150	890	..	1.5 [b]	1,010 [a]	1998	..	..
157	Senegal	5.0	15.8	503	1,580	-0.1	1.2	1,640	1976	4.6	2.2
158	Timor-Leste	0.4	..	497	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	1.7	10.4	212	1,270	-0.6	0.3	1,420	1983	13.3 [a]	2.5
160	Guinea	3.2	16.2	415	2,100	1.5 [b]	1.7	2,100 [b]	2002	..	..
161	Benin	2.7	7.0	411	1,070	0.6	2.1	1,070	2002	7.2 [b]	2.5
162	Tanzania, U. Rep. of	9.4	20.4	267	580	0.6 [a]	0.7	580 [a]	2002	17.8	4.6
163	Côte d'Ivoire	11.7	25.1	707	1,520	-2.0	-0.1	2,680	1978	6.3	3.1
164	Zambia	3.7	8.6	361	840	-2.1	-1.2	1,470	1976	52.7 [a]	..
165	Malawi	1.9	6.2	177	580	0.2	1.1	640	1979	32.6	14.7
166	Angola	11.2	28.0	857	2,130	-1.5 [b]	-0.1	2,850 [b]	1992	563.0	108.9
167	Chad	2.0	8.5	240	1,020	(.)	-0.5	1,100	1977	7.7	5.2
168	Congo, Dem. Rep. of the	5.7	33.7	111	650	0.0	..	2,400	1975	693.8	24.9
169	Central African Republic	1.0	4.5	274	1,170	-1.5	-0.2	1,670	1977	4.6	2.9
170	Ethiopia	6.1	52.6	90	780	0.2 [b]	2.3	780 [b]	2002	4.0	1.6
171	Mozambique	3.6	19.3	195	1,050	2.0 [b]	4.5	1,050 [b]	2002	26.6	16.8
172	Guinea-Bissau	0.2	1.0	141	710	-0.3	-2.2	1,070	1997	27.5	-0.6
173	Burundi	0.7	4.5	102	630	-0.9	-3.9	930	1991	15.3	-1.4
174	Mali	3.4	10.5	296	930	-0.2	1.7	930 [a]	2002	4.6	5.0
175	Burkina Faso	3.1	13.0	264	1,100	1.1	1.6	1,100	2002	4.9	2.2
176	Niger	2.2	9.1	190	800	-1.9	-0.8	1,360	1979	5.4	2.6
177	Sierra Leone	0.8	2.7	150	520	-3.3	-5.9	1,120	1982	24.5	-3.3
開発途上国		6,189.3 T	19,848.5 T	1,264	4,054	2.3	2.8	..	..	..	..
後発開発途上国		204.7 T	897.7 T	298	1,307	0.5 [b]	1.4	..	..	..	..
アラブ諸国		712.3 T	1,466.3 T	2,462	5,069	0.1	1.0	..	..	..	..
東アジア・太平洋諸国		2,562.6 T	9,046.9 T	1,351	4,768	5.9	5.4	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		1,676.1 T	3,796.1 T	3,189	7,223	0.7	1.3	..	..	..	..
南アジア		757.1 T	3,898.7 T	516	2,658	2.4	3.2	..	..	..	..
サハラ以南アフリカ		303.5 T	1,157.4 T	469	1,790	-0.8	(.)	..	..	..	..
中東欧・CIS諸国		971.1 T	2,914.7 T	2,396	7,192	-1.5 [b]	-0.9	..	..	..	..
OECD諸国		26,298.9 T	28,491.5 T	22,987	24,904	2.0	1.7	..	..	..	..
高所得OECD諸国		25,129.9 T	26,368.2 T	27,638	29,000	2.1	1.7	..	..	..	..
人間開発高位国		26,924.9 T	29,435.4 T	22,690	24,806	2.0	1.7	..	..	..	..
人間開発中位国		4,659.1 T	17,763.5 T	1,120	4,269	1.7	2.1	..	..	..	..
人間開発低位国		233.9 T	860.0 T	322	1,184	0.1 [e]	0.3 [e]	..	..	..	..
高所得国		25,767.9 T	27,115.7 T	27,312	28,741	2.1	1.7	..	..	..	..
中所得国		5,138.5 T	16,174.9 T	1,877	5,908	1.4	2.0	..	..	..	..
低所得国		1,123.9 T	5,359.9 T	451	2,149	2.2 [e]	2.3 [e]	..	..	..	..
全世界		31,927.2 T	48,151.1 T	5,174	7,804	1.3	1.2	..	..	..	..

a. 理論的には，米国のGDP値（PPP US$）はGDP値（US$）と同じはずである．しかしGDP値（PPP US$）を計算する際に生じる実際上の問題によって，そのようにはならない．b. 記載より短い期間のデータ．c. 2001年のデータ．d. 2000年のデータ．e. 低所得国と人間開発低位国の年間成長率との間に差があるのはおもに，(低所得国ではあるが人間開発では中位国の）インドの成長率によるものである．

出典：第1, 2列: World Bank 2004f; 集計値は世界銀行が人間開発報告書事務局のために計算したもの; 第3, 4列: World Bank 2004fのGDPと人口についてデータをもとにして計算されている．集計値は世界銀行が人間開発報告書事務局のために計算したもの; 第5, 6列: World Bank 2004b; 集計値は世界銀行が，最小二乗法を使って人間開発報告書事務局のために計算したもの; 第7, 8列: World Bank 2004fの1人当たりGDP（PPP US$）に関する時系列なデータをもとにしている; 第9, 10: World Bank 2004fの消費者物価指数に関するデータをもとに計算した．

HDI順位		調査年	MDG 所得または消費に占める割合 (%) 最貧層10%	最貧層20%	最富裕層20%	最富裕層10%	不平等の測定 最富裕層10%の最貧層10%に対する割合[a]	最富裕層20%の最貧層20%に対する割合[a]	ジニ係数[b]
人間開発高位国									
1	Norway	2000 [c]	3.9	9.6	37.2	23.4	6.1	3.9	25.8
2	Sweden	2000 [c]	3.6	9.1	36.6	22.2	6.2	4.0	25.0
3	Australia	1994 [c]	2.0	5.9	41.3	25.4	12.5	7.0	35.2
4	Canada	1998 [c]	2.5	7.0	40.4	25.0	10.1	5.8	33.1
5	Netherlands	1994 [c]	2.8	7.3	40.1	25.1	9.0	5.5	32.6
6	Belgium	1996 [c]	2.9	8.3	37.3	22.6	7.8	4.5	25.0
7	Iceland	..	..	..	..	..	..	..	..
8	United States	2000 [c]	1.9	5.4	45.8	29.9	15.9	8.4	40.8
9	Japan	1993 [c]	4.8	10.6	35.7	21.7	4.5	3.4	24.9
10	Ireland	1996 [c]	2.8	7.1	43.3	27.6	9.7	6.1	35.9
11	Switzerland	1992 [c]	2.6	6.9	40.3	25.2	9.9	5.8	33.1
12	United Kingdom	1999 [c]	2.1	6.1	44.0	28.5	13.8	7.2	36.0
13	Finland	2000 [c]	4.0	9.6	36.7	22.6	5.6	3.8	26.9
14	Austria	1997 [c]	3.1	8.1	38.5	23.5	7.6	4.7	30.0
15	Luxembourg	2000 [c]	3.5	8.4	38.9	23.8	6.8	4.6	30.8
16	France	1995 [c]	2.8	7.2	40.2	25.1	9.1	5.6	32.7
17	Denmark	1997 [c]	2.6	8.3	35.8	21.3	8.1	4.3	24.7
18	New Zealand	1997 [c]	2.2	6.4	43.8	27.8	12.5	6.8	36.2
19	Germany	2000 [c]	3.2	8.5	36.9	22.1	6.9	4.3	28.3
20	Spain	1990 [c]	2.8	7.5	40.3	25.2	9.0	5.4	32.5
21	Italy	2000 [c]	2.3	6.5	42.0	26.8	11.6	6.5	36.0
22	Israel	1997 [c]	2.4	6.9	44.3	28.2	11.7	6.4	35.5
23	Hong Kong, China (SAR)	1996 [c]	2.0	5.3	50.7	34.9	17.8	9.7	43.4
24	Greece	1998 [c]	2.9	7.1	43.6	28.5	10.0	6.2	35.4
25	Singapore	1998 [c]	1.9	5.0	49.0	32.8	17.7	9.7	42.5
26	Portugal	1997 [c]	2.0	5.8	45.9	29.8	15.0	8.0	38.5
27	Slovenia	1998/99 [c]	3.6	9.1	35.7	21.4	5.9	3.9	28.4
28	Korea, Rep. of	1998 [c]	2.9	7.9	37.5	22.5	7.8	4.7	31.6
29	Barbados	..	..	..	..	..	..	..	..
30	Cyprus	..	..	..	..	..	..	..	..
31	Malta	..	..	..	..	..	..	..	..
32	Czech Republic	1996 [c]	4.3	10.3	35.9	22.4	5.2	3.5	25.4
33	Brunei Darussalam	..	..	..	..	..	..	..	..
34	Argentina[d]	2001 [c]	1.0	3.1	56.4	38.9	39.1	18.1	52.2
35	Seychelles	..	..	..	..	..	..	..	..
36	Estonia	2000 [c]	1.9	6.1	44.0	28.5	14.9	7.2	37.2
37	Poland	1999 [e]	2.9	7.3	42.5	27.4	9.3	5.8	31.6
38	Hungary	1999 [e]	2.6	7.7	37.5	22.8	8.9	4.9	24.4
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	..	..	..
40	Bahrain	..	..	..	..	..	..	..	..
41	Lithuania	2000 [e]	3.2	7.9	40.0	24.9	7.9	5.1	31.9
42	Slovakia	1996 [c]	3.1	8.8	34.8	20.9	6.7	4.0	25.8
43	Chile	2000 [c]	1.2	3.3	62.2	47.0	40.6	18.7	57.1
44	Kuwait	..	..	..	..	..	..	..	..
45	Costa Rica	2000 [c]	1.4	4.2	51.5	34.8	25.1	12.3	46.5
46	Uruguay[d]	2000 [c]	1.8	4.8	50.1	33.5	18.9	10.4	44.6
47	Qatar	..	..	..	..	..	..	..	..
48	Croatia	2001 [e]	3.4	8.3	39.6	24.5	7.3	4.8	29.0
49	United Arab Emirates	..	..	..	..	..	..	..	..
50	Latvia	1998 [c]	2.9	7.6	40.3	25.9	8.9	5.3	32.4

HDI順位		調査年	MDG 所得または消費に占める割合 (%) 最貧層10%	最貧層20%	最富裕層20%	最富裕層10%	不平等の測定 最富裕層10%の最貧層10%に対する割合[a]	最富裕層20%の最貧層20%に対する割合[a]	ジニ係数[b]
51	Bahamas	..	..	..	..	..	..	..	..
52	Cuba	..	..	..	..	..	..	..	..
53	Mexico	2000 [c]	1.0	3.1	59.1	43.1	45.0	19.3	54.6
54	Trinidad and Tobago	1992 [c]	2.1	5.5	45.9	29.9	14.4	8.3	40.3
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国									
56	Bulgaria	2001 [c]	2.4	6.7	38.9	23.7	9.9	5.8	31.9
57	Russian Federation	2000 [e]	1.8	4.9	51.3	36.0	20.3	10.5	45.6
58	Libyan Arab Jamahiriya	..	..	..	..	..	..	..	..
59	Malaysia	1997 [c]	1.7	4.4	54.3	38.4	22.1	12.4	49.2
60	Macedonia, TFYR	1998 [e]	3.3	8.4	36.7	22.1	6.8	4.4	28.2
61	Panama	2000 [c]	0.7	2.4	60.3	43.3	62.3	24.7	56.4
62	Belarus	2000 [e]	3.5	8.4	39.1	24.1	6.9	4.6	30.4
63	Tonga	..	..	..	..	..	..	..	..
64	Mauritius	..	..	..	..	..	..	..	..
65	Albania	2002 [e]	3.8	9.1	37.4	22.4	5.9	4.1	28.2
66	Bosnia and Herzegovina	2001 [e]	3.9	9.5	35.8	21.4	5.4	3.8	26.2
67	Suriname	..	..	..	..	..	..	..	..
68	Venezuela	1998 [c]	0.6	3.0	53.4	36.3	62.9	17.9	49.1
69	Romania	2000 [e]	3.3	8.2	38.4	23.6	7.2	4.7	30.3
70	Ukraine	1999 [e]	3.7	8.8	37.8	23.2	6.4	4.3	29.0
71	Saint Lucia	1995 [c]	2.0	5.2	48.3	32.5	16.2	9.2	42.6
72	Brazil	1998 [c]	0.5	2.0	64.4	46.7	85.0	31.5	59.1
73	Colombia	1999 [c]	0.8	2.7	61.8	46.5	57.8	22.9	57.6
74	Oman	..	..	..	..	..	..	..	..
75	Samoa (Western)	..	..	..	..	..	..	..	..
76	Thailand	2000 [e]	2.5	6.1	50.0	33.8	13.4	8.3	43.2
77	Saudi Arabia	..	..	..	..	..	..	..	..
78	Kazakhstan	2001 [e]	3.4	8.2	39.6	24.2	7.1	4.8	31.3
79	Jamaica	2000 [e]	2.7	6.7	46.0	30.3	11.4	6.9	37.9
80	Lebanon	..	..	..	..	..	..	..	..
81	Fiji	..	..	..	..	..	..	..	..
82	Armenia	1998 [e]	2.6	6.7	45.1	29.7	11.5	6.8	37.9
83	Philippines	2000 [e]	2.2	5.4	52.3	36.3	16.5	9.7	46.1
84	Maldives	..	..	..	..	..	..	..	..
85	Peru	2000 [c]	0.7	2.9	53.2	37.2	49.9	18.4	49.8
86	Turkmenistan	1998 [e]	2.6	6.1	47.5	31.7	12.3	7.7	40.8
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	..	..	..	..	..	..
88	Turkey	2000 [e]	2.3	6.1	46.7	30.7	13.3	7.7	40.0
89	Paraguay	1999 [c]	0.6	2.2	60.2	43.6	70.4	27.3	56.8
90	Jordan	1997 [e]	3.3	7.6	44.4	29.8	9.1	5.9	36.4
91	Azerbaijan	2001 [e]	3.1	7.4	44.5	29.5	9.7	6.0	36.5
92	Tunisia	2000 [e]	2.3	6.0	47.3	31.5	13.4	7.9	39.8
93	Grenada	..	..	..	..	..	..	..	..
94	China	2001 [e]	1.8	4.7	50.0	33.1	18.4	10.7	44.7
95	Dominica	..	..	..	..	..	..	..	..
96	Sri Lanka	1995 [e]	3.5	8.0	42.8	28.0	7.9	5.3	34.4
97	Georgia	2001 [e]	2.3	6.4	43.6	27.9	12.0	6.8	36.9
98	Dominican Republic	1998 [c]	2.1	5.1	53.3	37.9	17.7	10.5	47.4
99	Belize	..	..	..	..	..	..	..	..
100	Ecuador	1998 [c]	0.9	3.3	58.0	41.6	44.9	17.3	43.7

14 所得または消費の不平等

HDI順位		調査年	MDG 所得または消費に占める割合 (%) 最貧層10%	最貧層20%	最富裕層20%	最富裕層10%	不平等の測定 最富裕層10%の最貧層10%に対する割合[a]	最富裕層20%の最貧層20%に対する割合[a]	ジニ係数[b]
101	Iran, Islamic Rep. of	1998 [e]	2.0	5.1	49.9	33.7	17.2	9.7	43.0
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	..	..	..
103	El Salvador	2000 [c]	0.9	2.9	57.1	40.6	47.4	19.8	53.2
104	Guyana	1999 [c]	1.3	4.5	49.7	33.8	25.9	11.1	43.2
105	Cape Verde	..	..	..	..	..	..	..	..
106	Syrian Arab Republic	..	..	..	..	..	..	..	..
107	Uzbekistan	2000 [e]	3.6	9.2	36.3	22.0	6.1	4.0	26.8
108	Algeria	1995 [e]	2.8	7.0	42.6	26.8	9.6	6.1	35.3
109	Equatorial Guinea	..	..	..	..	..	..	..	..
110	Kyrgyzstan	2001 [c]	3.9	9.1	38.3	23.3	6.0	4.2	29.0
111	Indonesia	2002 [c]	3.6	8.4	43.3	28.5	7.8	5.2	34.3
112	Viet Nam	1998 [c]	3.6	8.0	44.5	29.9	8.4	5.6	36.1
113	Moldova, Rep. of	2001 [c]	2.8	7.1	43.7	28.4	10.2	6.2	36.2
114	Bolivia	1999 [c]	1.3	4.0	49.1	32.0	24.6	12.3	44.7
115	Honduras	1999 [c]	0.9	2.7	58.9	42.2	49.1	21.5	55.0
116	Tajikistan	1998 [c]	3.2	8.0	40.0	25.2	8.0	5.0	34.7
117	Mongolia	1998 [c]	2.1	5.6	51.2	37.0	17.8	9.1	44.0
118	Nicaragua	2001 [c]	1.2	3.6	59.7	45.0	36.1	16.8	55.1
119	South Africa	1995 [e]	0.7	2.0	66.5	46.9	65.1	33.6	59.3
120	Egypt	1999 [e]	3.7	8.6	43.6	29.5	8.0	5.1	34.4
121	Guatemala	2000 [c]	0.9	2.6	64.1	48.3	55.1	24.4	48.3
122	Gabon	..	..	..	..	..	..	..	..
123	São Tomé and Principe	..	..	..	..	..	..	..	..
124	Solomon Islands	..	..	..	..	..	..	..	..
125	Morocco	1998/99 [e]	2.6	6.5	46.6	30.9	11.7	7.2	39.5
126	Namibia	1993 [c]	0.5	1.4	78.7	64.5	128.8	56.1	70.7
127	India	1999/2000 [e]	3.9	8.9	41.6	27.4	7.0	4.7	32.5
128	Botswana	1993 [e]	0.7	2.2	70.3	56.6	77.6	31.5	63.0
129	Vanuatu	..	..	..	..	..	..	..	..
130	Cambodia	1997 [e]	2.9	6.9	47.6	33.8	11.6	6.9	40.4
131	Ghana	1999 [c]	2.1	5.6	46.6	30.0	14.1	8.4	30.0
132	Myanmar	..	..	..	..	..	..	..	..
133	Papua New Guinea	1996 [e]	1.7	4.5	56.5	40.5	23.8	12.6	50.9
134	Bhutan	..	..	..	..	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	1997 [e]	3.2	7.6	45.0	30.6	9.7	6.0	37.0
136	Comoros	..	..	..	..	..	..	..	..
137	Swaziland	1994 [c]	1.0	2.7	64.4	50.2	49.7	23.8	60.9
138	Bangladesh	2000 [e]	3.9	9.0	41.3	26.7	6.8	4.6	31.8
139	Sudan	..	..	..	..	..	..	..	..
140	Nepal	1995/96 [e]	3.2	7.6	44.8	29.8	9.3	5.9	36.7
141	Cameroon	2001 [e]	2.3	5.6	50.9	35.4	15.7	9.1	44.6
人間開発低位国									
142	Pakistan	1998/99 [c]	3.7	8.8	42.3	28.3	7.6	4.8	33.0
143	Togo	..	..	..	..	..	..	..	..
144	Congo	..	..	..	..	..	..	..	..
145	Lesotho	1995 [e]	0.5	1.5	66.5	48.3	105.0	44.2	63.2
146	Uganda	1999 [e]	2.3	5.9	49.7	34.9	14.9	8.4	43.0
147	Zimbabwe	1995 [e]	1.8	4.6	55.7	40.3	22.0	12.0	56.8
148	Kenya	1997 [e]	2.3	5.6	51.2	36.1	15.6	9.1	44.5
149	Yemen	1998 [e]	3.0	7.4	41.2	25.9	8.6	5.6	33.4
150	Madagascar	2001 [e]	1.9	4.9	53.5	36.6	19.2	11.0	47.5
151	Nigeria	1996/97 [e]	1.6	4.4	55.7	40.8	24.9	12.8	50.6

14 所得または消費の不平等

HDI順位		調査年	MDG 所得または消費に占める割合 (%) 最貧層10%	最貧層20%	最富裕層20%	最富裕層10%	不平等の測定 最富裕層10%の最貧層10%に対する割合[a]	最富裕層20%の最貧層20%に対する割合[a]	ジニ係数[b]
152	Mauritania	2000 [e]	2.5	6.2	45.7	29.5	12.0	7.4	39.0
153	Haiti	..	..	..	..	..	..	..	..
154	Djibouti	..	..	..	..	..	..	..	..
155	Gambia	1998 [c]	1.5	4.0	55.2	38.0	25.4	13.8	38.0
156	Eritrea	..	..	..	..	..	..	..	..
157	Senegal	1995 [e]	2.6	6.4	48.2	33.5	12.8	7.5	41.3
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	1983/85 [c]	4.2	9.7	39.1	24.2	5.8	4.0	28.9
160	Guinea	1994 [c]	2.6	6.4	47.2	32.0	12.3	7.3	40.3
161	Benin	..	..	..	..	..	..	..	..
162	Tanzania, U. Rep. of	1993 [c]	2.8	6.8	45.5	30.1	10.8	6.7	38.2
163	Côte d'Ivoire	1998 [c]	2.2	5.5	51.1	35.9	16.2	9.2	45.2
164	Zambia	1998 [c]	1.1	3.3	56.6	41.0	36.6	17.3	52.6
165	Malawi	1997 [c]	1.9	4.9	56.1	42.2	22.7	11.6	50.3
166	Angola	..	..	..	..	..	..	..	..
167	Chad	..	..	..	..	..	..	..	..
168	Congo, Dem. Rep. of the	..	..	..	..	..	..	..	..
169	Central African Republic	1993 [e]	0.7	2.0	65.0	47.7	69.2	32.7	61.3
170	Ethiopia	2000 [e]	3.9	9.1	39.4	25.5	6.6	4.3	30.0
171	Mozambique	1996/97 [e]	2.5	6.5	46.5	31.7	12.5	7.2	39.6
172	Guinea-Bissau	1993 [e]	2.1	5.2	53.4	39.3	19.0	10.3	47.0
173	Burundi	1998 [e]	1.7	5.1	48.0	32.8	19.3	9.5	33.3
174	Mali	1994 [e]	1.8	4.6	56.2	40.4	23.1	12.2	50.5
175	Burkina Faso	1998 [e]	1.8	4.5	60.7	46.3	26.2	13.6	48.2
176	Niger	1995 [e]	0.8	2.6	53.3	35.4	46.0	20.7	50.5
177	Sierra Leone	1989 [e]	0.5	1.1	63.4	43.6	87.2	57.6	62.9

注：これらのデータの基礎となる世帯調査は調査方法や集計データの種類が異なるため，導き出されたデータをもとにして国と国との厳密な比較をすることはできない．
a. データは最富裕層の最貧層に対する収入あるいは消費の割合である．数値は四捨五入されているので，第2から第5列までの収入あるいは消費に占める割合をもとに計算された割合とは異なる場合がある．b. ジニ係数は，所得あるいは消費の全体的配分の不平等を測るものである．0は完全な平等を，100完全な不平等を表す．c. 所得にもとづく調査．d. データは都市圏のみのものである．e. 消費にもとづく調査
出典：第1-5, 8列: World Bank 2004a; 第6, 7列: World Bank 2004aの所得または消費についてのデータをもとに計算した．

HDI順位		財とサービスの輸入（対GDP比：%） 1990	2002	財とサービスの輸出（対GDP比：%） 1990	2002	第一次産品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	加工品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	ハイテク製品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	交易条件（1980年＝100）[a] 2001
人間開発高位国												
1	Norway	34	27	40	41	67	74	33	22	12	22	123
2	Sweden	28	37	29	43	16	13	83	81	13	16	103
3	Australia	17	22	17	20	73	65	24	29	8	16	86
4	Canada	26	39 [b]	26	44 [b]	36	30	59	63	14	14	93
5	Netherlands	51	56	54	62	37	26	59	74	16	28	105
6	Belgium	69	78	71	82	..	17 [b]	..	79 [b]	..	11 [b]	..
7	Iceland	33	38	34	40	91	85	8	14	10	6	..
8	United States	11	14	10	10	22	14	74	81	33	32	114
9	Japan	9	10	10	11	3	3	96	93	24	24	126
10	Ireland	52	83 [b]	57	98 [b]	26	8	70	88	41	41	96
11	Switzerland	36	38	36	44	6	7	94	93	12	21	..
12	United Kingdom	27	28	24	26	19	16	79	79	24	31	100
13	Finland	24	30	23	38	17	14	83	85	8	24	107
14	Austria	38	51	40	52	12	13	88	82	8	15	..
15	Luxembourg	100	127	104	145	..	12 [b]	..	86 [b]	..	19 [b]	..
16	France	22	25	21	27	23	16	77	81	16	21	..
17	Denmark	31	39	36	45	35	29	60	66	15	22	..
18	New Zealand	27	32	27	33	75	68	23	28	4	10	117
19	Germany	25	32	25	35	10	9	89	86	11	17	106
20	Spain	20	30	16	28	24	21 [b]	75	78	6	7	123
21	Italy	20	26	20	27	11	10	88	88	8	9	125
22	Israel	45	46	35	37	13	7	87	93	10	20	122
23	Hong Kong, China (SAR)	124	142	133	151	4	5	95	95	..	17	100
24	Greece	28	27	18	21	46	47 [b]	54	52 [b]	2	10 [b]	76
25	Singapore	..	..	..	..	27	11	72	85	40	60	75
26	Portugal	39	41 [b]	33	31 [b]	19	13 [b]	80	86	4	7	..
27	Slovenia	..	56	..	58	..	10	..	90	..	5	..
28	Korea, Rep. of	30	39	29	40	6	8	94	92	18	32	84
29	Barbados	52	55	49	52	55	47	43	50	..	16	..
30	Cyprus	57	..	52	..	45	45	55	55	6	3	..
31	Malta	99	89	85	88	4	4 [b]	96	96 [b]	45	62 [b]	..
32	Czech Republic	43	67	45	65	..	10	..	89	..	14	..
33	Brunei Darussalam	..	..	..	..	100	..	(.)	12	..	4	..
34	Argentina	5	13	10	28	71	66 [b]	29	31	..	7	81
35	Seychelles	67	81	62	78	..	..	(.)	5	..	..	..
36	Estonia	..	94	..	84	..	28	..	72	..	12	..
37	Poland	22	31	29	28	36	18	59	82	..	3	285
38	Hungary	29	67	31	64	35	11	63	86	..	25	85
39	Saint Kitts and Nevis	83	71	52	46	..	27 [b]	..	73 [b]	..	(.) [b]	..
40	Bahrain	95	65	116	81	91	87 [b]	9	13 [b]	..	(.) [b]	..
41	Lithuania	61	60	52	54	..	41 [b]	..	58 [b]	..	5 [b]	..
42	Slovakia	36	80	27	73	..	15	..	85	..	3	..
43	Chile	31	32	35	36	87	80 [b]	11	18 [b]	5	3 [b]	39
44	Kuwait	58	40	45	48	94	..	6	..	3	..	..
45	Costa Rica	41	47	35	42	66	37	27	63	..	37	122
46	Uruguay	18	20	24	22	61	63	39	37	..	3	102
47	Qatar	..	..	..	..	84	89	16	10	..	0	..
48	Croatia	..	55	..	46	..	27	..	73	..	12	..
49	United Arab Emirates	40	..	65	..	54	..	46	4 [b]	..	2 [b]	..
50	Latvia	49	56	48	45	..	41	..	59	..	4	..

HDI順位		財とサービスの輸入（対GDP比：%） 1990	2002	財とサービスの輸出（対GDP比：%） 1990	2002	第一次産品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	加工品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	ハイテク製品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	交易条件（1980年＝100）[a] 2001
51	Bahamas	..	..	..	..	..	57 [c]	..	37 [b]	..	1 [b]	..
52	Cuba	..	18 [c]	..	16 [c]	..	90 [b]	..	10 [b]	..	29 [b]	..
53	Mexico	20	29	19	27	56	16	43	84	8	21	33
54	Trinidad and Tobago	29	43	45	47	73	54 [b]	27	46 [b]	..	3 [b]	..
55	Antigua and Barbuda	87	68	89	60	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国												
56	Bulgaria	37	60	33	53	..	37 [c]	..	61 [b]	..	3 [b]	..
57	Russian Federation	18	24	18	35	..	69	..	22	..	13	..
58	Libyan Arab Jamahiriya	31	36	40	48	95	..	5	..	0	..	..
59	Malaysia	72	97	75	114	46	19 [b]	54	79	38	58	..
60	Macedonia, TFYR	36	57	26	38	..	30 [b]	..	70 [b]	..	1 [b]	..
61	Panama	34	29	38	28	78	88	21	12	..	1	86
62	Belarus	44	74	46	70	..	33	..	64	..	4	..
63	Tonga	65	58 [b]	34	13 [b]	..	..	21	4 [c]	0	0 [c]	..
64	Mauritius	71	57	64	61	34	27	66	73	1	2	109
65	Albania	23	43	15	19	..	14	..	86	..	1	..
66	Bosnia and Herzegovina	..	59	..	26	..	..	..	..	..	..	..
67	Suriname	44	45	42	21	26	22 [c]	74	78 [c]	..	(.) [c]	..
68	Venezuela	20	17	39	29	90	89 [b]	10	13	4	3	55
69	Romania	26	41	17	35	26	18	73	81	2	3	..
70	Ukraine	29	52	28	56	..	32	..	67	..	5	..
71	Saint Lucia	84	59	73	55	..	76	28	24	..	8	..
72	Brazil	7	14	8	16	47	44 [b]	52	54 [b]	7	19 [b]	136
73	Colombia	15	21	21	20	74	62	25	38	..	7	83
74	Oman	31	35	53	57	94	84	5	15	2	2	..
75	Samoa (Western)	..	82 [c]	..	33 [c]	..	..	4	..	0	..	..
76	Thailand	42	57	34	65	36	22 [b]	63	74 [b]	21	31 [b]	60
77	Saudi Arabia	32	23	41	41	93	91 [b]	7	10	..	(.)	..
78	Kazakhstan	..	46	..	47	..	81 [b]	..	19 [b]	..	10 [b]	..
79	Jamaica	52	60	48	39	31	27 [c]	69	64	..	(.)	..
80	Lebanon	100	41	18	14	..	31 [b]	..	69 [b]	..	3 [b]	..
81	Fiji	67	65 [b]	62	71 [b]	63	55	36	44	12	1	..
82	Armenia	46	47	35	30	..	39	..	61	..	2	..
83	Philippines	33	49	28	49	31	8	38	50	..	65	96
84	Maldives	64	67	24	88	..	..	..	38	..	0	..
85	Peru	14	17	16	16	82	79	18	21	..	2	39
86	Turkmenistan	..	47 [b]	..	47 [b]	..	92 [c]	..	7 [c]	..	5 [c]	..
87	St. Vincent & the Grenadines	77	59	66	48	..	91	..	9	..	0	..
88	Turkey	18	30	13	30	32	15	68	84	1	2	89
89	Paraguay	39	43	33	31	..	84 [b]	10	15	(.)	3	147
90	Jordan	93	67	62	46	..	32	51	68	1	3	113
91	Azerbaijan	39	51	44	44	..	93	..	6	..	8	..
92	Tunisia	51	49	44	45	31	19 [b]	69	82	2	4	81
93	Grenada	63	57	42	47	..	..	20	24	..	8	..
94	China	14	26	18	29	27	10	72	90	..	23	..
95	Dominica	81	63	55	55	..	..	32	54	..	8	..
96	Sri Lanka	38	43	29	36	42	25	54	74	1	1	..
97	Georgia	46	39	40	27	..	65 [a]	..	35 [b]	..	38 [b]	..
98	Dominican Republic	44	35	34	26	..	..	..	34 [b]	..	1 [b]	58
99	Belize	62	74 [a]	64	55 [b]	..	..	15	1	..	0	..
100	Ecuador	32	31	33	24	98	90	2	10	(.)	7	43

HDI順位		財とサービスの輸入（対GDP比：%） 1990	2002	財とサービスの輸出（対GDP比：%） 1990	2002	第一次産品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	加工品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	ハイテク製品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	交易条件（1980年＝100）[a] 2001
101	Iran, Islamic Rep. of	24	29	22	31	..	91	..	9	..	3	..
102	Occupied Palestinian Territories	..	47	..	12	..	..	..	..	..	..	..
103	El Salvador	31	41	19	27	62	41	38	58	..	6	103
104	Guyana	80	106	63	93	..	78	..	22	..	7	..
105	Cape Verde	44	68	13	31	..	..	..	96 [b]	..	1 [b]	100
106	Syrian Arab Republic	28	28	28	37	64	90 [c]	36	7	..	1	..
107	Uzbekistan	48	34	29	38	..	..	..	..	..	..	..
108	Algeria	25	26	23	36	97	98 [c]	3	2 [c]	..	4 [c]	60
109	Equatorial Guinea	70	..	32	..	..	..	..	..	..	..	..
110	Kyrgyzstan	50	43	29	39	..	67	..	33	..	6	..
111	Indonesia	24	29	25	35	65	44 [b]	35	54	1	16	..
112	Viet Nam	45	60	36	56	..	..	..	..	..	..	..
113	Moldova, Rep. of	51	79	49	54	..	69	..	31	..	4	..
114	Bolivia	24	27	23	22	95	78 [b]	5	17	..	7	53
115	Honduras	40	53	36	37	91	74	9	26	..	2	87
116	Tajikistan	35	72	28	58	..	87 [c]	..	13 [c]	..	42 [c]	..
117	Mongolia	53	81	24	67	..	64	..	36	..	(.)	..
118	Nicaragua	46	49	25	23	92	80	8	19	..	5	56
119	South Africa	19	31	24	34	..	37	..	63	..	5	83
120	Egypt	33	23	20	16	57	47	42	35	..	1	46
121	Guatemala	25	28	21	16	76	65	24	35	..	7	73
122	Gabon	31	39	46	59	..	98 [c]	..	2 [c]	..	7 [c]	46
123	São Tomé and Principe	72	95	14	44	..	..	..	..	..	..	..
124	Solomon Islands	73	..	47	..	..	..	..	..	..	..	..
125	Morocco	32	37	26	32	48	35 [b]	52	66	..	11	114
126	Namibia	67	49	52	48	..	47 [b]	..	52 [b]	..	1 [b]	..
127	India	9	16	7	15	28	22 [b]	71	75	2	5	136
128	Botswana	50	37	55	51	..	9 [b]	..	91 [b]	..	(.) [b]	137
129	Vanuatu	77	..	49	..	..	86 [c]	13	8 [c]	20	1 [c]	..
130	Cambodia	13	67	6	59	..	..	..	..	..	..	..
131	Ghana	26	55	17	43	..	85 [c]	..	16 [b]	..	3 [b]	53
132	Myanmar	5	..	3	..	..	..	..	..	..	..	..
133	Papua New Guinea	49	..	41	..	89	98 [c]	10	2 [c]	..	19 [c]	..
134	Bhutan	32	39	28	22	..	..	..	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	25	..	11	..	..	..	..	..	..	..	..
136	Comoros	35	31	14	15	..	..	..	8 [c]	..	1 [c]	91
137	Swaziland	74	100	75	91	..	53 [b]	..	76	..	1	100
138	Bangladesh	14	19	6	14	..	8 [b]	77	92 [b]	(.)	(.) [b]	68
139	Sudan	..	13	..	15	..	97	..	3	..	7	..
140	Nepal	22	29	11	16	..	..	83	67 [c]	..	(.) [c]	..
141	Cameroon	17	28	20	27	91	93	9	7	3	1	102
人間開発低位国												
142	Pakistan	23	19	16	19	21	14	79	85	(.)	1	77
143	Togo	45	50	33	33	89	50 [b]	9	43	..	1	89
144	Congo	46	54	54	81	..	..	..	..	..	..	84
145	Lesotho	109	107	16	51	..	..	..	..	..	..	76
146	Uganda	19	27	7	12	..	92	..	8	..	12	..
147	Zimbabwe	23	22	23	24	68	62	31	38	2	3	118
148	Kenya	31	30	26	27	71	76	29	24	4	10	91
149	Yemen	20	39	14	38	..	..	..	..	..	..	..
150	Madagascar	28	23	17	16	85	..	14	..	8	..	140
151	Nigeria	29	44	43	38	..	100 [c]	..	(.) [c]	..	(.) [c]	48

HDI順位		財とサービスの輸入（対GDP比：%） 1990	2002	財とサービスの輸出（対GDP比：%） 1990	2002	第一次産品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	加工品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	ハイテク製品輸出（商品輸出に占める割合：%） 1990	2002	交易条件（1980年＝100）[a] 2001
152	Mauritania	61	68	46	39	..	..	..	..	..	..	135
153	Haiti	20	36	18	13	15	..	85	..	14	..	45
154	Djibouti	..	63 [c]	..	45 [c]	44	..	8	..	0	..	..
155	Gambia	72	72	60	54	..	82 [c]	..	17 [c]	..	3 [c]	55
156	Eritrea	..	85	..	29	..	..	..	..	..	..	..
157	Senegal	30	41	25	31	77	49	23	51	..	4	91
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	14	25	6	8	..	98 [b]	..	3	..	1	138
160	Guinea	31	30	31	24	..	72 [b]	..	28 [b]	..	(.) [a]	..
161	Benin	26	26	14	14	..	94 [b]	..	6 [b]	..	(.) [a]	101
162	Tanzania, U. Rep. of	37	24	13	17	..	83 [b]	..	17 [b]	..	2 [a]	..
163	Côte d'Ivoire	27	30	32	48	..	85 [c]	..	21	..	3	90
164	Zambia	37	42	36	29	..	86	..	14	..	2	48
165	Malawi	33	43	24	25	95	90 [b]	5	10 [b]	(.)	3 [b]	62
166	Angola	21	70	39	77	100	..	(.)	..	0	..	..
167	Chad	28	65	13	12	..	..	..	..	..	..	94
168	Congo, Dem. Rep. of the	29	21	30	18	..	..	..	..	..	..	..
169	Central African Republic	28	17	15	12	..	..	..	..	..	..	40
170	Ethiopia	12	34	8	16	..	86	..	14	..	..	..
171	Mozambique	36	38	8	24	..	91 [b]	..	8 [b]	..	3 [b]	50
172	Guinea-Bissau	37	77	10	45	..	..	..	..	..	..	57
173	Burundi	28	19	8	7	..	..	..	1 [b]	..	2 [b]	31
174	Mali	34	41	17	32	..	..	2	..	..	..	90
175	Burkina Faso	24	22	11	9	..	81 [b]	..	19 [b]	..	7 [b]	166
176	Niger	22	25	15	16	..	95 [b]	..	3 [b]	..	8 [b]	..
177	Sierra Leone	24	40	22	18	..	..	..	..	..	..	..
開発途上国		23	30	24	33	..	..	61	73	..	20	..
後発開発途上国		23	34	14	23	..	..	..	..	..	..	..
アラブ諸国		38	30	38	36	..	..	20	17 [b]	..	2	..
東アジア・太平洋諸国		33	45	34	49	..	..	75	86	..	28	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		12	19	14	21	65	40	34	48 [b]	7	16	..
南アジア		14	20	18	19	..	..	71	56	..	4	..
サハラ以南アフリカ		26	35	27	34	..	..	..	35 [c]	..	4 [c]	..
中東欧・CIS諸国		25	40	25	42	..	..	..	55	..	11	..
OECD諸国		18	21	18	21	20	16	78	81	18	22	..
高所得OECD諸国		18	21	18	21	19	16	79	81	18	23	..
人間開発高位国		19	22	19	22	20	16	78	82	18	22	..
人間開発中位国		19	27	20	30	..	..	50	57	..	18	..
人間開発低位国		27	30	23	26	..	..	..	29 [c]	..	1 [c]	..
高所得国		19	22	19	22	19	15	79	82	18	23	..
中所得国		19	28	20	32	..	..	48	60	..	19	..
低所得国		19	25	17	25	..	..	49	58	..	9	..
全世界		19	23	19	24	..	..	74	78	18	21	..

a. 輸出価格指数の輸入価格指数に対する割合は，1980年を基本年として計算した．100を超える場合は，輸出価格が輸入価格に対して相対的に上昇していることを示している．
b. 2001年のデータ，c. 2000年のデータ．
出典：第1-10列: World Bank 2004f. 国連貿易開発会議と国際通貨基金のデータをもとにしている．集計値は世界銀行が人間開発報告書事務局のために計算したもの；第11列: World Bank 2004fの交易条件に関するデータをもとにして計算した．

16 富裕国の責任：援助

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI rank	政府開発援助（ODA）支出（純額） 総額[a]（100万US$） 2002	MDG GNI（国民総所得）に占める割合：% 1990[d]	2002	援助国1人当たりのODA額（2001年US$） 1990	2002	MDG 後発開発途上国へのODA[b]（全体に占める割合：%） 1990	2002	MDG 基本的社会サービスに対するODA[c]（全体に占める割合：%） 1995/96	2001/02	MDG アンタイド二国間ODA（全体に占める割合：%） 1990	2002
1 Norway	1,517	1.17	0.89	283	333	44	37	10.7	15.1	61	99
2 Sweden	1,848	0.91	0.83	170	207	39	32	14.2	11.8	87	79
3 Australia	916	0.34	0.26	45	47	18	19	5.9	17.7	33	57
4 Canada	2,011	0.44	0.28	80	64	30	17	8.9	22.4	47	61
5 Netherlands	3,068	0.92	0.81	164	190	33	35	11.7	26.7	56	89
6 Belgium	996	0.46	0.43	83	97	41	33	9.2	20.4	..	..
8 United States	13,140	0.21	0.13	58	46	19	23	19.0	27.0	..	..
9 Japan	9,731	0.31	0.23	87	76	19	20	2.0	4.8	89	83
10 Ireland	360	0.16	0.40	17	93	37	53	0.5	30.8	..	100
11 Switzerland	863	0.32	0.32	109	118	43	27	6.5	19.8	78	95
12 United Kingdom	4,581	0.27	0.31	52	78	32	23	24.4	29.9	..	100
13 Finland	434	0.65	0.35	122	83	38	33	8.9	14.3	31	82
14 Austria	488	0.11	0.26	20	61	36	33	2.6	14.7	32	69
15 Luxembourg	139	0.21	0.77	68	316	39	40	..	..	..	..
16 France	5,125	0.60	0.38	111	86	32	30	..	..	64	92
17 Denmark	1,540	0.94	0.96	213	286	39	33	13.1	7.8	..	82
18 New Zealand	110	0.23	0.22	24	28	19	25	1.7	8.3	100	76
19 Germany	4,980	0.42	0.27	90	60	28	25	8.8	10.3	62	87
20 Spain	1,559	0.20	0.26	21	38	20	15	8.3	11.5	..	60
21 Italy	2,157	0.31	0.20	50	37	41	45	7.3	10.7	22	..
24 Greece	253	..	0.21	..	23	..	13	19.3	3.9	..	14
26 Portugal	293	0.24	0.27	17	28	70	37	4.2	3.1	..	33
DAC	58,274 T	0.33	0.23	72	65	28	26	8.1	17.3	68	85

注：DACとは，経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会のことである．
a. DAC非加盟国・地域の中にも，ODAを供与しているところはある．OECD 2004eによれば，チェコ，エストニア，アイスランド，イスラエル，韓国，クウェート，ポーランド，サウジアラビア，スロバキア，トルコ，アラブ首長国連邦および，台湾，エストニア，ラトビア，リトアニアなどの，その他の小規模なODAを供与している国による2002年のODA純支出額は合計で32億100万ドルだった．中国も供与しているが，援助額は公表されていない．b. 国際機関を通じて拠出されるとされる多国間援助の流れも含まれる．その金額は，記載された年の拠出額の地理的配分をもとに計算している．c. データは記載された年の平均であり，本セクターへのODA割当率を示す．d. 各国の個別データ（DAC平均値ではない）は，ODA以外の債務免除を含む．
出典：第1-7列: OECD 2004b; 集計値は経済協力開発機構（OECD）が人間開発報告書事務局のために計算したもの; 第8-11列: UN 2004e; 集計値はOECDが人間開発報告書事務局のために計算したもの．

17 富裕国の責任：債務救済と貿易

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	債務救済 重債務貧困国（HIPC）信託基金への二国間援助約束額[a]（100万US$） 2003	二国間債務免除総額（100万US$） 1990-2002	貿易 関税障壁の平均値と非関税等価[b] 2000	輸入産品 開発途上国からの輸入 合計（100万US$） 2002	輸入総額に占める（%） 2002	後発開発途上国からの輸入 合計（100万US$） 2002	輸入総額に占める（%） 2002
1 Norway	127	237	32.0	9,357	18	233	0.4
2 Sweden	109	121	10.0	11,374	14	247	0.3
3 Australia	14	77	13.4	38,187	41	183	0.2
4 Canada	165	1,471	10.2	52,879	21	805	0.3
5 Netherlands	242	1,915	9.6	60,389	30	1,164	0.6
6 Belgium	64	711	9.9	43,845	19	5,469	2.4
8 United States	750	8,482	7.4	598,695	48	13,621	1.1
9 Japan	256	4,170	13.0	217,224	59	3,181	0.9
10 Ireland	25	..	9.9	15,114	20	308	0.4
11 Switzerland	93	311	22.2	14,567	14	192	0.2
12 United Kingdom	436	2,493	9.8	90,787	23	2,872	0.7
13 Finland	51	156	10.1	6,956	13	301	0.6
14 Austria	50	369	10.0	12,116	13	291	0.3
15 Luxembourg	4	..	..	377	2	7	(.)
16 France	258	13,549	9.8	81,259	23	4,856	1.4
17 Denmark	80	377	9.8	9,329	14	360	0.5
18 New Zealand	2	..	12.1	8,810	33	45	0.2
19 Germany	333	6,034	9.9	98,168	19	4,095	0.8
20 Spain	165	1,092	9.7	63,993	31	2,965	1.4
21 Italy	217	1,775	9.7	71,139	24	2,547	0.9
24 Greece	17	..	9.8	15,222	28	218	0.4
26 Portugal	24	470	9.8	10,058	18	649	1.2

注：本表はOECDのDAC加盟国のデータを記載している．
a. 重債務貧困国への債務救済構想（HIPCイニシアティブ）は，IMFおよび世界銀行の合同管理のもとに，債務救済を行うためのメカニズムである．二国間そして多国間援助の債権国は，1996年以降，この枠組みを通じて，重債務貧困国への債務救済を行っている．この債務イニシアティブには，EUを通した債務救済の約束額も含まれている．b. この数値は，途上国に対する貿易障壁の合計である．製造業，繊維，農産物，燃料の分野について，金銭的な障壁（関税障壁）と同時に輸入割当や補助金も計算に入れている．数値は，内部成長率で補正した輸入量によって加重されている．
出典：第1列: IMF and IDA 2003; 第2列: OECD 2004fからの債務放棄についてのデータをもとに算出されている; 第3列: Roodman 2004; 第4-7列: UN 2004aからの輸入データをもとに算出．

OECD諸国の自国農業への補助
（対GDP比：%）

	MDG 1990	2002[a]
Australia	0.8	0.3
Canada	1.7	0.8
Czech Republic	..	1.7
European Union[b]	2.2	1.3
Hungary	..	2.8
Iceland	4.6	1.6
Japan	1.7	1.4
Korea	8.7	4.5
Mexico	2.9	1.4
New Zealand	0.5	0.3
Norway	3.2	1.5
Poland	..	1.3
Slovak Republic	..	1.6
Switzerland	3.3	2.0
Turkey	4.3	4.1
United States	1.2	0.9
OECD	1.8	1.2

a.データは暫定値である．b. EU加盟各国のデータは入手できない．2002年時点でのEUメンバー国は，オーストリア，ベルギー，デンマーク，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシャ，アイルランド，イタリア，ルクセンブルク，オランダ，ポルトガル，スペイン，スウェーデン，英国だった．オーストリア，フィンランド，スウェーデンは，1995年のEU加盟であったため，1990年のデータには含まれていない．
出典：OECD 2004a.

18 援助、民間資本、債務の流れ

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位		ODA受取額[a]（総支出額） 総額（100万US$） 2002	ODA受取額[a]（総支出額） 1人当たり（US$） 2002	ODA受取額[a]（総支出額） 対GDP比 1990	ODA受取額[a]（総支出額） 対GDP比 2002	海外直接投資の流れ（純額）[b] （対GDP比：%） 1990	海外直接投資の流れ（純額）[b] （対GDP比：%） 2002	その他の民間資本の流れ[b, c] （対GDP比：%） 1990	その他の民間資本の流れ[b, c] （対GDP比：%） 2002	MDG 債務元利支払金総額 対GDP比（%） 1990	MDG 債務元利支払金総額 対GDP比（%） 2002	MDG 債務元利支払金総額 財とサービスの輸出に占める割合（%） 1990	MDG 債務元利支払金総額 財とサービスの輸出に占める割合（%） 2002
人間開発高位国													
22	Israel	754.0 [d]	119.6 [d]	2.6	0.7 [d]	0.3	1.6	..	..	..	..	..	..
23	Hong Kong, China (SAR)	4.0 [d]	0.6 [d]	0.1	(.) [d]	..	7.9	..	..	..	..	..	..
24	Greece	..	..	..	..	1.2	(.)	..	..	..	..	..	..
25	Singapore	7.4 [d]	1.8 [d]	(.)	(.) [d]	15.1	7.0	..	..	..	..	..	..
26	Portugal	..	..	..	..	3.7	3.5	..	..	..	..	..	..
27	Slovenia	170.9	86.1	..	0.8	..	8.5	..	..	..	..	..	..
28	Korea, Rep. of	-81.7 [d]	-1.7 [d]	(.)	(.) [d]	0.3	0.4	..	..	..	..	..	..
29	Barbados	3.4	12.8	0.2	0.1	0.7	0.7	..	..	..	..	..	..
30	Cyprus	49.6 [d]	62.3 [d]	0.7	0.5 [d]	2.3	6.1	..	..	..	..	..	..
31	Malta	11.3	28.8	0.2	0.3	2.0	-11.0	..	..	..	..	..	..
32	Czech Republic	392.7 [d]	38.3 [d]	(.) [d]	0.6 [d]	..	13.4	..	1.5	..	6.5	..	9.5
33	Brunei Darussalam	-1.7 [d]	-5.0 [d]	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
34	Argentina	0.1	(.)	0.1	(.)	1.3	0.8	-1.5	-0.1	4.4	5.7	37.0	18.3
35	Seychelles	7.9	97.8	9.8	1.1	5.5	8.8	-1.7	-0.3	5.9	2.1	9.0	2.6
36	Estonia	68.9 [d]	51.5 [d]	..	1.1 [c]	..	4.4	..	20.0	..	12.0	..	13.7
37	Poland	1,159.8 [c]	30.0 [d]	2.2 [d]	0.6 [c]	0.2	2.2	(.)	0.5	1.6	7.1	4.9	22.5
38	Hungary	471.5 [c]	47.5 [d]	0.2 [d]	0.7 [c]	0.9	1.3	-1.4	-1.0	12.8	22.6	34.3	33.9
39	Saint Kitts and Nevis	28.6	683.8	5.1	8.0	30.7	22.7	-0.3	4.7	1.9	10.7	2.9	22.6
40	Bahrain	70.6	99.5	3.2	0.9	..	..	..	..	..	..	..	..
41	Lithuania	146.9 [c]	42.4 [d]	..	1.1 [d]	..	5.2	..	0.3	..	9.3	..	16.6
42	Slovakia	189.4 [d]	35.1 [d]	(.) [c]	0.8 [d]	..	16.9	..	6.1	..	14.3	..	19.3
43	Chile	-22.6	-1.5	0.3	(.)	2.2	2.7	5.1	1.7	9.1	12.0	25.9	32.9
44	Kuwait	4.6 [d]	1.9 [c]	(.)	(.) [d]	0.0	(.)	..	..	..	..	..	..
45	Costa Rica	5.3	1.3	4.0	(.)	2.8	3.9	-2.5	-0.4	8.8	4.0	23.9	8.9
46	Uruguay	13.4	4.0	0.6	0.1	0.0	1.5	-2.1	-0.6	10.6	10.6	40.8	40.0
47	Qatar	2.2 [d]	3.7 [c]	(.)	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
48	Croatia	166.5	37.5	..	0.7	..	4.4	..	11.7	..	13.5	..	25.9
49	United Arab Emirates	4.2 [d]	1.4 [d]	(.)	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
50	Latvia	86.4 [d]	37.1 [d]	..	1.0 [d]	..	4.5	..	1.3	..	7.7	..	15.8
51	Bahamas	5.3 [d]	17.2 [d]	0.1	..	-0.6	5.2 [e]	..	..	..	..	..	..
52	Cuba	61.0	5.4	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
53	Mexico	135.5	1.3	0.1	(.)	1.0	2.3	2.7	-0.7	4.3	6.8	20.7	23.2
54	Trinidad and Tobago	-7.2	-5.6	0.4	-0.1	2.2	7.6	-3.5	0.0	8.9	2.8	19.3	5.7
55	Antigua and Barbuda	14.0	192.1	1.2	1.9	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国													
56	Bulgaria	381.3 [d]	47.9 [d]	0.1 [c]	2.5 [d]	..	3.9	..	1.3	..	8.8	..	15.9
57	Russian Federation	1,300.9 [d]	9.0 [d]	(.) [c]	0.4 [d]	..	0.9	..	1.4	..	4.1	..	11.3
58	Libyan Arab Jamahiriya	10.4 [d]	1.9 [c]	0.1	0.1	..	..	..	..	..	..	..	..
59	Malaysia	85.9	3.6	1.1	0.1	5.3	3.4	-4.2	1.7	9.8	8.5	12.6	7.3
60	Macedonia, TFYR	276.6	135.2	..	7.3	..	2.0	..	0.9	..	6.3	..	15.8
61	Panama	35.3	11.5	1.9	0.3	2.6	0.5	-0.1	1.0	6.5	13.6	6.2	19.7
62	Belarus	39.4 [d]	4.0 [d]	..	0.3 [d]	..	1.7	..	-0.1	..	1.4	..	2.1
63	Tonga	22.3	217.2	26.3	16.4	0.2	1.8	-0.1	0.0	1.7	2.0	2.9	5.9
64	Mauritius	23.9	19.8	3.7	0.5	1.7	0.6	1.9	-1.6	6.5	5.5	8.8	8.2
65	Albania	317.0	100.9	0.5	6.6	..	2.8	..	(.)	..	1.2	..	3.4
66	Bosnia and Herzegovina	587.4	142.3	..	10.5	..	5.2	..	0.1	..	2.8	..	6.9
67	Suriname	11.6	26.9	15.5	1.2	..	..	..	..	..	..	..	..
68	Venezuela	57.1	2.3	0.2	0.1	0.9	0.7	-1.2	-2.5	10.3	7.9	23.3	25.6
69	Romania	700.8 [d]	31.3 [d]	0.6 [c]	1.5 [d]	0.0	2.5	(.)	4.4	(.)	6.8	0.3	18.6
70	Ukraine	483.8 [d]	9.9 [d]	0.4 [c]	1.2 [d]	..	1.7	..	-3.1	..	7.8	..	13.7

18 援助、民間資本、債務の流れ

HDI順位		ODA受取額[a]（総支出額） 総額（100万US$） 2002	ODA受取額[a]（総支出額） 1人当たり（US$） 2002	ODA受取額[a]（総支出額） 対GDP比 1990	ODA受取額[a]（総支出額） 対GDP比 2002	海外直接投資の流れ（純額）[b] （対GDP比：%） 1990	海外直接投資の流れ（純額）[b] （対GDP比：%） 2002	その他の民間資本の流れ[b, c] （対GDP比：%） 1990	その他の民間資本の流れ[b, c] （対GDP比：%） 2002	MDG 債務元利支払金総額 対GDP比（%） 1990	MDG 債務元利支払金総額 対GDP比（%） 2002	MDG 債務元利支払金総額 財とサービスの輸出に占める割合（%） 1990	MDG 債務元利支払金総額 財とサービスの輸出に占める割合（%） 2002
71	Saint Lucia	33.5	226.5	3.1	5.1	11.3	3.4	-0.2	4.5	1.6	4.0	2.1	7.2
72	Brazil	375.9	2.1	(.)	0.1	0.2	3.7	-0.1	-1.5	1.8	11.4	22.2	68.9
73	Colombia	441.0	10.1	0.2	0.5	1.2	2.5	-0.4	-1.3	9.7	8.6	40.9	40.2
74	Oman	40.8	14.7	0.6	0.2	1.4	0.2	-3.8	-5.8	7.0	8.6	12.3	14.2 [f]
75	Samoa (Western)	37.8	214.2	42.6	14.5	5.9	0.5	0.0	0.0	4.9	3.0	5.8	10.8 [e]
76	Thailand	295.5	4.8	0.9	0.2	2.9	0.7	2.3	-2.3	6.2	15.6	16.9	23.1
77	Saudi Arabia	26.9	1.1	(.)	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
78	Kazakhstan	188.3	12.2	..	0.8	..	10.5	..	7.5	..	16.7	..	34.4
79	Jamaica	24.3	9.2	5.9	0.3	3.0	6.1	-1.0	0.7	14.4	10.7	26.9	18.4
80	Lebanon	455.8	126.8	8.9	2.6	0.2	1.5	0.2	26.3	3.5	12.7	3.3	51.0
81	Fiji	34.1	41.0	3.8	1.8	6.9	4.1	-1.2	-0.3	7.9	1.5	12.0	5.9
82	Armenia	293.5	95.5	..	12.4	..	4.7	..	-0.1	..	3.1	..	8.8
83	Philippines	559.7	7.1	2.9	0.7	1.2	1.4	0.2	3.1	8.1	11.8	27.0	20.2
84	Maldives	27.5	88.9	9.8	4.4	2.6	1.9	0.5	2.3	4.1	3.5	4.8	4.5
85	Peru	491.3	18.4	1.5	0.9	0.2	4.2	0.1	1.3	1.8	5.9	10.8	32.8
86	Turkmenistan	40.5	8.5	..	0.5	..	1.3	..	..	..	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	4.8	40.1	7.8	1.3	3.9	5.3	0.0	2.1	2.2	3.7	2.9	7.6
88	Turkey	635.8	9.0	0.8	0.3	0.5	0.6	0.8	3.6	4.9	15.0	29.4	46.8
89	Paraguay	56.7	9.9	1.1	1.0	1.5	-0.4	-0.2	1.0	6.2	5.9	12.4	10.5
90	Jordan	534.3	100.3	22.1	5.7	0.9	0.6	5.3	-0.9	15.6	6.3	20.4	8.7
91	Azerbaijan	349.4	42.1	..	5.7	..	22.9	..	-1.3	..	3.1	..	6.5
92	Tunisia	475.0	48.8	3.2	2.3	0.6	3.8	-1.6	4.0	11.6	6.8	24.5	13.5
93	Grenada	9.5	117.5	6.3	2.3	5.8	9.9	0.1	23.3	1.5	6.2	3.1	13.6
94	China	1,475.8	1.1	0.6	0.1	1.0	3.9	1.3	-0.2	2.0	2.4	11.7	8.2
95	Dominica	29.9	381.7	11.9	12.1	7.8	5.8	-0.1	0.7	3.5	4.5	5.6	7.9
96	Sri Lanka	344.0	18.2	9.1	2.1	0.5	1.5	0.1	-0.2	4.8	4.3	13.8	9.8
97	Georgia	312.6	60.4	..	9.2	..	4.9	..	-0.5	..	3.8	..	11.0
98	Dominican Republic	156.7	18.2	1.4	0.7	1.9	4.4	(.)	1.8	3.3	3.1	10.4	6.4
99	Belize	22.2	88.6	7.6	2.6	4.3	3.0	1.4	9.0	5.0	22.3	7.5	36.5
100	Ecuador	216.0	16.9	1.6	0.9	1.2	5.2	0.6	3.4	10.5	9.0	32.5	28.7
101	Iran, Islamic Rep. of	115.8	1.7	0.1	0.1	-0.3	(.)	(.)	0.7	0.5	1.3	3.2	4.1
102	Occupied Palestinian Territories	1,616.5	470.9	..	47.6	..	..	..	..	..	..	..	..
103	El Salvador	233.5	36.4	7.2	1.6	(.)	1.5	0.1	8.5	4.3	3.2	15.3	7.7
104	Guyana	64.8	84.9	42.6	9.0	2.0	6.1	-4.1	-0.1	74.5	10.8	..	10.7 [g, h]
105	Cape Verde	92.2	203.1	31.8	15.0	0.1	2.4	(.)	0.2	1.7	3.5	4.8	7.6
106	Syrian Arab Republic	80.8	4.7	5.6	0.4	0.6	1.1	-0.1	(.)	9.7	1.2	21.8	3.0
107	Uzbekistan	189.4	7.4	..	2.4	..	0.8	..	-1.0	..	9.2	..	24.3
108	Algeria	361.0	11.5	0.2	0.6	(.)	1.9	-0.7	-0.1	14.2	7.5	63.4	..
109	Equatorial Guinea	20.2	42.0	46.0	1.0	8.4	15.3	0.0	0.0	3.9	0.2	12.1	..
110	Kyrgyzstan	186.0	36.7	..	11.6	..	0.3	..	-3.7	..	10.8	..	25.3
111	Indonesia	1,308.1	6.0	1.5	0.8	1.0	-0.9	1.6	-3.2	8.7	9.8	33.3	24.8
112	Viet Nam	1,276.8	15.9	2.9	3.6	2.8	4.0	0.0	-1.8	2.7	3.4	..	6.0 [g, i]
113	Moldova, Rep. of	141.7	33.2	..	8.7	..	6.8	..	-2.1	..	14.1	..	19.9
114	Bolivia	681.0	78.8	11.2	8.7	0.6	8.7	0.5	-1.0	7.9	6.1	38.6	27.7 [g, i]
115	Honduras	434.9	64.1	14.7	6.6	1.4	2.2	1.0	-0.6	12.8	6.0	35.3	12.3 [g, h]
116	Tajikistan	168.4	27.2	..	13.9	..	0.7	..	-1.6	..	6.5	..	10.2
117	Mongolia	208.5	81.5	..	18.6	..	7.0	..	(.)	..	4.7	..	6.7
118	Nicaragua	517.5	97.0	32.9	12.9	0.0	4.3	2.0	0.8	1.6	3.8	3.9	11.7 [g, i]
119	South Africa	656.8	14.7	..	0.6	..	0.7	..	(.)	..	4.5	..	12.5
120	Egypt	1,286.1	18.2	12.6	1.4	1.7	0.7	-0.2	-0.2	7.1	2.3	20.4	10.3

18 援助、民間資本、債務の流れ

HDI 順位		ODA受取額[a]（総支出額） 総額（100万US$） 2002	ODA受取額[a]（総支出額） 1人当たり（US$） 2002	ODA受取額[a]（総支出額） 対GDP比 1990	ODA受取額[a]（総支出額） 対GDP比 2002	海外直接投資の流れ（純額）[b]（対GDP比：%） 1990	海外直接投資の流れ（純額）[b]（対GDP比：%） 2002	その他の民間資本の流れ[b,c]（対GDP比：%） 1990	その他の民間資本の流れ[b,c]（対GDP比：%） 2002	MDG 債務元利支払金総額 対GDP比（%） 1990	MDG 債務元利支払金総額 対GDP比（%） 2002	MDG 債務元利支払金総額 財とサービスの輸出に占める割合（%） 1990	MDG 債務元利支払金総額 財とサービスの輸出に占める割合（%） 2002
121	Guatemala	248.7	20.7	2.6	1.1	0.6	0.5	-0.1	-0.2	2.8	1.8	12.6	7.5
122	Gabon	71.9	55.1	2.2	1.4	1.2	2.5	0.5	0.3	3.0	8.3	6.4	11.7
123	São Tomé and Principe	76.0	466.0	95.0	51.8	0.0	6.0	-0.2	0.0	4.9	12.1	34.0	31.8 g,h
124	Solomon Islands	26.3	56.8	21.7	11.0	4.9	-2.8	-1.5	-1.1	5.5	2.4	11.9	6.9 e
125	Morocco	636.2	21.2	4.1	1.8	0.6	1.2	1.2	-1.1	6.9	10.2	21.5	23.9
126	Namibia	135.1	68.9	5.2	4.7	..	..	..	..	..	..	..	..
127	India	1,462.7	1.4	0.4	0.3	0.1	0.6	0.5	0.4	2.6	2.6	31.9	14.9
128	Botswana	37.6	21.2	3.9	0.7	2.5	0.7	-0.5	(.)	2.8	1.1	4.3	2.0
129	Vanuatu	27.5	133.0	33.0	11.7	8.7	6.4	-0.1	0.0	1.6	0.9	2.1	1.0 f
130	Cambodia	486.9	35.3	3.7	12.2	0.0	1.3	0.0	0.0	2.7	0.5	..	0.8
131	Ghana	652.8	31.9	9.6	10.6	0.3	0.8	-0.3	-0.4	6.2	3.4	36.8	8.0 g,h
132	Myanmar	120.5	2.5	..	..	..	..	..	..	..	..	18.4	2.9 f,g,i
133	Papua New Guinea	203.3	36.4	12.8	7.2	4.8	1.8	1.5	-3.4	17.2	9.9	37.2	12.7 f
134	Bhutan	73.5	33.5	16.5	12.4	0.6	0.1	-0.9	0.0	1.8	1.1	5.5	4.6
135	Lao People's Dem. Rep.	278.3	50.3	17.3	16.6	0.7	1.5	0.0	0.0	1.1	2.7	8.7	9.0 f,g,i
136	Comoros	32.5	43.5	17.3	12.7	0.2	0.6	0.0	0.0	0.4	1.9	2.3	.. g,i
137	Swaziland	24.7	23.1	6.1	2.1	3.4	3.8	-0.5	0.0	5.3	1.7	5.7	1.7
138	Bangladesh	912.8	6.3	7.0	1.9	(.)	0.1	0.2	0.2	2.5	1.5	25.8	7.3
139	Sudan	350.9	10.7	6.2	2.6	0.0	4.7	0.0	0.0	0.4	0.2	8.7	0.8 g
140	Nepal	365.5	14.9	11.7	6.6	0.0	0.2	-0.4	(.)	1.9	1.8	15.7	8.8
141	Cameroon	631.9	40.2	4.0	7.0	-1.0	1.0	-0.1	-0.5	4.6	3.9	20.5	.. g,h
	人間開発低位国												
142	Pakistan	2,143.7	14.3	2.8	3.6	0.6	1.4	-0.2	-0.8	4.8	4.8	21.3	17.8
143	Togo	51.0	10.6	16.0	3.7	1.1	5.4	0.3	0.0	5.3	0.9	11.9	2.5 g,i
144	Congo	419.8	115.5	7.8	13.9	0.0	11.0	-3.6	0.0	19.0	0.8	35.3	1.0 g,i
145	Lesotho	76.4	42.5	23.0	10.7	2.8	11.3	(.)	-1.1	3.8	9.4	4.2	11.8
146	Uganda	637.9	25.5	15.5	11.0	0.0	2.6	0.4	(.)	3.4	1.4	81.4	7.1 g,i
147	Zimbabwe	200.6	15.6	3.9	2.4	-0.1	0.3	1.1	-0.4	5.4	0.7	23.1	..
148	Kenya	393.1	12.5	13.9	3.2	0.7	0.4	0.8	-0.1	9.2	3.7	35.4	13.6 g,i
149	Yemen	583.7	30.2	8.4	5.8	-2.7	1.1	3.3	0.0	3.5	1.7	5.6	3.3 g,i
150	Madagascar	372.6	22.0	12.9	8.5	0.7	0.2	-0.5	0.0	7.2	1.7	45.5	9.9 g,h
151	Nigeria	313.8	2.6	0.9	0.7	2.1	2.9	-0.4	-1.5	11.7	3.4	22.6	8.6
152	Mauritania	355.4	126.6	23.3	36.7	0.7	1.2	-0.1	0.4	14.3	6.6	29.8	.. g,i
153	Haiti	155.7	18.9	5.9	4.5	0.0	0.2	0.0	0.0	1.2	0.8	11.0	..
154	Djibouti	77.8	112.3	46.4	13.0	(.)	0.6	-0.1	0.0	3.6	2.0	..	..
155	Gambia	60.5	43.6	31.3	17.0	0.0	12.0	-2.4	-0.1	11.9	5.4	22.2	.. g,h
156	Eritrea	230.4	57.7	..	35.9	..	3.3	..	0.0	..	1.4	..	4.7
157	Senegal	448.8	45.5	14.4	8.9	1.0	1.9	-0.2	(.)	5.7	4.3	20.0	12.6 g,h
158	Timor-Leste	219.8	297.6	..	56.6	..	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	356.1	43.1	11.3	20.6	0.3	0.2	-0.1	0.0	0.8	1.3	14.2	14.9 g,h
160	Guinea	249.6	29.9	10.4	7.8	0.6	0.0	-0.7	(.)	6.0	4.2	20.0	13.6 g,h
161	Benin	220.3	33.6	14.5	8.2	3.4	1.5	(.)	0.0	2.1	2.3	8.2	9.6 g,i
162	Tanzania, U. Rep. of	1,232.8	34.0	27.5	13.1	0.0	2.6	0.1	-0.3	4.2	1.5	32.9	8.9 g,i
163	Côte d'Ivoire	1,068.8	65.3	6.4	9.1	0.4	2.0	0.1	-1.0	11.7	7.1	35.4	14.1 g,i
164	Zambia	640.6	59.9	14.6	17.3	6.2	5.3	-0.3	-0.3	6.2	8.3	14.9	27.1 g,h
165	Malawi	377.1	31.8	26.8	19.8	1.2	0.3	0.1	0.0	7.1	1.9	29.3	7.6 g,h
166	Angola	421.4	32.0	2.6	3.7	-3.3	11.7	5.6	1.0	3.2	7.7	8.1	10.0 g,i
167	Chad	233.0	27.9	18.0	11.6	0.5	45.0	(.)	(.)	0.7	1.5	4.4	.. g,h
168	Congo, Dem. Rep. of the	806.7	15.8	9.6	14.1	-0.2	0.6	-0.1	0.0	3.7	16.2	..	.. g,i
169	Central African Republic	59.8	15.7	16.8	5.7	(.)	0.4	(.)	0.0	2.0	0.1	13.2	.. g,i
170	Ethiopia	1,306.7	18.9	11.8	21.6	0.1	1.2	-0.7	-0.1	2.7	1.8	39.0	9.7 g,h
171	Mozambique	2,057.6	111.0	40.7	57.2	0.4	11.3	1.0	-0.7	3.2	2.1	26.2	6.1 g,i
172	Guinea-Bissau	59.4	41.0	52.7	29.2	0.8	0.5	(.)	0.0	3.4	7.3	31.0	.. g,h
173	Burundi	172.1	26.1	23.3	23.9	0.1	0.0	-0.5	-0.3	3.7	3.2	43.4	59.0 g,i
174	Mali	472.1	37.4	19.9	14.0	0.2	3.0	(.)	0.0	2.8	2.7	12.3	7.0 g,i
175	Burkina Faso	472.7	37.4	10.6	15.1	(.)	0.3	(.)	0.0	1.1	1.7	6.8	16.0 g,i
176	Niger	298.5	25.9	16.0	13.7	1.6	0.4	0.4	-0.4	4.0	1.3	17.4	.. g,h
177	Sierra Leone	353.4	74.2	9.4	45.1	5.0	0.6	0.6	0.0	3.3	2.9	10.1	.. g,h
開発途上国		55,150.0 T	8.8	1.5	0.7	1.0	2.5	0.4	-0.1	3.5	4.8	19.9	17.8
後発開発途上国		17,282.3 T	24.7	11.7	8.9	0.1	2.9	0.4	..	2.7	2.3	16.2	7.7
アラブ諸国		7,015.6 T	24.2	2.7	0.8	0.9	0.6	-0.1	0.5	4.0	2.3	14.9	6.7
東アジア・太平洋諸国		7,724.0 T	3.9	..	0.3	2.3	3.6	0.6	-0.3	3.0	3.4	17.9	12.1
ラテンアメリカ・カリブ諸国		5,063.1 T	8.6	0.4	0.3	0.7	2.7	0.5	-0.6	4.0	8.2	23.7	30.8
南アジア		6,851.4 T	4.5	1.1	0.7	(.)	0.6	0.3	0.3	2.6	2.5	19.5	11.9
サハラ以南アフリカ		17,854.0 T	26.3	..	..	..	2.4	0.2	-0.3	3.8	4.1	20.4	10.6
中東欧・CIS諸国		7,140.0 T	31.2	..	..	..	3.5	(.)	1.5	0.5	7.3	13.5	17.0
OECD諸国		..	..	..	..	1.0 k	1.9 k	..	..	..	..	..	..
高所得OECD諸国		..	..	..	..	1.0 k	1.9 k	..	..	..	..	..	..
人間開発高位国		476.3 T	..	..	..	1.0 k	2.0 k	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国		26,070.9 T	6.5	1.2	0.5	0.7	2.2	0.3	0.1	2.9	5.5	18.5	16.7
人間開発低位国		17,379.9 T	24.2	8.5	7.4	0.5	2.9	0.3	-0.5	6.2	4.0	21.6	11.1
高所得国		88.0 T	..	..	..	1.0 k	1.9 k	..	..	..	..	..	..
中所得国		18,288.2 T	7.4	0.9	0.3	0.9	2.7	0.3	0.3	3.0	6.3	17.9	18.1
低所得国		29,622.2 T	11.8	3.5	2.5	0.4	1.2	0.5	-0.5	4.2	3.9	27.0	15.0
全世界		61,567.8 T	9.7	..	..	1.0 k	2.0 k	..	..	..	..	..	..

注：本表は，DACの被援助国リストのパートIとIIのデータを示したものである（OECD 2004e）．通常，ODAおよび債務元利支払金額を国の経済規模に対して比較する場合に用いられる分母は，国民総所得（GNI）で表すのが一般的であり，GDPではない（「統計項目の定義」を参照）．しかしここでは，表全体の比較が可能になるようにGDPを使用している．GNIとGDPのどちらを用いても，ほぼ例外なく，同様の結果が得られる．

a. ODAの受取額は，DAC諸国およびチェコ，アイスランド，イスラエル，韓国，クエート，ポーランド，サウジアラビア，スロバキア，トルコ，アラブ首長国連邦，さらに台湾，エストニア，ラトビア，リトアニアといった少額援助国からのODA資金純総額である．負の数は，ODAローンの支払いがODAの受取額を上回っていることを示している．集計値は，政府援助（純額）を含まない．「指標項目の定義」を参照．b. 負の数は，国の資本流出が資本流入を上回っていることを示している．c. その他の民間資金の流れは，非債務型証券への投資，間接債務フロー，銀行と貿易関連の貸付を合わせたものである．「指標項目の定義」を参照．d. データはODA援助純額．「指標項目の定義」を参照．e. 2000年のデータ．f. 2001年のデータ．g. 重債務貧困国救済構想（HIPCイニシアティブ）の対象国．h. 重債務貧困国救済構想（HIPCイニシアティブ）のもとで達成した決定点．i. 重債務貧困国救済構想（HIPCイニシアティブ）のもとで，まだ達成していない決定点と完了点．j. 重債務貧困国救済構想（HIPCイニシアティブ）のもとで達成した完了点．k. 集計算出に用いられたデータは，本表には載っていない国も含んでいる．

出典：第1列：OECD 2004f; OECDが人間開発報告書事務局のために算出した集計値；第2列：OECD 2004fのODAに関するデータをもとに算出；OECDが人間開発報告書事務局のために算出した集計値；第3，4列：OECD 2004fのODAに関するデータと，World Bank 2004fのGDPについてのデータをもとに算出した；第5，6，11，12列：World Bank 2004f．集計値は世界銀行が人間開発報告書事務局のために算出した；第7，8列：投資（株式や証券）および銀行と貿易関連の貸付についてのデータとWorld Bank 2004fからのGDPデータをもとに算出した；第9，10列：World Bank 2004fの債務元利支払金総額とGDPのデータをもとに計算されている．

19 公的支出の優先分野

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI 順位		教育への公的支出[a]（対GDP比：%） 1990[e]	1999-2001[f]	保健医療への公的支出[b]（対GDP比：%） 1990	2001	軍事支出[c]（対GDP比：%） 1990	2002	債務元利支払金総額[d]（対GDP比：%） 1990	2002
人間開発高位国									
1	Norway	7.1	6.8	6.4	6.8	2.9	2.1	..	..
2	Sweden	7.4	7.6	7.6	7.4	2.6	1.9	..	..
3	Australia	5.1	4.6	5.3	6.2	2.1	1.9	..	..
4	Canada	6.5	5.2	6.8	6.8	2.0	1.2	..	..
5	Netherlands	6.0	5.0	5.7	5.7	2.5	1.6	..	..
6	Belgium	5.0	5.8 [g]	6.6	6.4	2.4	1.3	..	..
7	Iceland	5.4	6.0 [g]	6.8	7.6	0.0	0.0	..	..
8	United States	5.2	5.6	4.7	6.2	5.3	3.4	..	..
9	Japan	..	3.6	4.6	6.2	0.9	1.0	..	..
10	Ireland	5.2	4.3	4.8	4.9	1.2	0.7	..	..
11	Switzerland	5.1	5.6	5.7	6.4	1.8	1.1	..	..
12	United Kingdom	4.9	4.6	5.1	6.3	4.0	2.4	..	..
13	Finland	5.6	6.3	6.4	5.3	1.6	1.2	..	..
14	Austria	5.4	5.9	5.2	5.5	1.0	0.8	..	..
15	Luxembourg	3.0	4.1	5.7	5.4	0.9	0.9	..	..
16	France	5.4	5.7	6.7	7.3	3.5	2.5	..	..
17	Denmark	..	8.3	7.0	7.0	2.0	1.6	..	..
18	New Zealand	6.2	6.6	5.8	6.4	1.9	1.1	..	..
19	Germany	..	4.6	5.9	8.1	2.8 [h]	1.5	..	..
20	Spain	4.4	4.4	5.2	5.4	1.8	1.2	..	..
21	Italy	3.1	5.0	6.3	6.3	2.1	2.1	..	..
22	Israel	6.3	7.3	3.8	6.0	12.2	9.2	..	..
23	Hong Kong, China (SAR)	..	4.1	1.6	..	..	..	..	..
24	Greece	2.5	3.8	4.7	5.2	4.7	4.3	..	..
25	Singapore	..	..	1.0	1.3	4.9	5.2	..	..
26	Portugal	4.2	5.8	4.1	6.3	2.7	2.1	..	..
27	Slovenia	..	..	..	6.3	..	1.5	..	..
28	Korea, Rep. of	3.5	3.6	1.8	2.6	3.7	2.7	..	..
29	Barbados	7.8	6.5	5.0	4.3	..	..	..	..
30	Cyprus	3.5 [i]	5.6	..	3.9	5.0	1.6	..	..
31	Malta	4.3	4.9 [g]	..	6.0	0.9	0.9	..	..
32	Czech Republic	..	4.4	4.8	6.7	..	2.1	..	6.5
33	Brunei Darussalam	..	..	1.6	2.5	6.7 [j]	7.0	..	..
34	Argentina	1.1	4.6 [g]	4.2	5.1	1.3	1.2	4.4	5.7
35	Seychelles	7.8	7.5 [g]	3.6	4.1	4.0	1.7	5.9	2.1
36	Estonia	..	7.4	1.9	4.3	..	1.9	..	12.0
37	Poland	..	5.4	4.8	4.6	2.7	1.9	1.6	7.1
38	Hungary	5.8	5.1	..	5.1	2.8	1.8	12.8	22.6
39	Saint Kitts and Nevis	2.7	7.7	2.7	3.2	..	..	1.9	10.7
40	Bahrain	4.2	..	..	2.9	5.1	3.9	..	..
41	Lithuania	4.6	..	3.0	4.2	..	1.8	..	9.3
42	Slovakia	5.1	4.1	5.0	5.1	..	1.9	..	14.3
43	Chile	2.5	3.9	2.2	3.1	4.3	3.9	9.1	12.0
44	Kuwait	4.8	..	4.0	3.5	48.5	10.4	..	..
45	Costa Rica	4.4	4.7	6.7	4.9	0.0	0.0	8.8	4.0
46	Uruguay	3.0	2.5	2.0	5.1	2.5	1.7	10.6	10.6
47	Qatar	3.5	..	..	2.2	..	..	..	..
48	Croatia	..	4.2 [g]	9.5	7.3	..	2.5	..	13.5
49	United Arab Emirates	1.9	..	0.8	2.6	6.2	3.7	..	..
50	Latvia	3.8	5.9	2.7	3.4	..	1.8	..	7.7
51	Bahamas	4.0	..	2.8	3.2	..	..	..	..
52	Cuba	..	8.5	4.9	6.2	..	..	..	..
53	Mexico	3.6	5.1	1.8	2.7	0.5	0.5	4.3	6.8
54	Trinidad and Tobago	3.6	4.0	2.5	1.7	..	..	8.9	2.8
55	Antigua and Barbuda	..	3.2	2.8	3.4	..	..	..	..
人間開発中位国									
56	Bulgaria	5.2	..	4.1	3.9	3.5	2.7	..	8.8
57	Russian Federation	3.5	3.1	2.5	3.7	12.3 [k]	4.0	..	4.1
58	Libyan Arab Jamahiriya	..	2.7	..	1.6	..	2.4	..	..
59	Malaysia	5.2	7.9	1.5	2.0	2.6	2.4	9.8	8.5
60	Macedonia, TFYR	..	4.1 [g]	9.2	5.8	..	2.8	..	6.3
61	Panama	4.7	4.3	4.6	4.8	1.3	..	6.5	13.6
62	Belarus	4.9	6.0	2.5	4.8	..	1.4	..	1.4
63	Tonga	..	5.0	3.7	3.4	..	..	1.7	2.0
64	Mauritius	3.5	3.3	..	2.0	0.3	0.2	6.5	5.5
65	Albania	5.8	..	3.3	2.4	5.9	1.2	..	1.2
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	..	2.8	..	..	..	2.8
67	Suriname	8.1	..	3.5	5.7	..	..	..	..
68	Venezuela	3.0	..	2.5	3.7	1.8 [l]	1.4	10.3	7.9
69	Romania	2.8	3.5 [g]	2.8	5.2	4.6	2.3	(.)	6.8
70	Ukraine	5.2	4.2	3.0	2.9	..	2.9	..	7.8
71	Saint Lucia	..	7.3 [g]	2.1	2.9	..	..	1.6	4.0
72	Brazil	..	4.0	3.0	3.2	1.9	1.6	1.8	11.4
73	Colombia	2.5	4.4	1.2	3.6	2.2	4.2	9.7	8.6
74	Oman	3.1	4.2 [g]	2.0	2.4	16.5	12.3	7.0	8.6
75	Samoa (Western)	3.4	4.5 [g]	2.8	4.8	..	..	4.9	3.0
76	Thailand	3.5	5.0	0.9	2.1	2.3	1.4	6.2	15.6
77	Saudi Arabia	6.5	..	..	3.4	12.8	9.8	..	..
78	Kazakhstan	3.2	..	3.2	1.9	..	1.0	..	16.7
79	Jamaica	4.7	6.3	2.6	2.9	..	..	14.4	10.7
80	Lebanon	..	2.9	..	..	7.6	4.7	3.5	12.7
81	Fiji	4.6	5.5 [g]	2.0	2.7	2.3	1.8	7.9	1.5
82	Armenia	7.0	3.2	..	3.2	..	2.7	..	3.1
83	Philippines	2.9	3.2	1.5	1.5	1.4	1.0	8.1	11.8
84	Maldives	4.0	..	3.6	5.6	..	..	4.1	3.5
85	Peru	2.2	3.3	1.3	2.6	..	1.5	1.8	5.9
86	Turkmenistan	4.3	..	4.0	3.0	..	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	6.4	9.3	4.4	3.8	..	..	2.2	3.7
88	Turkey	2.2	3.7	2.2	..	3.5	4.9	4.9	15.0
89	Paraguay	1.1	4.7 [g]	0.7	3.0	1.2	0.9	6.2	5.9
90	Jordan	8.4	4.6	3.6	4.5	9.9	8.4	15.6	6.3
91	Azerbaijan	..	3.5	2.7	..	..	2.0	..	3.1
92	Tunisia	6.0	6.8 [g]	3.0	4.9	2.0	..	11.6	6.8
93	Grenada	5.1	..	3.3	3.8	..	..	1.5	6.2
94	China	2.3	..	2.2	2.0	2.7	2.5	2.0	2.4
95	Dominica	..	5.0 [g]	3.9	4.3	..	..	3.5	4.5
96	Sri Lanka	2.6	1.3	1.5	1.8	2.1	3.1	4.8	4.3
97	Georgia	..	2.5	3.0	1.4	..	0.9	..	3.8
98	Dominican Republic	..	2.4	1.6	2.2	..	..	3.3	3.1
99	Belize	4.7	6.2	2.2	2.3	1.2	..	5.0	22.3
100	Ecuador	2.8	1.0 [g]	1.5	2.3	1.9	2.8	10.5	9.0

19 公的支出の優先分野

HDI順位		教育への公的支出[a]（対GDP比：%） 1990[e]	1999-2001[f]	保健医療への公的支出[b]（対GDP比：%） 1990	2001	軍事支出[c]（対GDP比：%） 1990	2002	債務元利支払金総額[d]（対GDP比：%） 1990	2002
101	Iran, Islamic Rep. of	4.1	5.0	1.5	2.7	2.9	4.0	0.5	1.3
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	..	..	..
103	El Salvador	1.9	2.5 [g]	1.4	3.7	2.7	0.8	4.3	3.2
104	Guyana	3.4	4.1 [g]	2.9	4.2	0.9	..	74.5	10.8
105	Cape Verde	..	..	..	3.8	..	0.7	1.7	3.5
106	Syrian Arab Republic	4.1	4.0	0.4	2.4	6.9	6.1	9.7	1.2
107	Uzbekistan	..	..	4.6	2.7	..	..	..	9.2
108	Algeria	5.3	..	3.0	3.1	1.5	3.7	14.2	7.5
109	Equatorial Guinea	..	0.5	1.0	1.2	..	..	3.9	0.2
110	Kyrgyzstan	8.3	3.1	4.7	1.9	..	1.5	..	10.8
111	Indonesia	1.0	1.3	0.6	0.6	1.8	1.2	8.7	9.8
112	Viet Nam	..	..	0.9	1.5	7.9	..	2.7	3.4
113	Moldova, Rep. of	..	4.0	4.4	2.8	..	0.4	..	14.1
114	Bolivia	2.3	6.0	2.1	3.5	2.4	1.7	7.9	6.1
115	Honduras	..	..	3.3	3.2	..	0.8	12.8	6.0
116	Tajikistan	9.7	2.4	4.9	1.0	..	1.4	..	6.5
117	Mongolia	12.1	6.5 [g]	6.4	4.6	5.7	2.3	..	4.7
118	Nicaragua	3.4	..	7.0	3.8	4.0 [i]	1.4	1.6	3.8
119	South Africa	6.2	5.7	3.1	3.6	3.8	1.6	..	4.5
120	Egypt	3.7	..	1.8	1.9	3.9	2.7	7.1	2.3
121	Guatemala	1.4	1.7	1.8	2.3	1.5	0.6	2.8	1.8
122	Gabon	..	3.9 [g]	2.0	1.7	..	..	3.0	8.3
123	São Tomé and Principe	..	..	..	1.5	..	..	4.9	12.1
124	Solomon Islands	..	3.5 [g]	5.0	4.7	..	..	5.5	2.4
125	Morocco	5.3	5.1	0.9	2.0	4.1	4.3	6.9	10.2
126	Namibia	7.6	7.9	3.7	4.7	5.6 [j]	2.9	..	..
127	India	3.9	4.1	0.9	0.9	2.7	2.3	2.6	2.6
128	Botswana	6.7	2.1	1.7	4.4	4.1	4.0	2.8	1.1
129	Vanuatu	4.6	10.5	2.6	2.2	..	..	1.6	0.9
130	Cambodia	..	2.0	..	1.7	3.1	2.7	2.7	0.5
131	Ghana	3.2	4.1 [g]	1.3	2.8	0.4	0.6	6.2	3.4
132	Myanmar	..	1.3	1.0	0.4	3.4	..	..	..
133	Papua New Guinea	..	2.3 [g]	3.1	3.9	2.1	..	17.2	9.9
134	Bhutan	..	5.2	1.7	3.6	..	..	1.8	1.1
135	Lao People's Dem. Rep.	..	3.2	0.0	1.7	..	..	1.1	2.7
136	Comoros	..	..	2.9	1.9	..	..	0.4	1.9
137	Swaziland	5.7	5.5	1.9	2.3	2.1	..	5.3	1.7
138	Bangladesh	1.5	2.3	0.7	1.5	1.0	1.1	2.5	1.5
139	Sudan	0.9	..	0.7	0.6	3.6	2.8	0.4	0.2
140	Nepal	2.0	3.4	0.8	1.5	0.9	1.4	1.9	1.8
141	Cameroon	3.2	5.4	0.9	1.2	1.5	1.4	4.6	3.9
人間開発低位国									
142	Pakistan	2.6	1.8 [g]	1.1	1.0	5.8	4.7	4.8	4.8
143	Togo	5.5	4.8	1.4	1.5	3.1	..	5.3	0.9
144	Congo	5.0	3.2	1.5	1.4	..	..	19.0	0.8
145	Lesotho	6.1	10.0	2.6	4.3	4.5	2.7	3.8	9.4
146	Uganda	1.5	2.5 [g]	..	3.4	3.0	2.4	3.4	1.4
147	Zimbabwe	..	10.4 [g]	3.2	2.8	4.5	3.2	5.4	0.7
148	Kenya	6.7	6.2 [g]	2.4	1.7	2.9	1.7	9.2	3.7
149	Yemen	..	10.0 [g]	1.1	1.5	8.5	7.1	3.5	1.7
150	Madagascar	2.1	2.5	..	1.3	1.2	..	7.2	1.7
151	Nigeria	0.9	..	1.0	0.8	0.9	1.1	11.7	3.4

19 公的支出の優先分野

HDI順位		教育への公的支出[a]（対GDP比：%） 1990[e]	1999-2001[f]	保健医療への公的支出[b]（対GDP比：%） 1990	2001	軍事支出[c]（対GDP比：%） 1990	2002	債務元利支払金総額[d]（対GDP比：%） 1990	2002
152	Maur tania	..	3.6 [g]	..	2.6	3.8	1.9	14.3	6.6
153	Haiti	1.4	..	1.2	2.7	..	..	1.2	0.8
154	Djibouti	..	..	..	4.1	6.3	..	3.6	2.0
155	Gambia	3.8	2.7 [g]	2.2	3.2	1.1	0.9	11.9	5.4
156	Eritrea	..	2.7	..	3.7	..	23.5	..	1.4
157	Senegal	3.9	3.2 [g]	0.7	2.8	2.0	1.5	5.7	4.3
158	Timor-Leste	..	..	..	5.8	..	0.0	..	..
159	Rwanda	..	2.8 [g]	1.7	3.1	3.7	3.3	0.8	1.3
160	Guinea	..	1.9 [g]	2.0	1.9	2.4 [i]	2.9	6.0	4.2
161	Benin	..	3.3 [g]	1.6	2.1	1.8	..	2.1	2.3
162	Tanzania, U. Rep. of	3.2	..	1.6	2.0	2.0 [i]	1.5	4.2	1.5
163	Côte d'Ivoire	..	4.6	1.5	1.0	1.3	..	11.7	7.1
164	Zambia	2.4	1.9	2.6	3.0	3.7	..	6.2	8.3
165	Malawi	3.3	4.1 [g]	..	2.7	1.3	..	7.1	1.9
166	Angola	3.9	2.8 [g]	1.4	2.8	5.8	3.7	3.2	7.7
167	Chad	..	2.0 [g]	..	2.0	..	1.4	0.7	1.5
168	Congo, Dem. Rep. of the	..	..	..	1.5	..	..	3.7	16.2
169	Central African Republic	2.2	..	..	2.3	1.6 [j]	1.0	2.0	0.1
170	Ethiopia	3.4	4.8	0.9	1.4	8.5	5.2	2.7	1.8
171	Mozambique	3.9	2.4 [g]	3.6	4.0	10.1	2.4	3.2	2.1
172	Guinea-Bissau	..	2.1	1.1	3.2	..	..	3.4	7.3
173	Burundi	3.4	3.6 [g]	1.1	2.1	3.4	7.6	3.7	3.2
174	Mali	..	2.8 [g]	1.6	1.7	2.1	..	2.8	2.7
175	Burkina Faso	2.7	..	1.0	2.0	3.0	1.8	1.1	1.7
176	Niger	3.2	2.3	..	1.4	..	1.1	4.0	1.3
177	Sierra Leone	..	..	..	2.6	1.4	2.2	3.3	2.9

a. データは教育への公的支出の総額．このデータは，経常支出と資本支出を含む．b. いくつかの国のデータは，指標表6（出典はWHO 2004b）のデータとは若干異なる可能性がある．c. データの制約があるために，軍事支出についての一定期間にわたる比較や国と国との比較には注意が必要である．データに関する注釈の詳細は，SIPRI2003を参照．d. 集計値については，指標表18を参照．e. 国によってデータ収集の方法が異なるために，導き出されたデータを国と国との間では比較できない可能性がある．f. 記載期間内で入手可能な最新のデータである．g. 対象国の国内推計値が入手不可能な場合は，UNESCO統計研究所の推計をもとにしている．h. 統一前のドイツ連邦共和国のデータ．i. ギリシャ教育省のみのデータ．j. 1991年のデータ．k. 旧ソ連邦のデータ．

出典：第1列: UNESCO Institute for Statistics 2003cのGDPと公的支出のデータをもとに計算; 第2列: UNESCO Institute for Statistics 2004b; 第3, 4列: World Bank 2004f; 第5, 6列: SIPRI 2004a; 第7, 8: World Bank 2004fのGDPと債務元利支払総額のデータをもとに計算．

20 OECD諸国の失業

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位		失業者数（1000人）2002	失業率 合計（労働力人口に占める割合：%）2002	失業率 年間失業率（労働力人口に占める割合：%）1992-2002	女性（男性に対する割合：%）2002	MDG 若年層の失業率 合計（15歳から24歳の労働力人口に占める割合：%）[b] 2002	MDG 若年層の失業率 女性（男性に対する割合：%）2002	長期失業[a]（全失業者に占める割合：%）女性 2002	長期失業[a]（全失業者に占める割合：%）男性 2002
人間開発高位国									
1	Norway	94.3	4.0	4.4	89	11.5	85	3.9	8.3
2	Sweden	176.2	4.0	6.4	84	12.8	86	18.2	23.1
3	Australia	631.3	6.3	8.1	94	12.4	87	17.1	25.9
4	Canada	1,276.2	7.6	9.0	88	13.7	77	8.8	10.3
5	Netherlands	169.9	2.3	4.8	128	5.9	87	26.4	26.9
6	Belgium	329.9	7.3	8.4	125	15.7	95	53.6	45.9
7	Iceland	5.3	3.3	3.6	82	7.2	46	13.3	9.5
8	United States	8,388.7	5.8	5.4	95	12.0	87	8.1	8.9
9	Japan	3,586.6	5.4	3.8	91	10.0	76	22.4	36.2
10	Ireland	82.1	4.4	9.6	81	7.7	74	18.0	35.9
11	Switzerland	131.4	3.1	3.3	109	5.7	54	24.5	19.3
12	United Kingdom	1,508.5	5.2	7.3	77	11.0	68	17.1	26.9
13	Finland	236.9	9.1	12.5	100	20.7	97	21.2	27.3
14	Austria	229.5	5.3	5.3	96	6.3	94	23.3	16.4
15	Luxembourg	5.8	3.0	2.8	188	7.0	168	26.5 [c]	28.6 [c]
16	France	2,442.8	9.0	10.8	128	20.2	125	35.2	32.2
17	Denmark	129.4	4.5	6.1	102	7.1	59	22.4	17.2
18	New Zealand	102.5	5.2	7.1	106	11.4	98	11.5	16.9
19	Germany	3,396.0	8.1	7.9	95	9.7	70	50.3	46.0
20	Spain	2,082.9	11.4	14.6	203	22.2	149	44.5	34.3
21	Italy	2,163.2	9.1	10.8	177	26.3	139	60.1	58.2
24	Greece	435.7	10.0	10.1	236	25.7	181	55.7	47.1
26	Portugal	272.3	5.1	5.5	146	11.5	143	36.2	34.8
28	Korea, Rep. of	708.0	3.1	3.5	73	8.1	70	1.2	3.1
32	Czech Republic	374.1	7.3	6.0	153	16.0	115	51.1	50.3
37	Poland	3,430.8	19.9	14.4 [c]	109	43.9	102	52.0	45.1
38	Hungary	238.8	5.9	8.7	88	12.6	90	41.7	47.0
42	Slovakia	487.0	18.6	15.1 [c]	101	37.4	91	61.2	58.5
53	Mexico	548.6	2.7	3.5	104	4.9	124	0.4	1.2
人間開発中位国									
86	Turkey	2,473.0	10.3	7.7	91	19.5	87	36.4	27.3
OECD諸国[f]		36,137.5 T	6.9	6.9	107	13.1	94	30.9	28.5

a. 12カ月以上におよぶ長期失業のデータ. b. 国によっては，16歳から24歳までが若年労働力人口の場合もある. c. データはサンプル数が少ないので，取り扱いには注意が必要である. d. データは1993年から2002年までの平均年率である. e. データは1994年から2002年までの平均年率である. f. OECD諸国の集計値は，OECD 2004cのものである.
出典：第1, 2, 5列: OECD 2004c; 第3, 4, 6列: OECD 2004cの男女失業率についてのデータをもとに計算; 第7, 8列: OECD 2004d.

21 エネルギーと環境

次世代のために

HDI順位		在来燃料消費量（全エネルギーに占める割合：%）2001	1人当たりの電力消費量（kw/h）1980	1人当たりの電力消費量（kw/h）2001	MDG エネルギー消費単位当たりのGDP（石油1kg当たり1995年PPP US$）1980	MDG エネルギー消費単位当たりのGDP（石油1kg当たり1995年PPP US$）2001	MDG CO_2排出量 1人当たり（トン）1980	MDG CO_2排出量 1人当たり（トン）2000	世界全体に占める割合（%）2000	バイオセーフティ（生物安全性）に関するカルタヘナ議定書	環境関連条約批准状況[a] 気候変動に関する枠組み条約	気候変動に関する枠組み条約のための京都議定書[b]	生物多様性条約
人間開発高位国													
1	Norway	5.1 [c]	22,400 [c]	29,290 [c]	4.4	5.5	9.5	11.1	0.2	●	●	●	●
2	Sweden	33.1	11,700	17,355	3.4	4.0	8.6	5.3	0.2	●	●	●	●
3	Australia	7.9	6,599	11,205	3.4	4.2	13.8	18.0	1.4		●	○	●
4	Canada	4.6	14,243	18,212	2.4	3.2	17.1	14.2	1.8	○	●	●	●
5	Netherlands	1.1	4,560	6,905	3.7	5.2	10.8	8.7	0.6	●	●	●	●
6	Belgium	1.5	5,177	8,818	3.6	4.3	13.3	10.0	0.4	○	●	●	●
7	Iceland	0.0	13,838	28,260	2.8	2.3	8.2	7.7	(.)	○	●	●	●
8	United States	4.0	10,336	13,241	2.6	4.0	20.4	19.8	23.1		●	○	○
9	Japan	1.2	4,944	8,203	5.1	5.8	7.9	9.3	4.9	●	●	●	●
10	Ireland	1.1	3,106	6,417	4.1	7.0	7.4	11.1	0.2	●	●	●	●
11	Switzerland	6.8 [d]	5,878 [c]	8,499 [d]	7.0	7.0	6.5	5.4	0.2	●	●	●	●
12	United Kingdom	0.5	5,022	6,631	4.1	5.8	10.3	9.6	2.3	●	●	●	●
13	Finland	24.7	8,372	16,273	2.8	3.6	11.9	10.3	0.2	○	●	●	●
14	Austria	13.3	4,988	8,110	5.6	6.8	6.9	7.6	0.3	●	●	●	●
15	Luxembourg	1.6	10,879	15,602	1.9	5.0	28.9	19.4	(.)	●	●	●	●
16	France	5.7 [e]	4,633 [e]	8,351 [e]	4.8	5.3	9.0	6.2	1.5 [e]	●	●	●	●
17	Denmark	11.5	5,059	8,173	4.9	7.3	12.3	8.4	0.2	●	●	●	●
18	New Zealand	6.3	7,270	10,366	4.9	4.0	5.6	8.3	0.1	○	●	●	●
19	Germany	2.3	..	7,207	3.7	5.6	..	9.6	3.2	●	●	●	●
20	Spain	3.9	2,906	5,986	6.2	6.0	5.3	7.0	1.2	●	●	●	●
21	Italy	2.0 [f]	3,364 [f]	5,770 [f]	6.5	7.8	6.6	7.4	1.8 [f]	●	●	●	●
22	Israel	0.0	3,187	6,591	5.6	..	5.4	10.0	0.3		●	●	●
23	Hong Kong, China (SAR)	0.4	2,449	6,127	10.2	9.9	3.2	5.0	0.1	–	–	–	–
24	Greece	5.0	2,413	5,082	7.5	5.8	5.4	8.5	0.4	○	●	●	●
25	Singapore	0.1	2,836	8,010	3.4	2.9	12.5	14.7	0.2		●		●
26	Portugal	9.7	1,750	4,539	8.4	6.4	2.8	5.9	0.2	○	●	●	●
27	Slovenia	7.5	..	6,372	..	4.5	..	7.3	0.1	●	●	●	●
28	Korea, Rep. of	1.9	1,051	6,632	3.8	3.5	3.3	9.1	1.8	○	●	●	●
29	Barbados	5.9	1,333	3,086	..	..	2.7	4.4	(.)	●	●	●	●
30	Cyprus	1.3	1,692	4,679	4.5	5.0	5.2	8.5	(.)		●	●	●
31	Malta	..	1,627	4,937	6.4	8.3	2.7	7.2	(.)		●	●	●
32	Czech Republic	2.1	..	6,368	..	3.2	..	11.6	0.5	●	●	●	●
33	Brunei Darussalam	0.0	2,430	8,459	3.5	..	35.5	..	(.)				
34	Argentina	3.9	1,413	2,453	7.3	6.8	3.8	3.9	0.6	○	●	●	●
35	Seychelles	..	794	2,481	..	..	1.5	2.8	(.)	○	●	●	●
36	Estonia	19.0	..	5,777	1.9	2.8	..	11.7	0.1	●	●	●	●
37	Poland	5.2	3,419	3,595	..	3.9	12.8	7.8	1.2	●	●	●	●
38	Hungary	4.0	2,920	3,886	3.3	4.7	7.7	5.4	0.2	●	●	●	●
39	Saint Kitts and Nevis	50.0	..	2,500	..	..	..	..	(.)	●	●		●
40	Bahrain	0.0	4,784	10,350	1.4	1.5	23.4	29.1	0.1		●		●
41	Lithuania	15.1	..	3,095	..	3.7	..	3.4	(.)	●	●	●	●
42	Slovakia	1.8	..	5,273	..	3.1	..	6.6	0.1	●	●	●	●
43	Chile	16.2	1,054	2,851	4.9	5.6	2.5	3.9	0.2	○	●	●	●
44	Kuwait	0.0	6,849	15,309	2.3	2.2	18.0	21.9	0.2		●		●
45	Costa Rica	30.1	964	1,727	8.9	8.3	1.1	1.4	(.)	○	●	●	●
46	Uruguay	39.1	1,163	2,380	7.6	9.7	2.0	1.6	(.)	○	●	●	●
47	Qatar	0.0	10,616	16,677	..	..	56.3	69.5	0.2		●		●
48	Croatia	6.4	..	3,455	..	4.7	..	4.4	0.1	●	●	○	●
49	United Arab Emirates	0.0	6,204	13,948	..	..	34.8	21.0	0.2		●		●
50	Latvia	48.7	..	2,617	32.7	4.1	..	2.5	(.)	●	●	●	●

21 エネルギーと環境

HDI順位		在来燃料消費量（全エネルギーに占める割合：%） 2001	1人当たりの電力消費量（kw/h） 1980	1人当たりの電力消費量（kw/h） 2001	MDG エネルギー消費 単位当たりのGDP（石油1kg当たり1995年PPP US$） 1980	MDG エネルギー消費 単位当たりのGDP（石油1kg当たり1995年PPP US$） 2001	MDG CO_2排出量 1人当たり（トン） 1980	MDG CO_2排出量 1人当たり（トン） 2000	MDG CO_2排出量 世界全体に占める割合（%） 2000	環境関連条約批准状況[a] バイオセーフティ（生物安全性）に関するカルタヘナ議定書	気候変動に関する枠組み条約	気候変動に関する枠組み条約のための京都議定書[b]	生物多様性条約
51	Bahamas	..	4,062	5,407	..	..	38.0	5.9	(.)	●	●	●	●
52	Cuba	24.5	1,029	1,363	..	..	3.2	2.8	0.1	●	●	●	●
53	Mexico	15.0	999	2,228	4.9	5.3	3.7	4.3	1.8	●	●	●	●
54	Trinidad and Tobago	0.7	1,900	4,219	2.0	1.3	15.4	20.5	0.1	●	●	●	●
55	Antigua and Barbuda	..	984	1,375	..	..	2.3	5.2	(.)	●	●	●	●
人間開発中位国													
56	Bulgaria	5.3	4,371	4,681	1.5	2.5	8.5	5.2	0.2	●	●	●	●
57	Russian Federation	3.4	..	6,081	1.5	1.6	..	9.9	5.9		●	○	●
58	Libyan Arab Jamahiriya	1.2	1,588	4,021	..	..	8.8	10.9	0.2		●		●
59	Malaysia	2.3	740	3,039	4.3	3.6	2.0	6.2	0.6	●	●	●	●
60	Macedonia, TFYR	9.6	..	3,338	..	..	..	5.5	(.)	○	●		●
61	Panama	20.2	930	1,770	6.1	5.1	1.8	2.2	(.)	●	●	●	●
62	Belarus	5.8	..	3,340	..	1.9	..	5.9	0.2	●	●		●
63	Tonga	0.0	109	356	..	..	0.4	1.2	(.)	●	●		●
64	Mauritius	30.4	482	1,592	..	..	0.6	2.4	(.)	●	●	●	●
65	Albania	6.3	1,204	1,743	2.7	6.4	1.8	0.9	(.)		●		●
66	Bosnia and Herzegovina	7.4	..	2,303	..	4.8	..	4.8	0.1		●		●
67	Suriname	6.7	4,442	4,359	..	..	6.7	5.0	(.)		●		●
68	Venezuela	2.6	2,379	3,659	2.7	2.4	6.0	6.5	0.7	●	●		●
69	Romania	11.7	3,061	2,345	..	3.4	8.6	3.8	0.4	●	●	●	●
70	Ukraine	1.1	..	3,465	..	1.4	..	6.9	1.4	●	●	○	●
71	Saint Lucia	..	504	1,816	..	..	1.0	..	(.)		●	●	●
72	Brazil	35.7	1,145	2,122	6.7	6.2	1.5	1.8	1.3	●	●	●	●
73	Colombia	19.1	726	1,010	6.5	7.9	1.4	1.4	0.2	●	●	●	●
74	Oman	..	847	5,119	7.5	3.0	5.3	8.2	0.1	●	●		●
75	Samoa (Western)	33.3	252	600	..	..	0.6	0.8	(.)	●	●	●	●
76	Thailand	15.9	340	1,804	4.8	4.8	0.9	3.3	0.8		●	●	●
77	Saudi Arabia	(.)	1,969	6,018	5.6	2.0	14.0	18.1	1.5		●		●
78	Kazakhstan	..	..	3,964	..	1.7	..	8.1	0.5		●	○	●
79	Jamaica	8.5	834	2,539	2.7	2.1	4.0	4.2	(.)	○	●	●	●
80	Lebanon	1.0	1,056	3,025	..	3.2	2.1	3.5	0.1		●		●
81	Fiji	32.1	489	633	..	..	1.2	0.9	(.)	●	●	●	●
82	Armenia	1.1	..	1,413	..	3.3	..	1.1	(.)		●	●	●
83	Philippines	33.4	373	599	8.3	6.8	0.8	1.0	0.3	○	●	●	●
84	Maldives	0.0	25	420	..	..	0.3	1.8	(.)	●	●	●	●
85	Peru	25.4	579	874	7.2	9.4	1.4	1.1	0.1	○	●	●	●
86	Turkmenistan	..	..	1,908	..	1.3	..	7.5	0.1		●	●	●
87	St. Vincent & the Grenadines	..	276	780	..	..	0.4	..	(.)	●	●	○	●
88	Turkey	11.7	554	1,849	5.2	4.9	1.7	3.3	0.9	●			●
89	Paraguay	28.7	233	1,124	6.7	6.1	0.5	0.7	(.)	●	●	●	●
90	Jordan	2.0	366	1,507	5.4	3.7	2.2	3.2	0.1	●	●	●	●
91	Azerbaijan	0.0	..	2,422	..	1.7	..	3.6	0.1		●	●	●
92	Tunisia	10.4	434	1,106	6.5	7.0	1.5	1.9	0.1	●	●	●	●
93	Grenada	0.0	281	1,168	..	..	0.5	2.1	(.)	●	●	●	●
94	China	7.8	307	1,139	1.2	4.2	1.5	2.2	11.5	○	●	●	●
95	Dominica	..	149	1,038	..	..	0.5	1.4	(.)		●		●
96	Sri Lanka	34.8	113	354	5.1	7.3	0.2	0.6	(.)	○	●	●	●
97	Georgia	27.2	..	1,379	6.0	4.2	..	1.2	(.)		●	●	●
98	Dominican Republic	11.3	582	1,233	5.4	5.7	1.1	3.0	0.1		●	●	●
99	Belize	31.3	370	669	..	..	1.3	3.3	(.)	●	●	●	●
100	Ecuador	22.5	423	865	2.6	4.4	1.7	2.0	0.1	●	●	●	●

21 エネルギーと環境

HDI順位		在来燃料消費量（全エネルギーに占める割合：%） 2001	1人当たりの電力消費量（kw/h） 1980	1人当たりの電力消費量（kw/h） 2001	MDG エネルギー消費 単位当たりのGDP（石油1kg当たり1995年PPP US$） 1980	MDG エネルギー消費 単位当たりのGDP（石油1kg当たり1995年PPP US$） 2001	MDG CO_2排出量 1人当たり（トン） 1980	MDG CO_2排出量 1人当たり（トン） 2000	MDG CO_2排出量 世界全体に占める割合（%） 2000	環境関連条約批准状況[a] バイオセーフティ（生物安全性）に関するカルタヘナ議定書	気候変動に関する枠組み条約	気候変動に関する枠組み条約のための京都議定書[b]	生物多様性条約
101	Iran, Islamic Rep. of	0.1	570	1,985	4.5	3.0	3.0	4.9	1.3	●	●		●
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	..	..	..				
103	El Salvador	39.9	336	661	4.0	6.2	0.5	1.1	(.)	●	●	●	●
104	Guyana	47.6	545	1,189	..	..	2.3	2.1	(.)		●	●	●
105	Cape Verde	..	55	102	..	..	0.4	0.3	(.)		●		●
106	Syrian Arab Republic	0.0	433	1,528	4.3	3.5	2.2	3.3	0.2		●		●
107	Uzbekistan	0.0	..	1,971	..	0.7	..	4.8	0.5		●	●	●
108	Algeria	8.4	381	866	7.6	5.0	3.5	2.9	0.4	○	●		●
109	Equatorial Guinea	75.0	83	49	..	..	0.3	0.4	(.)		●	●	●
110	Kyrgyzstan	0.0	..	2,396	..	3.2	..	0.9	(.)		●	●	●
111	Indonesia	24.8	94	469	3.3	3.7	0.6	1.3	1.1	○	●	○	●
112	Viet Nam	32.5	78	389	..	4.0	0.3	0.7	0.2	●	●	●	●
113	Moldova, Rep. of	2.2	..	1,572	..	1.7	..	1.5	(.)	●	●	●	●
114	Bolivia	23.6	292	469	5.1	4.3	0.8	1.3	(.)	●	●	●	●
115	Honduras	62.1	259	650	4.4	4.6	0.6	0.7	(.)	○	●	●	●
116	Tajikistan	..	..	2,499	..	1.7	..	0.6	(.)	●	●		●
117	Mongolia	3.3	1,119	1,308	..	..	4.1	3.1	(.)	●	●	●	●
118	Nicaragua	54.6	363	485	5.3	..	0.7	0.7	(.)	●	●	●	●
119	South Africa	12.9 [g]	3,181 [g]	4,313 [g]	4.2	3.5	7.7	7.4	1.4	●	●	●	●
120	Egypt	12.6	433	1,129	5.0	4.5	1.1	2.2	0.6	●	●	○	●
121	Guatemala	65.3	245	481	6.5	5.7	0.7	0.9	(.)		●	●	●
122	Gabon	21.3	766	1,214	3.1	4.2	8.9	2.8	(.)		●		●
123	São Tomé and Principe	..	96	118	..	..	0.5	0.6	(.)		●		●
124	Solomon Islands	66.7	93	71	..	..	0.4	0.4	(.)		●	●	●
125	Morocco	2.5	254	569	10.6	9.0	0.8	1.3	0.2	○	●	●	●
126	Namibia	.. [h]	.. [h]	.. [h]	..	9.3	..	1.0	(.)	○	●	●	●
127	India	24.3	173	561	3.1	4.4	0.5	1.1	4.4	●	●	●	●
128	Botswana	.. [h]	.. [h]	.. [h]	..	..	1.1	2.3	(.)	●	●	●	●
129	Vanuatu	50.0	171	4,813	..	..	0.5	0.4	(.)		●	●	●
130	Cambodia	95.1	15	18	..	..	(.)	(.)	(.)	●	●	●	●
131	Ghana	84.5	450	404	4.4	4.3	0.2	0.3	(.)	●	●	●	●
132	Myanmar	81.1	44	118	..	..	0.1	0.2	(.)	○	●	●	●
133	Papua New Guinea	68.6	406	255	..	..	0.6	0.5	(.)		●	●	●
134	Bhutan	84.1	17	241	..	..	(.)	0.5	(.)	●	●	●	●
135	Lao People's Dem. Rep.	81.6	68	130	..	..	0.1	0.1	(.)		●	●	●
136	Comoros	..	26	26	..	..	0.1	0.1	(.)		●		●
137	Swaziland	.. [h]	.. [h]	.. [h]	..	..	0.8	0.4	(.)		●		●
138	Bangladesh	63.6	30	115	9.7	9.7	0.1	0.2	0.1	●	●	●	●
139	Sudan	80.1	47	81	2.3	3.3	0.2	0.2	(.)		●		●
140	Nepal	88.0	17	63	2.4	3.5	(.)	0.1	(.)	○	●		●
141	Cameroon	71.6	168	226	4.4	4.2	0.4	0.4	(.)	●	●	●	●
人間開発低位国													
142	Pakistan	26.6	176	479	3.5	3.8	0.4	0.8	0.4	○	●		●
143	Togo	88.6	74	125	6.6	4.2	0.2	0.4	(.)	○	●		●
144	Congo	65.6	98	137	1.9	3.3	0.2	0.5	(.)	○	●		●
145	Lesotho	.. [h]	.. [h]	.. [h]	..	..	..	..	..	●	●	●	●
146	Uganda	95.0	28	66	..	..	0.1	0.1	(.)	●	●	●	●
147	Zimbabwe	68.6	1,020	950	2.5	2.8	1.3	1.2	0.1	○	●		●
148	Kenya	70.6	109	140	1.6	1.8	0.4	0.3	(.)	●	●		●
149	Yemen	3.2	..	164	..	3.8	..	0.5	(.)		●		●
150	Madagascar	84.4	49	51	..	..	0.2	0.1	(.)	●	●	●	●
151	Nigeria	82.3	108	154	1.3	1.1	1.0	0.3	0.1	●	●		●

21 エネルギーと環境

HDI順位		在来燃料消費量（全エネルギーに占める割合：%） 2001	1人当たりの電力消費量（kw/h） 1980	2001	MDG エネルギー消費単位当たりのGDP（石油1kg当たり1995年PPP US$） 1980	2001	MDG CO_2排出量 1人当たり（トン） 1980	2000	世界全体に占める割合（%） 2000	環境関連条約批准状況[a] バイオセーフティ（生物安全性）に関するカルタヘナ議定書	気候変動に関する枠組み条約	気候変動に関する枠組み条約のための京都議定書[b]	生物多様性条約
152	Mauritania	36.9	60	61	..	..	0.4	1.2	(.)		●		●
153	Haiti	54.0	58	67	6.5	5.8	0.1	0.2	(.)	○	●		●
154	Djibouti	..	416	286	..	..	1.0	0.6	(.)	●	●	●	●
155	Gambia	71.4	70	95	..	..	0.2	0.2	(.)	○	●	●	●
156	Eritrea	77.8	..	61	..	..	..	0.1	(.)		●		●
157	Senegal	72.5	115	151	3.6	4.3	0.5	0.4	(.)	●	●	●	●
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	..	..				
159	Rwanda	92.8	32	23	..	..	0.1	0.1	(.)	○	●		●
160	Guinea	90.6	85	97	..	..	0.2	0.2	(.)	○	●	●	●
161	Benin	81.9	37	75	2.0	2.9	0.1	0.3	(.)	○	●	●	●
162	Tanzania, U. Rep. of	92.8	41	85	..	1.2	0.1	0.1	(.)	●	●	●	●
163	Côte d'Ivoire	75.1	220	233	4.6	3.7	0.6	0.7	(.)		●		●
164	Zambia	87.1	1,125	598	1.3	1.2	0.6	0.2	(.)		●	○	●
165	Malawi	86.6	66	76	..	..	0.1	0.1	(.)	○	●	●	●
166	Angola	79.2	214	125	2.9	2.2	0.8	0.5	(.)		●		●
167	Chad	97.8	10	12	..	..	(.)	(.)	(.)	○	●		●
168	Congo, Dem. Rep. of the	94.6	161	93	5.3	1.9	0.1	0.1	(.)		●		●
169	Central African Republic	87.5	29	29	..	..	(.)	0.1	(.)	○	●		●
170	Ethiopia	95.2	..	30	..	2.2	(.)	0.1	(.)	●	●		●
171	Mozambique	90.5	364	70	..	..	0.3	0.1	(.)	●	●		●
172	Guinea-Bissau	66.7	18	43	..	..	0.7	0.2	(.)		●		●
173	Burundi	96.6	12	73	..	..	(.)	(.)	(.)		●	●	●
174	Mali	88.3	15	34	..	..	0.1	0.1	(.)	●	●	●	●
175	Burkina Faso	91.7	16	24	..	..	0.1	0.1	(.)	●	●		●
176	Niger	77.3	39	41	..	..	0.1	0.1	(.)	○	●	○	●
177	Sierra Leone	92.0	62	55	..	..	0.2	0.1	(.)		●		●
開発途上国		21.4	388	1,035	3.3	4.2	1.3	1.9	36.9	-	-	-	-
後発開発途上国		84.1	83	95	..	3.7	0.1	0.2	0.4	-	-	-	-
アラブ諸国		5.9	626	1,783	5.1	3.4	3.0	4.1	4.5	-	-	-	-
東アジア・太平洋諸国		10.9	329	1,194	1.9	4.2	1.4	2.3	17.6	-	-	-	-
ラテンアメリカ・カリブ諸国		21.4	1,019	1,888	5.7	5.7	2.4	2.7	5.6	-	-	-	-
南アジア		23.4	171	554	3.5	4.3	0.5	1.1	6.3	-	-	-	-
サハラ以南アフリカ		62.6	434	495	3.0	2.4	1.0	0.8	1.9	-	-	-	-
中東欧・CIS諸国		4.0	3,284	3,326	..	2.0	..	7.3	12.2	-	-	-	-
OECD諸国		4.5	5,761	8,503	3.6	4.7	11.0	10.9	51.0	-	-	-	-
高所得OECD諸国		4.1	6,698	10,105	3.5	4.7	12.2	12.5	46.2	-	-	-	-
人間開発高位国		4.5	5,700	8,520	3.6	4.7	10.9	10.9	52.8	-	-	-	-
人間開発中位国		13.4	387	1,022	2.6	3.7	1.3	2.3	38.7	-	-	-	-
人間開発低位国		75.8	157	218	2.4	2.2	0.4	0.3	1.0	-	-	-	-
高所得国		4.0	6,614	10,030	3.5	4.7	12.2	12.4	47.8	-	-	-	-
中所得国		9.3	667	1,541	2.7	3.7	2.3	3.4	37.6	-	-	-	-
低所得国		43.5	166	400	3.1	3.6	0.5	0.9	8.5	-	-	-	-
全世界		10.7	1,573	2,361	3.2	4.2	3.4	3.8	100.0 [i]	-	-	-	-

● 批准, 受諾, 承認, 告示あるいは承継. ○ 署名.

a. 2004年3月24日現在のデータ. 生物安全性についてのカルタヘナ議定書は, 2000年にカルタヘナで署名された. 国連気候変動に関する枠組み条約は1992年にニューヨークで, 気候変動に関する枠組み条約のための京都議定書は1997年に京都で、生物多様性条約は1992年にリオデジャネイロで署名された. b. まだ発効されていない. c. スバルバード諸島とジャンメイエン諸島を含む. d. リヒテンシュタイン公国を含む. e. モナコを含む. f. 全世界のサンマリノを含む. g. データは, ボツワナ, レソト, スワジランド, ナミビアを含む南部アフリカ関税同盟をもとにしている. h. 南アフリカのデータを含む i. CDIAC (二酸化炭素情報分析センター) 2004の全世界の集計値. データは二酸化炭素の総排出量をもとにしている. 集計値には, 主要指標表には掲載されていない国の排出量, 船舶燃料からの排出量や非燃料炭化水素製品の酸化などのように, 各国の排出量合計から漏れているものも含まれている.

出典：第1列: 在来燃料消費量とUN 2004cの総燃料需要量をもとに計算している; 第2, 3列: UN 2004b; 第4-7列: World Bank 2004f; 集計値は, 世界銀行によって人間開発報告書事務所のために計算されたものである; 第8列: CDIAC 2004の二酸化炭素排出に関するデータをもとに計算されている; 第9-12列: UN2004f.

22 難民と兵器

人間の安全保障を図る

HDI順位		難民[a] 国内避難民（1000人） 2003[a,c]	難民[a] 国別受入人数（1000人） 2003	難民[a] 国別送出人数[d]（1000人） 2003	通常兵器の取引[b]（1990年価格） 輸入（100万US$） 1994	輸入（100万US$） 2003	輸出 100万US$ 2003	輸出 全体に占める割合[e]（%） 1999-2003	全軍事力 指数 1000人 2002	全軍事力 指数（1985年=100） 2002
人間開発高位国										
1	Norway	0	56	(.)	99	(.)	150	1	27	72
2	Sweden	0 [f]	142 [f]	(.)	258	23	186	1	34	52
3	Australia	0 [f]	59 [f]	(.)	263	485	30	(.)	51	72
4	Canada	0	133	(.)	333	94	556	1	52	63
5	Netherlands	0 [f]	148 [f]	(.)	143	132	268	1	50	47
6	Belgium	0 [f]	13 [f]	(.)	52	27	6	(.)	39	43
7	Iceland	0	(.)	(.)	..	..	(.)	0	..	..
8	United States	0	453	(.)	725	515	4,385	34	1,414	66
9	Japan	0	2	(.)	596	210	(.)	0	240	99
10	Ireland	0	6	(.)	48	2	(.)	0	11	77
11	Switzerland	0	49	(.)	113	41	35	(.)	28	138
12	United Kingdom	0	277	(.)	38	555	525	5	210	63
13	Finland	0	13	(.)	179	125	10	(.)	32	87
14	Austria	0 [f]	14 [f]	(.)	65	55	2	(.)	35	63
15	Luxembourg	0 [f]	1 [f]	..	(.)	1	..	..	1	129
16	France	0 [f]	132 [f]	(.)	6	120	1,753	7	260	56
17	Denmark	0 [f]	74 [f]	(.)	66	7	3	(.)	23	77
18	New Zealand	0 [f]	6 [f]	(.)	16	71	(.)	0	9	70
19	Germany	0	960	(.)	..	69	1,549	6	296	62
20	Spain	0	6	(.)	636	97	124	(.)	178	56
21	Italy	0	12	(.)	151	348	277	2	217	56
22	Israel	0 [f]	4 [f]	(.)	829	318	212	1	162	114
23	Hong Kong, China (SAR)	0	2	..	..	..	..	..	..	..
24	Greece	0 [f]	3 [f]	(.)	1,262	1,957	(.)	(.)	178	88
25	Singapore	0	(.)	(.)	171	121	(.)	(.)	61	110
26	Portugal	0 [f]	(.) [f]	(.)	433	68	(.)	0	44	60
27	Slovenia	0	2	1	11	14	..	..	9	..
28	Korea, Rep. of	0	(.)	(.)	665	299	36	(.)	686	115
29	Barbados	..	..	(.)	..	..	..	..	1	60
30	Cyprus	0	(.)	(.)	46	(.)	(.)	0	10	100
31	Malta	0 [f]	(.) [f]	..	(.)	(.)	..	..	2	263
32	Czech Republic	0	2	6	(.)	111	48	(.)	49	24
33	Brunei Darussalam	..	..	(.)	(.)	(.)	..	..	7	171
34	Argentina	0	3	(.)	177	127	(.)	(.)	70	65
35	Seychelles	..	..	(.)	..	..	..	..	1	42
36	Estonia	0	(.)	1	15	16	(.)	0	6	..
37	Poland	0	2	14	8	420	89	(.)	163	51
38	Hungary	0	7	2	4	(.)	(.)	0	33	32
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	..	..	..	..
40	Bahrain	0 [f]	0 [f]	(.)	10	(.)	(.)	(.)	11	382
41	Lithuania	0	(.)	1	(.)	(.)	(.)	(.)	14	..
42	Slovakia	0	(.)	(.)	30	(.)	(.)	(.)	26	..
43	Chile	0	(.)	1	113	156	(.)	(.)	81	80
44	Kuwait	0	2	(.)	37	21	(.)	0	16	129
45	Costa Rica	0	14	(.)	(.)	(.)	..	..	..	..
46	Uruguay	0	(.)	(.)	8	(.)	(.)	(.)	24	75
47	Qatar	0	(.)	(.)	10	10	(.)	(.)	12	207
48	Croatia	13	4	215	57	(.)	(.)	(.)	51	..
49	United Arab Emirates	0	(.)	(.)	554	922	(.)	0	42	97
50	Latvia	0	(.)	2	12	29	(.)	0	6	..

HDI 順位		難民[a] 国内避難民（1000人）2003[a,c]	難民[a] 国別受入人数（1000人）2003	難民[a] 国別送出人数[d]（1000人）2003	通常兵器の取引[b]（1990年価格） 輸入（100万US$）1994	輸入（100万US$）2003	輸出 100万US$ 2003	輸出 全体に占める割合[e]（%）1999-2003	全軍事力 1000人 2002	全軍事力 指数（1985年=100）2002
51	Bahamas	..	..	..	(.)	(.)	..	..	1	180
52	Cuba	0	1	3	..	..	..	..	46	28
53	Mexico	0	6	(.)	118	43	..	..	193	149
54	Trinidad and Tobago	..	..	(.)	(.)	(.)	..	..	3	129
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	..	(.)	200
人間開発中位国										
56	Bulgaria	0	4	1	(.)	2	18	(.)	68	46
57	Russian Federation	368	10	67	40	(.)	6,980	30	..	..
58	Libyan Arab Jamahiriya	0	12	1	(.)	(.)	23	(.)	76	104
59	Malaysia	0	(.)	(.)	376	242	(.)	(.)	100	91
60	Macedonia, TFYR	0	(.)	5	27	(.)	..	..	12	..
61	Panama	0	1	(.)	(.)	(.)	..	..	..	..
62	Belarus	0	1	3	(.)	(.)	60	1	80	..
63	Tonga	..	..	(.)	(.)	(.)	..	..	..	..
64	Mauritius	0 [f]	0 [f]	(.)	(.)	(.)	..	..	..	..
65	Albania	0	(.)	2	(.)	1	..	..	27	67
66	Bosnia and Herzegovina	327	23	167	(.)	(.)	(.)	(.)	20	..
67	Suriname	0 [f]	0 [f]	(.)	(.)	(.)	..	..	2	100
68	Venezuela	0	(.)	(.)	1	(.)	..	..	82	168
69	Romania	0	2	6	25	46	22	(.)	99	52
70	Ukraine	0	3	58	..	..	234	2	302	..
71	Saint Lucia	..	..	..	..	..	..	..	..	..
72	Brazil	0	3	(.)	225	87	(.)	(.)	288	104
73	Colombia	2,040	(.)	16	39	48	..	..	158	239
74	Oman	0	0	(.)	173	14	(.)	0	42	143
75	Samoa (Western)	..	..	..	..	..	..	..	..	..
76	Thailand	0	119	(.)	661	163	5	(.)	306	130
77	Saudi Arabia	0	241	(.)	991	487	(.)	0	200	319
78	Kazakhstan	0	16	4	(.)	62	(.)	(.)	60	..
79	Jamaica	..	..	(.)	(.)	(.)	..	..	3	133
80	Lebanon	0	3	19	13	(.)	(.)	(.)	72	413
81	Fiji	..	..	(.)	4	(.)	..	..	4	130
82	Armenia	0	239	6	310	(.)	..	..	45	..
83	Philippines	0	(.)	(.)	71	8	..	..	106	92
84	Maldives	..	..	..	(.)	(.)	..	..	..	..
85	Peru	0	1	2	121	(.)	(.)	(.)	110	86
86	Turkmenistan	0	14	1	..	..	..	..	18	..
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	..	..	..	..	..	..	..
88	Turkey	0	2	147	1,250	504	61	(.)	515	82
89	Paraguay	0	(.)	(.)	(.)	4	..	..	19	129
90	Jordan	0	1	1	5	258	(.)	0	100	143
91	Azerbaijan	576	(.)	248	25	(.)	..	..	72	..
92	Tunisia	0	(.)	2	32	(.)	..	..	35	100
93	Grenada	..	..	..	..	..	..	..	..	..
94	China	0	299	100	142	2,548	404	2	2,270	58
95	Dominica	..	..	..	..	..	..	..	..	..
96	Sri Lanka	386	(.)	81	53	8	..	..	158	731
97	Georgia	260	4	10	(.)	(.)	(.)	(.)	18	..
98	Dominican Republic	..	..	(.)	(.)	76	..	..	25	110
99	Belize	0	1	(.)	(.)	(.)	..	..	1	183
100	Ecuador	0	6	(.)	(.)	(.)	..	..	60	140

HDI 順位		難民[a] 国内避難民（1000人）2003[a,c]	難民[a] 国別受入人数（1000人）2003	難民[a] 国別送出人数[d]（1000人）2003	通常兵器の取引[b]（1990年価格） 輸入（100万US$）1994	輸入（100万US$）2003	輸出 100万US$ 2003	輸出 全体に占める割合[e]（%）1999-2003	全軍事力 1000人 2002	全軍事力 指数（1985年=100）2002
101	Iran, Islamic Rep. of	0	985	57	376	323	(.)	0	520	85
102	Occupied Palestinian Territories	0	0 [g]	326 [a]	5	(.)	..	..	..	..
103	El Salvador	0	(.)	4	(.)	(.)	..	..	17	40
104	Guyana	..	..	(.)	(.)	(.)	..	..	2	24
105	Cape Verde	..	..	(.)	(.)	(.)	..	..	1	16
106	Syrian Arab Republic	0	4	16	44	15	(.)	0	319	79
107	Uzbekistan	0	45	4	(.)	(.)	510	1	52	..
108	Algeria	0	169	4	156	513	..	..	137	80
109	Equatorial Guinea	..	..	(.)	(.)	(.)	..	..	2	105
110	Kyrgyzstan	0	6	2	(.)	9	76	(.)	11	..
111	Indonesia	0	(.)	8	559	333	20	(.)	297	107
112	Viet Nam	0	15	331	(.)	7	..	..	484	47
113	Moldova, Rep. of	0	(.)	6	2	(.)	(.)	(.)	7	..
114	Bolivia	0	1	(.)	7	(.)	..	..	32	114
115	Honduras	0	(.)	(.)	..	..	..	..	8	50
116	Tajikistan	0	3	59	24	(.)	..	..	6	..
117	Mongolia	0 [f]	0 [f]	(.)	..	..	..	..	9	28
118	Nicaragua	0	(.)	4	..	..	(.)	0	14	22
119	South Africa	0	27	(.)	19	13	23	(.)	60	56
120	Egypt	0	89	1	1,976	504	(.)	(.)	443	100
121	Guatemala	0	1	4	3	(.)	..	..	31	99
122	Gabon	0	14	(.)	..	..	..	..	5	196
123	São Tomé and Principe	0	0	(.)	..	..	..	..	..	..
124	Solomon Islands	..	..	..	..	..	..	..	..	..
125	Morocco	0	2	1	131	(.)	..	..	196	132
126	Namibia	0	20	1	3	5	..	..	9	..
127	India	0	165	3	561	3,621	(.)	(.)	1,298	103
128	Botswana	0	3	(.)	(.)	(.)	..	..	9	225
129	Vanuatu	..	..	..	..	..	..	..	..	..
130	Cambodia	0	(.)	17	71	(.)	(.)	0	125	357
131	Ghana	0	44	13	10	(.)	..	..	7	46
132	Myanmar	0 [f]	0 [f]	141	3	31	..	..	444	239
133	Papua New Guinea	0	7	(.)	1	(.)	..	..	3	97
134	Bhutan	..	..	114	..	..	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	0 [f]	0 [f]	2	(.)	(.)	..	..	29	54
136	Comoros	0 [f]	0 [f]	(.)	..	..	..	..	..	..
137	Swaziland	0	1	(.)	(.)	(.)	..	..	..	..
138	Bangladesh	0	20	1	51	(.)	..	..	137	150
139	Sudan	0 [f]	378 [f]	567	(.)	(.)	..	..	117	207
140	Nepal	0	134	1	(.)	5	..	..	51	204
141	Cameroon	0	59	2	(.)	(.)	..	..	23	316
人間開発低位国										
142	Pakistan	0	1,124	10	687	611	(.)	(.)	620	128
143	Togo	0	12	8	3	(.)	..	..	10	264
144	Congo	0	91	24	(.)	(.)	..	..	10	115
145	Lesotho	0 [f]	0 [f]	(.)	(.)	(.)	..	..	2	100
146	Uganda	0	231	24	(.)	19	..	..	55	275
147	Zimbabwe	0	13	(.)	(.)	23	..	..	36	88
148	Kenya	0	239	(.)	12	(.)	..	..	24	178
149	Yemen	0	62	1	4	30	..	..	67	104
150	Madagascar	0 [f]	0 [f]	(.)	..	..	..	..	14	64
151	Nigeria	0	9	19	75	51	..	..	79	84

22 難民と兵器

HDI順位		国内避難民（1000人）2003[a, c]	難民[a] 国別受入人数（1000人）2003	難民[a] 国別送出人数[d]（1000人）2003	通常兵器の取引[b]（1990年価格） 輸入（100万US$）1994	輸入（100万US$）2003	輸出 100万US$ 2003	輸出 全体に占める割合[e]（%）1999-2003	全軍事力 1000人 2002	全軍事力 指数（1985年=100）2002
152	Mauritania	0	(.)	26	27	(.)	..	..	16	185
153	Haiti	..	..	(.)	..	..	..	..	..	..
154	Djibouti	0	27	(.)	(.)	(.)	..	..	10	327
155	Gambia	0	7	(.)	..	..	..	..	1	160
156	Eritrea	0	4	11	14	180	(.)	0	172	..
157	Senegal	0	21	8	1	(.)	..	..	9	93
158	Timor-Leste	0	(.)	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	0	37	66	(.)	(.)	..	..	70	1,346
160	Guinea	0	184	1	(.)	(.)	..	..	10	98
161	Benin	0	5	(.)	(.)	6	..	..	5	102
162	Tanzania, U. Rep. of	0	650	(.)	2	(.)	..	..	27	67
163	Côte d'Ivoire	38	76	47	(.)	22	..	..	17	129
164	Zambia	0	227	(.)	(.)	(.)	..	..	22	133
165	Malawi	0	3	(.)	1	(.)	(.)	(.)	5	100
166	Angola	0	13	313	96	(.)	(.)	(.)	100	202
167	Chad	0	146	46	8	(.)	..	..	30	249
168	Congo, Dem. Rep. of the	0	234	428	(.)	(.)	..	..	81	170
169	Central African Republic	0	45	35	..	..	..	..	3	111
170	Ethiopia	0	130	26	(.)	(.)	..	..	253	116
171	Mozambique	0	(.)	(.)	(.)	(.)	..	..	11	70
172	Guinea-Bissau	0	8	(.)	(.)	(.)	..	..	9	108
173	Burundi	100	41	525	(.)	(.)	..	..	46	875
174	Mali	0	10	(.)	(.)	(.)	..	..	7	151
175	Burkina Faso	0	(.)	1	..	..	..	..	10	255
176	Niger	0	(.)	(.)	(.)	(.)	..	..	5	241
177	Sierra Leone	0	61	78	1	(.)	..	..	13	419
開発途上国		..	6,726 T	..	..	..	..	..	14,203 T	91
後発開発途上国		..	2,717 T	..	..	..	..	..	2,033 T	174
アラブ諸国		..	1,074 T	..	..	..	..	..	2,282 T	84
東アジア・大洋州諸国		..	444 T	..	..	..	..	..	6,012 T	80
ラテンアメリカ・カリブ諸国		..	38 T	..	..	..	..	..	1,268 T	94
南アジア		..	2,428 T	..	..	..	..	..	2,834 T	112
サハラ以南アフリカ		..	2,740 T	..	..	..	..	..	1,283 T	152
中東欧・CIS諸国		..	678 T	..	..	..	..	..	1,253 T	19
OECD諸国		..	2,580 T	..	..	..	..	..	5,092 T	70
高所得OECD諸国		..	2,561 T	..	..	..	..	..	4,112 T	70
人間開発高位国		..	2,610 T	..	..	..	..	..	5,208 T	71
人間開発中位国		..	3,147 T	..	..	..	..	..	10,455 T	62
人間開発低位国		..	3,712 T	..	..	..	..	..	1,847 T	148
高所得国		..	2,571 T	..	..	..	..	..	4,444 T	72
中所得国		..	2,807 T	..	..	..	..	..	8,411 T	52
低所得国		..	4,591 T	..	..	..	..	..	6,191 T	116
全世界		5,081 [h]	9,970 T	..	19,253 T [i]	18,679 T [i]	18,680 T [i]	..	19,045 T	69

a.とくに断りがない限り，2003年末のデータ．データは暫定的なもので，変更があり得る．b. 2004年2月25日現在のデータ．数値は動向を示す指標で，国際的な兵器移転量のみを示し，その実際の取引額を示すものではない．兵器取引についての公表されている報告書は，全取引の報告が完全にはなされていないため，部分的な情報を提供しているだけある．公表されている推定値は控えめに見積もられ，通常兵器の実際取引量より少ない可能性がある．c. データは，国内避難民と国連高等難民弁務官が国連管轄機関の特別の要請に従って，保護もしくは援助を行った難民についてである．ゼロは，指標にゼロの値があるか，指標がないか，あるいは指標が適切でないことを意味している．d. 多くの難民の出身国は不明または報告されていない．そのために、データは実際より少なく推計されている可能性がある．e. SIPRI 2004bに定義されている，すべての国家と主要通常兵器輸出に関わる国家以外の組織の1999年から2003年の合計をもとに計算した．f. 2002年末のもの．g. ゴルダン，パレスチナ占領地域，シリアあるいはレバノンに居住し，国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の委任統治下にあるパレスチナ難民は，含まれていない．ガザ地区のデータである．h. UNHCR 2004の全世界の集計値．i. SIPRI 2004bの全世界の集計値．SIPRI 2004bで定義された主要通常兵器の移転と関係のあるすべての国家および国家以外の組織を含む．

出典：第1-3列: UNHCR 2004; 第4-6列: SIPRI 2004b; 第7列: SIPRI 2004bの兵器移転のデータをもとに計算されている; 第8列: IISS 2003; 第9列: IISS 2003の軍隊のデータをもとにして計算されている．

23 犯罪被害者

人間の安全保障を図る

		年[b]	犯罪被害者数[a]（全人口に占める割合）全犯罪[c]	財産犯罪[d]	強盗	性犯罪[e]	暴行	賄賂行為（汚職）[f]
国								
	Australia	1999	30.1	13.9	1.2	1.0	2.4	0.3
	Austria	1995	18.8	3.1	0.2	1.2	0.8	0.7
	Belgium	1999	21.4	7.7	1.0	0.3	1.2	0.3
	Canada	1999	23.8	10.4	0.9	0.8	2.3	0.4
	Denmark	1999	23.0	7.6	0.7	0.4	1.4	0.3
	England and Wales	1999	26.4	12.2	1.2	0.9	2.8	0.1
	Finland	1999	19.1	4.4	0.6	1.1	2.1	0.2
	France	1999	21.4	8.7	1.1	0.7	1.4	1.3
	Italy	1991	24.6	12.7	1.3	0.6	0.2	..
	Japan	1999	15.2	3.4	0.1	0.1	0.1	(.)
	Malta	1996	23.1	10.9	0.4	0.1	1.1	4.0
	Netherlands	1999	25.2	7.4	0.8	0.8	1.0	0.4
	New Zealand	1991	29.4	14.8	0.7	1.3	2.4	..
	Northern Ireland	1999	15.0	6.2	0.1	0.1	2.1	0.2
	Poland	1999	22.7	9.0	1.8	0.2	1.1	5.1
	Portugal	1999	15.5	7.5	1.1	0.2	0.4	1.4
	Scotland	1999	23.2	7.6	0.7	0.3	3.0	..
	Slovenia	2000	21.2	7.7	1.1	0.8	1.1	2.1
	Sweden	1999	24.7	8.4	0.9	1.1	1.2	0.1
	Switzerland	1999	18.2	4.5	0.7	0.6	1.0	0.2 [g]
	United States	1999	21.1	10.0	0.6	0.4	1.2	0.2
主要都市								
	Asunción (Paraguay)	1995	34.4	16.7	6.3	1.7	0.9	13.3
	Baku (Azerbaijan)	1999	8.3	2.4	1.6	0.0	0.4	20.8
	Beijing (China)	1991	19.0	2.2	0.5	0.6	0.6	..
	Bishkek (Kyrgyzstan)	1995	27.8	11.3	1.6	2.2	2.1	19.3
	Bogotá (Colombia)	1996	54.6	27.0	11.5	4.8	2.5	19.5
	Bratislava (Slovakia)	1996	36.0	20.8	1.2	0.4	0.5	13.5
	Bucharest (Romania)	1999	25.4	10.8	1.8	0.4	0.6	19.2
	Budapest (Hungary)	1999	32.1	15.6	1.8	0.9	0.8	9.8
	Buenos Aires (Argentina)	1995	61.1	30.8	6.4	6.4	2.3	30.2
	Cairo (Egypt)	1991	28.7	12.1	2.2	1.8	1.1	..
	Dar es Salaam (Tanzania, U. Rep. of)	1991	..	23.1	8.2	6.1	1.7	..
	Gaborone (Botswana)	1996	31.7	19.7	2.0	0.7	3.2	2.8
	Jakarta (Indonesia)	1995	20.9	9.4	0.7	1.3	0.5	29.9
	Johannesburg (South Africa)	1995	38.0	18.3	4.7	2.7	4.6	6.9
	Kampala (Uganda)	1995	40.9	20.6	2.3	5.1	1.7	19.5
	Kiev (Ukraine)	1999	29.1	8.9	2.5	1.2	1.5	16.2
	La Paz (Bolivia)	1995	39.8	18.1	5.8	1.5	2.0	24.4
	Manila (Philippines)	1995	10.6	3.3	1.5	0.1	0.1	4.3
	Maputo (Mozambique)	2001	40.6	29.3	7.6	2.2	3.2	30.5
	Minsk (Belarus)	1999	23.6	11.1	1.4	1.4	1.3	20.6
	Moscow (Russian Federation)	1999	26.3	10.9	2.4	1.2	1.1	16.6
	Mumbai (India)	1995	31.8	6.7	1.3	3.5	0.8	22.9
	New Delhi (India)	1995	30.5	6.1	1.0	1.7	0.8	21.0
	Prague (Czech Republic)	1999	34.1	21.6	0.5	0.9	1.1	5.7
	Riga (Latvia)	1999	26.5	9.4	2.8	0.5	1.9	14.3

23 犯罪被害者

	年[b]	犯罪被害者数[a]（全人口に占める割合） 全犯罪[c]	財産犯罪[d]	強盗	性犯罪[e]	暴行	賄賂行為(汚職)[f]
Rio de Janeiro (Brazil)	1995	44.0	14.7	12.2	7.5	3.4	17.1
San José (Costa Rica)	1995	40.4	21.7	8.9	3.5	1.7	9.2
Skopje (Macedonia, TFYR)	1995	21.1	9.4	1.1	0.3	0.7	7.4
Sofia (Bulgaria)	1999	27.2	16.1	1.5	0.1	0.6	16.4
Tallinn (Estonia)	1999	41.2	22.5	6.3	3.3	3.7	9.3
Tbilisi (Georgia)	1999	23.6	11.1	1.8	0.4	0.9	16.6
Tirana (Albania)	1999	31.7	11.2	2.9	1.2	0.7	59.1
Tunis (Tunisia)	1991	37.5	20.1	5.4	1.5	0.4	..
Ulaanbaatar (Mongolia)	1999	41.8	20.0	4.5	1.4	2.1	21.3
Vilnius (Lithuania)	1999	31.0	17.8	3.2	2.0	1.4	22.9
Zagreb (Croatia)	1999	14.3	4.4	0.5	0.8	0.5	9.5

a. データは国際犯罪被害者調査のもの. b. 調査は1992, 1995, 1996-97, 2000-01年に行われた. データは各調査前年のもの. c. データは, 調査で記録された11の犯罪（強盗, 住居侵入, 住居侵入未遂, 自動車の窃盗, 自動車の破損, 自転車の窃盗, 性犯罪, 車上荒らし, 個人財産窃盗, 暴行・恐喝, 自動二輪車の窃盗）被害者をもとにしている. d. 自動車の窃盗, 車上荒らし, 住居侵入, 侵入未遂を含む. e. データは女性の数のみ. f. 政府の役人から賄賂を要求あるいは払うことを期待された人についてのデータ. g. 1995年のデータ.
出典：第1-7列: UNODC 2004.

24 ジェンダー開発指数（GDI）

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位		ジェンダー開発指数（GDI） 順位	GDI値	出生時平均余命（歳） 2002 女性	男性	成人識字率（15歳以上の割合：%） 2002[a] 女性	男性	初・中・高等教育総就学率（%） 2001/02[b] 女性	男性	推定勤労所得（PPP US$） 2002[c] 女性	男性	HDI順位マイナスGDI順位[d]
人間開発高位国												
1	Norway	1	0.955	81.8	75.9	.. [e]	.. [e]	102 [f,g]	94 [g]	31,356	42,340	0
2	Sweden	2	0.946	82.5	77.5	.. [e]	.. [e]	124 [f,h]	104 [f,h]	23,781	28,700	0
3	Australia	3	0.945	82.0	76.4	.. [e]	.. [e]	114 [f,i]	111 [f,h]	23,643	33,259	0
4	Canada	4	0.941	81.9	76.6	.. [e]	.. [e]	96 [g]	93 [g]	22,964	36,299	0
5	Netherlands	5	0.938	81.0	75.6	.. [e]	.. [e]	99 [g]	100 [f,g]	20,358	38,266	0
6	Belgium	7	0.938	81.8	75.6	.. [e]	.. [e]	115 [f,g]	107 [f,g]	18,528	37,180	-1
7	Iceland	6	0.938	81.9	77.6	.. [e]	.. [e]	95 [g]	86 [g]	22,716	36,043	1
8	United States	8	0.936	79.8	74.2	.. [e]	.. [e]	96 [h]	89 [h]	27,338	43,797	0
9	Japan	12	0.932	85.0	77.8	.. [e]	.. [e]	83 [h]	85 [h]	16,977	37,208	-3
10	Ireland	14	0.929	79.5	74.3	.. [e]	.. [e]	94 [g]	87 [g]	21,056	52,008	-4
11	Switzerland	11	0.932	82.3	75.9	.. [e]	.. [e]	86 [g]	90 [g]	20,459	40,769	0
12	United Kingdom	9	0.934	80.6	75.6	.. [e]	.. [e]	119 [f,g]	107 [f,g]	19,807	32,984	3
13	Finland	10	0.933	81.4	74.3	.. [e]	.. [e]	111 [f,g]	102 [f,g]	21,645	30,970	3
14	Austria	17	0.924	81.4	75.3	.. [e]	.. [e]	97 [g]	91 [g]	15,410	43,169	-3
15	Luxembourg	16	0.926	81.3	75.0	.. [e]	.. [e]	75 [g,j]	74 [g,j]	33,517	88,803 [j]	-1
16	France	15	0.929	82.7	75.1	.. [e]	.. [e]	93 [g]	90 [g]	19,923	33,950	1
17	Denmark	13	0.931	79.0	74.1	.. [e]	.. [e]	99 [k]	92 [k]	26,074	36,161	4
18	New Zealand	18	0.924	80.7	75.7	.. [e]	.. [e]	107 [f,h]	96 [h]	18,168	26,481	0
19	Germany	19	0.921	81.1	75.1	.. [e]	.. [e]	88 [h]	89 [h]	18,763	35,885	0
20	Spain	20	0.916	82.7	75.8	96.9 [e]	98.7 [e]	95 [h]	89 [h]	13,209	29,971	0
21	Italy	21	0.914	81.9	75.5	98.1 [e]	98.9 [e]	84 [g]	81 [g]	16,702	36,959	0
22	Israel	22	0.906	80.9	77.0	93.4	97.3	94	89	14,201	26,636	0
23	Hong Kong, China (SAR)	23	0.898	82.7	77.2	89.6 [l]	96.9 [l]	70	73	18,805	33,776	0
24	Greece	25	0.894	80.9	75.7	96.1 [e]	98.6 [e]	88 [g]	84 [g]	10,892	25,601	-1
25	Singapore	28	0.884	80.2	75.8	88.6 [m]	96.6 [m]	75 [k,n]	76 [k,n]	15,822	31,927	-3
26	Portugal	24	0.894	79.5	72.5	90.3 [e]	95.2 [e]	97 [g]	90 [g]	13,084	24,373	2
27	Slovenia	26	0.892	79.7	72.5	99.6 [e]	99.7 [e]	94 [g]	86 [g]	14,084	22,832	1
28	Korea, Rep. of	29	0.882	79.2	71.7	96.6 [e,l]	99.2 [e,l]	85 [h]	98 [h]	10,747	23,226	-1
29	Barbados	27	0.884	79.4	74.4	99.7 [e]	99.7 [e]	93 [g]	84 [g]	11,634	19,116	2
30	Cyprus	30	0.875	80.5	75.9	95.1 [m]	98.6 [m]	75 [g]	74 [g]	11,223 [a]	23,916 [a]	0
31	Malta	31	0.866	80.6	75.8	93.4	91.8	77 [g]	77 [g]	9,654	26,160	0
32	Czech Republic	32	0.865	78.6	72.0	.. [e]	.. [e]	79 [h]	78 [h]	11,322	20,370	0
33	Brunei Darussalam	..	..	78.8	74.1	91.4 [m]	96.3 [m]	75	72	..	..	..
34	Argentina	36	0.841	77.6	70.5	97.0	97.0	98 [h]	90 [h]	5,662	15,431	-3
35	Seychelles	..	..	..	..	92.3 [m]	91.4 [m]	86	85	..	..	..
36	Estonia	33	0.852	76.7	66.3	99.8 [e,m]	99.8 [e,m]	101 [f,g]	92 [g]	9,777	15,571	1
37	Poland	34	0.848	77.9	69.7	99.7 [e,l]	99.8 [e,l]	93 [h]	87 [h]	8,120	13,149	1
38	Hungary	35	0.847	75.9	67.6	99.2 [e]	99.5 [e]	89 [h]	84 [h]	10,307	17,465	1
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	..	111 [f,g]	85 [g]	..	..	..
40	Bahrain	39	0.832	75.8	72.4	84.2	91.5	82	77	7,961	23,505	-2
41	Lithuania	37	0.841	77.5	67.4	99.6 [e,m]	99.6 [e,m]	93 [g]	87 [g]	8,419	12,518	1
42	Slovakia	38	0.840	77.5	69.6	99.7 [e,m]	99.7 [e,m]	75 [h]	73 [h]	10,127	15,617	1
43	Chile	40	0.830	78.9	72.9	95.6 [m]	95.8 [m]	79 [g]	80 [g]	5,442	14,256	0
44	Kuwait	42	0.827	78.9	74.8	81.0	84.7	81 [k]	71 [k]	7,116	20,979	-1
45	Costa Rica	44	0.823	80.5	75.7	95.9	95.7	70	69	4,698	12,197	-2
46	Uruguay	41	0.829	78.8	71.5	98.1	97.3	90 [h]	81 [h]	5,367	10,304	2
47	Qatar	..	..	75.3	70.4	82.3 [m,o]	84.9 [m,o]	84	79	..	..	..
48	Croatia	43	0.827	78.0	70.7	97.1 [m]	99.3 [e,m]	74	72	7,453	13,374	1
49	United Arab Emirates	..	..	77.3	73.2	80.7	75.6	72	65	..	..	..
50	Latvia	45	0.823	76.1	65.4	99.7 [e,m]	99.8 [e,m]	92 [g]	83 [g]	7,685	11,085	0

24 ジェンダー開発指数（GDI）

HDI順位		ジェンダー開発指数（GDI） 順位	GDI値	出生時平均余命（歳） 2002 女性	男性	成人識字率（15歳以上の割合：%） 2002[a] 女性	男性	初・中・高等教育総就学率（%） 2001/02[b] 女性	男性	推定勤労所得（PPP US$） 2002[c] 女性	男性	HDI順位マイナスGDI順位[d]
51	Bahamas	46	0.813	70.4	63.9	96.3 [l]	94.6 [l]	77 [k,n]	72 [k,n]	13,375	20,700	0
52	Cuba	..	..	78.6	74.7	96.8	97.0	78	77	..	..	..
53	Mexico	50	0.792	76.3	70.3	88.7 [m]	92.6 [m]	74 [h]	73 [h]	4,915	12,967	-3
54	Trinidad and Tobago	47	0.795	74.5	68.5	97.9	99.0 [c]	65	63	5,916	13,095	1
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国												
56	Bulgaria	48	0.795	74.6	67.4	98.1	99.1 [e]	77 [g]	75 [g]	5,719	8,627	1
57	Russian Federation	49	0.794	73.0	60.7	99.5 [e]	99.7 [e]	92 [h]	85 [h]	6,508	10,189	1
58	Libyan Arab Jamahiriya	..	..	75.3	70.7	70.7	91.8	100 [c,h]	93 [h]	..	..	..
59	Malaysia	52	0.786	75.6	70.7	85.4 [m]	92.0 [m]	72 [h]	69 [h]	5,219	13,157	-1
60	Macedonia, TFYR	..	..	75.7	71.3	..	..	70 [g]	70 [g]	4,599	8,293	..
61	Panama	53	0.785	77.3	72.2	91.7	92.9	75 [k]	71 [k]	3,958	7,847	-1
62	Belarus	51	0.789	75.2	64.7	99.6 [e]	99.8 [e]	90	86	4,405	6,765	2
63	Tonga	..	..	69.0	67.9	98.9 [m]	98.8 [m]	83	82	..	..	..
64	Mauritius	55	0.775	75.7	68.3	80.5 [m]	88.2 [m]	68	70	5,827	15,897	-1
65	Albania	54	0.778	76.6	70.8	98.3 [m]	99.2 [e,m]	70 [g]	67 [g]	3,442	6,185	1
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	76.6	71.2	91.1	98.4	..	..	..	..	..
67	Suriname	..	..	73.6	68.4	..	..	79 [h]	69 [h]	..	..	..
68	Venezuela	58	0.770	76.6	70.8	92.7	93.5	74	69	3,125	7,550	-2
69	Romania	56	0.775	74.2	67.0	96.3 [m]	98.4 [m]	70 [g]	67 [g]	4,837	8,311	1
70	Ukraine	57	0.773	74.6	64.5	99.5 [e]	99.8 [e]	86	83	3,429	6,493	1
71	Saint Lucia	..	..	74.0	70.7	..	..	77	70	..	..	..
72	Brazil	60	0.768	72.5	63.9	86.5 [m]	86.2 [m]	94 [h]	90 [h]	4,594	10,879	-1
73	Colombia	59	0.770	75.2	69.0	92.2	92.1	70	67	4,429	8,420	1
74	Oman	68	0.747	74.3	70.9	65.4	82.0	63	62	4,056	18,239	-7
75	Samoa (Western)	..	..	73.3	66.8	98.4	98.9	71	68	..	..	..
76	Thailand	61	0.766	73.4	65.2	90.5 [m]	94.9 [m]	72 [g]	74 [g]	5,284	8,664	1
77	Saudi Arabia	72	0.739	73.6	71.0	69.5	84.1	57	58	3,825	18,616	-9
78	Kazakhstan	63	0.761	71.8	60.7	99.2 [e]	99.7 [e]	82	80	4,247	7,156	1
79	Jamaica	62	0.762	77.7	73.6	91.4	83.8	78 [h]	72 [h]	3,169	4,783	3
80	Lebanon	64	0.755	75.0	71.8	81.0 [l]	92.4 [l]	79	77	2,552	8,336	2
81	Fiji	69	0.747	71.4	68.0	91.4 [m,p]	94.5 [m,p]	73 [h]	73 [h]	2,838	7,855	-2
82	Armenia	65	0.752	75.5	68.9	99.2 [e,m]	99.7 [e,m]	75	69	2,564	3,700	3
83	Philippines	66	0.751	71.9	67.9	92.7 [m]	92.5 [m]	82 [h]	81 [h]	3,144	5,326	3
84	Maldives	..	..	66.8	67.7	97.2	97.3	78	78	..	..	..
85	Peru	74	0.736	72.3	67.2	80.3 [q]	91.3 [q]	88 [h]	88 [h]	2,105	7,875	-4
86	Turkmenistan	67	0.748	70.3	63.7	98.3 [m,p]	99.3 [e,m,p]	81 [k,n]	81 [k,n]	3,274 [o]	5,212 [o]	4
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	75.5	72.5	..	..	66	63	..	..	..
88	Turkey	70	0.746	73.1	67.9	78.5 [m]	94.4 [m]	62 [h]	74 [h]	4,757	7,873	2
89	Paraguay	75	0.736	73.0	68.5	90.2 [q]	93.1 [q]	72 [h]	72 [h]	2,175	6,641	-2
90	Jordan	76	0.734	72.4	69.6	85.9	95.5	77 [h]	76 [h]	1,896	6,118	-2
91	Azerbaijan	..	..	75.4	68.6	..	..	67	70	2,322	4,044	..
92	Tunisia	77	0.734	74.8	70.7	63.1	83.1	75 [h]	74 [h]	3,615	9,933	-2
93	Grenada	..	..	..	..	..	..	57 [g]	73 [g]	..	..	..
94	China	71	0.741	73.2	68.8	86.5 [m]	95.1 [m]	64 [k]	69 [k]	3,571	5,435	5
95	Dominica	..	..	..	..	..	..	75 [g]	72 [g]	..	..	..
96	Sri Lanka	73	0.738	75.8	69.8	89.6	94.7	66 [r]	64 [r]	2,570	4,523	4
97	Georgia	..	..	77.5	69.4	..	..	70	68	1,325	3,283	..
98	Dominican Republic	78	0.728	69.2	64.4	84.4	84.3	81 [h]	73 [h]	3,491	9,694	0
99	Belize	80	0.718	73.1	70.0	77.1 [m]	76.7 [m]	72 [s]	71 [s]	2,376	9,799	-1
100	Ecuador	79	0.721	73.4	68.2	89.7 [m]	92.3 [m]	71 [s,t]	73 [s,t]	1,656	5,491	1

24 ジェンダー開発指数（GDI）

HDI順位		ジェンダー開発指数（GDI） 順位	GDI値	出生時平均余命（歳） 2002 女性	男性	成人識字率（15歳以上の割合：%） 2002[a] 女性	男性	初・中・高等教育総就学率（%） 2001/02[b] 女性	男性	推定勤労所得（PPP US$） 2002[c] 女性	男性	HDI順位マイナスGDI順位[d]
101	Iran, Islamic Rep. of	82	0.713	71.7	68.8	70.4 [l,n,s]	83.5 [l,n,c]	65	72	2,835	9,946	-1
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	73.9	70.7	..	..	81	78	..	..	..
103	El Salvador	84	0.709	73.6	67.6	77.1	82.4	65	66	2,602	7,269	-2
104	Guyana	81	0.715	66.4	60.1	98.2 [l]	99.0 [l]	75 [k]	75 [k]	2,439	6,217	2
105	Cape Verde	83	0.709	72.7	66.9	68.0	85.4	72 [h]	73 [h]	3,729	7,034	1
106	Syrian Arab Republic	88	0.689	73.0	70.5	74.2	91.0	57	62	1,549	5,496	-3
107	Uzbekistan	85	0.705	72.4	66.7	98.9	99.6 [e]	75	78	1,305	1,983	1
108	Algeria	89	0.688	71.1	68.0	59.6	78.0	69 [s]	72 [h]	2,684	8,794	-2
109	Equatorial Guinea	86	0.691	50.5	47.7	76.0 [l]	92.8 [l]	52	64	16,852 [o]	42,304 [o]	2
110	Kyrgyzstan	..	..	72.2	64.6	..	..	81	80	1,269	1,944	..
111	Indonesia	90	0.685	68.6	64.6	83.4	92.5	64 [h]	66 [h]	2,138	4,161	-1
112	Viet Nam	87	0.689	71.4	66.7	86.9 [m,p]	93.9 [m,p]	61	67	1,888	2,723	3
113	Moldova, Rep. of	91	0.678	72.1	65.3	98.6	99.6 [c]	63	60	1,168	1,788	0
114	Bolivia	92	0.674	65.8	61.6	80.7 [m]	93.1 [m]	82 [s]	89 [h]	1,559	3,463	0
115	Honduras	95	0.662	71.4	66.5	80.2 [m]	79.8 [m]	61 [g,s]	64 [g,s]	1,402	3,792	-2
116	Tajikistan	93	0.668	71.3	66.0	99.3 [e,m]	99.7 [e,m]	67	80	759	1,225	1
117	Mongolia	94	0.664	65.7	61.7	97.5 [m]	98.0 [m]	76	64	1,316	1,955	1
118	Nicaragua	97	0.660	71.8	67.1	76.6 [q]	76.8 [q]	66 [h]	63 [h]	1,520	3,436	-1
119	South Africa	96	0.661	51.9	46.0	85.3	86.7	77	78	6,371	14,202	1
120	Egypt	99	0.634	70.8	66.6	43.6 [n,s]	67.2 [n,s]	72 [k,s]	80 [k,n]	1,963	5,216	-1
121	Guatemala	98	0.635	68.7	62.8	62.5	77.3	52 [h]	59 [h]	2,007	6,092	1
122	Gabon	..	..	57.6	55.7	..	..	70 [c]	74 [k]	4,937	8,351	..
123	São Tomé and Principe	..	..	72.7	66.9	..	..	59	64	..	..	..
124	Solomon Islands	..	..	70.5	67.8	..	..	..	..	1,239	1,786	..
125	Morocco	100	0.604	70.3	66.6	38.3	63.3	52	61	2,153	5,354	0
126	Namibia	101	0.602	46.8	43.8	82.8	83.8	72	70	4,262	8,402	0
127	India	103	0.572	64.4	63.1	46.4 [n]	69.0 [m]	48 [g]	62 [s]	1,442	3,820	-1
128	Botswana	102	0.581	42.3	40.4	81.5	76.1	71	70	5,353	10,550	1
129	Vanuatu	..	..	70.4	67.4	..	..	58	59	..	..	..
130	Cambodia	105	0.557	59.5	55.2	59.3	80.8	53	64	1,622	2,117	-1
131	Ghana	104	0.564	59.3	56.4	65.9	81.9	43	50	1,802	2,419	1
132	Myanmar	..	..	60.1	54.5	81.4	89.2	48 [g]	47 [g]	..	..	..
133	Papua New Guinea	106	0.536	58.5	56.6	57.7 [l]	71.1 [l]	40	42	1,586	2,748	0
134	Bhutan	..	..	64.3	61.8	..	..	..	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	107	0.528	55.6	53.1	55.5	77.4	53	65	1,358	2,082	0
136	Comoros	108	0.510	62.0	59.2	49.1	63.5	41	50	950	1,699	0
137	Swaziland	109	0.505	36.9	34.4	80.0	82.0	59	62	2,259	7,227	0
138	Bangladesh	110	0.499	61.5	60.7	31.4	50.3	54	53	1,150	2,035	0
139	Sudan	115	0.485	57.0	54.1	49.1	70.8	34 [g]	39 [g]	867	2,752	-4
140	Nepal	116	0.484	59.4	59.9	26.4	61.6	55	67	891	1,776	-4
141	Cameroon	111	0.491	48.1	45.6	59.8 [q]	77.0 [q]	51 [h]	61 [h]	1,235	2,787	2
人間開発低位国												
142	Pakistan	120	0.471	60.7	61.0	28.5 [m,p]	53.4 [m,p]	31 [g]	43 [s]	915	2,789	-6
143	Togo	119	0.477	51.4	48.3	45.4	74.3	55	78	941	2,004	-4
144	Congo	112	0.488	49.9	46.6	77.1	88.9	44 [h]	52 [h]	707	1,273	4
145	Lesotho	117	0.483	39.0	33.3	90.3 [q]	73.7 [q]	66	64	1,357	3,578	0
146	Uganda	113	0.487	46.4	44.9	59.2	78.8	68	73	1,088	1,651	5
147	Zimbabwe	118	0.482	33.5	34.3	86.3	93.8	57 [h]	60 [h]	1,757 [g]	3,059 [g]	1
148	Kenya	114	0.486	46.4	44.0	78.5	90.0	52	54	962	1,067	6
149	Yemen	126	0.436	60.9	58.7	28.5	69.5	37 [g]	66 [s]	387	1,274	-5
150	Madagascar	121	0.462	54.6	52.3	60.6 [l]	74.2 [l]	44	46	534	906	1
151	Nigeria	122	0.458	52.0	51.2	59.4	74.4	41 [k,s]	49 [k,n]	562	1,322	1

24 ジェンダー開発指数（GDI）

HDI順位		ジェンダー開発指数（GDI） 順位	GDI値	出生時平均余命（歳） 2002 女性	男性	成人識字率（15歳以上の割合：%） 2002[a] 女性	男性	初・中・高等教育総就学率（%） 2001/02[b] 女性	男性	推定勤労所得（PPP US$） 2002[c] 女性	男性	HDI順位マイナスGDI順位[d]
152	Mauritania	124	0.456	53.9	50.7	31.3	51.5	42	46	1,581	2,840	0
153	Haiti	123	0.458	49.9	48.8	50.0	53.8	51 k,n	53 k,n	1,170	2,089	2
154	Djibouti	..	..	47.0	44.8	55.5 l	76.1 l	20	28	..	..	..
155	Gambia	125	0.446	55.4	52.5	30.9 l	45.0 l	41 h	49 h	1,263	2,127	1
156	Eritrea	127	0.431	54.2	51.1	45.6 l	68.2 l	28	39	654	1,266	0
157	Senegal	128	0.429	54.9	50.6	29.7	49.0	35 h	41 h	1,140	2,074	0
158	Timor-Leste	..	..	50.2	48.5	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	129	0.423	39.4	38.4	63.4	75.3	50	56	968	1,570	0
160	Guinea	..	..	49.3	48.6	..	..	21 f	37 f	1,569	2,317	..
161	Benin	130	0.406	53.1	48.5	25.5	54.8	41 h	64 h	876	1,268	0
162	Tanzania, U. Rep. of	131	0.401	44.4	42.7	69.2	85.2	31 g	32 g	467	660	0
163	Côte d'Ivoire	132	0.379	41.5	40.9	38.4 l	60.3 l	34	50	818	2,222	0
164	Zambia	133	0.375	32.5	32.9	73.8	86.3	43	47	571	1,041	0
165	Malawi	134	0.374	38.2	37.5	48.7	75.5	71 h	77 h	427	626	0
166	Angola	..	..	41.5	38.8	..	..	27 k	32 k	1,627	2,626	..
167	Chad	135	0.368	45.7	43.6	37.5	54.5	25 g	44 g	760	1,284	0
168	Congo, Dem. Rep. of the	136	0.355	42.4	40.4	51.8 l	74.2 l	24 r,s	30 r,s	467	846	0
169	Central African Republic	138	0.345	41.0	38.7	33.5 q	64.7 q	24	38	889	1,469	-1
170	Ethiopia	137	0.346	46.4	44.6	33.8	49.2	28	41	516	1,008	1
171	Mozambique	139	0.339	40.0	36.9	31.4	62.3	35	46	840	1,265	0
172	Guinea-Bissau	141	0.329	46.8	43.7	24.7 l	55.2 l	29 k	45 k	465	959	-1
173	Burundi	140	0.337	41.3	40.2	43.6	57.7	29	38	561	794	1
174	Mali	142	0.309	49.0	47.9	11.9 m,p	26.7 m,p	21 f	31 f	635	1,044	0
175	Burkina Faso	143	0.291	46.3	45.1	8.1 m,p	18.5 m,p	18 h	26 h	855	1,215	0
176	Niger	144	0.278	46.3	45.7	9.3	25.1	16	23	575	1,005	0
177	Sierra Leone	..	..	35.6	33.1	..	..	38 g	52 g	337	815	..

a. とくに断りのない限り，データは，2002年7月にUNESCO統計研究所で算出された推定をもとにしている．算出方法および基礎データが提供された時期が異なるために，国と国との比較およびある期間にわたっての比較には注意が必要である．b. データは2001年から2002年にまたがる1学年をもとにしている．いくつかの国のデータについては，それぞれの国またはUNESCO統計研究所の推定をもとにしている．詳細は，http://www.uis.unesco.org/ を参照．データによって出典が異なるため，国と国を比較する場合には注意する必要がある．c. ジェンダー別の所得データがないため，男女の勤労所得は，女性非農業従事者の男子非農業従事者に対する賃金比率，女性と男性の経済活動人口の割合，男女の総人口および1人当たりのGDP（PPP US$）をもとに単純推計した数値である（「テクニカルノート1」を参照），とくに断りのない限り，推計は1991年から2000年までで入手可能な最新データにもとづく．d. この列で使用したHDI順位は，GDI値の出ている144カ国について改めて計算したものである．正数はGDI順位がHDI順位より高いことを示し，負数はその逆を示す．e. GDIの計算には99%を使用．f. GDIの計算には100%を使用．g. データは，2000-2001年にまたがる学校年度をもとにしている．h. UNESCO統計研究所の暫定推計値であり，必要に応じて修正される．i. 中等・高等教育では，多くの学生が近隣諸国で教育を受けるため，比率は実際を下回っている（統計特別資料2を参照）．j. GDIの計算には，$40,000（PPP US$）をもとに計算．k. データは，1999年から2000年にまたがる学校年度をもとにしている．l. UNESCO Institute for Statistics 2003a. m. 国勢調査のデータ．n. データは，「人間開発報告書2001」のためにUNESCO統計研究所によって提供された（UNESCO Institute for Statistics 2001を参照）．o. 2000年の1人当たりのGDP（PPP US$）をもとに計算．p. データは1995年から1999年までの間のある1年のもの．q. 調査データ．r. データは，1998年から1999年にまたがる学校年度をもとにしている．s. UNESCO Institute for Statistics 2003b.

出典：第1列: 第2列のGDI値をもとに計算; 第2列: 第3-10列のデータをもとに計算; 詳細は「テクニカルノート1」を参照; 第3, 4列: UN 2003; 第5, 6列: とくに断りがない限り，UNESCO Institute for Statistics 2004a; 第7, 8列: とくに断りがない限り，UNESCO Institute for Statistics 2004c; 第9, 10列: World Bank 2004fからの1人当たりGDP（PPP US$）に関するデータをもとに計算; ILO 2004bの賃金についてのデータ; ILO 2002の経済活動従事人口についてのデータ，とくに断りがない限りUN2003の人口についてデータ; 第11列: 第1列で再計算されているHDI順位とGDI順位をもとに計算した．

144カ国のGDI順位

1	Norway	23	Hong Kong, China (SAR)	48	Bulgaria	73	Sri Lanka	98	Guatemala	123	Haiti
2	Sweden	24	Portugal	49	Russian Federation	74	Peru	99	Egypt	124	Mauritania
3	Australia	25	Greece	50	Mexico	75	Paraguay	100	Morocco	125	Gambia
4	Canada	26	Slovenia	51	Belarus	76	Jordan	101	Namibia	126	Yemen
5	Netherlands	27	Barbados	52	Malaysia	77	Tunisia	102	Botswana	127	Eritrea
6	Iceland	28	Singapore	53	Panama	78	Dominican Republic	103	India	128	Senegal
7	Belgium	29	Korea, Rep. of	54	Albania	79	Ecuador	104	Ghana	129	Rwanda
8	United States	30	Cyprus	55	Mauritius	80	Belize	105	Cambodia	130	Benin
9	United Kingdom	31	Malta	56	Romania	81	Guyana	106	Papua New Guinea	131	Tanzania, U. Rep. of
10	Finland	32	Czech Republic	57	Ukraine	82	Iran, Islamic Rep. of	107	Lao People's Dem. Rep.	132	Côte d'Ivoire
11	Switzerland	33	Estonia	58	Venezuela	83	Cape Verde	108	Comoros	133	Zambia
12	Japan	34	Poland	59	Colombia	84	El Salvador	109	Swaziland	134	Malawi
13	Denmark	35	Hungary	60	Brazil	85	Uzbekistan	110	Bangladesh	135	Chad
14	Ireland	36	Argentina	61	Thailand	86	Equatorial Guinea	111	Cameroon	136	Congo, Dem. Rep. of the
15	France	37	Lithuania	62	Jamaica	87	Viet Nam	112	Congo	137	Ethiopia
16	Luxembourg	38	Slovakia	63	Kazakhstan	88	Syrian Arab Republic	113	Uganda	138	Central African Republic
17	Austria	39	Bahrain	64	Lebanon	89	Algeria	114	Kenya	139	Mozambique
18	New Zealand	40	Chile	65	Armenia	90	Indonesia	115	Sudan	140	Burundi
19	Germany	41	Uruguay	66	Philippines	91	Moldova, Rep. of	116	Nepal	141	Guinea-Bissau
20	Spain	42	Kuwait	67	Turkmenistan	92	Bolivia	117	Lesotho	142	Mali
21	Italy	43	Croatia	68	Oman	93	Tajikistan	118	Zimbabwe	143	Burkina Faso
22	Israel	44	Costa Rica	69	Fiji	94	Mongolia	119	Togo	144	Niger
		45	Latvia	70	Turkey	95	Honduras	120	Pakistan		
		46	Bahamas	71	China	96	South Africa	121	Madagascar		
		47	Trinidad and Tobago	72	Saudi Arabia	97	Nicaragua	122	Nigeria		

25 ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位		ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM） 順位	GEM値	MDG 女性の国会議席数[a]（全体に占める割合：%）	女性の議員、高官、管理職[b]（全体に占める割合：%）	女性の専門職と技術職[b]（全体に占める割合：%）	女性の男性に対する推定勤労所得比[c]
人間開発高位国							
1	Norway	1	0.908	36.4	28	49	0.74
2	Sweden	2	0.854	45.3	31	50	0.83
3	Australia	8	0.806	26.5	35	55	0.71
4	Canada	10	0.787	23.6	34	54	0.63
5	Netherlands	5	0.817	35.1	26	48	0.53
6	Belgium	7	0.808	33.9	30	48	0.50
7	Iceland	6	0.816	30.2	29	55	0.63
8	United States	14	0.769	14.0	46	55	0.62
9	Japan	38	0.531	9.9	10	46	0.46
10	Ireland	16	0.710	14.2	28	52	0.40
11	Switzerland	12	0.771	24.8	28	45	0.50
12	United Kingdom	18	0.698	17.3	31	44	0.60
13	Finland	4	0.820	37.5	28	52	0.70
14	Austria	13	0.770	30.6	29	48	0.36
15	Luxembourg	..	..	16.7	..	..	0.38
16	France	..	..	11.7	..	..	0.59
17	Denmark	3	0.847	38.0	22	51	0.72
18	New Zealand	11	0.772	28.3	38	52	0.69
19	Germany	9	0.804	31.4	34	49	0.52
20	Spain	15	0.716	26.6	31	46	0.44
21	Italy	32	0.583	10.3	21	45	0.45
22	Israel	25	0.614	15.0	26	54	0.53
23	Hong Kong, China (SAR)	..	..	..	26	40	0.56
24	Greece	43	0.523	8.7	26	48	0.43
25	Singapore	20	0.648	16.0	26	43	0.50
26	Portugal	23	0.644	19.1	29	51	0.54
27	Slovenia	31	0.584	12.2	29	55	0.62
28	Korea, Rep. of	68	0.377	5.9	5	34	0.46
29	Barbados	24	0.634	17.6	40	55	0.61
30	Cyprus	49	0.497	10.7	14	46	0.47
31	Malta	53	0.480	9.2	17	40	0.37
32	Czech Republic	30	0.586	15.7	26	52	0.56
33	Brunei Darussalam	..	..	– c	..	..	..
34	Argentina	21	0.645	31.3	26	53	0.37
35	Seychelles	..	..	29.4	..	..	..
36	Estonia	28	0.592	18.8	37	68	0.63
37	Poland	27	0.606	20.7	34	60	0.62
38	Hungary	39	0.529	9.8	35	62	0.59
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	13.3	..	..	..
40	Bahrain	66	0.395	7.5 c	10	19	0.34
41	Lithuania	47	0.508	10.6	44	70	0.67
42	Slovakia	26	0.607	19.3	31	61	0.65
43	Chile	58	0.460	10.1	21	52	0.38
44	Kuwait	..	..	0.0	..	..	0.34
45	Costa Rica	19	0.684	35.1	53	78	0.39
46	Uruguay	46	0.511	11.5	37	52	0.52
47	Qatar	..	..	– d	..	..	..
48	Croatia	36	0.560	17.8	26	51	0.56
49	United Arab Emirates	..	..	0.0	8	25	..
50	Latvia	29	0.591	21.0	37	66	0.69

25 ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

HDI順位		ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM） 順位	GEM値	MDG 女性の国会議席数[a]（全体に占める割合：%）	女性の議員、高官、管理職[b]（全体に占める割合：%）	女性の専門職と技術職[b]（全体に占める割合：%）	女性の男性に対する推定勤労所得比[c]
51	Bahamas	17	0.699	26.8	31	58	0.65
52	Cuba	..	..	36.0	..	..	..
53	Mexico	34	0.563	21.2	25	40	0.38
54	Trinidad and Tobago	22	0.644	25.4	40	51	0.45
55	Antigua and Barbuda	..	..	8.3	..	..	..
人間開発中位国							
56	Bulgaria	..	..	26.3	..	..	0.66
57	Russian Federation	55	0.467	8.0	37	64	0.64
58	Libyan Arab Jamahiriya	..	..	..	..	..	..
59	Malaysia	44	0.519	16.3	20	45	0.40
60	Macedonia, TFYR	45	0.517	18.3	19	51	0.55
61	Panama	52	0.486	9.9	38	49	0.50
62	Belarus	..	..	18.4	..	..	0.65
63	Tonga	..	..	0.0	..	..	..
64	Mauritius	..	..	5.7	..	..	0.37
65	Albania	..	..	5.7	..	..	0.56
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	12.3	..	..	..
67	Suriname	..	..	17.6	28	51	..
68	Venezuela	61	0.444	9.7	27	61	0.41
69	Romania	56	0.465	9.3	31	56	0.58
70	Ukraine	65	0.411	5.3	38	64	0.53
71	Saint Lucia	..	..	20.7	..	..	..
72	Brazil	..	..	9.1	..	62	0.42
73	Colombia	48	0.498	10.8	38	50	0.53
74	Oman	..	..	– [d]	..	..	0.22
75	Samoa (Western)	..	..	6.1	..	..	..
76	Thailand	57	0.461	9.6	27	55	0.61
77	Saudi Arabia	77	0.207	0.0	1	31	0.21
78	Kazakhstan	..	..	8.6	..	..	0.59
79	Jamaica	..	..	13.6	..	..	0.66
80	Lebanon	..	..	2.3	..	..	0.31
81	Fiji	71	0.335	6.0	51	9	0.36
82	Armenia	..	..	4.6	..	..	0.69
83	Philippines	37	0.542	17.2	58	62	0.59
84	Maldives	..	..	6.0	15	40	..
85	Peru	42	0.524	18.3	27	44	0.27
86	Turkmenistan	..	..	26.0	..	..	0.63
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	22.7	..	..	..
88	Turkey	73	0.290	4.4	7	31	0.60
89	Paraguay	63	0.417	8.8	23	54	0.33
90	Jordan	..	..	7.9	..	..	0.31
91	Azerbaijan	..	..	10.5	..	..	0.57
92	Tunisia	..	..	11.5	..	..	0.36
93	Grenada	..	..	28.6	..	..	..
94	China	..	..	20.2	..	..	0.66
95	Dominica	..	..	18.8	..	..	..
96	Sri Lanka	74	0.276	4.4	4	49	0.57
97	Georgia	67	0.387	7.2 [e]	28	64	0.40
98	Dominican Republic	40	0.527	15.4	31	49	0.36
99	Belize	59	0.455	9.3	31	52	0.24
100	Ecuador	50	0.490	16.0	25	44	0.30

25 ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

HDI順位		ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM） 順位	GEM値	MDG 女性の国会議席数[a]（全体に占める割合：%）	女性の議員、高官、管理職[b]（全体に占める割合：%）	女性の専門職と技術職[b]（全体に占める割合：%）	女性の男性に対する推定勤労所得比[c]
101	Iran, Islamic Rep. of	77	0.313	4.1	13	33	0.29
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	10	33	..
103	El Salvador	60	0.448	10.7	26	46	0.36
104	Guyana	..	..	20.0	..	..	0.39
105	Cape Verde	..	..	11.1	..	..	0.46
106	Syrian Arab Republic	..	..	12.0	..	..	0.28
107	Uzbekistan	..	..	7.2	..	..	0.66
108	Algeria	..	..	..	..	..	0.31
109	Equatorial Guinea	..	..	5.0	..	..	0.40
110	Kyrgyzstan	..	..	6.7	..	..	0.65
111	Indonesia	..	..	8.0	..	..	0.51
112	Viet Nam	..	..	27.3	..	..	0.69
113	Moldova, Rep. of	54	0.469	12.9	40	64	0.65
114	Bolivia	41	0.524	17.8	36	40	0.45
115	Honduras	70	0.355	5.5	22	36	0.37
116	Tajikistan	..	..	12.4	..	..	0.62
117	Mongolia	62	0.429	10.5	30	66	0.67
118	Nicaragua	..	..	20.7	..	..	0.44
119	South Africa	..	..	27.9 [g]	..	..	0.45
120	Egypt	75	0.266	3.6	9	30	0.38
121	Guatemala	..	..	8.2	..	..	0.33
122	Gabon	..	..	11.0	..	..	0.59
123	São Tomé and Principe	..	..	9.1	..	..	..
124	Solomon Islands	..	..	0.0	..	..	0.69
125	Morocco	..	..	..	..	..	0.40
126	Namibia	33	0.572	21.4	30	55	0.51
127	India	..	..	9.3	..	..	0.38
128	Botswana	35	0.562	17.0	35	52	0.51
129	Vanuatu	..	..	1.9	..	..	..
130	Cambodia	69	0.364	10.9	14	33	0.77
131	Ghana	..	..	9.0	..	..	0.75
132	Myanmar	..	..	.. [h]	..	..	..
133	Papua New Guinea	..	..	0.9	..	..	0.58
134	Bhutan	..	..	9.3	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	..	..	22.9	..	..	0.65
136	Comoros	..	..	– [i]	..	..	0.56
137	Swaziland	51	0.487	16.8	24	61	0.31
138	Bangladesh	76	0.218	2.0	8	25	0.56
139	Sudan	..	..	9.7	..	..	0.37
140	Nepal	..	..	..	..	..	0.50
141	Cameroon	..	..	8.9	..	..	0.44
人間開発低位国							
142	Pakistan	64	0.416	20.8	9	26	0.33
143	Togo	..	..	7.4	..	..	0.47
144	Congo	..	..	10.6	..	..	0.56
145	Lesotho	..	..	17.0	..	..	0.38
146	Uganda	..	..	24.7	..	..	0.66
147	Zimbabwe	..	..	10.0	..	..	0.57
148	Kenya	..	..	7.1	..	..	0.90
149	Yemen	78	0.123	0.3	4	15	0.30
150	Madagascar	..	..	6.4	..	..	0.59
151	Nigeria	..	..	5.8	..	..	0.43

25 ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

HDI順位		ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM） 順位	GEM値	MDG 女性の国会議席数[a]（全体に占める割合：%）	女性の議員、高官、管理職[b]（全体に占める割合：%）	女性の専門職と技術職[b]（全体に占める割合：%）	女性の男性に対する推定勤労所得比[c]
152	Mauritania	..	..	4.4	..	..	0.56
153	Haiti	..	..	9.1	..	..	0.56
154	Djibouti	..	..	10.8	..	..	..
155	Gambia	..	..	13.2	..	..	0.59
156	Eritrea	..	..	22.0	..	..	0.52
157	Senegal	..	..	19.2	..	..	0.55
158	Timor-Leste	..	..	26.1	..	..	..
159	Rwanda	..	..	45.0	..	..	0.62
160	Guinea	..	..	19.3	..	..	0.68
161	Benin	..	..	7.2	..	..	0.69
162	Tanzania, U. Rep. of	..	..	21.4	..	..	0.71
163	Côte d'Ivoire	..	..	8.5	..	..	0.37
164	Zambia	..	..	12.0	..	..	0.55
165	Malawi	..	..	9.3	..	..	0.68
166	Angola	..	..	15.5	..	..	0.62
167	Chad	..	..	5.8	..	..	0.59
168	Congo, Dem. Rep. of the	..	..	7.4	..	..	0.55
169	Central African Republic	..	..	– [i]	..	..	0.60
170	Ethiopia	..	..	7.8	..	..	0.51
171	Mozambique	..	..	30.0	..	..	0.66
172	Guinea-Bissau	..	..	– [i]	..	..	0.49
173	Burundi	..	..	18.5	..	..	0.71
174	Mali	..	..	10.2	..	..	0.61
175	Burkina Faso	..	..	11.7	..	..	0.70
176	Niger	..	..	1.2	..	..	0.57
177	Sierra Leone	..	..	14.5	..	..	0.41

a. 2004年3月1日現在のデータ. 上院と下院に分かれている場合は, 両院の女性の占める議席比の加重平均である. b. 1992年から2001年で入手可能な最新年のデータ. 最近の職業標準分類（ISCO-88）を導入している国の推定データは, 以前の分類（ISCO-68）を使っている国のものとは、厳密に比較できない. c. 指標表24の第9, 10列のデータをもとにして計算した. 推定値は1991年から2001年までで入手可能な最新年のデータをもとにしている. d. ブルネイ, オマーン, カタールは, 議会を持ったことがない. e. 2001年2月14, 15日の国民投票で, 国家行動憲章が承認され, 女性は選挙権を認められた. その後, 2002年に行われた総選挙で, 女性は投票者のみならず立候補者として, 完全な政治的な権利を行使できるようになった. f. 選挙は 2003年11月に行われた. しかし, 2003年11月25日に, 選挙結果はグルジア最高裁判所によって無効とされた. やり直し選挙は, 2004年3月に行われる予定である. g. 議席配分の数字には, 必要に応じて指名される36人の上院持ち回り代表者は含まれていない. そのため, 与えられている割合は, 下院の議席と上院における54の終身議席をもとに計算されている. h. 1990年に選出の議会は, 一度も召集されることも出席を正式に認められることもなく, 多くの議員が拘留もしくは亡命を余儀なくされた. i. 議会は解散されたか無期延期となった.
出典：第1列: 第2列のGEM値をもとに決定された; 第2列: 第3-6列までのデータをもとにして算出; 詳細は「テクニカルノート1」を参照; 第3列: IPU2004bの議席についてのデータをもとに算出した; 第4, 5列: ILO 2004bの職業に関するデータをもとにして算出; 第6列: 指標表24の第9, 10列のデータをもとに算出した.

78カ国のGEM順位

1	Norway	19	Costa Rica	40	Dominican Republic	61	Venezuela
2	Sweden	20	Singapore	41	Bolivia	62	Mongolia
3	Denmark	21	Argentina	42	Peru	63	Paraguay
4	Finland	22	Trinidad and Tobago	43	Greece	64	Pakistan
5	Netherlands	23	Portugal	44	Malaysia	65	Ukraine
6	Iceland	24	Barbados	45	Macedonia, TFYR	66	Bahrain
7	Belgium	25	Israel	46	Uruguay	67	Georgia
8	Australia	26	Slovakia	47	Lithuania	68	Korea, Rep. of
9	Germany	27	Poland	48	Colombia	69	Cambodia
10	Canada	28	Estonia	49	Cyprus	70	Honduras
11	New Zealand	29	Latvia	50	Ecuador	71	Fiji
12	Switzerland	30	Czech Republic	51	Swaziland	72	Iran, Islamic Rep. of
13	Austria	31	Slovenia	52	Panama	73	Turkey
14	United States	32	Italy	53	Malta	74	Sri Lanka
15	Spain	33	Namibia	54	Moldova, Rep. of	75	Egypt
16	Ireland	34	Mexico	55	Russian Federation	76	Bangladesh
17	Bahamas	35	Botswana	56	Romania	77	Saudi Arabia
18	United Kingdom	36	Croatia	57	Thailand	78	Yemen
		37	Philippines	58	Chile		
		38	Japan	59	Belize		
		39	Hungary	60	El Salvador		

26 教育のジェンダー不平等

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位		MDG 成人識字率[a] 女性の識字率（15歳以上の割合：%） 2002	男性の識字率に対する女性の識字率の割合（%） 2002	MDG 若年層識字率[a] 女性の識字率（15歳から24歳までの割合：%） 2002	男性の識字率に対する女性の識字率の割合（%） 2002	MDG 初等教育の純就学率[b,c] 女性の就学率（%） 2000/01	男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 中等教育純就学[b,c] 女性就学率（%） 2000/01	男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 高等教育総就学率[c,d] 女性就学率（%） 2000/01	男性に対する女性の割合[e] 2000/01
人間開発高位国											
1	Norway	..	..	..	..	102 [f]	1.00 [f]	95 [f]	1.01 [f]	85 [f]	1.52 [f]
2	Sweden	..	..	..	..	102	1.00	99	1.01	93	1.54
3	Australia	..	..	..	..	96	1.01	90 [g]	1.03 [g]	72	1.24
4	Canada	..	..	..	..	100 [f,g]	1.00 [f,g]	98 [f,g]	1.00 [f,g]	68 [f]	1.34 [f]
5	Netherlands	..	..	..	..	100 [g]	0.99 [f]	90 [f,g]	1.00 [f,g]	57 [f]	1.07 [f]
6	Belgium	..	..	..	..	101 [f]	1.00 [f]	..	..	63 [f]	1.16 [f]
7	Iceland	..	..	..	..	101 [f]	1.00 [f]	85 [f]	1.05 [f]	61 [f]	1.73 [f]
8	United States	..	..	..	..	93	1.01	85	1.00	94	1.35
9	Japan	..	..	..	..	101	1.00	101 [g,h]	1.01 [g,h]	45	0.86
10	Ireland	..	..	..	..	95 [f]	1.01 [f]	85 [f]	1.07 [f]	53 [f]	1.27 [f]
11	Switzerland	..	..	..	..	99 [f]	0.99 [f]	85 [f]	0.95 [f]	37 [f]	0.78 [f]
12	United Kingdom	..	..	..	..	101 [f]	1.00 [g]	95 [f]	1.02 [g]	64 [f]	1.20 [f]
13	Finland	..	..	..	..	100 [f]	1.00 [g]	95 [f,g]	1.02 [f,g]	94 [f]	1.22 [f]
14	Austria	..	..	..	..	91 [f]	1.01 [g]	88 [f,g]	0.99 [f,g]	61 [f]	1.15 [f]
15	Luxembourg	..	..	..	..	96 [f]	1.00 [f]	83 [f]	1.09 [f]	10 [f,i]	1.14 [f]
16	France	..	..	..	..	100 [f]	1.00 [f]	93 [f,g]	1.02 [f,g]	59 [f]	1.23 [f]
17	Denmark	..	..	..	..	99 [h]	1.00 [h]	91 [h]	1.03 [h]	68 [f,g]	1.35 [f]
18	New Zealand	..	..	..	..	98	0.99	93 [f,g]	1.02 [f,g]	87	1.52
19	Germany	..	..	..	..	84	1.02	88	1.00	48	1.00
20	Spain	..	..	..	..	104	0.99	96	1.04	64	1.19
21	Italy	..	..	..	..	100 [f]	1.00 [f]	85 [g,j]	1.01 [g,j]	57 [f]	1.32 [f]
22	Israel	93.4	96	99.4	100	101	1.00	89	1.01	67	1.38
23	Hong Kong, China (SAR)	..	..	..	..	98 [g]	1.00 [g]	72 [g]	1.02 [g]	26	0.99
24	Greece	..	..	..	..	95 [f]	1.00 [f]	86 [f]	1.03 [f]	64 [f]	1.10 [f]
25	Singapore	88.6 [k]	92 [k]	99.6 [k]	100	..	..	..	..	..	..
26	Portugal	..	..	..	..	..	..	89 [f,g]	1.08 [f,g]	58 [f]	1.37 [f]
27	Slovenia	99.6	100	99.8	100	93 [f]	0.99 [f]	97 [f,g]	1.02 [f,g]	70 [f]	1.35 [f]
28	Korea, Rep. of	..	..	..	..	101	1.00	89	1.00	61	0.60
29	Barbados	99.7	100	99.8	100	103	1.00	86	0.99	52 [f]	2.55 [f]
30	Cyprus	95.1 [k]	96 [k]	99.8 [k]	100	95 [f]	1.01 [f]	89 [f]	1.02 [f]	25 [f]	1.35 [f]
31	Malta	93.4	102	99.8	102	98 [f]	1.01 [f]	80 [f,g]	1.01 [f,g]	28 [f]	1.29 [f]
32	Czech Republic	..	..	..	..	88	1.00	90	1.01	35	1.09
33	Brunei Darussalam	91.4 [k]	95 [k]	99.3 [k]	100	..	..	..	..	17	1.77
34	Argentina	97.0	100	98.9	100	108	1.00	83	1.06	67	1.48
35	Seychelles	92.3 [k]	101 [k]	99.4 [k]	101	106	0.99	101	1.05	..	..
36	Estonia	99.8 [k]	100 [k]	99.8 [k]	100	97 [f]	0.98 [f]	95 [f]	1.06 [f]	74 [f]	1.57 [f]
37	Poland	..	..	..	..	98	1.00	93	1.03	69	1.43
38	Hungary	..	..	..	..	90	0.99	92	1.00	50	1.29
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	107 [f]	1.09 [f]	116 [f]	1.21 [f]	..	..
40	Bahrain	84.2	92	98.9	100	91 [g]	1.01 [g]	86 [g]	1.12 [g]	28 [g,i]	1.86 [f]
41	Lithuania	99.6 [k]	100 [k]	99.7 [k]	100	97 [f]	0.99 [f]	92 [f,g]	1.01 [f,g]	72 [f]	1.53 [f]
42	Slovakia	99.7 [k]	100 [k]	99.7 [k]	100	88	1.02	87	1.01	34	1.13
43	Chile	95.6 [k]	100 [k]	99.2 [k]	100	88 [f]	0.99 [f]	76 [f]	1.03 [f]	36 [f]	0.92 [f]
44	Kuwait	81.0	96	93.9	102	84	0.99	79 [g]	1.05 [g]	32 [g,i]	2.58 [f]
45	Costa Rica	95.9	100	98.7	101	91	1.02	53	1.11	22	1.17
46	Uruguay	98.1	101	99.4	101	90	1.01	76 [g]	1.11 [g]	48	1.82
47	Qatar	82.3 [k]	97 [k,l]	95.8 [k,l]	102	94	0.98	80 [g]	1.06 [g]	34	2.69
48	Croatia	97.1 [k]	98 [k]	99.7 [k]	100	88	0.98	87	1.03	39	1.15
49	United Arab Emirates	80.7	107	95.0	108	80	0.97	74	1.05	..	..
50	Latvia	99.7 [k]	100 [k]	99.8 [k]	100	90 [f]	0.99 [f]	89 [f,g]	1.01 [f,g]	80 [f]	1.66 [f]

26 教育のジェンダー不平等

HDI順位		成人識字率[a] 女性の識字率（15歳以上の割合：%）2002	成人識字率[a] 男性の識字率に対する女性の識字率の割合(%) 2002	MDG 若年層識字率[a] 女性の識字率（15歳から24歳までの割合：%）2002	MDG 若年層識字率[a] 男性の識字率に対する女性の識字率の割合(%) 2002	MDG 初等教育の純就学率[b, c] 女性の就学率（%）2000/01	MDG 初等教育の純就学率[b, c] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 中等教育純就学[b, c] 女性就学率（%）2000/01	MDG 中等教育純就学[b, c] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 高等教育総就学率[c, d] 女性就学率（%）2000/01	MDG 高等教育総就学率[c, d] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01
51	Bahamas	..	..	..	..	88 [g]	1.03 [g]	79 [g]	1.01 [g]	..	..
52	Cuba	96.8	100	99.8	100	95	0.99	84	1.01	30	1.25
53	Mexico	88.7 [k]	96 [k]	96.5 [k]	100	102	1.01	61 [g]	1.03 [g]	21	0.95
54	Trinidad and Tobago	97.9	99	99.8	100	94 [g]	1.00 [g]	69 [g]	1.03 [g]	9	1.53
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国											
56	Bulgaria	98.1	99	99.6	100	92 [f]	0.98 [f]	85 [f, g]	0.98 [f, g]	46 [f]	1.35 [f]
57	Russian Federation	99.5	100	99.8	100	..	..	..	..	80	1.33
58	Libyan Arab Jamahiriya	70.7	77	94.0	94	..	..	..	..	61	1.09
59	Malaysia	85.4 [k]	93 [k]	97.3 [k]	100	95	1.00	73	1.10	28 [f]	1.09 [f]
60	Macedonia, TFYR	..	..	..	..	93 [f]	1.00 [f]	81 [f, g]	0.96 [f, g]	28 [f]	1.32 [f]
61	Panama	91.7	99	96.6	99	99	1.00	65 [g]	1.10 [g]	42 [g, h]	1.67 [h]
62	Belarus	99.6	100	99.8	100	93 [g]	0.98 [g]	79 [g]	1.04 [g]	72	1.37
63	Tonga	98.9 [k]	100 [k]	99.1 [k]	100	105	1.00	77 [f, g]	1.13 [f, g]	4 [g]	1.40
64	Mauritius	80.5 [k]	91 [k]	95.4 [k]	102	93	1.00	64	1.08	13	1.29
65	Albania	98.3 [k]	99 [k]	99.5 [k]	100	97 [f]	1.00 [f]	75 [f]	1.03 [f]	19 [f]	1.69 [f]
66	Bosnia and Herzegovina	91.1	93	99.7	100	..	..	..	..	..	..
67	Suriname	..	..	..	..	98 [g]	1.01 [g]	75 [g]	1.43 [g]	15	1.69
68	Venezuela	92.7	99	98.9	101	93	1.01	62 [g]	1.17 [g]	31 [g]	1.37
69	Romania	96.3 [k]	98 [k]	97.8 [k]	100	92 [f]	0.99 [f]	81 [f]	1.02 [f]	30 [f]	1.20 [f]
70	Ukraine	99.5	100	99.9	100	81 [g]	1.00 [g]	91 [g]	1.00 [g]	63	1.17
71	Saint Lucia	..	..	..	..	102 [g]	0.98 [g]	79 [g]	1.29 [g]	24 [g, j]	0.87 [j]
72	Brazil	86.5 [k]	100 [k]	95.7 [k]	103	97	1.02	74	1.08	21	1.29
73	Colombia	92.2	100	97.9	101	86 [g]	0.99 [g]	56 [g]	1.10 [g]	25	1.10
74	Oman	65.4	80	97.3	98	75	1.01	68	1.00	10 [g]	1.67
75	Samoa (Western)	98.4	99	99.5	100	94	0.99	65	1.12	6 [g]	0.90
76	Thailand	90.5 [k]	95 [k]	97.8 [k]	100	85 [g]	0.97 [g]	..	..	38	1.09
77	Saudi Arabia	69.5	83	91.6	96	57	0.92	51 [g]	0.93 [g]	26 [g]	1.49
78	Kazakhstan	99.2	100	99.8	100	89	0.99	83	0.97	43	1.23
79	Jamaica	91.4	109	97.8	107	95	1.00	76	1.04	24	2.24
80	Lebanon	..	..	..	..	89 [g]	0.99 [g]	..	..	48	1.14
81	Fiji	91.4 [k, l]	97 [k]	99.4 [k, l]	100	100 [g]	1.00 [g]	79 [g]	1.07 [g]	73 [g]	1.00 [g]
82	Armenia	99.2 [k]	99 [k]	99.9 [k]	100	84	0.99	86	1.04	29	1.17
83	Philippines	92.7 [k]	100 [k]	95.7 [k]	101	94	1.02	62	1.20	35	1.29
84	Maldives	97.2	100	99.2	100	96	1.01	33 [g]	1.13 [g]	..	..
85	Peru	80.3 [m]	88 [m]	95.6 [m]	98	101	1.00	65 [f, g]	0.97 [f, g]	31 [g]	0.98
86	Turkmenistan	98.3 [k, l]	99 [k, l]	99.8 [k, l]	100	..	..	..	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	..	..	92 [g]	0.99 [g]	57	1.21	..	..
88	Turkey	78.5 [k]	83 [k]	93.2 [k]	95	85 [g]	0.93 [g]	..	..	21	0.73
89	Paraguay	90.2 [m]	97 [m]	96.5 [m]	100	92 [g]	1.01 [g]	51 [g]	1.05 [g]	22	1.37
90	Jordan	85.9	90	99.5	100	92	1.01	81	1.03	31	1.02
91	Azerbaijan	..	..	..	..	79	0.98	75 [g]	0.99 [g]	24	1.02
92	Tunisia	63.1	76	90.6	93	97	0.99	69 [g]	1.04 [g]	21 [f, g]	0.97 [f]
93	Grenada	..	..	..	..	80 [f, g]	0.90 [f, g]	..	..	..	..
94	China	86.5 [k]	91 [k]	98.5 [k]	99	93 [f, g]	1.01 [f, g]	..	..	..	..
95	Dominica	..	..	..	..	90 [f, g]	0.98 [f, g]	87 [f]	1.06 [f]	..	..
96	Sri Lanka	89.6	95	96.9	100	105	1.00	..	..	..	..
97	Georgia	..	..	..	..	91	1.00	72 [g, j]	1.03 [g, j]	37	1.02
98	Dominican Republic	84.4	100	92.5	102	95	0.96	47	1.34	..	..
99	Belize	77.1 [k]	101 [k]	84.6 [k]	101	96 [f, g]	1.00 [f, g]	63 [f]	1.07 [f]	..	..
100	Ecuador	89.7 [k]	97 [k]	96.5 [k]	100	102	1.01	50	1.02	..	..

26 教育のジェンダー不平等

HDI順位		成人識字率[a] 女性の識字率（15歳以上の割合：%）2002	成人識字率[a] 男性の識字率に対する女性の識字率の割合(%) 2002	MDG 若年層識字率[a] 女性の識字率（15歳から24歳までの割合：%）2002	MDG 若年層識字率[a] 男性の識字率に対する女性の識字率の割合(%) 2002	MDG 初等教育の純就学率[b, c] 女性の就学率（%）2000/01	MDG 初等教育の純就学率[b, c] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 中等教育純就学率[b, c] 女性就学率（%）2000/01	MDG 中等教育純就学率[b, c] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 高等教育総就学率[c, d] 女性就学率（%）2000/01	MDG 高等教育総就学率[c, d] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01
101	Iran, Islamic Rep. of	70.4 [l, m]	84 [l, m]	..	..	78 [f, g]	0.98 [f, g]	..	..	20	1.01
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	95	1.01	83 [g]	1.06 [g]	30	0.98
103	El Salvador	77.1	94	88.1	98	89	1.00	47	1.02	18	1.19
104	Guyana	..	..	..	..	97 [h]	0.97 [h]	79 [g, h]	1.10 [g, h]	..	..
105	Cape Verde	68.0	80	86.3	94	100	0.99	54	1.04	3	0.84
106	Syrian Arab Republic	74.2	82	93.0	96	96	0.95	37	0.91	..	..
107	Uzbekistan	98.9	99	99.6	100	..	..	..	..	..	..
108	Algeria	59.6	76	85.6	91	94	0.97	64 [g]	1.06 [g]	..	..
109	Equatorial Guinea	..	..	..	..	78	0.85	19 [g, h]	0.58 [g, h]	2 [h]	0.43 [h]
110	Kyrgyzstan	..	..	..	..	88	0.96	..	..	48	1.14
111	Indonesia	83.4	90	97.6	99	92	0.99	46 [g, h]	0.95 [g, h]	14	0.86
112	Viet Nam	86.9 [k, l]	93 [k, l]	..	..	92 [f, g]	0.94 [f, g]	..	..	9	0.76
113	Moldova, Rep. of	98.6	99	99.8	100	78	0.99	70	1.03	33	1.34
114	Bolivia	80.7 [k]	87 [k]	96.1 [k]	98	94	1.00	67 [f, g]	0.98 [f, g]	22 [g, i]	0.55 [i]
115	Honduras	80.2 [k]	101 [k]	90.9 [k]	105	88 [g]	1.02 [g]	..	..	16 [g]	1.32
116	Tajikistan	99.3 [k]	100 [k]	99.8 [k]	100	102	0.95	72 [g]	0.84 [g]	7	0.33
117	Mongolia	97.5 [k]	99 [k]	98.4 [k]	101	88	1.03	78	1.19	44	1.74
118	Nicaragua	76.6 [m]	100 [m]	88.8 [m]	106	82	1.01	40	1.18	..	..
119	South Africa	85.3	98	91.7	100	90	1.01	65 [f, g]	1.11 [f, g]	16	1.14
120	Egypt	43.6 [k, l]	65 [k, l]	66.9 [k, l]	85	88 [g]	0.96 [g]	79 [g]	0.95 [g]	..	..
121	Guatemala	62.5	81	73.8	86	83	0.95	27 [g]	0.95 [g]	..	..
122	Gabon	..	..	..	..	78 [f, g]	0.99 [f, g]	..	..	5 [j]	0.54 [j]
123	São Tomé and Principe	..	..	..	..	96 [g]	0.94 [g]	..	..	1 [g]	0.56
124	Solomon Islands	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
125	Morocco	38.3	61	61.3	79	85	0.93	28 [g, h]	0.83 [g, h]	9 [g]	0.80
126	Namibia	82.8	99	94.0	104	81	1.06	44	1.36	7	0.84
127	India	..	..	..	..	76 [f]	0.83 [f]	..	..	9 [f]	0.68 [f]
128	Botswana	81.5	107	92.8	109	83	1.04	59 [f, g]	1.15 [f, g]	4	0.82
129	Vanuatu	..	..	..	..	94	1.02	28	1.01	..	..
130	Cambodia	59.3	73	75.9	90	83 [g]	0.93 [g]	15 [g]	0.60 [g]	2	0.40
131	Ghana	65.9	80	90.1	96	59	0.96	30 [g]	0.87 [g]	2	0.39
132	Myanmar	81.4	91	91.1	100	82	1.00	34	0.94	15 [f, g]	1.75 [f]
133	Papua New Guinea	..	..	..	..	73 [g]	0.89 [g]	20 [g]	0.80 [g]	1 [i]	0.54 [i]
134	Bhutan	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	55.5	72	72.7	85	79	0.92	28	0.81	3	0.57
136	Comoros	49.1	77	52.2	79	50 [g, h]	0.84 [g, h]	..	..	1 [g, h]	0.73 [h]
137	Swaziland	80.0	98	92.1	102	77	1.01	35	1.21	5	1.16
138	Bangladesh	31.4	62	41.1	71	88	1.02	46	1.10	4	0.50
139	Sudan	49.1	69	74.2	88	42 [g, h]	0.83 [g, h]	..	..	6 [i]	0.92 [i]
140	Nepal	26.4	43	46.0	59	66 [f, g]	0.88 [f, g]	..	..	2	0.28
141	Cameroon	59.8 [m]	78 [m]	..	..	..	..	..	..	4 [g]	0.63
人間開発低位国											
142	Pakistan	28.5 [k, l]	53 [k, l]	42.0 [k, l]	64	..	..	..	..	..	..
143	Togo	45.4	61	66.6	75	86	0.84	17 [g, h]	0.48 [g, h]	1 [h]	0.20 [h]
144	Congo	77.1	87	97.3	99	..	..	..	..	1	0.19
145	Lesotho	90.3 [m]	123 [m]	..	..	88	1.08	27	1.56	3	1.28
146	Uganda	59.2	75	74.0	86	..	..	13 [f]	0.86 [f]	2 [g]	0.52
147	Zimbabwe	86.3	97	96.2	97	83	1.01	38	0.91	3 [g]	0.58
148	Kenya	78.5	87	95.1	99	71 [g]	1.02 [g]	24 [g]	0.97 [g]	2 [g]	0.53
149	Yemen	28.5	41	50.9	60	47 [g, h]	0.66 [g, h]	21 [g, h]	0.46 [g, h]	5 [g, h]	0.28 [h]
150	Madagascar	..	..	..	..	69	1.01	12 [g, i]	1.03 [g, i]	2	0.83
151	Nigeria	59.4	80	86.5	95	..	..	..	..	..	..

26 教育のジェンダー不平等

HDI順位		成人識字率[a] 女性の識字率（15歳以上の割合：%）2002	成人識字率[a] 男性の識字率に対する女性の識字率の割合(%) 2002	MDG 若年層識字率[a] 女性の識字率（15歳から24歳までの割合：%）2002	MDG 若年層識字率[a] 男性の識字率に対する女性の識字率の割合(%) 2002	MDG 初等教育の純就学率[b,c] 女性の就学率（%）2000/01	MDG 初等教育の純就学率[b,c] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 中等教育純就学[b,c] 女性就学率（%）2000/01	MDG 中等教育純就学[b,c] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01	MDG 高等教育総就学率[c,d] 女性就学率（%）2000/01	MDG 高等教育総就学率[c,d] 男性に対する女性の割合[e] 2000/01
152	Mauritania	31.3	61	41.8	73	65 g	0.96 g	13 g	0.83 g	1	0.27
153	Haiti	50.0	93	66.5	101	..	..	..	..	..	..
154	Djibouti	..	..	..	..	30 g	0.77 g	13 g	0.63 g	1	0.80
155	Gambia	..	..	..	..	70 g	0.92 g	24 g	0.75 g	..	..
156	Eritrea	..	..	..	..	39	0.86	18 g	0.74 g	(.)	0.15
157	Senegal	29.7	61	44.5	72	54	0.89	..	..	..	..
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	..	..	..	15	1.58
159	Rwanda	63.4	84	83.6	97	85	1.03	..	..	1 g	0.40
160	Guinea	..	..	..	..	54	0.78	7 g,i	0.38 g,i	..	..
161	Benin	25.5	47	38.5	53	58 g,h	0.69 g,h	13 f,g	0.48 f,g	1 h	0.24 h
162	Tanzania, U. Rep. of	69.2	81	89.4	95	54	1.00	..	..	(.) f	0.31 f
163	Côte d'Ivoire	..	..	51.5	74	53	0.74	..	..	4 i	0.36 i
164	Zambia	73.8	85	86.9	95	66 g	0.99 g	18 g	0.85 g	2 f,g	0.46 f
165	Malawi	48.7	64	62.8	77	81 g	1.00 g	26	0.81	(.) j	0.37 j
166	Angola	..	..	..	..	28 g,h	0.86 g,h	..	..	1 h	0.63 h
167	Chad	37.5	69	64.0	84	47 g	0.67 g	4 f,g	0.31 f,g	(.) h	0.17 h
168	Congo, Dem. Rep. of the	..	..	..	..	34 i	0.95 i	9 g,i	0.58 g,i	..	..
169	Central African Republic	33.5 m	52 m	46.9 m	67	..	..	..	..	1 h	0.19 h
170	Ethiopia	33.8	69	51.8	82	41	0.79	11 g	0.61 g	1	0.36
171	Mozambique	31.4	50	49.2	64	56	0.88	9	0.69	(.) g,h	0.73 h
172	Guinea-Bissau	..	..	..	..	38 h	0.71 h	..	..	(.) h	0.18 h
173	Burundi	43.6	76	65.1	97	48 g	0.82 g	7 g	0.75 g	1	0.42
174	Mali	11.9 k,l	44 k,l	16.9 k,l	52	32 g,i	0.72 g,i	..	..	..	..
175	Burkina Faso	8.1 k,l	44 k,l	14.0 k,l	55	29 g	0.71 g	6 f,g	0.65 f,g	1	0.33
176	Niger	9.3	37	15.1	44	28	0.68	4	0.66	1 g	0.34
177	Sierra Leone	..	..	..	..	..	..	..	..	1 g	0.40
開発途上国		75.9	88	85.7	95	..	..	..	..	..	..
後発開発途上国		43.3	70	57.4	81	..	..	..	..	..	..
アラブ諸国		51.8	70	75.6	87	..	..	..	..	..	..
東アジア・太平洋諸国		86.2	91	97.6	99	..	..	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		87.7	98	95.3	101	..	..	..	..	..	..
南アジア		40.8	67	45.0	70	..	..	..	..	..	..
サハラ以南アフリカ		55.9	79	72.6	90	..	..	..	..	..	..
中東欧・CIS諸国		99.1	100	99.6	100	..	..	..	..	..	..
OECD		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得OECD諸国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発高位国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発低位国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
低所得国		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
全世界		..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

a. とくに断りがない限り，データは2002年7月のUNESCO Institute for Statisticsによって計算された推計値にもとづく．算出方法および基礎データが提供された時期が異なるために，国別および時期別の比較には注意が必要である．b. 純就学率とは，教育レベルごとに公的に定められている就学年齢で実際に就学した子どもの数の，その年齢の子どもの総数に対する割合である．100%を超える純就学率は，上記の2つの資料に食い違いがあるためである．c. データは，2001年から2002年にまたがる学校年度のもの．いくつかの国のデータについては，それぞれの国またはUNESCO統計研究所の推計値をもとにしている．詳細は，http://www.uis.unesco.org/ を参照．データによって出典元が異なるため，国と国を比較する場合には注意する必要がある．d. 高等教育の就学率は，通常粗就学比率として計算される．e. 女性就学率の男性就学率に対する割合として計算されている．f. データは，2000年から2001年にまたがる学校年度のもの．g. UNESCO統計研究所の暫定推計値であり，修正されることがある．h. データは，1999年から2000年にまたがる学校年度のもの．i. 多くの学生が近隣諸国で教育を受けるため，就学率は実際よりも低く見積もられている．j. データは，1998年から1999年にまたがる学年度のもの．k. 国勢調査のデータ．l. データは，1995年から1999年までの間のある1年のもの．m. 調査データ．

出典：第1，3列: UNESCO Institute for Statistics 2004a; 第2，4列: UNESCO Institute for Statistics 2004aの成人と若年層の識字率をもとに計算されている; 第5，7，9列: UNESCO Institute for Statistics 2004c; 第6，8，10列: UNESCO Institute for Statistics 2004cの純就学率に関するデータをもとに計算されている．

27 経済活動のジェンダー不平等

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位		女性の経済活動比率（15歳以上） 活動比率（%）2002	女性の経済活動比率（15歳以上） 指数（1990年=100）2002	女性の経済活動比率（15歳以上） 男性に対する女性活動比率（%）2002	女性の産業別雇用（%） 農業 合計 1995-2002[a]	農業 男性に対する女性の活動比率（%）1995-2002[a]	工業 合計 1995-2002[a]	工業 男性に対する女性の活動比率（%）1995-2002[a]	サービス業 合計 1995-2002[a]	サービス業 男性に対する女性の活動比率（%）1995-2002[a]	無報酬の家庭内労働者（%） 女性 1995-2002[a]	無報酬の家庭内労働者（%） 男性 1995-2002[a]
人間開発高位国												
1	Norway	59.9	110	85	2	37	9	27	88	152	63	38
2	Sweden	62.7	102	89	1	32	11	31	88	144	50	50
3	Australia	56.4	108	78	3	56	10	33	87	135	58	42
4	Canada	60.5	105	83	2	40	11	35	87	137	65	35
5	Netherlands	45.8	106	67	2	60	9	29	86	135	80	20
6	Belgium	40.1	106	67	1	52	10	28	82	141	85	15
7	Iceland	66.7	101	83	3	24	10	29	85	157	50	50
8	United States	59.3	107	82	1	42	12	36	87	134	63	37
9	Japan	51.1	104	68	5	113	21	55	73	128	81	19
10	Ireland	37.9	118	53	2	17	14	36	83	167	53	47
11	Switzerland	51.0	104	66	3	67	13	37	84	141	59	41
12	United Kingdom	53.7	106	75	1	35	11	32	88	142	68	32
13	Finland	56.9	98	87	4	50	14	35	82	156	42	58
14	Austria	44.1	103	66	6	113	14	32	80	154	67	33
15	Luxembourg	38.2	104	58	..	..	..	..	..	..	..	..
16	France	49.1	108	77	1	36	13	38	86	136	..	..
17	Denmark	61.8	100	84	2	34	14	38	85	143	..	..
18	New Zealand	58.0	110	80	6	50	12	37	82	146	61	39
19	Germany	47.9	100	70	2	70	18	40	80	153	78	22
20	Spain	38.1	113	57	5	59	15	35	81	160	63	37
21	Italy	38.8	107	59	5	78	20	52	75	136	54	46
22	Israel	49.2	115	69	..	..	..	..	..	..	76	24
23	Hong Kong, China (SAR)	51.1	105	65	(.)	33	10	37	90	123	87	13
24	Greece	38.4	109	59	18	118	12	40	70	127	69	31
25	Singapore	50.0	99	64	(.)	50	18	60	81	119	76	24
26	Portugal	51.6	105	72	14	123	23	51	63	143	70	30
27	Slovenia	54.4	98	81	10	95	29	62	61	143	62	38
28	Korea, Rep. of	54.1	112	71	12	125	19	55	70	122	88	12
29	Barbados	62.3	107	79	4	77	10	35	63	129	..	..
30	Cyprus	49.2	103	62	4	80	13	41	83	142	84	16
31	Malta	26.3	113	38	1	18	21	58	78	129	..	..
32	Czech Republic	61.3	100	83	3	55	28	57	68	155	86	14
33	Brunei Darussalam	50.7	112	63	..	..	..	..	..	..	..	..
34	Argentina	36.7	126	48	(.)	33	17	40	87	127	59	41
35	Seychelles	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
36	Estonia	60.4	95	82	4	39	23	55	73	153	50	50
37	Poland	57.1	100	80	19	99	18	46	63	155	58	43
38	Hungary	48.6	102	72	4	41	26	60	71	144	70	30
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
40	Bahrain	34.2	120	40	..	..	..	..	..	..	..	..
41	Lithuania	57.5	97	80	12	60	21	61	67	148	59	41
42	Slovakia	62.7	99	84	4	45	26	53	71	161	75	25
43	Chile	38.5	121	50	..	..	..	..	..	..	..	..
44	Kuwait	36.4	96	48	..	..	..	..	..	..	..	..
45	Costa Rica	37.6	113	47	4	19	15	57	80	158	43	57
46	Uruguay	48.6	110	67	2	28	14	43	85	136	74	25
47	Qatar	42.1	127	47	..	..	..	..	..	..	..	..
48	Croatia	48.9	102	73	15	97	21	58	63	133	73	27
49	United Arab Emirates	32.0	110	37	(.)	1	14	38	86	157	..	..
50	Latvia	59.3	94	80	12	63	16	48	72	153	50	50

27 経済活動のジェンダー不平等

HDI順位		女性の経済活動比率（15歳以上） 活動比率（%）2002	女性の経済活動比率（15歳以上） 指数（1990年=100）2002	女性の経済活動比率（15歳以上） 男性に対する女性活動比率（%）2002	女性の産業別雇用（%） 農業 合計 1995-2002[a]	農業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	工業 合計 1995-2002[a]	工業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	サービス業 合計 1995-2002[a]	サービス業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	無報酬の家庭内労働者（%） 女性 1995-2002[a]	無報酬の家庭内労働者（%） 男性 1995-2002[a]
51	Bahamas	67.0	104	84	1	22	5	22	93	134	..	..
52	Cuba	50.8	120	66	..	..	..	..	..	..	..	..
53	Mexico	40.2	118	48	6	26	22	79	72	150	49	51
54	Trinidad and Tobago	44.9	115	60	3	25	13	36	84	160	75	25
55	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国												
56	Bulgaria	56.1	94	86	..	..	..	..	..	..	..	..
57	Russian Federation	59.1	98	82	8	53	23	64	69	140	41	58
58	Libyan Arab Jamahiriya	25.6	125	34	..	..	..	..	..	..	..	..
59	Malaysia	48.9	110	62	14	68	29	85	57	126	..	..
60	Macedonia, TFYR	50.0	104	72	..	..	..	..	..	..	61	39
61	Panama	44.0	114	56	6	19	10	50	85	165	36	64
62	Belarus	59.1	97	82	..	..	..	..	..	..	..	..
63	Tonga	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
64	Mauritius	38.4	111	48	13	82	43	110	45	97	..	..
65	Albania	60.0	103	74	..	..	..	..	..	..	..	..
66	Bosnia and Herzegovina	43.1	99	60	..	..	..	..	..	..	..	..
67	Suriname	37.1	124	50	2	21	1	2	97	150	..	..
68	Venezuela	43.9	116	54	2	12	12	42	86	151	..	..
69	Romania	50.5	97	76	45	113	22	72	33	111	71	29
70	Ukraine	55.4	98	80	17	79	22	57	55	168	60	40
71	Saint Lucia	..	..	..	16	59	14	56	71	144	..	..
72	Brazil	43.7	98	52	16	68	10	37	74	150	..	..
73	Colombia	48.9	115	61	7	20	17	90	76	158	58	42
74	Oman	20.0	157	26	..	..	..	..	..	..	..	..
75	Samoa (Western)	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
76	Thailand	73.0	97	85	48	95	17	85	35	119	66	34
77	Saudi Arabia	22.0	147	29	..	..	..	..	..	..	..	..
78	Kazakhstan	61.2	101	82	..	..	..	..	..	..	..	..
79	Jamaica	67.3	101	86	10	34	9	34	81	181	66	34
80	Lebanon	30.3	125	39	..	..	..	..	..	..	..	..
81	Fiji	38.7	146	48	..	..	..	..	..	..	..	..
82	Armenia	62.4	99	88	..	..	..	..	..	..	..	..
83	Philippines	49.9	106	61	25	55	12	67	63	172	..	..
84	Maldives	65.4	100	80	5	31	24	149	39	70	57	43
85	Peru	35.3	120	44	6	56	10	42	84	129	66	34
86	Turkmenistan	62.5	105	82	..	..	..	..	..	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
88	Turkey	50.8	116	62	56	737	15	56	29	60	68	32
89	Paraguay	37.3	110	44	20	52	10	50	69	173	..	..
90	Jordan	27.6	163	36	..	..	..	..	..	..	..	..
91	Azerbaijan	55.0	106	76	43	114	7	51	50	103	..	..
92	Tunisia	37.5	114	48	..	..	..	..	..	..	..	..
93	Grenada	..	..	..	10	59	12	38	77	165	..	..
94	China	72.5	98	86	..	..	..	..	..	..	..	..
95	Dominica	..	..	..	14	44	10	42	72	180	..	..
96	Sri Lanka	43.3	108	56	49	129	22	98	27	74	56	44
97	Georgia	55.7	100	78	53	100	6	47	41	118	57	43
98	Dominican Republic	40.8	120	48	2	9	17	64	81	154	23	77
99	Belize	27.5	115	32	6	17	12	62	81	187	32	68
100	Ecuador	33.4	120	40	4	38	16	55	79	132	64	36

27 経済活動のジェンダー不平等

HDI順位		女性の経済活動比率（15歳以上） 活動比率（%）2002	女性の経済活動比率（15歳以上） 指数（1990年=100）2002	女性の経済活動比率（15歳以上） 男性に対する女性活動比率（%）2002	女性の産業別雇用（%） 農業 合計 1995-2002[a]	農業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	工業 合計 1995-2002[a]	工業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	サービス業 合計 1995-2002[a]	サービス業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	無報酬の家庭内労働者（%） 女性 1995-2002[a]	無報酬の家庭内労働者（%） 男性 1995-2002[a]
101	Iran, Islamic Rep. of	30.0	139	38	..	..	..	..	..	..	46	54
102	Occupied Palestinian Territories	9.5	151	14	26	281	11	34	62	107	46	54
103	El Salvador	47.1	126	56	4	12	22	90	74	178	39	61
104	Guyana	41.5	116	50	..	..	..	..	..	..	..	..
105	Cape Verde	46.6	109	53	..	..	..	..	..	..	..	..
106	Syrian Arab Republic	29.2	124	38	..	..	..	..	..	..	..	..
107	Uzbekistan	62.8	106	85	..	..	..	..	..	..	..	..
108	Algeria	30.9	162	41	..	..	..	..	..	..	..	..
109	Equatorial Guinea	45.7	101	52	..	..	..	..	..	..	..	..
110	Kyrgyzstan	61.2	104	85	53	103	8	60	38	112	..	..
111	Indonesia	56.0	111	68	..	..	..	..	..	..	..	..
112	Viet Nam	73.5	96	91	..	..	..	..	..	..	..	..
113	Moldova, Rep. of	60.3	98	84	50	97	10	58	40	130	70	30
114	Bolivia	48.4	106	58	3	54	14	36	82	151	63	37
115	Honduras	41.2	122	48	..	..	..	..	..	..	40	60
116	Tajikistan	58.5	112	81	..	..	..	..	..	..	..	..
117	Mongolia	73.8	103	88	..	..	..	..	..	..	70	30
118	Nicaragua	48.1	119	57	..	..	..	..	..	..	..	..
119	South Africa	47.3	102	59	9	72	14	41	75	150	..	..
120	Egypt	35.7	118	45	39	144	7	28	54	112	33	67
121	Guatemala	37.1	132	43	18	36	23	127	56	203	..	..
122	Gabon	63.2	101	77	..	..	..	..	..	..	..	..
123	São Tomé and Principe	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
124	Solomon Islands	80.9	97	92	..	..	..	..	..	..	..	..
125	Morocco	41.8	107	53	6	107	40	125	54	86	19	81
126	Namibia	53.7	101	67	29	89	7	39	63	128	..	..
127	India	42.4	105	50	..	..	..	..	..	..	..	..
128	Botswana	62.6	95	77	17	78	14	54	67	133	45	55
129	Vanuatu	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
130	Cambodia	80.2	98	97	..	..	..	..	..	..	64	36
131	Ghana	79.9	98	98	..	..	..	..	..	..	..	..
132	Myanmar	65.8	99	75	..	..	..	..	..	..	..	..
133	Papua New Guinea	67.6	100	79	..	..	..	..	..	..	..	..
134	Bhutan	57.1	100	65	..	..	..	..	..	..	..	..
135	Lao People's Dem. Rep.	74.5	101	85	..	..	..	..	..	..	..	..
136	Comoros	62.4	99	73	..	..	..	..	..	..	..	..
137	Swaziland	41.9	107	52	..	..	..	..	..	..	..	..
138	Bangladesh	66.4	101	76	77	144	9	82	12	40	81	19
139	Sudan	35.4	115	41	..	..	..	..	..	..	..	..
140	Nepal	56.8	101	67	..	..	..	..	..	..	..	..
141	Cameroon	49.6	105	59	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発低位国												
142	Pakistan	36.3	127	44	73	164	9	46	18	50	33	67
143	Togo	53.5	101	62	..	..	..	..	..	..	..	..
144	Congo	58.4	100	71	..	..	..	..	..	..	..	..
145	Lesotho	47.6	103	56	..	..	..	..	..	..	..	..
146	Uganda	79.3	98	88	..	..	..	..	..	..	..	..
147	Zimbabwe	65.0	98	78	..	..	..	..	..	..	..	..
148	Kenya	74.7	100	85	16	79	10	41	75	131	..	..
149	Yemen	30.8	109	37	88	204	3	21	9	21	26	74
150	Madagascar	69.0	99	78	..	..	..	..	..	..	..	..
151	Nigeria	47.8	102	56	2	51	11	37	87	131	..	..

27 経済活動のジェンダー不平等

HDI順位		女性の経済活動比率（15歳以上） 活動比率（%） 2002	指数（1990年=100） 2002	男性に対する女性活動比率（%） 2002	女性の産業別雇用（%） 農業 合計 1995-2002[a]	農業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	工業 合計 1995-2002[a]	工業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	サービス業 合計 1995-2002[a]	サービス業 男性に対する女性の活動比率（%） 1995-2002[a]	無報酬の家庭内労働者（%） 女性 1995-2002[a]	男性 1995-2002[a]
152	Mauritania	63.2	97	74	..	..	..	..	..	..	..	..
153	Haiti	55.7	97	70	37	60	6	41	57	252	..	..
154	Djibouti	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
155	Gambia	69.7	101	78	..	..	..	..	..	..	..	..
156	Eritrea	74.6	98	87	..	..	..	..	..	..	..	..
157	Senegal	61.7	101	72	..	..	..	..	..	..	..	..
158	Timor-Leste	73.3	96	86	..	..	..	..	..	..	..	..
159	Rwanda	82.4	98	88	..	..	..	..	..	..	..	..
160	Guinea	77.1	98	89	..	..	..	..	..	..	..	..
161	Benin	73.2	96	90	..	..	..	..	..	..	..	..
162	Tanzania, U. Rep. of	81.5	98	93	..	..	..	..	..	..	..	..
163	Côte d'Ivoire	44.0	102	51	..	..	..	..	..	..	..	..
164	Zambia	64.0	98	74	..	..	..	..	..	..	..	..
165	Malawi	77.7	97	90	..	..	..	..	..	..	..	..
166	Angola	72.6	98	82	..	..	..	..	..	..	..	..
167	Chad	67.3	102	77	..	..	..	..	..	..	..	..
168	Congo, Dem. Rep. of the	60.4	97	72	..	..	..	..	..	..	..	..
169	Central African Republic	67.3	96	78	..	..	..	..	..	..	..	..
170	Ethiopia	57.2	98	67	..	..	..	..	..	..	..	..
171	Mozambique	82.6	99	92	..	..	..	..	..	..	..	..
172	Guinea-Bissau	57.0	100	63	..	..	..	..	..	..	..	..
173	Burundi	81.8	99	89	..	..	..	..	..	..	..	..
174	Mali	69.8	97	79	..	..	..	..	..	..	..	..
175	Burkina Faso	74.7	97	85	..	..	..	..	..	..	..	..
176	Niger	69.3	99	75	..	..	..	..	..	..	..	..
177	Sierra Leone	45.0	106	54	..	..	..	..	..	..	..	..
開発途上国		55.8	101	67	..	..	..	..	..	..	..	..
後発開発途上国		64.2	99	74	..	..	..	..	..	..	..	..
アラブ諸国		33.0	118	42	..	..	..	..	..	..	..	..
東アジア・太平洋諸国		68.8	99	82	..	..	..	..	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		42.5	110	52	..	..	..	..	..	..	..	..
南アジア		43.7	107	52	..	..	..	..	..	..	..	..
サハラ以南アフリカ		62.1	99	73	..	..	..	..	..	..	..	..
中東欧・CIS諸国		57.4	99	81	..	..	..	..	..	..	..	..
OECD諸国		51.5	106	71	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得OECD諸国		52.2	106	74	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発高位国		50.9	106	70	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国		56.7	101	69	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発低位国		56.9	102	66	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得国		52.1	106	73	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得国		59.1	100	73	..	..	..	..	..	..	..	..
低所得国		51.9	104	62	..	..	..	..	..	..	..	..
全世界		55.3	102	69	..	..	..	..	..	..	..	..

注：データに制約があるために，一定期間にわたる労働統計の比較や国と国の労働統計の比較を行う場合には，注意が必要である．詳しいデータについての注釈は，ILO (2002), ILO (2003), ILO (2004b)を参照．産業別雇用のシェアは，四捨五入やこれらの分類にあてはまらないものを省いてあるため，足し合わせても100にならない可能性がある．
a. 記載された期間で入手可能な最近年のデータ
出典：第1-3列: ILO 2002の経済活動人口と総人口についてのデータをもとに計算した; 第4-9列: ILO 2003; 第10, 11列: ILO 2004bの無報酬の家庭内労働者についてのデータをもとに計算した．

28 ジェンダー、労働量と時間配分

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

	年	労働量 総労働時間（1日当たりの時間：分） 女性	労働量 総労働時間（1日当たりの時間：分） 男性	女性の労働時間（男性に対する：%）	時間配分（%） 総労働時間 市場活動	総労働時間 非市場活動	女性の労働時間 市場活動	女性の労働時間 非市場活動	男性の労働時間 市場活動	男性の労働時間 非市場活動
開発途上国										
都市部										
Colombia	1983	399	356	112	49	51	24	76	77	23
Indonesia	1992	398	366	109	60	40	35	65	86	14
Kenya	1986	590	572	103	46	54	41	59	79	21
Nepal	1978	579	554	105	58	42	25	75	67	33
Venezuela	1983	440	416	106	59	41	30	70	87	13
平均[a]		481	453	107	54	46	31	69	79	21
農村部										
Bangladesh	1990	545	496	110	52	48	35	65	70	30
Guatemala	1977	678	579	117	59	41	37	63	84	16
Kenya	1988	676	500	135	56	44	42	58	76	24
Nepal	1978	641	547	117	56	44	46	54	67	33
Highlands	1978	692	586	118	59	41	52	48	66	34
Mountains	1978	649	534	122	56	44	48	52	65	35
Rural hills	1978	583	520	112	52	48	37	63	70	30
Philippines	1975-77	546	452	121	73	27	29	71	84	16
平均[a]		617	515	120	59	41	38	62	76	24
国全体[b]										
India	2000	457	391	117	61	39	35	65	92	8
Mongolia	2000	545	501	109	61	39	49	51	75	25
South Africa	2000	332	273	122	51	49	35	65	70	30
平均[a]		445	388	116	58	42	40	60	79	21
OECD諸国[c]										
Australia	1997	435	418	104	46	54	30	70	62	38
Austria[d]	1992	438	393	111	49	51	31	69	71	29
Canada	1998	420	429	98	53	47	41	59	65	35
Denmark[d]	1987	449	458	98	68	32	58	42	79	21
Finland[c]	1987-88	430	410	105	51	49	39	61	64	36
France	1999	391	363	108	46	54	33	67	60	40
Germany[d]	1991-92	440	441	100	44	56	30	70	61	39
Hungary	1999	432	445	97	51	49	41	59	60	40
Israel[d]	1991-97	375	377	99	51	49	29	71	74	26
Italy[d]	1988-89	470	367	128	45	55	22	78	77	23
Japan	1996	393	363	108	66	34	43	57	93	7
Korea, Rep. of	1999	431	373	116	64	36	45	55	88	12
Latvia	1996	535	481	111	46	54	35	65	58	42
Netherlands	1995	308	315	98	48	52	27	73	69	31
New Zealand	1999	420	417	101	46	54	32	68	60	40
Norway[c]	1990-91	445	412	108	50	50	38	62	64	36
United Kingdom[d]	1985	413	411	100	51	49	37	63	68	32
United States[c]	1985	453	428	106	50	50	37	63	63	37
平均[e]		423	403	105	52	48	37	64	69	31

注：データは，本書発行までに結果が出ている労働時間配分調査にもとづいた推計値．労働時間に関するデータは，以下を含むその他の国でも収集されている．ベナン，チャド，キューバ，ドミニカ共和国，エクアドル，グアテマラ，ラオス，マリ，メキシコ，モロッコ，ネパール，ニカラグア，ナイジェリア，オマーン，フィリピン，タイ，ベトナム．市場活動とは，1993年改訂の国連国民経済計算体系（SNA）の定義による市場指向生産活動を指す．1993年以前の調査とそれ以降の調査は厳密に比較できない．
a. 上記の国・地域の非加重平均である．b. 市場と非市場活動の別は，1993年改訂のSNAに厳密にもとづくものではないため，国や地域の比較には注意が必要である．c. イスラエルとラトビアは，OECD諸国ではないが含まれている．d. Harvey 1995. e. 上記OECD諸国の非加重平均である（イスラエルとラトビアは除く）．
出典：表中の開発途上国の都市部，農村部については，Goldshimidt-Clermont and Pagnossin Aligisakis 1995 とHarvey 1995; 開発途上国の推計値については，UN 2002; OECD諸国とラトビアは，断りのない限りHarvey 2001.

29 女性の政治参加

HDI順位	女性が権利を得た年[a] 選挙権	被選挙権	女性が初めて国会議員に選出(E)または任命(A)された年	閣僚レベルの女性（全体に占める割合：）[b] 2001	MDG 女性の国会議席数（全体に占める割合：%）[c] 下院または一院制議会 1990	2004	上院議会 2004
人間開発高位国							
1 Norway	1907, 1913	1907, 1913	1911 A	42.1	36	36.4	–
2 Sweden	1861, 1921	1907, 1921	1921 E	55.0	38	45.3	–
3 Australia	1902, 1962	1902, 1962	1943 E	19.5	6	25.3	28.9
4 Canada	1917, 1950	1920, 1960	1921 E	24.3	13	20.6	32.4
5 Netherlands	1919	1917	1918 E	31.0	21	36.7	32.0
6 Belgium	1919, 1948	1921, 1948	1921 A	18.5	9	35.3	31.0
7 Iceland	1915, 1920	1915, 1920	1922 E	33.3	21	30.2	–
8 United States	1920, 1960	1788 [d]	1917 E	31.8	7	14.3	13.0
9 Japan	1945, 1947	1945, 1947	1946 E	5.7	1	7.1	15.4
10 Ireland	1918, 1928	1918, 1928	1918 E	18.8	8	13.3	16.7
11 Switzerland	1971	1971	1971 E	28.6	14	25.0	23.9
12 United Kingdom	1918, 1928	1918, 1928	1918 E	33.3	6	17.9	16.7
13 Finland	1906	1906	1907 E	44.4	32	37.5	..
14 Austria	1918	1918	1919 E	31.3	12	33.9	21.0
15 Luxembourg	1919	1919	1919 E	28.6	13	16.7	–
16 France	1944	1944	1945 E	37.9	7	12.2	10.9
17 Denmark	1915	1915	1918 E	45.0	31	38.0	–
18 New Zealand	1893	1919	1933 E	44.0	14	28.3	–
19 Germany	1918	1918	1919 E	35.7	..	32.2	24.6
20 Spain	1931	1931	1931 E	17.6	15	28.3	24.3
21 Italy	1945	1945	1946 E	17.6	13	11.5	8.1
22 Israel	1948	1948	1949 E	6.1	7	15.0	–
23 Hong Kong, China (SAR)	..	..	..	..	..	..	..
24 Greece	1927, 1952	1927, 1952	1952 E	7.1	7	8.7	..
25 Singapore	1947	1947	1963 E	5.7	5	16.0	..
26 Portugal	1931, 1976	1931, 1976	1934 E	9.7	8	19.1	..
27 Slovenia	1945	1945	1992 E [e]	15.0	..	12.2	..
28 Korea, Rep. of	1948	1948	1948 E	6.5	2	5.9	..
29 Barbados	1950	1950	1966 A	14.3	4	13.3	23.8
30 Cyprus	1960	1960	1963 E	..	2	10.7	–
31 Malta	1947	1947	1966 E	5.3	3	9.2	–
32 Czech Republic	1920	1920	1992 E [e]	..	..	17.0	12.3
33 Brunei Darussalam [f]	–	–	–	0.0	.. [g]	– [g]	– [g]
34 Argentina	1947	1947	1951 E	7.3	6	30.7	33.3
35 Seychelles	1948	1948	1976 E+A	23.1	16	29.4	–
36 Estonia	1918	1918	1919 E	14.3	..	18.8	–
37 Poland	1918	1918	1919 E	18.7	14	20.2	23.0
38 Hungary	1918	1918	1920 E	35.9	21	9.8	–
39 Saint Kitts and Nevis	1951	1951	1984 E	0.0	7	13.3	–
40 Bahrain	1973 [h]	1973 [h]	..	..	..	0.0 [i]	15.0 [i]
41 Lithuania	1921	1921	1920 A	18.9	..	10.6	–
42 Slovakia	1920	1920	1992 E [e]	19.0	..	19.3	–
43 Chile	1931, 1949	1931, 1949	1951 E	25.6	..	12.5	4.1
44 Kuwait [f]	–	–	–	0.0	..	0.0	–
45 Costa Rica	1949	1949	1953 E	28.6	11	35.1	..
46 Uruguay	1932	1932	1942 E	..	6	12.1	9.7
47 Qatar [f]	–	–	–	0.0	– [g]	– [g]	– [g]
48 Croatia	1945	1945	1992 E [e]	16.2	..	17.8	..
49 United Arab Emirates [f]	–	–	–	..	..	0.0	–
50 Latvia	1918	1918	..	6.7	..	21.0	–

29 女性の政治参加

HDI順位	女性が権利を得た年[a] 選挙権	被選挙権	女性が初めて国会議員に選出(E)または任命(A)された年	閣僚レベルの女性（全体に占める割合：）[b] 2001	MDG 女性の国会議席数（全体に占める割合：%）[c] 下院または一院制議会 1990	2004	上院議会 2004
51 Bahamas	1961, 1964	1961, 1964	1977 A	16.7	4	20.0	43.8
52 Cuba	1934	1934	1940 E	10.7	34	36.0	–
53 Mexico	1947	1953	1952 A	11.1	12	22.6	15.6
54 Trinidad and Tobago	1946	1946	1962 E+A	8.7	17	19.4	32.3
55 Antigua and Barbuda	1951	1951	1984 A	0.0	..	5.3	11.8
人間開発中位国							
56 Bulgaria	1937	1944	1945 E	18.8	21	26.2	–
57 Russian Federation	1918	1918	1993 E [e]	..	..	9.8	3.4
58 Libyan Arab Jamahiriya	1964	1964	..	12.5	..	..	–
59 Malaysia	1957	1957	1959 E	..	5	10.5	37.0
60 Macedonia, TFYR	1946	1946	1990 E [e]	10.9	..	18.3	–
61 Panama	1941, 1946	1941, 1946	1946 E	20.0	8	9.9	–
62 Belarus	1919	1919	1990 E [e]	25.7	..	10.3	31.1
63 Tonga	..	..	..	..	..	0.0	–
64 Mauritius	1956	1956	1976 E	9.1	7	5.7	–
65 Albania	1920	1920	1945 E	15.0	29	5.7	–
66 Bosnia and Herzegovina	..	..	..	..	..	16.7	0.0
67 Suriname	1948	1948	1975 E	..	8	17.6	–
68 Venezuela	1946	1946	1948 E	0.0	10	9.7	–
69 Romania	1929, 1946	1929, 1946	1946 E	20.0	34	10.7	5.7
70 Ukraine	1919	1919	1990 E [e]	..	..	5.3	–
71 Saint Lucia	1924	1924	1979 A	18.2	..	11.1	36.4
72 Brazil	1934	1934	1933 E	0.0	5	8.6	12.3
73 Colombia	1954	1954	1954 A	47.4	5	12.0	8.8
74 Oman [f]	–	–	–	..	– [g]	– [g]	– [g]
75 Samoa (Western)	1990	1990	1976 A	7.7	..	6.1	–
76 Thailand	1932	1932	1948 A	5.7	3	9.2	10.5
77 Saudi Arabia [f]	–	–	–	..	..	0.0	–
78 Kazakhstan	1924, 1993	1924, 1993	1990 E [e]	17.5	..	10.4	5.1
79 Jamaica	1944	1944	1944 E	12.5	5	11.7	19.0
80 Lebanon	1952	1952	1991 A	0.0	..	2.3	–
81 Fiji	1963	1963	1970A	20.7	..	5.7	6.7
82 Armenia	1921	1921	1990 E [e]	..	36	4.6	–
83 Philippines	1937	1937	1941 E	..	9	17.8	12.5
84 Maldives	1932	1932	1979 E	..	6	6.0	–
85 Peru	1955	1955	1956 E	16.2	6	17.5	–
86 Turkmenistan	1927	1927	1990 E	..	26	26.0	–
87 St. Vincent & the Grenadines	1951	1951	1979 E [e]	0.0	10	22.7	–
88 Turkey	1930	1934	1935 A	0.0	1	4.4	–
89 Paraguay	1961	1961	1963 E	..	6	8.8	8.9
90 Jordan	1974	1974	1989 A	0.0	..	5.5	12.7
91 Azerbaijan	1921	1921	1990 E [e]	2.6	..	10.5	–
92 Tunisia	1957, 1959	1957, 1959	1959 E	10.0	4	11.5	–
93 Grenada	1951	1951	1976 E+A	25.0	..	26.7	30.8
94 China	1949	1949	1954 E	5.1	21	20.2	–
95 Dominica	1951	1951	1980 E	0.0	10	18.8	–
96 Sri Lanka	1931	1931	1947 E	..	5	4.4	–
97 Georgia	1918, 1921	1918, 1921	1992 E [e]	9.7	..	7.2 [j]	– [j]
98 Dominican Republic	1942	1942	1942 E	..	8	17.3	6.3
99 Belize	1954	1954	1984 E+A	11.1	..	3.3	23.1
100 Ecuador	1929, 1967	1929, 1967	1956 E	20.0	5	16.0	..

29 女性の政治参加

HDI順位		女性が権利を得た年[a] 選挙権	被選挙権	女性が初めて国会議員に選出(E)または任命(A)された年	閣僚レベルの女性（全体に占める割合：）[b] 2001	MDG 女性の国会議席数（全体に占める割合：%）[c] 下院または一院制議会 1990	2004	上院議会 2004
101	Iran, Islamic Rep. of	1963	1963	1963 E+A	9.4	2	4.1	– [k]
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	..	..	..	..	..
103	El Salvador	1939	1961	1961 E	15.4	12	10.7	–
104	Guyana	1953	1945	1968 E	..	37	20.0	–
105	Cape Verde	1975	1975	1975 E	35.0	12	11.1	–
106	Syrian Arab Republic	1949, 1953	1953	1973 E	11.1	9	12.0	–
107	Uzbekistan	1938	1938	1990 E [e]	4.4	..	7.2	–
108	Algeria	1962	1962	1962 A	0.0	2.	6.2	..
109	Equatorial Guinea	1963	1963	1968 E	..	13	5.0	–
110	Kyrgyzstan	1918	1918	1990 E [e]	..	..	10.0	2.2
111	Indonesia	1945	1945	1950 A	5.9	12	8.0	–
112	Viet Nam	1946	1946	1976 E	..	18	27.3	–
113	Moldova, Rep. of	1978, 1993	1978, 1993	1990 E	..	..	12.9	–
114	Bolivia	1938, 1952	1938, 1952	1966 E	..	9	18.5	14.8
115	Honduras	1955	1955	1957	33.3	10	5.5	–
116	Tajikistan	1924	1924	1990 E [e]	..	..	12.7	11.8
117	Mongolia	1924	1924	1951 E	10.0	25	10.5	–
118	Nicaragua	1955	1955	1972 E	23.1	15	20.7	–
119	South Africa	1930, 1994	1930, 1994	1933 E	38.1	3	29.8	31.5 [m]
120	Egypt	1956	1956	1957 E	6.1	4	2.4	5.7
121	Guatemala	1946	1946	1956 E	7.1	7	8.2	–
122	Gabon	1956	1956	1961 E	12.1	13	9.2	13.2
123	São Tomé and Principe	1975	1975	1975 E	..	12	9.1	–
124	Solomon Islands	1974	1974	1993 E	..	..	0.0	–
125	Morocco	1963	1963	1993 E	4.9	..	10.8	..
126	Namibia	1989	1989	1989 E	16.3	7	26.4	7.7
127	India	1950	1950	1952 E	10.1	5	8.8	10.3
128	Botswana	1965	1965	1979 E	26.7	5	17.0	–
129	Vanuatu	1975, 1980	1975, 1980	1987 E	..	4	1.9	–
130	Cambodia	1955	1955	1958 E	7.1	..	9.8	13.1
131	Ghana	1954	1954	1960 A [l]	8.6	..	9.0	–
132	Myanmar	1935	1946	1947 E	..	..	.. [r]	.. [n]
133	Papua New Guinea	1964	1963	1977 E	0.0	..	0.9	–
134	Bhutan	1953	1953	1975 E	..	2	9.3	..
135	Lao People's Dem. Rep.	1958	1958	1958 E	10.2	6	22.9	–
136	Comoros	1956	1956	1993 E	..	..	– [o]	.. [o]
137	Swaziland	1968	1968	1972 E+A	12.5	4	10.8	30.0
138	Bangladesh	1972	1972	1973 E	9.5	10	2.0	–
139	Sudan	1964	1964	1964 E	5.1	..	9.7	–
140	Nepal	1951	1951	1952 A	14.8	6	5.9	..
141	Cameroon	1946	1946	1960 E	5.8	14	8.9	–
人間開発低位国								
142	Pakistan	1947	1947	1973 E	.. [p]	10	21.6	18.0
143	Togo	1945	1945	1961 E	7.4	5	7.4	–
144	Congo	1963	1963	1963 E	..	14	8.5	15.0
145	Lesotho	1965	1965	1965 A	..	..	11.7	36.4
146	Uganda	1962	1962	1962 A	27.1	12	24.7	–
147	Zimbabwe	1957	1978	1980 E+A	36.0	11	10.0	–
148	Kenya	1919, 1963	1919, 1963	1969 E+A	1.4	1	7.1	–
149	Yemen	1967	1967	1990 E [l]	..	4	0.3	–
150	Madagascar	1959	1959	1965 E	12.5	7	3.8	11.1
151	Nigeria	1958	1958	..	22.6	..	6.7	2.8

29 女性の政治参加

HDI順位		女性が権利を得た年[a] 選挙権	被選挙権	女性が初めて国会議員に選出(E)または任命(A)された年	閣僚レベルの女性（全体に占める割合：）[b] 2001	MDG 女性の国会議席数（全体に占める割合：%）[c] 下院または一院制議会 1990	2004	上院議会 2004
152	Mauritania	1961	1961	1975 E	13.6	..	3.7	5.4
153	Haiti	1950	1950	1961 E	18.2	..	3.6	25.9
154	Djibouti	1946	1986	2003 E	5.0	..	10.8	–
155	Gambia	1960	1960	1982 E	30.8	8	13.2	–
156	Eritrea	1955	1955	1994 E	11.8	..	22.0	–
157	Senegal	1945	1945	1963 E	15.6	13	19.2	–
158	Timor-Leste	..	..	..	..	..	26.1 [q]	–
159	Rwanda	1961	1961	1965	13.0	17	48.8	30.0
160	Guinea	1958	1958	1963 E	11.1	..	19.3	–
161	Benin	1956	1956	1979 E	10.5	3	7.2	–
162	Tanzania, U. Rep. of	1959	1959	..	..	..	21.4	–
163	Côte d'Ivoire	1952	1952	1965 E	9.1	6	8.5	–
164	Zambia	1962	1962	1964 E+A	6.2	7	12.0	–
165	Malawi	1961	1961	1964 E	11.8	10	9.3	–
166	Angola	1975	1975	1980 E	14.7	15	15.5	–
167	Chad	1958	1958	1962 E	..	..	5.8	–
168	Congo, Dem. Rep. of the	1967	1970	1970 E	..	5	8.3	–
169	Central African Republic	1986	1986	1987 E	..	4	– [o]	– [o]
170	Ethiopia	1955	1955	1957 E	22.2	..	7.7	8.3
171	Mozambique	1975	1975	1977 E	..	16	30.0	–
172	Guinea-Bissau	1977	1977	1972 A	8.3	20	– [s]	– [o]
173	Burundi	1961	1961	1982 E	4.5	..	18.4	18.9
174	Mali	1956	1956	1964 E	33.3	..	10.2	–
175	Burkina Faso	1958	1958	1978 E	8.6	..	11.7	–
176	Niger	1948	1948	1989 E	10.0	5	1.2	–
177	Sierra Leone	1961	1961	..	8.1	..	14.5	–

a. データは，普遍的で平等であることを基本とする選挙権あるいは被選挙権が認められた年をもとにしている．2つの年が併記されている場合は，最初の数字は部分的に選挙権あるいは被選挙権が認められた年を示す．b. データは，その国の執政官（executive）の定義に従い，各国から提供されたものである．そのため，大臣，副大臣はもとより，政務次官を含む各省庁の閣僚級の地位にある女性を含む可能性がある．c. 2004年3月1日現在のデータ．記載されている比率は，現在の議会の総議員数を参考に使い，計算している．
d. 女性全員の被選挙権が認められた年についての情報がない．しかし，米国憲法ではジェンダー（男女の別）について特に言及していない．e. 現行の議会制度で女性が選出された年．f. 女性の選挙権と被選挙権は承認されていない．g. ブルネイ，オマーン，カタールは，議会を持ったことがない．h. 1973年に施行された憲法では，すべての市民は法の前に平等である；しかし，同年に行われた最初の議会選挙では，女性に選挙についての権利を行使することはできなかった．最初の議会は，1975年に8月26日に大公の命で解散させられた．i. 女性は，2001年2月14日と15日に行われた国民投票で，国家行動憲章が承認され，女性は選挙権を認められた．その後，2002年に行われた総選挙で，女性は投票者のみならず立候補者として，完全な政治的な権利を行使できるようになった．j. 選挙は，2003年の11月に行われたが，2003年11月25日に，選挙結果はグルジアの最高裁判所によって無効とされた．やり直し選挙は，2004年3月に予定されている．k. 2004年3月1日時点で，選挙中であったため，女性議員の総数はわからない．l. 情報なく，確認もできない
m. 議席配分の数字には，必要に応じて指名される36人の上院持ち回り代表者は含まれていない．そのため，与えられている割合は，上院における54の終身議席をもとに計算されている．n. 1990年に選出の議会は，一度も召集あるいは出席を正式に認められないうちに，多くの議員が拘束されたか，亡命を余儀なくされた．o. 議会は解散されたか無期延期された．p. パキスタンは，2000年に7人の女性が閣僚級の地位にあり，2004年にその数は11人となった．この数字は，現在利用できる一連の国際的統計資料の数字には反映されていない．最新の資料が，近々発行予定である．q. 2001年の8月30日に行われた選挙の目的は，東ティモールの憲法改正議会の議員を選出することであった．この議会は，新たな選挙を経ずに独立を果たした2002年5月20日に，国民議会となったが，データはその時のものである．
出典：第1-3列: IPU 1995とIPU 2004a; 第4列: IPU 2001; 第5列: UN 2004e; 第6, 7列: IPU 2004b

30 主要な国際人権協定の現状

HDI順位	集団殺害犯罪の防止および処罰に関する国際条約（ジェノサイド条約）1948	人権に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）1965	市民および政治的権利に関する国際規約 1966	経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 1966	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）1979	拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約（拷問禁止条約）1984	子どもの権利条約 1989
人間開発高位国							
1 Norway	●	●	●	●	●	●	●
2 Sweden	●	●	●	●	●	●	●
3 Australia	●	●	●	●	●	●	●
4 Canada	●	●	●	●	●	●	●
5 Netherlands	●	●	●	●	●	●	●
6 Belgium	●	●	●	●	●	●	●
7 Iceland	●	●	●	●	●	●	●
8 United States	●	●	●	○	○	●	○
9 Japan		●	●	●	●	●	●
10 Ireland	●	●	●	●	●	●	●
11 Switzerland	●	●	●	●	●	●	●
12 United Kingdom	●	●	●	●	●	●	●
13 Finland	●	●	●	●	●	●	●
14 Austria	●	●	●	●	●	●	●
15 Luxembourg	●	●	●	●	●	●	●
16 France	●	●	●	●	●	●	●
17 Denmark	●	●	●	●	●	●	●
18 New Zealand	●	●	●	●	●	●	●
19 Germany	●	●	●	●	●	●	●
20 Spain	●	●	●	●	●	●	●
21 Italy	●	●	●	●	●	●	●
22 Israel	●	●	●	●	●	●	●
24 Greece	●	●	●	●	●	●	●
25 Singapore	●				●		●
26 Portugal	●	●	●	●	●	●	●
27 Slovenia	●	●	●	●	●	●	●
28 Korea, Rep. of	●	●	●	●	●	●	●
29 Barbados	●	●	●	●	●		●
30 Cyprus	●	●	●	●	●	●	●
31 Malta		●	●	●	●	●	●
32 Czech Republic	●	●	●	●	●	●	●
33 Brunei Darussalam							●
34 Argentina	●	●	●	●	●	●	●
35 Seychelles	●	●	●	●	●	●	●
36 Estonia	●	●	●	●	●	●	●
37 Poland	●	●	●	●	●	●	●
38 Hungary	●	●	●	●	●	●	●
39 Saint Kitts and Nevis					●		●
40 Bahrain	●	●			●	●	●
41 Lithuania	●	●	●	●	●	●	●
42 Slovakia	●	●	●	●	●	●	●
43 Chile	●	●	●	●	●	●	●
44 Kuwait	●	●	●	●	●	●	●
45 Costa Rica	●	●	●	●	●	●	●
46 Uruguay	●	●	●	●	●	●	●
47 Qatar		●				●	●
48 Croatia	●	●	●	●	●	●	●
49 United Arab Emirates		●					●
50 Latvia	●	●	●	●	●	●	●
51 Bahamas	●	●			●		●

30 主要な国際人権協定の現状

HDI順位	集団殺害犯罪の防止および処罰に関する国際条約（ジェノサイド条約）1948	人権に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）1965	市民および政治的権利に関する国際規約 1966	経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 1966	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）1979	拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約（拷問禁止条約）1984	子どもの権利条約 1989
52 Cuba	●	●			●	●	●
53 Mexico	●	●	●	●	●	●	●
54 Trinidad and Tobago	●	●	●	●	●		●
55 Antigua and Barbuda	●	●			●	●	●
人間開発中位国							
56 Bulgaria	●	●	●	●	●	●	●
57 Russian Federation	●	●	●	●	●	●	●
58 Libyan Arab Jamahiriya	●	●	●	●	●	●	●
59 Malaysia	●				●		●
60 Macedonia, TFYR	●	●	●	●	●	●	●
61 Panama	●	●	●	●	●	●	●
62 Belarus	●	●	●	●	●	●	●
63 Tonga	●	●					●
64 Mauritius		●	●	●	●	●	●
65 Albania	●	●	●	●	●	●	●
66 Bosnia and Herzegovina	●	●	●	●	●	●	●
67 Suriname		●	●	●	●		●
68 Venezuela	●	●	●	●	●	●	●
69 Romania	●	●	●	●	●	●	●
70 Ukraine	●	●	●	●	●	●	●
71 Saint Lucia		●			●		●
72 Brazil	●	●	●	●	●	●	●
73 Colombia	●	●	●	●	●	●	●
74 Oman		●					●
75 Samoa (Western)					●		●
76 Thailand		●	●	●	●		●
77 Saudi Arabia	●	●			●	●	●
78 Kazakhstan	●	●	○	○	●	●	●
79 Jamaica	●	●	●	●	●		●
80 Lebanon	●	●	●	●	●	●	●
81 Fiji	●	●			●		●
82 Armenia	●	●	●	●	●	●	●
83 Philippines	●	●	●	●	●	●	●
84 Maldives	●	●			●		●
85 Peru	●	●	●	●	●	●	●
86 Turkmenistan		●	●	●	●	●	●
87 St. Vincent & the Grenadines	●	●	●	●	●	●	●
88 Turkey	●	●	●	●	●	●	●
89 Paraguay	●	●	●	●	●	●	●
90 Jordan	●	●	●	●	●	●	●
91 Azerbaijan	●	●	●	●	●	●	●
92 Tunisia	●	●	●	●	●	●	●
93 Grenada		○	●	●	●		●
94 China	●	●	○	●	●	●	●
95 Dominica			●	●	●		●
96 Sri Lanka	●	●	●	●	●	●	●
97 Georgia	●	●	●	●	●	●	●
98 Dominican Republic	○	●	●	●	●	○	●
99 Belize	●	●	●	○	●	●	●
100 Ecuador	●	●	●	●	●	●	●

30 主要な国際人権協定の現状

HDI順位		集団殺害犯罪の防止および処罰に関する国際条約（ジェノサイド条約）1948	人権に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）1965	市民および政治的権利に関する国際規約 1966	経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 1966	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）1979	拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約（拷問禁止条約）1984	子どもの権利条約 1989
101	Iran, Islamic Rep. of	●	●	●	●			●
103	El Salvador	●	●	●	●	●	●	●
104	Guyana		●	●	●	●	●	●
105	Cape Verde		●	●	●	●	●	●
106	Syrian Arab Republic	●	●	●	●	●		●
107	Uzbekistan	●	●	●	●	●	●	●
108	Algeria	●	●	●	●	●	●	●
109	Equatorial Guinea		●	●	●	●	●	●
110	Kyrgyzstan	●	●	●	●	●	●	●
111	Indonesia		●			●	●	●
112	Viet Nam	●	●	●	●	●		●
113	Moldova, Rep. of	●	●	●	●	●	●	●
114	Bolivia	○	●	●	●	●	●	●
115	Honduras	●	●	●	●	●	●	●
116	Tajikistan		●	●	●	●	●	●
117	Mongolia	●	●	●	●	●	●	●
118	Nicaragua	●	●	●	●	●	○	●
119	South Africa	●	●	●	○	●	●	●
120	Egypt	●	●	●	●	●	●	●
121	Guatemala	●	●	●	●	●	●	●
122	Gabon	●	●	●	●	●	●	●
123	São Tomé and Principe		○	○	○	●	○	●
124	Solomon Islands		●		●	●		●
125	Morocco	●	●	●	●	●	●	●
126	Namibia	●	●	●	●	●	●	●
127	India	●	●	●	●	●	○	●
128	Botswana		●	●		●	●	●
129	Vanuatu					●		●
130	Cambodia	●	●	●	●	●	●	●
131	Ghana	●	●	●	●	●	●	●
132	Myanmar	●				●		●
133	Papua New Guinea	●	●			●		●
134	Bhutan		○			●		●
135	Lao People's Dem. Rep.	●	●	○	○	●		●
136	Comoros		○			●	○	●
137	Swaziland		●					●
138	Bangladesh	●	●	●	●	●	●	●
139	Sudan	●	●	●	●		○	●
140	Nepal	●	●	●	●	●	●	●
141	Cameroon		●	●	●	●	●	●
人間開発低位国								
142	Pakistan	●	●			●		●
143	Togo	●	●	●	●	●	●	●
144	Congo		●	●	●	●	●	●
145	Lesotho	●	●	●	●	●	●	●
146	Uganda	●	●	●	●	●	●	●
147	Zimbabwe	●	●	●	●	●		●
148	Kenya		●	●	●	●	●	●
149	Yemen	●	●	●	●	●	●	●
150	Madagascar		●	●	●	●	○	●
151	Nigeria		●	●	●	●	●	●

30 主要な国際人権協定の現状

HDI順位		集団殺害犯罪の防止および処罰に関する国際条約（ジェノサイド条約）1948	人権に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）1965	市民および政治的権利に関する国際規約 1966	経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 1966	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）1979	拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約（拷問禁止条約）1984	子どもの権利条約 1989
152	Mauritania		●			●		●
153	Haiti	●	●	●		●		●
154	Djibouti			●	●	●	●	●
155	Gambia	●	●	●	●	●	○	●
156	Eritrea		●	●	●	●		●
157	Senegal	●	●	●	●	●	●	●
158	Timor-Leste		●	●	●	●	●	●
159	Rwanda	●	●	●	●	●		●
160	Guinea	●	●	●	●	●	●	●
161	Benin		●	●	●	●	●	●
162	Tanzania, U. Rep. of	●	●	●	●	●		●
163	Côte d'Ivoire	●	●	●	●	●	●	●
164	Zambia		●	●	●	●	●	●
165	Malawi		●	●	●	●	●	●
166	Angola			●	●	●		●
167	Chad		●	●	●	●	●	●
168	Congo, Dem. Rep. of the	●	●	●	●	●	●	●
169	Central African Republic		●	●	●	●		●
170	Ethiopia	●	●	●	●	●	●	●
171	Mozambique	●	●	●		●	●	●
172	Guinea-Bissau		○	○	●	●	○	●
173	Burundi	●	●	●	●	●	●	●
174	Mali	●	●	●	●	●	●	●
175	Burkina Faso	●	●	●	●	●	●	●
176	Niger		●	●	●	●	●	●
177	Sierra Leone		●	●	●	●	●	●
その他[a]								
	Afghanistan	●	●	●	●	●	●	●
	Andorra		○	○		●	○	●
	Cook Islands							●
	Holy See		●				●	●
	Iraq	●	●	●	●	●		●
	Kiribati							●
	Korea, Dem. Rep.	●		●	●	●		●
	Liberia	●	●	○	○	●		●
	Liechtenstein	●	●	●	●	●	●	●
	Marshall Islands							●
	Micronesia, Fed. Sts.							●
	Monaco	●	●	●	●		●	●
	Nauru		○	○			○	●
	Niue							●
	Palau							●
	San Marino		●	●	●	●	○	●
	Serbia and Montenegro	●	●	●	●	●	●	●
	Somalia		●	●	●		●	○
	Tuvalu					●		●
総国家数[b]		135	169	151	148	175	134	192
署名後批准していない		2	7	8	7	1	12	2

●批准，加盟あるいは承継　○署名後批准していない

注：指標表には，上記7つの人権に関する条約のうち少なくとも1つ署名あるいは批准している国家が掲載されている．2004年3月現在のデータ．

a. 主要な指標表に掲載されている177の国や地域以外の国または地域で，上記7つの人権に関する条約のうち少なくとも1つを署名あるいは批准している．b. 批准，加盟あるいは承継している．

出典：第1-7列; UN 2004f

31 基本的労働条約の現状

HDI順位		結社の自由と団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用と職業に関しての差別撤廃		児童労働廃絶	
		条約87号[a]	条約98号[b]	条約29号[c]	条約105号[d]	条約100号[e]	条約111号[f]	条約138号[g]	条約182号[h]
人間開発高位国									
1	Norway	●	●	●	●	●	●	●	●
2	Sweden	●	●	●	●	●	●	●	●
3	Australia	●	●	●	●	●	●		
4	Canada	●			●	●	●		●
5	Netherlands	●	●	●	●	●	●	●	●
6	Belgium	●	●	●	●	●	●	●	●
7	Iceland	●	●	●	●	●	●	●	●
8	United States				●				●
9	Japan	●	●	●		●		●	●
10	Ireland	●	●	●	●	●	●	●	●
11	Switzerland	●	●	●	●	●	●	●	●
12	United Kingdom	●	●	●	●	●	●	●	●
13	Finland	●	●	●	●	●	●	●	●
14	Austria	●	●	●	●	●	●	●	●
15	Luxembourg	●	●	●	●	●	●	●	●
16	France	●	●	●	●	●	●	●	●
17	Denmark	●	●	●	●	●	●	●	●
18	New Zealand		●	●	●	●	●		●
19	Germany	●	●	●	●	●	●	●	●
20	Spain	●	●	●	●	●	●	●	●
21	Italy	●	●	●	●	●	●	●	●
22	Israel	●	●	●	●	●	●	●	
24	Greece	●	●	●	●	●	●	●	●
25	Singapore		●	●	▽	●			●
26	Portugal	●	●	●	●	●	●	●	●
27	Slovenia	●	●	●	●	●	●	●	●
28	Korea, Rep. of					●	●	●	●
29	Barbados	●	●	●	●	●	●	●	●
30	Cyprus	●	●	●	●	●	●	●	●
31	Malta	●	●	●	●	●	●	●	●
32	Czech Republic	●	●	●	●	●	●		●
33	Brunei Darussalam								
34	Argentina	●	●	●	●	●	●	●	●
35	Seychelles	●	●	●	●	●	●	●	●
36	Estonia	●	●	●	●	●			●
37	Poland	●	●	●	●	●	●	●	●
38	Hungary	●	●	●	●	●	●	●	●
39	Saint Kitts and Nevis	●	●	●	●	●	●		●
40	Bahrain			●	●		●		●
41	Lithuania	●	●	●	●	●	●	●	●
42	Slovakia	●	●	●	●	●	●	●	●
43	Chile	●	●	●	●	●	●	●	●
44	Kuwait	●		●	●		●	●	●
45	Costa Rica	●	●	●	●	●	●	●	●
46	Uruguay	●	●	●	●	●	●	●	●
47	Qatar			●			●		●
48	Croatia	●	●	●	●	●	●	●	●
49	United Arab Emirates			●	●	●	●	●	●
50	Latvia	●	●		●	●	●		
51	Bahamas	●	●	●	●	●	●	●	●

31 基本的労働条約の現状

HDI順位		結社の自由と団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用と職業に関しての差別撤廃		児童労働廃絶	
		条約87号[a]	条約98号[b]	条約29号[c]	条約105号[d]	条約100号[e]	条約111号[f]	条約138号[g]	条約182号[h]
52	Cuba	●	●	●	●	●	●	●	
53	Mexico	●		●	●	●	●		●
54	Trinidad and Tobago	●	●	●	●	●	●		●
55	Antigua and Barbuda	●	●	●	●	●	●	●	●
人間開発中位国									
56	Bulgaria	●	●	●	●	●	●	●	●
57	Russian Federation	●	●	●	●	●	●	●	●
58	Libyan Arab Jamahiriya	●	●	●	●	●	●	●	●
59	Malaysia		●	●	▽	●		●	●
60	Macedonia, TFYR	●	●	●	●	●	●	●	●
61	Panama	●	●	●	●	●	●	●	●
62	Belarus	●	●	●	●	●	●	●	●
63	Tonga								
64	Mauritius		●	●	●	●	●	●	●
65	Albania	●	●	●	●	●	●	●	●
66	Bosnia and Herzegovina	●	●	●	●	●	●	●	●
67	Suriname	●	●	●	●				
68	Venezuela	●	●	●	●	●	●	●	
69	Romania	●	●	●	●	●	●	●	●
70	Ukraine	●	●	●	●	●	●	●	●
71	Saint Lucia	●	●	●	●	●	●		●
72	Brazil		●	●	●	●	●	●	●
73	Colombia	●	●	●	●	●	●	●	
74	Oman			●					●
75	Samoa (Western)								
76	Thailand			●	●	●			●
77	Saudi Arabia			●	●	●	●		●
78	Kazakhstan	●	●	●	●	●	●	●	●
79	Jamaica	●	●	●	●	●	●	●	●
80	Lebanon		●	●	●	●	●	●	●
81	Fiji	●	●	●	●	●	●	●	●
82	Armenia		●			●	●		
83	Philippines	●	●		●	●	●	●	●
84	Maldives								
85	Peru	●	●	●	●	●	●	●	●
86	Turkmenistan	●	●	●	●	●	●		
87	St. Vincent & the Grenadines	●	●	●	●	●	●		●
88	Turkey	●	●	●	●	●	●	●	●
89	Paraguay	●	●	●	●	●	●	●	●
90	Jordan		●	●	●	●	●	●	●
91	Azerbaijan	●	●	●	●	●	●	●	
92	Tunisia	●	●	●	●	●	●	●	●
93	Grenada	●	●	●	●	●	●	●	●
94	China					●		●	●
95	Dominica	●	●	●	●	●	●	●	●
96	Sri Lanka	●	●	●	●	●	●	●	●
97	Georgia	●	●	●	●	●	●	●	●
98	Dominican Republic	●	●	●	●	●	●	●	●
99	Belize	●	●	●	●	●	●	●	●
100	Ecuador	●	●	●	●	●	●	●	●

31 基本的労働条約の現状

HDI順位		結社の自由と団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用と職業に関しての差別撤廃		児童労働廃絶	
		条約87号[a]	条約98号[b]	条約29号[c]	条約105号[d]	条約100号[e]	条約111号[f]	条約138号[g]	条約182号[h]
101	Iran, Islamic Rep. of			●	●	●	●		●
103	El Salvador			●	●	●	●	●	●
104	Guyana	●	●	●	●	●	●	●	●
105	Cape Verde	●	●	●	●	●	●		●
106	Syrian Arab Republic	●	●	●	●	●	●	●	●
107	Uzbekistan		●	●	●	●	●		
108	Algeria	●	●	●	●	●	●	●	●
109	Equatorial Guinea	●	●	●	●	●	●	●	●
110	Kyrgyzstan	●	●	●	●	●	●	●	
111	Indonesia	●	●	●	●	●	●	●	●
112	Viet Nam					●	●	●	●
113	Moldova, Rep. of	●	●	●	●	●	●	●	●
114	Bolivia	●	●		●	●	●	●	●
115	Honduras	●	●	●	●	●	●	●	●
116	Tajikistan	●	●	●	●	●	●	●	
117	Mongolia	●	●			●	●	●	●
118	Nicaragua	●	●	●	●	●	●	●	●
119	South Africa	●	●	●	●	●	●	●	●
120	Egypt	●	●	●	●	●	●	●	●
121	Guatemala	●	●	●	●	●	●	●	●
122	Gabon	●	●	●	●	●	●		●
123	São Tomé and Príncipe	●	●			●	●		
124	Solomon Islands			●					
125	Morocco		●	●	●	●	●	●	●
126	Namibia	●	●	●	●		●	●	●
127	India			●	●	●	●		
128	Botswana	●	●	●	●	●	●	●	●
129	Vanuatu								
130	Cambodia	●	●	●	●	●	●	●	
131	Ghana	●	●	●	●	●	●		●
132	Myanmar	●		●					
133	Papua New Guinea	●	●	●	●	●	●	●	●
134	Bhutan								
135	Lao People's Dem. Rep.			●					
136	Comoros	●	●	●	●	●			
137	Swaziland	●	●	●	●	●	●	●	●
138	Bangladesh	●	●	●	●	●	●		●
139	Sudan		●	●	●	●	●	●	●
140	Nepal		●	●		●	●	●	●
141	Cameroon	●	●	●	●	●	●	●	●
人間開発低位国									
142	Pakistan	●	●	●	●	●	●		●
143	Togo	●	●	●	●	●	●	●	●
144	Congo	●	●	●	●	●	●	●	●
145	Lesotho	●	●	●	●	●	●	●	●
146	Uganda		●	●	●			●	●
147	Zimbabwe	●	●	●	●	●	●	●	●
148	Kenya		●	●	●	●	●	●	●
149	Yemen	●	●	●	●	●	●	●	●
150	Madagascar	●	●	●		●	●	●	●
151	Nigeria	●	●	●	●	●	●	●	●

31 基本的労働条約の現状

HDI順位		結社の自由と団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用と職業に関しての差別撤廃		児童労働廃絶	
		条約87号[a]	条約98号[b]	条約29号[c]	条約105号[d]	条約100号[e]	条約111号[f]	条約138号[g]	条約182号[h]
152	Mauritania	●	●	●	●	●	●	●	●
153	Haiti	●	●	●	●	●	●		
154	Djibouti	●	●	●	●	●			
155	Gambia	●	●	●	●	●	●	●	●
156	Eritrea	●	●	●	●	●	●	●	
157	Senegal	●	●	●	●	●	●	●	●
158	Timor-Leste								
159	Rwanda	●	●	●	●	●	●	●	●
160	Guinea	●	●	●	●	●	●	●	●
161	Benin	●	●	●	●	●	●	●	●
162	Tanzania, U. Rep. of	●	●	●	●	●	●	●	●
163	Côte d'Ivoire	●	●	●	●	●	●	●	●
164	Zambia	●	●	●	●	●	●	●	●
165	Malawi	●	●	●	●	●	●	●	●
166	Angola	●	●	●	●	●	●	●	●
167	Chad	●	●	●	●	●	●		●
168	Congo, Dem. Rep. of the	●	●	●	●	●	●	●	●
169	Central African Republic	●	●	●	●	●	●	●	●
170	Ethiopia	●	●	●	●	●	●	●	●
171	Mozambique	●	●	●	●	●	●	●	●
172	Guinea-Bissau		●	●	●	●	●		
173	Burundi	●	●	●	●	●	●	●	●
174	Mali	●	●	●	●	●	●	●	●
175	Burkina Faso	●	●	●	●	●	●	●	●
176	Niger	●	●	●	●	●	●	●	●
177	Sierra Leone	●	●	●	●	●	●		
その他[i]									
	Afghanistan				●	●	●		
	Iraq		●	●	●	●	●	●	●
	Kiribati	●	●	●	●				
	Liberia	●	●	●	●		●		●
	San Marino	●	●	●	●	●	●	●	●
	Serbia and Montenegro	●	●	●	●	●	●	●	●
	Somalia			●	●		●		
批准国総数		142	154	163	159	161	159	132	147

●批准された条約. ▽廃棄された条約.
注：指標表には，国連加盟国のみが記載されている．
a. 結社の自由と団体権保護条約(1948) b. 団結権と団体交渉権条約(1949) c. 強制労働条約(1930) d. 強制労働撤廃条約(1957) e. 男女同一報酬条約(1951) f. (雇用と職業) 差別禁止条約(1958) g. 就業最小年齢条約(1973) h. 最悪な形態の児童労働廃絶条約(1999) i. 人間開発指数(HDI)が算出されていないが，少なくともこれらの労働条約の1つは批准している国．
出典：第1-8列: ILO 2004a

32 人間開発に関する指数：地域別状況

		人間開発指数(HDI) 1975	1990	2002	開発途上国の人間貧困指数 (HPI-1)	高所得OECD諸国の人間貧困指数 (HPI-2)	ジェンダー開発指数 (GDI)	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)
アラブ諸国								
108	Algeria	0.504	0.642	0.704	21.9	..	0.688	..
40	Bahrain	..	**0.808**	**0.843**	..	..	**0.832**	**0.395**
154	Djibouti	..	..	0.454	34.3	..	..	..
120	Egypt	0.438	0.577	0.653	30.9	..	0.634	0.266
90	Jordan	..	0.682	0.750	**7.2**	..	0.734	..
44	Kuwait	**0.761**	..	0.838	..	..	0.827	..
80	Lebanon	..	0.673	0.758	9.5	..	0.755	..
58	Libyan Arab Jamahiriya	..	..	0.794	15.3	..	..	..
125	Morocco	0.429	0.542	0.620	34.5	..	0.604	..
102	Occupied Palestinian Territories	..	..	0.726	..	..	..	..
74	Oman	0.493	0.696	0.770	31.5	..	0.747	..
47	Qatar	..	..	0.833	..	..	..	..
77	Saudi Arabia	0.602	0.707	0.768	15.8	..	0.739	0.207
139	Sudan	0.344	0.427	0.505	31.6	..	0.485	..
106	Syrian Arab Republic	0.534	0.635	0.710	13.7	..	0.689	..
92	Tunisia	0.516	0.656	0.745	19.2	..	0.734	..
49	United Arab Emirates	0.744	0.805	0.824	..	..	..	..
149	Yemen	..	0.392	0.482	40.3	..	0.436	0.123
東アジア・太平洋諸国								
33	Brunei Darussalam	..	..	0.867	..	..	..	..
130	Cambodia	..	..	0.568	42.6	..	0.557	0.364
94	China	0.523	0.627	0.745	13.2	..	0.741	..
81	Fiji	0.659	0.722	0.758	21.3	..	0.747	0.335
23	Hong Kong, China (SAR)	**0.760**	**0.862**	**0.903**	..	..	**0.898**	..
111	Indonesia	0.467	0.623	0.692	17.8	..	0.685	..
28	Korea, Rep. of	0.705	0.817	0.888	..	..	0.882	0.377
135	Lao People's Dem. Rep.	..	0.449	0.534	40.3	..	0.528	..
59	Malaysia	0.614	0.720	0.793	..	..	0.786	0.519
117	Mongolia	..	0.656	0.668	19.1	..	0.664	0.429
132	Myanmar	..	..	0.551	25.4	..	..	..
133	Papua New Guinea	0.423	0.482	0.542	37.0	..	0.536	..
83	Philippines	0.653	0.719	0.753	15.0	..	0.751	0.542
75	Samoa (Western)	..	..	0.769	..	..	..	..
25	Singapore	0.724	0.821	0.902	**6.3**	..	0.884	**0.648**
124	Solomon Islands	..	..	0.624	..	..	..	..
76	Thailand	0.613	0.707	0.768	13.1	..	0.766	0.461
158	Timor-Leste	..	..	0.436	..	..	..	..
63	Tonga	..	..	0.787	..	..	..	..
129	Vanuatu	..	..	0.570	..	..	..	..
112	Viet Nam	..	0.610	0.691	20.0	..	0.689	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国								
55	Antigua and Barbuda	..	..	0.800	..	..	..	..
34	Argentina	0.784	0.810	0.853	..	..	0.841	0.645
51	Bahamas	..	0.825	0.815	..	..	0.813	**0.699**
29	Barbados	**0.804**	**0.851**	**0.888**	**2.5**	..	**0.884**	0.634
99	Belize	..	0.747	0.737	16.7	..	0.718	0.455
114	Bolivia	0.512	0.603	0.681	14.4	..	0.674	0.524
72	Brazil	0.644	0.714	0.775	11.8	..	0.768	..
43	Chile	0.703	0.784	0.839	4.1	..	0.830	0.460
73	Colombia	0.661	0.727	0.773	8.1	..	0.770	0.498
45	Costa Rica	0.745	0.791	0.834	4.4	..	0.823	0.664

32 人間開発に関する指数：地域別状況

		人間開発指数(HDI) 1975	1990	2002	開発途上国の人間貧困指数 (HPI-1)	高所得OECD諸国の人間貧困指数 (HPI-2)	ジェンダー開発指数 (GDI)	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)
52	Cuba	..	..	0.809	5.0	..	..	..
95	Dominica	..	..	0.743	..	..	..	..
98	Dominican Republic	0.617	0.678	0.738	13.7	..	0.728	0.527
100	Ecuador	0.630	0.710	0.735	12.0	..	0.721	0.490
103	El Salvador	0.590	0.648	0.720	17.0	..	0.709	0.448
93	Grenada	..	..	0.745	..	..	..	..
121	Guatemala	0.510	0.583	0.649	22.5	..	0.635	..
104	Guyana	0.677	0.697	0.719	12.9	..	0.715	..
153	Haiti	..	0.455	0.463	41.1	..	0.458	..
115	Honduras	0.517	0.624	0.672	16.6	..	0.662	0.355
79	Jamaica	0.687	0.726	0.764	9.2	..	0.762	..
53	Mexico	0.688	0.761	0.802	9.1	..	0.792	0.563
118	Nicaragua	0.565	0.589	0.667	18.3	..	0.660	..
61	Panama	0.708	0.748	0.791	7.7	..	0.785	0.486
89	Paraguay	0.667	0.719	0.751	10.6	..	0.736	0.417
85	Peru	0.642	0.706	0.752	13.2	..	0.736	0.524
39	Saint Kitts and Nevis	..	..	0.844	..	..	..	..
71	Saint Lucia	..	..	0.777	..	..	..	..
87	St. Vincent & the Grenadines	..	..	0.751	..	..	..	..
67	Suriname	..	..	0.780	..	..	..	..
54	Trinidad and Tobago	0.735	0.791	0.801	7.7	..	0.795	0.644
46	Uruguay	0.759	0.803	0.833	3.6	..	0.829	0.511
68	Venezuela	0.716	0.759	0.778	8.5	..	0.770	0.444
南アジア								
138	Bangladesh	0.345	0.417	0.509	42.2	..	0.499	0.218
134	Bhutan	..	..	0.536	..	..	..	..
127	India	0.411	0.514	0.595	31.4	..	0.572	..
101	Iran, Islamic Rep. of	0.565	0.649	0.732	16.4	..	0.713	0.313
84	Maldives	..	..	**0.752**	**11.4**	..	..	..
140	Nepal	0.291	0.418	0.504	41.2	..	0.484	..
142	Pakistan	0.346	0.444	0.497	41.9	..	0.471	**0.416**
96	Sri Lanka	**0.613**	**0.698**	0.740	18.2	..	**0.738**	0.276
南欧								
30	Cyprus	..	**0.835**	**0.883**	..	..	**0.875**	**0.497**
88	Turkey	0.590	0.683	0.751	12.0	..	0.746	0.290
サハラ以南アフリカ								
166	Angola	..	..	0.381	..	..	..	..
161	Benin	0.288	0.356	0.421	45.7	..	0.406	..
128	Botswana	0.503	0.675	0.589	43.5	..	0.581	0.562
175	Burkina Faso	0.239	0.302	0.302	65.5	..	0.291	..
173	Burundi	0.282	0.338	0.339	45.8	..	0.337	..
141	Cameroon	0.415	0.519	0.501	36.9	..	0.491	..
105	Cape Verde	..	0.623	0.717	19.7	..	0.709	..
169	Central African Republic	0.334	0.375	0.361	47.7	..	0.345	..
167	Chad	0.260	0.326	0.379	49.6	..	0.368	..
136	Comoros	..	0.501	0.530	31.4	..	0.510	..
144	Congo	0.451	0.532	0.494	31.9	..	0.488	..
168	Congo, Dem. Rep. of the	0.410	0.414	0.365	42.9	..	0.355	..
163	Côte d'Ivoire	0.382	0.429	0.399	45.0	..	0.379	..
109	Equatorial Guinea	..	0.504	0.703	32.7	..	0.691	..
156	Eritrea	..	..	0.439	41.8	..	0.431	..

32 人間開発に関する指数：地域別状況

		人間開発指数(HDI) 1975	1990	2002	開発途上国の人間貧困指数 (HPI-1)	高所得OECD諸国の人間貧困指数 (HPI-2)	ジェンダー開発指数 (GDI)	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)
170	Ethiopia	..	0.305	0.359	55.5	..	0.346	..
122	Gabon	..	..	0.648	..	..	..	..
155	Gambia	0.283	..	0.452	45.8	..	0.446	..
131	Ghana	0.439	0.511	0.568	26.0	..	0.564	..
160	Guinea	..	..	0.425	..	..	..	..
172	Guinea-Bissau	0.254	0.311	0.350	48.0	..	0.329	..
148	Kenya	0.445	0.540	0.488	37.5	..	0.486	..
145	Lesotho	0.457	0.544	0.493	47.9	..	0.483	..
150	Madagascar	0.400	0.436	0.469	35.9	..	0.462	..
165	Malawi	0.315	0.368	0.388	46.8	..	0.374	..
174	Mali	0.232	0.288	0.326	58.9	..	0.309	..
152	Mauritania	0.339	0.387	0.465	48.3	..	0.456	..
64	Mauritius	..	0.723	0.785	**11.3**	..	**0.775**	..
171	Mozambique	..	0.310	0.354	49.8	..	0.339	..
126	Namibia	..	..	0.607	37.7	..	0.602	**0.572**
176	Niger	0.237	0.259	0.292	61.4	..	0.278	..
151	Nigeria	0.324	0.430	0.466	35.1	..	0.458	..
159	Rwanda	0.341	0.351	0.431	44.7	..	0.423	..
123	São Tomé and Principe	..	..	0.645	..	..	..	..
157	Senegal	0.315	0.382	0.437	44.1	..	0.429	..
35	Seychelles	..	..	**0.853**	..	..	..	..
177	Sierra Leone	..	..	0.273	..	..	..	..
119	South Africa	**0.655**	**0.729**	0.666	31.7	..	0.661	..
137	Swaziland	0.516	0.611	0.519	..	..	0.505	0.487
162	Tanzania, U. Rep. of	..	0.413	0.407	36.0	..	0.401	..
143	Togo	0.396	0.474	0.495	38.0	..	0.477	..
146	Uganda	..	0.395	0.493	36.4	..	0.487	..
164	Zambia	0.466	0.466	0.389	50.4	..	0.375	..
147	Zimbabwe	0.547	0.617	0.491	52.0	..	0.482	..
中東欧・CIS諸国								
65	Albania	..	0.702	0.781	..	..	0.778	..
82	Armenia	..	0.751	0.754	..	..	0.752	..
91	Azerbaijan	..	..	0.746	..	..	..	..
62	Belarus	..	0.785	0.790	..	..	0.789	..
66	Bosnia and Herzegovina	..	..	0.781	..	..	..	..
56	Bulgaria	..	0.795	0.796	..	..	0.795	..
48	Croatia	..	0.806	0.830	..	..	0.827	0.560
32	Czech Republic	..	..	0.868	..	..	0.865	0.586
36	Estonia	..	0.817	0.853	..	..	0.852	0.592
97	Georgia	..	..	0.739	..	..	..	0.387
38	Hungary	0.777	0.807	0.848	..	..	0.847	0.529
78	Kazakhstan	..	0.767	0.766	..	..	0.761	..
110	Kyrgyzstan	..	..	0.701	..	..	..	..
50	Latvia	..	0.807	0.823	..	..	0.823	0.591
41	Lithuania	..	**0.823**	0.842	..	..	0.841	0.508

32 人間開発に関する指数：地域別状況

		人間開発指数(HDI) 1975	1990	2002	開発途上国の人間貧困指数 (HPI-1)	高所得OECD諸国の人間貧困指数 (HPI-2)	ジェンダー開発指数 (GDI)	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)
60	Macedonia, TFYR	..	..	0.793	..	..	..	0.517
113	Moldova, Rep. of	..	0.736	0.681	..	..	0.678	0.469
37	Poland	..	0.802	0.850	..	..	0.848	0.606
69	Romania	..	0.771	0.778	..	..	0.775	0.465
57	Russian Federation	..	0.813	0.795	..	..	0.794	0.467
42	Slovakia	..	..	0.842	..	..	0.840	**0.607**
27	Slovenia	..	..	**0.895**	..	..	**0.892**	0.584
116	Tajikistan	..	0.719	0.671	..	..	0.668	..
86	Turkmenistan	..	..	0.752	..	..	0.748	..
70	Ukraine	..	0.798	0.777	..	..	0.773	0.411
107	Uzbekistan	..	..	0.709	..	..	0.705	..
高所得OECD諸国[a]								
3	Australia	0.847	0.892	0.946	..	12.9	0.945	0.806
14	Austria	0.842	0.893	0.934	..	..	0.924	0.770
6	Belgium	0.845	0.897	0.942	..	12.4	0.938	0.808
4	Canada	0.869	**0.928**	0.943	..	12.2	0.941	0.787
17	Denmark	0.872	0.897	0.932	..	9.1	0.931	0.847
13	Finland	0.839	0.899	0.935	..	8.4	0.933	0.820
15	Luxembourg	0.838	0.882	0.933	..	10.5	0.926	..
19	Germany	..	0.887	0.925	..	10.3	0.921	0.804
24	Greece	0.832	0.870	0.902	..	..	0.894	0.523
7	Iceland	0.862	0.913	0.941	..	..	0.938	0.816
10	Ireland	0.810	0.869	0.936	..	15.3	0.929	0.710
22	Israel	0.794	0.857	0.908	..	..	0.906	0.614
21	Italy	0.841	0.887	0.920	..	11.6	0.914	0.583
16	France	0.852	0.902	0.932	..	10.8	0.929	..
31	Malta	0.726	0.824	0.875	..	..	0.866	0.480
5	Netherlands	0.865	0.907	0.942	..	8.2	0.938	0.817
18	New Zealand	0.847	0.874	0.926	..	..	0.924	0.772
1	Norway	0.866	0.911	**0.956**	..	7.1	**0.955**	**0.908**
26	Portugal	0.785	0.847	0.897	..	..	0.894	0.644
20	Spain	0.836	0.885	0.922	..	11.0	0.916	0.716
2	Sweden	0.863	0.895	0.946	..	**6.5**	0.946	0.854
11	Switzerland	**0.878**	0.909	0.936	..	..	0.932	0.771
12	United Kingdom	0.845	0.883	0.936	..	14.8	0.934	0.698
8	United States	0.866	0.914	0.939	..	15.8	0.936	0.769

注：各指数と地域の最高値は，太字で記載されている．
a. 韓国を除く．東アジア・太平洋諸国を参照のこと．OECD諸国ではないが，イスラエルとマルタが含まれる．
出典：第1列: 指標表2の第1列; 第2列: 指標表4の第2列; 第3列: 指標表1の第8列; 第4列: 指標表3の第2列; 第5列: 指標表4の第2列; 第6列: 指標表24の第2列; 第7列: 指標表25の第2列．

33 その他の国連加盟国の基本指標

	人間開発指数（HDI）を構成する指標										MDG
	出生時平均余命（歳）2000-05[c]	成人識字率（15歳以上の割合：%）2002	初・中・高等教育総就学率（%）2001/02[d]	1人当たりGDP（PPP US$）2002	総人口（1000人）2002	合計特殊出生率（女性1人当たり）2000-05[c]	MDG 5歳未満死亡率（出生1000人当たり）2002	MDG 初等教育純就学率[a]（%）2001/02[d]	HIV感染率[b]（15歳から49歳の割合：%）2003	MDG 栄養不良の人々（全人口に占める割合：%）1999/2001[e]	改善された水源を継続して利用できる人口（%）2000
Afghanistan	43.1	..	14	..	22,930	6.8	257	..	..	70	13
Andorra	..	..	..	..	69	..	7	..	..	..	100
Iraq	60.7	..	57	..	24,510	4.8	125	91	<0.1 [0.2]	27	85
Kiribati	..	..	..	..	87	..	69	..	..	..	48
Korea, Dem. Rep.	63.1	..	..	..	22,541	2.0	55	..	..	34	100
Liberia	41.4	55.9	61	..	3,239	6.8	235	70	5.9 [2.7-12.4]	42	..
Liechtenstein	..	..	..	..	33	..	11	..	..	..	..
Marshall Islands	..	..	..	..	52	..	66	100	..	..	..
Micronesia, Fed. Sts.	68.6	..	..	..	108	3.8	24	..	..	..	..
Monaco	..	..	..	..	34	..	5	..	..	..	100
Nauru	..	..	55	..	13	..	30	81	..	..	..
Palau	..	..	..	..	20	..	29	97	..	..	79
San Marino	..	..	..	..	27	..	6	..	..	..	..
Serbia and Montenegro	73.2	..	74	..	10,535	1.7	19	75	0.2 [0.1-0.4]	9	98
Somalia	47.9	..	..	..	9,480	7.3	225	..	..	71	..
Tuvalu	..	..	67	..	10	..	52	..	..	..	100

注：本表はこれまでの指標表に掲載されていない国連加盟国についてのデータを示す。
a. 純就学率とは，教育レベルごとに公的に定められている就学年齢で就学した子どもの数の，その年齢の子どもの総数に対する割合である。b. データは，UNAIDS（国連合同エイズ計画）によって作られた新しい推定モデルをもとにした，推定点あるいは推定範囲をもとにしている。推定範囲は，[　　]の中に表記する。c. データは，記載された期間内の推計値である。d. データは，2001-02年にまたがる学校年度のもの。いくつかの国のデータについては，それぞれの国またはUNESCO統計研究所の推定をもとにしている。詳細については，http://uis.unesco.org/を参照。e. データは，記載期間の平均である。
出典：第1, 5, 6列: UN 2003; 第2列: UNESCO Institute for Statistics 2004a; 第3列: UNESCO Institute for Statistics 2004c; 第4列: World Bank 2004f; 第7列: UNICEF 2003b; 第8列: UNESCO Institute for Statistics 2004c; 第9列: UNAIDS 2004; 第10列: FAO 2003; 第11列: UNICEF 2003b; UNICEFとWHOによる共同作業のデータをもとにしている。

『人間開発報告書』の統計資料について

本報告書では通常２つの統計的情報を提供している。１つは人間開発指標表に掲載されている統計で、これらはさまざまな分野における国別の成果を世界的な視点で査定したものである。もう１つは、各章でテーマ別に行われる分析を補強するための統計的裏づけである。今年の報告書では、ミレニアム開発目標（MDGs）に関する指標も指標表に掲載している。これらの指標は、国別のミレニアム開発目標とそのターゲットに向けた進捗を査定する際の統計的参考となるものである。

データの入手先

人間開発報告書事務局は統計を使用する側であり、作成者ではない。そのため、事務局はデータの入手については、特定の統計指標について国際的データの収集と処理をするだけの資源と専門性を持つさまざまな国際的統計機関に頼っている

人間開発指標表

国々の比較を数年にわたって行えるよう、人間開発報告書事務局では、人間開発指標表を作成するにあたり、専門の国際統計機関その他の国際機関によって作られた国際比較可能なデータをできる限り使用している（本報告書にデータを提供しているおもな機関については、BOX 1を参照のこと）。しかしながら、いくつかの極めて基本的な分野で、根本的な、あるいは実際的な理由から、いまだに多くのデータが欠如している。人間開発報告書事務局は、人間開発に関するデータの改善についての啓蒙・啓発活動に取り組んではいるが、こうしたデータの欠如を埋めるために各国から直接データを収集したり、推計を行ったりはしていない。

唯一の例外は、人間開発指数（HDI）である。人間開発報告書事務局は、人間開発指数（HDI）にできる限り多くの国連加盟国を含めるよう努めている。ある国を表に含める場合、指数の４つの要素すべてのデータが専門の国際統計機関から得られることが理想である（指標表１「人間開発指数」の下の注を参照のこと）。しかしこれらの要素の１つ以上が欠けている国が相当数にのぼる。HDI表に含まれることを望むこれらの国々に応え、人間開発報告書事務局は、国際的な資料提供機関、国連地域委員会（UN Regional Commissions）、各国の国立統計事務所やUNDP国別事務所と協力のもと、これらの国の妥当な推定値を得るためのあらゆる努力を行っている。人間開発報告書事務局が地域や各国の統計局、その他の専門家の助言を得て推定値の作成を試みた例も２、３ある。

ミレニアム開発目標（MDG）指標表

国連統計部は世界のミレニアム指標データベースを整備しているが、（http://millenniumindicators.un.org）、これはそれぞれの分野の専門国際機関からデータ提供を受け国際的なデータシリーズ（一連のデータ）を編纂したものである。このデータベースは、国連総会でMDGsとそのターゲットに向けた、世界的進捗状況や地域の進捗状況に関する国連事務総長の年次報告の統計的ベースとなる。またその他の国際的な報告書、たとえば本報告書や世界銀行が毎年発行している「World Development Indicators」などに各国のミレニアム開発目標に関する指標を提供している。

本書作成と時期を同じくして、国連統計部ではデータベースの更新を行い、世界銀行は「World Development Indicators 2004」の発行に向けて編纂を行っていた。世界銀行、その他の国際機関、たとえば、ユネスコ統計研究所（UIS）や世界保健機関（WHO）には、データを共有することに寛容な対処をしていただき、本報告書がミレニアム指標データベースに現存するデータだけでなく、最新の推計値をミレニアム開発目標指標表（MDG指標表）に含めることができるよう協力していただいた。なお、推計値は最終的にデータベースに組み込むことになっている。

テーマ別分析のためのデータ

本報告書のテーマ別分析で使う統計は指標表からとることが多い。しかし、委託論文や政府文書、国別人間開発報告書、NGOの報告書、論文誌の掲載論文、その他の学術的な出版物など、広範にわたるデータも使用されている。その中でも優先して用いられるのが公的な統計である。しかし、本書では先端的な課題を扱うことから、適当な公的統計が存在しないこともあ

BOX 1 人間開発報告書で使用されるデータの主な出典

次の各機関からデータを提供していただいたおかげで、人間開発報告書は重要な統計を指標表で使用することができた。

二酸化炭素情報分析センター（Carbon Dioxide Information Analysis Center：CDIAC）

米国エネルギー省データ分析センターであるCDIACは、温暖化現象および気候変動を中心に取り組んでいる。二酸化炭素排出に関するデータの出典となっている。

国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization：FAO）

FAOは、食糧および農業に関する情報とデータの収集、分析、普及を行っている。食糧不安と農業指標に関するデータの出典となっている。

国際戦略研究所（International Institute for Strategic Studies：IISS）

紛争問題に関する研究、情報、データベースための独立した研究所として、IISSは広範の軍事的データベースの整備を行っている。戦力に関するデータは当研究機関の出版物、『軍事収支（The Military Balance）』からとっている。

国際労働機関（International Labour Organization：ILO）

ILOは、膨大な統計書出版事業を行っており、労働力に関するデータの最も充実した総合書である『労働統計年鑑（Yearbook of Labour Statistic）』を出版している。ILOは賃金、雇用および職業に関するデータと労働条約の批准状況に関する情報の出典となっている。

国際通貨基金（International Monetary Fund：IMF）

国際金融取引と支払収支に関する統計の開発と作成のための広範な事業を行っている。人間開発報告書にその他の機関から提供された経済データの多くは、もとのデータをIMFからとっている。

国際電気通信連合（International Telecommunication Union：ITU）

この国連専門機関は、情報通信に関する幅広い統計を整備している。通信の動向に関するデータはこの機関の『世界電気通信指標（World Telecommunication Indicators）』のデータベースからとっている。

列国議会連盟（Inter-Parliamentary Union：IPU）

この機関は、政治的参加および民主主義の構造についての動向に関するデータを提供している。人間開発報告書事務局は、選挙関連データおよび女性の政治進出に関する情報について、IPUのデータを使用している。

国連エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）

この合同計画は、HIV/エイズの蔓延を監視し、定期的な更新を行っている。UNAIDSとWHOの共同出版物である『世界のHIV/エイズ疫に関する報告書（Report on the Global HIV/AIDS Epidemic）』が人間開発報告書のHIV/エイズに関するデータの主な出典となっている。

ルクセンブルク所得研究（Luxembourg Income Study：LIS）

25カ国が加盟して行う協同研究計画で、LISは貧困と政策課題を中心とした取り組みを行っている。OECDに加盟する多くの国の所得貧困推定値はLISからとったものである。

経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development：OECD）

OECDは、加盟国の社会経済動向および資金援助の流れに関するデータを公表している。援助、雇用および教育に関する今年の報告書のデータは、OECDからとったものである。

ストックホルム国際平和研究所（Stockholm International Peace Research Institute：SIPRI）

SIPRIは、国際平和と安全に関する研究を行っている。『軍備、軍縮と国際安全に関するSIPRI年鑑（SIPRI Yearbook：Armaments, Disarmament and International Security）』は、軍事支出および軍備移転に関し公表されたデータの出典となっている。

国連児童基金：ユニセフ（United Nations Children's Fund：UNICEF）

ユニセフは子どもの福祉を監視し、広い範囲のデータを提供している。ユニセフ発行の『世界の子どもの状況（State of the World's Children）』は、本報告書のデータの重要な出典となっている。

国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development：UNCTAD）

UNCTADは、『世界投資報告書（World Investment Report）』をはじめとする多くの出版物を通じて、貿易・経済統計を提供している。また、人間開発報告書事務局が他の機関から得ている投資フローに関するデータもUNCTADが引用元となっている。

国連教育科学文化機関：ユネスコ（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization：UNESCO）

この国連専門機関の統計研究所が、教育関連データの引用元である。人間開発報告書事務局は、ユネスコの統計に関する出版物およびユネスコ統計局から直接得たデータを引用している。

国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees：UNHCR）

この国連機関は、『統計年鑑（Statistical Yearbook）』、その他インターネット上の統計出版物を通して難民のデータを提供している。

国連薬物犯罪オフィス（United Nations Office on Drugs and Crime）

この国連機関は、不法薬物および国際犯罪との闘いを支援するため国際比較調査を実施している。国際犯罪被害者調査から犯罪被害者に関するデータを提供している。

事務総長に寄託された国連の多国間条約（国連条約課）（United Nations Multilateral Treaties Deposited with the Secretary General：UN Treaty Section）

人間開発報告書事務局は、ここで整備しているデータベースにもとづいて、主な国際人権協定や環境条約の状況に関する情報を作成している。

国連人口部（United Nations Population Division：UNPOP）

国連人口部は、人口動向に関する国際的データを提供する国連専門機関である。人間開発報告書は、同部が発行する2つの主要出版物である『世界人口予測（World Population Prospects）』と『世界都市化予測（World Urbanization Prospects）』、その他の出版物やデータベースから人口動態推計を引用している。

国連統計部（United Nations Statistics Division：UNSD）

国連統計部は、広範囲の統計データとサービスを提供している。また、人間開発報告書事務局が他の機関から得ている多くの国別報告データは、この国連統計部が提供している。今年の報告書では同部の貿易とエネルギーに関するデータも掲載され、また世界の指標を網羅したミレニアム指標データベースからもデータを得ている。このデータベースはUNSDが整備しており、ミレニアム開発目標（MDG）指標表のデータの入手先となっている。

世界銀行（World Bank）

世界銀行は経済動向およびその他の広範囲の指標を作成、蓄積している。世界銀行の『世界開発指標（World Development Indicators）』は、人間開発報告書の多くの指標の中心的出典となっている。

世界保健機関（World Health Organization：WHO）

この国連専門機関は、広範囲の保健医療問題に関するデータを整備し、人間開発報告書の保健医療関連指標の出典となっている。

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization：WIPO）

WIPOは、さまざまな協同努力を通じて世界中の知的所有権の保護を推進する国連専門機関である。この機関が、特許に関するデータの入手先となっている。

「人間開発報告書」の統計資料について

る。そのため、公的でない情報の入手先を使わざるを得ない。しかしながら、人間開発報告書事務局では、学術的、科学的研究からデータの収集を行い、データの出典と分析においての公平性を保つよう心がけている。

本書の指標表以外の出典をボックスや本文の表に使う場合は、その出典を略式記載し、正式な引用文献名は「統計資料」に掲載している。また、「注釈」で、各章のおもな参考文献を記載している。また、「文献注」では、指標表以外の出典からとった統計資料を記

BOX 2 統計についてのマラケシュ行動計画

ミレニアム開発目標（MDGs）において、数値目標が強調され、結果を測定する必要性が注目を集めたことで、統計資料への要望が一段と高まった。同時にそれは、多くの途上国では信頼に足る統計システムがまだ確立されていないことを明らかにすることにもなった。良い統計という言葉を使うとき、それは統計の技術的な問題について話しているわけではない。トレバー・マヌエルの言葉のとおり、「計測できないことに、取り組むことはできない」のである。データと統計は、政府や政治家のみならず、何か物事を運営する場合には、なくてはならないものである。とりわけ、各国の市民にとって、自国政府に責任ある行動を求め、その結果への対処を求めるには、必要不可欠と言える。統計システムの向上は、開発問題である。その問題解決には、統計の専門家だけではなく、地球規模の協調した取り組みが必要である。

第2回開発の成果管理に関する国際円卓会議（the Second International Roundtable Conference on Managing for Development Results）では、国際開発銀行、OECD開発援助委員会、そして国連機関が、開発統計向上についての行動計画の提案を行った。提案された計画には、次の3つの目的がある。

1. 各国の統計能力を強化し、信頼のおける統計を作り、分析し、活用することができるようにする。
2. 地球規模のモニタリングのために、開発状況に関する統計の質と入手可能性を高める。
3. 統計能力強化に取り組む国々を援助する。

6つの広範にわたる行動計画

統計についてのマラケシュ行動計画（MAPS）は、既存のイニシアティブや各国の経験をもとに構築されたもので、国内外で統計のレベル向上のためには欠かせない6つの広範囲な活動を設定している。

1. 統計システムの主要戦略計画と2006年までにすべての低所得国が国家的な統計開発戦略を準備できるように支援すること：統計は、たとえばPRSPs（貧困削減戦略ペーパー）といった、包括的な開発戦略で必要とされるものを収集するべきであって、統計だけを個別の問題として扱うべきではない。
2. 2010年の国勢調査のための準備を強化すること：国勢調査は、開発統計の中心をなすものであり、ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けての進捗をモニターする能力を強化する。2015年にそうした進捗評価をするのに適切な情報を得るためには、今すぐ準備を始める必要がある。
3. 統計能力構築ためにより多くの経済的支援を行うこと。多くの場合、各国とも統計にはより多くの予算を割く必要があるが、そのためには経済支援も不可欠である。モンテレー国連開発資金国際会議の精神にのっとり、統計システムを向上するための政策を受け入れた国々は、その政策を実行するために必要な経済援助を受けてしかるべきである。
4. 個々の世帯調査のための国際的なネットワークを構成すること。調査は、社会的成果を測るために、ますます重要となりつつあるが、よりよい調整が必要である。
5. 2005年に向けたミレニアム開発目標（MDGs）達成状況のモニタリングに必要な緊急の改革に取り組むこと。ミレニアム開発目標（MDGs）に向けた進捗についての公正で完全な報告書が来年発表されることを、世界中が期待している。
6. 国際的統計システムの信頼性を高める。国際的な組織は、さらに質の高い活動が求められている。

費用

各国の統計システム向上のために要する費用は増加し、年間1億2000万ドルに達している。国際的なシステムの向上にも、年間2500万ドルにも及ぶ費用がかかっている。しかし、これがすべての費用であるというわけではない。たとえば、この経費には、2010年の国勢調査の費用は含まれていない。また、組織調査や行政報告書のような、そのほかの出典からのデータの質を向上させるための費用も含まれてはいない。これらの統計数字は、第一次推定値であり、改善の提案がなされ（用途が明らかになり）、それに合わせて調整されるに従って、精度の高いものとなるだろう。また、注意しなければならないのは、これらの費用は、国家予算のみならず海外からの援助も含む、可能な限りあらゆる資金を受ける必要があるということである。

出典：World Bank 2004e

BOX 3 ヘルスメトリック・ネットワーク：保健情報に関する新しい地球規模のパートナーシップ

ミレニアム開発目標（MDGs）によって、数値情報が重要であるという認識は高まった。それは同時に、多くの国で現在の情報システムが脆弱なものであることも浮き彫りにした。最も顕著だったのは保健分野だった。保健関連の目標達成のためには、この分野の適切な情報は欠かせないが、そうした情報をほとんど入手できないのが実状なのである。いたるところで、情報に対するあまりに多くの、しかもまったく関連性のない要求がある一方で、ほんとんどのデータは役に立たず、信頼できる調査結果は極めて限られていた。

ヘルスメトリック・ネットワーク（保健計測のための情報ネットワーク）は、新しい地球規模のパートナーシップであり、おもにビル＆メリンダ・ゲイツ財団から財政的支援を受け、上記の現状を変革しようと活動している。このネットワークによって、保健機関と統計機関は、地球規模でも、また地域や国単位でも緊密な連携が可能となる。ネットワークは、国際機関、二国間援助機関および多国間援助機関、さまざまな財団、そして各分野の専門家などによって構成される。こうした協力体制によって、21世紀の保健医療の課題の解決には、より完成度の高い保健情報システムの構築への要請に積極的に応えることが可能になる。

このネットワークのねらいは、多くの国や開発関係者の間で高まる、信頼のおける情報への需要をテコに、国際的にもまた各国内や地方でも必要とされる、国内保健情報システムの構築を促進させることにある。こうした国内の保健情報システムが確立されれば、その国や地域のみならず国際的な保健分野への必要性に応えることができる。こうしたネットワーク作りには、各国が主導して取り組み、国内の保健情報システムの強化または改良計画を進めるために、関係者の合意を形成していく必要がある。計画を実行することで、各国は、国内的、そして、ミレニアム開発目標（MDGs）を含む国際的な目標に向けての進捗をモニタリングするという課題に取り組むことができる。

ヘルスメトリック・ネットワークは、評議委員会、世界保健機関が当面中心となって運営される小規模の運営事務局と技術的タスクフォースからなり、主要な保健医療のデータ収集に積極的に取り組むきっかけを与えることになる。評議委員会は、途上国、国際的援助機関や二国間援助機関、さまざまな財団および技術的専門家の代表者で構成される予定である。本ネットワークは、第1回の評議委員会が開催された後に、2004年の上半期には活動を開始する予定となっている。

出典：WHO 2004f

載している。

人間開発に関する統計を改善する必要性

今年の報告書の指標表では人間開発を測定するため、入手可能な限り最も優れた最新データを掲載しているが、多くのデータが欠如しており、まだ多くの問題が残っている。

データの欠如

指標表全体にわたりデータの欠如が見られ、人間開発に関する適切で信頼性の高いデータをタイミング良く入手することが緊急に必要であることを示している。特に憂慮すべきは、HDIから非常に多くの国が除外されていることである。香港（中国特別行政区）やパレスチナ占領地域をはじめ、すべての国連加盟国をHDIの表に掲載しようというのがわれわれの意図であった。しかし、16カ国の国連加盟国は信頼のおけるデータが欠如していることからHDIが算出されていないため、指標表1～29には含まれていない（これらの国について入手できた基本的指標は指標表33に掲載してある）。同様に人間貧困指数（HPI）はわずか95カ国の途上国と17カ国の高所得OECD諸国しか算出されていない。また、ジェンダー開発指数（GDI）は144カ国、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出は78カ国だけである。これらの指数の要素である国別データの多くが、古く、信頼性に欠けるため、場合によっては推計をする必要がある（各指標の定義と算出方法はテクニカルノート1を参照のこと）。

国別推計値と国際推計値の食い違い

国際的なデータシリーズを集める場合、国際的な統計機関では、国と国の比較を可能にするため、国際的

BOX 4 ユネスコ統計研究所の文化統計プログラム

2001年以前は、ユネスコ統計研究所（UIS）の文化統計プログラムは、6つの領域での調査をもとに統計データを収集していた。6つの領域とは、書物の出版、映像と映画、図書館、博物館、活字メディア、そして放送メディアである。2002年、UISはプログラムの見直しを開始し、見直しが終了するまではデータ収集を一時的に停止することを決定した。UISは最近、ユネスコ加盟国の政策的ニーズに応えられるような新しいプログラム作りに取りかかっている。

プログラムの見直しは、2002年10月にカナダのモントリオールで、3日間にわたって行われた国際シンポジウムから開始された。シンポジウムは、ケベック文化・コミュニケーション監視機関（l'Observatoire de la culture et des communications du Québec）との協賛で行われ、UISは文化に関しどのようなデータを収集するべきかについて、世界中から参加した研究者に意見を求めた。そこでの提案には、文化事業への参加の促進、文化関連の雇用、そして文化関連の資金に関するものがあった。これらの提案は、欧州連合（EU）の文化統計に関する作業部会の最近の調査結果とも一致している。今後は、これらの提案が、EU以外の地域でも実行可能か、またそれらの地域にとっても適切かどうかについて調査が進められることになる。

現在、ユネスコが原案を作成中の「文化財や芸術的表現の保護に関する協定」にも後押しされ、近年の文化財の取引の流れに関するデータを更新することも考慮されている。さらに、UISは、インターネット上の多言語主義的状況に関する報告書の作成を支援することで、ユネスコの横断的プロジェクト、"Initiative B@bel"に参加している。最終的に、この新たな文化統計のための活動プログラムでは、少なくとも1つ以上の分野で現在は中断しているUISの調査を再開する予定である。調査が再開される分野は、おそらく、データに関して外部からの要望が最も多い、放送メディアか活字メディアになると考えられている。

出典：UNESCO Institute for Statistics 2004d

BOX 5 識字能力の測定

識字能力は、途上国における社会経済発展および環境保全を促進するための基本条件である。しかし、識字能力の測定、つまり、途上国における識字能力や計算能力の発達に貢献する根本的な要素を測定することや、または能力の変化を観察したり、適切な介入を計画するために必要な情報を収集することには、ほとんど関心が払われてこなかった。

少ないとはいえ、途上国の中にも、国勢調査、または識字能力の有無を個々に確認する調査を実施することで、非識字者人口の正確な把握についての国際的なガイドラインに従おうとしてきた国もある。この自己申告にもとづく調査方法は、いくつかの大きな限界がある。まず、この調査は、総人口を識字能力のあるグループとないグループの2つに分けるという、極めて単純な方法論を用いていることである。次に、質問回答者は非識字者であることを認めたがらないので、この調査では非識字者の総数が実際より低く算出されることである。こうした非識字率は、ある国またはある地域の非識字者の総数を示すのに広く使われている。しかし、それらの人々の識字能力はどの程度のレベルにあるのか、識字能力向上には読み書きのどのような能力が求められるのか、あるいは、学校教育以外の非正規教育や識字能力向上プログラムは相対的にどうような効果を持つのかなどについては、何の示唆も与えてくれない。したがって、個々人の読み書きと計算の能力測定と、その能力がどの程度向上したかを測定する手段が必要なのである。ユネスコ統計研究所（UIS）は、「識字能力評価モニクリング・プログラム」を通じて、個々人の現在の能力と今後の能力向上を測定するための試行的な調査技法を開発中である。

今こそ、識字能力の有無を示す単純な識字率を、人々の総合的な識字状況を示すものに置き換えるべきである。そうすることによって、より多様なレベルの識字能力を明らかにするとともに、すべてのレベルにおける能力の変化を観察することができるのである。国際社会は、識字能力を判定するうえでの適切な設問を示し、識字に関する国際的な目標を設定し、識字能力についてのより詳しい情報を得ようと努力する国々を援助することで、こうした新たな識字能力測定の導入に協力することができる。

UNESCO Institute for Statistics 2004e

に採用されている標準によって調整しなければならないことがしばしばある。国際的なデータは多くの場合、各国の国内統計にもとづいているが、そのような場合、国内データを調整する必要がある。ある国のデータがない場合、もしその他の代替資料が使えれば、国際機関で推計を行うこともある。国際的な統計機関と各国の国内統計機関の調整は難しいため、国際的なデータシリーズには最新の各国データが組み入れられていないことがある。こうしたことすべてが、国別推計と国際推計の大きな食い違いを生む要因になっている。

本報告書ではしばしばこうしたデータの食い違いに注意を向けてきた。そして、人間開発報告書事務局では、国際データの改善を目指し啓蒙啓発活動に取り組む一方、データの改善自体でも積極的な役割を果たせると認識している。データに食い違いが起こった場合、事務局は国内統計機関と国際統計機関が連携をとるよう便宜を図ってきた。その結果、多くの場合、本報告書によりよいデータを掲載することができた。人間開発報告書事務局は、より系統だった取り組みを通じ、データの整合性の改善に向け引き続き努力している。

統計能力の強化に向けて

統計情報の大きな欠如や食い違いを解決するのに欠かせないこととして、各国における健全な統計能力の育成がある。これは資金的、政治的約束が国際的にも国内的にも必要になる取り組みである。ミレニアム開発目標（MDGs）によって生まれた機運がきっかけとなり、世界中の統計機関が改善に乗り出し、現在多くの取り組みが進行中である。これらの中には、「マラケシュ行動計画（Marrakech Action Plan）」（BOX 2）やWHOが立ち上げた「ヘルスメトリックス・ネットワーク（Health Metrics Network）」（BOX 3）が含まれる。

国際的な統計機関は、統計活動のための国際的に合意された基準（スタンダード）、方法、枠組みを改善、促進、実施することによって、統計開発で積極的な役割を果たすべきである。今年の報告書は、文化にかかわる指標の開発において、概念的にも方法論的にも発想の転換が必要であるということに光を当てている（BOX 4と第2章のBOX 2.2）。また、本書はその他の基本的な人間開発に関する統計の改善への努力を呼びかけている。現在の識字統計が不十分でないという認識に立って、ユネスコ統計研究所では、識字状況を測定するための新たなツールを開発している（BOX 5）。また、国際比較プログラムのミレニアムラウンド（Millennium Round of the International Comparison Program）は、各国生活水準の国際比較を評価するためのより適切なベースを提供することを約束している（BOX 6）。

指標算出方法と掲載の仕方

今年の報告書では、重要な指標を算出するデータの場合、指標の基準日と報告書発表日との時間差を2年に抑えてある。おもな人間開発指標表にはこれらの193カ国のうち175カ国の国連加盟国に香港（中国特別行政区）とパレスチナ占領地域を加えて掲載されており、177カ国のすべてのHDIが算出されている。国連加盟国のうち16カ国は比較データがないことから、HDIの算出ができず、そのため指標表1–32までには含まれていない。これら16カ国の人間開発に関する指標は指標表33に別途掲載されている。

各国の分類

各国は、世界の国のグループ別、地域別、人間開発指数別、所得別（「各国の分類」を参照のこと）の4つの方法で分類されている。ここで使った定義は、必ずしもある特定の国や地域が達した開発段階についての判定を示すものではなく、これらは作業上の都合でさまざまな機関によって用いられている分類である。本文および指標表で使った「国」という用語は、通常の用法に従い、領土あるいは地域を指している。

BOX 6 国際比較プログラム

「国際比較プログラム」は、70年代初頭に始まった地球規模の統計計画である。この計画は、国際的に比較可能な価格レベル、消費価値、購買力平価（PPP）推計値を設定し、各国の総合的な経済力の比較を行えるようにしようとするものである。購買力平価（PPP）の交換比率とは、米国で1USドルで購入できるのと同等の品物やサービスをある国で購入するのに必要な現地通貨単位数であり、この交換率によって、価格や通貨交換比率による歪みを受けずに、各国の経済を実物表示で比較できる。これは、収入、貧困、不平等、消費傾向の国による差異を研究する際に、とくに重要となる。

30年以上を経て、国際比較プログラムは、試験的に行われた一研究から、今では地球規模のプロジェクトに成長した。本プログラムは、OECD加盟各国の統計業務にとって必要不可欠な部分となっており、多くの途上国で著しい進歩が見られる。1993年から96年まで行われた国際的比較の前回のラウンドが終了した時点では、世界中のすべての地域から合計118カ国が、このプログラムに参加していた。しかし、現在の購買力平価（PPP）のデータは、依然として世界中のすべての国で収集されてはおらず、地域間や各国間でのデータ収集のタイミングやデータの質の均一性に不備がある。基礎調査である国のデータが欠如している場合は、計量経済学的推計値によって補い、次いである期間の数値は補外（変数値の推定）で求める。これらの結果は、調査の基準年と時間的なギャップが広がるにつれて、信頼性が失われる。

経済分析において購買力平価（PPP）は重要であるため、購買力平価（PPP）の数値を改善する必要性は非常に大きい。新しい「国際比較プログラム」の戦略的枠組みは、プログラム活動の方法論と実施および、その結果向上のために地球規模で行われてきた協議を通じて、発展してきた。当面の目標は、新しい「ミレニアム・ラウンド（2003-06）」のために経済統計の収集を組織化することである。組織化することで、「ミレニアム開発目標（MDGs）」に向けての進捗状況を記録するのに役立つ、信頼性の高い新しいデータが緊急に必要との要望に対応することできる。最終的な目標は、価格と国民会計における各国の統計能力を強化し、本プログラムが各国の統計システムの重要な部分を担えるようにすること、特に貧困に対応した購買力平価（poverty-specific PPP）という考え方をプログラムの中心的活動とすること、各国や各地域、さらには国際的なレベルでの経済分析のために「国際比較プログラム」のデータの使用を促進することである。OECD諸国を含む160カ国以上が、この新しいラウンドへの参加の意思を表明している。

「国際比較プログラム」の中心的な活動において、貧困に対応した購買力平価（poverty-specific PPP）を組み込もうとする研究が進行中であり、大いに期待されている。アジアとアフリカで行われた2つのパイロット調査の結果は、貧困に対応した購買力平価（poverty-specific PPP）が、各世帯の消費動向調査と「国際比較プログラム」からのデータを使うことで、算出できることがわかっている。これらの調査で明らかになった結果から、一国内のみならずいくつかの国にまたがった貧困分析にも使うことができる有効なアプローチが導き出されている。

出典：World Bank 2004d

人間開発指数別分類

すべての国が、人間開発の達成度によって3つのグループのいずれかに分類される。すなわち、人間開発高位国（HDIが0.800以上）、人間開発中位国（HDIが0.500～0.799）、人間開発低位国（HDIが0.500未満）である。

所得別分類

すべての国は、世界銀行の分類にもとづきグループ化されている。すなわち、高所得国（2002年の1人当たりGNPが9076ドル以上）、中所得国（同736ドル～9075ドル）、低所得国（同735ドル以下である）。

世界の国グループ別分類

世界は次の3つの国グループに分類されている。開発途上国、中東欧・CIS諸国、OECD諸国である。これらのグループには重なり合った部分がある。とくに断りのない限り、本分類上の「世界の国」とは、主要な指標表に掲載する母集団の193カ国・地域（国連加盟国191カ国に香港とパレスチナ占領地域を加えた）を表す。

地域別分類

途上国は、アラブ諸国、東アジア、太平洋、ラテンアメリカ・カリブ諸国、南アジア、南欧、サハラ以南アフリカの各地域にさらに分類されている。これらの地域別分類は、UNDPの地域局の分け方と一致している。また、国連の定義による後発開発途上国の分類も設けた（UNCTAD 2001）。

集計値と成長率

集計値

集計値を掲載することが、分析上意味がありかつ必要なデータが得られる場合は、集計値が上述の分類ごとに表の最後に記載されている。集計は分類ごとの合計（たとえば、人口についての）であり、「T」で示されている。結果は四捨五入してあるため、世界の合計は、小グループを足し合わせたものと必ずしも一致しない場合がある。「T」の表示のない集計値は、すべて加重平均である。

一般に、各分類の集計値は、データが半数の国で入手可能であり、なおかつそれが当該分類で入手可能な加重値の少なくとも3分の2に当たる場合にのみ示されている。人間開発報告書事務局は、集計値を得る目的で欠けているデータを補うことはしていない。したがって、とくに断りのない限り、それぞれの分類についての集計値は、データが入手可能で、表に記載されている国のみのものであり、また、表の摘要欄に記載されている年あるいは期間の記載された第一出典元のデータについてのものである。適切な加重処理ができない場合は、集計は示していない。

計算に1つ以上の要素を使う指数、成長率、指標の集計値は、必要な要素についてデータが同時点で存在している国々だけのものである。分類上の世界分類とは、断りのない限り母集団として全体で193カ国（国連加盟国191カ国および香港とパレスチナ占領地域）のみを対象としたものであり、1地域以上の地域別集計値がない場合は、全世界の集計値は必ずしも掲載されていない。

「人間開発報告書」の集計値は、国別分類法や集計法が異なることから、他の出版物の集計値と必ずしも一致しない。出典が記載されている場合は、その指標のためのデータを提供している統計機関が算出した値である。

成長率

複数年にわたる成長率は、年平均変化率で示されている。人間開発報告書事務局による成長率の算定には、最初と最後の数値だけが使われている。年間成長率は、年間変化率（%）で示される。

指標の記載方法

人間開発指標表では、国名がHDI値の高い順に並んでいる。これらの国を表の中で見つける場合は、本書最後のページにある「各国の人間開発順位」を見てほしい。ここにアルファベット順に国名とともにその国のHDI順位を示す数字が記載されている。

指標表に記載されたデータのすべての出典が各指標表の最後に略して記載されている。これらの出典の正式名称は「統計資料」に記載されている。もしある機関が、その他の人手先から得たデータを提供している場合は、両方の機関の名前が出典として各指標表の注に記載されている。さまざまな機関から提供を受け集計したデータの場合は、最終的な入手先の機関名だけを記載した。出典を示す注には、人間開発報告書事務局が計算に使った要素のオリジナルデータがすべて記載されており、これによって簡単に計算を再現することができる。

「指標項目の定義」にはそれぞれの指標についての簡単ではあるが有用な定義を記載した。そのほか、必要な情報はすべて各指標表の最後にある注に載っている。

年間、年間率または年間成長といった語句がなく、1995–2000のように2つの年の間にハイフン（–）があれば、そのデータはそこに示された2つの年のいずれかに収集されたことを示す。1997/99のように2つの年の間にスラッシュ（/）がある場合には、とくに断りのない限りそれらの年の平均を示す。また、次のような記号が用いられている。

.. データなし
(.) 表示されている単位の半分以下
< より少なく
— 該当せず
T 合計

とくに断りのない限り、中国に香港（中国特別行政

区）、マカオ（中国特別行政区）、台湾は含まれない。エリトリアの場合、1992年以前のほとんどのデータはエチオピアに含まれている。インドネシアのデータには1999年まで東ティモールのデータが含まれている。ヨルダンのデータは左岸地域のみのものである。タンザニアのデータは本土のみのもの。またスーダンのデータは多くの場合北部で収集された情報にもとづいている。また、イエメン共和国とは1990年以降の国を指す。一方、それ以前のデータについては旧イエメン人民民主共和国（南イエメン）とイエメン・アラブ共和国（北イエメン）の集計データである。

各国際機関でデータの見直しを定期的に行っているため、各年の人間開発報告書の統計を比較することはできない。この理由から、人間開発報告書事務局では、異なった年の人間開発報告書のデータをもとに、傾向の分析を行うことには強く反対する立場をとっている。

HDI値と順位についても同様に各年の報告書をもとに比較することはできない。一貫したデータと算出方法を使った動向分析については、指標表２を参照されたい（人間開発指数の動向）。今年の報告書と比較可能なデータと対象国をもとに、改めて計算し直した2001年（2003年の報告書のHDI算出の基準年である）のHDI値と順位が、人間開発報告書事務局のホームページ［http://hdr.undp.org/］に掲載されている。

MDG指標表および人間開発指標表に掲載されているデータは、とくに断りのない限り、人間開発報告書事務局が2004年４月１日時点で入手可能であったものである。

テクニカルノート１

人間開発に関する指数を計算する

この図は、『人間開発報告書』の５つの人間開発に関する指数がどのように使用されているかを、共通点と相違点を中心に図解でわかりやすく示したものである。次のページ以降で詳細な説明を行う。

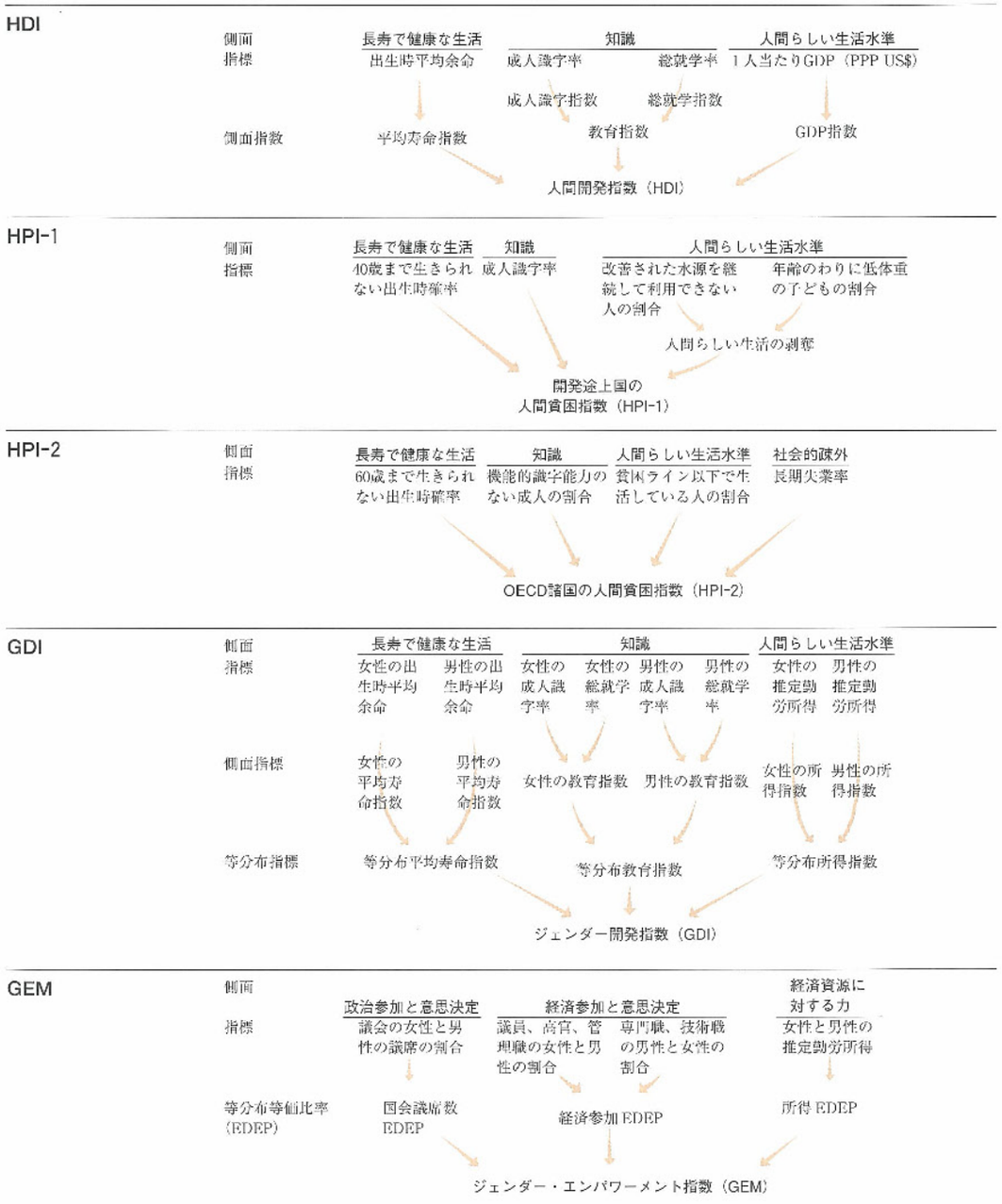

人間開発指数（HDI）

HDIは人間開発を簡単にまとめた測定方法であり、一国の平均的達成度を以下の人間開発の3つの基本的な側面について測定したものである。

・出生時平均余命で測られる「長寿で健康な生活」
・成人識字率（2/3加重）と初・中・高等教育総就学率（1/3加重）によって測られる「知識」
・1人当たりGDP（PPP US$）で測られる「人間らしい生活水準」

HDIの算出に先立ち、上記の3つの側面について指数を算出する必要がある。平均寿命、教育、GDPを示すこれらの指標を使って、3つの指数を算出するには、それぞれの指標の最低・最高値（ゴールポスト）を選ぶ。

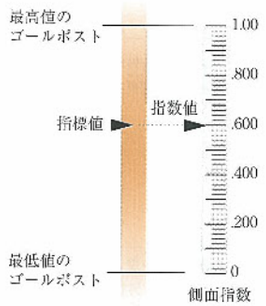

各側面における実績は、次の公式を使って、0と1の間の数値で表される。

$$\text{ある側面の指数} = \frac{\text{実際値} - \text{最低値}}{\text{最高値} - \text{最低値}}$$

次にHDIを各側面の指数の単純平均として計算する。右のボックスは、1つの国をモデルとしてHDIの算出を説明したものである。

HDI算出のためゴールポスト

指標	最高値	最低値
出生時平均余命（歳）	85	25
成人識字率（%）	100	0
総就学率（%）	100	0
1人当たりGDP（PPP US$）	40,000	100

HDIを算出する

コスタリカのデータを使ってHDI算出の説明を行う。

1．平均寿命指数を計算する

平均寿命指数は、ある国の出生時平均余命における相対的達成度を測定するものである。コスタリカの場合、2001年の平均寿命が78.0歳、平均寿命指数は0.884である。

$$\text{平均寿命指数} = \frac{78.0 - 25}{85 - 25} = 0.884$$

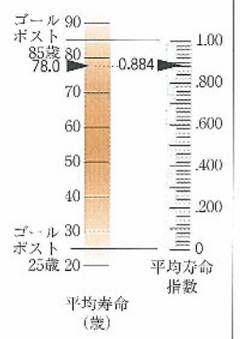

2．教育指数を計算する

教育指数は、ある国の成人識字率および初・中・高等教育の総就学率の相対的達成度を測定する。まず、成人識字指数と総就学指数を算出する。次にこの2つの指数を使って、成人識字指数に2/3の負荷、総就学指数に1/3の負荷を加え、教育指数を出す。コスタリカの場合、2002年の成人識字率は95.8%、2001/02（学校年）の総就学率は69%で、教育指数は0.870である。

$$\text{成人識字指数} = \frac{95.8 - 0}{100 - 0} = 0.958$$

$$\text{総就学指数} = \frac{69 - 0}{100 - 0} = 0.690$$

$$\text{教育指数} = 2/3(\text{成人識字指数}) + 1/3(\text{総就学指数})$$
$$= 2/3(0.958) + 1/3(0.690) = \mathbf{0.870}$$

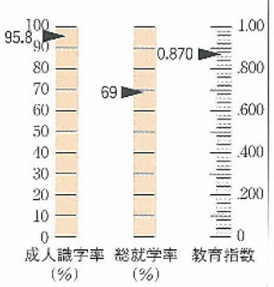

3．GDP指数を計算する

GDP指数は、調整値の1人当たりGDP（PPP US$）を使って算出する。HDIにおいて、所得は、「長寿で健康な生活」および「知識」以外の人間開発における全側面を示す代理指標となる。まずまずの人間らしい生活水準を達成するのに無制限の所得は必要ないため、所得には調整値が使われる。よって、ここでは所得の対数が使われる。コスタリカの場合、2002年の1人当たりGDPが8,840ドル（PPP US$）なので、GDP指数は0.748となる。

$$\text{GDP指数} = \frac{\log(8{,}840) - \log(100)}{\log(40{,}000) - \log(100)} = \mathbf{0.748}$$

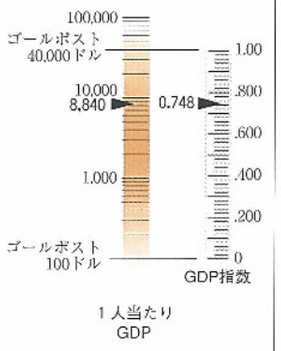

4．HDIを計算する

それぞれの側面について指数が算出されれば、HDIの決定は簡単である。3つの側面指数の単純平均がHDIとなる。

$$\text{HDI} = 1/3(\text{平均寿命指数}) + 1/3(\text{教育指数}) + 1/3(\text{GDP指数}) = 1/3(0.884) + 1/3(0.870) + 1/3(0.748) = \mathbf{0.834}$$

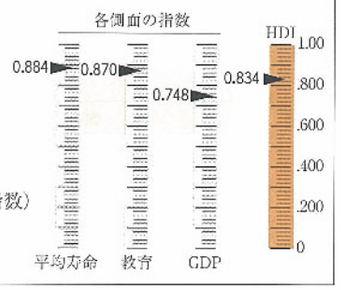

途上国のための人間貧困指数（HPI-1）

HDIは平均的な達成度を測定するが、HPI-1はHDIで注目する人間開発の3つの基本的側面における剥奪状況を測定するものである。

・長寿で健康な生活：40歳まで生きられない出生時確率によって測る、比較的若年での死に対する脆弱性
・知識：成人識字率によって測る、読むことやコミュニケーションの世界からの疎外
・人間らしい生活水準：2つの指標「改善された水源を継続して利用できない人の割合」と「年齢のわりに低体重の子どもの割合」の非加重平均で測定される全体としての経済的供給不足

HPI-1の算出は、HDIの算出に比べ単純である。剥奪状況を測定するのに使われる指標は、すでにパーセンテージで表されているため、0と100の間で正規化されていることから、HDIのように各側面についての指数をつくる必要がない。

従来、人間らしい生活水準の剥奪状況の測定では、保健医療サービスの利用しやすさも指標として含めていた。しかし、近年この指標の信頼できるデータがないことから、今年の報告書では、人間らしい生活水準の剥奪状況の測定では、これまでの3つの指標ではなく、改善された水源を継続的に利用できない人の割合と年齢のわりに低体重の子ども割合、の2つの指標によって測定している。

OECD諸国のための人間貧困指数（HPI-2）

HPI-2ではHPI-1と同じ側面の剥奪状況に加え、社会的疎外も測定する。よって、この指数は4つの側面における剥奪状況を示すものになる。

・長寿で健康な生活：60歳まで生きられない出生時確率によって測る、比較的若年での死に対する脆弱性
・知識：機能的識字能力のない成人（16-65歳）の割合によって測る、読むことやコミュニケーションの世界からの疎外
・人間らしい生活水準：貧困ライン（調整済可処分世帯所得の中間値の50%）以下で生活する人の割合による測定
・社会的疎外：長期（12カ月以上）の失業率による測定

HPI-1を計算する

1．「人間らしい生活水準」の剥奪状況を測定する

人間らしい生活水準の剥奪状況は2つの指標の非加重平均によって測定する。

非加重平均＝1/2(改善された水源を継続して利用できない人口の割合)
＋1/2(年齢のわりに低体重の子どもの割合)

計算モデル：カンボジア

改善された水源を継続して利用できない人口の割合＝70%
年齢のわりに低体重の子どもの割合＝45%
非加重平均＝1/2(70)＋1/2(45)＝57.5%

2．HPI-1を計算する

HPI-1の計算式は下記のとおりである。

$$\text{HPI-1} = [1/3(P_1^{\alpha} + P_2^{\alpha} + P_3^{\alpha})]^{1/\alpha}$$

次の場合：
P_1＝40歳まで生きられない出生時確率（×100）
P_2＝成人識字率
P_3＝改善された水源を継続して利用できない人口と年齢のわりに低体重の子どもの割合の非加重平均
α＝3

計算モデル：カンボジア

P_1＝24.0%
P_2＝30.6%
P_3＝57.5%

$$HPI\text{-}1 = [1/3(24.0^3 + 30.6^3 + 57.5^3)]^{1/3} = \mathbf{42.6}$$

HPI-2を計算する

HPI-2の計算式は下記のとおりである。

$$\text{HPI-2} = [1/4(P_1^{\alpha} + P_2^{\alpha} + P_3^{\alpha} + P_4^{\alpha})]^{1/\alpha}$$

次の場合：
P_1＝60歳まで生きられない出生時確率（×100）
P_2＝機能的識字能力に欠ける成人
P_3＝貧困ライン以下の人口（調整済可処分世帯所得の中間値の50%）
P_4＝長期失業率（12カ月以上）
α＝3

計算モデル：カナダ

P_1＝8.7%
P_2＝16.6%
P_3＝12.8%
P_4＝0.7%

$$\text{HPI-2} = [1/4(8.7^3 + 16.6^3 + 12.8^3 + 0.7^3)]^{1/3} = \mathbf{12.2}$$

HPI-1、HPI-2の計算になぜα＝3が必要なのか

α値は、HPI値に重要な影響を与える。α＝1の場合、HPIはそれぞれの側面の平均値となる。αが大きくなるにつれて、最もひどい剥奪状況のある側面に、より大きな加重がかかることになる。よって、αが無限大へと増加するに従って、HPIは剥奪状況が一番大きい側面の値により近づく（HPI-1の計算例に使ったカンボジアの場合、そのHPIは改善された水源を継続して利用できない人口と年齢のわりに低体重の子どもの割合の非加重平均と同じ57.5%となる）。

本報告書では、一番深刻な剥奪状況のある分野に、追加の、ただし大きすぎない加重を加えるために、3を値として使っている。HPIの数式の詳細な分析は、Sudhir Anand, Amartya Sen著の“Concepts of Human Development and Poverty：A Multidimensional Perspective”と『人間開発報告書1997』のテクニカルノートを参照されたい（本テクニカルノートの最後に参考文献リストを掲載した）。

ジェンダー開発指数（GDI）

HDIは平均的な達成度を測定するが、GDIは次の側面における女性と男性の不平等を示すために、平均的達成度を調整したものである。

・長寿で健康な生活：出生時平均余命で測定
・知識：成人識字率と初・中・高等教育の総就学率で測定
・人間らしい生活水準：勤労所得の推定値（PPP US$）で測定

GDIの計算は次のステップで行われる。まず、下記の一般式に従って各側面の女性と男性の指数を計算する。

$$\text{ある側面の指数} = \frac{\text{実際値} - \text{最低値}}{\text{最高値} - \text{最低値}}$$

次に、各側面の女性と男性の指数を女性と男性の達成度の格差が不利になるようなペナルティーを科す方法で合計する。その結果得られる指数である等分布指数は、次の一般式で計算する。

$$\text{等分布指数} = \{[\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^{1-\in})] + [\text{男性の人口比率}(\text{男性の指数}^{1-\in})]\}^{1/1-\in}$$

∈は不平等への偏向（aversion）の測定値である。GDIでは∈を2とする。よって、一般式は次のようになる。

$$\text{等分布指数} = \{[\text{女性の人口比率}\ (\text{女性の指数}^{-1})] + [\text{男性の人口比率}\ (\text{男性の指数}^{-1})]\}^{-1}$$

この式で、女性と男性の指数の調和平均を求めることができる。

最後に、GDIが加重平均された3つの等分布指数を足し合わせる。

GDIを計算するためのゴールポスト

指標	最高値	最低値
女性の出生時平均余命（歳）	87.5	27.5
男性の出生時平均余命（歳）	82.5	22.5
成人識字率（%）	100	0
総就学率（%）	100	0
推定勤労所得（PPP US$）	40,000	100

注：出生時平均余命の最高・最低値（ゴールポスト）とも女性のほうが平均寿命が長いことを考慮して、5歳高くしてある。

GDIを計算する

トルコを例にGDI算出を説明する。

1．等分布平均寿命指数を計算する

第1ステップとして、平均寿命における女性・男性別の達成度を示す指数を、一般式を使って計算する。

女性
出生時平均余命：73.1歳

$$\text{平均寿命指数} = \frac{73.1 - 27.5}{87.5 - 27.5} = 0.760$$

男性
出生時平均余命：67.9歳

$$\text{平均寿命指数} = \frac{67.9 - 22.5}{82.5 - 22.5} = 0.757$$

次に、等分布指数を求める一般式を使って、等分布平均寿命指数を出すため、女性・男性の指数を足し合わせる。

女性
人口比率：0.496
平均寿命指数：0.760

男性
人口比率：0.504
平均寿命指数：0.757

$$\text{等分布平均寿命指数} = \{[0.496(0.760^{-1})] + [0.504(0.757^{-1})]\}^{-1} = \mathbf{0.758}$$

2．等分布教育指数を計算する

まず、成人識字率と、初・中・高等教育総就学率の指数を男女別々に計算する。ここで使う指標はすでに0から100の間で正規化されているため、指数は単純計算で求められる。

女性
成人識字率：78.5%
成人識字指数：0.785
総就学率：61.8%
総就学指数：0.618

男性
成人識字率：94.4%
成人識字指数：0.944
総就学率：73.5%
総就学指数：0.735

次に、成人識字率に2/3、総就学率に1/3の加重を加えた教育指数を男女別々に計算する。

$$\text{教育指数} = 2/3(\text{成人識字指数}) + 1/3(\text{総就学指数})$$
$$\text{女性教育指数} = 2/3(0.785) + 1/3(0.618) = 0.729$$
$$\text{男性教育指数} = 2/3(0.944) + 1/3(0.735) = 0.874$$

最後に、女性と男性の教育指数を等分布教育指数をつくるために足し合わせる。

女性
人口比率：0.496
教育指数：0.729

男性
人口比率：0.504
教育指数：0.874

$$\text{等分布教育指数} = \{[0.496(0.729^{-1})] + [0.504(0.874^{-1})]\}^{-1} = \mathbf{0.796}$$

3．等分布所得指数を計算する

まず、女性と男性の勤労所得（PPP US$）を推計する（この推計方法については、本テクニカルノートの付属資料を参照のこと）。次に、ジェンダー別に所得を計算する。HDIの場合は、所得は勤労所得の推定値（PPP US$）の対数をとって調整している。

$$\text{所得指数} = \frac{\log(\text{実際値}) - \log(\text{最低値})}{\log(\text{最高値}) - \log(\text{最低値})}$$

女性
推定勤労所得（PPP US$）：4,757
所得指数＝

$$\frac{\log(4{,}757) - \log(100)}{\log(40{,}000) - \log(100)} = 0.645$$

男性
推定勤労所得（PPP US$）：7,873
所得指数＝

$$\frac{\log(7{,}873) - \log(100)}{\log(40{,}000) - \log(100)} = 0.729$$

GDIの計算は次のページに続く。

GDIを計算する［続き］

次に、女性・男性の所得を示す指標を足し合わせ、等分布所得指数を作成する。

女性
人口比率：0.496
所得指数：0.645

男性
人口比率：0.504
所得指数：0.729

$$\text{等分布所得指数} = \{[0.496(0.645^{-1})] + [0.504(0.729^{-1})]\}^{-1} = \mathbf{0.685}$$

4．GDIを計算する

GDIの計算は簡単である。GDIは、等分布平均寿命指数、等分布教育指数、等分布所得指数の単なる非加重平均である。

$$\text{GDI} = 1/3(\text{平均寿命指数}) + 1/3(\text{教育指数}) + 1/3(\text{所得指数})$$
$$= 1/3\ (0.758) - 1/3(0.796) + 1/3(0.685) = \mathbf{0.746}$$

なぜ、GDIの計算に∈＝2を使うのか。

値∈はジェンダー不平等に対するペナルティーの大きさである。値が高いほど、社会は不平等が存在することで不利益を受けることになる。

∈＝0の場合は、不利益がないことを意味する（この場合、GDIはHDIと同値になる）。∈が無限大へと増加するに従って、平等が達成されていないグループに対し、より大きな加重が加わることになる。

値の2は、GDI（GEMも同様に）を計算するのに使われる。この値は、ジェンダー平等達成の側面における不平等に適度のペナルティーを加える。

GDIの数式より詳しい分析については、Sudhir Anand and Amartya Sen: "Gender Inequality in Human Development: Theories and Measurement," Kalpana Bardhan and Stephan Klasen: "UNDP's Gender-Related Indices: A Critical Review" と『人間開発報告書』1995年、1999年のテクニカルノートを参照されたい（本テクニカルノートの最後に掲載の参考文献リストを参照のこと）。

ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

女性の能力ではなく機会に焦点を当てたGEMは、３つの重要な分野におけるジェンダー不平等をとらえる。

・女性と男性の議席の割合によって測定される政府参加と意思決定力

・女性・男性の議員、政府高官、管理職の地位に占める比率と、女性・男性の専門職・技術職に占める比率の２つの指標によって測定される経済参加と意思決定力

・女性・男性の推定勤労所得（PPP US$）によって測定される経済資源に対する力

これらの各側面に対し、次の一般式を使って人口で加重した平均値として等分布等価比率（EDEP）が計算される。

$$EDEP = [[\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^{1-\epsilon})] + [\text{男性の人口比率}(\text{男性の指数}^{1-\epsilon})]]^{1/(1-\epsilon)}$$

∈は不平等への偏向を測定する。GEMでは（GDIの場合と同様）∈＝2を使い、この値は、適度なペナルティーを不平等に加える。次の式で求められる。

$$EDEP = [[\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^{-1})] + [\text{男性の人口比率}(\text{男性の指数}^{-1})]]^{-1}$$

政治・経済の参加と意思決定のEDEPは、50で割ることで指数化される。この指数化は、男女が平等にエンパワーされている理想的な社会とは、GEMの変数が50%に等しい場合、つまり、各変数に対して男女の比率が同等であろうということを根拠としている。

女性または男性の指数がゼロの場合上記の式によるEDEPを決定することはできない。しかしながら指数がゼロへと至る場合、EDEPの限度はゼロである。よって、これらの場合、EDEPの値はゼロと設定される。

最後に、GEMは３つの指数化された単純平均として計算される。

GEMを計算する

ここではギリシャを例に使って、GEMの計算方法を説明する。

１．国会代表のEDEPを計算する

国会代表のEDEPは、政治参加における女性の相対的エンパワーメントを測定する。EDEPは女性・男性の人口比率と女性・男性の国会議席比率を使い、下記の一般式によって求められる。

女性	男性
人口比率：0.507	人口比率：0.492
国会議席比率：8.7%	国会議席比率：91.3%

国会議席EDEP＝$[[0.507(8.7^{-1})] + [0.492(91.3^{-1})]]^{-1} = 15.70$

次にこのEDEPは理想値を50%として指数化される。

$$\text{国会代表の指数化されたEDEP} = \frac{15.70}{50} = \mathbf{0.314}$$

2. 経済参加のEDEPを計算する

一般式を使って、議員、高官、管理職に占める女性・男性の比率と専門職・技術職に占める女性・男性の比率によって求められる。この２つの測定の単純平均が経済参加のEDEPとなる。

女性	男性
人口比率：0.507	人口比率：0.492
議員、高官、管理職に占める比率：25.6%	議員、高官、管理職に占める比率：74.4%
専門・技術職に占める比率：47.9%	専門・技術職に占める比率：52.1%

議員、高官、管理職EDEP＝$[[0.507(25.6^{-1})] + [0.492(74.4^{-1})]]^{-1} = 37.82$

$$\text{専門・技術職の指数化されたEDEP} = \frac{37.82}{50} = 0.756$$

専門・技術職EDEP＝$[[0.507(47.9^{-1})] + [0.492(52.1^{-1})]]^{-1} = 49.88$

$$\text{専門・技術職の指数化されたEDEP} = \frac{49.88}{50} = 0.998$$

経済参加のEDEPを作成するために上記で指数化された２つのEDEPの平均を求める。

$$\text{経済参加EDEP} = \frac{0.756 + 0.998}{2} = \mathbf{0.877}$$

3. 所得のEDEPを計算する

女性と男性の勤労所得（PPP US$）を別々に推計し、次にHDI、GDIと同様ゴールポストに対し指数化する。しかしGEMでは、所得指数は推定勤労所得の対数ではなく、非調整値をもとにする（女性と男性の勤労所得の推計についての詳細は、本テクニカルノートの付属資料を参照いただきたい）。

女性	男性
人口比率：0.507	人口比率：0.492
推定勤労所得（PPP US$）：10,892	推定勤労所得（PPP US$）：25,601
所得指数＝$\frac{10{,}892-100}{40{,}000-100} = 0.270$	所得指数＝$\frac{25{,}601-100}{40{,}000-100} = 0.639$

次に、女性と男性の指数を足し合わせて等分布指数を求める。

所得のEDEP＝$[[0.507(0.270^{-1})] + [0.492(0.639^{-1})]]^{-1} = \mathbf{0.377}$

４．GEMを計算する

GEMの３つの側面について各EDEPが計算できたら、GEMの決定は簡単である。これら３つのEDEP指数の単純平均がGEMとなる。

$$\text{GEM} = \frac{0.314 + 0.877 + 0.377}{3} = \mathbf{0.523}$$

テクニカルノート１
付属資料

女性と男性の勤労所得

ジェンダー別のさまざまなデータが重要であるにもかかわらず、それを直接示す測定値の入手は不可能である。そこで、女性・男性の所得の粗推計値を本報告書のために求めた。

所得に対しては２つの見方ができる。消費のための資金と個人による勤労収入である。世帯単位で資金を共有しているため、使用を示す測定値を男女別に分けるのは難しい。一方、個々の家族は個々に所得を得る傾向にあるため、収入を分けることは可能である。GDIとGEMの指標で使われる所得を示す測定値は、人の所得を得る能力を示す。GDIでは、この値は経済資源に対する力から見た女性と男性の格差をとらえるために使われている。GEMでは、女性の経済的自立度をとらえるために使われている（この手法に関する概念的・方法論的問題については、Sudhir Anand and Amartya Sen: "Gender Inequality in Human Development"、『人間開発報告書1995：ジェンダーと人間開発』第３章、テクニカルノート１、２および本頁の参考文献リストを参照されたい）。

女性・男性の勤労所得（PPP US$）は下記のデータを使って推計する。

・男性の非農業従事者の賃金に対する女性の非農業従事者の賃金の割合

・経済活動人口の男女比率

・女性・男性の総人口

・１人当たりGDP（PPP US$）

女性と男性の勤労所得を推計する

フィリピンの2002年のデータを使って、女性・男性の勤労所得の推計方法を説明する。

１．GDP総額（PPP US$）を計算する

GDP総額（PPP US$）は総人口に１人当たりGDP（PPP US$）を掛けて求められる。

総人口：79,944（1,000人）

1人当たりGDP（PPP US$）：4,170

GDP総額（PPP US$）＝4,170（79,944）＝333,366,480（1,000ドル）

２．女性の賃金比率を計算する

農村地域やインフォーマルセクターの賃金データはほとんどないため、本報告書は、非農業従事者の賃金を使い、男性非農業従事者の賃金に対する女性非農業従事者の賃金の割合がその他の経済分野にも適用できると仮定してきた。女性の賃金総額比率は、男性非農業従事者の賃金に対する女性の賃金の割合と経済活動人口の女性と男性の比率にもとづき計算される。賃金率がデータが入手できない場合は、75%を使用している。

男性非農業従事者の賃金に対する女性賃金の割合（W_f/W_m）＝0.94

女性の経済活動人口に占める割合（EA_f）＝38.2%

男性の経済活動人口に占める割合（EA_m）＝61.8%

$$\text{女性の賃金比率}(S_f) = \frac{W_f/W_m\,(EA_f)}{[W_f/W_m\,(EA_f)] + EA_m} = \frac{0.94(38.2)}{[0.94(61.8)] + 61.8} = \mathbf{0.368}$$

３．女性と男性の勤労所得（PPP US$）を計算する

女性の賃金比率は、女性のGDPに占める比率と同じであるという仮定に立って行う。

女性の賃金比率（S_f）＝0.368

GDP（PPP US$）総額（$Y$）＝333,366,480（1,000ドル）

女性の人口（N_f）＝39,014（1,000人）

$$\text{女性の推定勤労所得（PPP US$）}(Y_f) = \frac{S_f\,(Y)}{N_f} = \frac{0.368(333{,}366{,}480)}{39{,}014} = \mathbf{3{,}144}$$

男性の人口（N_m）＝39,566（1000人）

$$\text{男性の推定勤労所得（PPP US$）}(Y_m) = \frac{Y - S_f\,(Y)}{N_m}$$

$$= \frac{333{,}366{,}480 - [0.368(333{,}366{,}480)]}{39{,}586} = \mathbf{5{,}326}$$

凡例

W_f/W_m＝男性の非農業従事者の賃金に対する女性の非農業従事者の賃金の割合

EA_f＝女性の経済活動人口比率

EA_m＝男性の経済活動人口比率

S_f＝女性の賃金比率

Y＝GDP総額（PPP US$）

N_f＝女性の総人口

N_m＝男性の総人口

Y_f＝女性の推定勤労所得（PPP US$）

Y_m＝男性の推定勤労所得（PPP US$）

注

四捨五入によって、テクニカルノートのデータを使った計算は指標表の計算結果と異なることがある。

参考文献

Anand, Sudhir, and Amartya Sen 1994. "Human Development Index: Methodology and Measurement." Occasional Paper 12. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York. *(HDI)*

——. 1995. "Gender Inequality in Human Development: Theories and Measurement." Occasional Paper 19. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York. *(GDI, GEM)*

——. 1997. "Concepts of Human Development and Poverty: A Multi-dimensional Perspective." In United Nations Development Programme, *Human Development Report 1997 Papers: Poverty and Human Development*. New York. *(HPI-1, HPI-2)*

Bardhan, Kalpana, and Stephan Klasen. 1999. "UNDP's Gender-Related Indices: A Critical Review." *World Development* 27(6): 985-1010. *(GDI, GEM)*

United Nations Development Programme., 1995. *Human Development Report 1995*. Now York: Oxford University Press. Technical notes 1 and 2 and chapter 3. *(GDI, GEM)*

——. 1997. *Human Development Report 1997*. Now York: Oxford University Press. Technical note 1 and chapter 1. *(HPI-1, HPI-2)*

——. 1999. *Human Development Report 1999*. New York: Oxford University Press. Technical note. *(HDI, GDI)*

テクニカルノート2

ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けて最優先国と上位優先国を定める

今年の『人間開発報告書』では、それぞれの開発目標について最優先および高い優先順位で取り組むべき国を定めている。定めるにあたっては、十分なデータの裏づけと、各目標における人間貧困の状況および1990年代の動向にもとづいた。報告書では、目標ごとに分析し、それをもとに最優先国および上位優先国を確定している。

各目標のために、最優先国と上位優先国の査定を行う

ミレニアム開発目標（MDGs）のそれぞれの目標に対する各国の査定は、その目標への進捗状況（遅れ気味・後退、緩慢、速い）とその目標における人間貧困のレベル（極めて高位、中位、低位〈テクニカルノート表2.1と2.2参照〉）にもとづいたものである。進捗状況はターゲットごとに、ミレニアム開発目標のために定められた指標を使って測定されている。

・目標ごとの最優先国

ある目標分野において、人間貧困のレベルが極めて高く、その目標達成への歩みが遅れ気味あるいは後退している国は最優先国に指定された（テクニカルノート図2.1）。

・目標ごとの上位優先国

以下の場合にあてはまる国は、上位優先国に指定された。

- ある目標分野において、人間貧困のレベルが極めて高く、その目標達成への歩みが緩慢している。
  あるいは、
- ある目標分野において、人間貧困のレベルは中程度であるが、その目標達成への歩みが遅れ気味あるいは後退している。

すべての目標で最優先、上位優先国とする国を査定する

最優先国、上位優先とする国の特定は、ある国が最優先国あるいは上位優先国となっている目標数にもとづいて行われた（この全体的な査定は、HIV/エイズに関するターゲットを個別情報としては提示していないものの、考慮したものである）。

全目標で最優先国の国

以下の場合にあてはまる国は、すべての目標の最優先国と指定された。

- 少なくとも3つの目標で最優先国になっている。
- または、その国について少なくとも3つのデータポイントを有するデータが存在する目標のうち、半数以上の目標で最優先国になっている。
- または、データがあるのは、わずか2つの目標に関してだけで、そのどちらの目標でも最優先国になっている。

全目標で上位優先国の国

以下の場合にあてはまる国は、全目標での上位優先国と指定されている。

- 少なくとも3つの目標で最優先国あるいは上位優先国になっている。
- または、2つの目標で最優先国になっている。
- または、その国について少なくとも3つのデータポイントを有するデータが存在する目標のうち、半数以上の目標で最優先国あるいは上位優先国になっている。
- または、データがあるのはわずか2つの目標に関してだけで、そのどちらの目標でも最優先国あるいは上位優先国になっている。

各目標への進捗を算定する

各目標への進捗は、もし現在のペースが2015年まで続くと仮定して、現在の進捗を目標達成に必要な年間進捗ペースと比較することによって査定される。

- 現在の進捗を査定する

現在の進捗度は次の一般方程式を使って計算される。

$$\text{現在の年間進捗度} = \frac{(x_{t1} - x_{t0})/x_{t0}}{t_1 - t_0}$$

この場合、t_0は1990年あるいは90年に最も近いデータのある年；t_1はデータのある最も最近の年；x_{t0}とx_{t1}はこれらの2つの年の指標値。飢餓、貧困、および5歳未満の死亡率の割合の場合、最も望ましい数値は0であるが、方程式には手を加えず用いている。

初等教育純就学率、教育におけるジェンダー平等（男子生徒に対する女子生徒）、および安全な水と衛生設備を利用できる人口では、最も望ましい値は100%であるが、進捗は以下の方程式を用いて（到達までの）不足分がどのくらい縮小するか（shortfall reduction）で表されている。

$$\text{現在の年間進捗度} = \frac{(x_{t1} - x_{t0})/(100 - x_{t0})}{t_1 - t_0}$$

- 必要とされる進捗を査定する

2015年までに（教育におけるジェンダー平等は2005年まで）目標を達成するのに必要な進捗度は、各目標によって決まっている。貧困と飢餓ではαは−1/2、安全な水と衛生設備では1/2、5歳未満の死亡率では−2/3、初等教育就学率と教育におけるジェンダー平等では1である。よって、必要とされる年間進捗度は単純にαをt_{MDG}（目標を達成すべき年）とデータ入手可能な1990年に最も近い年の差（年数）で割って求められる。

$$\text{必要とされる年間進捗度} = \frac{\alpha}{t_{MDG} - t_0}$$

優先すべき状態を決める：一例

優先すべき状態をどのように決定するかを説明するのに、チャドの5歳未満の死亡率を使う。

- 進捗の算定

1990年と2002年の5歳未満の死亡率のデータが入手可能である。

t_0=1990

t_1=2002

1990年の5歳未満の死亡率は1,000人当たり203人、2002年には200人である。

x_{t0}=203

x_{t1}=200

この場合達成に必要な目標までの不足分の縮小は

$\alpha = -2/3$

よって、

$$\text{現在の年間進捗度} = \frac{(200-203)\div 203}{2002-1990} = -0.12 \text{ パーセント・ポイント}$$

$$\text{必要とされる年間進捗度} = \frac{-2/3}{2015-1990} = -2.67 \text{ パーセント・ポイント}$$

目標に対するチャドの現在の年間進捗度は目標達成に必要とされるおおよその進捗度の半分以下である

そのため、チャドは5歳未満の死亡率を減らすというこの目標に対し遅れ気味あるいは後退していることになる。

- 人間貧困レベルを決定する

2002年のチャドの5歳未満の死亡率は、出生1,000人当たり200人である。

よって、5歳未満の死亡率でチャドは極めて高い人間貧困レベルを示している（テクニカルノート表2.2を参照）。

- 5歳未満の死亡率削減の優先度を決定する

チャドは、5歳未満の死亡率において人間貧困レベルが極めて高位で、達成は遅れ気味あるいは後退している状況である。

よって、チャドは5歳未満の死亡率を減らすという目標の最優先国に区分される。

- 全目標に対する優先度を決定する

チャドはデータがある8つの指標のうち、2つの指標で最優先、その他6つの指標で上位優先で取り組むべきと

テクニカルノート 表2.1
ミレニアム開発目標（MDGs）への進捗状況の定義

進捗の評価	定義
遅れ気味あるいは後退	2015年まで現在のペースのままだと、目標に向けた現在の進捗状況では、目標を達成するのにほぼ必要とされている進捗点の半分にも満たない。
緩慢	2015年まで現在のペースのままだと、目標に向けた現在の進捗状況では、目標点達成にほぼ必要とされている進捗の半分以上には達するが、必要とされている進捗目標には到達しない。
速い	2015年まで現在のペースのまま進むと、目標に向けた現在の進捗から見て、目標達成にほぼ必要とされている進捗と同等あるいはそれ以上の進展が期待できる。

注：2005年を目標達成年としている。教育におけるジェンダー平等以外は2015年である。

テクニカルノート 図2.1
最優先国、上位優先国を定める

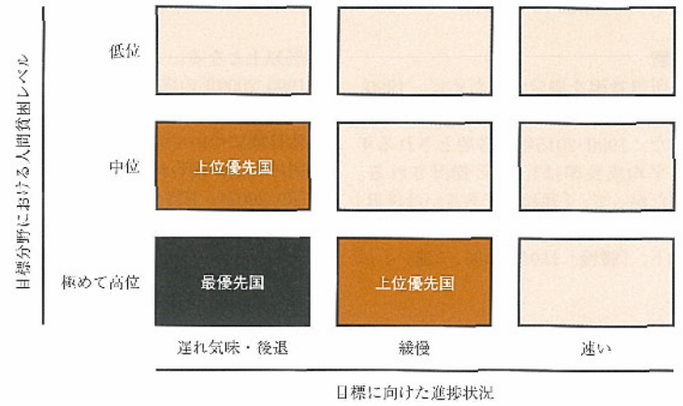

テクニカルノート 表2.2
ミレニアム開発目標（MDGs）における人間貧困レベルを定義する

ターゲット	指数	人間貧困レベル（x=指数値） 極めて高位	中位	低位	出典
1日1ドル未満で生活する人口比率を半減させる	1人当たりGDP（PPP US$）[a]	x<3,500	3,500≦x<7,000	x≧7,000	世界銀行
飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる	栄養不良の人々（%）	x>25	10<x≦25	x≦10	国連食糧農業機関（FAO）
すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする	純初等教育就学率（%）	x<75	75≦x<90	x≧90	ユネスコ（UNESCO）
教育の男女格差を解消する	初等教育における男子生徒に対する女子生徒の割合（%）	x<80	80≦x<90	x≧90	ユネスコ（UNESCO）
5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる	5歳未満の死亡率（出生1,000人当たり）	x>100	30<x≦100	x≦30	ユニセフ（UNICEF）
安全な飲料水を継続して利用できない人口を半減する	浄化された水源を継続して利用できる人口（%）	x<75	75≦x<90	x≧90	ユニセフ（UNICEF）世界保健機関（WHO）
改善された衛生設備を利用できない人口を半減させる	改善された衛生設備を継続して利用できる人口（%）	x<75	75<x<90	x≧90	ユニセフ（UNICEF）世界保健機関（WHO）

a. 年間平均の1人当たりGDP成長率が動向の測定として使用されている。

される。

よって、チャドは8つの目標全体にわたり上位優先国とされる。

注釈

所得貧困を測定するために、1990–2002年の1人当たりGDP増加率を使った。1990–2015年に必要とされる年間平均成長率は1.4%と推計される。したがって、「遅れ気味あるいは後退」は1人当たり年間所得増加率が0.7%以下、「緩慢」は0.7–1.4%、「速い」は1.4%以上となる。

1990–2000年の成人HIV/エイズの感染率（15歳以上）のデータもまた、全体目標についての最優先国と上位優先国の査定に使われている（UNAIDS, WHO 2003）。HIV/エイズにおける人間貧困レベルの特定では、感染率を3%超えた場合を「人間貧困高位」、3%以下1%超えた場合を「中位」、1%以下を「低位」としている。ここでの目標が「HIV/エイズ蔓延を阻止し、その後減少させる」なので、感染率の増加が1%未満は「速い進捗」、1%以上3%未満は「緩慢」、3%以上の増加は「遅れ気味あるいは後退」と考えられる。

指標項目の定義

医師

あらゆる医学分野（教育、研究、診察など）の医学関連学部のすべての卒業生を含む。

1次産品輸出

標準国際貿易分類（SITC）の定義によると、食品、農作物、燃料、鉱物、金属が含まれる。

移動電話の登録者（移動携帯電話の登録者も指す）

移動通信技術を使い公衆電話網へのアクセスを提供する、一般向け自動携帯電話サービスの登録者（アナログ・デジタルの両方を含む）。

医療従事者の介護による出産

妊娠、出産、産褥期にわたり女性が出産と新生児の世話を行えるよう、必要な処置、監督、助言をするための訓練を受けたスタッフ（医師、看護士、助産士）によって介護を受けた出産の割合。

インターネット使用者

世界中のインターネットにアクセスできる人。

衛生設備：改善した衛生設備を利用できる人口

排泄物の適切な処理施設が利用できる人口の割合。たとえば下水または汚水タンクシステムに接続しているトイレ、水洗トイレ、簡易トイレまたは換気可能改良トイレなど。個人所有または共有（公衆ではない）であり、人間、動物、昆虫がその排泄物に接触しないよう効果的な処置がなされている場合、排泄物処理システムとして適切と見なされる。

HIPC（重債務貧困国）イニシアティブで約束された債務救済

「重債務貧困国救済構想（HIPCイニシアティブ）で約束された債務救済」の項を参照。

HIV感染率

ある特定の年齢集団においてHIVに感染している人の割合。

栄養不良の人々

食物摂取量が、常習的に最低エネルギーに満たない人。

エネルギー使用：単位当たりGDP

商業エネルギーが石油1kg相当量当たりで産出する実質GDP（1995年PPP US$）の比率。この比率は、物理的な投入量（エネルギー使用単位）に対する各国の実質GDPを比較可能とし、かつ一貫した推計値で示すことにより、エネルギー効率の測定基準を提供することができる。「国内総生産（GDP）」と「PPP（購買力平価）」の項を参照。

エネルギー需要量：総

エネルギー消費量に、薪、木炭、バガス（サトウキビの殻）、動植物その他の廃棄物を含む在来燃料を加えたもの。

海外直接投資の流れ（純額）

投資家が、自国以外の経済圏において活動する企業において、継続した経営利益（議決権株の10%以上）を取得するために行う純投資の流れ。これは、自己資金、収益の再投資、その他の長期資本、短期資本の合計である。

閣僚レベルの女性

各国の高官の定義に従ったもので、大臣、副大臣、および政務次官も含めたその他の閣僚的地位にある女性が含まれる。

加工品の輸出

標準国際貿易分類（SITC）の定義にもとづく、化学製品、基礎製品、機械・輸送設備、その他の軽工業製品が含まれる。

環境保護条約：～の批准

条約の署名を行ったのち、各国は多くの場合行政府の承認を得てその条約を批准しなければならない。こうした過程によって、各国は署名によって条約を承認するにとどまらず、条約の原則や義務を国内法の中に移し替えていくことになる。

関税・非関税障壁：平均

開発途上国に対する貿易障壁の集計測定値。この測定では、金銭的障壁（関税）および工業製品、繊維製品、農産品、燃料の貿易において、国内要因によって調整された輸入量で重みづけされた、割り当てや補助金を対象とする。

喫煙率：成人

喫煙する男女の割合。

教育指数

人間開発指数の算出に必要な3つの指標の1つであ

る。これは、初、中、高等教育の総就学数と成人識字率をもとにしたものである。この指数がどのように算出されるかについての詳細は、テクニカルノート１を参照。

教育水準（レベル）

教育は、国際標準教育分類（ISCED）に従って、就学前教育、初等、中等、高等に分類されている。「就学前教育」（ISCEDレベル０）は、幼稚園、保育所、幼児学校などの学校で行われる教育であり、初等レベルの学校に入るにはまだ十分な学齢に達していない子どもを対象とする。「初等教育」（ISCEDレベル１）は、小学校のような施設で教育の基礎を与えるものである。「中等教育」（ISCED２、３）は、レベル１での少なくとも４年間の教育の上に、中学校、高校および中等レベルの教員養成学校、職業専門学校などの施設で、一般または専門分野あるいは両方の教育を行うものである。「高等教育」（ISCEDレベル５、６、７）は、大学、教員養成大学および高等レベルの専門学校での教育を指す。これらの学校へ入学するには、最低条件として少なくとも中等レベルの教育をきちんと修了しているか、同等レベルの知識を有する証明が必要である。

教育への公的支出

資本支出（学校の建築費、改築費、重機材あるいは車両の大がかりな修理費や購入費）および経常支出（単一年度で消費され、次年度には再び必要になる財とサービスの購入費）の両方を含む。これには、教職員の給与や手当、サービスの請負費や購入費、書籍費、教材費、福利厚生費、家具および機材費、少額の修理費、燃料費、保険料、賃料、通信費、旅費も含む。「教育水準（レベル）」を参照。

勤労所得（PPP US＄）：推定

大まかに、男性の非農業労働賃金に対する女性の非農業労働賃金の割合、経済活動人口の男女比、男女の総人口、１人当たりGDP（PPP US＄）にもとづき得られる。この推計の詳細については、テクニカルノート１を参照。

勤労所得：女性の男性に対する推定勤労所得比

男性の推定勤労所得に対する女性の推定勤労所得の割合。「勤労所得（PPP UD＄）：推定」の項を参照。

軍事支出

国防省または他の省庁が、徴兵や軍事訓練、軍需物資や機材の購入、組み立てに使うすべての費用。軍事支援は供与国の軍事支出に含まれる。

軍事力：全

戦略軍、陸海空軍、指令・管理部門および、後方支援の部隊。また、警察保安隊、税関官吏、国境警備員なども、軍事戦術訓練を受けている場合は準軍事力として含める。

経口補液療法利用率

５歳児未満の下痢の全件数のうち、経口補水の増量補給と継続した栄養補給を受けた子どもの割合。

経済活動人口比率：女性の

財やサービスの生産のために労働力を提供している、あるいは提供することが可能な15歳以上の女性の割合。

結核患者

世界保健機関（WHO）に通知された結核症例の総数。結核症例は、結核菌が確認されるか、臨床医が診断したものと定義する。

結核患者：DOTSで完治した患者

結核患者数のうち、新たに直接監視下短期化学療法（DOTS）によって完治した患者推定数の割合。

結核患者：DOTSで診断された患者

直接監視下短期化学療法（DOTS）によってわかった（ある一定期間において診断された）新たな結核感染患者推計。

研究開発に従事する技術者

科学分野の訓練を受け、専門的な研究開発（R&D）活動に従事している者。このような仕事の大半は、高等教育の修了を要する。

研究開発への支出

知識の蓄積を増やすための創造的で系統立った活動における経常および資本支出（間接費を含む）。新型装置、製品、または加工につながる基礎研究、応用研究、実験作業を含む。

交易条件

基準年に対して測定した輸入物価指数に対する輸出物価指数の比。100以上の値は、輸入価格に対する輸出価格の上昇を意味する。

合計特殊出生率

もし出生可能年齢まで生き、年齢ごとに特定されている出生率に従って出生したとして、女性が一生涯に出産する子どもの数。

国内総生産（GDP）

ある経済における居住生産者による付加価値と、産出評価に含まれないあらゆる物品税（補助金は除く）の総額。水増しされた固定資産の減価や天然資源の価値低減や悪化は考慮しない。付加価値は、すべての産出を合計し、中間投入を引いた産業の純産出額である。

国内総生産（GDP）：１人当たりGDP（US＄）

GDP（US＄）を年央の人口で割ったもの。「国内総生産（GDP）」を参照のこと。

国内総生産（GDP：US＄）

IMFによって報告される平均公定為替相場を使いUSドルに換算したGDP。もしこの公定為替相場が事実上の外国通貨での取引や貿易産品への適用と大幅にずれていると判断された場合は、その他の転換要素が適用される。「国内総生産（GDP）」を参照のこと。

国内避難民

自らの国の中で避難を余儀なくされ、国連のその他の機関からの特別要請を受けて国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が供与する保護または援助、あるいはその両方の対象となっている人々。

国民総所得（GNI）

ある経済における全居住生産者による付加価値に、産出評価に含まれないあらゆる生産物への税（補助金は除く）、海外の第一次所得（失業手当や資産所得）の受取額（純額）を加えた総額。付加価値とは、ある産業のすべての産出を足し合わせ中間投入を差し引いた産出額（純額）である。データは、世界銀行World Bank Atlas法を用いて変換されたUSドル現在価格で示してある。

国民総生産（GNP）

GDPに海外からの純要素所得、つまり、居住者が要素サービス（労働および資本）に対して海外から受け取る所得額を加算し、国内の経済活動に寄与した非居住者に対する同様の支払額を差し引いたもの。

５歳未満死亡率

出生から満５歳までに死亡する出生時1000人当たりの確率。

コンドームの使用：最近のハイリスクな性行為での

ここ12カ月の間に非配偶者または固定のパートナー以外と性行為を持った者のうち、最も最近のこうしたパートナー以外との性行為でコンドームを使用したと言っている男女。

財・サービスの輸出

海外に供給されるすべての財およびその他の市場サービスの価額である。製品、貨物運賃、保険、輸送、旅行、ロイヤルティ、ライセンス使用料、その他のサービスの価額で、たとえば、通信、建設、金融、情報、企業活動、要員の役務提供や政府の公共サービスなどが含まれる。労働所得、資産所得、移転支出は除く。

財・サービスの輸入

海外から受け取る財、その他市場サービスの全価額。製品、貨物、保険、輸送費、旅行、ロイヤルティ、ライセンス使用量、その他のサービスが対象になる。

債務元利支払金総額

長期債務（満期が１年以上のもの）に対する外国通貨や、財あるいはサービスで実際に支払われた元本返済額と利息、短期債務の利息、IMFへの返済金の総額。

債務免除：二国間総額

債権者が公的・民間であるかを問わず、ドナー国の公的資金の支援を得た途上国の二国間債務の免除。ODA自体の相殺事項は控除されない。「政府開発援助（ODA）：純額」の項を参照。

産業別雇用：女性の

国際標準産業分類（ISIC）システム（改訂２版、３版）に従って定義される、工業、農業、サービス業における女性の雇用。「工業」とは、鉱業・採石業、製造業、建設業、公共事業（ガス、水道、電気）をいう。「農業」とは、農業、狩猟、林業、漁業における活動をいう。「サービス業」とは、卸売・小売業、レストラン・ホテル業、輸送・貯蔵・通信業、金融・保険・不動産・事業サービス業、地域・社会・民間サービス業をいう。

ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

経済参加と意思決定、政治参加と意思決定、経済力の３つの基本的なエンパワーメント分野のジェンダー不平等を測定するための複合指数。指数算出方法の詳細については、テクニカルノート１を参照。

ジェンダー開発指数（GDI）

寿命、知識、人間らしい生活水準という、人間開発で測定する３つの基本的分野の平均的な達成度を測定する複合指数で、女性と男性の達成度の格差を見るために調整している。指数算出方法の詳細については、テクニカルノート１を参照。

識字能力：機能的～のない人

16～65歳の成人で国際成人識字調査（IALS）の文章識字基準のレベル１の人口の割合。このレベルの課題のほとんどは、試験者が提示した情報と同じ情報、またはそれと同意の情報を文章中から見つけ出すことを被験者に課すものである。

識字率（若年層）

15歳から24歳で、日常生活に関する短く簡単な文章を、内容を理解しながら読み書きできる人の割合。

識字率（成人）

15歳以上で、日常生活に関する短く簡単な文章を、内容を理解しながら読み書きできる人の割合。

市場活動

1993年に改訂された国連国民経済計算体系（SNA：System of National Accounts）に従って定義された会社その他の社会的組織の雇用、そうした組織以外で

の第一次生産や収入を伴うサービスおよび商品の生産を含む。「非市場活動」|労働時間（総）」の項を参照のこと。

失業

有給の職業または自営業に就いていないが、それらの職業に就くことが可能であり、求職のために今までに何らかの手段をとってきた一定の年齢以上の人すべてを指す。

失業：長期

失業期間が1年以上に及ぶもの。「失業」の項を参照。

失業率

失業者数を労働力人口（雇用者数＋失業者数）で割ったもの。

失業率：若年者層の

各国の定義により異なるが、15歳（または16歳）から24歳の間の失業者をいう。「失業」の項を参照。

GDP指数

人間開発指数の算出に使う3つの指標のうちの1つである。これは、1人当たりのGDP（PPP US$）をもとにしたものである。この指数算出法の詳細は、テクニカルノート1を参照。

ジニ係数

ある経済における個人あるいは世帯間の所得配分（あるいは消費支出の配分）が完全に平等な配分とどれくらい偏差があるかを測定するもの。ローレンツ曲線は、最も貧しい個人あるいは世帯を始点として、所得を受け取る人数の累計に対し、受け取る総所得累計の割合を図上に示す。ジニ係数は、ローレンツ曲線と絶対的平等を仮定した直線に囲まれる部分の面積を測定し、その直線下の最大面積の割合（%）で表される。0は完全なる平等を、100は完全なる不平等を示す。

就学率：純

あるレベルの学齢人口に対して、正式な学齢で相当教育レベルに就学している生徒の数を、そのレベルにおける正式な学齢人口の割合として示す。「教育水準（レベル）」の項を参照。

就学率：初・中・高等教育の総就学率

あるレベルの公的に定められた学齢人口に対し、年齢に関係なくそのレベルの教育に就学している生徒の数の割合を指す。総就学率は、留年や正式に定められている学齢より早くあるいは遅く就学する生徒がいることから、100%以上になる可能性がある。「教育水準（レベル）」を参照。

重債務貧困国完了点（HIPC完了点）

重債務貧困国（HIPC）イニシアティブの対象となっている国が、HIPC決定点で合意した重要な構造改革を完了した日で、貧困削減戦略の策定と実施が含まれている。完了した国は、それ以上の政策的条件を付されることなしに債務救済措置を受けることになる。

重債務貧困国救済構想（HIPCイニシアティブ）で約束された債務救済

重債務貧困国（HIPC）のイニシアティブのもと債務の免除を政府開発援助の1つの要素として行うもの。このイニシアティブは、世界の最貧困かつ最重債務の国合計42カ国の海外債務を削減するための初の包括的なアプローチである。

重債務貧困国決定点（HIPC決定点）

IMFと世銀の支援を受け、構造調整プログラムで求められた行程において優れた進捗を示した重債務貧困国が、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブのもと追加的な改革や貧困削減戦略の策定と実施を約束する日。

重債務貧困国信託基金（HIPC信託基金）：に対する二カ国間約束額

HIPC信託基金へ特定の援助供与することを公的ドナーが負う期限指定付きの支払い約束（firm obligation）。二カ国間の約束額は、支払い完了の時期に関係なく、移転予定全額が記載されている。

住民の得た特許件数

特許とは、政府の発行する発明の明細が記載された文書であり、これによって通常特許権者、あるいはその承認を得たもののみが発明を利用（製造、使用、販売、輸入）できる法的立場が生じる。発明の保護は、特許出願日から一般に20年までとされる。

出生時低体重児

出生時体重が、2500g以下の乳児の割合。

出生時平均余命

新生児の出生時における一定の年齢の死亡率パターンが、この新生児の生涯を通じて変わらないとした場合の生存年数。

使用権の確保が可能な世帯

自宅を持っているあるいは購入しようとしている世帯、あるいは個人で賃借しているか、公共住宅に住んでいるかまたは転借している世帯。

消費者物価指数：年平均変動率

特定の間隔で固定または変動する一定の財やサービスを取得するためにかかる平均消費者価格の変動を表す。

女性の議員、高官、管理職

国際職業標準分類（International Standard Classification of Occupations：ISCO-88）が定義する地位を占める女性の割合であり、議員、政府高官、村落の伝統的な長および首領、特殊利益団体の役員、企業の管理職、取締役および最高執行者、製造・運営部の部長、その他の部長やジェネラルマネージャーが含まれる。

女性の国会議席数

女性が占める下院または一院制議会、あるいは上院の議席、またはそれに相当する議席を指す。

女性の専門職と技術者

国際標準職業分類（ISCO 88）の定義による、物理学者、数学者、技術者（およびそれに準ずる専門家）、生命科学者、保健専門家（およびそれに準ずる専門家）、教師（およびそれに準ずる専門家）およびその他の専門家とそれに準ずる専門家を含む職にある女性の割合。

所得あるいは消費：国別の最貧層20%の占める割合

最貧層20%の所得あるいは消費の占める割合。個人あるいは世帯の所得あるいは消費に関するデータは各国の代表的な世帯調査からとったもの。

所得貧困ライン未満の人口

次のようなある一定の貧困ライン未満で生活する人々の割合を示す。

- 1日1ドル：PPP（購買力平価）で調整した1985年国際価格（1993年国際価格の1.08ドルに相当）で換算
- 1日2ドル：PPP（購買力平価）で調整した1985年国際価格（1993年国際価格の2.15ドルに相当）で換算
- 1日4ドル：PPP（購買力平価）で調整した1990年国際価格で換算
- 1日11ドル：（3人世帯の1人当たり）：PPP（購買力平価）で調整した1994年国際価格で換算
- 国別貧困ライン：政府が適切と考える貧困ライン。国別推計は、世帯調査の結果を人口調整した地域推計値にもとづいている。
- 所得中間値の2分の1：中間値で調整された可処分家計所得の2分の1

「PPP（購買力平価）」の項を参照のこと。

人口：総

特定時期の特定の場所において、実際にいるすべての人を含む事実上の人口をいう。

人口：都市

各国独自の基準により都市部と分類される地域の年央の人口で、国連に報告されたもの。|総人口」を参照のこと。

人口増加率（年平均）

特定期間における年平均の指数関数的人口増率をいう。「人口：総」の項を参照。

水源：改善された水源を継続して利用できない人口

改善された水源を常時利用できる人口を100から引いて算出する。改善されていない水源には、水売り、瓶詰めされた水、水供給トラック、覆いのない井戸や泉が含まれる。「水源：改善された水源を継続して利用できる人口」を参照のこと。

水源：改善された水源を継続して利用できる人口

以下のいずれかのタイプの飲料水供給が無理なく利用できる人口の割合。家庭用水道への配管、共同水道、ポンプ式の掘り抜き井戸、防護柵または覆い付き井戸、防護柵または覆い付き泉・貯水された雨水。無理のない利用とは、自宅から1km以内の水源から、少なくとも1日1人当たり20リットルの水を得られることを指す。

成人非識字率

100から成人識字率を引いて算出。「識字率（成人）」の項を参照。

成人1人当たりの喫煙量

タバコの生産量と輸入量の合計から輸出量を引いたものを15歳以上の人口で割ったもの。

政府援助

被援助国がODAの受け取りに含めないこと以外は政府開発援助（ODA）と同じ条件を満たす贈与あるいは借款。これらの受取国は、開発援助委員会（DAC）受取国リストのパートⅡに掲載されており、中・東欧諸国の中進国や旧ソ連諸国、いくつかの先進開発途上国・地域が含まれる。

政府開発援助（ODA）：純額

譲許的条件（元金純額償還）のローンとDAC加盟国の政府開発機関、国際機関、非DAC諸国による贈与の純支出で、DAC受取国リストのパートⅠに掲載されている国・地域の経済開発や福祉促進のために行われる。これには、グラントエレメントが少なくとも25%あるローン（割引率10%で計算）が含まれる。

政府開発援助（ODA）：アンタイド二国間～

ODAのために、関連する財とサービスが、基本的にはあらゆる国で完全かつ自由に生産されており、そしてある一国から他の一国へと供与されるようなODA。

政府開発援助（ODA）：基本的社会サービスへの～

基本的社会サービスに対し供与されるODA。基本的サービスには、基礎教育（初等教育、早期幼児教育、若年層・成人のための基本的生活技能教習）と基礎保健医療（ベーシック・ヘルス・ケア、基礎保健医療の基盤整備、基礎栄養、感染症対策、保健教育、保健医療従事者の育成）、および人口政策・プログラムとリプロダクティブ・ヘルス（人口政策と行政管理、リプ

ロダクティブ・ヘルス・ケア、家族計画、HIV/エイズを含む性感染症対策、人口・リプロダクティブ・ヘルス専門家の育成）がある。

政府開発援助（ODA）：後発開発途上国に対する

「政府開発援助（ODA）：純額」の項、および「各国の分類」（323ページ）の後発開発途上国を参照。

政府開発援助（ODA）：１人当たり

ある国によって供与された政府開発援助（ODA）をこの国の総人口で割ったもの。「政府開発援助（ODA）：純額」の項を参照。

第５学年までの進級した児童

初等学校に入学した児童のうち、第５学年（初等教育期間が４年間の場合には第４学年）に進級した児童の割合。連続した２年間の入学人数と留年人数に関するデータを使用するコホート再構成法により推定された値。

中間バリアント変数値（medium-variant）予測

国連人口部による、中間出生力経路（medium-fertility path）、通常の死亡率および国際移民を想定した人口予測。各予測では、特定の人口動態の特徴は各国あるいは国グループの政策によって、出生率、死亡率および粗移民数における予測動向を示す。また、HIV/エイズの影響が深刻な国については、HIV/エイズの影響も予測に含まれる。国連人口部は、低位・高位のバリアント変数も発表している。より詳しくは、http://esa.un.org/unpp/assumptions.htmlを参照のこと。

通常の兵器取引

他国の軍事部隊、準軍事部隊、または諜報機関が軍事目的で保有するため、供給者が自発的に移転する武器をいう（したがって、奪取した武器や投降者から獲得した武器を除く）。これには、６種類の通常の主要兵器またはシステムが含まれる。すなわち、船舶、航空機、ミサイル、大砲、装甲車、ガイダンス・レーダーシステム（トラック、サービス、弾薬、小火器、補助用具、部品・部品の技術、100ミリ口径未満の牽引または艦船搭載火砲は除く）である。

電話主要回線

消費者の電話機を公共電話交換網に接続している電話回線。

特定の年齢まで生存できない出生時確率

一定の集団（コホート）が一定の年齢まで生存できる確率を１から差し引いて算出。「特定の年齢まで生存できる出生時確率」の項を参照。

特定の年齢まで生存できる出生時確率

出生時の死亡率パターンに従った場合に、新生児が特定の年齢まで生存できる確率。

特許使用料およびライセンス使用料

無形資産、非生産物、非資産、および知的所有権（特許、商標、著作権、フランチャイズ、工業加工法など）の使用権、およびライセンス契約によって製作したプロトタイプ（フィルムや原稿の版下など）の使用料を、居住者が非居住者から受けること。データは国際収支にもとづいている。

難民

人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること、または政治的意見などを理由に迫害を受ける恐れが十分にあるため、自国を逃れた人々で、自国に帰れないかあるいは帰ることを望まない人々。庇護国（country of asylum）とは、難民が庇護申請したが、まだその決定を受けていない、あるいは庇護申請者として登録している国である。出身国（country of origin）とは、申請者の国籍あるいは市民権がある国をいう。

二酸化炭素（CO_2）排出量

化石燃料の燃焼、ガス放射、セメントの生産など人為的（人間に起因する）要因による二酸化炭素の排出量。排出量は固形燃料、液体燃料、気体燃料、ガス放射セメントの生産などの消費データをもとに算出している。

乳児死亡率

誕生から満１歳までに死亡する出生1000人当たりの確率。

人間開発指数（HDI）

長命で健康な生活、知識、人間らしい生活水準という、人間開発の３つの分野での平均達成度を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細は、テクニカルノート１を参照。

人間貧困指数（HPI-1）：開発途上国向け

人間開発指数で測定する３つの基本的な側面、すなわち、長命で健康な生活、知識、人間らしい生活水準について、その剥奪状況を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細は、テクニカルノート１を参照。

人間貧困指数（HPI-2）：特定のOECD諸国向け

人間開発指数で測定する３つの基本的な側面、すなわち、長命で健康な生活、知識、人間らしい生活水準について、その剥奪状況を測定し、なおかつ、社会的な疎外状況を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細は、テクニカルノート１を参照。

妊産婦死亡率

出生10万人に対し、妊婦関連の原因による女性の年間死亡者数。

妊婦死亡率：調整値

妊婦死亡の未報告や計算ミスといったよく報告されている問題を考慮に入れて調整した妊婦死亡率、およびデータのない国の妊婦死亡率推計値。

妊婦死亡率：報告された

各国の政府によって報告された妊婦死亡率。「妊婦死亡率」の項を参照。

燃料の消費量：在来燃料

燃料用の木材、石炭、バガス（サトウキビの殻）、動植物から出る廃棄物の推定消費量。「エネルギー需要量：総」の項を参照。

年齢のわりに低身長の子ども：５歳未満児

５歳未満の中程度あるいは重度の発育障害がある子どもの割合で、比較人口の身長平均値から標準偏差２以上低いものと定義されている。

年齢のわりに低体重の子ども：５歳未満児

比較人口の体重平均値から標準偏差２以上低い中程度の低体重児と、体重平均値から標準偏差３以上低い重度の低体重児を含む。

ハイテク製品の輸出

高度な研究開発による製品の輸出。航空宇宙機器、コンピュータ、医薬品、科学計器・電子機器などのハイテク製品が含まれる。

犯罪被害者

国際犯罪被害者調査（International Crime Victims Survey）への回答にもとづき、その前の年に、ある種の犯罪の被害を受けたと認識する人の人口に対する割合。

非識字率：成人

100から成人識字率を引いて求められる。「識字率」の項を参照。

非市場活動

1993年に改訂された国連国民経済計算体系（SNA）に従って定義された、家事（掃除、洗濯、食事の支度や片づけ）、家庭管理や買い物、育児、病人・高齢者・障害者の家族の世話、地域への奉仕を含む。「市場活動」「労働時間（総）」の項を参照のこと。

必須医薬品：安価な～を常時入手できる人口

自宅から１時間圏内にある公共・民間の医療施設または薬局で、最も重要な少なくとも20種類の医薬品を継続的かつ手の届く価格で入手できる人口の割合。

１人当たりGDP（PPP US＄）

「国内総生産（GDP）」および「PPP（購買力平価）」の項を参照。

１人当たりGDP（US＄）

GDP（US＄）を年央の人口で割ったもの。「国内総生産（GDP）」を参照のこと。

１人当たりGDP年間成長率

地域の通貨単位での固定価格の１人当たりGDPから算出した、最小二乗法の年間成長率。

１人当たり電力消費量

補助発電機による消費、発電所の一部と見なされる交換機での損失も含めた、１人当たりの総発電量をいう。また、これには揚水発電により生産される電力の総消費量を含め、揚水で消費される電力は差し引かない。

１人当たり保健医療支出（PPP US＄）

保健医療への公共支出と民間支出の合計（PPP US＄）を人口で割ったもの。保健医療支出には、保健サービスの実施（予防および治療）、家族計画活動、栄養活動、保健医療のために指定された緊急援助（ただし、水および衛生設備の提供は含まれない）が含まれる。「保健医療への民間支出」「保健医療への公的支出」「PPP（購買力平価）」の項を参照。

避妊普及率

既婚の女性（15歳～49歳：事実婚の女性を含む）、またはその夫が、方法の新旧は別として何らかの避妊法を用いている場合。

PPP（購買力平価）

各国間の価格差を考慮した為替レートであり、実質生産や所得の国際比較を可能とする。（本報告書で使用する）PPP US＄というレートは、米国での１ドルの購買力と等しい自国経済において購買力レートである。

平均寿命指数

人間開発指数の算出に使われる３つの指数のうちの１つである。この指数算出法の詳細は、テクニカルノート１を参照。

保健医療への公的支出

中央および地方政府予算、海外借入金および贈与（国際機関やNGOからの寄付を含む）、社会健康保健基金からの経常および資本支出。保健医療への公共支出と民間支出の合計が、保健医療への支出総計となる。「１人当たり保健医療支出（PPP UD＄）」および「保健医療への民間支出」の項を参照。

保健医療への民間支出

直接的な家計支出（現金支出）、民間の保険、世帯サービスを行う非営利組織による支出、民間企業によるサービスへの直接支払い。保健医療への民間支出と公的支出の合計が、保健医療への支出総計となる。「１人当たり保健医療支出（PPP US＄）」「保健医療への公的支出」の項を参照。

マラリア患者
国内でマラリアが蔓延する国が世界保健機関に報告したマラリア症例の総数。研究所の確認した症例のみを報告する国が多いが、サハラ以南アフリカでは臨床症例も報告している国が多い。
マラリア治療：発熱した５歳未満児
５歳未満で調査前２週間発熱があり、抗マラリア薬を投与された子どもの割合。
マラリア予防：５歳未満児
殺虫剤浸漬蚊帳付きのベッドで就寝している５歳未満の子どもの割合。
民間フロー（その他の）
債務を発生させない株式投資の流れ（カントリーファンド、預託受取、海外投資者による株の直接購入の総額）、証券債務の流れ（海外投資家が購入した債券）、銀行貸付および貿易付帯融資（商業銀行の貸付、およびその他の民間融資を含む）を合わせたフロー。
無報酬の家庭内労働者
1993年の国際雇用状況分類（International Classification by Status in Employment：ICSE）によると、同一世帯に暮らす親族が経営する経済体において無報酬で働く者として定義される。
予防接種：１歳児のはしかと結核の完全接種
はしかおよび結核に対する特定の抗体を持つ抗原あるいは血清を注射された１歳児。
理数系・工学系高等教育就学者
自然科学・エンジニアリング、数学・コンピュータ、建築・都市計画、交通・通信、貿易・船舶／航空機・産業計画、農林水産業に就学する高等教育の学生の割合。「教育水準（レベル）」の項を参照。
労働時間（総）
1993年に改訂された国連国民経済計算体系（SNA）に従って定義された市場活動および非市場活動に使われる時間。「市場活動」および「非市場活動」を参照のこと。
労働人口
全雇用者（比較期間の間、就職し有給で雇用されていたか、就職していたが労働していなかったか、自営業に就いていた一定年齢以上の人を含む）および失業者（比較期間の時点で失職し、職に就くことが可能であり、求職中であった一定年齢以上の人口を含む）。

統計資料

Aten, Bettina, Alan Heston, and Robert Summers. 2001. Correspondence on data from the Penn World Tables 6.0. Philadelphia. March.

———. 2002. "Penn World Tables 6.1." University of Pennsylvania, Center for International Comparisons, Philadelphia. [http://pwt.econ.upenn.edu/]. Accessed March 2004.

Birzeit University. 2002. *Palestine Human Development Report 2002*. Ramallah, Occupied Palestinian Territories.

CDIAC (Carbon Dioxide Information Analysis Center). 2004. *Trends: A Compendium of Data on Global Change*. [http://cdiac.esd.ornl.gov/trends/trends.htm]. Accessed March 2004.

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 2003. *The State of Food Insecurity in the World 2003*. Rome.

Goldschmidt-Clermont, Luisella, and Elisabetta Pagnossin Aligisakis. 1995. "Measures of Unrecorded Economic Activities in Fourteen Countries." Background paper for *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.

Harvey, Andrew S. 1995. "Market and Non-Market Productive Activity in Less Developed and Developing Countries: Lessons from Time Use." Background paper for *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.

———. 2001. "National Time Use Data on Market and Non-Market Work by Both Women and Men." Background paper for *Human Development Report 2001*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.

IISS (International Institute for Strategic Studies). 2003. *The Military Balance 2003-2004*. Oxford: Oxford University Press.

ILO (International Labour Organization). 2002. *Estimates and Projections of the Economically Active Population, 1950-2010*, 4th ed., rev. 2. Database. Geneva.

———. 2003. *Key Indicators of the Labour Market, Third Edition*. [http://kilm.ilo.org/kilm/]. Accessed March 2004.

———. 2004a. *Database on International Labour Standards (ILOLEX)* [http://www.ilo.org/ilolex/english/docs/declworld.htm]. Accessed February 2004.

———. 2004b. *Laboursta Database*. [http://laborsta.ilo.org]. Accessed March 2004.

IMF (International Monetary Fund) and IDA (International Development Association). 2004. "Heavily Indebted Poor Countries (HIPC) Initiative—Status of Implementation." 31 March. Washington, DC.

IMF (International Monetary Fund) and World Bank. 2003. "Status of Bilateral Donor Pledges to the HIPC Trust Fund." [http://www.worldbank.org/hipc/progress-to-date/TrustFund-Sep03.pdf]. Accessed March 2004.

IPU (Inter-Parliamentary Union). 1995. *Women in Parliaments 1945-1995: A World Statistical Survey*. Geneva.

———. 2001. Correspondence on women in government at the ministerial level. March. Geneva.

———. 2004a. Correspondence on year women received the right to vote and to stand for election and year first woman was elected or appointed to parliament. March. Geneva.

———. 2004b. *Parline Database and World Classification of Women in National Parliaments*. [www.ipu.org]. Accessed March 2004.

ITU (International Telecommunication Union). World Telecommunication Indicators Database, 7th edition. [http://www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html]. March 2004.

LIS (Luxembourg Income Study). 2004. "Relative Poverty Rates for the Total Population, Children and the Elderly." [http://www.lisproject.org/keyfigures/povertytable.htm]. Accessed February 2004.

Milanovic, Branko. 2002. Correspondence on income, inequality and poverty during the transition from planned to market economy. World Bank. March. Washington, D.C.

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development), Development Assistance Committee. 2004a. Correspondence on agricultural support estimates. February 2004. Paris.

———. 2004b. Correspondence on official development assistance disbursed. February. Paris.

———. 2004c. Correspondence on the employment rates. March. Geneva.

———. 2004d. Correspondence on long-term unemployment rates. March. Geneva.

———. 2004e. *DAC Journal: Development Cooperation 2003 Report* (5)1. Paris.

———. 2004f. DAC Online. Database. Paris.

OECD (Organisation for Economic Co operation and Development), and Statistics Canada. 2000. *Literacy in the Information Age: Final Report on the International Adult Literacy Survey*. Paris.

Polity IV. 2002. "Political Regime Characteristics and Transitions, 1800–2000." [http://www.bsos.umd.edu/cidcm/inscr/polity/index.htm]. Accessed April 2002.

Roodman, David. 2004. "The Commitment to Development Index: 2004 Edition." Center for Global Development, Washington, DC.

SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute). 2003. *SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmaments and International Security*. Oxford: Oxford University Press.

———. 2004a. Correspondence on military expenditure data. March. Stockholm.

———. 2004b. *SIPRI Arms Transfers*. Database. February. Stockholm.

Smeeding, Timothy M. 1997. "Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from the Luxembourg Income Study." In Sheldon H. Danziger and Robert H. Haveman, eds., *Understanding Poverty*. New York: Russell Sage Foun-

dation; and Cambridge, MA: Harvard University Press.
Smeeding, Timothy M., Lee Rainwater, and Gary Burtless. 2000. "United States Poverty in a Cross-National Context." In Sheldon H. Danziger and Robert H. Haveman, eds., *Understanding Poverty*. New York: Russell Sage Foundation; and Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
Statec. 2004. Correspondence on gross enrolment ratio for Luxembourg. April. Luxembourg.
UN (United Nations). 2001. *World Population Prospects 1950-2050: The 2000 Revision*. Database. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York.
——. 2002. Correspondence on time use surveys. Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division. February. New York.
——. 2003. *World Population Prospects 1950-2050: The 2002 Revision*. Database. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York.
——. 2004a. *Comtrade*. Database. Department of Social and Economic Affairs, Statistics Division. New York.
——. 2004b. Correspondence on energy consumption. Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division. March. New York.
——. 2004c. Correspondence on traditional fuel use. Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division. March. New York.
——. 2004d. Correspondence on 2002 urban population interpolation. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. March. New York.
——. 2004e. Millennium Indicators Database. Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division. [http://millenniumindicators.un.org]. Accessed March 2004.
——. 2004f. "Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General." [http://untreaty.un.org]. Accessed March 2004.
——. 2004g. United Nations Population Division Database on Contraceptive Use. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. March. New York.
——. 2004h. *World Urbanization Prospects: The 2003 Revision*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York.
UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS). 2004. Correspondence on HIV prevalence rate. May. Geneva.
UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development). 2001. "Third United Nations Conference on the Least Developed Countries." [http://www.unctad.org/conference/]. Accessed April 2002.
UNDP (United Nations Development Programme). 2000. *Human Development Report 2000. Oxford University Press*. New York.
——. 2002a. *Bosnia and Herzegovina Human Development Report 2002*. Sarajevo.
——. 2002b. *East Timor Human Development Report 2002*. Dili.
——. 2004. Correspondence with UNDP Country Office in Pakistan on data on women in government at ministerial level. April. Islamabad.
UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 1997. International Standard Classification of Education 1997. Available at [http://www.uis.unesco.org/ev_en.php?ID=3813_201&ID2=DO_TOPIC]. Accessed March 2004.
——. 1999. *Statistical Yearbook 1999*. Paris.
——. 2003. *Education for All Global Monitoring Report 2003/4*. Paris.
UNESCO Institute for Statistics (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 2001. Correspondence on combined gross enrolment ratio. March. Paris.
——. 2003a. Correspondence on adult and youth literacy rates. March. Montreal.
——. 2003b. Correspondence on combined gross enrolment ratios. March. Montreal.
——. 2003c. Correspondence on education expenditure. February. Montreal.
——. 2004a. Correspondence on adult and youth literacy rates. March. Montreal.
——. 2004b. Correspondence on education expenditure. March. Montreal.
——. 2004c. Correspondence on gross, net enrolment ratios and children reaching grade 5. March. Montreal.
——. 2004d. "Cultural Statistics Programme of the UNESCO Institute for Statistics." Background note prepared for *Human Development Report 2004*. Montreal.
——. 2004e. "Measuring Literacy." Background note prepared for *Human Development Report 2004*. Montreal.
UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees). 2004. Correspondence on internally displaced people, refugees by country of asylum and by country of origin. April. Geneva.
UNICEF (United Nations Children's Fund). 2000. *State of the World's Children 2001*. New York: Oxford University Press.
——. 2003a. Multiple Indicator Cluster Survey (MICS) 2002. Dili.
——. 2003b. *The State of the World's Children 2004*. New York: Oxford University Press.
——. 2004. Correspondence on infant and under-five mortality rates. March. New York.
UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime). 2004. Correspondence on data on crime victims. March. Vienna.
WHO (World Health Organization). 2003. *Global Tuberculosis Control: WHO Report 2003*. [http://www.who.int/gtb/publications/globrep/]. Accessed March 2003.
——. 2004a. Correspondence on access to essential drugs. March. Geneva.
——. 2004b. Correspondence on health expenditure. March. Geneva.
——. 2004c. Correspondence on HIV prevalence rate. March. Geneva.
——. 2004d. Correspondence on human resources for health. March. Geneva.
——. 2004e. Correspondence on tuberculosis cases. March. Geneva.
——. 2004f. "Health Metrics Network: An Emerging Global Partnership for Health Information." Background note prepared for *Human Development Report* 2004. Geneva.
WIPO (World Intellectual Property Organization). 2004. *Intellectual Property Statistics*. Publication B. Geneva.
World Bank. 2003a. *Global Economic Prospects and the Developing Countries*. Washington, DC.
——. 2003b. *World Development Indicators 2003*. CD-ROM. Washington, DC.
——. 2004a. Correspondence on data on income distribution. March. Washington, DC.
——. 2004b. Correspondence on GDP per capita annual growth rates. March. Washington, DC.
——. 2004c. "HIPC Initiative: Status of Country Cases Considered Under the Initiative, September 2003." [http://www.worldbank.org/hipc/progress-to-date/status_table_Sep03.pdf]. Accessed March 2004.
——. 2004d. "International Comparison Programme (ICP)." Background note prepared for *Human Development Report 2004*. Washington, DC.
——. 2004e. "The Marrakech Action Plans for Statistics." Background note prepared for *Human Development Report 2004*. Washington, DC.
——. 2004f. *World Development Indicators 2004*. CD-ROM. Washington, DC.

各国の分類

人間開発指数別分類[a]

人間開発指数別分類
（HDI 0.800以上）

Antigua and Barbuda
Argentina
Australia
Austria
Bahamas
Bahrain
Barbados
Belgium
Brunei Darussalam
Canada
Chile
Costa Rica
Croatia
Cuba
Cyprus
Czech Republic
Denmark
Estonia
Finland
France
Germany
Greece
Hong Kong, China (SAR)
Hungary
Iceland
Ireland
Israel
Italy
Japan
Korea, Rep. of
Kuwait
Latvia
Lithuania
Luxembourg
Malta
Mexico
Netherlands
New Zealand
Norway
Poland
Portugal
Qatar
Saint Kitts and Nevis
Seychelles
Singapore
Slovakia
Slovenia
Spain
Sweden
Switzerland
Trinidad and Tobago
United Arab Emirates
United Kingdom
United States
Uruguay
（55カ国・地域）

人間開発中位国
（HDI 0.500から0.799）

Albania
Algeria
Armenia
Azerbaijan
Bangladesh
Belarus
Belize
Bhutan
Bolivia
Bosnia and Herzegovina
Botswana
Brazil
Bulgaria
Cambodia
Cameroon
Cape Verde
China
Colombia
Comoros
Dominica
Dominican Republic
Ecuador
Egypt
El Salvador
Equatorial Guinea
Fiji
Gabon
Georgia
Ghana
Grenada
Guatemala
Guyana
Honduras
India
Indonesia
Iran, Islamic Rep. of
Jamaica
Jordan
Kazakhstan
Kyrgyzstan
Lao People's Dem. Rep.
Lebanon
Libyan Arab Jamahiriya
Macedonia, TFYR
Malaysia
Maldives
Mauritius
Moldova, Rep. of
Mongolia
Morocco
Myanmar
Namibia
Nepal
Nicaragua
Occupied Palestinian Territories
Oman
Panama
Papua New Guinea
Paraguay
Peru
Philippines
Romania
Russian Federation
Saint Lucia
St. Vincent & the Grenadines
Samoa (Western)
São Tomé and Principe
Saudi Arabia
Solomon Islands
South Africa
Sri Lanka
Sudan
Suriname
Swaziland
Syrian Arab Republic
Tajikistan
Thailand
Tonga
Tunisia
Turkey
Turkmenistan
Ukraine
Uzbekistan
Vanuatu
Venezuela
Viet Nam
（86カ国・地域）

人間開発低位国
（HDI 0.500未満）

Angola
Benin
Burkina Faso
Burundi
Central African Republic
Chad
Congo
Congo, Dem. Rep. of the
Côte d'Ivoire
Djibouti
Eritrea
Ethiopia
Gambia
Guinea
Guinea-Bissau
Haiti
Kenya
Lesotho
Madagascar
Malawi
Mali
Mauritania
Mozambique
Niger
Nigeria
Pakistan
Rwanda
Senegal
Sierra Leone
Tanzania, U. Rep. of
Timor-Leste
Togo
Uganda
Yemen
Zambia
Zimbabwe
（36カ国・地域）

a．以下のHDIの算出ができない国連加盟国は除く。アフガニスタン、アンドラ、イラク、キリバス、北朝鮮、リベリア、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、ミクロネシア、モナコ、ナウル、パラオ、サンマリノ、セルビア・モンテネグロ、ソマリア、ツバル

所得別分類[a]

高所得国（2002年の1人当たりGNIが9,076ドル以上）

Andorra
Antigua and Barbuda
Australia
Austria
Bahamas
Bahrain
Barbados
Belgium
Brunei Darussalam
Canada
Cyprus
Denmark
Finland
France
Germany
Greece
Hong Kong, China (SAR)
Iceland
Ireland
Israel
Italy
Japan
Korea, Rep. of
Kuwait
Luxembourg
Malta
Monaco
Netherlands
New Zealand
Norway
Portugal
Qatar
San Marino
Singapore
Slovenia
Spain
Sweden
Switzerland
United Arab Emirates
United Kingdom
United States
（41カ国・地域）

中所得国（2002年の1人当たりGNIが736～9,075ドル）

Albania
Algeria
Argentina
Armenia
Belarus
Belize
Bolivia
Bosnia and Herzegovina
Botswana
Brazil
Bulgaria
Cape Verde
Chile
China
Colombia
Costa Rica
Croatia
Cuba
Czech Republic
Djibouti
Dominica
Dominican Republic
Ecuador
Egypt
El Salvador
Estonia
Fiji
Gabon
Grenada
Guatemala
Guyana
Honduras
Hungary
Iran, Islamic Rep. of
Iraq
Jamaica
Jordan
Kazakhstan
Kiribati
Latvia
Lebanon
Libyan Arab Jamahiriya
Lithuania
Macedonia, TFYR
Malaysia
Maldives
Marshall Islands
Mauritius
Mexico
Micronesia, Fed. Sts.
Morocco
Namibia
Northern Mariana Islands
Occupied Palestinian Territories
Oman
Palau
Panama
Paraguay
Peru
Philippines
Poland
Romania
Russian Federation
Saint Kitts and Nevis
Saint Lucia
St. Vincent & the Grenadines
Samoa (Western)
Saudi Arabia
Serbia and Montenegro
Seychelles
Slovakia
South Africa
Sri Lanka
Suriname
Swaziland
Syrian Arab Republic
Thailand
Tonga
Trinidad and Tobago
Tunisia
Turkey
Turkmenistan
Ukraine
Uruguay
Vanuatu
Venezuela
（86カ国・地域）

低所得国（2002年の1人当たりGNIが735ドル以下）

Afghanistan
Angola
Azerbaijan
Bangladesh
Benin
Bhutan
Burkina Faso
Burundi
Cambodia
Cameroon
Central African Republic
Chad
Comoros
Congo
Congo, Dem. Rep. of the
Côte d'Ivoire
Equatorial Guinea
Eritrea
Ethiopia
Gambia
Georgia
Ghana
Guinea
Guinea-Bissau
Haiti
India
Indonesia
Kenya
Korea, Dem. Rep.
Kyrgyzstan
Lao People's Dem. Rep.
Lesotho
Liberia
Madagascar
Malawi
Mali
Mauritania
Moldova, Rep. of
Mongolia
Mozambique
Myanmar
Nepal
Nicaragua
Niger
Nigeria
Pakistan
Papua New Guinea
Rwanda
São Tomé and Principe
Senegal
Sierra Leone
Solomon Islands
Somalia
Sudan
Tajikistan
Tanzania, U. Rep. of
Timor-Leste
Togo
Uganda
Uzbekistan
Viet Nam
Yemen
Zambia
Zimbabwe
（64カ国・地域）

a．1人当たり国民総所得（GNI）にもとづく世界銀行の分類（2003年7月1日現在）。ナウルとツバルはデータがないので含まれていない。

世界の国グループ別分類（開発途上国／中東欧・CIS/OECD諸国）

開発途上国

Afghanistan
Algeria
Angola
Antigua and Barbuda
Argentina
Bahamas
Bahrain
Bangladesh
Barbados
Belize
Benin
Bhutan
Bolivia
Botswana
Brazil
Brunei Darussalam
Burkina Faso
Burundi
Cambodia
Cameroon
Cape Verde
Central African Republic
Chad
Chile
China
Colombia
Comoros
Congo
Congo, Dem. Rep. of the
Costa Rica
Côte d'Ivoire
Cuba
Cyprus
Djibouti
Dominica
Dominican Republic
Ecuador
Egypt
El Salvador
Equatorial Guinea
Eritrea
Ethiopia
Fiji
Gabon
Gambia
Ghana
Grenada
Guatemala
Guinea
Guinea-Bissau
Guyana
Haiti
Honduras
Hong Kong, China (SAR)
India
Indonesia
Iran, Islamic Rep. of
Iraq
Jamaica
Jordan
Kenya
Kiribati
Korea, Dem. Rep.
Korea, Rep. of
Kuwait
Lao People's Dem. Rep.
Lebanon
Lesotho
Liberia
Libyan Arab Jamahiriya
Madagascar
Malawi
Malaysia
Maldives
Mali
Marshall Islands
Mauritania
Mauritius
Mexico
Micronesia, Fed. Sts.
Mongolia
Morocco
Mozambique
Myanmar
Namibia
Nauru
Nepal
Nicaragua
Niger
Nigeria
Occupied Palestinian Territories
Oman
Pakistan
Palau
Panama
Papua New Guinea
Paraguay
Peru
Philippines
Qatar
Rwanda
Saint Kitts and Nevis
Saint Lucia
St. Vincent & the Grenadines
Samoa (Western)
São Tomé and Principe
Saudi Arabia
Senegal
Seychelles
Sierra Leone
Singapore
Solomon Islands
Somalia
South Africa
Sri Lanka
Sudan
Suriname
Swaziland
Syrian Arab Republic
Tanzania, U. Rep. of
Thailand
Timor-Leste
Togo
Tonga
Trinidad and Tobago
Tunisia
Turkey
Tuvalu
Uganda
United Arab Emirates
Uruguay
Vanuatu
Venezuela
Viet Nam
Yemen
Zambia
Zimbabwe
（137カ国・地域）

後発開発途上国

Afghanistan
Angola
Bangladesh
Benin
Bhutan
Burkina Faso
Burundi
Cambodia
Cape Verde
Central African Republic
Chad
Comoros
Congo, Dem. Rep. of the
Djibouti
Equatorial Guinea
Eritrea
Ethiopia
Gambia
Guinea
Guinea-Bissau
Haiti
Kiribati
Lao People's Dem. Rep.
Lesotho
Liberia
Madagascar
Malawi
Maldives
Mali
Mauritania
Mozambique
Myanmar
Nepal
Niger
Rwanda
Samoa (Western)
São Tomé and Principe
Senegal
Sierra Leone
Solomon Islands
Somalia
Sudan
Tanzania, U. Rep. of
Togo
Tuvalu
Uganda
Vanuatu
Yemen
Zambia
（49カ国・地域）

中東欧・CIS諸国

Albania
Armenia
Azerbaijan
Belarus
Bosnia and Herzegovina
Bulgaria
Croatia
Czech Republic
Estonia
Georgia
Hungary
Kazakhstan
Kyrgyzstan
Latvia
Lithuania
Macedonia, TFYR
Moldova, Rep. of
Poland
Romania
Russian Federation
Serbia and Montenegro
Slovakia
Slovenia
Tajikistan
Turkmenistan
Ukraine
Uzbekistan
（27カ国・地域）

OECD諸国

Australia
Austria
Belgium
Canada
Czech Republic
Denmark
Finland
France
Germany
Greece
Hungary
Iceland
Ireland
Italy
Japan
Korea, Rep. of
Luxembourg
Mexico
Netherlands
New Zealand
Norway
Poland
Portugal
Slovakia
Spain
Sweden
Switzerland
Turkey
United Kingdom
United States
（30ヵ国・地域）

高所得OECD諸国[a]

Australia
Austria
Belgium
Canada
Denmark
Finland
France
Germany
Greece
Iceland
Ireland
Italy
Japan
Korea, Rep. of
Luxembourg
Netherlands
New Zealand
Norway
Portugal
Spain
Sweden
Switzerland
United Kingdom
United States
（21カ国・地域）

a．チェコ、ハンガリー、メキシコ、ポーランド、スロバキア、トルコを除く。

開発途上国地域別分類

アラブ諸国

Algeria
Bahrain
Djibouti
Egypt
Iraq
Jordan
Kuwait
Lebanon
Libyan Arab Jamahiriya
Morocco
Occupied Palestinian Territories
Oman
Qatar
Saudi Arabia
Somalia
Sudan
Syrian Arab Republic
Tunisia
United Arab Emirates
Yemen
（20カ国・地域）

アジア・太平洋諸国

東アジア・太平洋諸国

Brunei Darussalam
Cambodia
China
Fiji
Hong Kong, China (SAR)
Indonesia
Kiribati
Korea, Dem. Rep.
Korea, Rep. of
Lao People's Dem. Rep.
Malaysia
Marshall Islands
Micronesia, Fed. Sts.
Mongolia
Myanmar
Nauru
Palau
Papua New Guinea
Philippines
Samoa (Western)
Singapore
Solomon Islands
Thailand
Timor-Leste
Tonga
Tuvalu
Vanuatu
Viet Nam
（28カ国・地域）

南アジア

Afghanistan
Bangladesh
Bhutan
India
Iran, Islamic Rep. of
Maldives
Nepal
Pakistan
Sri Lanka
（9カ国・地域）

ラテンアメリカ・カリブ諸国

Antigua and Barbuda
Argentina
Bahamas
Barbados
Belize
Bolivia
Brazil
Chile
Colombia
Costa Rica
Cuba
Dominica
Dominican Republic
Ecuador
El Salvador
Grenada
Guatemala
Guyana
Haiti
Honduras
Jamaica
Mexico
Nicaragua
Panama
Paraguay
Peru
Saint Kitts and Nevis
Saint Lucia
St. Vincent & the Grenadines
Suriname
Trinidad and Tobago
Uruguay
Venezuela
（33カ国・地域）

南欧

Cyprus
Turkey
（2カ国・地域）

サハラ以南アフリカ

Angola
Benin
Botswana
Burkina Faso
Burundi
Cameroon
Cape Verde
Central African Republic
Chad
Comoros
Congo
Congo, Dem. Rep. of the
Côte d'Ivoire
Equatorial Guinea
Eritrea
Ethiopia
Gabon
Gambia
Ghana
Guinea
Guinea-Bissau
Kenya
Lesotho
Liberia
Madagascar
Malawi
Mali
Mauritania
Mauritius
Mozambique
Namibia
Niger
Nigeria
Rwanda
São Tomé and Principe
Senegal
Seychelles
Sierra Leone
South Africa
Swaziland
Tanzania, U. Rep. of
Togo
Uganda
Zambia
Zimbabwe
（45カ国・地域）

指標項目一覧

指標	表番号
あ	
医師	6
医薬品：必須医薬品を継続して利用できる人口	6
インターネット利用者	12
衛生設備：改善された衛生設備を利用できる人口	7
HIV感染率	8, 33
栄養不良の人々	7, 33
エネルギー消費：単位当たりのGDP産出額	21
ODA支出（総額）	16
援助国1人当たり	16
基本的社会サービスに対するODA	16
後発開発途上国に対するODA	16
GNIに占める割合	16
二国間（アンタイド）ODA支出	16
ODA受取額（純支出額）	
総額	18
対GDP比	18
1人当たり	18
か	
海外直接投資の流れ（純額）	18
環境関連条約批准状況	21
喫煙率：女性	8
：男性	8
教育指数	1
教育への公的支出	
高等教育	10
GDPに占める%	10, 19
就学前・初等教育	10
政府支出総額に占める%	10
中等教育	10
軍事支出	19
軍事力：指数	22
：全	22
経口補液療法利用率	6
結核患者	
10万人当たり	8
DOTSで完治した患者	8
DOTSによる診断	8
研究開発	
研究開発への支出	12
研究開発に従事する科学者と技術者数	12
子ども	
1歳児予防接種率	
結核	6
はしか	6
5歳未満死亡率	9, 33
第5学年まで進級した児童	11
低身長：年齢のわりに低身長の子ども(5歳未満)	7
低体重：年齢のわりに低体重の子ども(5歳未満)	3, 7
乳児死亡率	9
雇用：女性の産業別雇用	
工業部門	
：合計	27
：男性に対する女性の%	27
サービス部門	
：合計	27
：男性に対する女性の%	27
農業部門	
：合計	27
：男性に対する女性の%	27
コンドームの使用率：最近のハイリスクな性行為での使用	8
さ	
債務元利支払金総額	
財とサービスの輸出に占める割合	18
対GDP比	18, 19
債務救済	
HIPC信託基金への二国間援助約束額	17
二国間債務免除総額	17
CO_2排出量	
世界全体に対するシェア	21
1人当たり	21
GDP	
GDP総額	
：(10億PPP US$)	13
：(10億US$)	13
1人当たりGDP	
：(US $)	13
：(PPP US$)	1, 13, 33
：(PPP US$)：1975-2002年の最高値	13
：最高値を記録した年	13
：年間成長率	13
GDP指数	1
識字率	
若年層識字率	11
若年層の男性識字率に対する女性識字率の%	26
識字能力：機能的識字能力のない人	4
女性の若年層識字率	26
女性の成人識字率	24, 26
成人識字率	1, 11, 33
男性成人識字率	24
男性の識字率に対する女性の識字率の割合	26

指標	表番号
失業者	20
失業率	20
若年層の失業率	20
：男性に対する女性の%	20
男性に対する女性の%	20
長期失業	4
長期失業：女性	20
：男性	20
年間失業率	20
資本の流れ：民間：その他の	18
就学率	
初・中・高等教育の総就学率	1, 33
：女性	24
：男性	24
初等教育純就学率	11, 33
：女性	26
：男性に対する女性の%	26
中等教育純就学率	
：女性	26
：男性に対する女性の%	26
理数系、工学系の高等教育就学者	11
高等教育総就学率	
：女性	26
：男性に対する女性の%	26
出産：医療従事者の介護による出産	6
出生時低体重児	7
出生率：合計特殊出生率	5, 33
消費者物価指数：年間変動率	13
ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)	25, 32
ジェンダー開発指数 (GDI)	24, 32
女性の経済活動比率	27
指数	27
男性に対する女性の活動比率	27
女性の経済参加	
女性の議員、高官、管理職	25
女性の専門職と技術職	25
女性の政治参加	
閣僚レベルの女性	29
女性が国会議員に初めて選出/任命された年	29
女性が選挙権を得た年	29
女性が被選挙権を得た年	29
女性の議員、高官、管理職	25
女性の国会議席数	25
女性の国会議席数：下院または一院制	29
女性の国会議席数：上院	29
女性の産業別雇用	
工業部門	
：合計	27
：男性に対する女性の%	27
サービス部門	
：合計	27
：男性に対する女性の%	27
農業部門	
：合計	27
：男性に対する女性の%	27
所得	
勤労所得（推定）	
：女性	24
：男性	24
：女性の男性に対する推定勤労所得比率	25
所得/消費に占める割合	
：最貧層10%	14
：最貧層20%	14
：最富裕層10%	14
：最富裕層20%	14
所得不平等の測定	
：ジニ係数	14
：最富裕層10%の最貧層10%に対する割合	14
：最富裕層20%の最貧層20%に対する割合	14
人権協定の現状、主要な国際協定	30
人口	
総人口	5, 33
15歳未満の人口	5
都市人口	5
年間人口増加率	5
65歳以上の人口	5
生存	
40歳まで生存できない出生時確率	3
60歳まで生存できない出生時確率	4
65歳まで生存できる出生時確率	
：女性	9
：男性	9

た

電力消費量：１人当たり	21
携帯電話登録者	12
電話主要回線	12
特許	
住民の得た特許件数	12
使用料とライセンス使用料：受取金額	12

な

難民	
国別受入人数	22
国別送出人数	22
国内避難民	22
二酸化炭素排出量	
世界全体に占める割合	21
１人当たり	21
人間開発指数 (HDI)	1
動向	2, 32
人間貧困指数 (HPI-2)：OECD諸国の	4, 32
人間貧困指数 (HPI-1)：途上国の	3, 32
燃料消費量：在来燃料	21
農業：OECD諸国への自国農業の補助	17

は

犯罪被害者	
全犯罪	23
強盗	23
財産犯罪	23
性犯罪	23
暴行	23
賄賂行為（汚職）	23
非識字率：成人	3
避妊普及率	6
貧困：所得貧困	
国別貧困ライン未満の人口	3
所得中間値の50%未満	4
貧困ライン未満の人口：１日１ドル	3
：１日２ドル	3
：１日４ドル	4
：１日11ドル	4
通常兵器の取引	
通常兵器の輸出	22
：全額	22
：全体に占める割合	22
通常兵器の輸入：全額	22
平均寿命：出生時平均余命	1, 9, 33
：女性	24
：男性	24
平均寿命指数	1
貿易	
交易条件	15
先進国による開発途上国からの輸入	
：合計	17
：輸入総額に占める割合	17
先進国による後発開発途上国からの輸入	
：合計	17
：全体に占める割合	17
関税障壁：平均値と非関税障壁等価	17
保健医療への支出	
公的	6, 19
民間	6
１人当たり	6

ま

マラリア	
マラリア患者	8
予防：殺虫剤浸漬蚊帳付きベッドで就寝する５歳未満児	8
治療：熱が出た際に抗マラリア剤の治療を受ける５歳未満児	8
妊産婦死亡率	
調整値	9
報告された	9
水源：改善された水源	
継続して利用できない人口	3
継続して利用できる人口	7, 33
無報酬の家庭内労働者	
女性	27
男性	27

や

輸出	
加工品	15
財とサービス	15
第一次産品	15
ハイテク製品	15
輸入：財とサービスの輸入	15

ら

労働時間	
総労働時間	28
：市場活動	28
：非市場活動	28
女性の労働時間	
：総労働時間	28
：市場活動	28
：非市場活動	28
：男性の労働時間に対する%	28
男性の労働時間	
：総労働時間	28
：市場活動	28
：非市場活動	28
労働条約の現状：基本的現状	31

各国の人間開発順位

(HDI順位)		(HDI順位)	
65	Albania（アルバニア）	154	Djibouti（ジブチ）
108	Algeria（アルジェリア）	95	Dominica（ドミニカ）
166	Angola（アンゴラ）	98	Dominican Republic（ドミニカ共和国）
55	Antigua and Barbuda（アンティグア・バーブーダ）	100	Ecuador（エクアドル）
34	Argentina（アルゼンチン）	120	Egypt（エジプト）
82	Armenia（アルメニア）	103	El Salvador（エルサルバドル）
3	Australia（オーストラリア）	109	Equatorial Guinea（赤道ギニア）
14	Austria（オーストリア）	156	Eritrea（エリトリア）
91	Azerbaijan（アゼルバイジャン）	36	Estonia（エストニア）
51	Bahamas（バハマ）	170	Ethiopia（エチオピア）
40	Bahrain（バーレーン）	81	Fiji（フィジー）
138	Bangladesh（バングラデシュ）	13	Finland（フィンランド）
29	Barbados（バルバドス）	16	France（フランス）
62	Belarus（ベラルーシ）	122	Gabon（ガボン）
6	Belgium（ベルギー）	155	Gambia（ガンビア）
99	Belize（ベリーズ）	97	Georgia（グルジア）
161	Benin（ベナン）	19	Germany（ドイツ）
134	Bhutan（ブータン）	131	Ghana（ガーナ）
114	Bolivia（ボリビア）	24	Greece（ギリシャ）
66	Bosnia and Herzegovina（ボスニア・ヘルツェゴビナ）	93	Grenada（グレナダ）
128	Botswana（ボツワナ）	121	Guatemala（グアテマラ）
72	Brazil（ブラジル）	160	Guinea（ギニア）
33	Brunei Darussalam（ブルネイ）	172	Guinea-Bissau（ギニアビサウ）
56	Bulgaria（ブルガリア）	104	Guyana（ガイアナ）
175	Burkina Faso（ブルキナファソ）	153	Haiti（ハイチ）
173	Burundi（ブルンジ）	115	Honduras（ホンジュラス）
130	Cambodia（カンボジア）	23	Hong Kong, China (SAR)（香港）
141	Cameroon（カメルーン）	38	Hungary（ハンガリー）
4	Canada（カナダ）	7	Iceland（アイスランド）
105	Cape Verde（カーボベルデ）	127	India（インド）
169	Central African Republic（中央アフリカ）	111	Indonesia（インドネシア）
167	Chad（チャド）	101	Iran, Islamic Rep. of（イラン）
43	Chile（チリ）	10	Ireland（アイルランド）
94	China（中国）	22	Israel（イスラエル）
73	Colombia（コロンビア）	21	Italy（イタリア）
136	Comoros（コモロ）	79	Jamaica（ジャマイカ）
144	Congo（コンゴ共和国）	9	Japan（日本）
168	Congo, Dem. Rep. of the（コンゴ民主共和国）	90	Jordan（ヨルダン）
45	Costa Rica（コスタリカ）	78	Kazakhstan（カザフスタン）
163	Côte d'Ivoire（コートジボワール）	148	Kenya（ケニア）
48	Croatia（クロアチア）	28	Korea, Rep. of（韓国）
52	Cuba（キューバ）	44	Kuwait（クウェート）
30	Cyprus（キプロス）	110	Kyrgyzstan（ギルギス）
32	Czech Republic（チェコ）	135	Lao People's Dem. Rep.（ラオス）
17	Denmark（デンマーク）	50	Latvia（ラトビア）

(HDI順位)		(IIDI順位)	
80	Lebanon（レバノン）	87	Saint Vincent and the Grenadines（セントビンセント・グレナディーン諸島）
145	Lesotho（レソト）	75	Samoa (Western)（西サモア）
58	Libyan Arab Jamahiriya（リビア）	123	São Tomé and Principe（サントメ・プリンシペ）
41	Lithuania（リトアニア）	77	Saudi Arabia（サウジアラビア）
15	Luxembourg（ルクセンブルク）	157	Senegal（セネガル）
60	Macedonia, TFYR（マケドニア, 旧ユーゴスラビア共和国）	35	Seychelles（セイシェル）
150	Madagascar（マダガスカル）	177	Sierra Leone（シエラレオネ）
165	Malawi（マラウイ）	25	Singapore（シンガポール）
59	Malaysia（マレーシア）	42	Slovakia（スロバキア）
84	Maldives（モルディブ）	27	Slovenia（スロベニア）
174	Mali（マリ）	124	Solomon Islands（ソロモン諸島）
31	Malta（マルタ）	119	South Africa（南アフリカ）
152	Mauritania（モーリタニア）	20	Spain（スペイン）
64	Mauritius（モーリシャス）	96	Sri Lanka（スリランカ）
53	Mexico（メキシコ）	139	Sudan（スーダン）
113	Moldova, Rep. of（モルドバ）	67	Suriname（スリナム）
117	Mongolia（モンゴル）	137	Swaziland（スワジランド）
125	Morocco（モロッコ）	2	Sweden（スウェーデン）
171	Mozambique（モザンビーク）	11	Switzerland（スイス）
132	Myanmar（ミャンマー）	106	Syrian Arab Republic（シリア）
126	Namibia（ナミビア）	116	Tajikistan（タジキスタン）
140	Nepal（ネパール）	162	Tanzania, U. Rep. of（タンザニア）
5	Netherlands（オランダ）	76	Thailand（タイ）
18	New Zealand（ニュージーランド）	158	Timor-Leste（東ティモール）
118	Nicaragua（ニカラグア）	143	Togo（トーゴ）
176	Niger（ニジェール）	63	Tonga（トンガ）
151	Nigeria（ナイジェリア）	54	Trinidad and Tobago（トリニダード・トバゴ）
1	Norway（ノルウェー）	92	Tunisia（チュニジア）
102	Occupied Palestinan Territories（パレスチナ占領地域）	88	Turkey（トルコ）
74	Oman（オマーン）	86	Turkmenistan（トルクメニスタン）
142	Pakistan（パキスタン）	146	Uganda（ウガンダ）
61	Panama（パナマ）	70	Ukraine（ウクライナ）
133	Papua New Guinea（パプアニューギニア）	49	United Arab Emirates（アラブ首長国連邦）
89	Paraguay（パラグアイ）	12	United Kingdom（英国）
85	Peru（ペルー）	8	United States（米国）
83	Philippines（フィリピン）	46	Uruguay（ウルグアイ）
37	Poland（ポーランド）	107	Uzbekistan（ウズベキスタン）
26	Portugal（ポルトガル）	129	Vanuatu（バヌアツ）
47	Qatar（カタール）	68	Venezuela（ベネズエラ）
69	Romania（ルーマニア）	112	Viet Nam（ベトナム）
57	Russian Federation（ロシア）	149	Yemen（イエメン）
159	Rwanda（ルワンダ）	164	Zambia（ザンビア）
39	St. Kitts and Nevis（セントクリストファー・ネービス）	147	Zimbabwe（ジンバブエ）
71	Saint Lucia（セントルシア）		

人間開発報告書事務局からの新しい刊行物

『人間開発報告書』基本論文と国別人間開発報告書は、http://hdr.undp.orgに掲載されています。

Journal of Human Development : Alternative Economics in Action
(人間開発ジャーナル:もう１つの経済学の台頭)

2000年に発刊された本誌は、人間の可能性、成長と市場などについて新たな視点を提供してきました。開発は経済、社会、政治的課題に横断的にかかわるものであるにもかかわらず、開発にはこうした多様な側面があるということは、しばしば見過ごされている、とわれわれ編集者は考えています。相互評価型の本誌では、人間開発の概念や測定方法の充実に資する研究や、従来の経済学の視点への挑戦を試みる未発表論文を掲載しています。本誌は、政策立案者、エコノミスト、学識有権者など幅広い方々が考えを交換する場を提供するとともに、グローバルなレベルの課題も各国の課題も取り上げています。人間開発は、もう１つの経済学のためのいわば「思想の１学派」となりつつあり、本誌はこの学派に属する人々にも批判的な人々にも１つの道筋となるでしょう。

入手先：
Carfax Publishing, Taylor and Francis Ltd.
Customer Services Department,
Rankine Road, Basingstoke, Hants, RG24 8PR, UK
電話：+44(0)1256 813002　FAX：+44(0)1256 330245
Emailアドレス：journals.orders@tandf.co.uk
ホームページ：www.tandf.co.uk/journals

または
Carfax Publishing, Taylor and Francis Inc.
Customer Services Department,
325 Chestnut Street, 8th Floor, Philadelphia, PA 19106, USA
電話：+1 215 625 8900
Fax：+1 215 625 8914

Carfax Publishing, Taylor and Francis Ltd.
PO Box 352, Cammeray
NSW 2062, Australia
電話：+61(0)2 9958 5329
Fax：+61(0)2 9958 2376

より詳しくは、http://hdr.undp.orgをご覧ください。

『人間開発報告書』のテーマ

2003年	人間開発報告書：ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けて
2002年	ガバナンスと人間開発：モザイク模様の世界に民主主義を深める
2001年	新技術と人間開発：新技術を人間開発に役立てる
2000年	人権と人間開発：自由と連帯をめざして
1999年	グローバリゼーションと人間開発：人間の顔をしたグローバリゼーション
1998年	消費パターンと人間開発：人間開発に資する消費とは
1997年	貧困と人間開発：貧困撲滅のための人間開発
1996年	経済成長と人間開発
1995年	ジェンダーと人間開発
1994年	「人間の安全保障」の新しい側面
1993年	人々の社会参加
1992年	人間開発の地球的側面
1991年	人間開発の財政
1990年	人間開発の概念と測定

『人間開発報告書』日本語版は（株）国際協力出版会（Tel：03-3372-6771，Fax：03-3372-6840，http://www.jicp.co.jp/）が発行しています。

発行：国際協力出版会
発売：古今書院

ISBN4-906352-51-0 C1033 ¥3800E
定価（本体 3800 円＋税）

われわれの世界では、3分の2以上の国が人口の10％以上を占める少数者の集団を国内に抱え、また、ほぼ10億人が何らかの形の排除を受けている集団に属している。
『人間開発報告書 2004：この多様な世界で文化の自由を』では、宗教、民族、言語の異なる文化的集団に対する差別を防ぐには、各国が多様な文化を推進する政策をとる必要があると論じている。文化的な自由を、抑圧するのではなく拡大することこそが、われわれの住む社会の、そして異なる社会と社会の間の、安定や民主主義、そして人間開発を促進させることのできる唯一の持続可能な方法である。

このような政策は必ずしも簡単ではない。しかし、多くの国がそれに向かって前進している。本報告書は、文化的自由の拡大を否定してきた従来の神話に対し、多様性は国の統一の脅威ではなく、避けられない「衝突」の原因でも、開発の障害でもないことを示し、そのような神話の偽りを暴き、それどころか、文化的自由は人間開発の中核をなす、人々が自ら誰であるかを選択する能力であるとしている。今年の報告書はこれまでにない新たな枠組みを示し、新聞の見出しから一挙に国際政治の議題として取り上げられるような、移民、強奪を伴う虐殺、慣習法、文化的多様性といった課題について検証を行っている。

毎年発行の『人間開発報告書』は創刊から15年を迎え、今年もまた、人々が満足のいく創造的な生活を営めるようになることを目指し、最も緊急に取り組むべき、古くて新しい課題への議論の場を提供している。

『人間開発報告書　2004』の特徴
- ノーベル賞受賞者アマルティア・センによる人間開発と文化的自由の重要な結び付きに関する分析を特別掲載。
- 文化的少数者の集団が直面する「生活様式の排除」とは何か、また、政治的、経済的、社会的排除（参加の排除）とは何かを考察。
- 最新の多文化アプローチを、権力分担、宗教国家と政教分離国家、言語政策、法多元主義、積極的是正措置（アファーマティブ・アクション）に触れながら紹介。
- 文化的支配の強圧的な動きの出現と民主主義への挑戦を分析。
- 文化の多様性やグローバリゼーションに対する政策が必要な伝統知識、文化財取引、移民政策を含む重要分野について検証。
- シリン・エバディ、ジョン・ヒューム、ハミッド・カルザイ、ネルソン・マンデラ、オーレ・ヘンリック・マッガ各氏の特別寄稿を掲載。